

博士論文

近現代社会における在来の手仕事の  
社会文化的環境適応

守谷 英一

平成29年度提出

東北芸術工科大学

博士論文

近現代社会における在来の手仕事の  
社会文化的環境適応

(本編)

守 谷 英 一

平成29年度提出

東北芸術工科大学

博士論文要旨（和文）

東北芸術工科大学大学院芸術工学研究科芸術工学専攻歴史文化研究領域

守谷英一（もりやえいいち）

論文題目 「近現代社会における在来の手仕事の社会文化的環境適応」

本論文は、在来の手仕事産業に携わる生活者を研究対象とし、その生業活動と近現代の社会文化的環境との関係性を「環境への適応活動」という視点で分析、考察することを目的としたものである。それはまた、生業を視点とした地域研究の試みでもある。

論文は、大きく二つに分け、本編と図表編としている。

本編は、第1部序論、第2部本論、第3部考察と結論の三部構成としている。第1部は、研究史、研究史上の課題、方法論などを述べている。第2部は個別の独立した事例研究群で、本論文の基礎資料である。第3部では考察と結論を述べている。

第1部の序論では、先に、生業研究の観点から先行研究を概観した。民俗学、社会学、産業史、経済史などについて概観したが、社会文化的環境への適応の観点から生業を総体として扱う研究は未開拓であることがわかった。

したがって、従来の民俗学や人類学の枠組みをそのまま踏襲できず、新たな方法論を定める必要がある。本論文の事例研究は、全体を生活の記録としたうえで、社会文化的な環境と生業活動との関係を動的に記述するという形をとる。このような条件を満足する方法論を、本論文では「生活誌」として規定し提示した。具体的には、本論文の生活誌は、

次の5つの部分で構成されるものである。

- 1 土地に関する記述
- 2 生業の歴史に関する記述
- 3 生業の技術に関する記述
- 4 生業に携わった、あるいは現に携わっている人々の生活史
- 5 考察とまとめ

第2部の本論は、5つの生活誌からなる5章の構成としている。対象とした地域と、手仕事産業は、次の通りである。

- 1 白鷹紬の産地の山形県白鷹町
- 2 結城紬産地の栃木県小山市絹地区
- 3 越後上布産地の新潟県南魚沼市
- 4 手漉き和紙の産地の白鷹町深山（みやま）
- 5 座敷ほうき産地の長井市金井神（かないがみ）

それぞれの地区の生活誌は、先の述べた方法論に沿って、「1 土地に関する記述」、「2 生業の歴史に関する記述」、「3 生業の技術に関する記述」、「4 生業に携わった、あるいは現に携わっている人々の生活史」と「5 章末考察」という5つの部分で構成している。

第3部では、本論の生活史を総括したうえで、考察を2段階に分けておこない、結論を



導いている。第1段階では、在来の手仕事という生業要素から導き出される「生業の法則性や性質」を一般化して、基本的性格を「niche」であると規定した。第2段階では、在来の手仕事の現状について分析して、考察の第1段階で明らかにした法則や性格及び原理が、現在の産業にどのように残存しているか、また、産業の中でどのような働きをしているかを考察した。

第3部での考察の結果、結論としたことは次のことである。

- 1 近現代社会の在来の手仕事は、近世から継続されてきた「生業」としての姿、「合間の仕事 niche」という性格を保持している産業である。
- 2 「合間の仕事 niche」という性格が、在来の手仕事を、近現代社会の社会文化的な環境変動の中で、産業として継続する重要な適応要素となった。
- 3 在来の手仕事産業の製品は、希少性や信頼性によって、大量生産品の合間 niche で商品市場を確保し、在来の手仕事は、現代産業の中で産業としての「居場所 niche」を確保している。

以上のような形態により、在来の手仕事産業は近現代社会の社会文化的環境変動に対応し、適応している。そしてその形態は、近代産業の発展形態とは違うものとして存在するものである。

さらに、在来の手仕事産業の本質は、生産活動の主要工程が身体性の技術によって行われることにある。そのために、生産活動は生産者の自己表現の手段、社会的な承認の確認手段、家族や地域の中での自己の存在確認の手段となり、喜びや楽しさ、誇りという感情

を生み出す。その感情は生産者だけが得ることができるものであり、生産者の内面に形成される価値といえる。

このように、在来の手仕事産業は生計を立てる手段として経済的な価値を生み出すだけでなく、社会文化的なものとして、他者からの評価も付与される。さらに生産者の内部に生起される価値を生産者自身の身体で知覚することができる産業なのである。そのようなあり方は現代の産業とは異質なものである。

このような産業社会への適応形態と本質性の2つにより、在来の手仕事産業は産業社会の中に存在しながら、産業社会とそれを支配する機械文明の価値観、方向性とは違う価値観を含んだ産業となっている。そのような産業の存在は現代社会の現状を再検討する視座を提供するものであるといえる。

現在の産業社会を支配する機械文明は、生産活動から身体性を排除する方向で動いている。それだけでなく、生活維持のための諸活動から身体性を排除することが進歩や発展と考えられている。しかし、自分の手をつかって何かを作ることは、人間にとって根源的な喜びであるといえる。生産過程に身体の技術を残存させている産業を批判的に検討することが未来の生活に資する知見を生み出すのではないかと考える。

博士論文要旨 (英文)

Abstract

Tohoku University of Art and Design, Graduate School of Art and Design, Doctoral  
Program in Art and Design

MORIYA Eiichi

Thesis Title : " Socio-cultural environment adaptation of conventional handicrafts  
in modern and contemporary society "

In this paper, the author analyze and consider the relationship between the  
subsistence activities in the conventional handicraft industry and the  
socio-cultural environment of the modern day from the viewpoint of 'adaptation to  
the environment'. In order to make it possible. It is also an attempt of regional  
research from the perspective of subsistence.

The thesis is divided into two main parts, the main part and the chart edition.

The main part is composed of three parts, Part 1 Introduction, Part 2 Theory, Part  
3 Discussion and Conclusion. The first part describes research history, task history  
problems, methodology, etc. The second part is a separate independent case study group,  
which is the basic material of this thesis. Part 3 discusses the conclusion and  
conclusion.

In the introduction of Part 1, we reviewed the preceding research from the viewpoint of subsistence research. Folklore, sociology about the environment, industrial history, economic history, etc., but the author found that there was no study of the whole subsistence activity from the viewpoint of adapting to the socio-cultural environment.

Therefore, it is impossible to directly follow the framework of traditional folklore and anthropology, and it is necessary to define a new methodology. Case studies in this paper take the form of describing the relationship between the socio-cultural environment and the subsistence activities dynamically, with the whole as a record of life. A methodology that satisfies these conditions was prescribed and presented as "Ethnography" in this paper. Specifically, the ethnography in this paper consists of the following five parts.

1 Description on land

2 Description on the history of the conventional handicraft industry

3 Description on technology of the conventional handicraft industry

4 Life history of people engaged in the conventional handicraft industry or currently engaged

5 Discussion and Conclusion

The main part of Part 2 is made up of five chapters consisting of five life magazines.

The area targeted and the handicraft industry are as follows.

1 Shirataka Town in Yamagata Prefecture, the production area of Silk fabric called

“Shirataka Tumugi”

2 Kinu district of Oyama city in Tochigi prefecture, Silk fabric called “Yuki Tsumugi”

production area

3 Minamiuonuma-shi, Niigata-ken, Rummy fabric called “Echigo Johu” production area

4 Miyama district of Shirataka Town in Yamagata Prefecture, where handmade Japanese

paper called “Miyama Washi” is produced

5 Kanaigami district of Nagai city in Yamagata prefecture, where handmade Japanese

broom called “Kanaigami Hoki” is produced.

The ethnography of each district consisted of the “1 Description on land”, “2

Description on the history of the conventional handicraft industry”, “3 Description

on technology of the conventional handicraft industry”, “4 Life history of people

engaged in the conventional handicraft industry or currently engaged” and “5 chapter

end consideration ”.

In the third part, the author first summarized the five ethnography of this thesis.

Next, the consideration is divided into two stages and the conclusion is led.

In the first stage of the discussion, we generalized the “rule and nature of subsistence activities” derived from conventional handicrafts. And it stipulated

that it was "The work of intermission as niche".

In the second stage, the author analyzed the current situation of handicrafts. And the author considered how "niche" remains in the current conventional handicraft industry and how it works in the conventional handicraft industry.

As a result of the consideration in Part 3, the conclusion was as follows.

1 The conventional handicraft industry in modern society is an industry that retains the character of "subsistence" that has been continued from modern times, "The work of intermission as niche".

2 And that personality "The work of intermission as niche" has become an important adaptation factor to the socio-cultural environmental changes of modern society.

3 The products of the conventional handicraft industry have rarity and reliability. Therefore, the products of conventional handicrafts can secure the commodity market between mass production items. As a result, conventional manual work secures "niche" as an industry in modern industry.

With the above form, the conventional handicraft industry adapts to the socio-cultural environmental changes of modern society. And that form exists as a different form from the development of modern industries.

Furthermore, the essential nature of the conventional handicraft industry is that the main processes of production activities are organized according to the skill of physicality.

Consequently, conventional handicraft industry becomes a means of self-expression of workers, a means of confirming social approval, a means of confirming the existence of one's own in a family or region.

As a result, conventional handicraft industry is an industry that experiences value generated as an emotion inside a producer with his / her own body.

The conventional handicraft industry has externally given value like economic value as well as all industries. In addition, the conventional handicraft industry contains the value generated inside the producer. Such existence stands on a value that is different from the values of modern industrial society and machine civilization.

The conventional handicraft industry exists in modern industrial society. However, the heterogeneity of the conventional handicraft industries such as the above with the modern industries provides a viewpoint to reconsider the values and direction of the industrial society and the machine civilization that governs it.

Machine civilization that dominates the present industrial society moves in a direction to eliminate physicality from production activities. In addition to that, eliminating physicality from various activities for maintaining life is considered to be progress and development. However, it can be said that it is a fundamental pleasure for humans to make something by using their hands. I think that critically examining industries that are leaving body skills in the production process will create knowledge that will contribute to future lives.

博士論文

近現代社会における在来の手仕事の社会文化的環境適応

目次

はじめに.....	25
第1部 序論.....	33
はじめに.....	33
第1章 生業研究の現状と課題.....	35
はじめに.....	35
第1節 日本民俗学の生業研究.....	36
第1項 生業研究の転換期をめぐって.....	36
第2項 民俗学研究へ疑問提示.....	39
第3項 日本民俗学における生業研究.....	40
第2節 「複合生業論」について.....	46
第1項 「複合生業論」の研究対象について.....	46
第2項 「複合生業論」の研究目的について.....	48
第3項 「複合生業論」の問題点について.....	51
第4項 「複合生業論」の意義と限界性について.....	54
第3節 日本民俗学における環境論.....	57
第1項 自然と民俗の関係.....	57
第2項 生態民俗学.....	59
第3項 民俗自然誌.....	64
第4項 環境民俗学.....	69
第5項 日本民俗学における環境論の到達点と課題.....	73
第4節 社会文化的環境に関わる生業研究.....	77



第1項	環境適応活動としての生業活動	77
第2項	制度や市場経済の観点からの生業研究	79
第3項	経済史や産業史などにおける在来産業研究	84
	まとめと課題	87
第2章	方法論としての生活誌	89
	はじめに	89
第1節	生活誌について	92
第1項	生活誌と民族誌、民俗誌	92
第2項	「土地に関する記述」と「生業の歴史に関する記述」	96
第3項	「生業の技術に関する記述」と「生活史」および「考察とまとめ」	98
第2節	技術論	102
第1項	問題の所在	102
第2項	標準技術集など	103
第3項	文化財としての技術について	105
第4項	民俗学における技術論	107
第5項	経済学的技術論	109
第6項	技術を構成する要素	111
第3節	生活史の方法	116
第1項	問題の所在	116
第2項	生活史の特質	119
第3項	記述の種類	122
第4項	記述法からみた「語られた事実」	124
第5項	ライフヒストリーとライフストーリー	129
第6項	『口実の生活史』の記述法	131

第7項 「歴史的現実」の記述法 .....	136
第8項 資料収集と記述の方法 .....	139
第9項 補足 .....	142
まとめ .....	147
第3章 補論 .....	148
はじめに .....	148
第1節 生業活動の構造的視点 .....	149
第1項 『縄文式階層化社会』における活動システムの考え方 .....	149
第2項 活動システムの把握 .....	152
第2節 先適応性と受容性 .....	155
第1項 生物学的な意味 .....	155
第2項 人間の活動への応用 .....	156
第3項 「縄文時代人の生態」から .....	159
第4項 本論文における「先適応性」と「受容性」 .....	163
第2部本論 .....	169
はじめに .....	169
第1章 白鷹紬（山形県西置賜郡白鷹町の織物産業） .....	171
はじめに .....	171
第1節 白鷹町という土地 .....	172
第1項 現在の白鷹町 .....	172
第2項 白鷹町の歴史 .....	173
第3項 紅花、カラムシ .....	179
第4項 白鷹町の養蚕 .....	186
第2節 白鷹紬の産業史 .....	194
第1項 はじめに .....	194

第2項	前史	196
第3項	米沢絹織物の確立と発展	200
第4項	紬織物の商品化	204
第5項	紬織物産業の確立期	206
第6項	置賜織物同業組合時代	212
第7項	戦後から現在まで	216
第8項	まとめ	219
第3節	白鷹紬の技術誌	222
第1項	はじめに	222
第2項	小紺と板締染色法	224
第3項	紺板の製作	229
第4項	御召	230
第5項	織機	233
第6項	まとめ	236
第4節	従事者の生活史	240
第1項	はじめに	240
第2項	白鷹紬の工房1	240
第3項	白鷹紬の工房2	245
第4項	白鷹紬の織り手1	250
第5項	白鷹紬の織り手2	254
第6項	白鷹紬の板大工	256
第7項	長井紬の織り手1	260
第8項	長井紬の織り手2	262
第9項	生活史のまとめ	263
第5節	章末考察	267

第1項	はじめに.....	267
第2項	専門化について.....	268
第3項	制約された技術.....	275
第4項	まとめ.....	279
	まとめ（織物産業からみた白鷹町）.....	282
第2章	栃木県の結城紬（栃木県小山市絹地区の織物産業）.....	288
	はじめに.....	288
第1節	小山市絹地区という土地.....	289
第1項	絹地区の概要.....	289
第2項	絹地区の歴史.....	290
第3項	絹地区の産業.....	296
第4項	絹地区の養蚕.....	300
第2節	栃木県の結城紬の産業史.....	307
第1項	はじめに.....	307
第2項	前史.....	308
第3項	近代以降、第2次世界大戦まで.....	315
第4項	第2次世界大戦後から現在まで.....	321
第3節	結城紬の技術誌.....	327
第1項	結城紬の全工程.....	327
第2項	紬糸.....	331
第3項	地機.....	335
第4項	まとめ.....	340
第4節	結城紬の生活史.....	342
第1項	はじめに.....	342
第2項	栃木県小山市の機屋.....	342

第3項	栃木県小山市の糸屋	346
第4項	栃木県小山市の糸のつむぎ手	348
第5項	茨城県結城市の縞屋（問屋）	353
第6項	『結城市史』に記された生活史	355
第7項	生活史のまとめ	359
第5節	章末考察	363
第1項	はじめに	363
第2項	結城紬の特色と原料、道具	363
第3項	「機屋」とはなにか	366
第4項	生業システムの変遷	370
第5項	まとめ	375
	まとめ（織物産業からみた絹地区）	377
第3章	越後上布（新潟県南魚沼市の織物産業）	382
	はじめに	382
第1節	南魚沼市塩沢という土地	383
第1項	はじめに	383
第2項	有史以前、古代の塩沢	384
第3項	中世の塩沢	388
第4項	近世から現代まで	393
第5項	近世の生業の展開	399
第6項	薄荷、絹織物、コシヒカリ	407
第2節	越後上布の産業史	413
第1項	はじめに	413
第2項	古代、中世の麻織物	414
第3項	近世の苧麻布	418

第4項	近代から現在までの苧麻布 .....	425
第5項	青苧の流通 .....	433
第6項	まとめ .....	436
第3節	越後上布の技術誌 .....	440
第1項	はじめに .....	440
第2項	カラムシの栽培と青苧の生産 .....	440
第3項	製織の工程 .....	444
第4項	苧績み .....	449
第5項	緋の工程 .....	453
第6項	地機での織り .....	457
第7項	技術誌のまとめ .....	462
第4節	越後上布の生活史 .....	465
第1項	はじめに .....	465
第2項	新潟県南魚沼市の麻糸の績み手1 .....	465
第3項	新潟県南魚沼市の麻糸の績み手2 .....	467
第4項	新潟県南魚沼市の越後上布の織り手 .....	489
第5項	新潟県南魚沼市の機屋（はたや） .....	472
第6項	生活史のまとめ .....	477
第5節	章末考察 .....	479
第1項	はじめに .....	479
第2項	機屋について .....	479
第3項	「冬の生業要素」ということについて .....	485
第4項	地機の構造と設置場所について .....	489
第5項	まとめ .....	491
	まとめ（織物産業からみた南魚沼市） .....	494

第4章 深山和紙（山形県西置賜郡白鷹町の紙漉き）	497
はじめに	497
第1節 深山という土地	498
第1項 位置、地形、季候など	498
第2項 集落の歴史	500
第3項 集落の産業	503
第2節 深山和紙の産業史	507
第1項 深山和紙以前	507
第2項 近世の深山和紙	509
第3項 明治維新から現在まで	515
第3節 深山和紙の技術誌	521
第1項 紙漉きの工程	521
第2項 原料と粘材	526
第3項 楮栽培とノリウツギ採取の工程	528
第4項 道具を作る	531
第5項 まとめ	533
第4節 従事者の生活史	535
第1項 はじめに	535
第2項 深山和紙の漉き手 1.	535
第3項 深山和紙の漉き手 2.	541
第4項 深山和紙の漉き手 3.	546
第5項 生活史のまとめ	548
第5節 章末考察	551
第1項 はじめに	551
第2項 紙漉きの形態の変容	551

第3項	工程から見る作業の特色	558
第4項	手仕事の持続性	560
第5項	まとめ	563
	まとめ（紙漉きからみた白鷹町深山地区）	567
第5章	金井神箒（山形県長井市金井神の箒作り）	570
	はじめに	570
第1節	金井神という土地	571
第1項	位置、地形、季候など	571
第2項	長井と金井神の歴史	572
第3項	長井市の産業	577
第2節	金井神箒の産業史	581
第1項	前史	581
第2項	金井神箒のはじまり	582
第3項	金井神箒から「長井箒」へ	585
第4項	金井神箒の今	588
第3節	金井神箒の技術誌	590
第1項	ホウキモロコシの栽培	590
第2項	ホウキを編む	593
第3項	ホウキモロコシ	595
第4項	「ハカマ（葉柄）」の使用	598
第5項	まとめ	599
第4節	金井神箒の生活史	601
第1項	はじめに	601
第2項	金井神箒の作り手1.	601
第3項	金井神箒の作り手2.	603



第4項 金井神箒の作り手 3.....	606
第5項 金井神箒の作り手 4.....	609
第6項 生活史のまとめ.....	611
第5節 章末考察.....	614
第1項 はじめに.....	614
第2項 金井神の農業と箒作り.....	614
第3項 金井神の場所性.....	616
第4項 生業の担い手と伝承の特色.....	618
第5項 まとめ.....	621
まとめ（箒作りからみた長井市金井神）.....	623
第3部 考察と結論.....	629
はじめに.....	629
第1章 考察.....	634
はじめに.....	634
第1節 生活誌のまとめ.....	635
第1項 はじめに.....	635
第2項 共通すること.....	636
第3項 固有のこと.....	643
第4項 生活誌における白鷹町という地域の特色.....	646
第5項 まとめ.....	651
第2節 生業としての在来の手仕事産業.....	655
第1項 はじめに.....	655
第2項 生業活動の周期性.....	656
第3項 分業と分担.....	659
第4項 合間の仕事の技術誌.....	663

第5項	合間の仕事の労働利益分配 .....	666
第6項	まとめ .....	670
第3節	「産業としての在来の手仕事産業」 .....	672
第1項	はじめに .....	672
第2項	織物産業の産業化 .....	672
第3項	産業構造の中の合間の仕事 .....	679
第4項	生活史に表れた合間の仕事 .....	684
第5項	合間の仕事の生産品 .....	691
第6項	技術の身体性 .....	698
第7項	まとめ .....	706
	まとめ .....	710
第2章	結論 .....	712
	本論文の成果 .....	712
	今後の課題 .....	714
	結語 .....	715
	謝辞 .....	718
	引用・参考文献目録 .....	723

## はじめに

本論文は、「在来の手仕事産業」に携わる生活者を研究対象とし、その生業活動<sup>1</sup>と近現代の社会文化的環境との関係性を「環境への適応活動<sup>2</sup>」という視点で分析、考察することを目的とする。それはまた、「暮らしを支え、生計を維持する営み」である生業を視点とした地域研究である。

本論文の背景には、全国的な規模で起こっている地方からの人口流出と東京周辺地域への一極集中という現象がある。この現象は、地方では地域の衰退化、生活利便性の低下や地域の魅力の低下などの問題として表れている。また、人口が集中する東京周辺地区でも急激な移入人口の増加により、貧弱な住宅環境や災害への脆弱性、大幅な高齢者の急増による介護サービスの不足などの問題として表れている。さらに都会地の出生率の低さとの関連で、国内人口減少の問題としても論じられるようになり、全国的な社会問題化している。筆者が居住する山形県西置賜郡白鷹町でも、日常生活のさまざまな場面で、住民の高齢化と地域の担い手世代の減少が語られ、集落の維持や継承の不安が表明されるようになった。

住民として、このような現状に何か活路を見いだせないかと考えるが、問題が大きすぎる。せめてこのような土地で生きて行くことに希望を見いだせないかと考えた。そしてその時、白鷹町に存在する近代以前からの技法を受け継ぐ手仕事に注目した。同様の手仕事は全国各地に数多く存在する。そしてそれらは、明治維新以降から現在までの産業の近代化や機械化、自動化など大きな産業環境が変動する時代を超えて継続されている。その継続されてきた様態を分析することで、地方で生活し続けることへの希望や急激にかつ大規模に変動している現代社会での生活の展望する糸口が見出すことができると考えた。

以上のように、本論文は現在の問題から出発し、過去の人々の生活の姿を振り返ることによって、地方のそれぞれの地域で未来を生きる希望を探究するものである。

本論文で扱う時代は、明治維新以降から現在までが中心になる。この時代は、機械文明の移入による産業革命期であるだけでなく、政治、経済、思想、精神文化、生活文化など、

広範囲に欧米文化が移入され、社会全体が急激な変容を迎えた時代でもある。本論文で問題としたいのは、そのような時代以降における手仕事の様相であり、実際に歩く、見る、聞く、体験することができる現地の現実から出発し、文献資料や統計資料、そして地図情報などで補完することによって遡及できるかぎりの過去までを対象の時間として設定する。

本論文の「在来の手仕事産業」とは、「在来の産業」ということと「手仕事」を組み合わせたものである。「在来の産業」とは、主要な技術が確立された時期が、欧米の産業技術が移入され、日本国内で産業革命が起こる前から存在している産業を意味している。また「手仕事」とは、製品を作り出す主要な工程が、手先の仕事で行われるものを意味している。本論文では、動力を用いない手織機で織られる織物製造を中心に、手漉きの和紙、手作りの座敷簾製造を対象とした。さらに、研究対象としたもののそれぞれの妥当性については、それぞれの事例研究の産業史や技術誌の部分で裏付けている。

このような「在来の産業」を扱った法律に、昭和 49（1974）年に制定された「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」（以下「伝産法」と略す）がある。法律の用語に準ずると「伝統的手仕事産業」といういい方でよいと考えられる。他にも「伝統」を冠したことは、「伝統文化」や「伝統芸能」「伝統野菜」など一般的な用語になっている。しかし、「伝統」ということは、「過去のある時点から現在まで」という単純な時間の範囲を表すことばではない。

「伝統」ということばについて、佐藤健二は「世代から世代へ伝えられてきた集団の文化や習慣で、それをもち伝える成員に一定の規制力を及ぼすと考えられているもの。起源や誕生の経緯がわかっているものも伝統として機能しうるが、多くは世代を超えて存続した集団の中で、すでにその成立経緯が忘れられているものが多い。その連続性にプラスの価値を付与して、守り伝えるよき慣習として主張される場合と、新たな試みを抑圧して排除する因習というマイナスの価値を付与して論じられる場合がある。前者は保存・保護の関心とむすびつき、後者は改善・変革の主張とともに取り上げられる。いずれにせよ、過去の意味はその時々の問題意識から、社会的に意味づけられ再構成され、価値付けられ

ているという点を見過ごしてはならない」と説明している（福田他編，2000：168）。このように、「伝統」ということばは、その時々の問題意識により意味づけられ再構成され、価値付けられるものである。したがって、本論文で「伝統的手仕事産業」ということばを用いると、様々に解釈される恐れがある。

経済学や地理学では、欧米の産業技術が移入され、日本国内で産業革命が起こる以前に主要な技術が確立された産業を「在来産業」ということばで呼んでいる<sup>3</sup>。その定義について中村隆英は、「在来産業とは、原則として、広義には農林水産業を含み、狭義には農林水産業を除いた、近世以来の伝統的な商品の生産流通ないしサービスの提供にたずさわる産業であって、主として家族労働、ときには少数の雇用労働に依存する小経営によって成り立っている産業をいう（中村 1985：177）」と定義している。これらのことを考慮に入れ、本論文では様々に解釈される恐れのあることを回避するために、「伝統的手仕事」ではなく「在来の手仕事」ということばを用いる。

また、本論文の対象とする「在来の手仕事産業」は、生計活動の一要素として広範囲に行われていた歴史を持っている。つまり、地域特有の「生業」要素の一つである。したがって、本論文では、美の追究が第一義の芸術に分類される工芸や個人の楽しみが目的の趣味の手仕事を対象とはしていない。それを明確に示す必要がある場合には「産業」ということばを付け加えて用いる。

「環境への適応活動」とは、「適応」を「生物が環境に対して調整し生命を維持しようとする反応過程」とする生態学的な定義<sup>4</sup>を踏まえ、環境の変容に対応する個体群の生命維持活動の関係性を適応活動として考察するという生態人類学的な考え方である。適応活動として考察するとは、在来の手仕事産業に携わる生活者を一つの「個体群」とみなし、生活者の外にあるものを「環境」とみなして、環境の変容と、生活者の生計を維持しようとする生業活動との動態的关系性を考察することである。したがって、本論文では「適応している」ということは、ある生業が社会文化的な環境の変動過程を経て、現状において結果的に安定的に継続されている状態<sup>5</sup>をいう。

本論文では、生業を「一つの活動システム」とみなして分析を行う。それは、「仕事とくに生業 subsistence activities というものは、現場作業・肉体労働とその管理・運営（プログラミング）から構成された一つの活動システム（農耕の場合は農耕システム）である」という渡辺仁の考えに基づくものである（渡辺，2000：196）。

本論文で用いる「環境」とは、自然環境を文化的環境に含めた「社会文化的環境 socio-cultural environment」を意味する<sup>6</sup>。そのような意味づけを行ったのは、本論文で対象とする手仕事産業は、先に述べたように、近現代社会においては政治や経済、生活文化などの社会的環境や文化的環境から大きな影響を受けていることによる。さらに文化人類学の領域では、人間は、認識というフィルターをとおすことによってはじめて「自然」をとらえることが可能になると考え、一般的に文化的環境の中に自然を位置づけている<sup>7</sup>ことを踏まえたものである。

本論文は、大きく二つに分け、本編と図表編とする。本編は、第1部序論、第2部本論、第3部考察と結論の三部構成とする。第1部は、研究史、研究史上の課題、方法論などを述べる。第2部は個別の独立した事例研究群で、本論文の基礎資料である。第3部では考察と結論を述べる。

第2部の事例研究は、それぞれの土地での「環境への適応」の仕組みの固有性を明らかにすることを課題とする。事例研究で対象とした地域は、白鷹紬の産地の山形県白鷹町、北関東の結城紬産地の茨城県結城市及び栃木県小山市、日本海側の絹織物産業及び麻織物産地の新潟県南魚沼市、手漉き和紙産地の山形県白鷹町深山（みやま）地区、座敷簾産地の長井市金井神（かないがみ）地区の5地域である。

これらの事例研究の対象地域は、次のような基準で選択している。まず、白鷹紬の白鷹町は、筆者の東北芸術工科大学大学院における修士論文の研究対象地であり、本論文の事例研究は修士論文を大幅に改稿したものである。次に同じ織物産業という観点で、茨城県結城市及び栃木県小山市と新潟県南魚沼市を選択した。これらの2つの産地は事例で詳述するが白鷹町あるいは白鷹紬と関係の深い地域である。さらに、白鷹町近隣にある異種の

手仕事という観点で、白鷹町深山地区と長井市金井神地区を対象地域とした。

第3部の考察では、事例研究で得られた環境の変容と個体群の活動の関係性を資料として用い、それらを比較しながら一般的構造として環境への適応の仕組みを抽出し、結論を導く。

本論文では、研究手法として、民俗学的な聞き取り調査に加え、人類学系で用いられる観察の手法を用いた。本論文の第2部の事例研究群は、個別の民族誌あるいは民俗誌、生活誌として記されている。さらに、第2部を基礎資料として考察をおこなって結論を導き出す第3部も含め、全体として民族誌あるいは民俗誌、生活誌という範疇に入るものである。

本論文は、生活を中心に記述するものであるため「生活誌」と規定しているが、それは従来のものとは異なる方向性であり、その方法論を序章で論じている。詳細はそこに記すが、民俗学や人類学の民族誌あるいは民俗誌、生活誌の主流は、過去の生活文化の残存を記述することが目的であり、過去へ向かう方向性を持っている。しかし、本論文の生活誌は、生活文化の変遷の記述を基礎資料として、現在の生活のあり方を再検討する手がかりを発見することを目的とし、未来へ向かう方向性を持っている。

近年、民俗学や文化人類学を中心にして民族誌あるいは民俗誌、生活誌の記述やフィールドワークのあり方について国内外で多くの議論がなされている<sup>8</sup>。そこで議論されているように、精緻なフィールドワークを積み重ね、得られる文献資料を駆使するなどの作業を行っても、記述される民族誌あるいは民俗誌、生活誌は、ある視点で切り取られたものであり、文字化や数値化できたものであり、「部分的真実」の記述であるということは首肯できる。したがって、「生活誌」は、生活の多様な姿の一つの断面である。それを承知しながらも、「生活誌」を基礎資料とする理由は、具体的な環境適応活動の姿は、実際に歩く、見る、聞く、体験することによって知覚できる産業従事者のそれぞれの土地での生活の中に存在すると考えるからである。

以上のように、本論文は、明治維新から現代までを中心にした在来の手仕事産業従事者

のそれぞれの居住地での環境適応活動を記した生活誌であり、生業を視点とした地域研究であるとする。そこで提示するものは、客観化できるものだけではない。仕事に対する誇りや意欲など主観的な見解を含むものである。生活者の具体的な環境適応活動の姿は、そのような「生活誌」でのみ記述することが可能になると考える。そして、それは部分的真実であり、多様な生活の断面の一つに過ぎないものであっても、数値化できるものや客観化できるものだけを絶対的な価値基準としがちな現代社会において、それを相対化する価値基準の提示を可能すると考える。

---

<sup>1</sup> 「生業 (せいぎょう)」について、野本寛一は「生業とは「なりわい」のことであり、暮らしを支え、生計を維持する営みのことである」と定義している (野本, 1997: 3)。また、湯川洋司は「生計を維持するために行われる仕事」と定義している (福田他 編, 1999: 924)。

<sup>2</sup> 渡辺仁は、生活を「生活は自然史からみると生命系 living system としての個体の活動 activity としてとらえることができる」とした上で、「活動 activity とは位置もしくは状態の変化あるいは動きであって、それによって各生命系は外界との相互作用をいとむ。つまり活動とは各生命系が外界との関係を維持する手段すなわち適応の手段にほかならない」といっている。これらを踏まえ、「以上のように生活を活動という述語で置換し、また活動を外界への適応手段とみなすことによって、生活は生物個体が外界へ適応するための機構 mechanism (生物個体の外界に対する適応機構 adaptive mechanism) と定義できる (渡辺, 1977: 6-7)」とした。本論文の分析の視点は、この考えを基本としている。

<sup>3</sup> (谷本, 1998 ; 湯澤, 2009) など。

<sup>4</sup> 適応については、生態学事典で次のように定義されている。「生物が環境に対して調整し生命を維持しようとする反応過程を意味する場合と、その反応が生物体の構成上にまで影響をおよぼされたものを指す場合とがある。また、その反応が遺伝的にならないで、その個体に限られた反応である場合には適合 adjustment として区別することがある (沼田編, 1974: 273)」。

<sup>5</sup> この「適応している」状態については、田口洋美の博士学位請求論文 (田口, 2005) の定義を参考にした。

<sup>6</sup> 「環境」及び「環境適応」や後述する渡辺仁の研究内容については、東北芸術工科大学大学院での研究指導教官である田口洋美教授に直接的に多くの示唆をいただいた。

<sup>7</sup> (福井, 1997: 6) や (嘉田, 1997: 43) など。

<sup>8</sup> 『現代エスノグラフィー 新たなフィールドワークの理論と実践』(2013, 藤田結子・北村文編) など、この問題を取り扱った文献は多くある。詳しくは本論文序章の方法論で論ずる。



# 第 1 部 序論

## 第1部 序論

### はじめに

序論では、研究史、研究史上の課題、方法論などについて記す。

第1章では、生業研究の現状と課題について記す。生業研究は日本民俗学の分野でもっとも早くから研究が進められてきたといわれている。まず、日本民俗学の生業研究について概観し、その到達点と課題を検討する。とりわけ生業研究を大きく展開させたといわれている「複合生業論」について詳細な分析と検討を行う。

次いで、生業研究の関連領域である環境を取り扱った民俗学的研究を概観する。さらに、民俗学の分野を離れ、人類学や環境学などの制度や市場経済を考慮した生業研究、経済史や産業史などにおける在来産業研究を検討し、その課題を把握した上で、生業研究の現時点での到達点を明らかにする。

第2章では、本論文の方法論を明示する。本論文の方法論は、「方法論としての生活誌」と名付け、具体的な「生活誌」を「1 土地に関する記述」、「2 生業の歴史に関する記述」、「3 生業の技術に関する記述」、「4 生業に携わった、あるいは現に携わっている人々の生活史」、「5 考察とまとめ」の5つの部分で構成している。このような本論文の方法論は新たな方法論の提示ではない。既知の方法論の新たな組み合わせの試みである。

このような方法論を採用したのは、それぞれの分野の生業研究の到達点を重視したからである。具体的には聞き取りと観察という民俗学や人類学の手法によるフィールドワークで調査を進め、文献史学や地理学、経済学などの文献調査も併用する。さらに技術史や工学など関連する学問分野の研究成果を組み合わせることで資料の記述と分析、考察を行う。そのような方法が生業研究を先に進める方法論であると考えられる。

第3章は補論にあたるもので、本論文で用いている分析概念のうち、特に説明を必要とする概念を説明する。特に説明が必要であると考えたのは、これらの概念は人類学や生態学の概念であり、これまで生業研究の分野ではあまり用いられなかったものであり、一般的な概念ではないためである。しかし、生業構造の変動や技術の受容などを説明するのに

は有効な概念であると考え、本論文で用いることにした。

最初に、人類学者渡辺仁が提唱した、生業を現場労働・肉体労働の部分と、管理・運営の部門に分けるという考えについて説明する。これは、生業活動をシステムとして生態系の一部とみなすという構造的視点から生まれたもので、生業構造の変化を説明するのに有効な概念である。次に、渡辺が文化の受容を説明する時に用いた「先（前）適応性 preadaptability」及び「受容性 receptivity」という概念について説明する。これは、技術や制度の受容を説明するのに有効な概念であると考え。以上2つの概念を説明し序論の最終章とする。

## 第1章 生業研究の現状と課題

### はじめに

本論文は、生業を視点とした地域研究である。具体的には、「在来の手仕事産業」に携わる生活者、とりわけその生業活動を研究対象として、地域での生活のあり方を探求するものである。生業活動を研究対象としているものを「生業研究」あるいは「生業論」という。生業については、一般的に民俗学が早くから研究の対象とし、多くの成果を蓄積してきたといわれている。本論文は、実際に歩く、見る、聞く、体験することによって知覚するという、民俗学や人類学の方法を研究の基盤としている。そこで本章では、基盤としている日本民俗学や人類学を中心に、その他の人文社会科学での生業研究も視野に入れて、生業研究の動向を概観し、学史における本論文の位置づけを明確にすることを課題とする。

さらに本論文の研究対象である在来産業は、経済学、地理学、社会学などの諸分野で研究対象として取り上げられている。それらの中で研究対象地区に関わるものは事例研究で概観するが、在来産業研究史に関するものは本章で概観する。

本章第1節では、生業研究の先進領域とされる日本民俗学における生業研究を概観する。第2節では、日本民俗学会での生業研究のあり方に批判的な立場から提起された、安室知の「複合生業論<sup>9</sup>」について詳述する。第3節では、環境論の視点から生態学を民俗学に最初に取り入れたといわれる野本寛一の「生態民俗学」、鳥越皓之の「環境民俗学」、篠原徹の「民俗自然誌」を中心に、生業研究と生態学の関係について論ずる。さらに、民俗学における生業研究を総括し、その問題点と課題を明示する。第4節では人文社会科学全体の在来産業研究を概観し、本論文の方向性に資するものを検討する。最後に本章の総括として本論文で明らかにすべき課題を提示する。

---

<sup>9</sup> 「複合生業論」を提唱したのは、一般的に安室知とされているが、菅豊は河岡武春が最初の「生業複合論」の提唱者であると述べている(菅, 2001b: 18)。また、安室自身も千葉徳爾、宮本常一、河岡武春、辻井善弥などが生業の複合性に関する問題意識を提出していたことを記述している(安室, 2012: 10-11)。さらに、菅自身の論考「「水辺」の生活誌—生計活動の複合的展開とその意味—」(菅, 1990)で生業の複合性を指摘している。

## 第1節 日本民俗学の生業研究

### 第1項 生業研究の転換期をめぐって

野本寛一によれば、日本民俗学関係で、「生業」ということばが用いられたのは、昭和11(1936)年に発行されたアチック・ミュージアム編の『民具蒐集調査要目』からであるという(野本, 2008: 66)。

その後、民俗学の講座本が刊行されるようになると、昭和34(1959)年には平凡社の『日本民俗学大系』の第13巻として「生業と民俗」が刊行され、昭和55(1980)年には有精堂から『講座日本の民俗』の第5巻として「生業」が刊行されている。さらに、平成9(1997)年には雄山閣から『講座日本の民俗学』の第5巻として「生業の民俗」が刊行されている。

「生業」という名称ではなく、生業研究の内容を含む「経済伝承」として朝倉書店から刊行された昭和51(1976)年の『日本民俗学講座』の第1巻を含むと、戦後の民俗学関係の講座本は、ほとんどが「生業研究」を1つの巻として刊行しており、生業研究は民俗学の一分野として確立されているように見える。

日本民俗学会では、「日本民俗学の研究動向」を昭和50(1975)年の100号から現在まで、ほぼ2年または3年毎に特集し各研究領域の動きを概観している。第262号の研究動向は、石垣悟によって執筆されているが、生業研究領域の動きを(八〇年代以前/その登場と展開)(九〇年代以降Ⅰ/複合生業論の登場と稲作文化論の再考)(九〇年代以降Ⅱ/環境・自然へのアプローチ)(九〇年代以降Ⅲ/生態民俗学の展開)(九〇年代以降Ⅳ/マイナー・サブシステム論の登場)に分けて論じている(石垣, 2010)。

石垣は、上記の区分を菅豊の2つの論考(菅, 2001a)及び(菅, 2001b)と『日本民俗学』第100号以降の「日本民俗学の研究動向」を参照して行っている(石垣, 2010: 17-18)。そして石垣は、「生業研究の流れをみると、八〇年代に一見華やかに展開しつつも閉塞状況にあったものが、九〇年代以降は多様な展開を見せつつあるといったことがいえるようか(石垣, 2010: 24)」と述べ、概ね1990(平成2)年頃で大きな区切を付けている。

菅は、「自然をめぐる民俗研究の三つの潮流」で、「八〇年代以前の民俗学の生業研究に

は、技術論・系統論に終始する事例網羅的な研究が多い（菅，2001b: 19）」と述べている。また、「自然をめぐる労働論からの民俗学批評」では、「本論では1990年前後から、現在までの約十年間の生業と労働論の状況を、現代の生業と労働論としてとらえる。それは研究の流れとして大きな変革期であり、生業というある種区画されたイメージのある言葉で安易にくくれないほど、対象、方法、目的の面において既存の生業と労働論とは異質である」と述べている（菅，2001a: 62）。石垣の区分はこの菅の記述と対応する。このような区分は民俗学において必ずしも一般的なものではない。しかし、この区切りを考慮に入れるか入れないかということは生業研究にとっては重要なことであると考ええる。

1990年前後にどのようなことが起こっているかを概観してみよう。日本民俗学会の「日本民俗学の研究動向」の記述を昭和50（1975）年の100号から平成26（2014）年の第277号まで整理すると、分野名は、おおむね「生業」と「経済」という名称が用いられている。具体的には、昭和52（1977）年の第112号から昭和60（1985）年の第160号までは「生業」という分野名が使われているのに対し、昭和62（1987）年の第171号、平成4年の第190号では「生業」という分野そのものがなくなってしまっている。平成10（1998）年の第213号では「生業」という分野名は復活するものの、平成13（2001）年の第227号では「経済」という分野名で「衣・食・住」や「民具・物質文化」とあわせた分野になっている。そして平成22（2010）年の第262号、平成26（2014）年の第277号では「生業」という分野が復活し、現在に至っている。

「生業」の分野の内容は、第160号まで、最初に対象とした期間の研究動向概要を記した後で、「農耕」、「漁撈」、「狩猟」、「染織」、「手工・諸職・その他」などの項目に細分化されて注目した論考が紹介されるという形式が一般的である。しかし、第171号以降は、第227号の「生業Ⅱ（商工業その他）」と第213号以外は項目細分化がなされていない。

以上のことから、昭和60（1985）年以降、日本民俗学会での生業研究の取り扱いに微妙な変化が起こっていると考えられる。

「生業」という分野名を最初に付けなかった第171号は、「研究動向」の書き方も大きく

変わり、分野名を付けずに「日本民俗学の現状」、「歴史的世界と民俗学」、「生活空間論」、「女性と民俗」、「民俗学の可能性」というテーマ別に研究動向が述べられている。しかし、このような編集方針をとったことについてはこの号のどこにも明示されていない。

次の第190号は、「研究動向特集号」とは明記されていない。しかし、論文の項目の最初に福田アジオの「民俗学の動向とその問題点」という論文が置かれ、その後に「地域研究」、「自然」、「生業研究」、「イエ・家族・通過儀礼」などに関する論文が置かれている。さらに詳しく見てみると、小池淳一の論文の副題は「民俗学における宗教・信仰研究1987-91」となっている。この号の各執筆者は1987年から1991年までの各分野の研究動向を見通したものという依頼によって原稿を書いたと推測でき、実態としてはそれまでの「研究動向特集号」と同様のものと考えられる。しかし、この号においても編集方針は明示されていない。

このように、『日本民俗学』を見る限りでは、日本民俗学会がどのような意図で「研究動向」の形を変えたのかは不明である。しかし、第171号及び第190号の間に日本民俗学会にどのようなことが起こっていたのかを推測できる論考として、第190号の福田アジオの「民俗学の動向とその問題点」がある。この論考から問題点を抽出する。

第190号の「研究動向」の最初にある福田の「民俗学の動向とその問題点」は、「日本民俗学会」のあり方についての厳しい批判が記されている。

近年の民俗学の研究動向を適切に把握して論評することは筆者には困難である。果たして現在の民俗学に研究動向というものがあるのだろうか、そのことさえはっきりしない。この研究動向の執筆を依頼されたときに大きな戸惑いを感じたが、その戸惑いは自分自身の不勉強を強く感じたことが大きな理由であるが、しかしそれだけではない。日本の民俗学の動向を把握し、その問題性を明らかにして、将来の方向を模索する役割を果たすはずの日本民俗学会がその役割を早い段階から放棄してしまっているように見えたからである。『日本民俗学』に掲載された諸論文、諸報告を見ても、

いずれも個別関心からの論文であり、民俗学全体の方向を示そうとしているものは少ない。そして、機関誌の編集にあたっている方々もそれら個別論文や報告をどのように評価し、そこにどのような新しい可能性を見ているのかもいっこうに明らかではない。編集部としての仕掛けが何も見えないのである（福田，1992：1）。

福田は、日本民俗学会が民俗学という学問を指導する役割を放棄していること、そして、掲載論文も個別の関心から書かれたものだけであり、民俗学全体の方向を示すものがないことを批判する<sup>10</sup>。この論考では、それがどのような事象を指しているのかを具体的に記述していないので不明であるが、1980年代の後半から1990年代の前半は学会のあり方に学会の内部から疑問が提示されていた時期であるということを確認しておきたい。

以上のように、形の上でも内容の上でも石垣の区切りについては検討する意味のある区切りであると考えられる。この時期について詳細に検討することが次の課題である。

## 第2項 民俗学研究へ疑問提示

前項で示した福田の論考のような批判は他にも見ることができる。坪井洋文は昭和61（1986）年に刊行した『民俗再考 多元的世界への視点』のなかで、当時は「国民の民俗的世界への関心の高まりのとき」と規定したうえで、その関心は「現代生活の一種の閉塞状況の打開に民俗的世界の持った意味の問いなおしを通して、発展の手がかりを得ようとするところ」にあると述べている（坪井，1986：3）。そして、民俗研究は国民の求める方向と密接な関係を持たなくてはならないという考えから、当時の民俗研究者がそういう意識が希薄であることを批判する<sup>11</sup>。

香月洋一郎は、1970年頃から2000年ぐらいまでの間、民俗学を取り巻く状況は恵まれていたとして、この時期に多くの博物館などが作られ民俗分野を担当する学芸員がおかれるようになったこと、多くの自治体で自治体史が編まれ、その中で民俗の分野が一冊以上



## 第1章 生業研究の現状と課題

の分量を持つようになったことを述べている。一方で、この傾向が一面では民俗学の衰退や非力さを示す結果ともなり、「民俗学が民俗学として、地域とは何か、地域の「今」とは何かを問う力を失いつつあることが、そこで露呈され始めたからであろう」という（香月、2000：5）。香月は、さらに民俗学が現在の課題と乖離していることを「民俗学の衰弱」と指摘している<sup>12</sup>。

学会内だけでなく、外からの批判もある。国立歴史民俗博物館が、昭和61（1986）年度から平成元（1989）年度にかけて実施した「日本民俗学方法論の研究」に参加した経済学専攻の藤井隆至は、「柳田民俗学の政治経済—現代民俗学への要望—」という論考の冒頭部分で、『明治大正史 世相篇』をとりあげて、柳田は現実の社会問題に対する危機意識が濃厚であることを明らかにするとともに、現代民俗学が自己の社会的意義を正面切って論じようとしないうことを批判している<sup>13</sup>。

さらに、現代の民俗学が現在の社会問題との関わりを切り捨てることによって、学問的体裁を整えようとしている傾向が強いと述べている。そして、それはかえって学問の社会的な意義を失わせ、社会に存立する基盤を有さない学問となって衰退してゆく原因となると批判している<sup>14</sup>。

ここまで、前項の福田のものも含め、民俗学に対しての4つの批判を検討してきた。そして、それらの批判内容が日本民俗学会全体で共有され、議論されることは難しかったと推測される。そのことは、坪井の論考の14年後、また、福田や藤井の論考の10年後に書かれた香月の論考であっても、社会問題と自己の研究活動との関わりを「個々人が自分の考えを今一度明確に整理しておくべき時期になっている」と指摘していることでも明らかになっていると考える。

### 第3項 日本民俗学における生業研究

『日本民俗学』第190号の安室知の「存在感なき生業研究のこれから—方法としての複

「合生業論一」の冒頭は下記のように書き出されている。

ここ数年だけでも生業分野ではいわゆる大著がいくつも著されている。その多くは分析的・個別的なテーマ設定のもとに著されたものであり、生業の全体像やそれをベースにして民俗文化を総合する方向性をもったものは少なかった。しかも生業分野における個別的・分析的研究は、技術論・系統論を中心とした事例網羅的なものが多く、大著とされる内容もそうした記述に終始している。こうした研究の特徴は特定部分の資料化には大きな威力を発揮するが、全体を総合化する方向性が乏しいことにある。また、大著に限らず、今までの生業研究の主流は、「生業」の研究というよりは「生業技術」の研究であったといつてよい（安室知，1992：38）。

安室は、これまでの「生業研究の主流は、「生業」の研究というよりは「生業技術」の研究であった」という。それは、「生業研究」とされているものが「技術論・系統論を中心とした事例網羅的な個別手的・分析的研究」であることを理由としている。その結果、生業の全体像やそれをベースとして民俗文化を総合化するものは少ないという現状になっているという。

ここで、安室はいわゆる「生業研究」を2つに区分している。1つは「技術論・系統論を中心とした事例網羅的な個別手的・分析的研究」である。そしてもう1つは、「生業の全体像やそれをベースにして民俗文化を総合する方向性をもったもの」である。安室は、後者を生業研究として本質的なものと考えていると、文脈からは読み取ることができる。

安室はこの論考では、後者の「生業を総合化する方向のもの」に限って取り上げ論じているが、生業の総合化の動機付けが生業研究の内部から導かれたのではなく、民俗文化類型論として生業研究の外から与えられたものであるという。それはたとえば、「稲作（民文化）」対「畑作（民文化）」という対立構図のもとに検討されたものであって、その文化類型は生業技術を代名詞として提出されたものであると述べている。さらにその文化類型

論もきちんとした生業研究の成果の上に提出されたものではなく、その原因は、過去において生業を総合化する研究が不足していたためであるという（安室, 1992: 38-39）。

安室がここで示したような状況は、第1項で示した菅豊の「八〇年代以前の民俗学の生業研究には、技術論・系統論に終始する事例網羅的な研究が多い（菅, 2001b: 19）」と指摘したことと同様である。日本民俗学の生業研究がそのような状況になっていたことについて検討する。

鳥越皓之は、上野和夫などが編集した『民俗研究ハンドブック』（上野他編, 1978）で、「農業」を担当しているが、そこで、「私たちは意外なほど生業としての農業についての知識に乏しい」と述べ、その理由として日本民俗学における農業研究の対象と、目的に求めている（鳥越, 1978: 78）。この言は、安室の論考の稲作、畑作、漁業などの生業は「人が生きていく上でいかなる意味を持つのか」という素朴な疑問にさえ現在の生業研究には答えることができない（安室, 1992: 39）」という感慨に通ずるものとする。

鳥越は、それまでの「農業の研究対象」を「農民」だとしていた。そして、その原因を日本民俗学が「柳田国男以来、究極的には常民の精神世界の理解を主要な関心としてきた」ことに求めている。その結果、「農業技術に対してはたいへん関心が薄く、農耕儀礼に大きな関心がよせられたのである。日本人の世界観を理解するには、農耕や肥料についての知識よりも、田の神、山の神に対する人々の考え方を知ることの方が、はるかに能率がよかったのである」と述べている（鳥越, 1978: 78）。

そして、鳥越は、以上のことを理由として「生業としての農業はかるんぜられ、せいぜい調査地域の基礎的な理解をするためのプロローグとしてだけの意味をもっていたきらいがないでもなかった」と生業としての農業を位置づけている（鳥越, 1978: 79）。

鳥越の記述には、生業研究にとって重要なことが指摘されていると考える。1つは研究対象の問題であり、もう1つは研究目的に関することである。それは柳田国男まで遡って検討しておく必要がある。

柳田国男の初期の著作に、昭和9（1934）年に刊行された『民間伝承論』と昭和10（1935）

年に刊行された『郷土生活の研究法』がある。この2つの本は、民俗研究者の入門書となり、その後の民俗学の研究に大きな影響を与えた<sup>15</sup>。この2つの本には「生業」ということばがないことは、石垣が参照した菅の論考<sup>16</sup>などで指摘されていることである。また、菅の指摘するところによれば、それは「生業」が民俗学の対象ではないということではなく、生業にあたるものは、研究領域とする「民俗資料」のいわゆる「三部分類」の中で、「有形文化」におおかたを含むものであった（菅，2001a:55）。

柳田の「三部分類」とは、『民間伝承論』によれば「第一部は生活外形、目の採集、旅人の採集と名け（ママ 名づけ か）てもよいもの、之を生活技術誌といふも可」、「第二部は生活解説、耳と目の採集、寄寓者の採集と名け（ママ 名づけ か）てもよいもの、言語の知識を通して学び得べきもの」、「第三部は骨子、即ち生活意識、心の採集または同郷人の採集とでも名く（ママ 名づく か）べきもの」としている（柳田，1934：9-10）。なお、『郷土生活の研究法』では、第一部を「有形文化」、第二部を「言語芸術」、第三部を「心意現象」ということばでいいかえている（柳田，1934：149-326）が、内容としては同様であると考えられる。実際、管見する限りでは、これを区別して論じているものは見るができなかった。

この「三部分類」について、柳田は重要な意味づけを行っている。『民間伝承論』では、「外形の背後に内的に横はる（ママ 横たはる か）ものにまで注意して来ると、もう一部とか二部とか三部とかの分類は借り物であって、民間伝承の研究は終極では分れずに一致して了解することがわかるのである。従うて一部の専門家二部の専門家はあり得ない筈である」と述べている（柳田，1934：149-326）。『郷土生活の研究法』では、「民俗資料のこの部分（心意現象 筆者註）を、「三部」と言つた人は誰もいないが、何処の国でもフオクロアの研究は、けっきょくここにゆくやうである。実はこれこそ我々の学問の目的であつて、あとの「一部」と「二部」の二つは謂はばこれに達するための、途中の階段のやうに考へてゐるのである」といっている（柳田，1935：290）。

つまり、日本民俗学の研究目的は心意現象を明らかにすることが目的なのであって、「有形文化」や「言語芸術」は、その途中のものにすぎないということである。このことは、

鳥越のいう「柳田国男以来、究極的には常民の精神世界の理解を主要な関心としてきた」を裏付けるものである。

そのように考えると、日本民俗学の始まりにおいて、「生業研究」は確立した研究領域ではなく、「心意現象」に従属するものであるということになる。そして、「生業研究」という研究分野でたくさんの研究成果が提出されることになっても、それは最終的には「常民の精神世界の理解」や「心意現象」を理解するための資料や材料なのであり、生業そのものの理解を目的にするものではない、そういうことが「現在」まで継続しているというのが鳥越や安室の主張である。

研究分野がきちんと確立されるためには、研究目的がその分野において先ず確立されていないと見なければならない。引用して部分のみで考えれば、鳥越の「農業を知る」ということになるだろうし、安室の場合は「生業の全体像を明らかにする」ということになるだろう。

安室の「複合生業論」は、生業研究の方法論として提示されている。それはどのようなものであるのか、詳細に検討する必要があると考える。

---

<sup>10</sup> 福田の論考等で、他に『日本民俗学』での「研究動向」に言及したものでは、『現代日本の民俗学 ポスト柳田の五〇年』（福田，2014）がある。それに「研究を主導する民俗学会」と題された一節があって、昭和40（1965）年に発行された『日本民俗学会報』第60号について言及している。この号は「特集・民俗学の方法論」と題され、重出立証法、集圏論、文献資料及び民俗資料をテーマとして、それぞれの歴史と現在における問題を記述し、それについてのコメントを寄せるという形であった（福田，2014：131）。また、学会の委員であった、野口武彦、宮田登、平山和彦、牛島巖、田中宣一、福田アジオ等を中心とする「スネッコの会」での研究会についても言及され、そこから派生した民俗学の理論的検討成果、あるいは論文の発掘活動について言及している（福田，2014：131-132）。

一方、機関誌が『日本民俗学』になってからの研究動向については、特に第100号については詳細に記しているが、他は平成18（2006）年の第247号までは号数だけを上げて紹介するにとどまっている。そして、総括的には「単に論文題目を並べただけで、評価も批判もしない記事も少なくなかったし、また民俗学の領域・分野が固定的に区分される傾向があり、次第にマンネリ化した。九〇年代にはそれへの反省から、設定される分野にも工夫がされたり、新しい動向を示すための領域や問題を設定した特集も組まれた（福田，2014：133-136）」と述べている。

<sup>11</sup> 「現在の民俗研究者は、国民の民俗への関心について、漠然とした認識しか持っていないようである。国民の民俗の喪失を消滅乃至衰退と置き換え、日常生活周辺に伝承される残存民俗を通して、その変遷を解説することに目的を限定しているようである。そこには、残存を手がかりにして、その事象の復元過去があるだけで、国民の希求する現状の打開や転換の契機とかかわりを持たないのである。

発展や転換を究極に求める国民の民俗への関心と、残存を強調しながら変遷を解説する民俗研究者との間の距離の持つ意味を、いま十分に認識する必要がある。いうまでもなく日本民俗学は、その創始者柳田国男によって、強烈な現代的課題にもとづく学問であることに、独自性の重要な側面を備えていたはずである」(坪井, 1986: 4-5)。

<sup>12</sup> 「「民俗学の衰弱」と表現したものの、大学や研究機関以外の在野の場で、それも少なからぬ場で、民俗の研究やその方法論の模索として強い問題提起力を持った試みが行われてきていることも事実である。ある地域で、あるいはある組織で、現在という時代を考えていくために、人々が自分たちの足元の塵を払って立脚点を見つめなおそうとする動きはさまざまにおこっている。こうした動きはおこっては消え、またおこっては消えといった断続的な形で続けられる例も多く、また「研究成果」という形での発表を第一義とする性格のものではない。このためその全体的な傾向はつかみにくいのだが、こうした動きの現場からは、現在の日本民俗学は豊かな触発力をもった研究の営みとは映っていないのではないかと思う。逆に言えば、民俗学はその地域の「現在」に届き得るものとしてどれほど問われたことがあるのだろうか」(香月, 2000: 12)。

<sup>13</sup> 「一般論として、社会的な意義を有しない学問は社会に存立する基盤を有さない。受け手の疑問に答える学問は興隆していくし、その逆であれば衰退していく。民俗学に危機というものがあるとするならば、それは伝統的な農村社会の消滅といった対象の側にあるのではなく、この学問が自己の社会的意義を正面切って論じようとしないうところに原因を有している。この点が、柳田民俗学と現代民俗学を分かつ大きな相違点と考える」(藤井, 1990: 26-26)。

<sup>14</sup> 「しかし、それと同時に、現代民俗学は、同時代の社会問題に対する強い危機感をも一緒に切り捨てることによって、近代的な学問としての体裁を整えようとする傾向が顕著になっている。その結果としてもたらされたのは、学問的には高度な水準に達する業績を輩出したのにもかかわらず、いずれも極度に没意味的な実証主義的研究であったり、その裏返しとしての“理論の着せかえ人形”であったりしている。柳田の危機意識を私たちが継承することは無意味であるにしても、なぜ研究活動を行わなければならないのか、自分の研究活動とどのように関わっていくべきであるのか、こういった点について個々人が自分の考えを今一度明確に整理しておくべき時期になっているような印象を受けた」(藤井, 1990: 42-43)。

<sup>15</sup> (福田他編, 2000: 632)

<sup>16</sup> (菅, 2001a)



## 第2節 「複合生業論」について

### 第1項 「複合生業論」の研究対象について

安室の「複合生業論」とは、どのようなものであるのかということをも明確にし、その有効性及び問題性を考察することがこの節の課題である。

安室は、「複合生業論」は方法論であると表明している<sup>17</sup>。しかし、管見する限りでは、安室自身が研究対象、目的、研究方法等を明らかに示す形の記述は見つからない。そこで、この節では、「複合生業論」について記した平成2（1990）年の「存在感なき生業研究のこれから—方法としての複合生業論—」などの安室の論考と、前節で参照した鳥越皓之の「農業」(『民俗研究ハンドブック』)の記述と対比しながら、安室の「複合生業論」の研究対象、目的、研究方法等について論ずる。

さて、鳥越は、生業としての農業そのものの理解がされていないと批判し、その原因としてそれまでの生業研究の研究対象は、「農民を対象にした」ことをあげていることは前節で示した。それならば鳥越は「生業としての農業そのものの理解」する上で、何を研究対象とするべきと考えていたのかを明らかにする必要がある。

極端な表現をとれば、じつは私たちは農村にでかけていっても、第一義的には農村そのものを対象にしたわけではなく、また農業を対象にしたわけでもなくて、農民を対象にしていたのである。

わが国の民俗学は柳田国男以来、究極的には常民の精神世界の理解を主要な関心としてきたと思われる。日本人の世界観の理解と言い換えてもよいであろう。この世界観は常民が実際の生活の中で、代々にわたり、さまざまに工夫してきた結果の集積であるから、現代の生活を送っていくに際しても、おいそれと捨てることができない貴重なものが含まれていると考えたのである(柳田 1910)。そのための民間信仰の研究であり、口承文芸・人生儀礼の研究であったわけである。

その意味からして、生業としての農業そのものの理解よりも、農業を営む人たちに

関心の目がうばわれたのである。そのために農業に関係のあるもののうちでも、農業技術に対しては関心はたいへん薄く、農耕儀礼に大きな関心がよせられたのである。日本人の世界観を理解するには、鋤耕や肥料についての知識よりも、田の神・山の神に対する人々の考えを知ることのほうが、はるかに能率がよかったのである（鳥越, 1978: 78）。

鳥越は、自己の研究対象を直接的に示してはいない。しかし、文脈からは、「農業そのもの」、場合によっては「農村」まで拡大されると考えられる。

安室は、「存在感なき生業研究のこれから—方法としての複合生業論—」では、「複合生業論では、個人（または家）を中心にその生計維持方法を明らかにする（安室, 1992: 42）」と述べているが、この文脈だけでは何を対象としているのかは明確ではない。最新の『日本民俗生業論』には次のような表現がある。

生計は各種生業の選択的複合により成り立つという前提にたつて、その複合の様相（複合のあり方やその変遷）を明らかにして行くことが生業論の中心となっていく。この場合、複合生業とは単なる生業技術のレパートリーの提示やその足し算を意味するものではない。当然、複合生業論では、生業技術間の関係性ととも、当該社会や時代との関係性など、複合の様相がどうあるのかを立体的に明らかにしてゆく。また、複合生業論の対象は伝統的生業だけでなく商業活動や賃労働なども含むものであることは言うまでもない（安室, 2012: 12）。

この2つの引用部分から、安室の研究対象は、「個人または家の生業の様相」とまとめられる。また「生業そのもの」といいかえが可能と考える。

以上のことから、鳥越も安室も生業の研究領域で、それまでとりわけ精神世界を重視したことの反省に立ち、生業そのもの、あるいは生業全体を研究対象とすることを主張して



いると考える。

## 第2項 「複合生業論」の研究目的について

前項では「複合生業論」の研究対象を明らかにしたが、序論第1章第3項で、日本民俗学が究極において常民の精神世界を主要な関心とし、「心意現象を明らかにすること」を研究目的としてきたことが生業研究にとって大きな問題となったことを記している。さらに、「複合生業論」の研究目的が何かということを検証する必要があると考える。

まず、安室が最初に方法論として「複合生業論」を提示した「存在感なき生業研究のこれから —方法としての複合生業論—」（1992年）という論考、及び『水田をめぐる民俗学的研究—日本稲作の展開と構造—』（1998年）、『日本民俗生業論』（2012年）の2冊の著作物<sup>18</sup>を考察の対象として、そこから研究目的と考えられることを抽出した。なお、同様の内容のものはそれぞれの最新著作物から引用することとした。さらに、表現の違いなどを明らかにするために、別表を作成し、資料編に提示しておいた。このようにして抽出した部分は次の通りである。

- 1 生業技術はあくまで要素に過ぎない。それ自体にさほどの意味はなく、いかに個々の技術が組み合わされるかに本来の意味がある。生業技術の集合体はその集合に何らかの意味がない限り、それは多くの民俗誌の記述にみられるような単なる技術の羅列に過ぎない。複合生業論はそうした「生の法則を明らかにすることを目的とする（安室，2012:23-24）。
- 2 複合生業論では、個人（または家）を中心にその生計維持方法を明らかにする。従来は別個に論じられてきた生業技術を人が生きていく上でいかに複合させているかに重点を置く（安室，2012:24）。
- 3 複合生業論という複合とは、単に「漁撈+稲作」というときのプラスの関係だけ

を指すものではない。地域により複合の要素は異なる。また、それは時代によっても変遷する性質を持つ。そうした複合要素のレパートリーを問うことのほかに、複合要素間の関係性を問うことも重要な要件となる。実際には、プラスの関係以外にも、「並立」や「内部化」などさまざまな関係性が成り立つ。そうした関係性までも明らかにしてはじめて複合生業論の意味がある（安室，2012:24）。

- 4 複合生業論の立場に立って、従来の文化類型に代わる比較の軸を提示してみたい。生業複合はその土地土地の自然環境と歴史的 position（人文環境）により複合のパターンが変化する。また、時間の変遷もそのパターンに影響を与える。つまり、時間と空間の変遷を正しく複合パターンの中に反映させることにより、日本の民俗文化を複合パターンの様相から、生計活動の実態を損なうことなく文化類型化することができると考えるものである（安室，1998:41）。
- 5 一度は個別化・細分化することによって詳細な検討を加えたものを、次の段階においては総合化するという動きというものが必要になってくる。そうして総合化してこそ、本当の意味で生を明らかにすることができる。その意味で、複合生業論は広く深く民俗研究の総合化を目指すものでなくてはならない（安室，2012:18）。
- 6 それ（記録や統計データ 筆者補足）だけでは到達できない生業のあり方をトータルとして追求するのが複合生業論である。その意味では、生業を中心に生活そのものの解明が研究の目的であるということが出来る（安室，2012:16）。

下線は、筆者が目的を表している部分と判断して付けたものである。この下線部を基にし、さらに『日本民俗生業論』の「I 複合生業という方法」の第1章「複合生業論とは何か 一民俗文化類型論批判一」の冒頭で、「本章の目的は、複合生業論の立場から生計維持システムを基に新たな民俗文化の類型化を試みることにある（安室，2012:22）」と述べていること、及び前項で明らかにした研究対象を考慮して下記のように研究目的を整理した。

#### 基礎的な目的

複合生業論は、生業そのものを研究対象として、人が生きていくうえで生業技術をどのように複合させているかという生業要素間の関係性を明らかにする。

#### 発展的な目的

また、その結果として「生」の法則を明らかにすることを目的とする。さらに、生業を中心に生活そのものを解明することを目的とする。

#### 応用的な目的

複合生業論は、生業の複合パターンの様相から、日本の民俗文化を新しい文化類型化することを目的とする。

「複合生業論」の新規性と重要性は、「基礎的な目的」として整理した部分の提唱にあると考える。それまで「稲作」、「畑作」、「漁撈」や「狩猟」などというようにそれぞれが単独に（あるいは単一のものとして）論じられていたものを、実際の生活に即して、それぞれが生計を成り立たせる構成要素と把握し、その複合している関係性を論ずるという方向性が提示されていると考える<sup>19</sup>。

この目標の成果として得られた「生業の複合」というとらえ方は、日本民俗学会内でも一定の評価を得たと考えられる。約10年後の『日本民俗学』第227号の「研究動向」「生業I」は小島孝夫が書いている。それは「複合生業論を越えて」と題したものであり、そこで小島は、「もしこの視座（複合生業論 筆者補足）を積極的に受け入れようとする研究者が増えれば、生業民俗研究は今後大きな転機を迎えるのではないか」と述べている（小島，2001：36）。また、福田アジオは、安室と菅のいくつかの論考について言及し、「生業活動が自然環境と密接に関連して多様な展開を示していることを明らかにした。生業複合というとらえ方はその後民俗学において市民権を得た（福田，2014：223）」と記している。

さらに、以降の民俗学講座本や民俗学概論書、関連する領域の生業に関わる書籍などに

においても、「複合生業論」に関する記述がある程度の分量を占めるようになる<sup>20</sup>など、生業研究においては生業の複合を定説として扱っていると考えられる。

一方、ここで「発展的な目標」と「応用的な目標」としてまとめたことについては、いくつかの問題を孕んでいると考える。それについては次項で詳述する。

### 第3項 「複合生業論」の問題点について

安室の「複合生業論」の発展的目的と応用的な目的について、『水田をめぐる民俗学的研究—日本稲作の展開と構造—』（1998年）の研究成果を関連づけて検討する。

先ず、発展的目的の「また、その結果（複合生業論 筆者補足）として「生」の法則を明らかにすることを目的とする。さらに、生業を中心に生活そのものを解明することを目的とする」について検討する。この目的に関連して、「日本において、稲作という一生業技術が歴史的にみてこれほど経済的・文化的に支配的な力を持ちえたのは、こうした稲作にシステムとして内包された漁撈というものがあつたからではなからうか。再生産性・労働生産性・栄養上の条件といった三つの条件を「稲作プラス水田漁撈」という生業パターンは無理なく解決し、それは人間を含む生態系としてかなり安定なものであつたと考えられるからである（安室，1998：488）」と安室は述べている。ここでは稲作が「歴史的にみてこれほど経済的・文化的に支配的な力を持ちえた」こと、そしてそれは水田漁撈を内包していたためであることを仮説として提示している。

次に、応用的な目的「複合生業論は、生業の複合パターンの様相から、日本の民俗文化を新しい文化類型化することを目的とする」ということについて検討する。安室は、他の生業との関係性から、稲作を中心的生業としながらも稲作活動と時間・空間・労力を分けて他の生業活動を平行して行うことにより、生計を維持しようとする傾向性（他生業併存システム）を持つ稲作地を「生業複合型稲作地」とし、稲作への単一化（特化）を高度に進め、その結果として複合生業を行う時間・空間・労力を失いながらも、他の生業活動を

稲作論理の内部に巧みに組み込むことにより、生計を維持しようとする傾向性（他生業内部化システム）を持つ稲作地を「生業単一化（特化）指向型稲作地」として、二つの類型を示している（安室，1998：592-593）。

さらに、このような二類型を基にして、仮説として日本稲作の展開構造を推論している。その仮説とは、「日本稲作の歴史的展開は、水田を舞台とした稲作への他生業内部化の歴史と捉えることができる。それは生計維持システムのあり方からみると、「複合」から「単一（特化）」へという展開を示すことになる（安室，1998：597）」というものである。

以上のことは、いくつかの調査地を事例として考察して出した結論である。事例としたのは、生業複合の諸相を示すための調査した8地区、水田養魚について調査した2地区、及び水田がもつ多様な水環境を示すための栃木県思川流域23集落、水での持つ生業内部化を示すため調査した1地区、二つの類型を示すための、栃木県小山市白鳥と網戸の2つの地区であり、概ね大字単位の地域である。また、調査対象とした稲作以外の生業は漁撈が主となっている。詳細については別に表として示しておいた。

また、この結論は、安室が『水田をめぐる民俗学的研究 ―日本稲作の展開と構造―』の序に記していることと対応すると考える。その部分を下記に示す。

公（おおやけ）主導による新田開発など、現象的には日本の稲作がそうした力により拡大展開していったことに異論はないが、それでは為政者がそれほどまでに米に執着したのかの説明はつかない。

そこには、公の強制とは別の次元で、日本人が民のレベルで主体的に稲を選択していった何らかの理由が存在していたと考えられる。そうした稲作を拡大展開させていった民レベルの力を基盤にして為政者による稲作への注目がましていったといえよう。また、同時に、柳田が捉えた米（稲）に対して有する日本人の霊的な力の観念についても、それがあから日本人が主体性を持って稲を選択しそれに特化していった結果として生み出された観念であるに違いない（安室，1998：14）。

一般的に、稲作の産物であるコメは、古くから税として収められる産物のひとつになっていて、租庸調という租税制度などでは、本来コメで収められるべき租以外に、本来賦役である庸の代わりにコメで収めるということも可能とされていた。現在における貨幣と同様の地位をもつ作物であったといえよう。

したがって、稲作はその時々々の社会文化的な環境からの外圧の大きな影響を受け、それによって稲作が拡大されてきたと考えられる。安室も「公（おおやけ）主導による新田開発」として現象としては認めている。しかし、それとは「別の次元で、日本人が民のレベルで主体的に稲を選択していった何らかの理由が存在していたと考えられる」として、安室としては、その理由を追及してゆくことを研究の方向性として選択し、結果としてここで述べた結論を得たということになると考える。

序で示された問題意識と、それに基づき研究した結果としての結論は、文章論理上は見事に対応していると考えられる。しかし、前提として序で示された歴史認識には疑問がある<sup>21</sup>。

「日本人が主体的に稲を選択していった」ということが、安室の調査地の歴史でどの時点が想定できるのであろうか。安室の想定した「別の次元」は調査地とは何の関わりもない想像の次元でしかないのではないか。

さらに、調査対象とした稲作以外の生業は、漁撈が主となっている。たとえば近世末期以来、各地で広く行われてきた「養蚕」は除外されている。「稲作という一生業技術が歴史的にみてこれほど経済的・文化的に支配的な力を持ちえたのは、こうした稲作にシステムとして内包された漁撈というものがあつた」ということを仮説とし、それに都合のよい調査地が選択されているとも考えられる。したがって、ある条件によって選択された土地の調査によって導き出されたものであり、仮説が証明されるのは当然である。これは予定調和というものであろう。

以上のことから、安室が、「稲作という一生業技術が歴史的にみてこれほど経済的・文化的に支配的な力を持ちえたのは、こうした稲作にシステムとして内包された漁撈というも

のがあったから」としたこと、また、「生業複合型稲作地」と「生業単一化（特化）指向型稲作地」いう二つの類型、「日本稲作の歴史的展開は、水田を舞台とした稲作への他生業内部化の歴史と捉えることができる。それは生計維持システムのあり方からみると、「複合」から「単一（特化）」へという展開を示すことになる」ということは、学問的に論証が不十分であるとする。

#### 第4項 「複合生業論」の意義と限界性について

これまで「複合生業論」を『水田をめぐる民俗学的研究 ―日本稲作の展開と構造―』を中心に検討してきた。その結果見えてきたことは、「複合生業論」の提起した成果は、単一な生業とみられていた、あるいは単一の生業として取り扱ってきた「稲作」を、「漁撈」や「畦畔栽培」も組み合わせた「複合的な生業」として提示したことであるとする。それ以外の「稲作の展開原理」や「新しい文化類型」については、疑問を呈しておきたい。

確かに現象として稲作が日本の農業の主流になってきた。かつては稲作ができないとされていた土地に用水が引かれたり、品種改良によって寒冷地での栽培が可能になったりということで稲作は拡大してきた。それが1970年代までの状況であったことは各種統計によっても明らかである。稲作が拡大されてきたことは、眼に見える現象として誰もが首肯できることであろう。安室の発展的課題としての「稲作の展開原理」や「新しい文化類型」は、その現象をどのように説明するかという課題であるとする。安室はその時に、制度的、経済的な要因を考慮に入れなかった。

安室が想定した条件の下に見出されたものは、それは稲作をしている人々の実態とは無縁の「意味」であったといえよう。稲作は、「公の強制」もあったし、あるいは食糧管理制度による米価の安定など、イネという作物に外から賦与された価値付けを無視して語ることができないものである。つまり、「水田をめぐる民俗」は、「水田」という限定された場だけのものではなく、安室が想定した場よりももっと広く重層的なものであったとする。



したがって、安室の「複合生業論」については、安室が提示している基本的な部分の「生業技術（＝生業要素）の組み合わせ方、複合の仕方の理屈を探るものである」ということが到達点であるとして充分であると考ええる。

おそらく、この生業の複合の姿は、単一の方向性に収束するものではなくて、多様な姿に拡散する方向性を持つであろう。安室の『水田をめぐる民俗学的研究 ―日本稲作の展開と構造―』は、「漁撈」や「畦畔栽培」などと「稲作」の組み合わせの多様な姿を提示したと読まれるべきものと考ええる。そうすることによって、たとえば水田における「タニシ」拾いや水路に生える「セリ」の採集など、それまで取るに足らない行為とされていた「生業」への視点が生きてくると考える。

「生業」の中に、直接的に家庭経済を支えるものだけではなく、金銭に置き換えることが難しいために、それまで取るに足らない行為であるとされていたものを含めて示すことができるのが「生業複合論」の視点であると考ええる。それは、「生業」を楽しみや喜びをも含むものとして、立体的に生業の姿を示すことができると考える。

そのような立体的な姿は、社会制度や経済変動などの影響も受けて、土地によって違う姿を示した動的な多様性を持つであろう。そして、その多様な姿を「それぞれの土地での環境への適応の姿」として提示することこそ、「複合生業論とは民俗学における環境論の生業研究への応用例のひとつに位置づけられる（安室，1998：39）」ということになると考える。

安室の「複合生業論」は、過去の生業研究への批判として提示された。そして、それまで単一の生業として論じられていた「稲作」を、「漁撈」や「畦畔栽培」も組み合わせた「複合的な生業」という姿で示してみせた。そこに複合生業論の最も大きな意義があると考えられる。

しかし、安室は稲作の拡大の要因に制度的、経済的な要因を考慮に入れずに、一気に「稲作の展開原理」や「新しい文化類型」を展開した。その意味で、最終的に「日本民俗学」の「生業研究」が陥っていた生業研究を「基層文化」や「精神世界」の下部におき、それ



に従属するものとする考えから自由にはなっていなかったと考える。安室は、眼に見えた「稲作」を、「漁撈」や「畦畔栽培」も組み合わせた「複合的な生業」という姿の変遷を問うときに、「公の強制」などの社会文化的な環境との関係性をも考慮すべきであったと考える。そこに限界があると考ええる。

以上を「複合生業論」についてのまとめとして提示し、次節では「民俗学における環境論の生業研究への応用」について検討する。

---

<sup>17</sup> (安室, 1992) 標題、(安室, 2008: 235)、(安室, 2012: 12) など。

<sup>18</sup> 他に『水田漁撈の研究—稲作と漁撈の複合生業論—』(2005年)があるが、これは「水田漁撈」に特化した内容の著作物であって、「複合生業論」の応用編に位置づけられる著作物である。「複合生業論」一般の目的等は言及されていなかったので省いた。

<sup>19</sup> 生態人類学の分野においては「多資源適応」という形で、複合的な生業の分析基準が提唱され、多様な生業活動のあり方が分析されている(松井, 1998b: 139)。安室の「複合生業論」が問題にされるのは、日本民俗学会という学会の内部の問題と考えることができよう。

<sup>20</sup> (佐野他編, 1996)、(赤田他編, 1997)、(赤坂他編, 2002)、(国立歴史民俗博物館編, 2008) など。

<sup>21</sup> 安室の歴史認識については、菅豊は「自然をめぐる民俗研究の三つの潮流」(2001b)で、安室の「生態系と民俗技術」(1996)を取り上げ、日本において商品経済・貨幣経済が高度に発展するのを昭和30年代以降としていることを誤りとし、時代認識に問題があるということ了指摘している(菅, 2001b: 21-23)。

### 第3節 日本民俗学における環境論

#### 第1項 自然と民俗の関係

『日本民俗学』の「研究動向」の総論分野で、環境について述べられたのは第190号の福田アジオの「民俗学の動向とその問題点」が最初であった。

近年の研究動向としてあえてあげるとするならば、それは自然と民俗との関係についての研究であろう。環境問題が世界的規模で注目されるなかで、民俗学においても環境、特に自然環境ともいべき我々を取り巻く自然と人間の関係を民俗学の立場で論じようとする論考が増えている。そして、その一連の成果をこの分野の開拓者たちがまとめて著書として刊行したことによって、この動向は顕在化したと言えよう（福田、1992: 11）。

ここでは、民俗学の自然あるいは環境への関心の高まりは、「環境問題が世界的規模で注目される」ということを背景にしていることが語られている。

平成8（1996）年に雄山閣出版から刊行された『講座 日本の民俗学』の第4巻は、『環境の民俗』と題されている。その総説を記した野本寛一は、「民俗学に関わる講座・体系の類は五指に余るが、講座類の中に「環境の民俗」という一巻を設けたのはこの講座が最初である」と述べている。またその背景として、野本は「現在、日本はもとより、世界の国々で社会全体が「環境」に関心を示している。一方、日本人の原点のごときものの探索も盛んである。こうした現今なればこそ、民俗学は「環境にかかわる民俗」の実態や研究視点の一端を示すべきなのである」として、社会全体が環境へ関心が高まったことをあげている（野本、1996: 3）。この二つの論考でいわれている「社会全体の環境への関心」とか「世界規模で注目される環境問題」とはどのようなものであろうか。

日本の環境問題の原点に位置づけられるのは、「水俣病」であるといわれている。水俣病は昭和31（1956）年5月1日に保健所へ報告されたことにより公式に確認され、同じ年の

11月3日には、熊本大学の研究班によって、工場排水が疑問と報告されている（歴史学研究会編，1993：309）。

これ以降、1960年代から70年代にかけて、他には富山県神通川流域の「イタイイタイ病」、三重県四日市市の「四日市ぜんそく」、神奈川県川崎市の「川崎ぜんそく」、他に福岡県の洞海湾や静岡県田子の浦の工業用水による汚泥汚染など、工場からの排水や排煙による水質汚染や大気汚染などの被害の拡大が顕在化した。これがいわゆる「公害」問題である。公害問題は、「加害者＝企業」が垂れ流した有害物質による「被害者＝住民」の健康被害という構造を持っていた。しかし、70年代に入ると、「加害者と被害者の関係が比較的明白なものだけでなく、加害と被害の関係がより複雑で、単純に特定できない、それどころか、被害者が容易に加害者になり得るケースが浮上していった」。また、被害も特定の人々に深刻な被害が集中するよりも、広範囲の人々に広がった。また、その被害は将来の被害というような潜在状態となって時間的な広がりを持つようになった。こうなると「公害」というよりも「環境問題」と位置づけた方が適切になってくる（吉見，2009：122-124）。

民俗学で、「自然と人間の関係を民俗学の立場で論じようとする論考」や「環境にかかわる民俗」に関する論考が増えたのは、こうした「環境問題」として環境に関心が集まってきた時代である。福田アジオはこの事情について、下記のように述べている。

一九八〇年代に社会的に環境問題が浮上した。開発行為が自然破壊を急速に進めた。そのなかで、人々が環境問題に関心を抱くようになり、環境や自然についての議論が盛んになり、またそれを扱う研究が盛んになった。環境問題は単なる自然ではない。人間の行為が深く関連する自然である。環境問題は人間と自然の関係を考えることであり、特に人間側の行為を問題とする。その点で、旧来の自然現象を個別に分けて独立させ、研究する諸科学よりも、相互関係を考察する生態学が注目され、研究も盛んになった。それが民俗学にも影響を及ぼすようになった（福田，2014：221）。

この時期に出された代表的なものとしては、「野本寛一の『生態民俗学序説』(1987 白水社)、鳥越皓之の編集した『試みとしての環境民俗学—琵琶湖のフィールドから—』(1994 雄山閣出版)、篠原徹の『海と山の民俗自然誌』(1995 吉川弘文館)などの理論や方法論を明示した著書がある。

これらについて、菅豊は、「生態民俗学」、「民俗自然誌」、「環境民俗学」としてまとめた上で「自然をめぐる三つの潮流」と位置づけている(菅豊, 2001b)。また、石垣悟は1990年代以降の生業研究で大きな成果をあげたものとして、「民俗自然誌」、「環境民俗学」、「生態民俗学」を大きな成果をあげたものとしている(石垣, 2010: 22-23)。これらの三分野について次項以降で検討することとする。

## 第2項 生態民俗学

前項の引用文で福田アジオが述べているように、日本民俗学の環境論については、生態学が大きな影響を与えている。その最初期のものとしてしばしば取り上げられたのは、野本寛一の『生態民俗学序説』(1987 白水社)である。この著作は、評価と批判の両面で取り上げられている<sup>22</sup>。この項ではそれらを紹介しながら検討したい。

野本は、生態学的な視点から民俗文化を見つめ直すことを出発点としている。その動機として、民俗調査で「大潮と小潮」のような太陽周期によって牡蠣(カキ)の捕採量が異なり、その多寡によって牡蠣行商の行動半径に変化が生じてくるという体験をきいたときの感動をあげている。そのことをきっかけとして、民俗現象を「自然と人間とのかかわり」という原点から見つめ直さなければならないと考えるようになったと記す(野本, 1987: 13-14)。

野本によると、『生態民俗学序説』は次のようなねらいを持ったものであった。

本書では、たとえば未消化ではあっても生態学的な視点でなるべく多様な民俗を見つ

め直して見ようとした。ここでは、あくまでも学の主体は「民俗学」である。「生態民俗学」とは、「生態学的な視点に立った民俗学」「生態学的な着眼・発想による民俗現象の研究」というほどの意である。生態学や生物学に関する筆者の浅学は言うまでもない。そのうえ、筆者がこれまでかかわってきた「日本の民俗」に対する鳥瞰力もそのままはねかえってくる。ここで用いる「生態」とは、自然科学における厳密な意味での生態ではない。たとえば「生態系」という語も、狭義では「物質循環」や「エネルギー流」を扱うものであるが、ここでは、広義の、しかも一般的な意味での「生物と環境」「生物相互」の有機的なかわりといった程度に用いている。さらに、「鶴の生態」「蜂の生態」といった種生態的な意味で「生態」という語を用いた場合もある。

(中略) 本書はこのように、あくまでも「民俗」を主体として生態学や生物学の諸概念を援用し<sup>23</sup>、そのことによって、従来は感覚的にとらえられたり漠然と意識されていたにすぎない民俗事象、従来とりあげられなかった民俗事象に対する分析視点を提示しようとするものである(野本, 1987: 15-16)。

ここで野本は、厳密な意味で民俗学に生態学を取り入れたのではない。生態学的な視点で多様な民俗を見つめ直して見ようとしたのであって、あくまでも学の主体は「民俗学」であるという。また、生態学や生物学の諸概念を援用したのは民俗事象に対する分析視点として提示したという。さらに、次のように述べている。

環境と人間の関係に目を据えるとき、「開発と生態系破壊」「公害問題」「過疎問題」も視野に入り、様々な人間疎外からの「人間復活」までその地平に浮上してくる。

人間の営みである民俗事象を生態学的に見つめようとすることは、人間を大自然の生態系に据え直し、民俗事象を自然環境の中でとらえ直すことにもなる。その意味で、「生態民俗学」は民俗の発生を根源的に確かめることになり、それは新時代の人間研究にもつながるはずである。前著『焼畑民俗文化論』において、即物的・現実的な基

層民俗を土壌としてその上に信仰・呪術・芸能といった上層民俗が発生・展開されるという「民俗生成構造」を明らかにし、実証したが、本書においても「民俗生成構造」の確認・実証に意を注いだ。しかも本書では、生物の生態を基点として民俗文化発生の基層部分を確認、ときにその上層部への展開も見据えた。「生態民俗学」はたしかに民俗研究の方法論の一つではあるが、単に方法論の提示に終わることなく、日本民俗の諸問題を「生態民俗学」の手法で分析し、「民俗生成」の基点と展開を探究すべく心がけたつもりである。本書は、筆者の構想する「日本民俗生成論」の一面をなすものである（野本, 1987: 17）。

野本は、「生態民俗学」は「民俗生成」の基点と展開を探究する「日本民俗生成論」の一部となるものと位置づけた。そのために、『生態民俗学序説』は、「第一部 民俗と連鎖」、「第二部 環境適応の民俗」、「第三部 動植物の生態と上層民俗」という構成になっている。内容の具体例を示すと、第二部第二章「環境傾度と民俗」には「環境傾度と植物利用—稲藁以前」という部分があって、シナやフジの繊維で布を織ることについて、下記のよう記述されている。

シナ織りのほかに藤の繊維で布を織ることも焼畑文化圏では盛んだった。ここで注目すべきことは、シナや藤といった樹木の繊維で糸を作る場合には、灰などであく抜きをしたり、長時間水でさらしたり、日にさらしたりする必要があることだ。このあく抜き、サラシの方法は、基本的には栃・檜などの堅果類、根茎類であるトコロなどのあく抜き法と同じである。このことは、シナ・藤の布が採集時代のあく抜き文化とセットとなっていたことをよく物語るものと言えよう。その意味で、いわゆる焼畑文化圏と栃・檜を食する圏、樹布を織る圏が一致している点には特に注目しなければならない（野本, 1987: 339）。

野本が、シナ織りや藤布が古くの採集時代に結びつき、さらにそれが焼畑文化圏に一致すると語ることは、多くの調査記録を基にしているだけに、一定の説得力を持っている。

また、第三部終章「生態伝説と民俗モラル」は、『生態民俗学序説』本文の終章ともなっている。それは、東北のマタギたちが熊には捨てる部分がないと語ることや三面川の河口の村上市に伝わる話で、鮭の頭を捨てた嫁が姑から厳しく注意された話を例示した後で、次のように述べてしめくくられている。

必要なものを、必要なだけ自然のなかから選び、そのすべてを余すことなく徹底的に利用し、使ったものの「種」は使ったもの以上に守り育ててゆくというのが、自然に対する「民俗モラル」の根底的な姿であったように思われる。現代人は自然と物の浪費に慣れ、先人が守り続けてきた「民俗のモラル」を忘却しているのである。「民俗モラルの蘇生」こそ現代人に与えられた最大の課題であろう。これを本書の結びのことばとしたい（野本, 1987: 609）。

ここで引用した二つの部分のような場所は他にもある。「これらを総合すると、国巢（くず）人とは、非稲作民で狩猟・採集と焼畑農業を複合させた山人だったと考えられる。葛の根を食し、葛の蔓をうまく利用する人々であったからこそ「くず」と称されたのである（野本, 1987: 341）」や「雪深い白川村・白峰村と同じく⑦の八重山地方でも焼畑地の薄を屋根葺きに使っていたということは、まことに興味深い。焼畑地の遷移と焼畑農民とは深く関わっていたのである（野本, 1987: 486）」など、あちらこちらに発見することができる。このような論の立て方は、批判を受けることとなる。

たとえば、菅豊は、「自然」、「環境」と人間の関係性をア・プリオリに共生的なものとして礼賛する点、研究の内部に、生態学とは相容れない歴史的関心をもち、起源論、すなわち古代への還元的理解法を、厳密な方法論的検証なしに適応する点において欠点を持っていると指摘する（菅, 2001a: 62 ; 2001b: 17）。



また、岡恵介は、野本の分析は、「本来別の地域の環境にまつわる民俗事例を集約的に重ね合わせ、生態学の用語を援用しながら一つの現日本の民俗像に遡ろうとする」と指摘した上で、「最終的には古代の歴史理解への還元をめざす、旧来の民俗学の指向性を共有している点で、本研究とは視点を異にする」と述べている（岡，2008：16）。

他の批判も、菅がまとめたことを引用しながら同意を示すことでほぼ同様である。野本への批判は、「生態学」の概念を「民俗学」に援用する仕方についての批判であると考えられる。その時に、従来の民俗学の考え方の枠組みのまま断片的に事例を抜き出して、生態学の概念で意味づけたところにあるだろう。

筆者も菅のものを借用してまとめると、野本の問題点は、第1に自然や環境と人間の関係性について、先験的に共生的なものとしている点である。第2は厳密な検証なしに、生態学の用語を援用して古代への還元的理解へいたる点であると考えられる。筆者の引用部分は、この2つの点が典型的に現れている箇所と考えられるものである。

また、岡の指摘は、前節で筆者が安室の「複合生業論」の問題点として指摘したことにも通ずるものであると考えられる。本来はそれぞれの場所、地域の環境との関係なのであって、それぞれの地区の断面であると考えられる。その意味で野本の「生態民俗学」も、古代への還元的理解というような一元的理解ではなく、それぞれの場所の生態を示す事例の提示という方向性を探究すべきだったのではないかと考える。

とりわけ、野本の「生態民俗学」に批判や疑問を呈していた人たちが認めるように、野本の仕事は極めて多くの地域の、多方面の民俗調査を下敷きにしているものである。岡は野本について、「フィールドワーカーとして足で蓄積した一次資料の厚みは尋常ではない。筆者の東北各地の山村での現地調査でも、話者がすでに野本の聞き取りを受けていたことが一再ならずあったし、筆者の住んでいる山村にもその足跡は及んできていた。その徹底した現場主義の姿勢は見事であり、もっとも尊敬する民俗学者の一人である（岡，2008：15-16）」と述べている。

筆者が、最初にまとめた調査をしたのは山形県南陽市水林である。『生態民俗学序説』



には「集落形成が内包する崩壊要因」の事例として取り上げられている(野本, 1987: 434-446)。水林の集落が廃村になる要因については意見を異にするが、それにしても、バスの停留所から一時間以上も歩かなければならない、わずか7戸しかなかった山の集落にまで足を運んでいたということは驚きである。岡の感慨は筆者も共有できるものである。

その意味で、改めて『生態民俗学序説』を眺めてみると、多様な地域の人と自然の姿を描いていることは見事なものである。現在では採集不可能となった事象が多く含まれた貴重な論考であるといえよう。

### 第3項 民俗自然誌

環境に関わる民俗学の分野で、生態学との関係にもっとも慎重で厳しい姿勢で臨んだのは篠原徹であると考え。それは篠原が、民俗学と生態学の関係を把握した上で自己の研究方法を定めているからであると考え。最初に民俗学と生態学の関係について、篠原の考えを把握しておきたい。

篠原は、環境民俗学について「民俗学が文書にほとんど登場しない人々の伝承文化をあつかう歴史学の一分野」という仮定にたてば、環境民俗学は「環境にかかわる人々の伝承的文化を記述し分析していく民俗学の一分野ということになる(篠原, 1994: 111)」と規定している。

その上で篠原は、民俗学と生態学の関係の基本的な認識について、下記のように述べている。

環境にかかわる伝承文化というのは、一言でいえば人々の自然とのつきあい方の歴史である。このように書けば仮に表題の民俗学(「環境民俗学」のこと 筆者追記)が可能であったとしても、それが生態学や環境科学とそれほど直接的に関係する領域ではないことは自明であろう。なぜなら生態学や環境科学は人間を含めるにしても

ても現在の生物群集の内部構造及び無機質な環境との関係を視野に入れた共時的な自然科学であるからである（篠原，1994：111）。

ここでは、篠原は民俗学が「歴史学の一分野」として「通時的」な科学であるのに対し、生態学が「共時的な自然科学」であると把握していることに注目しておきたい。

さらに、篠原は、生態史、環境史との関係について下記のように述べている。

民俗学は通時的な現象すなわち伝承を対象にしている。もちろん生態史や環境史との交錯の問題はある。このなかで特に近過去の生態史や環境史は現在の伝承的文化を考える上できわめて重要である。もし、環境史が、生業の民俗がシステムとして周りの環境にどんな影響を与え、また環境から与えられてきたかを主要な分野にするのなら環境民俗学はむしろ環境史に近い（篠原，1994：111-112）。

ここで篠原のいう「環境」とは、もちろん自然環境をいっているのであるが、環境と生業の関係を「環境史」の分野として成り立つと考えていることにも注目しておきたい。

以上が篠原の基本的な考え方である。これがどのように「民俗自然誌」に反映されているかを見て行きたい。

管見する限りで、篠原が「民俗自然誌」の構想を述べた最初の著作は、『自然と民俗 心意のなかの動植物』（1990 日本エディタースクール出版部）である。この著作では、「自然的民俗誌」ということばでそれが示されているが、それがどのようなものかを読み取っておきたい。

まず、この著作は、生態<sup>24</sup>と民俗あるいは生態学と民俗学というものはどのように関連するのかということ、具体的な事象のレベルを示しながら、かなり一般性のあるものへ還元するという方法で述べられている（篠原，1990：3）。

この構想の事例となっているのは、山形県東田川郡朝日村大鳥（現在の鶴岡市大鳥）と

沖縄県八重山郡竹富町黒島の2つの地区である。この2つは、篠原にとってある条件を持った地域である。第一は、「調査者が一人でも全体を把握できる適度な人口をもったムラ」ということである。次は、「そのまわりの環境が急激な変化を起こしていることなく、その環境を十分に利用しているムラである。あるいは現在の人々があまり利用していなくともこの四〇—五〇年間の状態をかなり復元できるほど民俗的知識が豊富であるというもの（篠原, 1990: 3-4）」という条件である。

このような条件付けをしたのは、まずひとつの地域の環境に対する環境イメージを抽出することにより、そこに住む人の民俗的知識の束を取り出すことにある。そしてそれを分析することによって、民俗誌的な意味での自然と人間の関係を論じようとするのである（篠原, 1990: 9）。この調査地についての記述は、安室の調査地の選択の場合とは対照的である。安室の場合も、調査地の選択が恣意的であること、そしてその恣意性は結論を限定することを明確に示しておくべきであったと考える。

ここに見られるのは、生態学を民俗学に適用する際の極めて抑制的な姿勢である。この篠原の姿勢は、野本とは対極に位置づけられるものである。平成7（1995）年に、「民俗自然誌」として吉川弘文館から出された、『海と山の民俗自然誌』にもこの姿勢は継続される。

「民俗自然誌」では、「人間と自然の関係についての民俗学的研究」として、「日本列島のなかで伝統的生業にたずさわってきた人々のもつ具体的な自然知の世界を明らかにする（篠原, 1995: 1）」ことが目的であると篠原はいう。

ここでいう「自然知」とは、人々が「自然を観察することによって育まれてきた」「民俗的知識」であり、「さまざまな地域のさまざまな伝統的生業のなかで存在した自然知を知ることによってはじめて自然観の地域性や階層性を論じる素材を手にすることができる。またその歴史性を社会史などとの協業によって明らかにして行くことができる」というものである（篠原, 1995: 2）。また、「自然知」には、「文字知」が対置されるが、その関係は歴史的に変化してきていて、それぞれを担うのが異なった階層であったり性差であったりもする。また相互の流入によって、親和や反発も起こるなど相互の関係は複雑なものであ

るという認識を篠原はしている（篠原，1995：4）。

その上で、篠原は「民俗自然誌」を下記のように定義している。

自然をめぐる民俗というのは、自然の現象する側面いかえれば自然の生態とそれについての人々の自然知との葛藤である。動物や植物の生活に関する科学的な記述を自然誌と定義し、ある生業を営む人々の社会的集団の生活総体を記述するものを民俗誌と定義しよう。そこである社会集団の生活総体のなかで自然と対峙し伝承され観察して獲得された自然知の体系は民俗自然誌として記述されることになる。これが民俗と生態を繋ぐものとして筆者が用意したものである（篠原，1995：4）。

「聞き書き」による記述が民俗誌と称され、「観察」による記述が自然誌と称されるなら、「観察」と「聞き書き」を等価のものとして併用する方法は民俗自然誌とでも表現するしかない（篠原，1995：268）。

さらに、このような「民俗自然誌」の構想にいたったことについては、柳田国男が優れた自然観察者であり、当初の民俗学の方法が「聞き書き」だけでなく「観察」も重要なものであったということを論証した上で（『海と山の民俗自然誌』第一章第二節「民俗学の方法としての観察」）、「ただ柳田は精細なる「観察」の必要性を述べながら、この世界から遠心的に「聞き書き」の世界に没入してしまった」とする（篠原，1995：268-269）。

それに対し、生態学者、人類学者の伊谷純一郎が、生態人類学という分野を切り開き、再び民俗の世界を生態学的に解明していくことになる」と指摘した上で（篠原，1995：269）、「民俗自然誌」について下記のように説明する。

本論文もその生態人類学の方法を強く意識しているが、その根源はこの「観察」と「聞き書き」の共振こそが民俗という現象の理解に必要なという立場に立つからである。つまり柳田が放棄してしまった方法の復権であり、同時に観察に生態学的手法を導入

して、従来の民俗学的が解明できなかった問題に迫ろうとするものである（篠原、1995: 269）。

「民俗自然誌」は、「動物や植物の生活に関する科学的な記述」である「自然誌」と「ある生業を営む人々の社会的集団の生活総体を記述」である「民俗誌」で構成され、それは、「民俗と生態を繋ぐもの」であるということになる。

「民俗自然誌」において、篠原がそれ以前の民俗学の研究よりも重視した方法は「観察」ということである。それは、生態人類学の方法を意識したものであると篠原はいつているが、彼自身が生物学科で植物学を学んだということも大きな背景となっているであろう。そういう目で民俗を見たときに、「民俗の行為という具体性を通して、つまり観察から自然観を析出する立場と聞き書きから自然観を析出する立場に微妙なズレが生じてきた（篠原、1995: 39）」と感じたこともあるだろう。したがって、篠原の「民俗自然誌」は「聞き書き」という方法だけに頼る「民俗学」に限界を感じている<sup>25</sup>という民俗学の方法に対する根本的な疑問から生まれたものであると考える。

以上のような篠原の定義や方法については、本論文についても大きな示唆を与えるものであると考える。

また、「道具」が自然知を背景に駆使される場を観察し、自然の変形としての道具と自然知の不可分性を知り、形態や素材の選択の民俗的な論理を知るためであるとしている（篠原、1995: 2）。さらに、篠原は、環境との関係で「技能」と「技術」を区別して用いている<sup>26</sup>。そして、技能を「道具を変えずして対象の背後に潜む構造や生態について深い民俗知識を集約し効率を上げること（篠原、1995: 131）」と定義し、重視している。「道具」や「技術」、「技能」については後で検討するが、生業を道具という物質文化との関連で考える方向性については注目すべきことであると考え。これも本論文にとっては重要な示唆を与えるものであると考える。

全体として、「自然誌」という形での「環境誌」と「民俗誌」で研究を構成するという骨

格、道具や技術などの具体的な研究方法について、本論文に大きな示唆を与えるものだと考える。

一方、このような篠原の姿勢は「環境の急激な変化」や「社会経済システム」などを排除して、非自然的なものを除いた自然と人間の関係を浮かび上がらせようという姿勢である。そのような姿勢から選択された、限定された調査地の選択、そして、通時性の放棄、そして当然のことであるが「環境」から「社会文化的な環境」が除かれている点は、本論文の方向性とは異なっていると考える。さらに「社会環境」や「文化環境」についての研究をさらに検討する必要があると考える。

#### 第4項 環境民俗学

「環境民俗学」という名を冠した最初の書物は、鳥越皓之の編で、平成6(1994)年に雄山閣出版から出版された『試みとしての環境民俗学 琵琶湖のフィールドから』である。この論文集には「試みとしての」ということばが冠されていて、この段階では目的や方法論が確定していたものではない。

「環境民俗学」について、鳥越は『試みとしての環境民俗学 琵琶湖のフィールドから』の「はしがき」で整理している。それによると、先ず「環境民俗学」とは、民俗事象に含まれる先人の知恵のうち、環境に関わる分野を探求することを目的としている。また、この書であつかう「環境」は「自然環境」と同義であるとしている。しかも、民俗学の研究対象の「自然」は、そのなかでも「人間の手によって加工された“不純な自然、”であると規定している(鳥越, 1994: i-iii)。

「環境民俗学」の研究分野については、大きく3つの分野に整理している。第1は「伝統的生活・生態系」の分野であり、「“環境を殺さず、うまく人間の生活に“利用しつづける、カラクリを伝統的社会から見つけ出すことを課題とする。しかし、この発想は人間を中心とした近代主義の考え方であることは否定できないともいっている。第2は「環境と

人間が相互のせめぎあいをし、そのなかでのすりあわせのごときものをするそのすりあわせの有様をあきらかにしようとする立場である」という。また、この立場は、環境に主体性を認める立場であるとし、ことばをかえて「自然環境そのもののもつ本来の“自然性の正体、」知った上で、「自然と人間との妥協点」としての相互のすりあわせを明らかにすることであると考えている。第3は、「環境を媒介とした“人間相互の関係、（前二者のような環境と人間の関係ではない）をあきらかにしようという面をもっている」としている。また、この分野は前二者ほどに分析方法が定まっていな分野で、今後の課題となる分野であるが、分析の中心は、近代主義の否定にたった「人間関係論の探究」に向かうと想定している（鳥越，1994： iii-vi）。

篠原徹は、鳥越が民俗学の研究対象として設定した「自然」が「人間の手によって加工された“不純な自然、」であるとしたことに対して、鳥越の調査地が琵琶湖岸ということから来る制約だろうと推測した上で、「人の手が加わった自然環境というものがそれほど自明のことであろうか」と疑念を提出している。そして、「この対象をとりあえず仮定されるものとして生業との関わりから帰納されるものとして文意を倒置させれば鳥越のいう環境民俗学は分野として成立すると考える（篠原，1994： 119-120）」という。

第1の分野については、鳥越が自身で指摘しているように人間中心の「近代主義」であり、それは人間と環境の関係を、野本のような「先験的に共生的」であるとみなすことにおちる危険性があると篠原は指摘する（篠原，1994： 119-120）。この危険性については同意できることである。

出口晶子は、鳥越はすでにこの方向性の危険性を理解していて、「それが、近代主義の呪縛にある科学認識にもとづくものと位置づけおり、そこからの脱却、つまり近代批判が鳥越の考えるところの環境民俗学の方向として位置づけられている（出口，1996： 6）」と述べている。

篠原は、第2、第3の分野については肯定的にとらえて、「筆者の考えは鳥越の主張の第一の点を除けば同じである（篠原，1994： 119-120）」と述べている。確かに、第2の分野



は、篠原の「民俗自然誌」において展開している、「伝統的生業にたずさわってきた人々のもつ具体的な自然知の世界を明らかにする」の言い換えとも把握できる。また、「こうしたさまざまな地域のさまざまな伝統的生業のなかで存在した自然知を知ることによってはじめて自然観の地域性や階層性を論じる素材を手にすることができる。またその歴史性を社会史などの協業によりあきらかにしていくことができる（篠原, 1995: 3-4）」と述べていることに対応する。

以上のことから、篠原は、「伝承的な文化を身につけ、外からやってくる新しい文化にも対応して生きている人々はわれわれの身の回りにいくらかも存在している。そして彼らはたかだか数十年前まで、あるいは現在も生業を通じて植物的自然や動物的自然と自然知をもつてつきあってきた。環境民俗学はこうした民俗文化の多様性から新たな文化論を構築できる可能性をもっている（篠原, 1994: 122）」といて「環境民俗学の可能性」という論考を閉じている。篠原の仕事は、管見する限りでは鳥越のいう第3の分野、つまり篠原のことばでいうと「自然観の地域性や階層性を論じる」ことや「その歴史性を社会史などの協業によりあきらかにしていくこと」には及んでいない。

一方、鳥越については、自身も社会学を修めたということもあるのか、「環境民俗学」のスタートから社会学や地理学との共同研究をおこなっている。『試みとしての環境民俗学 琵琶湖のフィールドから』にも9人の論考がよせられているが、民俗学が専門と考えられるのは、出口晶子、伊藤廣之、鶴理恵子、安室知の4人であり、半数は他の領域ということになる。そのような人たちが、「琵琶湖のフィールドから」という副題が付いているように、琵琶湖をフィールドとした「環境民俗学」に取り組んだのである。

このような形態は、昭和57(1982)年から3年間にわたりおこなわれた滋賀県琵琶湖研究所の依託調査「湖畔住民の生活変遷と琵琶湖のイメージ」の研究成果として、鳥越と嘉田由紀子の編で、1984年に御茶の水書房から刊行された『水と人の環境史 琵琶湖報告書』でも採用され、7人が論考をよせている。

この「環境史」は、論理の骨格を日本農村社会学において、社会学を軸にしながら、



人類学、民俗学、地理学、経済史などの知識を導入し、「環境史」共通の課題として記されたものである（鳥越・嘉田，1984：ii）。

「環境民俗学」については、この『水と人の環境史 琵琶湖報告書』と『試みとしての環境民俗学 琵琶湖のフィールドから』を対にして考えるべきなのではないかと考える。それは、篠原が「民俗自然誌」を「自然誌」と「民俗誌」で構成されるとしたことと類似していると考え。両者の違いは、「民俗自然誌」は通時性を避け、共時的な記述であるのに対し、「環境史」には、たとえば「第一章 水と村—琵琶湖治水史」や「第二章 水界と漁撈—農民と漁民の環境利用の変遷」などのような通時的な記述が含まれていることである。

鳥越は、「私たちの「環境史」研究は伝統を対象にする。そして私たちは伝統を「過去の知の累積」ととらえる」と述べ、地域環境は主としてそこに住む人たちの「日常的な知」によって支えられている。この「日常的な知」とは「過去の知の累積」の結果のことである。また、日常的な知は科学的な知に対置される関係にある」とも述べている（鳥越，1984：327）。

このように、「民俗自然誌」と「環境民俗学」は非常に近い関係にあると考える。両者の違いの第1点は、「民俗自然誌」は通時性を避け、共時的な記述であるのに対し、「環境史」には、通時的な記述が含まれていることである。しかし、「環境民俗学」になると、通時性は抑制され、共時的な記述になっている。

第2点は、篠原の調査地は、あらかじめ「ひとつの地域の環境に対する環境イメージを抽出することにより、そこに住む人の民俗的知識の束を取り出す」のに合う条件の地域を選択したのに対し、鳥越たちの調査地は、依頼調査地として与えられたものであり、調査者が選択したものではないということである。しかし、どちらもその土地の環境と人だけを対象にしていて、野本のように「本来別の地域の環境にまつわる民俗事例を集約的に重ね合わせ」ということをしていないことは共通する。

したがって、筆者の「環境民俗学」の評価は「民俗自然誌」と共通する部分がある。し

かし、「環境民俗学」は、民俗学の分野にとどまらないで他の領域との共同によって「民俗自然誌」にはなかった通時性の記述を可能にしたこと、あるいは「地域性や階層性を論じる」可能性を開いたことは重要であると考ええる。

しかしながら、対象となる「環境」が「自然環境」の範囲にとどまっている。それはここでも大きな課題として残っている。

#### 第5項 日本民俗学における環境論の到達点と課題

ここまで「生態民俗学」、「民俗自然誌」、「環境民俗学」について概観してきた。それを生業研究の観点で総括すると、到達点としては次のようなことがいえると考ええる。

第1は、複合生業論によって、生業が単一なものとしてあるのではなく、さまざまな生業要素の組み合わせで構成されることが明らかにされたことである。このような見方によって、生業をそれぞれの構成要素をばらばらに論ずるのではなく、総体として把握する方向性が提示されたと考ええる。本論文においても生業を総体としてみることが求められる。したがって、本論文でも生業を複合的なものとして捉えるという立場で論を展開することを表明しておく。

第2は、自然環境と生業の関係については、「民俗自然誌」や「環境民俗学」によって、研究の方法、成果の記述方法が明確に示されたことである。とりわけ、篠原の「民俗自然誌」は、方法論や記述の仕方の面で本論文には極めて参考になるものと考ええる。さらに、篠原が提示した「自然誌」と「民俗誌」を組み合わせる記述する形は注目すべきものである。その形は、項目毎に整理された形で示されることもあるが、それは羅列ではなく、相互の関係性をもっている。この記述方法については、後で論じることにする。

第3は、「環境民俗学」によって、多領域との共同の形が示されたことである。とりわけ、人類学や社会学、経済学、地理学との共同研究は民俗学の領域では重視されなかった面を取り込む可能性が示されたと考ええる。

第4は、「生態民俗学」や「民俗自然誌」によって、民俗学に関連した生態学の取り入れ方が明示されたことがある。野本と篠原はその両極を具体的に示したと考えるが、どちらも長所と問題点をもっていると考え。その間を模索することが課題であると考え。

以上が到達点と考えることであるが、同時に課題も明確になってきていると考える。

課題の第1は、「民俗学」という学問領域のもっている課題ともいえるもので、基層文化や精神世界に向かう方向性から自由になりにくいことである。「民俗」、「伝承」、「常民」などの民俗学の用語が生きたものとして感得できない現在の状況下で、それらを用いて研究を組み立てることは、「民俗」や「伝承」などのことばによって形成された概念によりかかった物として提示されることが少なくない。そのために地域の現実と乖離した研究になる危険性をもっている。本論文で追求したいのは地域の現実から出発し、現在の生活のあり方を再検討する手がかりを発見することである。「民俗」、「伝承」、「常民」などの民俗学の用語を使わずに説明することとしたい。

第2は、民俗学が対象とした環境が「自然環境」からでていないことである。それは第1の課題とも関連していることと考える。また、人類学系の環境研究が「狩猟」と「農耕」という「生業」の研究に集中していることとも関連していると考え。第1次産業が5%未満になっている現実で、そのことはどのような意味をもつのか。検討されるべきであろう。

第3は、共同研究の課題である。これは成果と裏表の関係にあると考えるが、民俗学の生業研究と異なった視点を提供してくれる反面、まとまりとしてはそれぞれが独立したものになって、大きなテーマが不明確になるということがある。結局は個人的に様々な学問領域の成果を借りながら研究をまとめることが必要なのではないかと考える。

以上が到達点と問題点であるが、この節を終えるにあたり、本論文の方向性とは少し異なる方向性にあるが、日本民俗学における環境論の現在の方向性を管見した範囲で述べておきたい。

野本の「生態民俗学」の方向性については、追従するものは見受けられない。野本のよ

うに精力的に広範囲にわたる調査を継続できる民俗学者がいなくなったということも大きな要因と考える。その意味では、野本の存在は極めて大きいと考える。日本全国の民俗全般にわたって発言できる人がいないということでもあろう。それもまた大きな問題と考える。

「民俗自然誌」、「環境民俗学」の方向性は、「民俗学」の学問領域にこだわる方向と、それに囚われない方向の2つの方向性と考えられる。第1の方向では、出口晶子が平成8（1996）年に名古屋大学出版会から刊行した『川辺の環境民俗学—鮭遡上河川・越後荒川の人と自然—』や山泰幸などの編集により平成20（2008）年に昭和堂から出版された『環境民俗学 新しいフィールド学へ』などがあげられよう。ここでとりわけ重視されていると考えられるのは、環境を「資源」と把握し、その「所有」や「利用」の共同性という視点である。それはムラ組織などの再検討につながる方向性、あるいは経済活動面から軽視されていた生業活動（マイナー・サブシステム<sup>27</sup>）へ関係するものでもある。

第2の方向は、課題の第3と関連していることであるが、個人的に他領域の研究成果を取り入れようとするとはそれは「民俗学」であるかという疑念をもたらす。「環境民俗学」を提唱した鳥越は、平成9（1997）年に有斐閣から『環境社会学の理論と実践 生活環境主義の立場から』を刊行している。もともと社会学を専攻した彼にとって、「環境」を研究対象とすることが最優先されるものであって、それを記述するのにもっともふさわしい形を選択しているのであろう。この方向性として「民俗学」の領域では菅豊などが代表的であると考え、彼の最近の仕事は生業の研究領域というよりも、民俗学全体の学問としての方向性に関わるものが多くなっている。むしろ、「民俗学」の領域にとどまりながら環境との関わりの方向性を追求しているものとしては岡恵介が平成20（2008）年に大河書房から刊行した『視えざる森の暮らし 北上山地・村の民俗生態史』があげられる。

岡の研究方法は篠原の影響を強く受け、その方法に準拠しながらも「本研究における民俗生態史とは、山林における「自然知の体系」の実態と、それを背景とした民俗社会の自然との交渉の関係性を、通時的な側面に重点を置きながら分析しようとしたものである。

篠原が「民俗自然誌」とよぶ、共時的な全体性の把握を目指す方法論との違いは、この点にある」としている（岡，2008：17）。本論文での「環境」の考え方や対象とする「生業」の点で異なる点があるが、参考になる研究であると考ええる。

以上、日本民俗学の学問領域にかかわるものを概観してきたが、そこから得られるものと課題が明確にできたと考ええる。とりわけ、「環境」については「自然環境」との関係に限定されているということが大きな課題であるということがわかった。次節では、民俗学の領域を離れて、社会文化的環境に言及した生業研究を概観して行く。

---

<sup>22</sup> （篠原，1995）（出口，1996）（菅，2001a）（菅，2001b）（岡，2008）（山 他編，2008）（福田，2014）などで野本の『生態民俗学序論』が取り上げられ、論評されている。

<sup>23</sup> 野本は、援用した生態学や生物学の諸概念は、「食物連鎖」「連鎖」「適応」「太陰周期への適応」「季節周期への適応」「環境傾度」「植生」「垂直分布」「指標植物」「平衡」「遷移」「共生」「形態学」などであると述べている（野本，1987：16）。

<sup>24</sup> この著作では、人間も含めて動物・植物の生活様式と篠原は考えている（篠原，1990：3）。

<sup>25</sup> 篠原は、『海と山の民俗自然誌』の第一章第二節に「民俗学の方法としての観察」という節を設けて「観察」の重要性と、「聞き書きの限界性」を論じている。

<sup>26</sup> 篠原は、『海と山の民俗自然誌』では明確な区別を示していないが、平成10(1998)年に朝倉書店から出された『民俗の技術』（現代民俗学の視点 第1巻）の「序論 民俗の技術とはなにか」では、「自己と同一化に向かう等身大の道具をあやつる知識の総体を技能と呼んで、自己から外化した無機的な道具（機械）をあやつる知識の総体を技術と呼んで区別してみたい」として区別している（篠原，1998：2）。また、平成17(2005)年に吉川弘文館から出された『自然を生きる技術 暮らしの民俗自然誌』では、題名には「技術」が用いられており、また本文中でも「こうした自然と格闘する人々のもっている技術や技能」などと使われていて（篠原，2005：30）、明確には区別していない場合もある。

<sup>27</sup> 松井健は「集団にとって最重要とされている生業活動の陰にありながら、それでもなお脈々と受け継がれてきている副次的ですらないような経済的意味しか与えられていない生業活動」を「マイナー・サブシステム (minor subsistence)」と呼び、その性質が「たとえ消滅したところで、その集団にとっても、たいした経済的影響を及ぼさないにもかかわらず、当事者たちの意外なほどの情熱によって継承されてきたものである。経済的意味がないわけではないということも重要なのだが、これらのマイナー・サブシステムがどういう意味をもつものであるかについて考察することによって、民俗世界の生産活動についての研究に、新しい方向からの照明を当てることができることを示したいと考える」と述べている（松井，1998a：248-249；松井，1998b：139）。

本論文の研究対象としている手仕事は、松井のいう「マイナー・サブシステム」には該当しないと考えるが、松井が「マイナー・サブシステム」を採り上げ論じた論考には、生産活動についての重要な指摘があると考ええる。そのことについては第3部の考察において論ずる。

## 第4節 社会文化的環境に関わる生業研究

### 第1項 環境適応活動としての生業活動

先に述べたように、本論文では、生業活動と環境との関係性を「環境への適応活動」という視点で分析、考察することを目的としている。その考えの基本としているものは、渡辺仁の考え方である。渡辺は、生態人類学を下記のように理解している。

生態人類学 ecological anthropology は ヒトの生活の自然史である。いいかえるとそれは自然界の現象としてのヒトの生活の科学的研究である。生物は環境への適応によってその生命を維持している。生物個体がいとなむ、そのための一連の行動が生活である。そこで自然史からみた生活とは、生物が環境との関係を維持するための手段であり、また生物が環境に対処するための適応機構である。このように生活は環境と密接不可分の関係にあり、したがって両者は一体のものとして理解されなければならない。(渡辺, 1977: 7)

以上のことを参考にして、本論文では、生活の一部である生業活動は、環境への適応行動(適応活動)であるということを導いている。

前節第3項で引用した「民俗自然誌」の定義の中で、篠原は「自然をめぐる民俗というのは、自然の現象する側面いいかえれば自然の生態とそれについての人々の自然知との葛藤である(篠原, 1995: 4)」と述べている。

また、前節第4項で既出のことであるが、鳥越は「環境民俗学」の研究分野については、大きく3つの分野に整理しているが、第1は、「環境を殺さず、うまく人間の生活に利用しつつける、カラクリを伝統的社会から見つけ出すことを課題とし、第2は「環境と人間が相互のせめぎあいをし、そのなかでのすりあわせのごときものをするそのすりあわせの有様をあきらかにしようとする立場である」と述べている。

篠原のいう「自然の生態とそれについての人々の自然知の葛藤」や鳥越の「環境と人間



が相互のせめぎあいをし、そのなかでのすりあわせ」とは、渡辺のいう「生物が環境との関係を維持するための手段であり、また生物が環境に対処するための適応機構」と同意であると考えられる。

さらに渡辺の考えを検討してみると、いくつかの参考になることがあることに気がつく。まず、「生活とは相互に関連する各種の活動から構成される活動系 activity system である」として、活動系の構造を「生活構造のキュービック・モデル cubic model」として提示している。これは、活動系を三次元の構造モデルとして提示したものであり、縦軸、横軸、高さの軸にそれぞれ「各種範疇の活動」、「各範疇の活動の側面」、「各活動の周期」を充てたものである（渡辺, 1977: 7-8）。

「各種範疇の活動」は、「人間の生活の基本後続を形成する活動の主要なカテゴリー」であり、「1 食物獲得活動 feeding activity」、「2 住居設営活動 sheltering activity」、「3 身体保護活動 body caring activity」、「4 防御活動 defence activity<sup>28</sup>」、「5 なわばり活動 territorial activity」、「6 生殖活動 reproductive activity」、「7 遊び活動 play activity」、「8 探査活動 investigative activity<sup>29</sup>」、「9 休息と睡眠 sleep & rest」、「10 儀礼的活動 ritual activity<sup>30</sup>」、「11 審美的活動 aesthetic activity」の11に分類されている（渡辺, 1977: 11-15）。

「各範疇の活動の側面」は、各活動を構成する部分であり、「1 運動的側面 motor aspect」、「2 道具的側面 implemental aspect」、「3 通信的側面 communicational aspect」、「4 社会的側面 social aspect」の4つに分類されている（渡辺, 1977: 16-18）。

「各活動の周期」は、生物の生活の時間的構造であり、「日周期 daily cycle」、「年周期 annual cycle」、「生涯周期（ライフ・サイクル） life cycle」の3種に区別している（渡辺, 1977: 19）。

この構造に、「活動の性差」、を加えることにより、人間の生活に共通する基本的構造を把握できるとし、この構造の要素それぞれの集団内変異 intrapopulation variation と集団間変異 interpopulation variation の問題として環境適応活動は考えられるという

のである（渡辺，1977）。

篠原の「自然知」や鳥越の「すりあわせ」ということばはやや曖昧さを含むものであり、分析には使いにくい面をもっている。渡辺の考え方に立てば、「環境への適応」をいくつかの要因に分けて分析することができると思う。それが「環境適応活動としての生業活動」という考え方の基本となるものである。

## 第2項 制度や市場経済の観点からの生業研究

はじめに例示して述べたように、本論文の研究対象である在来手仕事産業は、近現代社会において政治や経済、生活文化などの社会的環境や文化的環境から大きな影響を受けている。これまでの学史的な検討によって、自然環境と生業活動との関わりは分析の手法をある程度明らかにすることができた。しかし、「民俗自然誌」でも「環境民俗学」でも、その方法は非自然的な環境を排除したところで成り立ってきたものである。また、「環境適応活動」を静態的に把握することにとどまっていた、通時的に動態的な「変遷」について述べたものではなかった。

それは、渡辺仁が関係していた狩猟採集文化研究においても同様である。狩猟採集社会、文化モデルの構築にあたっては、1980年代までにビンフォードなどにより、狩猟採集のみに依存する社会だけでなく、農耕や牧畜、他の産業などと併存するような社会における狩猟活動を分析するのに有効なモデルの構築ができていた。しかし、近年の考古学や人類学の研究成果によって、異なるコミュニティあるいはもとなる文化をもつ人々との間で絶えず人、もの、情報が交流し続けていたということが前提となってきた。また、ことに人類学的な研究ではそのような交流の現場を直接観察することも多く、従来の研究には問題点があるという考えが提出された（佐々木，2002b: 6）。

しかし、ビンフォードのモデルをはじめ、従来の狩猟採集文化、社会に関するモデル



には純粋な閉じたシステムと仮定することと並んで、さらに2つの点で問題があった。

1つは、コミュニティより大きな社会の構成員たる個人の能力や社会的な役割の多様性を、モデル作成において認めておらず、すべて平均的な能力を持つ猟師や漁師という設定になっている点であり、もう1つは純粋性を求めるために、現実には大量に混入しているはずの狩猟採集活動に直接関係のない要素を排除している点である（佐々木, 2002b: 6-7）。

このような問題意識から、たとえば日本の東北地方で縄文以来の狩猟の伝統を守り続けてきたマタギや北海道、樺太、千島列島の先住民とされるアイヌについても、単に縄文以来の狩猟の伝統を守り続けてきた人々とだけみなすべきでなく、狩猟採集経済やそれに依拠した社会と文化を守り育てた自然知あるいは社会的背景にも注目すべきだという考えも生まれてくる（佐々木, 2002a: 9-10）。

このような社会経済システムのなかの狩猟採集文化研究は、渡辺仁のアイヌの生態系（エコシステム）の研究が先駆的なものとされ、その後佐藤宏之などの考古学分野に引き継がれる。一方、民俗学的方法論から出発したものでは、田口洋美が平成4（1992）年に農山漁村文化協会から刊行した『越後三面山人記』や平成6（1994）年に慶友社から刊行した『マタギ―森と狩人の記録』、平成12（2000）年に『東北学』3号に掲載された「列島開拓と狩猟の歩み」などがある（佐々木, 2002a: 11）。

田口の研究は狩猟文化であり、自然環境との関わりが深いものであるが、狩猟法などの近現代社会の制度や市場経済との関わりを深く持ったものでもある。本論文にとっては、扱う生業が異なるものの、社会文化的環境との関係を考えるときに参考になると考える。

田口の論文のなかでは、修士論文「新潟県朝日村三面の近代環境史―近代における市場経済化と山村生活の構造を中心に―」（2002 東京大学大学院新領域科学研究科環境学専攻社会文化環境コース修士論文）と博士の学位論文「極東アジアにおける狩猟文化の構造と適応」（2005 東京大学大学院新領域科学研究科環境学専攻社会文化環境コース博士論

文) が方法論的にも検討がなされ、示唆に富むものである。しかし、これら2つの論文は残念ながら未刊行である。そこで、とりわけ修士論文の論の骨子について同様のものと考えられる「列島開拓と狩猟の歩み」と平成12(2000)年に雄山閣から刊行された『民俗研究の課題』(『講座 日本の民俗学』第10巻)に掲載された「生業伝承における近代一軍部の毛皮収集と狩猟の変容をとおして」、平成14(2002)年に雄山閣から刊行された『民具と民俗』(『講座 日本の民俗学』第9巻)に掲載された「狩猟、その具体への視点—東日本の山間部にみられる畏猟を中心に—」を主として用いて制度や市場経済との観点からの生業研究を進める方向性を探って行きたい。さらに、これらの刊行物では三面の人々の生活は省略されている。それを補足するために、平成28(2016)年に山と溪谷社から刊行された『新編 越後三面山人記 マタギの自然観に習う』をも参照したいと考える。

修士論文は、新潟県岩船郡朝日村三面の近代の生業活動を中心にして、その時代的推移と季節性という問題を歴史動的視点、環境史として具体的に記述することを目的としている<sup>31</sup>。論文の構成は、「はじめに」、「1, 三面集落の概要と自然環境」、「2, 近代における生業の変化」、「3, 資源開発活動と季節性」、「4, 三面集落の生活構造」、「結語」となっている。

「2, 近代における生業の変化」において記されているのは、山村の三面の農業と山や森の資源利用の関係である。三面は、水田稲作に適した土地ではなく、水田ではイネの他にヒエを作って不足を補い、焼畑で、ソバ、アワ、キビ、ダイズなども作っていたけれども、これらの農業は生業の副要素であって、基本的に三面の生業の中心は森や山の資源を利用することにあつたことを統計資料、文献を用いて記している。

田口は、このような近代から現代にかけて三面の生業に大きな変化を促すことになったものとして、「地租改正」、「換金資源としての山菜の発見」、「毛皮の需要の高まり(とりわけ軍部の市場介入)」、「カモシカの捕獲禁止」などを取り上げている。「地租改正」については、補足資料とした刊行文献には取り上げられていないが、生業変移の基本となることであるので、修士論文に記載されていることの概要を記しておく。

地租改正により、地方の農山村は、より確実な、しかも安定した現金収入を得る必要に

迫られる。近世末期から明治20年代にかけて三面集落の人々にとっての換金交換資源、自給用食物資源として重要視されていたものが4つ存在した。1つは狩猟によって獲得されるカモシカやツキノワグマ、サルなどの資源、これは狩猟者にとって重要な換金交換資源である。2つ目は河川におけるサケ、マス、イワナ、ヤマメ、などを対象とした漁撈、これは保存食物として自給食物資源である。3つ目はスゲで編んだスゲゴザで、換金交換資源であり藩政時代には年貢米の代わりに村上藩に物納されていた。4つ目は、ウルキまたはウル皮といわれるウリハタカエデの内皮である。これは換金交換資源であり、晩秋降雪前に村上に出された。それに加わったのが養蚕である。畑という畑、棚田の法面にまで、山に自生していたヤマグワが移植され、近世から産業作物として栽培されていた漆、楮、藍に取って代わったという。「現金収入の多い作物を作る」という変化が起こるようになる。

このように日本国内の市場の要請に追従した生業の形の象徴的なものが、「換金資源としての山菜の発見」である。三面での山菜の代表的なものがゼンマイであるが、大正2年(1913)年春、三面集落に新潟県神原郡三条町の通称ヤマキンと呼ばれた渡辺林蔵という人物が入るまでは、ゼンマイは数軒の家が自家用に採取するぐらいにとどまっていたものであった。それが昭和29(1954)年には、ゼンマイの収入は1戸平均4万円と当時の地方公務員の年収の1/2にあたる収入をもたらすものとなり、三面の重要な産業となってゆく(「2、近代における生業の変化 (2) 市場経済化にともなう換金交換資源の変移 3. 換金資源「山菜」の発見)。この事情は『新編 越後三面山人記 マタギの自然観に習う』に記されている。

ゼンマイの採取が戦争のように過激に行われるようになったのは、古い話ではなかった。ゼンマイを商品としてはじめて手がけたのは、小池甚太郎、リヨ婆ちゃん夫婦であった。

「オレが十六の年、三条(新潟県三条市)の渡辺林蔵なんて人来てな、ゼンマイ買ってえなんていって、それからゼンマイ採るようになったんだ。そんでオレの連れ合い

(故小池甚太郎)、オレ、ゼンマイ採って売ることするなんていって、それで渡辺林蔵に習ろうてはじめたんだぜー。それまで三面の衆なんぞ、ゼンマイなんてろくに採らねがったんだ。(後略)」(田口, 2016: 204)。

このゼンマイ採集は、貿易船舶の保存食料としての利用の拡大、海軍の兵員用食料への採用から始まり、次第に一般に普及していったことに始まるが、それがもたらしたのは、経済的な裕福さだけではない。入会権を持つ国有林の中でのゼンマイ採集について、「ゼンマイ山」という形で個人の権利領域が村の決めごとになる。また、伝承では28戸以上になると村がつぶれるといわれ、分家を抑制していた集落で明治4(1871)年から昭和56(1981)年ごろまでの約100年の間に11軒の旧家がなくなり、21軒の分家を出すという変化も起こす。それはとりわけ大正の半ばから昭和30年代のおよそ50年の間に集中する(田口, 2016: 189-208)。

単独の生業要素の変移として、田口が独自の視点を展開したのは、狩猟についてである。「毛皮の需要の高まり(とりわけ軍部の市場介入)」、「カモシカの捕獲禁止」がそれにあたる。

「カモシカの捕獲禁止」については、狩猟文化研究にも大きな影響を与えた。マタギは熊を捕る人であるということが狩猟文化研究において中心的な見方であった。しかし、それはカモシカが禁猟になった後で狩猟文化の研究が着手されたことが大きいと田口は考えている。つまり、大正14(1925)年の「狩猟法」の一部改正により、12月1日から2月末日までカモシカの狩猟が禁止され、実質的にはカモシカが狩猟対象獣とはできなくなったのが法律上のことである。しかし、実情はカモシカが狩猟の中心であって、それを表面化することはできない、そのことによって研究はゆがめられ、マタギ組織は閉鎖的になっていったと田口は指摘する(田口, 2002a, : 34)。

また、欧米の需要に応じ、明治末期から大量に輸出されるようになった毛皮は、三面の人たちに大きな現金収入の道を開くとともに、狩猟の対象とする獣の変化ももたらした。

## 第1章 生業研究の現状と課題

それまでのツキノワグマとカモシカに加え、ムササビやカワウソ、キツネ、テン、タヌキ、アナグマ、イタチ、オゴジョ、リス、モモンガ、ノウサギなどの毛皮が換金資源となる。さらに、国内では、日清、日露戦争、シベリア出兵などの大陸進出にともなって、兵員の防寒具用に大量の毛皮を必要とする。そのため、市場に介入して市場価格よりも高値で直接買い取るということにより毛皮の確保につとめた。それにより毛皮価格はさらに引き上げられた。一方で国は明治28(1895)年に公布された狩猟法以来、欧米にならって野生鳥獣の保護をうたいはじめた。マタギたちが野生動物の保護行政と生業としての狩猟の問題の狭間にたたされはじめるのはこの時期であることを田口は指摘している(田口, 2000: 95-100; 田口, 2002a: 38-43)。

以上、田口の論文によって制度や市場経済との観点からの生業研究の具体例を展望してみた。「伝統的生業」とされるものであっても、研究の対象となっている時期には、すでに近代的制度や市場経済と無関係のものではなく、「市場志向型の生業選択<sup>32</sup>」がおこなわれていたことが具体的に見える。その変容をとらえるためには統計や制度史、経済史などの関連をみる必要があることが示されていると考える。

田口の研究視点には、他に罾という具体的なものについて、道具と環境の関連を論じたものや狩猟技術と環境の関連など、本論文にとっても示唆に富むものがあるのだが、それは後述することとして、次項では在来産業についての研究を概観することとする。

### 第3項 経済史や産業史などにおける在来産業研究

産業史あるいは経済史において近現代の在来産業が研究対象になったのは、それほど古いことではない。中村隆英は、日本の経済史の研究者の多くがマルクス経済学に立っていたことを理由の一つとしてあげる。マルクス経済学では、資本主義社会は資本家と労働者の対抗する社会と考え、それ以外の階級としては農民を考えるだけであって、在来産業はその視野に入っていなかったこと、「小営業」という存在は認められていたものの、本格的

に資本主義が成立すれば衰滅すると考えられ、研究者の念頭にのぼらなかったというのである（中村，1985：178）。

近代以降の日本経済において「非近代部門」の量的な大きさに注目し、在来的な産業部門や中小経営が大きな事実を早期に指摘したのは、古島敏雄であった。彼は「農商務統計」と「工場表」に依拠した統計操作によって、日露戦後期の製造業において「10人以下労働者の作業場ないし家内工業」の比重の大きさを見出し、これらの経営形態の全面的減少は、「1920年前後以降」であったとしている（谷本，1998：1）。

経済学において「在来産業」ということばを定義したのは中村隆英である。彼は、昭和51（1976）年に1920年の国勢調査をもとにして、「在来産業」部門が、製造業有業人口の60%強を占めていたことを指摘した（谷本，1998：1-2）。この中村の研究に触発されて、それ以降、在来産業をテーマにした個別の研究が表れるようになった。

本論文の研究対象である織物についても、谷本雅之が木綿織物と「問屋制家内工業」を対象として、平成10（1998）年に名古屋大学出版会から『日本における在来的経済発展と織物業 市場形成と家族経済』刊行している。

これらの多くは、一般的な産業統計からは除外されている小規模経営の「在来産業」の様相を、いくつかの統計データを組み合わせることで分析することにより、明らかにするというものである。したがって、「在来産業」といっても、産業の従業員数を基準としている場合が多く、本論文の「在来」という定義に必ずしも合致するものではない。たとえば、中村隆英の在来産業論のはじめとされる「在来産業の規模と構成—大正九年国勢調査を中心に—」<sup>33</sup>では、伝統的産業を「旧在来産業」<sup>34</sup>とし、「外来の素材や技術を取り入れた新在来産業」と区別し、原則的に5人以下の工場を在来産業、5人以上の工場を近代産業としている。その上で、5人以上の工場でも、製糸業のように技術的にも新在来産業系のもものは、近代産業と新在来産業を折半したり、商業の場合には地金商は新在来産業、外国貿易商は近代産業とする以外は旧在来産業としたりするなど、複雑な統計処理を行っている（中村，1985：190）。



したがって、これらの経済学系統の論文を参照する際には、対象とされている「在来産業」の内容の吟味が必要であることはいうまでもない。しかし、そのことを考慮に入れながら、経済史のなかで「在来の手仕事産業」を見て行く上では重要な参考文献となると考える。

次に機業史を概観するものとして、三瓶孝子の『日本機業史』(1961 雄山閣)が、織機、織物技術、経営形態、機業労働史を古代から第2次世界大戦までを通して概観できるものとしてある。また、織機については、前田亮の『続・図説 手織機の研究 日本篇』(1996 京都書院)が構造の解説をも含んでおり参考になると考える。高機(たかばた)に限れば、佐貫尹と佐貫美奈子の『高機物語』(2002 芸艸堂)が各地の実地調査と実測による図版を含んだものであり、丁寧な研究である。

以上は、本論文の骨格に肉付けをするものとして参照すべきものとする。

---

<sup>28</sup> 「防衛活動」の英語訳としては defense activity であろうが、原著のままにした。

<sup>29</sup> 「探査活動 investigative activity」については、本文中では他に「exploratory activity」という訳語も例示している(渡辺, 1977: 14)。

<sup>30</sup> 「儀礼的活動」は図では「ritual activity」という表記になっているが、本文では「ritualistic activity」となっている(渡辺, 1977: 10, 15)

<sup>31</sup> (田口, 2002b)「はじめに」。

<sup>32</sup> (田口, 2002b)「2. (3) 交換を前提とした生活と市場志向型の生業選択」

<sup>33</sup> 初出は梅村又次・新保博・速水融・西川俊作編『日本経済の発展』(1976 日本経済新聞社)であるが、本論文では中村隆英の『明治大正期の経済』(1985 東京大学出版会)に再録されたものを用いた。

<sup>34</sup> 「農林水産業を除いた、近世以来の伝統的な商品の生産流通乃至サービスの提供にたずさわる産業であって、主として家族労働、ときには小数の雇用労働に依存する小経営によって成り立つ産業」という「在来産業」の定義(中村, 1985: 177)に合うものをいつていると考える。

## まとめと課題

ここまで、本論文を生業研究の一種と位置づけ、研究対象に関連する領域の学史的な検討をしてきた。その結果として、本論文の基本的な研究手法と共通する日本民俗学においては、複合生業論が生業構造の研究視点として本論文の参考とできると考えられる。

また、生態学の影響を受け、自然環境と人間との関係から生業を論じたものについては、自然資源の利用やそれにとまなう道具の使い方を含めた技術や技能の記述方法など、本論文にとって示唆するところの多いものがみられた。

しかし、環境が狭義の自然環境に限定され、社会文化的な環境にまで言及されておらず、そのために共時的な研究にとどまっているものがほとんどである。また、言及されている生業についても、農耕や漁労などの第1次産業に限定され、本論文の対象とする在来の手仕事産業という2次産業に含まれているものを対象とするものはこの分野においては見られなかった。さらに、「自然知」や「日常知」ということばで環境適応活動を述べていると考えるが、積極的に環境適応活動としてみる考え方を示したものはない。

結果的に近現代における在来の手仕事産業を、社会文化的な環境との関係で論じているものは見出すことはできなかった。

狩猟文化研究においては、とりわけ生業活動を環境適応活動として位置づけることが早くから行われた人類学の領域や人類学の影響を強く受けた研究については、狩猟採集文化に関連する領域において、近現代社会での制度や市場経済などの社会文化環境との関連も論じられるようになってきている。

これらの研究では必要に応じて歴史学、経済学、政治制度史など他領域の研究成果を利用することも幅広く行われている。それにならって本論文では、在来の手仕事あるいは在来産業に関わる領域や分野の研究成果を視野に入れて研究を組み立てて行くことが有効であると考えられる。

経済学の領域では、「在来産業」という用語が定義され、近年ではその経済学のおよび産業史の見地から論じているものが少なからずみられるようになってきている。その中に



は、織物産業を研究対象としたものも存在することもわかった。その分析の手法や研究成果については本論文においても参考とし、利用すべきであると考え。しかし、「在来産業」の定義については本論文の対象とするものとは必ずしも一致するものではない。参照するにあたっては十分に内容を吟味すべきであると考え。

以上のことから、本論文では、従来の民俗学や人類学の枠組みをそのまま踏襲して研究を組み立てるわけにはゆかない。大きな枠組みを考えた上で、調査や分析の方法論的検討を行い、記述することが求められる。

本論文の事例研究は、全体を生活の記録としたうえで、社会文化的な環境と生業活動との関係を動的に記述するという形をとる。環境と生業活動の関係については、篠原の「民俗自然誌」や田口の修士論文及び博士の学位論文などの先行研究を踏まえ、さらに明確に社会文化的環境の変移と生業活動の変移の関係を記述する必要がある。また、環境と生業を繋ぐ技術の記述や、具体的に生業活動を示す生活史も必要となると考える。このような条件を満足する方法論を、本論文では「生活誌」として規定し提示する。

以上が学史的検討の結果見えてきたことである。具体的な方法論については次章で記すこととする。

## 第2章 方法論としての生活誌

### はじめに

本章では、本論文の方法論を示す。

本論文で採用している方法論は、基本的に過去においてさまざまな研究分野で用いられている方法論の組み合わせである。それらの方法論は、すでに多くの研究者によってその可能性と課題が論じられているものばかりである。この章では、それらの方法論をめぐる議論の概要を追いながら限界を明らかにしたうえで、本論文の方法論としての可能性を追求して行く。そのような形で構成するのは、それぞれの方法論の「いいとこ取り」をしたためである。したがって、本論文では新たな方法論を提示しているわけではない。本論文の方法論は、既知の方法論の新たな組み合わせの試みであることを最初に述べておきたい。

この章は次のように構成している。まず、ここでは本論文の生活誌の概要を提示し、「生活誌」という形を志向する動機を説明する。第1節では本論文での「生活誌」の定義を示し、事例研究の構造について説明する。第2節では技術を記述する方法論を示す。これは同時に技術を分析する方法論でもある。第3節では本論文の事例研究の中心である「生活史」について方法論的な検討を行う。以上が本章の課題である。

次に、方法論として「生活誌」という形をとった動機について述べておきたい。宮本常一は『民俗学の旅』（1978 文藝春秋）のなかで、次のような文を書いている。

実は私は昭和三十年頃から民俗学という学問に一つの疑問を持ちはじめていた。ということは日常生活のなかからいわゆる民俗的な事象をひき出してならべることで民俗誌というのは事足りるのだろうか。神様は空から山を目じるしにおりて来る。そういうことをしらべるだけでよいのだろうか。なぜ山を目じるしにおりて来るようになったのだろうか。海の彼方からやってくる神もある。土地そのものにひそんでいる精霊もある。それらはわれわれとどのようなかかわりあいをもっているのだろうか。

さらにまたいろいろの伝承を伝えて来た人たちは何故それを持ち伝えなければならなかったのか。それには人びとの日々いとなまれている生活をもっとつぶさに見るべきではなかろうか。民俗誌ではなく、生活誌の方がもっと大事にとりあげられるべきであり、また生活を向上させる梔子となった技術についてはもっとキメこまかにこれを構造的にとらえてみるのが大切ではないかと考えるようになった（宮本、1978: 194-195）。

本論文の目的とするところは、近現代社会の在来の手仕事産業という生業活動を「環境への適応活動」という視点で分析、考察することである。したがって、社会文化的な環境の変移とそれに対応する生業活動の変移を、分析資料となる事例において示す必要がある。その時に、宮本が、「人びとの日々いとなまれている生活をもっとつぶさに見るべき」、「民俗誌ではなく、生活誌の方がもっと大事にとりあげられるべき」、「生活を向上させる梔子となった技術についてはもっとキメこまかにこれを構造的にとらえてみるのが大切」ということは本論文の方向性にとって非常に示唆に富むことばであり、重要な視点であると考えられる。

宮本のいう「生活をつぶさに見る」、「技術をきめ細かく構造的に捉える」ということを具体化することを志向するために、本論文の事例研究では、下記のような構造で記述することによって、社会文化的環境の変移と生業活動の変移を記述した「生活誌」とすることを構想した。

- 1 土地に関する記述
- 2 生業の歴史に関する記述
- 3 生業の技術に関する記述
- 4 生業に携わった、あるいは現に携わっている人々の生活史
- 5 考察とまとめ

それぞれの内容の概略を示すと、「1 土地に関する記述」は、自然環境や交通などの地

誌的な面から対象となる土地を把握し、主に自然環境面での適応要件に関わる記述である。

「2 生業の歴史に関する記述」は、対象となる生業を、歴史的な文脈の中で把握し、主に社会環境、文化環境面での適応要件に関わるものである。「3 生業に関する記述」は、生業の技術や道具の変遷を歴史的な文脈の中で把握すると同時に、現在用いられている技術や道具を社会文化的環境適応という観点から検討するものである。「4 生業に携わった、あるいは現に携わっている人々の生活史」は、生業を営む人々の生活体験を聞き取り、記すことによって、生業が営まれている生活の復元を試み、生活の中での生業の意味を具体的に示すことを目的とするものである。

それぞれの事例は、それぞれの在来の手仕事産業にたずさわる人たちの生活誌になっている。そしてそれらの生活誌群を含む本論文全体が生活誌であると考えている。

次節では、まず生活誌について検討したうえで、事例研究を上記のような構想とした理由を示すこととする。

## 第1節 生活誌について

### 第1項 生活誌と民族誌、民俗誌

この節では、「生活誌」の一般的な用法を概観したうえで、日本民俗学や人類学系で“ethnography”の訳語として用いられる「民俗誌」や「民族誌」の記述の問題を考える。本論文全体を「生活誌」と位置づけたが、「生活誌」とは文字通り読むと、「生活の記録」ということになるが、「生活誌」と名付けられたものには「生活の記録」だけでなく、多様なものが含まれている。

試みに、「生活誌」ということばを題目に含むものをCiNii（NII 学術情報ナビゲータ、「サイニィ」と呼ばれる）で検索してみると、189の論文等が該当した<sup>35</sup>。分野としては民俗学、経済学、社会学、文化人類学、家政学等と多方面の分野になっている。さらに、題名が英語訳されているものを、シリーズなどで重複しているものを除外して選択すると32の論文等が該当した。その題名から、「生活誌」にあたることばを抽出すると、“life”、“livelihood”、“living”、“life journals”、“life history”、“biography”、“ethnography”、などのことばが抽出できる。「生活誌」ということばを含む論文等には、多種類の内容のものが含まれていることがわかる。このことから、「生活誌」は決して特定の学問領域を限った「専門用語」でもなく、また厳密に定義されたことばでもないといえよう。そこで、本論文では先ず「生活誌」を「生活の記録を多様な形でまとめたもの」と大枠で把握しておきたい。

聞き取り調査や参与観察などの手法を用いた調査報告書を、民俗学や社会学、人類学などの学問領域では「民俗誌」あるいは「民族誌」と呼ぶことが一般的である。これは、“ethnography”の訳語として、前者は日本民俗学、後者は社会学、人類学系の学問分野で使われるものである。

民俗学の場合、「民俗誌」とは、『日本民俗大辞典』では「ある社会の人々の民俗を描写した記録で、執筆者の明確な視点の下に民俗の多岐にわたる分野に目配りして暮らしの全体像を描いたり、民俗のある側面に注目して地域の特質を描きだしたもの。その作成は、

郷土研究としての民俗学の主要目的とされる(福田他編, 2000: 649)」と定義されている。

文化人類学の「民族誌」は、『文化人類学事典』によると「ethnography 語源上はギリシア語の“ethnos”(人びと)と“graphein”(書く、叙述する)の合成語である。ポワリエ(J. Poirier)によれば、ドイツの歴史学者のニーブール(B. G. Niebuhr)が1810年頃に、“民族誌”という語を最初に用いたという。その後、現在に至るまで“民族誌”の意味はいろいろな変遷をたどった。今でも“民族誌”の定義は多様である」としているが、現在の共通認識として、「ある社会における文化的に有意な行動の記録と記述をさし、当然ながらフィールドワークがその前提となる」と記されている(石川他編, 1987: 756-757)。

このような定義からすれば、本論文も「民俗誌」あるいは「民族誌」の一種であるとしてよいと考えられるが、「民俗誌」や「民族誌」をめぐって様々な議論が展開されている。

社会学、人類学系の学問分野での議論の始まりは、1986年に歴史学者のジェームズ・クリフォードと人類学者のジョージ・E・マーカスが出版した *Writing Culture: the Poetics and Politics of Ethnography*, University of California Press である。

この書籍は平成8(1996)年に紀伊國屋書店から春日春樹他の訳で『文化を書く』という書名で出版されているが、この本の中でクリフォードやマーカスたちは、「民族誌」によって提示される「客観的」で「科学的」とされる調査や記述にも、実は、文学的な要素や政治的な意図が潜んでいて、自分たち自身を含む「西洋」の人類学者が特権的立場から、「非西洋」の文化を一般的に「客観的事実」として書くことはできないと従来の文化人類学のあり方を激しく非難した(藤田, 2013: 24-25)。

さらにクリフォードは『文化を書く』の序論にあたる「部分的真実」のなかで、次のような制約があると指摘する。

民族誌を書くということは少なくとも次の六つの制約がある。(1)コンテキストによる制約(民族誌は意味にあふれた社会環境から生まれ、そしてまた意味に溢れた社会環境を生み出す)。(2)レトリックによる制約(民族誌は慣習的表現を使い、また慣習

的表現に使われる)。(3)制度による制約(書き手はある特定の伝統、規律、読者にしたがって。あるいはそれに対抗しながら書く)。(4)分類法による制約(民族誌は普通、小説や紀行文とは区別される)。(5)政治による制約(文化の実態を表現する権威は不平等に分配されていて、往々にしてその権威は相克する)。(6)歴史による制約(以上の慣習と制約条件は時間の経過にしたがって常に変化する)。これらの制約要因が一貫性のある民俗誌的フィクションという書き物を支配しているのである(クリフォード, 1996: 10-11)。

クリフォードは、このような制約を受けているために「民族誌の真実とは、本質的に部分的真実なのである(クリフォード, 1996: 12)」としている。

藤田結子は、今日の文化人類学や社会学は、明らかに『文化を書く』を通して広まった議論や研究の影響を受けているが、それは主流にはなっていないとしている。しかし、グローバリゼーションが進展している今日では西洋が特権的な立場から「客観的事実」を記述するというエスノグラフィーのあり方が全面的に支持されることはないだろうとも考えている(藤田, 2013: 29)。

藤田等は、『現代エスノグラフィー 新しいフィールドワークの理論と実践』(2013 新曜社)において、「新しい」エスノグラフィーのアプローチとして、「当事者研究」や「チーム・エスノグラフィー」など10種類のエスノグラフィーのアプローチをあげている。今日の文化人類学や社会学においても「民族誌」は模索中のものであるといえよう。

日本民俗学の領域でも、菅豊が「民俗誌」のあり方を強く批判している。菅は平成7(1995)年に発表した「本当に民俗誌に可能性はあるか?」と題した論考のなかで、民俗誌を「民俗を通して、人々の生き方をヴィヴィッドにダイナミックに伝える媒体、あるいは方法で、その存在によって人々の現実的諸問題の解決に寄与するもの、あるいはその試み」と捉えたうえで、これまでの「民俗誌」は「民俗資料集」であるとしている。同様の意見は、坪井洋文が「自己発見のための民俗誌」ですでに提示していたことだと菅は指摘する(菅,

1992: 7)。

坪井の提示したこととは、これまでの民俗誌を各々の研究者の問題意識に沿って調査・作成された「学術的民俗誌」と文化財保護期間や団体を軸に作成されて記録と保存とを目的とする「行政的民俗誌」に分類したうえで、下記のような批判を述べていることである。

いずれの民俗誌であっても調査・制作者が同一人物であり重複することが多いのであり、二者択一の立場をとることが、現状では極めて困難だということである。加えて学術的民俗誌はその目的からして必ずしも民俗誌としての形をととのえなくともよいが、行政的民俗誌は限られた比較的短期間に整理・報告することが義務づけられている。

異なる目的によった民俗誌を同一主体が意識的に区別して作成するという事は、非常に困難な問題である。事実、第二次世界大戦後の民俗誌には、そのいずれの側から刊行されたものであっても、内容的に区別することの不可能なものが多い。日本の民間伝承は典型的であるから当然だという意見もあろうが、本質的には主体の依拠する調査項目なり目安が典型的であり、主体の民間伝承に対する認識が典型的であるからだといえよう。そこに、主体の側の問題意識の欠如が深くかかわっているとみることとはできないだろうか。

民間伝承というものは全国次元の類型化だけを志向するのではなく、ムラ次元での完結性を志向する強い自律性を潜在させている。したがって、民間伝承が特定権力の法律や教育、宗教などのよって改変・統一されることのない、日本人が選んだ生き方の過程そのものであったという認識に基づいて、民俗研究者はその過程に志向される人々の生きる目的を抽出するために、それに対応した問題を設定し調査してきたのである。仮に、五十年前に日本人が直面していた様々な問題に対応すべく作製された調査項目が、現在の日本人の生き方の目的、方向を知るうえでどのような意味をもつというのだろうか (坪井, 1974: 7-8)。



菅や坪井の考え方が日本民俗学会で全面的に受け入れられているとはいいたい。坪井は、引用した部分の後で「最近発行された民俗誌の多くには、共通の調査項目に基づいた聞き取りの結果が、箇条書き的に羅列してある（坪井，1974：8）」と述べている。その20年後に記された菅の論考には、坪井の考える社会への実践、貢献する民俗学のあり方、そしてその方法としての民俗誌の位置づけは、その時期でも決して特異なものではなかったろうと述べながら、「しかし、それ現在に至るまで絵に描いた餅的理想として掲げられるのみで、実践されることは皆無であったようだ。民俗学において実際に、直接的に、生々しく現実社会に貢献した業績をあげることができないのは筆者の浅学によるものならばこの学問は幸せである（菅，1992：8）」とも記している。20年後の今日でも、管見する限りにおいて、菅の記したことは生々しい批判であると思われる。

以上のことから、現在の「民俗誌」あるいは「民族誌」の形を無批判に踏襲するわけにはゆかない。本論文は、聞き取り調査や参与観察などの手法を用いた調査報告を基にするものであり、「生活誌」と日本語で示しても、英語では“ethnography”とよばれる「民俗誌」や「民族誌」の範疇に入るものと考え。しかし、本論文は旧来の「民俗誌」や「民族誌」とは違う形の記述を試みるものである。そのことを明確に示すために、形として第1節で示したような構造を考え、「生活誌」という名称で示したのである。次項以降では、本論文の「生活誌」の構造それぞれについて詳述する。

### 第2項 「土地に関する記述」と「生業の歴史に関する記述」

本論文の「土地に関する記述」と「生業の歴史に関する記述」では、主として文献史料や統計資料を用いるが、調査地での聞き取りや観察による調査も補助的に用いることとする。これらの記述は生業を取り巻く環境及び生業の歴史の概略を把握するための記述である。また、本論文は地域研究という性格を持っているために、その基本的な資料となる記

述である。そのために以下のような視点を設定した。

「土地に関する記述」では、まず調査対象地の範囲、位置、地形などの地理的な情報を記すこととなる。生業と自然環境の関係を論じた論考では、これらが主となる環境であるため、細かに記述されることが多い。また、そこに生息する動植物についても詳細に調査される。篠原の『海と山の民俗自然誌』の漁撈に関する部分では、調査期間中に捕獲された魚類を篠原自身が見て種類を判別し、たとえば「ミノ（ミノカサゴ）」のように方言名と和名の両方を示している（篠原，1995：109-112）。また、岡の場合は、大原亜希子の修士論文から食用や生活用材などに利用された植物の表を引用しながら、旧安家村での具体的な利用方を聞き取って確認している（岡，2008：95-115）。このように対象とする生業や論考の目的によって記述の内容や軽重は異なるものの、生活誌にとっては調査対象地の地理的あるいは地勢的な記述は必須なものであると考える。

本論文では、さらに気候や気象についても重視する。本論文の対象とする在来の手仕事は、先に述べたように農村の生業要素の一つとして行われてきたものである。農業に関わって、積雪地かそうでないか、あるいは降水量などは農作物の栽培法や種類に大きな影響を与えていると考える。さらに、生業の姿にも関係しているのではないかと考える。

土地の歴史については、概ね近世から現代までの概要を把握しておきたい。これは、土地における生活を政治経済の制度や社会、文化の推移を動的に把握し、次の項目の生業の歴史に関する記述を補足するものである。

「生業の歴史に関する記述」は、産業史にあたるもので、本論の個別の事例研究では「在来の産業名の産業史」という形で示している。本論文の事例研究の構造を示す際に、これを「産業史」とせず「生業の歴史に関する記述」としているのは、産業化される以前、つまり製品が市場経済の商品とされる以前からを記すことを明示しようとしたのである。

この歴史は、おおむね近代以前と近代以降に分けて記述するが、後半の近代以降が中心となる。特に重要視したいことは、生業組織や生業構造の変移である。その場合は、複合生業論に基づき、手仕事を生業要素の一つと把握し、生業活動全体の組織や構造の変移を

把握するように努める。また技術の移入やそれにもなう道具の変遷、工程の変化などもここでの記述の対象である。

また、ここでは先に記した土地の歴史に記された社会文化的な環境変動に関わる生業の変移に注目しておきたい。これについては考察とまとめにおいて抽出して検討することとなる。

### 第3項 「生業の技術に関する記述」と「生活史」および「考察とまとめ」

生業の技術については、技術の概要、技術の特色、技術と道具の関係などを記すこととなる。そのためには「技術」をきちんと定義して、その構成要素を把握したうえで、変遷過程や他の場所の技術と比較するということが必要と考える。

しかし、技術を定義することはそれほど簡単ではない。広辞苑によると、「①物事をたくみに行うわざ。技巧。技芸。② (technique) 科学を実地に応用して自然の事物を改変・加工し、人間生活に利用するわざ」となっている(新村編, 1955 引用は第3版 1983: 576)。また、民俗学領域では、大島暁雄が、「具体的な道具を用いて所定の目的を実現するためのわざ(大島, 1986: 31)」と定義している。これらの定義に使用されている「わざ」ということば、広辞苑によると「わざ ④しかた、方法、技術、芸」という説明であり(新村編, 1955 引用は第3版 1983: 2573)、広辞苑のような辞書的な説明や大島の定義は同義反復になってしまう。

本論文ですでに参照した部分でも、篠原徹は環境との関係で「技能」と「技術」を区別して用いている(序論第1章第4節第3項)。また、平成10(1998)年に朝倉書店から出された『民俗の技術』(現代民俗学の視点 第1巻)の「序論 民俗の技術とはなにか」では、「自己と同一化に向かう等身大の道具をあやつる知識の総体を技能と呼んで、自己から外化した無機的な道具(機械)をあやつる知識の総体を技術と呼んで区別してみたい(篠原, 1998: 2)」として区別している。

本論文が扱う「手仕事」は、篠原のいう「技能」にあたると思うが、部分的には「無機質な道具（機械）」も使っている。また、篠原は、自己と同一化に向かう等身大の道具をあやつる知識の総体を「民俗技術」として区別したいためにあえて技能と技術を区別していると思うが、本論文では、技術の変遷に注目したいために、篠原のいう技能と技術は連続したものとして把握したい。

以上のことを踏まえた上で、本論文では技術を構成する要素として、①場所性、②原料や材料、③製品、④道具や機械、⑤設備や施設、⑥動力、⑦製品の目的、⑧工程の8要素を考えて分析や考察を行う。このように考えた経過については節を改めて論ずることとする。

次に、「生活史」であるが、『社会学小辞典』によると「一人の個人の全生涯、あるいは一つの集団の成立より後の全過程を、社会的文脈において詳細に記録したもの。または、そうすることによって、その個人の生涯や集団の過程に影響を及ぼした因子を明らかにする研究方法。事例史ともいう（濱島他編，1977：219）」と説明されている。その他に「生活史」はさまざまに定義されているが、一般的には「個人の一生の記録」や「個人の生活の過去から現在にいたるまでの記録」であり、具体的には口述史、伝記、日記などがある（谷，1996：4）。

これらは広義の生活史ということになるが、本論文での「生活史」とは、先に述べたように生業を営む人々の生活体験を聞き取り、記すことによって、生業が営まれている生活の復元を試み、生活の中での生業の意味を具体的に示すことを目的とするものである（序章第2章第1節）。それを先の分類にあてはめると、「口述史」という、狭い意味での「生活史」となる。

また、本論文の「生活史」は、民俗学分野では、「聞き書き」の方が一般的に用いられることばであり、「生活史」あるいは「ライフヒストリー」、「ライフストーリー」ということばは、社会学や人類学などの領域で用いられることの多いことばである。そして英語では「ライフヒストリー」、「ライフストーリー」の他にも「ナラティブ」、「ライフ・ドキュメント」、

「オーラル・ヒストリー」、「バイオグラフィー」などいろいろな名前と呼ばれるものである（岸他著，2016：156）。本論文では、特に区別する必要がある場合以外は「生活史」ということばを使用する。

さて、「生活史」が研究の手法あるいは対象となったことについて、ライフヒストリー研究の入門書には、「ライフヒストリーは、少なくとも一九二〇年代以来、人類学にとって必要不可欠な部分を占めてきた（L. L. ラングネス他，1993：12）」と記されている。しかし、「生活史」は人類学だけの独占的な手法ではない。

これまでの国内における「生活史」の実践例としては、民俗学の分野では、「聞き書き」として、宮本常一の『河内国滝畑左近熊太翁旧事談』（1937 アチック・ミュージアム）をはじめとし、赤坂憲雄の『東北学へ2 聞き書き最上に生きる』（1996 作品社）や野本寛一の『庶民列伝 民俗の心をもとめて』（2000 白水社）などがあげられる。また、社会学の分野では、中野卓の『口述の生活史』（1977 御茶の水書房）や小熊英二の『生きて帰ってきた男—ある日本兵の戦争と戦後』（2015 岩波書店）など、多くの優れた生活史の実践が積み重ねられている。

このように、民俗学や社会学、人類学の諸領域で研究に用いられている「生活史」ではあるが、近年、「生活史」の基本とする調査方法の「聞き書き」あるいは「聞き取り調査」について、その信頼性や客観性をめぐって議論がわき起こっている。本論文では、生活史は基幹となるものであるためその議論には無関心ではられない。「生活史」については、節を改めて論ずるとともに、本論文での立場や位置づけを明確に示したい。

「考察とまとめ」は、それぞれの事例研究の結論部分である。個々の事例研究は、それぞれに完結した生業を中心とした地域研究の成果物である「生活誌」とするために、相互の事例の比較検討はこの部分では行わず、第3部の考察と結論部分で行う。

なお、本論文の地域研究という性格を示す意図から、各生活誌の最後に「生業から見た地域」という内容のまとめを付けている。

---

<sup>35</sup> 2016.9.14に <http://ci.nii.ac.jp/> で「論文検索」の検索語に「生活誌」を入れて検索した結果である。

## 第2節 技術論

### 第1項 問題の所在

本論文が研究対象としているものの一つである在来の織物産業では、何種類かの織機が使われている。南魚沼市の越後上布や結城市、小山市の結城紬は地機<sup>36</sup>（じばた）であるし、白鷹町の白鷹紬や南魚沼市の本塩沢は高機（たかばた）という織機を用いる。また、白鷹町の隣の長井市で織られている長井紬は、機械の動力を用いる力織機（りきしよつき）を用いることが多い。

これらの織機を古い順に並べると、地機、高機、力織機となる。このことから、地機を使う技術から高機を使う技術に発展し、近代にいたって力織機を使う技術に進化したという考え方ができるが、そのような考えでよいのだろうか。たとえば、長井紬の場合、緯糸（よこいと）の模様を合わせるために、手動で織機を動かし、一本の糸をとおすたびに機械を止めて合わせている。これは「手仕事」ではないのだろうか。

また、産業の発展について、家内制手工業、問屋制家内工業、工場制機械工業のような段階を経て発展してきたというような考え方がある。このような考え方からすると、地機や高機を使う産業は遅れていて、力織機を使う産業が進んでいるとされる。そのような見方でよいのだろうか。

高機でなく地機を使うのは、越後上布や結城紬の技術のなかに理由があるのではないか。それは生産性とか効率という考え方からは漏れる理由で、技術の構造を丁寧に見て行くことでしかわからないものなのではないか。技術の構造を要素に分解して考えてみる必要があると考える。

本論文では、一般的に「技術」の要素として、①場所性、②原料や材料、③製品、④道具や機械、⑤設備や施設、⑥動力、⑦製品の目的、⑧工程という8つの要素を提示した。次項以降では、先行研究を紹介しながらこのような考えにいたった過程を説明する。

## 第2項 標準技術集など

手仕事の技術の分類に関係する公表物として、特許庁が作成している『標準技術集』がある。この技術集は、論文、マニュアル、カタログ、Web ページ等の非特許文献に記載された技術等を技術分野（テーマ）ごとに収集することにより、標準技術集として整理したものである。その目的は重複した技術開発を回避し、効率よく出願を行うため、あるいは標準化された技術動向の把握や、先行技術調査の充実のためであり、特許審査に活用するとともに出願人の事前調査に役立つよう特許庁が外部公表しているものであるという（特許庁、Online : [hyoujun\\_gijutsu.htm](http://hyoujun_gijutsu.htm)）。ここに「伝統的繊維製品」が取り上げられている。

「伝統的繊維製品」の調査対象技術は「織物、編物、組物、繊維品の装飾」四種類である。その技術の分類の観点は、①原料とする繊維の種類、②機械の使用の有無、③織物組織や組み方の違い、④原料糸の加工の有無（染色する、撚りをかける）、⑤装飾の種類で4点である（特許庁、Online : [hyoujun\\_gijutsu.htm](http://hyoujun_gijutsu.htm)）。この観点はすべてに適用されているわけでもない。また分類に使われていることばも専門的なものがあり、技術を理解しているもの以外にはわかりにくい。これは特許出願人の事前調査に役立つということが目的のものであるため仕方がないことといえよう。しかしながら、ここで「原料」や「原料とする繊維の加工」及び「機械の使用の有無」が技術の分類の観点になっていることに注目しておきたい。

他に関係がありそうなものとしては、日本科学技術情報センターが編集した『J I C S T 科学技術分類表』や日本産業技術史学会の編集による『日本産業技術史事典』などがある。しかし、『J I C S T 科学技術分類表』は「科学技術文献速報」や「J I C S T 系データベース」の記事の分類や検索に適用するように作られていて、科学分野ごとに整理されているものである（日本科学技術情報センター編，1981： 3）。また、『日本産業技術史事典』は大項目として取り上げる分野の選択に関して、まず「道具」「機械」「素材」など、要素技術が表面に出るものを選択しているが、同時に産業には複数の技術が複合されているということで、「産銅業」や「動力と動力システム」などの技術の複合性が強まっている



分野も大項目には含まれていて（日本産業技術史学会編，2007： ii）、分類としての統一性に欠けるものになっている。以上のことから、これら2つもそのまま技術の構造を知るものとして使うことはできない。

技術に関わる職業の分類として、総務省の作成している『日本標準職業分類』と厚生労働省の『職業分類表』があった。この二つの「職業分類表」は総務省のものが統計に使用することを目的にしているのに対し、厚生労働省のものは職業紹介業務における実務利用のものであるというように目的が異なっているものの、『日本標準職業分類』を基にして『職業分類表』が作られており、ほぼ同じものと考えてよい（労働政策・研修機構編，2011： 1-2）。

これらの『職業分類表』は、「この職業分類の分類表は、大分類、中分類、小分類、細分類の四階層に区分された分類項目によって構成されている」「大分類及び中分類の分類項目は職業のカテゴリとして設定されている。このため項目名には職業の種類を表す表現を用いている。他方、小分類及び細分類の分類項目は職業紹介業務における実務利用のための項目である。したがって項目名には人を表す表現、とりわけ雇用を想定した表現を使用し、仕事の種類に応じた共通の名称を用いている。なお、細分類の分類項目名は、職業安定法第十五条の規定による、職業安定行政において共通して使用されるべき標準職業名に準ずる代表職業名である（労働政策・研修機構編，2011： 20-23）」として職業が段階的に整理されたものとなっている。

さらに、「大分類、中分類、小分類、細分類のそれぞれに設けられた分類項目は、主な仕事、この項目に含まれる仕事、この項目には含まれない仕事、類似・関連する仕事、職業名の例示で構成されている」そして「主な仕事に関する記述は、各分類項目の職業定義であるとともに当該項目に含まれる仕事の範囲を示すものでもある」となっている（労働政策・研修機構編，2011： 23）。

この分類によると、織物を織る人については、大分類「生産工程の職業」、中分類「紡織工」、小分類「紡織工」、となる。細分類「織布工」となり、「557-04」という分類番号が

けられ、その内容は「綿織物・毛織物・化学繊維などを製造するため、織機を用いて布を織る作業に直接従事するもの」として示される（労働政策・研修機構編，2011：337）。

この分類では、使う道具が地機か高機かということは問題にならない。さらに、この小分類「紡織工」には、「織布準備工」というのが別にあって、「たて（経）糸をそろえて一定の長さ・張力で整経ビームに巻き取る作業、ビームに巻かれたたて糸を織機に引き通す作業、よこ（緯）糸を織機用の管に巻き取る作業などに直接従事するものをいう」とされている（労働政策・研修機構編，2011：337）。ここで示されている作業は、織物の一つの工程として織る人が行ったり、あるいは機屋さんが準備して賃機に出したりする場合もある。このようになっているのは、『職業分類表』は、「職業紹介業務における実務利用のため」のものであり、仕事を単一の分類項目に分類するという原則に立っているからである（労働政策・研修機構編，2011：25）。

以上のことから、これらのような分類表を技術の構造を知るものとして使うということは、ある程度は参考にできるものの、本来の目的外の使用の仕方であり、充分といえないのはしかたがないことであると考ええる。

### 第3項 文化財としての技術について

文化財保護法で「技術」が対象とされるのは、昭和25（1950）年に「文化財保護法」が制定され、「文化財」が法律上のことばになったときからである。その時に、無形文化財として、「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（第2条第2項）」が定められ、そこに「工芸技術」という形で「技術」が含まれたのである。

次いで、昭和50（1975）年の文化財保護法の改正において「選定保存技術」が制度化された。「選定保存技術」は「文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるもの（第147条）」と規定され、文化財を支える技術、

すなわち文化財の修理技術やそれに用いられる材料及び道具の製作技術という性格を持っている。これらについては、技術を構成する要素という点では特に明確に示されていない。

一方、「技術」という名称は使われてはいないが、昭和29(1954)年の文化財保護法の改正により、新たに文化財として規定された「民俗資料」の場合は、「重要民俗資料指定基準」や「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗資料選択基準」が定められ分類が示されている。これは、昭和50(1975)年の法改正により「民俗資料」が「民俗文化財」に改められた際に、「重要有形民俗文化財指定基準」及び「重要無形民俗文化財指定基準」と名称を変えるが、それぞれ、先の民俗資料の分類を踏襲したものになっている。

また、それぞれの「基準」に合わせ、文化財保護委員会が編集した『民俗資料調査収集の手びき』や文化庁内民俗文化財研究会が編集した『民俗文化財の手びき—調査・収集・保存・活用のために—』などが発行され、各分類項目の「基準」の分類の具体例が示されている。

『民俗資料調査収集の手びき』を例にとると、技術にもっとも関係するのは「2 生産・生業」の「無形の民俗資料」と考えられるが、そこには「(1)農耕(果樹・園芸を含む)」から「(9)諸職」まで9つの生業が項目として立てられ、さらにそれぞれの生業ごとに細かな分類がなされている。概略を示すと「(1)農耕」の場合は、①農作物の種類(品種・名称)、②農地、③耕作の方法、④収穫(刈入、搬出、乾燥、保管、調整等)、⑤農耕労働(共同労働、仕事量、小作、日雇等)、⑥儀礼・禁忌、⑦その他、となっている。また、「(2)山樵(さんしょう、やまがつ)」の場合は、①山樵の種類・名称(炭焼、そま、木挽等)、②場所(原生林、製造場所等)、③方法、④製品の処分、儀礼・禁忌、⑥その他となっている(文化財保護委員会編、1965: 12-14)。

このような形で、生業ごとに個別に項目立てがなされている。さらに、この「手びき」には、「第3章 調査収集の要領」という記述があって、調査の意義や調査の方法などが説明されているが、「2 調査の項目」というところでは、「①農耕—農耕は(ア)播種<sup>はしめ</sup>の準備

から収穫・調整にいたる全過程を把握する。(イ)田畑の作業の方法、使用農具の種類を調べる。(ウ)農耕の過程に応じ、村落構造との関係において、共同作業または分業につき、それぞれの役割を観察する」などの説明がなされている(文化財保護委員会編, 1965: 70)。

『民俗文化財の手びき—調査・収集・保存・活用のために—』の場合は、生業ごとの分類は『民俗資料調査収集の手びき』を踏襲しているが、「第4章 民俗文化財の調査の方法」は改訂されており、「(2)農耕」については、「種まきから収穫・収穫に至る過程に沿って調べる。わが国は、時代をさかのぼるほど畑作の占める地位が大きかったので、焼き畑、<sup>じょうばた</sup>常畑などの耕作の過程、儀礼、用具などを調べる」などの説明がつけられている(文化庁内民俗文化財研究会編, 1979: 118)。

これらの項目に沿って、調査の要領や方法に従えば技術の把握は一応できて、便利に作られているものであるが、それぞれの生業ごとに項目や要領・方法は異なっており、技術がどのような要素によって構成されているのかを一般的に把握することは困難である。

平成16(2004)年の文化財保護法改正によって「民俗技術」が文化財として制度化されたことにより、「技術そのもの」が文化財となるのであるが、この際には「分類表」や「手びき」のようなものは、法律が改正されて以来、今日まで公表・公刊されていない<sup>37</sup>。

したがって、文化財保護法に関するもので、一般的に技術がどのような要素によって構成されているのかを直接的に把握することは困難であると考ええる。

#### 第4項 民俗学における技術論

民俗学の領域では、早くから生業の技術を取り上げて調査し、個別の技術について製造の工程や道具などを詳述した研究が多く残されている。たとえば昭和36(1961)年の『日本民俗学』の第22号に、桜田勝徳が「民俗学と技術史の関係」という論考を寄稿している。そこで桜田は、「ある特定の目的を遂行するための作業労働の仕方の基準になる、一定の様式をもったそのやり方、あるいはいくつかのそのようなやり方の一定の組み合わせ又はそ

の経過（桜田，1961：2）」と定義している。この論考では技術の要素を分析的に示しているわけではないが、内容から「原料」や「工程」などを技術の要素として抽出することが可能である。

さらに、昭和60（1985）年代の初め頃には、文化庁の主導により、各県の「諸職」の調査が行われており、各県教育委員会から多くの報告書が出されている。『山形県の諸職（伝統的手職）』もそれらの一つである。そこには調査の内容として、17項目が示されているが、技術の構成要素は分析的に示されているわけではない。

また、先に述べたように、宮本常一は「生活を向上させる梃子となった技術についてはもっとキメこまかにこれを構造的にとらえてみるのが大切」と指摘している（序論第2章第1節）。また、篠原徹も『海と山の民俗自然誌』において「技術」および「技能」に言及している（序論第1章第4節第3項）。

近年は「技術」そのものについての関心も深まり、『民俗の技術』（篠原編 1998 朝倉書店）のように「技術」を書名に冠するものも出されるようになってきた。そこで篠原はこの本の主題を「自然に向き合って生きる人々がいかに技術や技能を駆使して、自然の果実を奪い取っているのかということ」をテーマにしている」と規定した上で、技術と技能を「自己と同一化に向かう等身大の道具をあやつる知識の総体を技能と呼んで、自己から外化した無機質な道具（機械）とそれをあやつる知識の総体を技術と呼んで」区別し、民俗的な技術としては技能を重視している（篠原編，1998：2-3）。また、その後の『自然を生きる技術 暮らしの民俗自然誌』では、「技術とは、身体的技能と生態的技能的総和である（篠原，2005：195）」としている。

他に、国立歴史民俗博物館では「自然と技の生活誌」という基幹共同研究を2008年度から2010年度にかけて行い、平成26（2014）年に報告書を出している。ここでは「自然と人との間を媒介するのが技術」と規定した上で、篠原の定義と同様の「生業の技術とは、道具（機械）と身体的技能及び生態的技能的総和である（安室，2014：1）」という観点を示している。

ここで示した篠原や安室の技術の定義は、論考や研究の主題が生活の中で総括的に技術を見ようとした中での定義であり、その上で具体的な生活の中の技術の記述を中心にしたものである。生業研究における技術研究をすすめる上では極めて示唆に富むものであると考えるが、技術の要素を分析的に示したものではない。また、他の民俗学や文化人類学関係の文献についても、本論文で問題としている「技術」を構成する要素について、管見する限りでは具体的に論じたものは見出すことができなかった。

## 第5項 経済学的技術論

「技術の構成要素」という観点で様々な領域を調べると、経済学の「技術論」に関する論考を発見した。そのなかでは中村静治の2つの論文が技術論の歴史的経過や内容違いについての理解を助けてくれる。それを利用しながら技術を構成する要素を考えて行くのがこの項の課題である。

中村静治によると、「技術とは何か」ということをわが国で最初に学問的に取り上げたのは、昭和7(1932)年創立の唯物研究会に属する戸板潤、岡邦雄、永田広志、相川晴喜らであるという(中村, 1975: 4)。その背景として中村は、「ソ連における科学と技術の問題の計画的結合をスローガンとする社会主義建設の進捗、それとは対照的な大恐慌による資本主義の危機の深化、その反映としてとしてのテクノクラシー運動の勃興であり、危機からの抜け道としての戦争への道を歩みはじめ、「軍事科学」的な自然科学と技術の軍事的開発が顕在化していた世界と日本の現実であった」ということをあげている(中村, 1977: 13)。

この時代は、世界的には第一次世界大戦と第二次世界大戦の「戦間期」にあたっていて、欧米列強による対外膨張競争が激しい時期であった。ロシアでは、1917年にロシア革命が起こって、ロシア社会主義連邦ソビエト共和国が成立した。また、敗戦国となったドイツではナチスが台頭しはじめていた。日本国内では、第一次世界大戦によって工業化に弾みがつき、経済構造としては大正7(1918)年には、工業構成比が56.8%と農業国から工業国



への転換が進んだ。しかし、軍事化をともなった急速な工業化とそのための資金の傾斜的動員は、社会的発展をおこらせ、都市と農村、大企業と中小企業の経済格差、貧富の拡大は、労働者や農民の不満をたかめた。また、大正12(1923)年の関東大震災や昭和4(1929)年の世界恐慌は、日本の農業、興業、金融に大きな打撃を与えた(宮崎, 1989: 4)。

この時期はまた、いわゆる「大正デモクラシー」の終焉時期<sup>38</sup>にあたり、「モダニズムとナショナリズムが絡み合い、開放感と閉塞感とが同居し、人道主義とマルクス主義が重なり合って(成田, 2010: 83)」いた時代でもあった。

さて、唯物研究会の技術に関する議論は、最初は「生産力」についてであったが、昭和8(1933)年の戸板潤の「技術について」から「技術そのもの」の概念規定が目指されるようになった(中村, 1975: 4-5)。

戸板が技術の概念規定を目指したのは、資本主義社会における技術の関係を批判し、社会主義における技術の優位性を明らかにするという2つの面からであった。戸板の考えを要約して示すと、資本主義社会における技術の関係とは、資本家は発達した資本主義が引き起こした経済的危機を、技術の発達した文化の危機というものにすり替え、技術を追放しようとするが、現実的にはそうはゆかない。また、技術者は資本主義の危機を解消する唯一の手段こそは技術であり、この手段を活用することこそ技術者の使命であると考え、資本主義体制下では技術は正常な発展を遂げることはできない。結果的に技術の曲がりなりの発展が、かえって資本主義の危機・矛盾に導くことになるために技術が問題となると分析する。また、それと対極に立つのがソビエトの社会主義建設であり、そこでは技術が本性上結びつくべきであった社会の建設と結びつくことになる。だから技術が問題となり、技術の概念規定を明らかにしようとするのであった(中村, 1975: 6-8)。

戸板は、技術を物質的技術と観念的技術に分ける。観念的技術(手法)とは、臨床医が診断したり、数学者が複雑な計算をしたりする場合であり、それは本来の技術ではなく、道具や機械をつかう物質的技術が本来の技術であるとしている。さらに、物質的技術を、直接的に道具や機械を用いて生産を行う客観的様式の技術と、直接的にものを生産はしな

いが、技師や演奏家のように機械や道具に交渉をもつ主観的存在様式の技術に分ける（中村, 1975: 11）。

この戸板の技術分類を批判したのは相川春喜であった。相川の批判は、戸板の客観的技術と主観的技術の分類は、両者を分裂させるもので、結局抽象的な第三の技術概念を持つてこざるを得ないと批判し、「技術は、生産過程において、人間的労働力に対立する、対象的、乃至、客観的要因である。それは、人間の意識するとならないにかかわりのない、実在の形態で発展する」としたのである。ここから唯物研究会内部の技術論争は始まった（中村, 1975: 13-15）。

中村は、この両者に岡邦雄が加わって初期の論争が展開されたこと、そしてこの3人の論争は労働力モニュメント、技術の主体構成の部分の取り扱い、つまり客観化が核心だったと述べている（中村, 1975: 19-20）。

このようにこの論争は、技術を客観的な概念として表そうとする方向性を持ったものである。したがって、これらの唯物論者の技術の考え方が本節の課題の解決には非常に参考となると考える。次項では、論争の過程を『技術論争史』として検討した上で提出された中村の定義と説明を検討し、技術を構成する要素の明示をしたいと考える。

## 第6項 技術を構成する要素

この項では、中村静治の定義と説明を中心に、及び前項までに検討したもののなかから、『標準技術集』の分類の観点、『民俗資料調査収集の手びき』及び『民俗文化財の手びき』の項目分類などを参考にしながら、第3節のまとめとして「技術を構成する要素」を考えると課題である。

中村は、「技術とは、物質的財貨の生産を目的として自然の物質に働きかけさせるために、人間によって創造される労働手段の一定の特殊な体系であり、またこの体系一般である。このさい、労働手段の体系が技術という概念の中心的な内容である（中村, 1977: 135）」



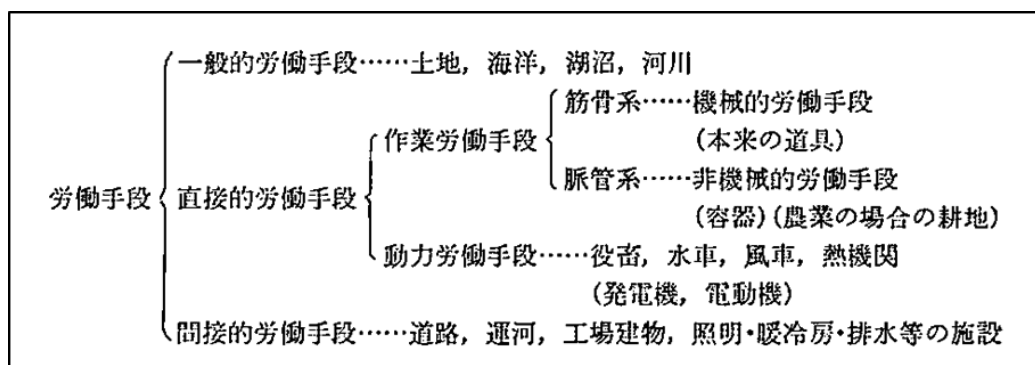
と定義している。

まず、中村の定義から、具体的なものごととして、「物質的財貨」と「自然の物質」を取り出すことができる。「物質的財貨」とは「生活に役立つもの」と考えられる。それは、「自然の物質」つまり「自然界のもの」をつかって生産されるのであるから、一般的には製品とである。中村の定義を、平易なことばでいいかえれば、「自然の物を原料や材料として生活のために役立つ製品を生産するというのが、技術の目的である」となる。ここから、「原料・材料」と「製品」が要素として取り出すことができると考えられる。

また技術は、「人間によって創造される労働手段の一定の特殊な体系であり、またこの体系一般である」、「労働手段の体系が技術という概念の中心的な内容である」と述べている。

「労働手段」とは、どのようなものであるのかが問題となる。

中村は労働手段を下記のように図式化して説明している（中村，1977：135）。



この中村の図式からは、労働手段が大きく「一般的労働手段（土地、海洋、湖沼、河川）」、「直接的労働手段」、「間接的労働手段（道路、運河、工場建物、照明、暖冷房、排水等）」に分けられていることがわかる。

例示されていることから考えると、「一般的労働手段」は「場所」あるいは「場所性」と考えられる。また、「間接的労働手段」は「施設」あるいは「設備」と考えられる。

さらに、「直接的労働手段」は、「作業労働手段」と「動力労働手段」に分けられている。そのうち「作業労働手段」は、さらに「筋骨系」として機械的労働手段（本来の道具）と「脈管系」（容器）（農業の場合の耕地）に分けられている。

この分類によって、「作業労働手段」の「筋骨系」は「機械」あるいは「道具」と考えら

れる。また、「脈管系」は農業の場合の耕地にあたるものであるので、先の「施設」あるいは「設備」の一種としてよいと考える。

「動力労働手段」の例としては役畜、水車、風車、熱機関（発電機、電動機）を例示しているのので、そのまま「動力」と考える。

以上のように、定義からは「原料・材料」と「製品」が要素として取り出すことができた。また、労働手段の図式化された説明からは、「場所」あるいは「場所性」、「施設」あるいは「設備」、「機械」あるいは「道具」、「動力」を取り出すことができた。

試みに、この取り出したものを『民俗資料調査収集の手びき』の項目にあてはめてみる。と下記のようになる。

『民俗資料調査収集の手びき』	中村の定義と説明から
(1)農耕	
①農作物の種類（品種・名称）	製品、原料・材料
②農地	施設・設備、場所
③耕作の方法	道具・機械、動力
④収穫（刈入、搬出、乾燥、保管、調整等）	該当要素なし
⑤農耕労働（共同労働、仕事量、小作、日雇等）	該当要素なし
⑥儀礼・禁忌	技術とは無関係
⑦その他	比較不適當

上記のなかで、「⑥儀礼・禁忌」、「⑦その他」をのぞくと、うまくあてはめられないものは「④収穫（刈入、搬出、乾燥、保管、調整等）」と「⑤農耕労働（共同労働、仕事量、小作、日雇等）」である。また、「③耕作の方法」は「道具・機械」と「動力」をあてはめただけでは不十分であると考え。これら3項目の共通性は、「どうするか」、すなわち「行為」であると考え。このことについて、中村の定義にもどって考えると、「人間によって

創造される労働手段の一定の特殊な体系であり、またこの体系一般である」と述べていることに注目される。

この「労働手段の体系」について、中村は、「労働手段の体系ということのなかには、やり方、仕方、きまり、規則、方法のすべてが含まれてしまっているのである（中村、1977: 141）」と述べている。「やり方、仕方、きまり、規則、方法」とは、生産の工程を記述することによって示すことができると考える。したがって、要素として「工程」を取り出すことができる。当然、「工程」のなかには、「道具や機械」、「原料や材料」など複数の要素が含まれる。そして、その要素の相互の関係として記述されるものである。それが「体系」といえるものであると考える。

さて、この分類項目の「(1)農耕」のような技術名称に関わる問題が最後に残る。これは、『民俗資料調査収集の手びき』の「(9)諸職」の場合、「大工、左官、屋根屋、鍛冶屋、桶屋、籠屋、木地屋、たたら、陶工、漆工等」と記されている（文化財保護委員会編、1965: 20）。これを分類すると、「大工、左官」のように表記からは行為が推定できない名称と、「桶屋、籠屋」のように製品名に「屋」がついたもの、あるいは「漆工」など原料や材料に「工」がついたもの、「たたら」のように使用する道具や機械の名称そのものなど、さまざまである。これらのなかでは、具体的に「もの」に結びつきやすいものは製品名を使ったものであろう。しかし、「大工、左官、たたら」などのように、名称そのものが文化であるものも大切であると考え。したがって、ここは民間でいわれている名称とそれを説明する形で具体的な製品名を用いた説明をするのがよいと考える。「たたら（「たたら」と呼ばれるふいごを用いた鉄を作る技術）」というような記述方法である。

また、製品は完成品として生活の役に立つものばかりではない。木地師の完成した木地椀や盆が漆工に渡され、漆で塗られることによって完成品の塗り椀や塗り盆となる。したがって、「製品の目的」を示しておくことも必要と考える。

以上のことから、一般的に「技術」を構成する要素として、①場所性、②原料や材料、③製品、④道具や機械、⑤設備や施設、⑥動力、⑦製品の目的、⑧工程という8つを提示

できると考える。本論文では、この要素を観点として技術を記述し、分析することとする。

---

<sup>36</sup> 居座機（いざりばた）、腰機（こしばた）ともいわれる。また「いざりばた」ともいう。フレームがないものを「腰機」とし、フレームのあるものを「地機」と区別する場合もある。本論文では、越後上布や結城紬に使われるフレームのあるものを「地機」とし、フレームのないものを「腰機」として区別する。

<sup>37</sup> 法律上で民俗技術の分類は定められていない。また、文化庁では平成16年の法律改正を受けた「民俗文化財の手引き書」のような解説書は作成・公刊していないということである（平成二十八年四月四日、文化庁文化財部伝統文化課民俗文化財部門 前田俊一郎氏の御教示による）。さらに、真島俊一が文化庁の「民俗技術の伝承状況等に関する基礎調査（平成十六年度実施）」の際に試案として民俗技術の分類表を作成しているが、「試案」であるため公表されていないようである（真島，2007：29）。

<sup>38</sup> 成田龍一は「大正デモクラシー」の時期が、年号で区切られた「大正」を挟み、前後に5～6年のばした時期、つまり1905年から1931年までとするのが通説であるとしている（成田，2010：81）。

### 第3節 生活史の方法

#### 第1項 問題の所在

先に示したことであるが、「生活史」とは、「一人の個人の全生涯、あるいは一つの集団の成立より後の全過程を、社会的文脈において詳細に記録したもの。または、そうすることによって、その個人の生涯や集団の過程に影響を及ぼした因子を明らかにする研究方法。事例史ともいう」と説明されている。

本論文では、事例研究の一部に、生業を営む人々の生活体験を聞き取って記した生活史を用いている。本項の課題は、その際に問題となることを明らかにすることである。

生活史は、人類学や社会学の分野を中心にさまざまな分野で研究に用いられている。それらを概観すると、生活史の扱いについては2つの立場がある。1つは生活史そのものを研究対象とし、個人の生活のなかに歴史や社会、文化との関わりを見ようとする立場である。これは古くから生活史が研究の一部であった人類学や民俗学、そして社会学などの立場である。この立場には、生活史は、次のように「作品」として扱われることが多い。

確かにライフヒストリーは、さらに分析・解釈が可能な資料である。その点に限れば、ライフヒストリー研究は、資料作成という研究過程の一段階にあると言える。しかし、少なくともライフヒストリー研究者自身には、ライフヒストリーは単なる資料だとは必ずしも考えられてはいない。それは、ライフヒストリーを「作品」という言い方で規定する姿勢に示されている。生活史研究の多様な展開可能性を検討した水野節夫は、生活史資料を「調査者もしくは研究者の観点からみてそれなりに意味のあるまとまりをもったかたちにまとめあげ」ることを「作品化」と規定しているが(水野[1986:167])、こう考える限り「作品」とは、完結した一つの研究成果を意味すると考えられるからである。したがって、日本のライフヒストリー研究にあつては、ライフヒストリーは固有の研究課題への回答としても提出されてきたと考えられるのである。この時、「ライフヒストリーを回答として提出することは、二つの意味をもっている。一つは「ラ

イフヒストリーが回答である」という意味であり、もう一つは「ライフヒストリーを提示して回答する」という回答の仕方を意味するということである（井腰, 1995: 110）。

そのために、この立場では、「語られたまま」に記述し、聞き手の問いを消し、注釈によって「口述記録を部分に解体するのではなく全体としてより緊密に結びつけ、概括するのではなくより緊密に書き込むことで、経験の持つ意味と広がりをも明らかにする一つの「分析・解釈」の方法をとる（井腰, 1995: 112-136）」という。

もう1つの立場は、生活史そのものを研究対象とするのではなく、研究の一部に生活史を利用するものであり、本論文の生活史もこの立場に立つものである。この分野では、たとえば、生活史を地理学の研究に利用した論文の一つに、湯澤規子の『在来産業と家族の地域史 ライフヒストリーから見た小規模家族経営と結城紬生産』（2009 古今書院）がある<sup>39</sup>。

湯澤は、この論文でのライフヒストリーの使い方を「一家族内の複数世代を連続的に捉えることを通して、歴史を描く一手段としてライフヒストリーを活用することを試みる（湯澤, 2009: 18）」と記している。具体的には、同家族内の生活の中で、紬を織り続けた三代の女性のライフヒストリーから、約100年間という時代の流れの中で、それぞれの女性が置かれた社会状況の相異を、世代間関係論と家族変動論の双方の観点で検討するのである。この立場では、生活史を文献史料（資料）などと同様に分析や解釈の対象とする。これを第2の立場とする。

しかし、湯澤はそこにとどまっていない。湯澤は、自己の研究に生活史を利用しようと考えた理由を、「人々の息づかいを活写しつつ地域や時代の特色を描くことこそが、これまでの地理学や歴史地理学に対して一層の展開を促し、新しい知見を提示することにつながる」と考えている（湯澤, 2009: 16-17）」と記している。つまり、第1の立場でいわれている「作品」として「完結した一つの研究成果」が持っている力を論文に利用したいということも目的となっている。だから、湯澤の論文は、2つの目的を持っている。そしてそれ

を達成するために、湯澤は次のような3点の試みを行っていることを記している。

その1点目は「紬生産を暮らしという一つの総体の中で捉えることである」。2点目は「口述史のみを提示するのではなく、それを客観的に分析しうる史料（織り手の所持する紬の切れ端や作業記録、地方文書など）を加えて再構成したものをライフヒストリーと定義することである」。3点目は「一人のライフヒストリーを関係性の中に位置づけるということである。具体的には、家族・地域・歴史という三つの分析視角を用いて分析する」ということである（湯澤, 2009: 17-18）。

この試みは、地理学会でも大きな評価を受け、いくつかの好意的な書評も発表されている。しかし、この試みは完全に成功したとはいえない。それは、次のような書評に示されている。

しかしもう一度ライフヒストリーについて立ち戻って考えると、極めて個人的な事情、あるいは家族内部の事情の積み重ねが、産地や地域に大きな変化をもたらすことが理解できるものの、筆者のこういった主張が果たしてどこまで論理的説得性を持ちうるであろうか？筆者の所説は、個人的な事情をいくら書き連ねたところで論理的に証明することは困難であろう。であればこそ、ライフヒストリーを使った説明様式に説得性を持たせなければならない。いわば情緒に訴えかける部分が本書にはなきにしもあらずと見受けられる。そういう意味では、論理的説得性を放棄し、語りに依存したライフヒストリーの提示に違和感を感じる読者もいることであろう。実証とは何かといった深遠なテーマを論ずる余裕も能力も評者にはないが、これも実証の一手法であるとひとまずは認めたい（須山, 2010: 56）。

評者の須山聡も地理学が専門であり、同じ研究分野から見た書評として書かれたものである。ここに示されているのは、ライフヒストリーを使った説明様式、つまり資料としての取り扱い方に研究としての説得性があるのかという疑念である。



このような厳しい指摘は、生活史を研究対象としてその成果を蓄積してきた人類学や民俗学、社会学などの分野では稀であると推測する。それだけにこの指摘には、生活史を資料として分析や解釈することへの、素朴であり、しかも根源的な疑問が表明されていると考える。

先に述べたように、本論文では、湯澤の場合と同様に、生活史を論文の一部として使用する。本論文の生活史は、生業を営む人々の具体的な社会文化的環境適応としての生活の姿であるが、そこから何らかの知見を抽出し、他の部分からの知見と関連させて考察の対象とすべきものである。したがって、湯澤の論文についての課題は、本論文の生活史においても同様である。次項以降では、生活史に関わる先行研究を参照しながら、この課題を解決する方法論検討する。次項では生活史の特質を検討したうえで、生活史作成の課題を抽出する。

## 第2項 生活史の特質

本項では、「生活史」の特質はどのような点にあるのかを明らかにすることを課題とする。その上で、参考となるものに、佐藤健二の「ライフヒストリー研究の位相」という論考がある。この論考は中野卓と桜井厚が編集した『ライフヒストリーの社会学』(1995 弘文堂)に寄せたものであり、1970年代からの日本の社会学領域での生活史に関わる議論と研究を踏まえて論じられたものである。従って、社会学の立場からの「生活史」の特質がまとめられたものといえる。

この論考で佐藤は、ライフヒストリーの「基本的なことば=概念」を「個人」と「生活」と「口述」と規定している(佐藤, 1995: 14)。ここで佐藤が提示したものに、「史」を加えれば「生活史」を構成する特徴的な要素すべてを表すことができよう<sup>40</sup>。佐藤が提示したものの内容を要約して示す。

「個人」については、生活史が個人を対象とするのは、社会学の歴史のうえで個人が探



究の正当なる対象とされなくなったことへの問題提起であるとしている。

佐藤は、個人が研究の対象とされなくなったのは、主体的で創造的に外界に働きかける行為者である個としての人間と、そうした個人を規定する関係的な秩序＝社会構造との間に生ずる、理論的な緊張関係を、社会学では、ほとんどの場合、主体的行為者としての人間よりも社会構造を優位におくこと、つまり、その関係を「社会」とか「全体」とか「規範＝秩序」などという、抽象的なことばに回収してしまうことで解決してきたためとしている（佐藤, 1995: 18-19）。

その上で、ライフヒストリー研究での個人を次のように規定する（佐藤, 1995: 19-20）。

- 1 個人は、主体的で創造的に外界に働きかける行為者である個人と、それを規定する関係的な秩序＝社会構造との間に生ずる緊張関係が複雑に集積する〈場〉である。
- 2 社会が複雑で多元的な構成体であるとおなじように、じつは個人もまた複雑で重層的な存在である。
- 3 ライフヒストリーの方法における個人は、フィールドであり、ライフヒストリーの根源的な可能性の第一の焦点が、個人というフィールドの自覚化にある。

次に、佐藤は生活史における「生活」の概念を次のような3点に整理している（佐藤, 1995: 20-23）。

- 1 この生活という概念は、社会という概念の抽象性に対抗する具体性をめざして採用されている。  
ここでいう生活とはまず日常生活のことであり、中心に置かれた個人の身の回りの時間と空間の具体的な形態のことを意味する。
- 2 生活史の生活は、その根本において私的な領域である。
- 3 その生活の実態は、さまざまな表象を通して「モノのように」考察され、対象化される。
- 4 このような「生活」の概念は、必ずしもライフヒストリーの専売ではないが、その主体たる個人の意味づけを重視しつつ「生活」を対象化するというライフヒスト

リーの方針は、ライフヒストリーの根源的な可能性の第二の焦点と考える。

最後の「口述」については、本論文の生活史作成の主な手法が聞き取り調査であることから、佐藤の説明を次の3点として要約した形<sup>41</sup>で示しておく（佐藤，1995：24-26）。

### 1 口述の現在性

これは、語られたことが過去であっても、話者の語りは現在という文脈でまとめられたものであり、記憶に基づいて再生されたものである。したがって、口述の生活史は等身大の現代史である。

### 2 口述の主体性

その主体性は「表象とそのコンテクストの構造化とが、語る主体としての個人の中から主体的に行われているということに、ライフヒストリー資料の戦略性があり、質問に答えるだけの「主体性」とは区別する。

しかし、自由なインタビューが結果的にコンテクストを欠いたものとなることもあるという不十分さを持っているということも忘れてはならない。

### 3 口述の現場性

調査という実践のプロセスそのものが遂行される場所と、そこに存在する調査者と話者の「相互作用」の存在である。

相互作用は、話すものの表現能力だけでなく、聞くものの存在形態も、相互作用の実質を規定し、現場のありようを形づくる。

その意味で、「〈口述〉という要素は、このような調査者—被調査者関係の問題を深く、そして鋭くふくみこんでいる。そのことが、ライフヒストリーが社会調査論のうえでも問題提起として受け止められる所以である。

以上のように佐藤は論点を整理したうえで、ライフヒストリーの可能性を「個人というフィールドにおいて作用する社会の重層的な効果の発見（佐藤，1995：35）」というようにまとめている。

以上のように、生活史（ライフヒストリー）の特質を把握できた。次項では、実際の生

活史がどのように記述されているのか、その課題は何かを考察する。

### 第3項 記述の種類

生活史の記述の仕方は、生活史そのものが「作品」と呼ばれることがあるように、重要な位置を占めるものである。だから、記述にはいくつかの方法がある。本論文での記述方法を説明する前に、一般的な生活史の記述がどのように行われているのか、そして記述の仕方の違いは何に基づいているのかを把握しておく。

一般的な生活史の記述の仕方については、水原節夫が分類しているものがある。その分類の観点としたことは、次のような点である（水原，1986：170, 200）。

- 1 新たに生活史資料を作成するのか、既存の生活史資料を用いるのか、それとも両者を併用するのか。
- 2 （新たに作成する場合）被調査者に語ってもらうのか、書いてもらうのか、それとも両方をしてもらうのか。
- 3 （語ってもらう場合）生活史資料の再構成は、基本的に被調査者の言葉を残す形でやるのか、調査者の言葉で要約する形をとるのか、それとも両方の形式をとるのか。
- 4 （被調査者の言葉を残す場合）編集するのか、しないのか。

これは、記述者の意識を観点として分類したといえる。さらに、実際の生活史の著作を分類し、次の5つの基本タイプに分けている（水原，1986：168-169）。

- 1 既存の生活史資料の再構成という形をとるもの
- 2 調査者の言葉で要約する形をとるもの
- 3 被調査者に書いてもらったもの
- 4 被調査者に語ってもらったもの（編集あり）
- 5 被調査者に語ってもらったもの（編集なし）

実際に目にする「生活史」は以上の5つのタイプからはみだすものがあるが、基本的にはこの5つのタイプの組み合わせであり、水原はこの分類は有効であるとしている（水原，1986：169）。

さらに、水原は、このようなタイプにみられる調査者、研究者の志向を2つにわけ、それぞれを「解釈・分析志向」と「編集志向」ということばで説明している。

解釈・分析志向とは、「調査者もしくは研究者が明示的なかたちで生活史資料もしくは〈作品としての生活史〉の解釈・分析にのりだしていくタイプである」とし、「1 既存の生活史資料の再構成という形をとるもの」と「2 調査者の言葉で要約する形をとるもの」をそれに含めている。また「5 被調査者に語ってもらったもの（編集なし）」の場合もこの傾向が強いとし、生活史資料の原形を可能な限り確保しておきたいという志向が強く、しかも解釈・分析にも強い関心があるという調査者及び研究者はこの立場をとるだろうと述べている（水原，1986：170-171）。

編集志向とは、「調査者もしくは研究者は、可能な限り調査者本人の言葉や言いまわしを生かしながら本人自身の一生を浮きぼりにするために、編集という形で生活史資料の再構成に関与する」ことである。分類の「4 被調査者に語ってもらったもの（編集あり）」はこのタイプとしている。さらに、「〈作品としての生活史〉の全体的構成に目くばりをし、その成り立ちを基本的なところで下支えしているのは编者としての研究者なのだが、にもかかわらず研究者自身は作品の背後に作品の背後に身を隠そうとする、という意味で、その関与の仕方は、いわば“黒子”としてのそれということができよう」と編集者としての研究者のあり方を説明している（水原，1986：170）。

また、どちらにも振り分けていない「3 被調査者に書いてもらったもの」は、両方の場合があるとしている。さらに、この2つの志向は論理的には矛盾しないものであるが、経験的には両立しがたいものらしく、たとえば「4 被調査者に語ってもらったもの（編集あり）」のタイプの提示の仕方をとる調査者、研究者は、自分の編集した作品に対して解釈や分析を試みることは可能なはずであるが、実際にはそういう事例を見つけることは難

しいと述べている（水原，1986：170-171）。

この分類では、生活史の記述法が調査者、研究者と対応づけられている。ことばを換えると、生活史の記述のどのようなことに調査者、研究者が注目しているのかを表している。とりわけ、「4 被調査者に語ってもらったもの（編集あり）」と「5 被調査者に語ってもらったもの（編集なし）」がそれぞれ2つの志向に振り分けられ、「編集すること」が志向の違いの評価基準になっていること、そして、後者については、「生活史資料の原形を可能な限り確保しておきたいという志向が強く」という説明がついていることが注目される。

以上のような水原の分類から、口述について立場の違いを2つの面について抽出しておきたい。第一は、「被調査者の言葉を残す形でやるのか、調査者の言葉で要約する形をとるのか」という問題であり、第二は「(被調査者の言葉を残す場合) 編集するのか、しないのか」という問題である。

第一の問題は、「語られたこと」をどう見るかということに関わる問題である。それは、「客観性」や「実証性」「立証可能性」の問題として論じられることが多い。

次に、第二の「語りの編集」という問題つまり、「生活史資料の原形を可能な限り確保しておきたいという志向」の問題は、「ライフヒストリー」に対して、「ライフストーリー」という考え方を対置する立場に顕著に表れている。

この問題は、実際に生活史を作成する立場にとっては大きな課題である。以降でこれらのことを考えるが、次項では、まず「語られた事実」の問題について考察する。

#### 第4項 記述法からみた「語られた事実」

この項では、一般的に生活史調査のさい、話し手によって語られた「事実」とは何か、またそれと生活史の記述の仕方の関係について説明する。

語られた事実とは何か、その科学的現在性については、佐藤健二が社会科学で扱う世界について説明していることに端的に示されている。

佐藤は、平成21(2009)年に発刊された『社会調査論』のなかで、社会調査に関わる社会認識について記し、自然科学と社会科学が対象としている世界がまったく異なった特質を持っていると説明している。

自然科学的世界の出来事は科学者の考察以前に解釈されていないし、観察の対象となる領域はその中の原子や分子や電子にとって「意味」をもったりしていない。しかし、社会科学的世界の出来事は、社会科学者の考察に先立ち、そのなかで生活している人々によって、あらかじめ解釈されているのである。したがって、社会科学においては「純然たる事実」といったものは存在しない。社会科学における事実とは常に「解釈された事実」なのであり、社会科学者にできるのは『「解釈された事実」の解釈』をおこなうことなのである(佐藤他編著, 2009: 119)。

このような考え方では、「語られた事実」は語り手によって「解釈された事実」であるということになる。それを認めたうえでも立場の違いによって、語られたことの「客観性」や「実証性」「立証可能性」の議論が生まれてくる。

岸政彦は、『質的社会調査の方法 他者の合理性の理解社会学』の「生活史」において、中野卓、桜井厚、谷富夫を紹介しながら、日本における生活史法の受容と発展を述べている。その後に「語りは「事実」か、それとも「物語」か」という小題を付けた項を設け、谷は、語りは「事実である」と主張し、これに対し桜井は「事実とは言えない」という立場<sup>42</sup>であると説明している(岸, 2016: 192)。

このような見方の違いは、結果的に「記述された事実」の把握の問題にまで及んでくる。桜井は、語りの内容の把握の違いはライフヒストリーの記述の違いとして、次のような3つの様式になると分類している。

ひとつは、ライフヒストリーの語りに事実をみようとしているものである。ライフヒ

ストーリーを、個人についての客観的な描写や説明が可能なものあるいは客観的な様式の中に位置づけなければならないものとして理解する。ライフヒストリーの一般化された読み方、立証可能性を前提にした実証主義的な様式である。

第二は、語り手主体の現実を聞き手／研究者が解釈してライフヒストリーに構成する解釈主義的な様式である。ここでは聞き手の解釈が語り手の解釈にとって代わって前面に登場する。「データと呼ばれるものは、実は他の人々やその仲間が行っていることについての彼ら自身の解釈に関するわれわれ自身の解釈なのであるということがはっきりしていない」(Geertz [op. cit.: 14]) ために、読み手じつは聞き手／研究者の解釈なのに語り手の行動や経験であるかのように錯覚させられてしまう。むしろライフヒストリーも聞き手の解釈や経験としてとらえようとするのである。しかし、そうしたテキストでは、読み手は語り手の経験へ直接には接近できないことになる。

第三は、ライフヒストリーは語りという独特の形式を持つものとするものである。人が自分の経験や遭遇した出来事を語る時のひとつの方法は、いかにそれが起こったのか。どのような人が関係し、いかなる結末を迎えたのか、といった形態をとることである。出来事の経過や登場人物の考え、彼らの行為のなかに、語り手（聞き手をふくむ）の解釈が含まれ、ひとつのまとまりを持った形式を構成している。語りのテキストは、語り手のなんらかの経験と関連しているが、語り手が実際に歩んできた人生とは相対的に独立した筋書きあるいはストーリーをもつ。しかも、それは語り手の経験に意味をあたえ、さまざまな経験を秩序だて構造化している。これを語りの様式と呼んでおくことにしよう（桜井，1995：229-230）。

一つ目の立場の代表は中野卓である。中野は「語られた事実」を次のように「歴史的現実」という言葉で説明している。

社会学は社会的現実を対象とし、社会という現実は、過去の現実も現在の現実も、歴



史的現実以外のものではありえない。ライフヒストリー（生活史、個人史）は、本人が主体的にとらえた自己の人生の歴史を、調査者の協力のもとに、本人が口述あるいは記述した作品である。民族誌的な研究の場合と同様に、自他の伝記作成の場合も含めて、人生の現実を再構成しようとするライフヒストリーなるものは、私小説や歴史文学のような創作、つまり現実の人生や歴史に虚構を加え芸術的に再構成されたフィクションからは厳密に区別される（中野，1995：191）。

さらに、中野は記述の信憑性について「歴史記述もまた当然「絶対的に客観的な事実」の再現などではありえないが、歴史的現実を記述した作品として相対的に信頼できる確かさ（信憑性 authenticity）が要求される」と述べ、「本人の内面からみた現実の主体的把握を重視しつつ、研究者が近現代の社会史と照合し位置づけ、註記を添え、ライフヒストリーに仕上げる」と説明している（中野，1995：192）。

桜井の場合は、語られた事実を、「語り手が実際に経験したことと思われる語りであり、外的に観察しうる一連の行動と対応している。いわゆる暮らしとしての生と対応する語りとしての生」と、「おそらく実際には決して起こりえないことだけれども、なお語りとしては真実であるとみられるもの」にわけると、そして人類学者のヴィンセント・クラバンザーノの言葉を借りて、前者を「個人史的現実」と呼び、後者を「自伝的真実」と呼んでいる（桜井，1995：242）。そして、この「個人史的現実」と「自伝的真実」について、次のように説明している。

クラバンザーノが区別する「個人史的現実」と「自伝的真実」を、中野はともに「歴史的現実」と位置づけたが、この区別はフィールドにおける実践的な調査研究においてはたいへん重要である。インタビューを重ねたり文字資料や他者からの聞き取りなど、多角的なアプローチで記憶違いなどの語りのバイアスを取り除いたりすることができるのは「個人史的現実」に対応する語りである。「自伝的真実」の語りはあくまで



も物語的世界内にとどまるものなのである。ただ、クラバンザーノのこうした見方が異文化理解の過程から生まれたことには、注意をしておく必要がある。精霊との結婚もモロッコ文化内部では、外部的評価基準を持つ可能性を否定しきれないからである。「奥のオバアサン」の逸話や「亀太さん」の幻覚幻聴についての語り<sup>43</sup>が、戦前というある歴史的時点でのなかでは十分信憑性をもっていると中野がみているように。

ライフストーリーのテキストは、私たち調査研究者が知りたい、理解したいものとライフストーリーによって私たちが知ることができる現実との緊張を客体化したものである。しかも語り手の現実構成は、私たちのそれと異なっているという経験は、ライフヒストリー調査で私たちがよく経験することである。調査者／研究者は、ライフストーリーへの翻訳作業を通してそうした現実構成のあり方をしばしば消滅させてしまいかねない。編集における「自伝的真実」の語りの過小評価や排除、時系列的編集などの問題点はそこにある。語りとしての生が外部的行為の現れとしての暮らしに対応しているはずと調査研究者が考え、かつそうした語りにのみ重きをおくからだ。クラバンザーノは少なくとも「自伝的真実」という概念で、語りについてのそうした一元的な見方に疑念を表明したのである（桜井、1995：243-244）。

この引用した部分からわかるように、桜井は先に示した3つの様式では、三つ目の様式をとることをもっともよいと考えている。「個人史的現実」だけでなく「自伝的真実」の語りをも重視することから、ライフストーリー研究の記述においては、調査者／研究者の質問も含めて、語りのそのままを記録することが重要となるのである。これが「被調査者の言葉をそのまま残して、編集もしない」という記述をする1つの理由である。

ここには、「ライフストーリー研究」という形で示された考え方が反映されている。次項では、ライフヒストリーと対照しながら、ライフストーリーの考えを検討する。

## 第5項 ライフヒストリーとライフストーリー

「ライフヒストリー」と「ライフストーリー」を区別する考え方は、管見する限りではダニエル・ベルトーの次のような考えに始まるようである。

〈ライフストーリー *récit de vie*〉という言葉は、約二〇年前にフランスにもたらされた (Bertaux, 1976)。それ以前に社会科学でもちいられていた言葉は、〈ライフヒストリー *hisutoire de vie*〉であり、ライフヒストリー *life history* というアメリカの言葉が翻訳されたものであった。しかし、この言葉は、一人の人によって生きられたヒストリー *l'histoire vécue* と、研究者の依頼で、個人の歴史のある時期に語られるストーリー *le récit* のあいだに区別をつけないという不都合があった。だが、この区別は本質的なものである (ベルトー, 2003: 31)。

ベルトーの主張の中心は、「生きられたヒストリー *l'histoire vécue*」つまり「ライフヒストリー」と「研究者の依頼で、個人の歴史のある時期に語られるストーリー *le récit*」つまり「ライフストーリー」は区別すべきであるということであって、従来の「生活史」の概念に大きな変更を迫るものではなかった。

しかし、このような考えは、日本の社会学会において独自の発展をする。桜井厚は、ライフヒストリー、オーラル・ヒストリーとライフストーリーはいずれも類似の概念であるとしたうえで、それぞれを次のように説明している。

簡単な概念整理を試みておくと、おおよそ次のようになるだろう。ライフヒストリーは、語られるライフストーリーだけではなく個人的記録などによって構成される個人の伝記のことである。一方、オーラル・ヒストリーは、歴史的な経験や過去の出来事の表象に焦点が当てられるライフヒストリーの下位概念と考えられる。またライフストーリーの意味する「ストーリー性」は、ナラティブ概念の物語論的な視点と相通じ

るものである。それもふまえたうえでライフストーリーには〈いまーここ〉の語り手と聞き手の相互行為、とりわけインタビュー行為によって生み出されるものであること、「語られること」が「語る」行為と分かちがたくむすびついていることの二点が、さまざまな研究実践を紹介するなかで通奏低音として流れていることには注意してほしい（桜井，2005：8-9）。

さらに、桜井は「ライフストーリーは、個人が生活史上で体験した出来事やその経験についての語りである（桜井，2005b：12）」と説明しているが、問題としていることは、「語られている」内容ではなく、どのように語られているかという「語り」という行為である。

桜井のような考えは、1990年代から2000年代にかけて、ライフストーリーの主体的な語りであるライフストーリーを主として研究対象とする立場となって、支持を広げようになる（小倉，2013：99-100）。それは、次のような考え方である。

ライフストーリーを素朴に事実を語ったものとみなし、それを調査研究者の道具立てにあてはめてライフストーリーの客観化＝一元化をはかろうとする従来の立場とは異なり、ライフストーリーの構成のされ方に注目することによって、語りの多声性に切り込んでいこうとする立場である。

語り手が何を語るか（what）は、誰がどのように聴いたか（how）によって左右される。また、同じ過去の経験であっても、語り手の現在の立ち位置＝社会的状況によって語られ方（how）は変わってくる。そしてそれは聴き手（調査研究者）とて同じである。聴き手（調査研究者）も無色透明な存在ではなく、自らの生と現在の立ち位置＝社会的状況というポジショナリティを背負って聴いているからである（その意味で、「聴く」という行為は、極めて主体的な行為である）。

ライフストーリー研究は、それらをバイアスとしてみるのではなく、むしろそここそ生の多元性や社会的なるもの、さらには文化や社会をつくりかえていく人間の創

造的契機が現れ出てくると考え、積極的に見ていこうとする。換言すれば、ライフストーリーを語る一聴くという行為や関係のあり方 (how) と、語られたことやその解釈・分析 (what) を、従来のように切り離して考えるのではなく、密接に関わっていると  
いう発想でアプローチするのである (小倉, 2013: 100)。

この「ライフストーリー研究」とは、「方法論」として提出されているもので、「インタビュー過程や調査研究者という存在をも方法化することによって、従来、調査研究者の道具立てによって一元化されてとらえられがちであった個人の生の経験を、多元性についていこうとする試みである (小倉, 2013: 101)」というものである。つまり、ライフストーリーは「語り」の「場」そのものを問題にしているのである。

したがって、「ライフストーリー研究」は方法論の問題として論ずるべきであって、前項で問題とした記述における「語りの編集」という資料論的な問題の立て方に矮小化して考えるべきものではない。しかし、これまで述べてきたように、この方法論は「語り」の「場」そのものを問題にしている。そして、そこに研究課題を見出すことを目的とする。だから、「語り」の場をできるだけ忠実に再現するために「被調査者の言葉をそのまま残して、編集もしない」という記述方法をとるのである。このことを「編集しない」という2つ目の理由として指摘しておきたい。

以上のように「編集しない」ことの理由が2つあきらかにできた。次項では、「被調査者の言葉をそのまま残すが、編集をする」という記述の仕方である中野卓の考えを検討する。

## 第6項 『口実の生活史』の記述法

この項では、「被調査者の言葉をそのまま残すが、編集をする」という記述をする理由を明らかにする。このような記述がなされている代表的なものは、中野卓の『口述の生活史 或る女の愛と呪いの日本近代』(以下『口述の生活史』と記す。)である。この『口述の生

『生活史』は中野の代表的な著作とされており、その後の生活史研究の範型を示したと考えられるために、中野の記述のしかたを考察し、その特色を明らかにすることで本項の目的は達成できると考える。

この『口述の生活史』を素材にし、記述の仕方に焦点を当てて考察したものに、井腰圭介の「記述のレトリック 感動を伴う知識はいかにして生まれるか」がある(井腰, 1995)。それをもとにしながら、中野の「歴史的現実」の記述の仕方を考える。

井腰は、中野の『口述の生活史』の記述の仕方に焦点をあてて検討するために、①「対象者の個人記録」(以下、記録と略)、②「記録やライフヒストリーへの注釈」(以下、注釈と略)、③「記録やライフヒストリーへの研究者の明示的な分析・解釈」(以下、分析・解釈と略)の3つに区分して論じている(井腰, 1995: 111)。

まず、①「対象者の個人記録」については、『口述の生活史』の一部を次のように引用し例示している(井腰, 1995: 112-113)。

私の(母方の)ヒイバアサンというひと(黒瀬婦由)は(私の父方の祖父)徳永直十郎トいうた人の姉で、このひとも(直十郎の嫁にきたひともそうだったが)お邸勤めエしたあとで(「私」の生家へ)嫁にきて(徳永婦由から)黒瀬婦由になったん(中野編著, 1977: 9)。

このような書き方について、井腰は「括弧内は口述を記述した者(以下、書き手と呼ぶ)の補足であるが、ここでは、話者によって語られたことが、表記上の工夫も加えられて語尾まで細かに記述されている」と述べて、さらにこうした詳細な転記ができるようになったのは、録音技術の発達があるが、たいへんな労力も必要であることを述べ、「ライフヒストリー研究は、語りの記述の仕方とその資料化に多大な労力と注意を払っているといえる(井腰, 1995: 113)」とまとめている。

中野自身は、このような書き方について、「この本は、そのテープを、東京へ帰るたびに

文字に起こした記録を、編集し、多少の註を付けたもので、本当の著者は「奥のオバァサン」自身だと言えます。私は編者という方がふさわしいのです（中野編著, 1977: 3）」と述べている。

井腰は、このように「話者の語りそのものの記述の仕方や記述したものの提示の仕方」にこだわるのはなぜか」という問題をたて、それに対して、「ライフヒストリー研究がその研究課題にもつ固有な方法意識がある」と考える。つまり、語られたことを「要約」ではなく、「語られたまま」に記述することによってこそ、また、構成過程で研究者が編集という徹底した「黒子」の立場にとどまることによってこそ、「より適切に研究課題に答えられる」という意識があると考え」としている（井腰, 1995: 113）。

また井腰は、このような記述の仕方、記述の提示の方法の特色は、次のような形の特徴とねらいがあるとする。要約した形で示す（井腰, 1995: 114-118）。

#### 1 「語られたまま」に記述する方法をとること

語りのレトリックを保存し、読者に表現と結びついた「経験というものの」性質を理解させる方法である。

#### 2 記録から「問い」を消すこと

話者が読者に向かっているかのような読み方を可能にする。

#### 3 編集を行うこと

一般的には、語られた順序ではなく、誕生から加齢の過程にそった時系列で配列するが、限られた紙幅で作品化するためには、話者の経験した世界を読者という第三者にむかって適切に表現するための「書き手のレトリック」で編集される。

井腰は、このような口述記録の記述と編集の仕方は「日本のライフヒストリー研究の独特な方法意識」であるとする。そして、それはまとめると、次のような2つの意識であるとする（井腰, 1995: 111）。

#### 1 話者のレトリックを保存して「表現された世界」を記録として定着させる。

#### 2 読者が一人の人間としての話者との直接的な出会いを体験できるように編集する

ことで、「話者から読者へ」と「書き手から読者へ」という二つの関係のなかで、「経験された世界」を他者にむかって適切に表現しようとするためのレトリックの駆使である。

さらに、井腰は、注釈に言及して、注釈を内容にそって、「1 記録の意義を示唆する注釈」、「2 直接的注釈」、「3 観察的注釈」、「4 間接的注釈」、「5 「語りの内容」への注釈」、「6 「語ること」の意味への注釈」などに分類する。そして、この注釈に働いているものは、「話者・聞き手＝書き手・読者の三者の経験を相互に媒介する「現実の論理的考究と再現の術」としてのレトリックであり、時空の隔てをもつ現実の通訳する知識を挿入し、異質な経験を緊密に連関させ、話者の目を通して読者自身をも包摂する「歴史的現実」を提示する仕組みでもある」とする（井腰、1995：119-134）。

最後に井腰が行った検討は、「分析・解釈」である。これはライフヒストリー研究の中では、ライフヒストリー全体への明示的な分析・解釈はほとんど存在しない。それは、これまで述べてきたような形で、分析・解釈は、記述と編集を通してライフヒストリーに埋め込まれてしまい、記述されたものが「課題への回答」として意味をもつからだとする。そして、それは新しい知識を生み出す仕組みであると結論づけている（井腰、1995：134-136）。

この節の第1項で井腰の「ライフヒストリーは固有の研究課題への回答としても提出されてきたと考えられる」ということを紹介したが、そのように井腰が考える理由はこれまで述べてきたことによる。

同様のことを中野は、「歴史記述もまた当然「絶対的に客観的な事実」の再現などではありえないが、歴史的現実を記述した作品として相対的に信頼できる確かさ（信憑性 authenticity）が要求される」と述べ、「本人の内面からみた現実の主體的把握を重視しつつ、研究者が近現代の社会史と照合し位置づけ、註記を添え、ライフヒストリーに仕上げる（中野、1995：192）」と説明している。

ここで注目したいことは、そこに働いている中野の意識である。中野は、『口述の生活史』は歴史的な文献史料と同様な「信憑性のある歴史的現実」としたかったのである。



その信憑性とはことばを換えれば「実証性」や「客観性」「立証可能性」ということになるが、その担保の仕方は『口述の生活史』の場合は次のような編集手順になろう。

- 1 内海松代さん（仮名）が語った内容のなかに、中野は「歴史的現実」を発見し、そしてそれを時系列に並べ替えて、歴史的な時間の中に位置づける。
- 2 それを近現代の社会史と照合し、註記を添えて歴史的現実を記述した作品として提出する。
- 3 その際に、被調査者の言葉をそのまま残して記述をすることで、本来の語りを持っているものを生かしたより信憑性のある歴史的現実とする。

つまり、「松代さんの語り」は「断片的で不完全な歴史的現実」であるが、それに研究者が手を加えることにより、「歴史的現実」の史料とするのである。その時に「被調査者の言葉をそのまま残して記述をすること」は「相対的に信頼できる確かさ（中野，1995：192）」のための要素ということになる。井腰の場合とは違う「実証性」や「客観性」「立証可能性」の担保という観点で考えれば、それも理由の1つであると指摘しておきたい。

以上のように、中野の記述法は井腰が指摘しているように、作品としての完成度を上げるレトリックであるといえよう。同時にそれは「歴史的現実」としての「実証性」や「客観性」「立証可能性」の担保をおこない、文献史料に匹敵する「口述史料（あるいは資料）」としての価値を保証するためのものであったと考える。したがって、「作品」として編集はするものの、「被調査者の言葉をそのまま残して記述をすること」がその信憑性の確保のために必要であったのである。

このように、第3項において設定した2つの課題、「被調査者の言葉を残す形でやるのか、調査者の言葉で要約する形をとるのか」、「(被調査者の言葉を残す場合)編集するのか、しないのか」という課題の本質は明らかにできたと考える。次項では、それを踏まえ、具体的に「歴史的現実」の記述法について検討する。



### 第7項 「歴史的現実」の記述法

「歴史的現実」と中野が呼んだものを考えるうえで、中野、桜井の両人が言及しているエドワード・ブルナーの生の三様態の考え方が参考になる。それは次のようなものである。

E・ブルーナーによると、私たちの生には、それぞれが互いに対応しているのだが異なる三つの生がある。生活としての生 life as lived、経験としての生 life as experienced、そして語りとしての生 life as told の三つである。それぞれを私たちは、体験、経験、語り、と短く表現することもある（桜井、2002: 31）。

そして、桜井の「ライフストーリー研究」の立場は、語りはエピソード、行為、および行為の説明を組織化する手段であるが、同時に体験的出来事と想像との合成にほかならず、そこには出来事の原因や語られない行為者の動機を推論したり、抽象的、不明瞭なことばの意味をもっとわかりやすくするためにイメージを想像したりすることなどがふくまれる。すなわち、ライフストーリーは、それぞれの価値観や動機によって意味構成された極めて主観的なリアリティである。ライフヒストリー法は、そうした主観的リアリティを研究目的としているかぎり唯一の「真実」の語りを探究するのではなく、語りの「信憑性」を求めるとする（桜井、2002: 33-40）。

補足すると、この方法の信頼性と妥当性については、桜井は次のように考えている。まず、信頼性は、「他の研究者がその調査研究を行ったとしても、同じような結果が得られる程度のことであり」として、「技法を客観化すること」、「手続きの透明性」で担保されると考える。そのひとつの要素が先の項で述べた「被調査者の言葉をそのまま残して、編集もしない」という記述法である。また、妥当性については、その調査研究が「正しい」回答を生み出す程度、あるいは、「調査結果が研究の目的や期待に適っている程度を意味する」としているが、これを決定する公認の手法はないと述べている。けれどもそれを見きわめるある程度の尺度として、「内的一貫性」、すなわちある語り手のライフストーリー・イン

インタビューで、ある時点で語られたことが別の時点で語られたことと矛盾していないことをあげる。また、「外的一貫性」として、語りが調査者のこれまでの知識と整合しているかどうかを検討することもあるという。しかし、これらに照らし合わせても不都合のある語りも排除しないのがライフストーリー法であり、それは、「歴史的現実」を確認するために調査研究を行うのではなく、なによりも語り手の経験や見方を探究するからであるとする(桜井, 2002: 33-40)。

ここで確認しておきたいことは、桜井の場合は、ライフストーリー研究は「歴史的現実」の探究を目的としないといっていることである。また、そして体験的出来事と想像の合成として「語り」を捉えていることである。

中野の場合は、「語られた生」は、「経験された生」つまり「生きられた生(生活としての生)」についての記憶が、回想され「語られる」のであるとする。当然、「そのとき経験された生」と「後になって回想された生の経験」の間のズレには注意すべきであるが、そのズレ=ひずみは、自分の生を自分なりに認知しその認知において解釈するという「生を経験する」によって記憶されることに関わるもので、歴史的叙述一般に共通なものであるとする。したがって、ライフストーリーの記録も「広く共有される歴史的現実」認識との関連や整合性、またライフ・ドキュメンツとの整合性など、可能なかぎり確かめられるとき、歴史記述、ストーリーとしての意味をもちうると考える。

つまり、中野は、「語られた生」は歴史的文献史料と同様な史料批判を行うことにより、「生きられた生(生活としての生)」の記憶(それは「経験された生」と同様)を再構成するものになり得ると考えるのである。

まとめると、中野の場合は、「生きられた生(生活としての生)」の記憶である「経験された生」を「歴史的現実」とし、「語られた生」の実証的検証をとおしてそれに接近できると考えているのである。

この両者の考え方は、「歴史的現実」の扱いについてはまったく共通点がないようにみえる。しかし、ここで示したものは両者の方法論的な「歴史的現実」との関わりであって、

とりわけ桜井の場合については資料論的な見解は示されていない。そこで、桜井の資料論としての「歴史的現実」の把握を知るために、第4項において、桜井がこの中野の「歴史的現実」を「個人史的現実」と「自伝的真実」にわけていたことを思い起こしたい。そのなかで、桜井は、文化や社会構造の客観的な要素をとらえようとする研究者がもとめるものは、「個人史的現実」の記述であって、それは多角的アプローチでさまざまなバイアスを取り除くことができるものであると述べていた。

このことを考慮すると、「文化や社会構造の客観的な要素をとらえようとする研究」において「ライフヒストリーを利用した研究」を行う場合の「歴史的現実」（それは桜井の言では「個人史的現実」）の資料としての扱いは、桜井も中野も同様の考えであるといえよう。そこから本論文における生活史の考え方を構築すると、この両者の共通項をとることがよいということになる。

また、本論文の生活史では、桜井のいうところの「個人史的現実」の利用が第一の目的である。したがって記述されたことで問題にされるのは「出来事」や「物事」などである。その「記録する (record)」の「客観性」、「実証性」や「論証可能性」が問題にされる。したがって、記述すること (describe) において、求められることは語られた内容を忠実に記録することである。だから、「語られたそのまま」である必然性はないと考える。これまで「ライフヒストリー研究」の立場でいわれてきた「要約」という形で示しても不都合はないと考える。

考えてみると、文化人類学のように言語の異なる文化の調査の場合、「語りそのままの記述」などというものは存在しないだろう。必ず「翻訳」ということが必要になってくる。話し手が語ったことを「語りそのまま」ではなく「要約」として記述することは、語られた内容を損ねることなく、記述するという作業であり、「翻訳」と同様の作業であると考えられる。

以上のことから、これが本論文における記述の仕方は、語られたことの翻訳として「要約」の形で記述する。それは語られた内容の記録として示すのである。

次項では、これまで述べてきたことを踏まえ、本論文での資料収集の方法と記述の仕方を示す。

## 第8項 資料収集と記述の方法

本項では、本論文における生活史作成のための資料収集と記述の方法を具体的に示す。

本論文での生活史の資料収集は、先に示した水原の分類では、「1 被調査者本人に語ってもらう」という口述によるものである。民俗学などでは「聞き書き」といわれる方法であるが、最初に配慮されなければならないのは、語り手と好ましい関係性の構築ということである。フィールドワークや社会調査の概論書などに丁寧に説明されている。本論文における資料調査の方法についても、基本的にはそれらに従っている。他に留意したことは下記のようなことである。

### 1 資料の記録は、ノートへメモをとることを主とした。

音声録音機器は使用しないことが多かった。語りの記録を主にノートにメモをとることとした理由は2つある。

理由の第1は、音声記録されるということによる語り手の過度の緊張を取り除くためである。とりわけ初対面の場合には、メモをとることのみにしたことが多い。複数回の聞き取りができた場合には、音声の記録を承諾してもらって、記録した場合もある。

理由の第2は、具体的に作業に参加させてもらって、その作業中あるいは作業の合間に聞き取り調査を行ったこともあり、そのために音声の記録ができなかったことによる。したがって、すべての資料収集の場面について音声記録があるわけではない。それは記述の仕方に影響があると考えられるが、本論文の目的に照らして、その影響は小さいと判断した。

### 2 資料収集の場所は、主に語り手の自宅を主とした。

話し手だけしかその場にいないこともあれば、家族が同席して、一緒に話を聞いたり、

あるいは話に加わってもらったりした場合もある。ときには、実際に仕事をしながら話してもらった。小山市の塚原アイさんには、真綿から糸を紡ぐ作業をしながら話をしてもらった。また、南魚沼市の青木春枝さん、山崎紀代さんの場合は、青木さんの作業場で二人の芋績みの作業を見せてもらいながら話を聞いた。2人が話すのを聞き取るので、ノートを見開きに使って、右と左に青木さんの話と山崎さんの話を振り分けてメモをとった。

調査のための訪問では、語りを引き出すために、最初の説明と質問はおおむね次のような手順で行った。

- 1 来訪の主旨、つまり研究の主旨を簡単に話す。

「この手仕事をしている人が、どんな風にして生活してきたのかということをお勉強しています。それを論文にしたいので教えてください」という主旨のことを話すことが通常である。

- 2 差し支えなければ生年月日を教えてくださいと頼む。
- 3 生まれた場所を聞く。
- 4 この仕事を始めたきっかけを尋ねる。

その後は、話してくれる内容で不明なことを聞くことなど、できるだけ話しやすい状況を作ることを心がけた。

語る人を選択した方法はさまざまである。基本的には、筆者の居住する地域のように産業に従事している人がわかっている場合は、電話などで直接お願いした。また、居住地以外の調査地のように、具体的にわからない場合は、産業組合に連絡して話してくれそうな人を紹介してもらった。また、話をしてくれた人をお願いして、同様の話をしてくれそうな人を紹介してもらったこともある。

聞き取りの回数もさまざまである。居住地の話し手の場合などは、長期間にわたり、数回話を聞くことができた。居住地以外の場合は、概ね1回の聞き取りしかできないことが

多い。南魚沼市の中島清志さんのように3回伺えたこともある。

以上のように、資料収集については特に工夫をした点はない。筆者が通常行っている聞き取り調査の方法を踏襲し、本論文の生活史のための資料収集方法としたのである。

次に示すのは、本論文での生活史の記述の仕方である。一般的な生活史の仕方ではなく、前項まで述べてきたことに基づいた本論文での仕方である。

#### 1 記録の整理

- (1) 上記の資料収集の方法により、記されたノートをもとに、話者の語りを箇条書きに整理する。
- (2) 話者の語りをそのまま書き取ったものがあれば、「 」で整理する。
- (3) 専門用語や地名などは事典、地図などで確認する。
- (4) 可能ならばこの段階で話者に提示し、誤りなどを訂正してもらう。

#### 2 再構成

- (1) 箇条書きで整理した語りを、時系列に配列する。

#### 3 編集

- (1) 再構成した語りを、読みやすい文体にして記述する。
- (2) 話者の語りをそのまま書き取った部分を用いる場合は、「 」で括って示す。

#### 4 注釈作業

- (1) この部分は、編集の一部であるとも考えられる。
- (2) 語り手の語ったことばを字義的に補ったり、難読語や地名には読みを付けたりする。この補充は（ ）内に入れることが多い。
- (3) 専門用語の解説をしたりする。短いものは本文の中で記述することが多いが、長文になるものは文末註にする。
- (4) 社会事象や歴史的事項との関連などを補完、解説したりする。文脈的に語り手の語ったものと区別がつくように配慮する。

5 話者による内容の確認

- (1) できあがった生活史は、語り手に提示して内容を確認してもらう。
- (2) 語り手を再訪して直接依頼するほか、郵便で送り訂正したものを返送してもらうなどの方法で行った。

6 校正

- (1) 話者の目を通したもので訂正する。
- (2) 再度全文を読み直して、誤りやわかりにくいところがないかを確認する。

以上が本論文の記述の仕方である。

第9項 補足

本項では、「生活史の方法」のまとめとして、本論文での生活史に関わる補足事項を記す。

生活史について、この節では、「語られた事実」、「歴史的現実」、「個人史的現実」など、抽象的なことばで表現されるものとして論じてきた。それは一般化、客観化し、学問の対象として議論されるものであることが前提となる議論である。しかし本論文の生活史は、手仕事を生業としてきた方々の、具体的な生きてきた軌跡の一部である。だから一つ一つの生活史は、それぞれに貴重な話であって、他のものには置き換えることができないものであり、その人固有のものであると考える。そこに意味があると考えるのが、本論文の生活史の基本的な考え方である。

そのような極めて当たり前の人々の生活にこそ、地域に生きる人々の真実があり、その積み重ねが地域に生きる人々の実際の姿となると考えるのである。したがって、本論文の方法論である「生活誌」の中心は「生活史」にあるといえる。

しかし近年、個人情報保護ということ、たとえ学術的な研究といえども個人が特定できるような記述をすることが難しくなっている。本論文のように、フィールドワークを

基本に据えて、さまざまな人から話を聞くという手法を用いている場合には、この個人情報  
の保護問題は避けてとおることのできない問題になってきた。

桜井厚は、次のように記している。

調査倫理委員会の設置や倫理規定の制定は、これまでややもすると調査対象者の人権  
に無頓着におこなわれてきた社会調査や安易に調査を実践してきた調査者に警鐘を  
鳴らすものであることはまちがいない。それになによりもライフストーリーを語って  
くれる語り手自身が、単なる調査の客体や情報の容器ではなく、敬意をはらい気をか  
けるべき存在であることが認められてきた証ではある。

ところが、こうした調査倫理が制度化されていく過程で、質的調査、とりわけ人々  
の具体的な経験を聞くライフストーリー調査は、その方法の固有性によっていくつか  
の難題に直面する。ここでは、さしあたり次の二点を指摘しておくことにしよう。ひ  
とつは、倫理検討委員会や被調査者にあらかじめ呈示する調査計画の内容では、量的  
調査ならインタビューをはじめる前に仮説や質問内容とその調査過程のほぼ全容を  
明らかにすることができる。ところが現在のライフストーリー調査においては、イン  
タビューの質問内容も不定形で、インタビューの相互作用を通じて質問／応答がなさ  
れ、その繰り返しをとおして次第に調査テーマがはっきりと像をむすんでくることは  
すでに述べた。こうした帰納的推論の方法が基本となっているため、調査を始める前  
に量的調査ほどにはあらかじめ調査計画の全容をあきらかにできないという限界が  
あるのだ。

次に語り手の自発性、主体性に関わる「同意書」による契約の問題である。調査者  
は語り手の自発性を尊重することが重要で、質的調査では、彼／彼女らが望むなら回  
答は秘密に、語り手の名前は匿名にしておくのは、当然の配慮である。ところがそこ  
へ同意書が差し込まれ、矢継ぎ早の説明のあとで署名をもとめられたら語り手はどう  
思うだろうか。まず、あまり契約慣習のない日本では、語り手は大いにとまどうにち



がない。高齢者なら文字に書かれた契約形式に抵抗感をもつ人もいるだろう。インタビューは、特殊な様式とはいえ日常会話の一形態であり、一種の社会関係である。そこに法的な拘束が絡んだ同意書が提示されれば、語り手は困惑し、インタビューの場が形式的でオフィシャルな場に変貌してしまうかもしれない。これについては私は書類ではなく口頭で説明し、語り手の反応も合わせて録音させてもらうことで、後のトランスクリプトで、そのやりとりが事後的に明記される方法を便宜的にとっている。もちろん、説明の途中で、録音そのものを拒否されれば、そのまま記録メディアは消去されることになる。

また、秘密や匿名を約束し、かつのちに公表にあたっては修正も可能であることを約束しながら、同意書を取りかわすのは、はたして彼／彼女らの自発性を尊重していることになるのだろうかという疑問もわく。医療現場でのインフォームド・コンセントは医者／専門家と患者／素人という非対称性を前提に患者の権利擁護を目指したものであるが、インタビューの場ではむしろ逆に非対称性そのものが強調されることになって、語り手をライフヒストリーの構築に参加するいきいきとしたパートナーとしてではなく、硬直した関係の受け身の患者と同じ立場においてしまう可能性はないのだろうか（桜井，2005b: 23-25）。

長々とした引用であるが、そもそも生活史という個人の生活を研究対象にするということとは、人間を記号化し、数量化する研究方法ではあきらかにできない面を探究しようとするのだと考える。したがって、何よりも調査は、人と人との関係として始めなければならないのではないかと考える。そういう意味で桜井がここで指摘していることは重要であるし、「同意書」のことについては、調査者一人一人がそれぞれの現場できちんと向かい合うべきものであると考える。なによりも、私たちの調査は人と人との関係の上に成り立っていることに真摯に向かい合うことがもとめられていると考える。

つぎに、匿名性あるいは仮名の問題である。近年、いわゆる「有名人」ではない人に開

わることは、匿名もしくは仮名で記述され、場合によっては地名までも「A」、「B」などの記号で記されることが少なくない。実際に、そうする必然性がどれほどあるのかわからないものまで、とりあえず仮名や記号の地区名が使われるようになった。安易にとりあえずそうすることが「個人を尊重する」ということであると考えられているのだろうか。また、差別の問題を回避するということなのだろうか。

匿名や仮名の使用については、筆者は基本的に桜井の考えに同意する。桜井の述べていることは、「調査者は語り手の自発性を尊重することが重要で、質的調査では、彼／彼女らが望むなら回答は秘密に、語り手の名前は匿名にしておくのは、当然の配慮である」という考えである。「匿名」が前提ではなく、「彼／彼女らが望むなら」ということが前提なのである。先に、語られたことは、「具体的な生きてきた軌跡の一部である。だから一つ一つの生活史は、それぞれに貴重な話であって、他のものには置き換えることができないものであり、その人固有のものである」との考えを表明した。一人の人間の生は、きちんと実名で表現されるのがよいと考える。実名で記すことが難しく、匿名でしか記せない場合であっても、そうできない重さに向かい合うことを基本として、はじめて「生」の本質的な問題を理解できるのではないかと考える。

以上のことを補足として、この節のまとめとする

<sup>39</sup> この論文は、本論文の事例研究の1つである結城紬を取り扱ったもので、本論文の事例研究では、先行研究の1つとして参照しているものである。

<sup>40</sup> 佐藤はこの論考の註の部分で、「それ以外にもうひとつライフヒストリーの〈史〉という論点も、たいへん重要である。すなわち歴史＝物語という用語を選んでいる可能性を、本当はライフイベント（事件・できごと）やライフサイクル（周期）ライフコース（道程）ライフチャンス（機会）あるいはライフスタイル（様式）といった概念が有する戦略と比較しつつ論じてゆかなければならないだろう。しかしここでは枚数も制限されていることもあって、あえて複雑・微妙な議論に深入りすることを避けた。個人・生活・口述の三つの枠で必要なかぎりにおいてふれてゆくにとどめたい」と述べている（佐藤、1995: 40）。

<sup>41</sup> 要約した佐藤の説明は次の部分である。

第一に、口述の現在性である。対象者の語りは、現在というコンテクストにおいてまとめられた生活の物語である。それは現在によって組織された過去であり、過ぎ去ったままの時間において表象されたものとは異なる。あくまで記憶に基づいて再生された物語で、話された時点としての現在が刻印されている。その点では研究者が描き出す〈史〉＝歴史的記述にもまた、意識的・無意識的に現在が刻印されているのと同じで、口述の生活史は等

身大の現代史である。

もちろん、過去の時点そのものの復元と検証には、のちにのべるように日記や手紙など書かれた記録の証言力とのつきあわせを必要とする。しかしながらそのことはいまでもなく、口述によって得られた事実が「客観的でない」こともあるという言い方とは、別物である。日記や手紙に記されているのも、その意味では主観によって組織された情報で「客観的でない」。ただ日付だけは、たとえば消印などの制度において、一定の社会的な信頼度において投函の時間を証言しうるだろう。同様に、口述の内容に関して、当時の新聞や公式記録など、他の形態における資料が裏付けたり、反証したりすることはありうる。しかしその程度の資料形式や証言力の差異を示すのに、「客観的」の用語は大げさで大雑把すぎる（佐藤，1995：24-25）。

第二に、口述の主体性である。そこには何らかの内的な自発性がある。表象とそのコンテクストの構造化とが、語る身体としての個人の場から主体的におこなわれているということに、ライフヒストリーの戦略性がある。もちろん主体性の意味を自覚的とだけ受け取るのは早とちりである。無意識に属する言いまじりがいいにしてなお、すでに述べたような意味において、主体の意味づけを浮かびあがらせるだけの質をになうからである。

これまでの議論の傾向を見た場合、質問紙の型にはまった、あるいはアトランダムな質問に答えるだけの「主体性」との差異を付け加えて置くべきかもしれない。無邪気に標準化された質問項目が、口述が組み立てていたコンテクストを細片に砕いてしまう危険性が問題化されているからである。しかしながらこの批判は、そのまま自由なヒアリングの正統性を保証するものではないことも忘れてはならないだろう。すなわち自由なインタビューが、標準化された質問様式に比べて、つねに主体性を抑圧し解体してしまう作からまぬがれているとはいえないからである。そこで自由とは可能性の確保であり、結果の保証ではない（佐藤，1995：25）。

現場性の第一の含意は、いうまでもなく調査という実践のプロセスそのものが遂行される場所の意味で、ライフヒストリーがとりわけ強調したのは、そこにおける相互作用の存在である。

口述もまた相互作用である。すなわち話すことを、聞いている相手がいればこそ、そこで話される。語り手の表現能力ばかりでなく、聞く調査者の存在形態も、相互作用の実質を規定し、現場のありようを形づくる。社会調査論の諸書が「ラポール」として論じてきたことも、ここにかかわる。心地よき信頼に受容されて被調査者がまっすぐに話すという口述の理想的概念だけでなく、たとえば使命感に燃えた激しい折伏、あるいは内面に作用する巧妙な権力に促された告白、また調査者の警察的取り調べのあらわな権力に強いられて苦痛とともに口にするという場合までふくめて、そこは相互作用の現場である（佐藤，1995：26）。

<sup>42</sup> 岸は、桜井は「事実とは言えない」という立場であると説明しているが、桜井が直接的にそう言っているわけではないと補足している。そこからもわかるように、岸はここでは、「事実」ということばを定義せず、あえて「事実」と「物語」に二分して説明している。後述するように、桜井が「虚偽」あるいはまったくの「虚構」であるといっていないことは明らかである。むしろ「桜井は物語であるとしている」という方が正確であった。

<sup>43</sup> 「奥のオバアサン」とは、中野の著作『口述の生活史』の語り手である。その「逸話」とは、桜井が引用している部分で示せば、「「巳の年よ。そこの窓へな。手を出しとれエ。」こう言うん。そして、なア。「固いもんが来たら、シャット（掌を）握れエよ。」と、こう言うん。私アほかのものが（こんなことを私に）話したら、絶対に、ほんまにアしません。誰でも（こんな話を）ほんまにせんと思うけどなア。自分が（本当に十円札を）にぎったんやけんア。ほんまに、「こんな有難エこたアねエ」と思うてなア（中野編著，1977：31）」である。「亀太さん」は『離島トカラに生きた男』の語り手である。「幻覚幻聴についての語り」は桜井は引用として示していない。

## まとめ

本章では、本論文の方法論を示した。

先に述べたように、本論文で採用している方法論は、基本的に過去においてさまざまな研究分野で用いられている方法論の組み合わせである。この章では、それらの方法論をめぐる議論の概要を追いながら限界を明らかにしたうえで、本論文の方法論としての可能性を追求した。とりわけ、宮本常一が『民俗学の旅』で述べた「生活をつぶさに見る」、「技術をきめ細かく構造的に捉える」ということを具体化することを志向するために、英語では“ethnography”とよばれる「民俗誌」や「民族誌」について検討した上で、本論文の事例研究である“ethnography”の部分を「生活誌」と規定した。そして、その特徴となる「技術の記述方法」と「生活史（ライフヒストリー）の記述方法」について詳述した。

本章で確立した方法論に従い、本論の生活誌は記述される。さらに、繰り返しかえし述べることであるが、それらの生活誌群を含む本論文全体が、1つの生活誌として読まれることを希望する。

## 第3章 補論

### はじめに

この章は、本論文で分析や考察にあたって使用する概念の一部を説明する補論である。特にこの章を特に設けた理由は、生業活動の環境適応形態を考察する際に、これから説明する概念が有効となるが、それらは現在の生業活動を分析される際にはあまり用いられることが多くなく、それほど一般的ではないと考えるためである。そこで、本論文の序論の最後に、それらの概念を説明する章を設け、現在の生業活動を分析する際の有効性を説明しておきたいと考えたのである。

本章ではまず、生業活動をシステムとして生態系の一部と見なす構造的視点から、生業活動を現場作業・肉体労働とその管理・運営（プログラミング）から構成された一つの活動システムであるとする考えを説明する。この考えは、先に述べたように渡辺仁の考えに基づくものである。

渡辺は、このように把握することによって、狩猟採取社会から農耕社会への社会構造変化を、狩猟の主な担い手である男性が農耕に従事するという、活動システムの構造的変化で説明した。本章第1節では、その考えの詳細を説明するとともに、本論文で生業構造を検討する際の分析概念としての可能性を検討する。

次に、本章の第2節を「先適応性と受容性」とし、生態学での概念と渡辺仁の論考での使用例を中心に説明する。「先(前)適応性 preadaptability」及び「受容性 receptivity」については、本論文の「はじめに」でも概略は説明しておいたが、もともとは生態学の概念であり、本論文のような人文社会科学の論文においては使用されることが多くはない。したがって、丁寧に説明しておくことが今後の論の展開上において有効であると考えられる。

以上が、序論の最終章としてのこの章の概要である。

## 第1節 生業活動の構造的視点

## 第1項 『縄文式階層化社会』における活動システムの考え方

渡辺は、『縄文式階層化社会』で、生業活動をシステムとして生態系の一部と見なす構造的視点から、生業を現場労働・肉体労働の部分と、管理・運営の部分とに分け、その担い手の変化、つまり活動システムの変化で狩猟採集社会から農耕社会への移り変わりを説明した。

安斉正人が、『縄文式階層化社会』の新装版に付けた「新装版の刊行に寄せて」によると、この著作は、渡辺の古希を記念して出される論文集に収められるはずのものであったが、分量が多いため、ほかの既発表の2つの論文と合わせて1冊の本として出版されたものであるという。この著書に示された活動システムの考え方を説明するには、この著書の内容を説明する必要がある。以下に要約の形で示す。

この渡辺の著書は、縄文土器のなかで群を抜く精巧さ優美さをもつ土器の存在を問題にし、それが生まれた背景として、永年にわたって培われた工芸的伝統と、それを評価する価値体系、それを必要とする社会体制の存在が前提となること、そしてそれは定住的階層狩猟社会の産物であって、地域社会の上層に属する非常勤専門家によって作られ、同じく上層に属する政治的指導者達によって保有、管理された財宝であったということを推測する。そのような縄文社会の階層性を検討するため、北洋沿岸の階層化狩猟採集社会を分析して、その基本構造を明らかにし、それにもとづき階層化狩猟採集社会のモデルを設定する。そのモデルから、縄文社会の構造、特にその階層性と土器の社会構造を検証することが目的である（渡辺，2000：11-15）。

この著書の中で、活動システムを現場労働・肉体労働の部分と、管理・運営の部分とに分け、その構造変化と社会構造の変化を関連づけて説明しているのは、付論として付けられた「付論1 農耕化過程に関する土俗考古学的進化モデル」においてである。この論考は、昭和61（1986）年の第40回日本人類学会民族学会連合大会において発表され、翌年の『古代文化』第40巻5号に掲載されたものである（渡辺，2000：222）。



この論考では、女性を農耕の創始者とみなす「女性農耕」という民族学の説、あるいは考古学の見解に対して、民族誌データをよく見ると女性が担っているのは、農耕のシステム全体からみて、主として現場作業ないし肉体労働の耕作作業部分であり、管理や運営までをしているわけではなかったと批判的な見方をしている。そして、農耕を生業の一部として扱う場合は、現場作業、肉体労働と、その管理運営から構成された一つの活動システムとして扱う必要があるとして、管理や運営の中核をなす各種農事作業の開始のタイミング、各種農事活動の順序の調整や確保などの農事カレンダーの適正な管理と運営を担う人が必要であることを指摘している。また、その農事カレンダーは現場作業をはじめとする技術的行事と儀礼的行事から構成されるが、その管理や運営には、それに関する知識が必要であり、その知識は狩猟採集の管理や運営の仕方に共通するものであるという。狩猟採集社会において管理や運営を担っていたものは長老や退役狩猟者である。そのことから、狩猟採集社会に農耕が持ち込まれてきたとき、男性（長老や退役狩猟者）が農耕の管理や運営をして女性が農事の現場作業をするという形で取り入れられたと渡辺は考える。それがいわゆる女性耕作であり、その生業体制は、すでに存在して機能していた生業体制、つまり男性の長老や退役狩猟者が管理や運営をするという体制の流れをくむものということができると渡辺は考える（渡辺，2000：194-200）。

もう一つ、狩猟採集社会から一気に男性耕作形の農耕社会へ変化している場合もあるのではないかと渡辺は考える。北米インディアンでは、東部には女性農耕、南部には男性農耕がみられる。これは女性農耕から男性農耕へという変化の段階をあらわすのではなくて、狩猟の社会的圧力などの地域の社会状況をあらわすのではないかと推測している。同様のことが過去においても考えられるというのである（渡辺，2000：208）。

渡辺は、さらに詳細に狩猟採集社会から農耕社会への移行について考察している。そして、Jacob と Stern の論文<sup>44</sup>に記されている、農耕経済の分類に注目する。それは、無文字民族の農耕経済を余剰生産力の大小によって大別したものである。内容は、分配が平等主義的で、富の個人差が目立たず、交易物資量も小さい単純農耕経済（単純型）と、分配

が不平等で、身分・階層等による富の差が著しく、交易物資量も大きい進歩的農耕経済（進歩形）にわける。前者の代表は北米北東部及び南西部インディアンであり、後者はアフリカとユーラシアの多くの原住民にみられるというものである。それに分業形式を合わせて分類すると、単純型には女性耕作型（北米北東部インディアン）と男性耕作型（北米南西部インディアン）の双方が含まれる。進歩型には、男性耕作型（アフリカ、Yoruba 族など）しかないことがわかる（渡辺，2000：216-217）。

そのことに、狩猟採集から女性耕作型を経て男性耕作型に移行する場合と、一気に男性耕作型に移行する場合を組み合わせると、4通りの組み合わせが生まれる。I-A型は女性耕作型から男性耕作単純型を経て男性耕作進歩型になるというものである。I-B型は女性耕作型から男性耕作進歩型に移行するものである。IIの型は狩猟採集から一気に男性耕作型に移行するものである。II-A型は男性耕作単純型を経て男性耕作進歩型に移行するものである。II-B型は一気に男性耕作進歩型に移行するものである。このうちII-B型はあまりにもギャップが大きいため、実際には起こりえなかったと渡辺は考える（渡辺，2000：217-218）。

日本の縄文から弥生への農耕プロセスが初めに女性耕作段階を経過したらしく、縄文晩期の稲作社会がそれにあたる。それから先の考古学的に生活様式が根底から違っている弥生の農耕はI-A型かI-B型かということが問題になる。考古学的には弥生中期に畿内では水田が拡大し、北九州では甕棺墓地が拡大していることから人口の増加が推定される。さらに、非実用品の銅器類が普及し、農機具の鉄器化が開始されたことがわかっている。以上のことから、弥生中期以降の社会は進歩型農耕段階に相当すると推定され、弥生前期がその前段階の男性耕作型に相当すると渡辺は推測する（渡辺，2000：219）。

これらのことを踏まえ、渡辺は日本の農耕化は縄文時代末から古墳時代にかけてI-A型の過程を経て段階的に起こったものと推定する。そして、この論考を次のように締めくくっている。



この変化が急激にみえるのは各段階の期間が比較的短かったことによる。革命とは変化の段差が大きく飛躍的な場合に当たるが、日本の場合は漸移的な各段階を踏まえながら足早に発展段階を頂上まで駆けあがったことになる。この急速な発展は次の2大特別な条件なしには起こりえなかったであろう—(1) 大陸文明からの高度文物の逐次的且つ連続的な供給と流入、(2) 受入側の日本社会の農耕文化に対する先適応性 preadaptability 乃至受容性 repeativity (渡辺, 1966: 81-82; Watanabe, 1986: 251)。就中この先適応性の中核ともいうべきものが、安定的な縄文文化で培われた退役狩猟者を中心とする強固な長老政治の伝統であって、この流れをくむ各地の首長とその一族が、農耕システムのソフトウェアと交易の実権を握り、日本における農耕化と農耕社会の発展に主導的役割を演じたものとみられる (渡辺, 2000: 219)。

以上のことから、渡辺は、狩猟採集社会において、狩猟の「現場労働を担うものと管理や運営をおこなうものが分化しているという構造」が、農耕の初期において、「現場労働を担うものと管理や運営をおこなうものが分化しているという構造」として、狩猟採集から女性耕作型を経て男性耕作型に移行する受容性を持つということである。それが文化の変移に大きく関わっているというのが渡辺の論の特色である。

本論文では、社会の変化と生業活動の変容を考察することとなる。そのときにこの考え方がどのように有効性を持つのかを次項で考察する。

#### 第2項 活動システムの把握

社会文化的な環境変容に対応して生業活動も変容する。しかし、それは外見的な変化なのか、構造的な変化なのかということはわかりにくい。外見的には大きな変化であっても、生業構造としては変化していない場合も少なくない。

たとえば、昭和30年代から、東北地方で盛んに行われてきた出稼ぎという冬季農閑期の

生業要素で考えてみよう。本論文で取り上げる山形県西置賜郡白鷹町のような積雪地域では、冬期間は農耕が不可能である。したがって、その間は春からの農耕準備にあてられるとともに、農間の稼ぎとしてさまざまな生業要素が行われてきた。本論文で取り上げる紬織物や紙漉き、箒作りはその一つである。白鷹町の紬織の場合、その担い手は女性であった。したがって、男性が出稼ぎにゆくことはそれに何も影響を与えなかった。

しかし、冬期間の農間稼ぎの担い手が男性であったり、積雪がなく、二毛作が可能で冬期間の農耕が可能である地域であったりすれば、男性が冬期間だけに限って出稼ぎをすることは、生業の構造を変化することなく、受容することはできないこととなる。

冬期間に限った男性の出稼ぎを現象的にとらえることだけでは、その本質を把握できない。構造的な把握が必要となってくる。

さらに、明治維新以降の地租改正についても、生業構造そのものに影響を与えている場合と、それほど影響を受けなかった場合があるだろう。先に示したように、田口洋美はその修士論文で、新潟県岩船郡朝日村三面の場合を詳述した。三面の人たちは、地租改正によって、それまで年貢として物納していた「税金」を、所有する耕地に応じた「地租」として金納するという変化を蒙る。そのために、より確実な、しかも安定した現金収入を得る必要性に迫られた。しかし、本論文で対象の一つとしている、白鷹町の農民は、藩政時代から半石半永という税制より、近世から現金収入の必要性を持っていた。そのために地租改正によって金納のみになった時、ある程度の現金収入の手段をすでに持っていた。生業構造を大きく変更することなく、地租改正に適応できたと推測される。

このような個別的な、そして複雑な社会文化的な環境変容と生業活動の変容の関係性を、生業活動を構造的視点からみることによって可能になると考える。それは、現代のように生業活動が複雑に分業化されている場合においても、その全体を現場労働・肉体労働の部分と、管理・運営の部分とに分け、単純化して把握することを可能にする。

その際に、考慮することは、生業を現場労働・肉体労働の部分と、管理・運営の部分とに分けたときに、どのような変化をみて行くのかということである。

第1は、渡辺が提示しているようにそれぞれの担い手の変化である。生業の現場労働・肉体労働の部分（渡辺はこれを「ハードウェア」ともいっている）の担い手、管理・運営の部分（渡辺はこれを「ソフトウェア」ともいっている）の担い手の変化は、直接的な生業構造の変化としてみやすいものである。

第2は、特に管理・運営の部分に顕著に表れることであるが、管理・運営の中身の変化である。たとえば、先に田口が述べていたことでは、「換金資源としての山菜の採取」である。たとえばゼンマイは、大正2（1913）年に商人が三面に入ることにより、それまでの自家用食品としての採取から、一戸平均で当時の地方公務員の年収の二分の一にあたる収入をもたらす換金資源採取に目的を変える。これは、管理・運営部門の生産、あるいは採取目的の変更と把握できる出来事である。

以上のことから、本論文では上記の2つの変化を考慮して、現場労働・肉体労働の部分と、管理・運営の部分とに分けて分析する。そのことにより、生業活動が社会文化的環境変動から受けた影響と、それに対する適応活動を明示することが可能になると考える。

---

<sup>44</sup>引用文献リストによると、Jacob, A. and Stern, B. J 1995 General Anthropology 5th printing, Barnes & Noble, New York である。

## 第2節 先適応性と受容性

### 第1項 生物学的な意味

この項では、分析概念の1つである「先（前）適応性 preadaptability」及び「受容性 receptivity」のうち、主に「先（前）適応性 preadaptability」ということばについて生物学系の学問領域で用いられかたを説明する。

このことばは、先に示したように、「前適応 preadaptation」ということばから派生したもので「前適応 preadaptation」とは、「ある生物の現在ではさほど重要ではない形質が、何らかの原因で環境が変わった場合に適応的な価値を発揮すると考えられる現象(沼田編, 1974: 225)」であると説明されている。これはさまざまに例示され、たとえば「喉頭そもそも食物が気道に入り込まないようにするための仕分け弁のようなものとして進化したが、その後発声をするにも流用されたものである。また、鳥の羽毛は飛翔のために進化したのではなく、保温のために進化したものがのちに飛翔に流用されたものである。これらの事象を、「喉頭は発声への前適応として、羽毛は飛翔への前適応として、それぞれ進化した」という言い方をする(岡ノ谷, 2010: 1)」などと説明されている。

このような概念が生まれてきたことについて、スティーヴン・ジェイ・グールドは、淡水産のイシガイ科の二枚貝ランプシリシス (*Lampsilis*) の数種にみられる疑似魚を例にとつて説明している(グールド, 1984: 148-155)。

この疑似魚は卵をもった雌の膨らんだ育児嚢(いくじのう)が身体になっており、それを外套膜(がいとうまく)がとりまき、その端は尾のようにになっている。その尾を含む外套膜全体が揺れ動いて、魚のように見えるというものである。これは、この種の貝の幼生が魚のエラにとりついて発育することと関係している。大半のイシガイ科の場合は、幼生は2つの鈎状の突起をもっていて、母貝から放出された幼生は、水底に沈み、そこを通りかかった魚のエラに鈎を引っかけてとりつく。しかし、ランプシリシスの幼生はこの鈎をもっていない。そこで、疑似魚を餌と勘違いして魚が近寄ってくると、母貝は幼生を放出し、魚が幼生を飲み込みしやすくしている。

このようなランプシリスの疑似魚はどうやって進化したのかということの説明が問題である。育児嚢と外套膜は疑似魚のトリックを成功させるためにどのように協力したのか。それは、自然淘汰によって、少なくとも初期の段階では魚にちっとも似ていなかったのが、中間型を経て徐々に形成されてきたという説明より、あらかじめ運命として方向づけられていたという方が直観的に受け入れられる。

これを説明するために現代の進化学者たちが生み出したのが「前適応」という概念である。ランプシリスの親戚であるリグミア・ナスタ (*Ligumia nasuta*) という貝は、外套膜の突出部をもっていないが、代わりにリボン状の膜をもっていて、それをひらひらさせる。そうするのは、育児嚢の中にいる幼生に酸素を送り込んだり、放出された幼生を水中に浮かばせたりするためであると考えられている。これを先のランプシリスの疑似魚と合わせて考えると、「育児嚢に酸素を送ったり、幼生を水中に浮かばせたりするための仕組みが、疑似魚として働く」、つまり「構造はそのまま機能が変化する」という「前適応」の原理で疑似魚への進化が説明できるというのである。

グールドの「構造はそのまま機能が変化する」という説明は、前適応の説明としては、比較的簡潔でわかりやすい。次項ではその人間の活動への応用例を説明する。

#### 第2項 人間の活動への応用

生物の進化の説明として生まれた「前適応」という概念が、形態的な進化過程を説明するのに便利であるということは、前項で説明できた。それが、人間の活動面へも応用が可能であるということを、2つの論文を参照して示す。

最初に、野生オランウータンのロコモーション（運動様式）から、ヒトの祖先が樹上生活をしていたときに獲得した、直立二足歩行の前適応を考察した久世濃子の「オランウータンの樹上生活とロコモーション」（久世，2014）を検討する。

久世は、主として東南アジアのボルネオ島でオランウータンの観察調査をおこない、その

ロコモーションを分類した。それは、腕渡り（ブラキエーション）、ツリーウェイという体幹を直立させた状態で、両手足で垂直な支持体を掴んで移動する方法、垂直木登り（垂直昇降）、四足歩行、Sway（木揺すり）という低木に体重をかけて、移動したい方向に木全体をしならせて移動する方法、に分類した。その比率は次のようになる。この中で、直立二足歩行の前適応として注目されている（あるいはされていた）ものは、ブラキエーションと垂直昇降である。

ツリーウェイ	59%
垂直昇降	22%
ブラキエーション	6%
四足歩行	9%
Sway	3%
その他	1%

ゴリラやチンパンジーの場合は、三、四足歩行が90%を占め、その他のロコモーションは数パーセントしかないという（久世, 2014: 189）。

久世は、この論考の最後に、Thorpe らが「直立二足歩行の起源は樹上である」という仮説を2007年に発表したことを述べている。それは、オランウータンが太さ4センチメートル未満のたわみやすい枝を移動する場合には、二足歩行の頻度が22%となって、四足歩行の16%を上回り、こうした二足歩行の際、90%が足を伸ばした直立歩行で、75%が腕でバランスをとっていたことから生まれた仮説であると説明している（久世, 2014: 190）。

このように、久世の場合は、手足体幹を使って樹上を移動する機能のあるものが、直立二足歩行で地上を移動する機能の「前適応」になっているという考えである。これも、グールドの前適応の原理にあてはめることが可能である。

次に示すのは、岡ノ谷一夫の人間の言語の起源に関する「言語起源の生物学的シナリオ」（岡ノ谷, 2010）である。これは、言語の下位機能である「発声可塑性」、「音列分節化」、「状況分節化」を「前適応」として、言語が始まる過程を説明する。そのシナリオは、次

のようである。

発声可塑性とは、発生信号を意図的に変調できる能力のことで、この機能が感覚運動饗応の能力と相まって、発声の学習を可能にし、文化的な伝達が可能な音の組み合わせが成立したと考えられる。音列分節化とは、発生信号の流れを切り分け、また、細かな発声要素を組み合わせる能力のことで、この機能が音素から単語、単語から文章の階層的な構造を可能にしていると考えられる。状況分節化とは、自らがおかれた状況をそれまでに経験したいくつかの要素的状況の組み合わせとして認知できる能力のことであり、意味の細分化を可能にした機能である。

発声学習が可能になることで、歌の文化的継承が起こり、さまざまな歌がさまざまな状況でうたわれるうち、音列と状況が交互に分節化されるようになった。すると、音列の一部が特定の意味を担うようになり、その慣習が集団で共有され、さらにその配列様式が集団で共有されるようになり、言語を構成する文法と意味の原初的な形態が同時に創発した。これが言語の始まりであり、これ以降、文化的な過程を経て言語はより精緻化していくこととなった（岡ノ谷，2010：1-2）。

本項の目的は、このシナリオの妥当性を論ずることではなく、岡ノ谷のいう言語の下位機能が言語の「前適応」であることをどのように説明しているかをみることである。そのためには、グルードの整理した「構造はそのまま機能が変化する」という原理を確認できればいい。したがって、それぞれが言語とは異なる機能であることが説明できればよいこととなる。

岡ノ谷は、発声可塑性については、人間や鳥、鯨たちの大脳皮質運動野と延髄呼吸発声中枢を直接つなぐ伝導路に注目する。あらゆる動物が胚発生の過程では、大脳皮質と延髄は密接な関係を持っているが、そのうちの多くは生まれるまでに刈り込まれるが、先にあげた動物では刈り込みがおこなわれず、さらに発声伝導路が強化される。鯨類や鳥類の場



合は水中や空中での呼吸を迅速に精緻に制御するため、この伝導路が強化されていったと考えられるが、人間の場合には適用できないと説明する（岡ノ谷，2010：1-2）。

音列分節化については、歌（鳴き声）の階層構造があり、いくつかの音素間の遷移規則が歌文法という有限状態文法を持つ、つまり音列分節化能力を持っているジュウシマツの実験結果から、歌列の分節化には前頭前野と大脳基底部の相互ループ構造が必要であることを確認した。それを踏まえ、人工的に作った統計的分節可能な音列を人に聞かせる実験をおこなった。結果的にはジュウシマツと同様に、前頭前野と大脳基底部の相互ループ構造が分節化に働いていることがわかった（岡ノ谷，2010：1-2）。

状況分節化については、脳内の海馬が関係していると仮定しているが、このことは、この段階では仮定である（岡ノ谷，2010：4-5）。このように、岡ノ谷の論考では、少なくとも、呼吸を迅速に精緻に制御する機能を持つ構造と、歌（鳴き声）の階層構造と音素グループを分節化する機能の構造が言語の起源に関わっている「前適応」として説明されている。

しかし、岡ノ谷の場合は、久世の場合のように、直接的な観察のみでこの「前適応」を明示することができない。人の精神作用が関連してくる場合には、ある程度概念操作が必要となるのである。

以上のように、この「前適応」という概念は、ヒトの活動の進化についても説明することを可能とする概念であるといえよう。次項では、渡辺仁が、「前適応」の概念を文化に応用した論文での使用方法を説明する。

### 第3項 「縄文時代人の生態」から

渡辺仁が、「前適応」の概念を文化に応用したのは「縄文時代人の生態 住居の安定性とその生物学的民族誌的意義」がはじめてである。この論文は、昭和40（1965）年の第20回日本人類学会日本民族学会連合大会での発表をもとにしたものである。



渡辺は、この論文では「前適応（渡辺の用語法では「先適応性」である）」ということばは直接用いていない。「受容性」ということばが使われていて、その「受容性」を説明するのに「前適応」の概念が用いられているのである。

渡辺のこの論文は、住居の安定性から縄文時代人は nomadic（遊動民族）ではなく、定住的であったと結論づけている。そしてそのことが縄文民の農耕文化にたいする「受容性」に関係するのではないかと仮定している。このあたりをもう少し詳しくみると、渡辺は、縄文時代人の住居の安定性を次のようなことから立証している。

第一は、土器と住居の安定性の関係である。民族学的調査結果から、現在の採集民（漁獵採取民）では土器を作るのは住居が安定したグループだけであることがわかる。たとえば、Eskimo では、西アラスカ群（ベーリング海峡群）だけである。また、北米亜極地帯の採集民である Northern Athapaskan 全群のうちでは、ユーコン河下流の Ingalik だけである。彼らは季節的に住居を換えるが、それは恒久的固定的である。これらなどの例と縄文人の土器製作を考慮すると、縄文時代土器の質的量的発達には住居の安定性という要因なしにはありえない。もう一つ縄文土器の装飾的要素の発達は、芸術的活動を許容する時間と経済的余裕があったと考えられ、これも間接的に住居の安定性を示唆する。この余暇及び経済的余裕と住居の安定性はおそらく同一の生態的要因に依存し、現代の Indians、Gilyak、北海道 Ainu などの北方採集民が、鮭鱒類に食料を依存し、一年のある時期にこれを大量に捕獲貯蔵して翌年までの主要食糧にすること、そしてその量は次のシーズンまでの必要量をはるかに超えるのが普通である。漁場も毎年同じであるため、行動半径は小さくなる。同様のことが縄文時代人にもあったのではないかと推測するのである（渡辺、1966: 21-22）。

第二は石器、石造遺構と住居の安定性の関係である。道具のサイズと重量、構築物の規模も生態条件の制約を受ける。漂泊的採集民は道具を始終携帯するため、重量と大きさが制限され、道具類は比較的乏しい。一方、縄文人の石器は運搬手段やその製作時間からみて漂泊生活の条件に不適な例が多くある。また、石造遺構も大規模で、ストーンサークル

や敷石住居址など、大規模な石造構築物が残されている。これらは季節的にせよ少なくとも何年か繰り返す住居のための付帯設備を暗示するものであるとする（渡辺、1966：22-23）。

以下、渡辺は「墓地と住居の安定性」、「住居の構造と安定性」、について、その関係を考察している（渡辺、1966：23-27）。とりわけ「住居の構造と安定性」については、柱穴の大きさから構造の堅牢さ、また、柱穴の配列などから住居の拡張や建て直しをみていることは興味深いものである。

結論的に、渡辺は縄文人の住居は安定的であり、恒久的住居を営む点から漂泊的でなく定住的であるとする。これは社会生活の一側面をあらわすものとして意味があるだけでなく、現代の北方採集民の調査研究結果から類推される機能的な意義があるとする。

その意義とは、まず生物学的な意義として、住居の安定性はhome baseとして機能し、病者や病弱者の生存の可能性を拡大した。そのことは年齢別人口構成に影響を与えた。これがreproduction（再生産、生殖 筆者註）を通じて後の世代の遺伝因子構造については体質（形態的・生理的）に影響を及ぼす可能性がある。これは採集民にみる程度の集団で、かなり長年月多数世代にわたって働くときには無視できない影響があるとする（渡辺、1966：27-28）。

民族史的意義は、住居の安定性は社会の安定性をあらわし、それは文化の発達を可能にする基本的な条件であるというものである。縄文時代人は住居の安定性からみて、漂泊的採集民に不可能な文化的発展の可能性を当初から内蔵していたとみることができる。

また、住居の安定性は採集民から農耕民への転換に関して大きな意味をもつという。縄文人の文化は、定住的生活に順応した文化様式をとったと考えられる。それが、漂泊的採集民に比較して農耕文化を受容しやすい態勢、あるいは転化しやすい状態、つまり受容性を意味する。このことが文化の上部構造<sup>4 5</sup>、社会構造の基盤まで達する根本的変化である縄文文化から弥生文化への転換を考えるうえで重要な意義であるとする。

縄文文化の地方差、地域化の問題を考えると、縄文民には漂泊的採集民に可能な程度を

越えた地域的変異や局地的文化の可能性がある。また、日本民族文化（民間文化）の上部構造には依然として北方採集民的諸要素が残存しているように見える。それも含め、弥生文化への変化に際して縄文民の文化・社会はどこまで崩壊したか。弥生文化の形成がどの程度縄文文化を基盤としたか。土台となる縄文文化の農耕文化に関する受容性という見地から検討が必要であるとしている（渡辺，1966：29-30）。

この論文では、縄文民の住居の安定性からわかる定住生活（季節的定住を含む）という構造が、農耕文化に関する受容性を高めたということが述べられている。縄文時代の定住生活が「前適応（この論文では示されていないが、渡辺のことばでは「先適応性」である）」として働いていることを示している。

この、「先適応性」と「受容性」ということばが明確に用いられたのは、前節で概略を示した『縄文式階層化社会』であった。そこでは、「(農耕文化の) 受入側の日本社会の農耕文化に対する先適応性 preadaptability 乃至受容性 reaptivity (渡辺，1966：81-82；Watanabe, 1986：251)。就中この先適応性の中核ともいうべきものが、安定的な縄文文化で培われた退役狩猟者を中心とする強固な長老政治の伝統であって、この流れをくむ各地の首長とその一族が、農耕システムのソフトウェアと交易の実権を握り、日本における農耕化と農耕社会の発展に主導的役割を演じたものとみられる」と述べており、「先適応性」としては、「退役狩猟者を中心とする強固な長老政治の伝統」を挙げている（渡辺，2000：219）。

しかし、筆者が管見したかぎりでは、渡辺がその他の論考において「先適応性」を単独で説明概念として用いている例は発見することができない。「先適応性」とは、適応後の時点からふりかえって、高い受容性を示す別構造をさしているものであって、結果論である。むしろ、「先適応性」と「受容性」を対にし、「受容性」を重視して生業のあり方を考慮する方が有効と考える。

## 第4項 本論文における「先適応性」と「受容性」

ここまで、「前適応」あるいは「先適応性」をほぼ同じ概念として扱い、それと「受容性」をいくつかの観点で考察してきた。それをまとめると、まず生物学的には、ゲールドの説明が極めてわかりやすいものである。「育児嚢に酸素を送ったり、幼生を水中に浮かばせたりするための仕組みが、疑似魚として働く」、つまり「構造はそのままで機能が変化する」というのが「前適応」の説明であった。

ゲールドの「構造はそのままで機能が変化する」という説明ではかの論文を検討してみると、その人間の活動への応用例を説明する。久世の場合は、手足、体幹を使って樹上を移動する機能のあるものが、直立二足歩行で地上を移動する機能の「前適応」になっているという考えである。岡ノ谷の論考では、少なくとも、呼吸を迅速に精緻に制御する機能を持つ構造と、歌（鳴き声）の階層構造と音素グループを分節化する機能の構造が言語の起源に関わっている「前適応」として説明されている。これも、ゲールドの前適応の原理にあてはめることが可能である。以上のように、この「前適応」という概念は、ヒトの活動の進化についても説明することを可能とする概念であるといえる。

この概念を文化の受容に適用した渡辺仁の「縄文時代人の生態」では、縄文民の住居の安定性からわかる定住生活（季節的定住を含む）という構造が、農耕文化に関する受容性を高めたということが述べられている。縄文時代の定住生活が「前適応（この論文では示されていないが、渡辺のことばでは「先適応性」である）」として働いていることを示している。

また、『縄文式階層社会』では、狩猟採集社会において、狩猟の「現場労働を担うものと管理や運営をおこなうものが分化しているという構造」が、農耕の初期においてにおいて「現場労働を担うものと管理や運営をおこなうものが分化しているという構造」として受容性を持つということである。それが文化の変移に大きく関わっているというのが渡辺の論の特色であり、「先適応性」としては、「退役狩猟者を中心とする強固な長老政治の伝統」を挙げている。

このように、「先適応性」あるいは「前適応」と「受容性」の概念は、「構造はそのままで機能が変化する」という形で広範囲に適用可能な概念であることがわかる。しかし、その際に、私たちは、適応後の姿、つまり変化を受容した後の姿をみているのである。そのときにいくつか注意すべき点があることも論考の検討により明確になった。

第一は「構造」ということである。最初の生物学的な「前適応」という説明で使われたゲールドの説明でのランプシリスのように、発生の観察あるいは同種の貝の観察によって、構造を判明できる、観察によって判明できる外見からわかるものだけではない。ヒトの活動などの場合には、直接的に「構造」をみるのが難しくなっている。「言語」や「農耕」のような漠然としたものについては、それを脳機能の連合や生業構造、あるいは定住というような生活様式という面での構造的性を考えなければならない。「前適応」あるいは「先適応性」という観点で説明するうえでは、ばくぜんとした観察可能な受容された形から、そこに存在する具体的な「構造」を抽出することとなる。その妥当性が重要な説明要件となるだろう。

そのような考え方では、対象とする事象をさまざまな要素の組み合わせの構成に分化すること、そして、それぞれの要素の組み合わせとその働きという、いわゆる機械論的な見方がもとめられる。そこには本論文で考察した技術論的な見方が参考になると考える。

第二に「機能」の問題である。これは2つの課題があると考ええる。その1は、機能の抽象度に関わることである。たとえば「言語」の機能を「意思の伝達」というようにしたときには、ジュウシマツの歌も同様なある種の「意思の伝達」を示すものとなる。「言語」と歌が機能として明確に区別される次元での説明が必要になる。また、直列二足歩行を「身体の移動」という次元で把握したときには、オランウータンの樹上移動も人間の直立歩行での地上移動もおなじ機能になってしまう。そこでは、「樹上」と「地上」という場所が問題とされて区別されるのであるが、どのような次元で「機能」を区別するのかということを確認に示す必要がある。

その2は、同一のものの機能の違いということがある。本節の説明の中では、渡辺の論

考での「土器」がある。それは貯蔵や調理など日用品としての機能のほか、精緻な装飾を施すことによって「財宝」としての機能を持つことが示されていた。多くの物質はいくつかの機能を持っている。そのどの機能に注目するかということも「先適応性」を分析概念として使用する場合には留意すべき点である。

以上のようにいくつかの注意すべき点があると考え、文化の移入、技術の移入、生活構造の変化などを考察するうえで、この「先適応性」あるいは「前適応」と「受容性」の概念は有効な分析概念として働くと考える。本論文では、これまで述べた点に留意しながら分析概念として用いることとする。

---

<sup>45</sup> 史的唯物論において、社会構成体の基礎をなす物質的な生産関係を土台 (base;Basis) または下部構造といい、それによって根本的に規定される社会・政治的な制度、組織、思想、芸術、哲学などを上部構造という (大阪市立大学経済学研究所編, 1992: 703)。



## 第2部 本論



## 第2部本論

### はじめに

本論は、事例研究である。本論文では、5つの地域の、それぞれの生業という視点からみた地域研究を事例研究として提示した。それぞれは本論文の方法論に従い、「1 土地に関する記述」、「2 生業の歴史に関する記述（産業史）」、「3 生業の技術に関する記述、（技術誌）」、「4 生業に携わった、あるいは現に携わっている人々の生活史（生活史）」、「5 考察とまとめ」の5つの部分でなる「生活誌」として記述した。これらの生活誌は、筆者自身の調査結果と文献探査結果からなるものである。また、これらの事例研究の調査は、筆者自身が平成7（1995）年から現在まで、ある程度の期間をおきながらも継続して行ったものであり、それぞれの章には既発表のものに手を加えたものも含んでいる。しかし、それぞれが単独の「生活誌」という形で成り立たせることを目途として再構成をおこなった。

第1章は、白鷹紬の生産という生業の視点からみた、山形県西置賜郡白鷹町の地域研究である。この地域は筆者の居住地であるが、白鷹紬を町内全域にわたって生産していた土地である。したがって、現在の工房所在地である地域に限定しないで、1つの地方自治体全体を扱った。

第2章は、結城紬の生産という生業の視点からみた、栃木県小山市絹地区の地域研究である。この地域は、行政地域としては小山市に属しているが、南隣の茨城県結城市と社会的にも文化的にも結びつきの深い土地である。また、絹地区は、栃木県と茨城県両県わたりて鬼怒川流域で生産されている結城紬の、栃木県側の主産地となっている。

第3章は、越後上布の生産という生業の視点からみた、新潟県魚沼市の塩沢地区周辺の地域研究である。この地区の周囲には、新潟県小千谷市、十日町市という苧麻布生産地が存在し、その2市を合わせて「魚沼地方」と呼ばれる「越後縮」の生産中心地をなしている。

第4章は、和紙生産という生業の視点からみた、山形県西置賜郡白鷹町深山地区の地域

研究である。この地区は、第1章の研究対象地である白鷹町の1つの大字（おおあざ）である。先に述べたように、白鷹町のほぼ全域で白鷹紬の生産が行われていたが、この深山地区では近世の初期から和紙の生産が行われ、白鷹紬の生産にはほとんど関わらなかった地域である。そのような視点も含めての地域研究としている。

第5章は、座敷箒の生産という生業の視点からみた、山形県長井市金井神地区の地域研究である。長井市は、第1章、第3章で取り上げている白鷹町の南隣の地方自治体で、金井神集落は、長井市中心部からやや離れた20世帯あまりの小集落である。この集落では、近世から集落全体で座敷箒の生産が行われていた。山形県南部にはこのような箒作りの集落がいくつか存在するが、金井神はその中でも近年まで比較的大規模に生産を行っていた地域である。

この事例研究で取り上げた手仕事は、現在は少数の個人の生産規模となっているものがあるが、かつては集落単位以上の地域規模で生産が行われていたものである。また、近代以前に基本的な技術が確立され、現在も生産が継続しているか、あるいは近年まで生産をしていたものである。さらに、すべてが農業の季節的生業の一部として行われていたものである。以上が事例とするときに筆者が設定した条件であることを示しておく。

## 第1章 白鷹紬（山形県西置賜郡白鷹町の織物産業）

### はじめに

「白鷹紬」は、山形県西置賜郡白鷹町の在来的な織物産業である。この章では、白鷹町に居住する人たちの生活を、「白鷹紬」を生産するという視点から記述した生活誌である。

具体的には、次のような構成で記述した。

第1節 白鷹町という土地（土地に関する記述）

第2節 白鷹紬の産業史（生業の歴史に関する記述）

第3節 白鷹紬の技術誌（生業の技術に関する記述）

第4節 従事者の生活史（生業に携わった、あるいは現に携わっている人々の生活史）

第5節 章末考察（考察とまとめ）

このようにして、本章は、完結した「生活誌」として本論文の事例研究の1つとすることを目的とした。また同時に、「白鷹紬」という生業の視点から白鷹町という地域を見た、独立した地域研究とすることを試みたものである。

なお、本章は、基本稿として2014年度に東北芸術工科大学大学院芸術工学研究科に提出した修士論文「現代社会の手仕事産業に生きる民俗知—山形県西置賜郡白鷹町の伝統的織物産業を事例として—」を用い、それを大幅に改稿したものであることを記しておく。

## 第1節 白鷹町という土地

### 第1項 現在の白鷹町

山形県西置賜郡白鷹町は、北部で西村山郡朝日町と東村山郡山辺町に接し、南部は南陽市、長井市に接している概ね菱形のような形の町である。町の面積は157.74平方キロメートル、そのうち約65パーセントが森林で占められている。気候は内陸的特性を帯び、平成17年（2005年）から平成21年（2009年）までの平均気温は10.4度、平均の降水量は1,546ミリメートル、積雪量は平坦地で約70センチメートル、山間部の多いところでは1メートルを超えるところも珍しくはない<sup>46</sup>。

町のほぼ中央を最上川が北に向かって流れ、その両岸に細長く傾斜の緩い平地がありその東西はともに山地となっている。東部の山地はもっとも北側に白鷹山（992m）があり、南に向かって大窪山（744メートル）や鷹戸屋山（798.2メートル）があり、間に南陽市の吉野川の谷を挟んで村山盆地へ続いている。これらの山塊の地質は、白鷹山は安山岩が主体となっているが、その以南は概ね出羽第三紀層に属し、凝灰岩質砂岩が主で、その上層部からは海水産の貝などの化石が発見されている。

西側の山地は新潟県境にある朝日連峰に続く山地で、北から暖日山（ぬくいやま：990.3メートル）、尖山（900.9メートル）、頭殿山（1,203メートル）、大禿森山（1,152メートル）、葉山（1,236メートル）が南に向かって並んでいる<sup>47</sup>。

最上川は、その流域の変化により、その両岸に河岸段丘を発達させ、その段丘上には支流の扇状地の発達が見られるが、右岸（東部）は朝日山塊の隆起運動に影響されて平地部の東縁に押しつけられているため、旧氾濫原の平地部を少なくし、段丘上の扇状地も北部の貝生川と荒砥川の他にはそれほど大きなものは見られない。水田土壌は沖積世埴土ならびに埴土となっている。

最上川左岸（西部）の河岸段丘上は概ね花崗岩であり、北部の深山・黒鳴地区以北は黒色頁岩、硬質頁岩の帯になっている。水田土壌はだいたいにおいて花崗岩質埴土となっている。南部の蚕桑地区では、段丘上は緩い傾斜地となっているが、その土壌は第四期旧

層で花崗岩分解質の堆積したもので酸性が強い。また、山麓部は最上川の支流である小河川（沢）による扇状地帯をなしている。一方、段丘の下は第四期新層であり、地味が肥えている<sup>48</sup>。

交通網は、鉄道が荒砥から南陽市赤湯まで山形鉄道のフラワー長井線が通じており、赤湯駅からは山形新幹線を経由して東京方面に行くことができる。また、道路は山形県米沢市から山形県東根市に至る国道287号が中央部に走り、山形県長井市から山形県山形市に至る国道348号線が荒砥で分岐している。

白鷹町の人口は、平成22（2010）年の国勢調査によると15,314人であり、農林業などの第1次産業従事者が10.9%、建設製造業などの第2次産業従事者が39.8%、小売業サービス業などの第3次産業従事者は49.7%となっている<sup>49</sup>。「農林業センサス」によると、昭和50（1975）年までは農家人口が70%を越えており、東北地方の典型的な農山村の一つと考えられる町である。

## 第2項 白鷹町の歴史

『白鷹町史』によると、白鷹町には、最上川の河岸段丘上を中心にして、縄文中期を中心とした遺跡が50箇所あまり存在し、原始時代から人々が暮らしていたと考えられる。また、弥生式土器、土師器や須恵器なども出土して、しかも縄文中期から弥生時代を経て須恵器の時代まで長期にわたって遺物を出土しているところやいくつかの須恵器の窯跡も発見されていて、継続してあるいは断続的に同一地域に生活する人々がいたと推測できる。しかし、学術的に大規模な発掘事業は行われてはおらず、この土地でどのような生活が行われていたのかは詳細にはわかっていない。

奈良時代から平安時代については、白鷹町高玉地区に条里制の痕跡とみられる地形が存在したり、寛治年間の頃（1087～1093年）、白鷹町荒砥に石灘監物というものがいて、八乙女丘に御宮を建てて八幡宮を奉祀したりという伝承も残されている。また、白鷹町高玉

の円福寺には、白鳳時代の製作と推定される銅像の観音菩薩立像が伝わっていることなどから、地方の有力な豪族や中央政権とこの地域の結びつきなども推測できるが、詳細は不明である。

以降については長井白鷹地区については資料が乏しく、12世紀の後半に大江広元の次男がこの地方の地頭となり長井氏を称したこと、天授6（1380）年に伊達氏が長井氏の勢力を排してこの地を領有したことなどがわかっているだけであって、この地でどのような生活が営まれていたかについては現在のところ詳しくはわかっていない。したがって、史料的に人々の生活を裏付けできるのは概ね伊達氏以降（中世期以降）ということになるであろう。

伊達時代に作られた天文7（1538）年9月3日の『後段銭古帳』という文書には、幕府が臨時に課した田畑にかかる税の帳簿には郷ごとの段銭が記されている。それには、「くろふし（白鷹町畔藤）」や「あらと（白鷹町荒砥）」など6箇所の現在の白鷹町に属する地名が記されている（白鷹町史編纂委員会他編，1977a：184-188）。さらに後の天正12（1543）年霜月26日の『下長井段銭帳』になると記載されている郷数も増加し、郷ごとの田畑の所有者なども記されていて、地区ごとの支配関係やあるいは田畑の開発の状況なども推測できる（白鷹町史編纂委員会他編，1977a：188-188）。また、伊達氏が出した安堵状も残されている。白鷹町内の地名が見えるものは、永正17（1520）年のものが初見であって、それによると、桑島氏や、松岡氏、梅津氏など多くの有力者によって分割所領されていたことがわかる（白鷹町史編纂委員会他編，1977a：205-208）。

その中で、もっとも有力であったのが現在の白鷹町鮎貝地区に居城を持っていた鮎貝氏であった。鮎貝氏は、藤原鎌足を祖とする藤原北家の流れであり、藤原安親のときに平泉藤原氏を頼って奥州に下向し、下長井庄のうち、白川以北（おおむね現在の長井市、白鷹町）の庄官となり、永久元（1113）年から大治元（1126）年ごろに、白鷹町の横越（現在の白鷹町横田尻）に館を築き支配したという。その後、成宗の代の応永3（1396）年、鮎貝に城を築いて横越から移動し、以来鮎貝氏を称したという。なお、鮎貝氏は天正15（1587）

年に最上義光と結んで伊達政宗に反逆したが、10月14日に伊達勢に攻められ、最上家を頼って逃げたという。のち、最上家の家臣となったという（白鷹町史編纂委員会他編，1977a: 231-243）。

この時期の農民は、「何々在家（ざいけ）」と呼ばれる場所に住む有力農民とそれに従属する家中（かちゅう）あるいは名子（なご）に分かれていたが、次第に家中たちは独立自営の形になって、在家の形が崩れていったと考えられている。以降江戸時代になると、小農民の自立経営が目立ってくるようになる（白鷹町史編纂委員会他編，1977a: 301-306）。

その後、豊臣秀吉の時代になると、天正19（1591）年に秀吉は伊達政宗に国替えを命じ、米沢市、長井市、白鷹町のあたりは、蒲生氏の支配地となった。蒲生氏の支配時期は短いのだが、この時期にいわゆる太閤検地が命じられている。これは、全国的に度量衡を統一し、さらに単位面積を従来よりも狭くするという形で、実質的な年貢増収策であった。このときの検地帳は当地では断片的にしか発見されていなくて、村々の様子は不明であるが、上杉の時代になってまとめられた『邑鏡（むらかがみ）』に反映されていると考えられている。また、この時に税制は生産物を貨幣で評価した「貫高制」から、年の生産性を玄米の生産高に換算した「石高制」へ変更されたが、蒲生家の採用した税制は、税の半分は通貨で収め、残りの半分は米で収めるという「半石半永（はんこくはんえい）」という制度であった。これは、米の売却が交通の不便な内陸にあるこの地方だから考えられた方法と推測されるが、納税者は生産物を売却して貨幣を得ることが、絶対に必要な制度である。この地の市場経済の発達程度とも関係する制度であり、その実効性は疑問視されている（白鷹町史編纂委員会他編，1977a: 336-351）。しかし、後の上杉の時代にもこの制度は踏襲されており、経済生活を考えるうえでは注目される制度である。

蒲生氏は慶長3（1598）年に宇都宮に移封される。その後は上杉氏の領地となり、家臣の直江兼続が統治することとなる。関ヶ原の戦いを経て、江戸幕府が成立すると、豊臣側について上杉家の領地は慶長6（1601）年に伊達、信夫、置賜の三郡に減封され、上杉藩の居城は米沢になる。以降、明治維新までこの地は上杉家の領地として継続する（白鷹町

史編纂委員会他編，1977a：356-378）。

近世期はこの土地にとっては領主の変更がなく、政治体制としては落ち着いた時代であったというよう。しかし、上杉家は越後や会津時代の100万石以上の大きな領主から、30万石の小規模領主への減封であり、しかも6,000人といわれる家臣団をそのまま引き連れた移封であった（藩政史研究会，1963：355）。藩の経営は当初から厳しいものであった。

そのために、米沢移封にあたっては上級、中級の家臣は三の丸内に配置されたが、下級の家臣たちは多く西部の郊外及び東・南の原方に配置された。また、上級の家臣の下屋敷は遠隔地に広い屋敷を与え、配下の従臣にそこに住まわせ、耕作に従事させていた。このような在郷居住、農耕従事という形態をもとらなければならなかった。このように、米沢移封が、家臣団の生活そのものにも大きな影響を与え、藩としては家臣団の家計を安定させる方策も考慮しなければならなかった（米沢市史編さん委員会，1991：114-115）。

さらに、寛文4年（1664年）になって、藩主綱勝が正式な養子のないまま急逝し、その後の綱憲（当時は喜平次）の家督相続に際し、半知召し上げとなって15万石に厳封されたが、その際もほとんどそのままの家臣団を維持し続けた（米沢市史編さん委員会，1991：400-401）。それは、藩の収入が会津所領時代の8分の1になっても、養わなければならぬ家臣団の数は変わらないという状況であり、米沢藩の財政上大きな問題となっていた。

また、次に、米沢藩のとっていた年貢制度が「半石半永」という制度であったことは、必然的に米沢藩の政策に影響を与える。先に述べたように、この税制は天正18年（1590年）にこの地方を領有した蒲生氏郷以来のものであるが、農民にとって、「半永分」を納入するためには貨幣を獲得する手段が必要となる。一方、藩としても農民が貨幣を獲得できる商品作物を生産させなければならぬし、またそれを流通させる環境を整備しなければならぬということになる。

このようなことから、米沢藩は他藩以上に藩の財政、家臣や領民の生計を安定させる政策や施策が必然のものとなる。支出を減少するという方向性では、儉約令を何度か出すなどしている。しかしながら、それだけでは充分ではない。限られた領地からの収益を上げ



収入を拡大する方法を実行してゆくことが米沢藩の存続そのものに関わる重要な施策であり、産業奨励策や織物産業を特産品とするということもこのようなことから生まれたものである。このことについては、後の産業史などで詳述する。

さて、近世の白鷹町には、鮎貝と荒砥に御役屋がおかれた。御役屋が置かれた場所は、それぞれ、鮎貝城、荒砥城のあった場所であるため、最初はその長は「城代」といわれた。両所に御役屋が置かれたのは、この地区が米沢藩と他領の村山郡の藩境の土地なので、防衛上の必要性からである。この役所は、警察権の行使を含め、それぞれの地域の統治にあっていた。また、荒砥の御役屋将は、一定の期間で交代していたが、鮎貝の御役屋将は寛文5(1665)年以降は本庄氏の世襲となった(白鷹町史編纂委員会他編, 1977a: 394-396)。

さらに、白鷹町には藩境の土地ということで、多くの番所が設置されていた。領内の本口番所(主要街道の番所)10ヶ所のうち中山、平田、大瀬、栃窪、黒鴨の5ヶ所があった。このうち中山は白鷹山を越えて山形へ通ずる街道にあり、大瀬は最上川東岸の寒河江方面への街道、黒鴨は山道を経て大井沢、湯殿山へ通じる街道、栃窪は鮎貝から深山を経て、寒河江方面に抜ける最上川西岸の街道にあるものである。また、平田は中山から大瀬へ抜ける道筋にあり、街道と街道をつなぐ道へ置かれた番所と考えられる(白鷹町史編纂委員会他編, 1977a: 410-416)。このように白鷹町の地域は他領と結ぶ交通の分岐点としても位置づけられ、その中心である荒砥は、白鷹町では商業の発達した土地であったと考えられる。

また、最上川の難所であり、そのために船の通行が困難であった白鷹町菖蒲の黒滝が、村久左衛門によって、元禄6(1693)年6月から、元禄7(1694)年9月までの1年3ヶ月をかけて、開鑿されると、菖蒲に舟陣屋が設置され、最上川舟運の米沢側の最終輸送基地ともなっている(白鷹町史編纂委員会他編, 1977a: 739-752)。

この時代の農業については、後で詳述するが、吉田義信が文政10(1827)年の「村目録」を用いて、田地と畑地を集計している(吉田, 1973: 197-208)。それによると現在の白鷹町は、田地が1,172.42町歩(1,172.42ha)、畑地が1482.49町歩(1,482.49ha)となり、

## 第1章 白鷹紬（山形県西置賜郡白鷹町の織物産業）

全耕地の55.8%が畑地である。当時の白鷹町域では、畑作が重要な地位を占めていたといえる。

近代に入り、廃藩置県によって、白鷹町の領域は置賜県を経て、山形県西置賜郡の一部となる。明治11（1878）年に南隣の長井に西置賜郡役所が完成し（長井市史編纂委員会、1982：187）、以降は長井との結びつきが強くなる。明治22（1889）年に市町村制が実施されると、白鷹町の領域は西置賜郡荒砥村、白鷹村、東根村、鮎貝村、蚕桑村となる（白鷹町史編纂委員会他編、1977b：1024）。その後、昭和29（1954）年に荒砥町、鮎貝村、東根村、白鷹村、十王村、蚕桑村の1町5村が合併して白鷹町となり、現在に至っている。

明治維新は、産業についても大きな影響を与えた。西洋から近代工業の移入が全国的に行われ、それが次第に地方へ移入されていったのが明治維新以降である。工業においては家内工業から工場形態へと移って行くことが「近代化」への脱皮とみられた（白鷹町史編纂委員会他編、1977b：1078）。

白鷹町の場合、器械製糸の工場や製材工場がその先駆けということになる。明治20年代には人力の製糸器械を用いた工場がいくつか操業を開始したというが、それも糸価の変動や経営に不慣れであったため、長続きはしなかった。本格的な製糸工場が建てられたのは、明治44（1911）年の荒砥製糸株式会社で、この会社は社名や経営者の変更などを経ながらも、昭和17（1942）年まで継続した（白鷹町史編纂委員会他編、1977b：1150-1152）。

また、周辺の山林から切り出される木材の製材を行う工場も建てられた。明治の末期に黒鴨に水力製材所が創設された。その後、明治38（1905）年前後には、機械製材が取り入れられた。また、大正12（1923）年には荒砥まで鉄道が開通すると、荒砥駅周辺や鮎貝駅周辺にいくつかの製材工場が建てられた。白鷹町から出荷されたもので、スギ材の電柱は品質もよく、クリ材の電柱よりも堅牢だと賞賛され、「荒砥の電柱は日本一」と賞賛されたと記されている（白鷹町史編纂委員会他編、1977b：1129）。

しかし、第2次世界大戦によってこのような流れは中断される。戦後間もなく製材工場が再開されるが、昭和30年代からは外国材の輸入が増加してくると、次第にこの町の林業

も厳しく苦しい状態になる。昭和50年代からはひとつふたつと工場を閉じ、現在は3工場ほどになってしまっている。

これまで述べてきたように、白鷹町には大きな産業は存在しなかった、したがって、基本的には農業などの第1次産業が主要産業とする生活が、昭和50(1975)年代まで継続されてきた。その間、白鷹町は冬季間の出稼ぎの問題という東北の農山村と同様の問題を抱える。また、その対策として昭和40年代を中心に、町内への企業誘致という課題に取り組むが、それもある程度の期間だけであった。このようなことも多くの土地にみられることである。白鷹町の近現代は東北地方の農山村の典型的な歴史のひとつといえよう。

### 第3項 紅花、カラムシ

白鷹町の近世の特徴的な産物が紅花、カラムシ(青苧<sup>50</sup>)、繭である。これらについて、近世初期の様子を知る資料として有効なものとして、先に紹介した『邑鏡(むらかがみ)』がある。これには、米沢藩領内の村々の石高、税の割合である「免(めん)」、作物のうち重要なもの(漆、桑、青苧、紅花について、「有」、「少有」を記している)、家数、男女の人数などを記されている(白鷹町史編纂委員会他編, 1977a: 378)。

現在の白鷹町は、『邑鏡』に記されている村数では22の村々となるが、その重要作物うち桑が「有」と記されているのは9つの村で、「少有」と記されているのは7つの村である。紅花は「有」が7つの村、「少有」は7つの村である。苧麻は22の村すべてが「有」となる。この記載法についての基準は不明であるが、よく作られているものが「有」であり、作られていることが確認できるものが「少有」と考えることができよう。『邑鏡』に記載されている置賜領の村数は218であるが、「桑」、「紅花」、「青苧」については、次の表のようになる<sup>51</sup>。

『邑鏡』の重要作物記載村数

		有		少有		無		計
桑	白鷹	6	27.3%	12	54.5%	4	18.2%	22
	置賜全体	42	19.3%	59	27.1%	107	49.1%	218
紅花	白鷹	5	22.7%	6	27.3%	11	50.0%	22
	置賜全体	20	9.2%	15	6.9%	185	84.9%	218
青苧	白鷹	22	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	22
	置賜全体	30	13.8%	9	4.1%	179	82.1%	218

いずれの作物においても、白鷹町の村々で作付けされている比率が極めて高いことがわかる。これらの作物が近世の白鷹町という地域を特徴付ける作物であり、とりわけ、青苧については、全村で「有」であり、米沢領内の青苧の主産地といえる。

この項では、これらのうち紅花と青苧について、概観し、桑、すなわち養蚕については項を改めて概観する。

さて、紅花はいつから栽培されていたのかは不明である。しかし、『邑鏡』の記載から、少なくとも近世初期にはすでに栽培されていたことが推定できる。領内では栽培しているのが35村、およそ16%ほどであり、しかもその64%が白鷹町地域に集中している。

その紅花は、藩で必要量を買上げ、干し花100匁につき銀1匁であった。白鷹町の文化財に指定されている青木家の文書『萬金銀請取拂帳』には、その記録が残されており、もっとも古い寛永19年「寛拾九分萬金銀請取拂帳」によると、荒砥御役屋での買上げ量は定額で買上げたものと相場の価格で買上げたものを合わせ、397貫60匁、支払った金額は銀で4貫464匁4分ということである（白鷹町教育委員会他編, 1998: 16）。現在の量に換算すると、約1,500kgであり、銀1匁を仮に1,000円とすると4,464,400円となる。青木家文書からわかる荒砥御役屋の干し花の買上げ量は、寛永19（1641）年、寛永20（1642）年、正保2（1645）年、正保3（1646）年の4年分である。最後の正保3年に150

貫あまりとなる以外は、300 貫を越える買い上げ量である。これは荒砥御役屋で買い上げたものであり、必ずしも生産量とは一致しない。また、買い上げの範囲が明確になっていないので、白鷹町のものだけと断定できないが、それにしても白鷹町周辺での紅花栽培の様子は窺える。

買い上げ以外の紅花は自由に販売させるということで、収穫の全量が統制された専売ではなかった。したがって、収量がどの程度であったのかということ史料から把握することが難しい。さらに時期は不明であるが、紅花の買い上げは「花手（はなて）」という前渡し金で支払われ、その分の干し花を収納するという形で行われるようになった。先の青木家の文書では正保3年の「正保三年萬金銀請取拂帳算用帳」には買い上げの紅花について記載しており、「正保三年分諸所江青苧御買銀并御買米粃真綿足輕御扶持米銀萬算用」には「花手」と「青苧手」について記載されている。浅学で軽々しくいうことができないが、このあたりで「花手」の制度が生まれたのではないかと推測できる史料である。

この花手の金額は耕作せずとも割り当てがそのまま存続する(米沢市史編さん委員会編, 1991: 465)。だから、古帳簿で見ても実際の買い上げ量がどうであったのかは後期になると不明になってくる。残された文書から白鷹町で確実に作付けされていたことがわかるのは万治3(1660)年まで<sup>52</sup>であり、その後の実態は不明である(白鷹町史編纂委員会他編, 1977a: 559-563)。

上杉領内全体については、寛政2(1790)年および寛政3(1791)年の紅花の買い上げ量および市場での売り払い量が残されている(会田, 1972: 159)。それを見ると、寛政2年の場合は2分の1程度が金銭代納である。もっとも次の寛政3年には、代納は買い上げ高計の14%未満になるので、紅花の作付けが減少したというわけではなさそうである。また、文化6年の紅花の総収入が164両2朱と銭80文である。さらに買い上げの代金100匁につき銀1匁を差し引くと、藩としての純利益はそれほど大きくなかったと推測されている(会田, 1972: 159-160)。

このように、近世後期になると紅花栽培の実態は不明な部分が多くなる。寛政年間頃は、

米沢藩では青苧の栽培が盛んになり年（1791年）の役苧の納入高が414駄99把50匁、商人苧や撰苧の移出高は687駄11把700匁となっている（米沢市史編さん委員会編，1993：224）。紅花と青苧の栽培を比較すると、紅花の場合、1反あたりの収量は、干し花にする平均3貫目（1貫目は約3.75kg）、干し花の重量は生花の10分の1である（会田，1972：41）から、1反の畑地から30貫目の生花が収穫できるが、その摘み取りはすべて手作業である。紅花にはトゲがあるので、花摘みは朝の仕事であったという。現在白鷹町で紅花を栽培している人に話を聞くと、おおむね4時間で1人1kg程度の花を摘むという。1反の畑地の花を摘むにはおおよそ112.5時間かかる検討である。これはたいへんな仕事であったと考えられる。干し花の米沢藩の買い上げが100匁につき銀1匁であるから、代金は1反あたり銀30匁ということになる。

青苧の場合は『白鷹町史』上巻で反当たりの収益を試算しているが、それによると29匁から51匁ぐらいの開きがあって、平均では38匁あまりである。青苧の栽培は耕耘や除草はほとんどないが、収穫してから繊維を取り出すのに手間がかかるが、当時の労賃1日銀5匁（米2升5合）からみれば、相当に有利な作物であったと推測できる（白鷹町史編纂委員会他編，1977a：570）。

青苧と紅花の栽培がどのような形で並立していたのかは不明である。しかしそれも、この地区での養蚕が盛んになってくると、それに押されて衰退することとなる。『白鷹町史』下巻には、次のように記されている。

天保三（1832）年の「背曝（せなかあぶり）」（『山形県史』資料編4）によると

此頃云る人有、下長井西通の畑を見るに、大豆、小豆其他畑に作るへき物見当たらず、唯目の及ぶ所悉く桑なりと、蠶、青苧は昔より収納に少しも用捨なき減法なれども、良田さへ桑畑にする勢ひ、されは青苧などというも更なり、たとひ桑を植るに至らすとも、専ら桑木のみ糞培の手当厚ければ、他の者は漸衰ひて利なき故、土の利は偏に桑のみ有と思ひ弥益盛なり

天保三(1837)年といえば、上杉藩統治の時代で、この文にもある通り、青苧・楮・漆の栽培が奨励されており、青苧・漆などは重要財源として厳しく取立てられていた時代である。それにも拘わらず、農民特に、下長井西通り（現長井市寺泉、草岡以北鮎貝まで）の農民は、青苧畑も、田も皆桑畑にしたとしてある。桑を新しく植えない人は、今まで植えてある桑の手入れだけ熱心にやり、他のものには手をかけなかったという。つまり農民たちは朝から晩まで、桑の木に取組んでいたことになる。それだけ養蚕は魅力的だったのである。何故だろうか。同じく背曝にこう書いてある。

一反の田より米四俵を得て価値に六、七貫文、殊に耕耘糞養の業容易ならず、然るに一反の地より二百貫目の桑を扱へば、其の価十五貫文計、米に比しては八、九貫文の益有故、下長井、北条郷辺夥しく田を廢したる村々有是（以下略）

こうなつては農民でなくとも養蚕優先になるのは当然であろう。反当収益で、養蚕が田の二倍以上とあつては、田圃が桑畑になるのもやむを得ないことである（白鷹町史編纂委員会他編，1977b：1093-1094）。

さらに紅花は北隣の村山郡を主産地とする「最上紅花」の圧力を受ける。そもそもが京紅の原料や染料である紅花は、地元での消費というよりも京や江戸に送って始めて有効な産物となる。したがって、流通路や商取引の相手の確保などが必要である。そのようなことも含めて、「最上紅花」との競争に勝てなかったということであろう。今田は、上杉藩の紅花は「民利国益」の特産品のひとつだったが、藩としては紅花増産政策には消極的であり、「結局は藩庁の勸業政策面には強化されずに終わった」としている（会田，1972：149-150）。

次に青苧であるが、『邑鏡』では、白鷹町地域の22ヶ村すべてが「有」と記されているように、この地域がいわゆる「米沢苧（よねざわそ）」の主産地であった。この地でいつから青苧が栽培されていたのかは不明であるが、白鷹町十王地区には白鷹町で青苧の栽培が盛んになったことに関する話が残されている。慶長5（1600）年の最上戦争の際、彼の地



を通りかかった直江兼続が、土を口に含みその地味を確かめ、土壌が青苧に合っているから栽培するようにと奨励したという言い伝えである（十王郷土史編纂委員会編，1961：86）。これが事実かどうかは疑問であるが、上杉氏と青苧との結びつきを感じさせる話である。

また、渡辺史夫は、青苧の栽培の始まりとして、『諸庁根源記』の宮村（現在の長井市）の青苧下役菅卯左衛門の先祖が藩から勧められて、最上から青苧を取り寄せて植えたのが初めとされていること、青苧は、慶長の頃から大瀬、栃窪の山間部から植え始められ、段々と周辺の平坦地荒砥、鮎貝の方へ広がっていったという『管見談 第三農人』の話を紹介している（渡部，1976：31）。しかし、これらも伝聞の域を出ない。

青苧は糸にして織られて布になるほか、現在まで繊維をそのままひものように使うことも広く行われていた。日用品では下駄の鼻緒のひもにも使われたし、獅子舞の獅子頭に幕を結びつけるのにも用いられてもいた。これは現在でも継続されているところが多い。また、青苧の織物、麻織物は古くから庶民の着るものとされていたことなどから、この地で青苧の栽培は、野生のもの半栽培も含め、相当古い時代まで遡れると考えられる。

上杉氏の米沢移封以降、米沢藩では専売品として藩の統制下にあった<sup>53</sup>。藩政の初期はその代官が生産量を全量掌握し、買い上げていた。藩の青苧蔵は白鷹町荒砥の御役屋の東側に建てられ、領内の青苧はすべてここに集められ、梱包荷造りされて米沢に送られた（白鷹町史編纂委員会編，1977a：565-566）。

青木家の文書には、寛永19（1641）年から明暦2（1656）年まで、断続的に荒砥の青苧蔵に収納した青苧の量を記したものがある。それを表にしたものを見ると、年によって変動はあるが、12,000貫から24,000貫、47,000kgから90,000kg程度の青苧が収納されている。相当の分量であったことがわかる<sup>54</sup>。

この時期のこの地の青苧の需要は奈良晒の原料としてのものであった（渡部，1976：36）。

慶安元年（1649年）にはその販売を御用商人西村久左衛門に請け負わせ、さらに翌年慶安2年（1650年）には青苧買銀奉行が設置されて代官扱いから外されることとなった。

藩の買上は明暦元年（1655年）に530駄とし、それを超える生産があった場合は青苧裁



培奨励のため、「脇売り（自由販売）」を認めることとした（渡部, 1976: 37）。その後、西村久左衛門が商人苧も含め、すべて買い占め、奈良晒の原料として奈良市場で販売した時期もあったが、宝永7年（1710年）に西村久左衛門が追放されてからは、越後の商人が入り込み、商人苧を買って小千谷縮や越後上布の原料とすることが目立ってきた。越後商人の買う青苧は茎の上部1メートルばかりの柔らかい部分だけを選んだものであったので、「選苧（えりそ）」と呼ばれ、藩の買上苧（「役苧」、「長苧」）よりも高価であり、しかも役苧はお金で代納することが許可されていたこともあり、役苧の買上量は次第に減少していた（渡部, 1976: 38）。

さらに、中世末から再開された綿花栽培が全国に拡大するにともなって生産された木綿布が普及し、元禄年間（1688-1704）には従来の麻布を駆逐して庶民の代表的衣料となった（児玉編, 1965: 277）。その結果、麻織物は用途がカヤあるいは盛夏用の礼服などに限定された。衣料としては上納布（上布）としての用途が固定化するにしたがって、品質は高級化し奢侈的傾向を持つようになってきていた（児玉編, 1965: 174）。したがって、藩が買い上げた役苧は非常に売りにくい状況にあったといえよう。

このような背景から、安永5年（1776年）に越後松之山の源右衛門等を招聘して縮織を習得させようとしている。この試みは原料生産地から製品生産地への転換という産業構造の変換を図ったものであったが、一方では「越後上布」あるいは「小千谷縮」という名の通った製品との市場での競争であり、有利な企てではなかったと考えられる。しかも、新しい織物の産地はすでに絹織物になっていることもあって、麻織物の産地形成は不成功に終わる。そして、先に引用した『背曝（せなかあぶり）』から、青苧の畑は、次の産物である養蚕のための桑園に換えられていったということがわかる。

なお、白鷹町の紅花生産と青苧の栽培の歴史には不明な点が残されている。たとえば、榎窪集落には「紅花平（こうかだいら）」という地名があり、紅花を栽培していたという話も聞いた。また、『塩沢町誌』（復刻）第2巻には、青苧の相場表が掲載されているが、その産地のところには米沢、最上の二つの産地が記され、もっとも新しいのは明治39（1906）

年である（細矢他監修，1981：247-248）。したがって、養蚕によって米沢苧はなくなったとはいえない。近代に入ってもなお、白鷹町の地域で青苧が生産されていた可能性がある。実際、昭和の終わり頃まで畑に青苧を作っていたということも聞いている。これらの解明は今後の課題である。

#### 第4項 白鷹町の養蚕

米沢置賜地方の養蚕は、上杉治憲（はるのり、「鷹山」と号した）から始まるといわれている。しかし、それ以前から養蚕が行われていたことは、先に述べた『邑鏡』に桑の木の有無が記載されていることから推測できる。また、絹糸や絹織物が「調」としての税の対象となっていたことから、8から9世紀には、北関東から越後を北限として養蚕は普及し、古代から一部をのぞいて、全国的に普及していたという見方もある（永原，2004：105-109）。しかし、養蚕が普及したといっても、それぞれの土地の産物として直ちに民利と結びつくものではない。国家による税制が確立して以来、絹織物は、税として徴収されるものであり、それを着るものを限定した身分制的価値観が基盤となった織物であった。したがって、他の産物のような自給や簡単な商品経済市場での流通という基盤では語られないものであった点には注意しておかなければならない。

近世に入って、米沢藩は、真綿の買い上げ制度を設けた。白鷹町に伝わる青木家文書の「寛拾九秋分萬金銀請取拂帳」は、寛永19（1641）年の荒砥御役所の寺島代官の下使の青木吉左衛門が受け取った金銀の受け払いを記したものである。そこに次のような記載がある。

一、八百卅九匁七分五リン 寛拾九分御買わたあゆかい共ニ拾老貫弍百五十目ノ

代、但天秤目弍わり出ニル

（朱）「此わた御納戸入日記見合」

右内

一、七百八拾三匁七分五リン 上綿拾貫四百五十目ノ代、但式割出て天秤目

式百目一把ニ付町銀十五匁ツヽ

一、五拾六匁 中同八百目ノ代右同拾四匁宛

ヰ

(白鷹町教育委員会他編, 1998: 17)

この文書中の「寛拾九分御買わたあゆかい共ニ拾壹貫式百五十目ノ代、但天秤目式わり出ニヰ」とは、寛永19年分の藩の買綿(真綿)で、鮎貝(あゆかい)御役屋の分も一緒に、19貫250匁の綿を買った代金であること、そしてその目方については、20%を上乗せした重量であることを示している。そして、「此わた御納戸入日記見合」と朱書され、綿が御納戸に納入されたことを示している。

この真綿の買い上げがあったことについて、吉田義信は、「慶長十二年(一六〇七)家臣を戒告した条文の中に、上衣は紬・木綿・布子・紙子を用いよ(「式目」慶長十二年 米沢図書館蔵)とあり、同十三年郷村に対しては、綾・緞子・絹紬を着用してはならぬと命じている(前同 慶長十三年)。綾・緞子は輸入品であったとしても、紬は大部分が領内産であったのではなかったろうか」と推定している(吉田, 1975: 579)。また、この当時の養蚕について、「養蚕は藩政初期より、置賜地方から村山地方にかけておこなわれていたが、紬の着用は士族階層を除いては禁止されていたから、農民は自家用と領主層の要求にもとづく真綿、およびそれをつむいで織った紬布生産を主としていたと推定される。真綿はめん綿入れの引き綿や防寒用とされたものである(吉田, 1975: 582)」として、この当時の養蚕は、糸をとるよりも真綿として利用される目的であったと推定している。京都、西陣の絹織物がほとんど輸入の生糸を利用していたことから考えると、このような養蚕の実態は他の地域においても同様だったと推定できる。

上杉治憲が米沢藩の藩主となったのは、明和4(1767)年のことである。したがって、米沢領内の養蚕は「上杉治憲(鷹山)から始まる」という言説は正しくないということに

なる。けれどもこのような言説が流布しているのは、歴代藩主の中ではとりわけ治憲が養蚕に力を入れたということ物語っているのだろう。

藩主となった治憲は、財政を立て直すために、漆、桑、楮（こうぞ）を三木として重要視し、それぞれ100万本の植樹を政策とした。漆はその実から木ロウを採るためであり、楮は和紙の原料である。また、桑は養蚕の基盤としてのものである。

全国的に、養蚕が諸国の産物として注目されはじめるのは、貞享2年（1685年）に中国からの白糸の輸入が制限され、寛文の頃の20万斤から、約3分の1の7万斤へと減少したこと（児玉編, 1965: 278）が、大きく影響している。それまで、京都、西陣の織物は品質の劣る国産糸を用いず、すべて輸入の糸を使用していた。したがって、輸入制限は京都、西陣に原料糸の転換を強いた。元禄の頃から全国の養蚕地は京都その他の絹織物産地の原料糸生産を担うこととなる。そのため、全国的に絹糸を生産するための養蚕が盛んになってきていたのである（児玉編, 1965: 51）。

さらに、盛んになった養蚕を背景とした絹・紬織物の産地が形成される。また、享保15年（1730年）には西陣が大火に見舞われ、7,000台あった織機の半数と多量の織物を焼失したことが丹後などの縮緬産地や足利、桐生などの絹織物産地の生産を増大させた（北野, 2013: 34）。このようにして、鷹山が藩主になる直前には全国的に絹糸生産の養蚕と、絹織物の産地化が進行し、製品の流通が行われていたといえる。

以上から、養蚕は一括りで把握するのではなく、真綿の生産を目的とする「綿蚕」の養蚕と、絹糸の生産を目的とする「絹蚕」の養蚕は区別して把握する必要がある。その交代の時期がいつかは不明であるが、米沢地方では先に「綿蚕」の養蚕がおこなわれ、のちに「絹蚕」の養蚕が入ってきたと考えられる。

吉田は、米沢地方で絹糸を採るための養蚕がはじめられた時期について、元文2（1737）年以前と推測している。その根拠を、「元文二年（一七三七）の『米沢産物集』（米沢図書館蔵）に、蚕類として絹蚕・山蚕・綿蚕の三種、桑に里桑・山桑の二種類を挙げている。山蚕とは柞蚕のことかと思われるが、絹蚕は従来の真綿をとり、紬を織っていた在来種の

綿蚕と区別し、生糸をとるための輸入種を呼んだものであろう。また野生の山桑に対し、栽培したものを里桑と呼んだことは明らかで、したがって絹糸生産のための養蚕が、この以前から既におこなわれていたことがわかる（吉田，1975：582）」としている。また、蚕が絹蚕と綿蚕に区別されていた元文2年ごろは、真綿のため養蚕と絹糸のための養蚕が並立していたと推測できるので、治憲が政策として重視した養蚕は、米沢藩内で既におこなわれていた養蚕のうち、とりわけ絹糸生産の養蚕を重視した政策であったと考えられる。

治憲の養蚕振興政策を年表にしたものを「上杉治憲の養蚕奨励」として、資料編に入れてある。それを見ると、この政策は2つの時期に分かれることがわかる。最初の時期は藩主になってから間もなくの明和から安永にかけての時期である。この時期を牽引したのは奉行の竹俣当綱（たけまたまさつな）である。竹俣は安永4（1775）年に漆・桑・楮の各100万本の植え立てを立案し、政策として実行する。しかし、天明2（1782）年には「隠居上押込」という処分を受けて失脚した。これにはさまざまな理由が挙げられている（米沢市史編さん委員会編，1993：97-98）が、藩財政の立て直しの主力を漆蠟の増産においた竹俣の政策の失敗ということも大きな要因とも考えられる（吉田，1973：115）。また種々の事情から治憲自身が天明5（1785）年には隠居するということもあり、十分な成果はあげられなかった。

この間の成果としては、安永3年（1774年）5月の生糸輸出取締令（他国に出す生糸の品質向上を図ったもの）から考えると、養蚕はだいぶ盛んになっており、糸も他国へ出荷できる程度の生産ができていたと考えられる（今井編，1940：35）。しかし、米沢藩の場合は蚕糸や絹織物は直接的な専売制でなかった<sup>55</sup>ため、流通の資料に乏しく、養蚕がある程度盛んになり「生糸を他国へ出していた」ということは、状況から判断した推測の域を出ない。樹芸役場は、天明7年（1787年）には廃止される。ここまでの前期の養蚕奨励政策ということになる。

第二期は、荳戸善政（のぞきよしまさ）が寛政3年（1791年）に隠居中の身から奉行格の中老職に取り立てられ藩政に参画するようになってからの時期である。荳戸は寛政4年

（1792年）に七人の家臣を選んで御国産所掛役を設置し、育桑と養蚕に力を入れることになった。御国産所掛役は、余裕のない農民が隙地や荒蕪地を桑畑に開発する資金を貸与する役目として設置されたものである（米沢市史編さん委員会編，1993：252）。

その後、米沢藩では短期間に次々と桑の生産計画と養蚕の普及を図る政策を実施する。関係する事項を年表で示しておいたが、白鷹町地域に関わるものとして、寛政4（1792）年に、畔藤の衣袋清次郎に桑苗を栽培させていることが注目される。また、近隣の長井市に関わるものでは、享和元（1801）年には、五十川村で大道寺市兵衛が蚕種（さんしゅ 蚕の卵）の製造を始めていることも注目される。それまでは桑苗木や蚕種は福島県の信夫郡や伊達郡からの移入に頼っていた（渡部，1976：146-147）が、それぞれ領内で生産できるだけの技術力がついてきたといえる。そして、その養蚕技術の最先端が長井市や白鷹町であったことも注目される<sup>56</sup>。

さらに、享和元年（1801年）に「夏蚕の禁止令」が出されていることに気がつく。また、この禁止令は解除されたり、また禁止令が出されたりを繰り返している。この時代、養蚕は通常年一回の「春蚕」だけが普通であったが、春蚕だけでは桑の葉が余るので、余剰の桑の葉を用いて二度目の養蚕を試みるものが出ているのである。そのことは、盛んに養蚕が行われるようになっていたことを示しているだろう。

この時代の養蚕の生産物は、米沢領内では真綿または生糸で販売されるのが通例であった。したがって、繭を真綿にするか生糸にする必要がある。そのために各養蚕農家では自家で製糸するか、他家に依頼して糸にしなければならなかった。生糸は藩が指定した問屋から買札を受けた仲買商が買い集め、問屋に売られる。買札を受けるためには問屋を通して藩に冥加金を納入しなければならなかった。また、問屋は役銀を藩に納入することで販売ができるという仕組みになっていた。したがって、領内外の原料生糸の移動は、専売の場合と同様に藩庁の収入源になっていたのである（渡部，1976：153-154）。

このような制度のもと、各養蚕農家には製糸できない大繭やクズ繭が残されることとなる。それは紡がれて紬糸となり、販売したり自家で消費したりする紬布となったと推測さ



れる。

安政6年(1859年)に日米修好通商条約が締結され、それにともない神奈川、長崎、新潟、兵庫が開港されると、生糸、銅などが重要輸出品となり、生糸価格が高騰した。そのために農民にとっては養蚕が有力な現金収入源となる。

幕末から明治初期のこの地方の養蚕の特徴は、蚕種製造である。蚕種製造は、先に述べたように、享和元年(1801年)に下長井五十川村の大道寺市兵衛が始めてから、急速に周辺の地域に広がり、白鷹町地域では横越村、田尻村で盛んに行われるようになっていた(米沢市史編さん委員会, 1993: 254)。

安政6年の開港後の元治元年(1864年)、蚕種の輸出が開始されると、ちょうどヨーロッパで蚕微粒子病が蔓延しているということもあり、明治元年(1868年)には、蚕種は蚕糸類輸出総額の36%にも及び(古島, 1966: 106-107)、蚕種の価格は高騰する。その結果、我も我もと蚕種業を志すようになった。明治3年(1870年)に、廃藩置県前の米沢藩が、蚕種師百人組を作って政府に届けている。その組数17組のうち11組までが長井市以北であり、蚕種製造初期から、白鷹町地域が置賜地方の中心産地になっていることが裏付けられる(白鷹町史編纂委員会他編, 1977b: 1107)。

国内の蚕種の輸出は、明治4年(1871年)には蚕糸類輸出総額の13%まで減少し、その後、明治6年(1873年)までは28%ほどになり以後は急速に減少してゆく(古島, 1966: 107)。そのため国内では蚕種製造は下火となるが、白鷹町の蚕種農家は国内向けの製糸用蚕種に切り替えて蚕種製造が継続する。また、大正年間になって、人絹の発明により製糸業界は高級な細糸生産に向かったこと、それにともなって郡是や片倉という大製糸資本が自家用蚕種製造を行なって、養蚕農家と特約取引を推進したことなどの蚕種業には不利なことがおこるが、昭和15年(1940年)5月には蚕桑村(「こぐわむら」現在の白鷹町蚕桑)を中心とする西置賜蚕種共同施設組合が設立され、昭和18(1943)年、第二次世界大戦のため解散するまで活動を続けるなど、継続した蚕種製造が行われている(白鷹町史編纂委員会他編, 1977b: 1113-1115)。

このような蚕種製造を背景とし、生糸繭を生産する養蚕も蚕種製造と平行して盛んに行われた。同じ蚕桑村となった旧横越村、旧田尻村では、最上川河岸段丘の下の平地に桑を栽培し、蚕種を生産していた。それに対して、河岸段丘の上に位置していた旧山口村、旧高玉村では水利の行き届かない最上川河岸段丘上の畑に桑を作り、生糸を採る繭を生産していたということを聞いた。地域ごとの生産物の棲み分けがおこなわれていたようである。

白鷹町の養蚕農家は少しでも多くの蚕を飼育しようとし、また製糸業者から配布される蚕種は表示よりも多く入っている場合も多かったので、地元で作られる桑だけでは不足をすることもあった。さらに、原蚕種の製造は早くから行うため、地元の桑が十分に成熟しない。そのために他地区からの桑の導入が必要となった。白鷹町荒砥には桑市がたち、桑の成熟が早い白鷹山東麓、北麓の村山地方の山辺、相模、村木沢、大曾根地区の農家が桑を運んできた。桑市が一番賑わったのは明治末期から大正初期で、村山方面や宮宿（西村山郡朝日町）方面からの桑仲介人（「桑サンベ」といった）と地元の農民が入り交じり活気を呈した。ほとんど桑畑を持たなくとも養蚕する農家もあったし、一方では多くの桑畑を持ちながら、桑を問屋に売るといふ農家も出てきたことも桑市の影響の一つと『白鷹町史』には記載されている（白鷹町史編纂委員会他編，1977b：1116-1118）。

このように明治期から昭和初期までの間に長井、白鷹地区は県内で有数の養蚕地となつてゆき、第二次世界大戦での中断を経ながらも、昭和45（1970）年ごろには、全農家の2分の1以上が養蚕農家であったし、他地区ではまれにしか養蚕農家がなくなった昭和60（1975）年でも、白鷹町の農家の23%、583戸の農家が養蚕をおこなっていた<sup>57</sup>。それも次第に減少し、平成23年からたった1戸となり、平成25年頃にはまったくなくなったが、現在、山形市の呉服店が試験的に白鷹町で養蚕を再開している。

<sup>46</sup> [白鷹町史編さん委員会・白鷹町史編集委員会，2014：132-135]

<sup>47</sup> 国土地理院地図、及び[白鷹町史編纂委員会・白鷹町史編集委員会，1977a]による。

<sup>48</sup> [白鷹町史編纂委員会・白鷹町史編集委員会，1977a：3-6]

<sup>49</sup> 平成22年（2010年）の国勢調査による。平成27（2015）年国勢調査人口速報集計によると14,271人である。



<sup>50</sup> 「青苧 (あおそ)」とは、「苧麻 (ちょま、からむし)」のことで、学名は *Boehmeria nivea* var. *nipponivea* である。イラクサ目イラクサ科の多年生植物で、山野に自生する「あかそ」に対して緑色であることからついた米沢地方の方言名と思われるが、『白鷹町史』等などの米沢地方の文献では「青苧」という名称が多く用いられている。本論文では「カラムシ」ということばを用いることを標準とするが、この項では、特にこの地方の文献資料などを参照することが多いため、特に区別する必要がある場合以外は「青苧」を用いる。

<sup>51</sup> (吉田, 1973: 38) および (山形県, 1961: 23-28) を基に作成した。

<sup>52</sup> 「万三新規ニ当ル村々紅花代銀ニて役人衆指図ニて新戸通請取申分 (白鷹町教育委員会編, 1998: 311)」。

<sup>53</sup> (米沢市史編さん委員会編, 1993: 221) では「青苧の専売仕法は慶安四年 (一六五一) の青苧畑検地の時に制度化され」と記載されている。それ以前に専売制は実質的に機能していたと思われる。

<sup>54</sup> 基にしたものは『白鷹町史』上巻 p567 第47表である。

<sup>55</sup> 米沢藩では、蚕糸、絹織物流通に関して、蚕糸、絹織物の生産は直接的な専売制度に基づいたものではなく、藩の指定問屋への販売ルートで売り捌くことができるというものであった (渡部, 1976: 168)。

<sup>56</sup> 文政11 (1828) 年には、山口村 (現在の白鷹町山口) の植木四郎兵衛が、秋田佐竹藩の依頼を受け、「桑苗取立指南役」、「羽州米沢桑畑棟梁」として何度も秋田領内を巡回して指導している。

<sup>57</sup> 『山形県養蚕業の推移』 (新野編, 2013) および白鷹町の統計を用いた数字である。

## 第2節 白鷹紬の産業史

### 第1項 はじめに

現在、白鷹町では伝統的な織物として絹織物の「米琉板締小絰」と「白鷹板締小絰」が生産されている。また、それらの織物は、家族労働の二つの織物工房と出来高払いの「賃機（「出機（だしばた）」ともいう。）」という労働形態で織っている約20人の織手（「織子（おりこ）」ともいう。）によって生産されている<sup>58</sup>。これらの織物は「白鷹紬」という名称でパンフレットなどには紹介され、流通過程では「白鷹（「はくたか」あるいは「しらたか）」と称されて流通している<sup>59</sup>。このように白鷹町の伝統的な織物は、商品名「白たかお召」なども含めて、様々に呼称されている。この論文では煩雑さを避けるため、特に区別する必要がある場合以外は、以後は総称として「白鷹紬」という名称を用いることとする。

「白鷹紬」は、昭和51年（1976年）2月26日に、近隣の米沢市、長井市の緯総絰、併用絰、草木染紬の3品目とともに「置賜紬」という総称で経済産業省指定の伝統工芸品となっている。さらに平成19年（2007年）12月25日に「本場米琉（白鷹板締小絰）」として、山形県無形文化財（工芸技術）に指定され、歴史的、文化的な価値が認められている。

これらの置賜地方の伝統的絹織物は、米沢市、長井市、白鷹町の2市1町が主な産地となっている。米沢市の織物は「米織（よねおり「米沢織」ともいう）」、長井市のものは「長井紬」、白鷹町のものは「白鷹紬」という名称で流通しているが、歴史的にみると、どちらも近世米沢地方で産地が形成されたものだが、相互に影響関係を持ちながらも、大きく以下の2つの流れになっていると考えられる。

ひとつ目は、城下の下級武士と織子であるその妻女による「家中工業」として産業化された「絹織物」の米織の流れであり、もうひとつは城下から離れた、盆地の北端の下長井地域（現在の長井市、白鷹町）で産業化された「紬織物」の流れである。

先行研究では、この二つの産業化の歩みが必ずしもはっきりと区別して記述されていない。そのために、米沢城下の「絹織物」の産業史の中に「紬織物」の産業史は埋没し、紬

織物の産地形成が人びとの生活に与えた影響については、これまで明確に分析されていなかった。しかし、米織は主に領地内の生産された絹糸を原料とし、城下の武士階級の「副業（生業要素の一つ）」として発達したのであり、また紬織物は下長井地方の農民の「副業（生業要素の一つ）」として発達したのである。したがって本節では、米沢城下の米織と下長井地方の紬織物の流れを区別して産業史の再構成を試みる。

さて、「絹織物」とは、蚕の繭からとった糸を使った織物を総称していることが一般的であるが、蚕の繭を糸にするには、「繰る（くる）」という方法と、「紡ぐ（つむぐ）」という方法の2つの方法がある。

「繰る」というのは、蚕の繭を煮てほぐし、1つの長い繊維の先を引き出してそれをたぐって巻き取る方法である。それを何本か撚り合わせて作った糸を「絹糸（きぬいと）」という。「紡ぐ」というのは繭を真綿にしてそこから繊維の束を引き出し、それを細長くのばして糸にする方法である。このようにして作った糸を「紬糸（つむぎいと）」という<sup>60</sup>。

この2種類の糸でいわゆる絹織物は生産されるが、絹糸を使ったものが狭義の「絹織物」であり、紬糸を使ったものは、「紬織物」あるいは単に「紬」と呼ばれる<sup>61</sup>。細かくいえばこの2つの織物は区別され、たとえば「紬織物」は、どのように高級なものであっても、礼装には用いない、あくまで日常着であるという見方がされている。

また、先に示したように、近世までは「絹織物」は上層階級にしか着ることが許されなものであったのに対し、「紬織物」は百姓や町人階級が着ることが許された唯一の絹製品であった。したがって、原料の糸の問題からも、また織物が階級制からも、2つの織物の産業史は異なっていると考えられる。

山形県米沢、置賜地方の織物産業史では、この2つの織物を区別して論じていないことは先に述べたとおりであるが、本論文の目的から、これを区別し、「紬織物」の産業を中心に論ずる必要がある。ことばを換えれば、本節の目的は、「紬織物」を絹織物とは別のものとして明確にするという観点から、置賜地方の織物の産業史を再構成することである。その際、それぞれの織物の産業化される時期や技術、道具の変移、また担い手の生業構造

などを考慮する必要がある。

次項以降では、以上の課題を踏まえた上で、時系列に沿った形で産業の歴史を概観する。

## 第2項 前史

この項では、この地方の絹、紬織物が市場において商品として確立され、産業となつてゆくまでの歴史を概観する。

前節第4項で、近世初期の米沢藩が真綿を買い上げていたこと、元文2（1737）年の『米沢産物集』に、蚕類として絹蚕・山蚕・綿蚕の三種が挙げていることを根拠として、吉田義信は、近世初期の養蚕は真綿生産を目的としたもので、その後に絹糸を採る蚕がこの地方に移入されたという推測を述べている。また、吉田は、「農民は自家用と領主層の要求にもとづく真綿、およびそれをつむいで織った紬布生産を主としていたと推定される」と述べていることも先に記した。したがって、この地方で近世以前に蚕から採った糸を使った織物があったとしても、それは真綿から紡いだ紬糸を原料とする紬織物であったと推定できる。また、その織物は、この段階では税の対象とはなっていないことから、「農民が領主層の要求にもとづいて」紬布を織っていたとしても、それは市場の商品といえるような規模ではなかったと推定できる。近世初期において、米沢の織物は以上のような状態であったことを基本において、近世初期からの織物の商品化の動きを追ってゆくこととする。

近世初期に、織物の商品化の動きでもっとも早いものは、慶長のころ直江兼続が京都から縮緬（ちりめん）の織工と染色工を呼び寄せて、縮緬の製造を計画した。しかし縮緬の製造は成功しなかったけれども紬の製造には成功したという伝承である（今井編，1940：8；川村，1975：22；行方，1986：9）。生産しようとした「縮緬」という織物は「右撚りと左撚りの強撚糸を交互に打ち込んで平織とした後、精練してしぼを出した絹織物」であり、天正年間（1573-92年）に泉州堺の織工が中国の明から織法を習い、京都西陣で織られてから全国に広まったものという（板倉他監修 1977：707）。したがって、直江が縮緬の

製造を計画したのは、縮緬が国内で生産されるようになってから間もなくのことと考えられる。失敗の原因としては、当時の道具や技術の未熟さが考えられるが、それについて言及した史料は見つかっていない。

一方、成功したといわれる紬については、その原料となるのは生糸をとることができないくず繭や二匹の蚕が一つの繭に入った「大繭」といわれる繭である。大繭は、文政年間辺りで20%程度出るという記録がある<sup>62</sup>。それらは真綿にひかれるわけであるが、真綿は先に述べたように藩で一定量を買入れることとし、残りは生産者の自由販売にさせていた。だから、紬糸は充分にあった。しかし、この時代にはまだ市場が形成されておらず、紬織物は商品化ができず、自給用と自領内の供給の織物の域にとどまっていたと推定できる。養蚕技術のうえでこのような動きを考えると、いわゆる「絹蚕」が移入されたのはこの時期かもしれないという可能性がある。しかし、管見するかぎりでは、それについても史料がなく、可能性として述べておく。

それ以降、上杉鷹山の時代まで、織物に関する文献記録はほとんど見られない。享保4、5(1719、20)年頃には、丹後の佐平次が京都の西陣織の技法を伝えたが定着しなかったという伝承がある。また、同じころ、福島の川俣からの技法も伝授されたがこれも定着しなかったとも伝えられている(米沢市史編さん委員会編, 1993: 271-272)。

また、今井清見は「殖産志料」という文書を上げ、享保10年(1725年)、米沢藩主が、他領へ売り出した品目を幕府へ報告したものの中に絹布があると指摘している(今井清見, 1940: 11)さらに、『米沢織物史』では、時代記述については疑問であるが、『読史堂史料』の正徳の頃(1711-15年)と記された役銭(他領への売り渡しの際の税)のところに「絹織物 1疋について70文」「紬織物 1疋について70文」という記載があると指摘している(渡部他, 1980: 51-52)。

「殖産志料」および『米沢織物史』の原記述は確認できていないが、これらのことは鷹山時代以前にすでに絹織物が商品として流通していた可能性があることを示している。また、先に吉田が米沢地方で絹糸を採るための養蚕がはじめられた時期について、元文2

（1737）年以前と推測していることをのべておいたが、いわゆる「絹蚕」の移入が丹後の佐平次がやってきた時期、あるいは福島川俣からの技法の移入時という可能性もある。これも確定はできないが、状況的には吉田の推測はかなり確率が高いということを示している。

さて、上杉治憲（鷹山）が藩主となってから、織物に関わる施策は活発になる。鷹山の改革初期においては麻織物を特産にしようとの動きがある。先に触れておいた安永5年（1776年）に、越後松之山から源右衛門等を招聘した動きがそれである（第1章第1節第3項）。源右衛門等の招聘というのは竹俣当綱の建議によるという（今井編，1940：19, 31-32）。その後の縮役場の設置などを考慮すると、これは藩の政策だったと判断されるが、この時期には、全国的には庶民の着るものとし元禄年間（1688-1703）には木綿が普及し、さらに養蚕の普及と享保15（1730）年の西陣の大火をきっかけとして、各地で絹織物の産地が確立されていた。そのような時代の趨勢に反し、米沢藩が麻織物の産地形成に力を入れた理由については、前節3項で述べたように米沢地方が苧麻の生産地であるという特殊な事情によると考えられる。

源右衛門は寺町蔵屋敷内に設けられた縮役場で同行した又助とともに教師となって、下級家中の女子を6、7人選んで織の技術を習得させた。また、源右衛門招聘の仲介にあたった下長井小出村の肝煎横沢忠兵衛が、村人に教えて織らせていた<sup>63</sup>。それぞれで織り出した反数は、安永5年11月から安永6年5月までは縮役場が197反、横沢忠兵衛が84反の合計281反であった。また、6年後の天明元年（1781年）8月から天明2年（1782年）は、縮役場が27反（内4反＝2疋は横麻）、横沢忠兵衛が148反となって、合計175反であり、役場の織り出し量が減少しているのに対し下長井の方は増加している<sup>64</sup>。これを見る限り、縮織物の主産地は縮役場のある米沢城下ではなく、青苧を多く生産する下長井東通り（現在の白鷹町）に隣接する現在の長井市となっていたようである。

これらの産品について、安永8年（1779年）3月、米沢藩は産出した縮織物が市場に通用できるものであるのか確認するため、北村孫次、中野林右衛門を越後に派遣し、縮役場



の縮織物を本場の越後縮に混入し販売させたという記述がある<sup>65</sup>。その結果は史料がないので不明であるが、販売を試みたことはある程度の品質の物がある程度の量は生産できるようになっていったと考えられる。しかし、その後に縮織物が米沢藩の産物として登場することはない。一方、越後の縮布の生産は天明年間（1781-89年）には30万反に達している（角山，1968：177）。また寛政3年（1791年）の役苧の納入高が414駄99把50匁なのに対し、商人苧や撰苧の移出高は687駄11把700匁となっている<sup>66</sup>。以上から、青苧原料生産地からそれを基盤とした縮布生産地への転換は成功しなかったと考えられる。むしろ、この政策の結果、天明2年にわずか2疋（4反）ではあるが、「横麻」の製織に成功していることが注目される。

「横麻」とは経糸に絹糸を用い、緯糸に麻糸を用いて織った織物であり、袴（かみしも）地または夏用衣料に用いたものであった。袴は武士の正装として着用されていたが、近世後期になると、町人や村役人たちの正装として着用されるようになり、需要が高まっていた（米沢市史編さん委員会編，1993：272）。そのような時流に乗り、「横麻」は米沢藩の織物として流通するようになっていった。また、この頃になると、絹糸を採る養蚕も盛んになっていったと考えられる。

さらに、寛政の初年頃からは「龍紋（りゅうもん）」が織り出されるようになる（今井編，1940：55）。これは絹糸を経糸、緯糸につかった平織<sup>67</sup>のものであり、羽二重と似ているが糸がやや太く厚手の織物である（板倉他監修，1977：1172）。「平織」でやや太い絹糸を使うものであれば、地機で織ることは困難ではない。また米沢領内の養蚕もこの頃には絹糸を採る養蚕に変わっていたと推測できる。「龍紋」は、当時の米沢地方の生糸の質、使用していた織機に適した絹織物であった。

寛政5年（1793年）には「横麻」「龍紋」の販売を江戸の三谷三九郎に依頼し、翌年の寛政6年には三谷家の志摩屋に一手販売させることとなる（今井編，1940：62）。しかし、織物の生産が年々増加し、志摩屋だけでは売り捌くことができなくなってきたため、寛政8年7月8日、藩（御国産所）で買い上げた分は志摩屋に販売させ、その残りは自由に販

売させることを許可した（今井編，1940：62）。

ここに至って、米沢織物は特産物として、藩の財政を支えるものの一つとなってくる。伊勢崎や足利などの地域からは遅れながらも絹織物の産地に参入することとなった。この「横麻」と「龍紋」の全国的な市場での流通時期を、米沢領内の絹織物の産業化のはじまりということができる。

### 第3項 米沢絹織物の確立と発展

この項では、紬織物を後にして、まず絹織物の産業史だけを見て行くこととする。

さらに米沢織物を飛躍させたのは文化元年（1804年）から文化4年（1807年）の間に米沢に来た丹後の宮崎球六である。球六は京都の山家屋清兵衛を介して米沢城下の織物屋高橋嘉左衛門、渡部伊右衛門等が招いたものであるが、球六は持参してきた織機の模型を基にして織機を作り、その頃甲州で製造されていた糸織を改良した織物を織りだした。この織物は「唐糸織」と名付けられ、この時期の米沢織物の代表的な織物となった。さらに球六は米沢藩御用織師の今村知倚宅に身を寄せ、菱織、茶丸、海黄などの織物技術を指導した（今井編，1940：48-49）。

球六が持ち込んだ織機は「高機」と呼ばれる織機である。これまで米沢地方で使用されていた地機（平機、いざり機）よりも高機の方が反物を織る速度が速く、生産性も高かった。したがって、球六の米沢来訪は単純な織物技術の移入にとどまらない。道具の移入も含めたものであったといえる。それが米沢の織物を飛躍的に進化させた。その後、米沢では中級以下の家臣やその妻女の手によって唐糸織、種々の帯地、熨斗目、黄八丈、絹、紗、袴地など多くの種類の絹織物が生産されるようになる。

このように多くの絹織物を生産できるようになった理由として、今井は次のように分析している。



第一 領内における蚕糸業の躍進。

第二 縮布は小千谷の如き先進機業地と競争を免れなかったが、絹織物は斯の如き憂  
 少なく時好に投じたる事。

第三 熱心なる藩主の保護奨励に依りて技術的方面も著しく進み且つ運輸の便を与  
 へられた事。(今井編, 1940: 44)

第一は前節の養蚕のことで述べたことである。また、第二は前項に記したことである。  
 今井の述べている第三の点がいわゆる「米沢の織物は鷹山公の奨励から始まる」という言  
 説の内容について今井の考えを示しているものである。

このように発展期を迎えた米沢の織物業を支えていたのは、中下級の家臣たちとその妻  
 女であり、したがって、米沢の織物は「家中工業」として発達してきたことはこれまでの  
 研究で明らかになっている<sup>68</sup>。米沢藩の場合、藩財政の安定のためには領内の生産を高め  
 るとともに、先に述べたように家臣団の生活を安定させる施策が求められていたという特  
 殊な事情があった。

文化12年(1829年)の石高名簿による俸禄の計算が『米沢市史近世編2』に記されて  
 いるが、それによると中級家臣の平均の実収が1戸あたり14石という計算になる。足軽  
 級になると6石となり、大人1人が必要とする米の量がだいたい1.5石とすると、家禄だ  
 けで生活することの困難さがわかる。しかも、米沢藩の場合、中下級の家臣は98% (4841  
 戸) であり、家臣の大半が俸禄以外の収入の道として「副業」をしなければならない状況  
 であった<sup>69</sup>。

家臣団の副業としては様々なものがあった。前述の『米沢市史近世編2』に記されてい  
 るものを拾い上げてみると、養蚕、織物業、筆結い、成島焼、相良人形、将棋駒製作、扇  
 子折、製墨、など。また城外に住む「原方衆」は日雇、大工、左官などとした(米沢市史  
 編さん委員会編, 1993: 424-429)。中には相良人形のように相良家の一子相伝で、他に広  
 がらないものもあったが、将棋駒製作のように、高島領主の織田家が天童に移封されると

きに伝承され<sup>70</sup>、現在は天童市の特産伝統工芸品になっているものもある。

これらの副業の中でもっとも広く行われたものが養蚕と織物業であった。養蚕については、前述の『米沢市史近世編2』では上級階級の家臣団である侍組でも養蚕や製糸を行っていたことが明らかであると述べている（米沢市史編さん委員会編，1993：424）。

織物業については寛政3年（1791年）に織物の粗製濫造を戒める藩令がでたが、その添え書きに下級武士の妻女は織物に専業するよう記されている（米沢市史編さん委員会編，1993：426）ことから、丹後から宮崎球六が米沢に来る10年以上前から、すでに織物業は武士の副業化していたと考えられる。

絹織物は織物問屋が布を織る織手（「御物師」「仕込師」と呼ばれていた。）に糸を手渡し、問屋から与えられた織機で織り、織り上げた織物を問屋に渡すときに織賃をもらうという形で行われていた。このような形態を米沢地方では「出機（だしばた）」という。具体的には織手は500匁（約1,875グラム）の糸を問屋から受け取り、400匁（1,500グラム）の布を渡すということであったから、織賃支払いの基準は布の重さであった。このようなやり方は場合によっては本来藍染めの緯糸を用いる糸織に黒糸染めの緯糸を使用したり、単にデンプンを加えて織物の重量を増したりするような粗悪品を生み出す場合もあった（米沢市史編さん委員会編，1993：276）。

副業を営んでいた家臣団の中には、単に織物を織って手間賃をもらうだけの「御物師」に甘んじていたものばかりではない。積極的に絹織物業に取り組んで資産を蓄え、「出機」をするものも現れた。代表的な人物として町田八之丞真乗があげられる。

町田は宝暦5年（1755年）頃に生まれ、安永5年12月に町田金吾家を次いで一人半扶持をもらうようになる。藩の役職としては藍役場御用、縮役場元方などを歴任し、五十人組頭在任中の文政6年（1823年）68歳で病死した。もともと下級武士であるため、織物業を副業とし、京都でもらった絹縮を基にして文化年中に入って夫婦で苦心の末に織り出すことに成功した。絹縮は高価に売り捌くことができ、そのこどもの頃には米沢藩士第一の富豪となったという（今井編，1940：50-51）。

このように副業としての絹織物はときには大きな利益を生み出すものであり、優れた副業であったといえる。したがって、絹織物業は城下の町人や在郷の農民の副業に拡大することなく、武士によって独占され<sup>71</sup>て城下の家臣の多くが継続して取り組む「家中工業」となったと考えられる。これが現在の米沢織の原型となったと考えられる。

ここで注目しておきたいことは、米沢織といわれる絹織物は、これまで述べてきたように米沢城下の中下級の家臣団によって担われてきたものであった。最盛期を迎えても、在郷の農民に出機をして絹織物をさせたという記録は残っていない。そのことから、明治維新以前の様々な種類の絹織物業は、米沢城下でだけでおこなわれていた産業であるといえる。

明治9(1876)年、米沢の織物業は、家禄制度の廃止にともなうの金禄公債条例公布によって大きな変化を迎える。金禄公債条例とは、それまでの俸禄を廃止する代わりに一時金として金禄公債を与えるというものである。武士階級にとっては、藩士として継続して受け取っていた収入が消えてしまうということである。したがって、吏僚制度で地位を得られなかった者にとっては、失業するのと同様のこととなる。俸禄を失った藩士たちは俸禄に変わる収入源を探す必要がある。それは全国的に起こったことであるが、米沢では金禄公債証書の売却金を元手にして、副業として慣れ親しんでいた織物業に従事する旧藩士が続出した。これを「公債機(こうさいばた)」といている(今井編, 1940: 171)。まとめると、中下級藩士たちは旧藩時代には「藩士」という生業と「織物業者」という生業を複合して生計を立てていた。それが、金禄公債公布をきっかけとして、「織物業者」という専業者としての生業に変化したということである。そしてこれが絹織物である米沢織の専業機屋の発生である。

ここまで述べてきたように、米沢市を中心とする絹織物は、「紬織物」とは無関係に産業として発生し発展してきたといえる。

#### 第4項 紬織物の商品化

この項では、紬織物が商品化され、産業として確立されて行く過程を概観する。

近世、米沢地方の農民の織物については、木綿の織物が下長井の小出村（現在の長井市小出）や北条郷の宮内（現在の南陽市宮内）で織られていたというが、他の多くの地域で織られていたのは紬糸を使った織物である。とりわけ、米沢地方北部の下長井と呼ばれた地域では、近世後期になって「米流（よねりゅう）」と呼ばれることになる紬織物の産地を形成する。

下長井地方でいつから紬が織られていたかは不明であるが、養蚕が古くからおこなわれており、先に述べたように近世の初めには藩が買綿をしていたこと、その当時の織機が地機であっても、紬の織物は、大部分が平織というもっとも簡略な組織であり、地機で充分に織ることが可能であることなどから、この地方の養蚕の始まりとそれほど変わらない時期から織られていたと考えて無理はない。

蚕が繭になることを養蚕では「上簇（じょうぞく）」というが、その際、2匹の蚕が一緒に繭を作ったものを「大繭（あるいは玉繭）」と呼び、良質の生糸を採るには不適なものになってしまう。また、汚れてしまう繭も出る。前述したようにその割合は全体の20%にもなるのが近世の状態であった。その大繭や汚れたくず繭は真綿にされるが、藩ですべての量を買うわけではなく、養蚕農家の手元に残ったと考えられる。結城紬を初めとして、上田紬、越前奉書紬、越後栃尾紬、加賀釘貫紬、越中井波紬など近世後期の紬織物の産地は養蚕地である（角山，1968：167）のはそのような事情からである。

以上のことから、史料として確認できないが、紬織物は養蚕に平行して行われていたと推測できる。自家用として織られていただけでなく、早い時期から領内の流通物として商品化されていた可能性もある。元禄15年（1702年）には米沢藩で肝煎、平百姓の絹紬着用が禁止されている。禁令を出されるほど日常化していたとも考えられる。また、宝暦8年（1758年）には西村久左衛門らが他領出しの物品の役銭徴収を命じられているがその中に「紬物」が記されていて、乏しい史料ではあるが米沢地方でも近世中期頃にはある程度

の紬織物の流通が行われていたと考えられる。

米沢地方の紬織物が流通する商品となっていることが確実に確認できるのは、文政10年（1827年）に米沢城下渡部伊右衛門、荒砥大貫吉左衛門、小出村横山孝太郎の三人が紬問屋に命じられたことからである。紬問屋を命じたのは粗悪品が現れ、販路が退縮の様子であるので、それを取り締まるために領内の流通を整備した（今井編，1940：81-82）。一方では、問屋を介して国産会所に納入するというを制度化し、領外に紬織物を出す際には役銭を払って送り出すようになっており、仲買商人や問屋が納める役銭を確実に藩の財源に繰り入れる制度が確立したことになる（渡部，1976：182）。制度は現実よりも遅れ、現実に合わせて制度が作り出されることを考えると、この時代にはかなりの紬織物がすでに領外に出され、商品として流通していたと考えられる。

この背景には、百姓町人の経済力の高まりがあると考えられる。古代から絹製品は上流階級の物とされ、絹織物工房は官に付属していた。近世に至っても、絹織物は武士階級以上のものの衣料とされ、百姓や町人は着ることを禁じられていた。しかし、紬織物は絹製品でありながら「百姓町人の着用が許される限界の絹織物」とされていた（角山，1968：166）。したがって、町民が経済力を持つようになってくると、様々な奢侈物の需要も高まってきたと考えられる。紬織物はとりわけ「天保の改革によって絹織物一切の製造使用が禁止されたのを契機として町人階級にもてはやされた（角山，1968：166）」という。近世において紬織物は百姓町人の経済力の高まりとともに流通量や販路を拡大したと推測される。

そのような紬織物の商品性の高まりは、生産に従事する農民の意欲を高めた。成田村の飯澤半右衛門が天保11年（1840年）と天保13年（1842年）の2回にわたり、自ら結城に行って紬織の研究をしてきたこと、さらにその経験を藩庁に上申していることなどは意欲の高まりが他産地の視察や研究までに結びついた例といえよう。また、半右衛門は嘉永6（1853）年に紬問屋を命じられている（川村，1975：121-133）。

以上のように、米沢地方の「紬織物」は城下の絹織物産業の発達の影響を受けてはいる

が、その流れとは別に商品化され、その時期は明確にできないが、遅くとも近世後期には産業として確立されていったと考えられる。

### 第5項 紬織物産業の確立期

この項以降では、近代以降の長井および白鷹の紬織物産業について記す。その際に大きな変化を迎えた時を転換点として時期を分けて記述する。

明治維新以降、産業の近代化が図られる。その基盤として、産業同業組合の組織が奨励される。西置賜郡紬織物同業組合が発足するのは、明治36年9月19日である。それまでの長井、白鷹町の織物関係の資料は少ない。とりわけ明治10年代までの史料はほとんど見られない。織物産業の歴史史料の面から見る限りでは、米沢で大きな変化をもたらした地租改正や金禄公債条例公布は、長井、白鷹の織物産業にはほとんど影響がなかったように見える。西置賜郡紬織物同業組合が発足するまでの長井や白鷹の織物産業で特筆されることは、技術の改良であろう。

現在の長井紬や白鷹紬は緋が特色になっているが、明治初年の長井紬や白鷹紬は「無地」や「縞」が中心であったのではないかとと思われる。

たとえば、『米沢織物同業組合史』のなかに、『置賜郡志』（清水天雷著）からの引用として明治8（1875）年の産額が上げられているが、「絹糸織」「節糸織」などと一緒に「縞紬織 百二十三疋 七百三十八圓」という記載がある<sup>72</sup>。この「縞紬織」というのは長井、白鷹で織っていたものではないかと考える。

また、田中俊雄は「米琉の話」のなかで、藤倉さんという米沢の古くからの織物問屋から聞いた話とみせられた縞帳の見本から「いま「米琉」といつてゐるのは、緋の紬織などおほいですが、ずっとまへには縞物がおほかつたのです（田中、1938：19）」と記述している。また「米琉」の説明として、「名前は「米澤琉球」とよんでゐますが、これを実際におつてゐるところは、米澤ではなく、この米澤から六七里はなれた長井町や、その長井



町からさらに三里ほど北にはいつた荒砥町などを中心とする一郡の部落（ママ<sup>73</sup>）なのですが、これらはもと、すべて米澤藩の所有地でしたから、それで「米琉、などよんだものでせう。いまはおもに長井紬などよばれてうりだされてあるやうです（田中、1938: 21）」とも記している。さらに、絣紬の米流が盛んに織り出されるようになったのは明治期であろうとも推定している（田中、1938: 23-26）。長井紬、白鷹紬の絣については後で記述するが、ここでは長井、白鷹の紬織物は明治初期においては、絣技術が主流ではなかったということを押さえておきたい。長井、白鷹地方の絣織物が大きく発展するのは明治19年（1886年）に新潟県十日町から西方吉太郎を長井に迎えてからである。西方の招聘について、『長井市史』に記載されていることを要約して示すと、次のようなこととなる。

当時の旧長井町の紬を扱う有力な商人、小出村斎藤新吉、小出村竹田清五郎、宮村井上新兵衛は互いに取引も長く業務上の交際が深かったが、この地方の紬織物を何とか改良して天下の名産にしたいという共通の望みを持っていた。改良策の第一は先進地から優秀な技術者を迎えて、織り方の改良をはかり、時代の好みに合った紬を織り出すことだということが一致した意見であった。井上新兵衛が越後の機業地を視察する計画があったので斎藤新吉がそれに同行し、すぐれた技術者を探し、長井に迎える交渉をすることになった。

斎藤は小千谷の西脇、山本の両商店から十日町の西方吉太郎を紹介され、交渉をすると西方もたまたま家業が不況のため不振の状態にあったこともあり家業を弟にまかせて長井に単身来ることを決意したのである。

西方は8月に長井に来て、9月から東五十川（「ひがしいかがわ」現在の長井市東五十川）の小関家に止宿して、絣の技術指導をおこなった。指導を受けるグループを「改良組」と名付け、改良組の製品を「長井紬」という名称にした。「長井紬」という商品名の発案者は竹田清五郎であった。

西方の指導したものは「木羽板絣締器」の使用法がその第一で、第二は「色墨」の着色法であった。西方の指導によって絣の大小粗精を思いのままに織り出すことができるようになった。そして長井紬は「蚊絣」をはじめ、「横模様絣」「着色絣」が生産できるように

なったのである。

西方はその後も長井にとどまり、絣の技術指導を継続する。そして、西方の指導した技術は広く長井、白鷹の全域に広まってゆくが、明治27年になって病気となり、ついに4月19日、小出の斎藤新吉宅で死亡した。享年50歳であった（長井市史編纂委員会編，1982：611-618）。

西方が自身で手括りして染色した絣が竹田清五郎家の絣見本帳に残されている。そこには「此三種見本ハ惣絣ニシテ大阪商人ノ紹介ニヨリ本郡ノ原料ヲ大嶋ニ送り染色ヲ施シ本郡東五十川擴榮組ニテ試織セシモノ也 右飛白（かすり）結方ハ擴榮組雇聘技師西方吉太郎氏也」と記載されている。川村はこれが米琉のもとであり、白鷹の小絣及び蚊絣の初めであると記述している（川村，1975：44）。確かに見本帳の上段は白鷹紬を特徴付ける亀甲絣であり、下段は十字絣である。模様の大さは現在のものより3倍ほど大きい点で、直接的な白鷹紬の元と断定はできない。しかし、十日町近くの塩沢で織られる塩沢紬や越後上布の基本模様が「亀甲絣」や「十字絣」であり、それが西方によって白鷹紬に持ち込まれた可能性は充分あるように思われる。そのことは後ほど検討することにしても、西方の功績により、長井、白鷹の絣技術は格段に飛躍し、重要な物産となる道は開かれたといえよう。

『白鷹町史』下巻に、東根村文書を基にした明治21（1888）年12月における紬織物の生産状況表が掲載されている。それによると、浅立村では118疋の茶絣が織り出されている。広野村では、20疋の縞紬と40疋の茶絣、畔藤村では3疋の白紬と12疋の茶絣が織り出され、現在の白鷹町東根地区にあたる村々の合計で、170疋の茶絣、20疋の縞紬、2疋の白紬が83戸によって織り出されていることになる（白鷹町史編纂委員会他編，1977b：1153）。

このように、西方の指導した新しい絣の技法は西置賜で広く普及した。けれども当時の生産は原料や染色、織りまで農家の冬期間の生業要素のひとつとしておこなわれていたため、製品の質はピンからキリまでばらばらな状態であった。そこで製品の品質向上をねら



いとして品評会、博覧会、共進会などが頻繁に開かれた（長井市史編纂委員会編，1982：619）。

『長井市史』第三巻近現代編に明治28年（1895年）4月1日から7月11日まで京都市上京区で開催された「京都府主催第四回内国勸業博覧会」に郡長の指名により9人の視察員が派遣された。その報告書の要点が転記されている。紬織物が11人の出品者から167反出品されているがそれについての報告には褒賞を得たものも少なくなくて、長井紬、置賜織の名声を高めたが、改良すべき点も少なくないとして、①尺巾が一定しないこと ②染色が不良なこと ③縞柄が不十分なこと ④原糸の経緯（たてよこ）、細太が不均一なこと ⑤粧飾が不完全なことをあげている。そのうえで現在需要があり、販路も拡張しているのは品質がよいからではなくただ価格が安いからというだけのことでであると指摘している（長井市史編纂委員会，1982：621-624）。

『長井紬（本場米琉）の歴史』には明治30年（1897年）11月17日から23日まで開催された「西置賜郡物産品評会」の概況が記載されている。織物は210点で長井町、長井村、西根村、平野村（以上は現在は長井市）、蚕桑村、鮎貝村、荒砥町、十王村、白鷹村、東根村（以上は現在は白鷹町）、豊川村（現在は飯豊町）の町村であり、出品された織物の種類は入賞品に限れば白紬、紬飛白（かすり）、紬縞、糸織、ガス糸織、節織、星七子織、十字刺子織である。その織物に関して批評委員（審査員）である米沢市色摩慶次の評の概況も記載されている。その中で、色摩は、紬飛白については当地方特有の産物として価値の高いものであることを認めながらも、耐久性の乏しいこと、染料と染色の技術が不完全であること、臭気を帯びたものもあって需用者が嫌悪の念を起こす心配があること、などの欠点を指摘している。その他の織物についても様々な欠点があることを指摘した上で、多数の製造者が、個人毎に各自の心で粗悪品を造る欠点が認められるので、後日に同業者が団結して組合を作ることを進めている（川村，1975：158-160）。

このような形で内外から粗製濫造の状況を指摘され、すでに組合を設立していた米沢の審査員には組合設立の必要性まで説かれていたのが明治30年前後の状況であった。

## 第1章 白鷹紬（山形県西置賜郡白鷹町の織物産業）

明治33年（1900年）3月に重要物産同業組合法が公布される。これはすでに制定されていた同業組合準則や重要輸出品同業組合法を受け継いだもので重要物産の品質改良や増産を目的にしたものであった（藤田，1981：11）。

そのような社会情勢や官からの勧めもあって、明治35年（1902年）の3月、西置賜郡の有志のものが数10名集まって、組合創立について語り合う。その後に協議を重ねて10月20日に重要物産同業組合法による組合組織の発起申請をすることになり、12月27日に発起が承認された（川村吉弥，1975：161-162）。

承認されたのを受け、明治36年6月2日、西置賜郡会議事堂で1,078人の出席者で西置賜郡紬織物同業組合設立総会が開催された。同月8日、農商務大臣に設立の申請を行い、同年9月19日付通知で認可され、正式に同業組合が設立された。定款に基づき、9月28日に組合会の議員の選挙を行い、10月8日に組合会を招集して役員選挙を行った。その結果、組長に角永吉、副組長に長岡不二雄が選出され、評議員も決定して体制を整えた（川村，1975：163-164）。

明治37年（1904年）10月、西根村の孫田吉衛が栃木県足利から前年12月に買い入れた板締染色器をはじめて緋の染色に用いた。詳細は後述するので、ここでは概略のみを示すと、板締染色法（いたじめせんしょくほう）とは、緋の文様を型板（緋板）に彫り、同型のものを2枚作って、緋糸用の原糸を巻き付け、型板2枚の凸面と凸面、凹面と凹面とが完全に合うようにしてボルトで巻き付ける。これに熱した染液を注ぎ込むと溝になった部分の糸のみが染まるので、型板からはずせば緋糸が得られる。この技法は、型板を繰り返し使用すると量産に便利である。また型板の使用で緋糸製作は容易となり、手で緋糸を括るより、20分の1の労力であるという。一時は全国各地に広がり、緋の量産と大衆化に大きな影響を与えたというものである（板倉他監修，1977：75-76）。

長井や白鷹地区でも明治末期から大正期には広く普及したが、大柄の緋を主とする長井地区は間もなく手括りにもどって、現在では白鷹町だけで使われているものである。

明治43年（1910年）4月、置賜紬織物同業組合は、組合の名称を「置賜織物同業組合」

と改め、紬以外の織物も含めた組合となったが、組合創設当時の組合員数は、1,753 人である。重要輸出品同業組合法を受け継いだ重要物産同業組合法は強制加入の原則に立っていた（藤田，1981：15）<sup>7</sup> から、織物業に従事するものはすべて同業組合に加入する義務を負う。そういう視点で組合員数を米沢のものと比較すると、約3倍になる。製造者だけで比較すると、3.7倍となる。このような大きな差になっているのは、産地の大きさを反映したものではなく、従業構造の違いを表しているのではないかと考えられる。つまり、米沢では、明治9年に小山源助が工場を建ててから織物工場ができはじめ、明治20年代には相当数の工場ができていたし、織物業に従事している人たちの専業率も高かったのではないかと推定できる。一方、西置賜は農家の生業要素の一部としての機織りが主な製造方法であった。そのため、組合員にはなっているが、決して織物専業者ではないという状態だったのではないかと考えられる。その違いが数値的な違いになっていると考えられる。

明治38年（1905年）2月1日から織物消費税が施行された。その結果、商店ごとの織物取扱数量が把握できる。明治39年度（1906年度）の場合は、長井税務署管内の生産高、売上金額は、紬織物・絹織物全生産高が44,328反であり、税金額は18,393円である。納税額の上位は竹田清五郎が7,832円（42.6%）、大友惣八が3,806円（20.7%）、小笠原嘉内が3,127円（17.0%）と上位3人で全体の80%あまりとなっており、その他の50人以上の商店が残りの20%の販売を行っているということがわかる<sup>74</sup>。

以上の二点が組合結成について大きな影響を与えていたのではないかと考える。つまり、生産者は副業であるため、副業の製品の良否については専業者よりも切実感はない。また、買い付け販売にあたる商人にしても、少数の商人の独占状態であり、そのような状況であるから工場を設置して生産にまで経営を広げようとするものも少なかったと考えられる。だから、組合を設立して製品の良否に自分たちが直接的に関わろうとする意識は希薄だったのではないかと考える。

以上のことから事態の改善を図ろうという考えの人たちが組合設立に動いても、郡役所という官の働きかけがなされるまで全体を動かす力を持ちえなかったのではないかと考えられる。

賜紬織物同業組合が米沢織物同業組合より設立が10年も遅れたのはこのような理由であると考えられる。

#### 第6項 置賜織物同業組合時代

この項では、置賜織物同業組合改称以降、昭和17年（1942年）12月19日の組合解散までを概観するまず、組合の活動で重要と考えることをいくつか記述する。

組合が改称され、紬以外の織物も含めた組合となると同時に、定款の改正も行った。その中で、粗悪品製造禁止と製造者の責任を明記している。また、織物の種類ごとに製造方法の規定がなされている（川村，1975：206-208）。

前半は染色に関する講習会が多くおこなわれている。大正3年（1914年）からは意匠の講習会や技術指導に変化している。これは前項に記載した「西置賜郡物産品評会」での審査員色摩慶次の評に対応するが、農家が冬期間の副業として、真綿から糸を紡ぎ、それを染色し、織り上げるまで一貫して家庭内の作業としておこなって生産していた組合として重要であり、急務の一つが染織技術の改善と統一であったといえよう。

また、明治41年（1908年）7月20日、組合顧問川辺申松、成田の組合員佐々木覚次郎を鹿児島県大島郡に派遣して本場大島紬の染色業、原料、器具機械、技術などを調査したこと、途中で久留米、薩摩の機業地も視察していることも注目したい。このことは、この時期の長井、白鷹の織物が「大島紬」を範としようとしていたことを示している。このような明治以後の「大島紬」の影響を受けたのはこの地区だけではなく、全国的な現象で、「村山大島」「秩父大島」「伊勢崎大島」なども同様のことであった（田中，1938a：24）。また、それは大正15年（1926年）8月に、米沢工業試験場の後援と長井村成田の小松健一の奔走によって、鹿児島県大島郡龍郷町から熟練の技術員押長英（おさえながひで）を招き、本場泥染めによる小緋の指導を受けるようになることにつながっている。

押長英の指導したことは「機締（はたじめ）法による緋糸作成」、「泥染めによる染色法」

「染料としてのテーチキ・エキスの導入」の三点が主なものであったが、これは奄美大島の技術である。中心になって活動した小松健一は「絶えず長井紬の改良に志していたので、いつまでも大島紬の代用品に甘んじていることを快しとしなかった」という気持ちから、押長英の招聘にあたったのであった（川村，1975：269）。

押は、長井村成田の小松健一宅を指導の場所として大正15年から昭和3年（1928年）までの足かけ3年間、機締め法と泥染めの指導にあたった。しかし、せっかく伝習してもらった技術も、気候風土の違いや染料の入手難、さらには手数のかかることなどからこの地には定着しなかった<sup>75</sup>。

広報活動として顕著なものは「博覧会・共進会」などへの出品である。『長井紬（本場米琉）の歴史』に記載されていたものを拾い上げて整理したものを表として示しておいた。それで見ると大正4年（1915年）の記述が目につくが、記載されていないが、他の年にも継続して博覧会や共進会への出品や展示即売会は開催されていたと推測できる。それが個人的なものでなく、組織的にできるようになったことも組合設立の意義の一つであろう。

このような努力の結果、「米琉」あるいは「長井紬」は全国的なブランドに成長していった。一方その影の部分として、「粗製濫造」の問題も起こってくる。

#### 緊急警告

本組合生産物ニ対シ、大阪市発刊ノ日本織物新聞紙上、米琉緋ノ粗製濫造ト大書シ其批判ヲ試ラレタルハ、我ガ織物ニ多大ナル不利ヲ来タセル事ト存ジマス。各製造家諸氏ニシテ、自家製品ニ対シ本記事ヲ比較考慮シテ見テイタダキ、若シ幾分ニテモ恥ヂル処アルナラバ、即時改メテ下サイ。左ニ記事ノ全文ヲ写シテ御参考ニ供シマス

大正十二年十二月二十五日

置賜織物同業組合

（川村，1975：261）

引用したのは大正12（1923）年に置賜織物同業組合名で出された文書である。三瓶孝子は、全国的には粗製濫造は明治初年から問題視されはじめ、同業組合設立や共進会の開催は粗製濫造防止策という一面もあわせ持っていたと考えている（三瓶，1961：250-273）。

先に述べたように、西置賜紬織物同業組合の設立時にも粗製濫造が問題視された。また、組合が作られて後にも元西置賜紬織物同業組合職員であった山田元治が、九州の市場視察に基づいて長井紬に質の悪い「生絹美（サイミ）」が使われており、その為に評判を落としているという報告をしている。このことに呼応して、明治45年（1912年）に買継商の竹田清五郎、大友惣八、小笠原嘉内、小松孝七は長井紬の品位改善について勸奨文を出して製造家の奮起を促している。組合も大正元年（1912年）10月に定款のうち紬織物製造法の一部を改正して本質改善を図っている<sup>76</sup>。それでも粗製濫造が継続され、しかもこの大正12年の場合は全国的に批判文が広められることとなったため、組合としては急いで対策を講ずる必要があったのである。

一方、新製品の開発もおこなわれた。米沢工業試験場の協力を得て、大正末年から絣織物に「お召（御召）」の技法を組み合わせた「絣お召し」を開発していたが、昭和4年（1929年）に、製品化が完成し、十王村小松米蔵、荒砥町大友康松、長井町酒井金兵衛の連名で、「白たかお召」として商標登録された（川村，1975：261）。この「絣お召」は、現在の白鷹紬の主力の製品となっている。

「お召（御召 おめし）」とは、御召縮緬（おめしちりめん）の略称で最も高級な先染着尺地であり、強く撚りをかけ糊をひいた緯糸を折り込み、ぬるま湯に浸して糊を落とすことによって表面に凹凸（「しぼ」）を出したものである。徳川11代将軍の家斉が好んで着用したため「お召」という名がついたという（板倉他監修，1977：185）。

組合全体としては、昭和の初めまでは組織の拡大と安定を図り、その成果が上がってきた。しかし、社会情勢としては、昭和12年（1937年）7月7日の盧溝橋事件発生以降、次第に戦時色が濃くなっていく。織物業界も決して無関係ではなかった。昭和14年（1939年）には、「生糸配給統制規則」が実施されることとなり、糸の割当を一元的・総合的に行



うため繊維需給調整協議会が設立される。また、昭和15年1月には生糸配給統制規制が公布される。それともなつて割当票に応じてしか原料糸は手に入らなくなつてくる。さらに7月7日になつて「奢侈品等製造販売制限規則」が施行されると、長井紬は製造禁止品の「銘仙」に格付けされた。それに対して組合は置賜織物同業組合長と米琉大絰織物工業組合長の連名で銘仙格付からはずし、製造が許される紬織に改めるよう請願書を提出している<sup>77</sup>。

昭和16年(1941年)になると、12月に「国家総動員法」によりすべての織物同業組合は解散させられ、1県1組合にするよう指令された。それに従い米沢と置賜の織物同業組合は合わせて置賜支部となり、組合の機能は停止した。さらに、昭和17年5月には「企業整備令」が出されて、あらゆる産業は統合または転業されて軍事産業一色になることとなつた(川村, 1975: 311)。

農家の副業も国防のための重要産業として振興を図るといふ方針に転換する。山形県の場合、副業として重要視されたのは藁工品と養兔であつた。山形県では昭和15年(1940年)6月に関係者を集めて「藁工品並養兔増殖奨励協議会」を開催し、詳細な増産計画を立て、6月14日に「藁工品並養兔増殖奨励ノ趣旨」を各市町村に出して協力を求めている(山形県編, 1969: 987)。

農家の副業が主力である長井、白鷹の織物業にとってはそのような流れも逆風であつた。ただ、生糸配給統制以来、「米琉織物工業小組合」の名称で糸の配給を受けていたので、米琉織物工業小組合の内容を整備し、同業組合員をその中に内包するという形で織物業の存続を図つた。

具体的には、次のような流れとなる。昭和17年2月、米琉大絰織物工業組合を解散して米琉織物工業小組合を組織した。8月米琉織物工業小組合組織員届を県知事宛に提出した。小組合理事長は須佐庄吉である。この小組合は置賜織物同業組合が解散したので組合員であつた1,700余名の農閑副業者を小組合員として編成し、28の任意組合に改めて、小組合から委託を受け製造する形にしたもので「産業報国」を旗印としたものである。

12月19日、置賜織物同業組合の解散式を行った。このような形で西置賜紬織物同業組合として設立された置賜織物同業組合は終焉を迎えるが、米琉織物工業小組合という組織によって戦時中も長井紬は細々と命脈を保つことができた<sup>78</sup>。

## 第7項 戦後から現在まで

この項では、昭和20年8月15日以降について記述する。

白鷹、長井の織物業の活動は昭和21年（1946年）12月の米琉織物施設組合の設立によって再開される。この施設組合について、川村は「伝統の長井紬の復興をはかろうという動き」と書いている（川村，1975：340）が、組合を結成するには何らかの現実的な利益がともなっていなければならないだろうと考える。山形綿織物統制組合が存在し、織物も統制されていたことなどから、制度上あるいは経済活動上の理由があったと考えられるが、それについての検討は後の課題としておきたい。

米琉施設組合が設立された翌年の昭和22年（1947年）の3月、工業協同組合法が制定され、さらに昭和25年（1950年）には中小企業等協同組合法に改正されたのにもない、名称を米琉織物工業協同組合に変え、西置賜を区域とすることにした。理事長には十王の小松三郎が米琉施設組合に引き続き選ばれた。組織としては、大柄拵、小柄拵、撚糸、染色、仲買などの部会を設けた。また、戦前の同業組合が副業として機を織っていた農家もすべて織物製造業として加入しなければならないものであったが、この協同組合の場合は業者だけの組織に変更された（川村，1975：340-345）。

この組合の最初の大きな仕事は、原料である生糸の配給を受けることであった。そのため配給の鍵を握る占領軍を動かさなければならないということで、昭和23年（1948年）3月から陳情を開始した。陳情書には長井紬が上杉鷹山の産業奨励にもとづく歴史的なものであることや技術的にすぐれたものであること、それがいま復興しなければ歴史と伝統が減じる危機にさらされていることを記した。そのような訴えが受け入れられ、150貫



の配給を受けることができたという（川村，1975：341-342）。

このような形で復興のスタートを切った白鷹、長井の織物業であったが昭和28年（1953年）1月に「長井紬織物工業組合」が分離して、白鷹町の織物業者が中心の米琉織物工業協同組合と長井市の織物業者が中心の長井紬織物工業組合とに分かれることとなった。また、それぞれの地区の織物の総称としての「白鷹紬」と「長井紬」が分かれることになった。

この分離について、川村は「昭和28年1月 事業資金を農林中央金庫から借り入れた。この資金は36年までに完済したが、この借入に対して意見の合わなかった若干の組合員は脱退した（川村，1975：342）」と記述しているが、その詳細については記していない。もともと白鷹町と長井市の織物は「米琉」あるいは「長井紬」と総称されてはいたが、製品としては白鷹は「小柄拵」で「男物の織物を基本とするもの」であり、長井は「大柄拵」で「女物の織物を基本とするもの」という違いがあり、その違いが組合の分離という形で現れたものであろうと考えられる。

それまでの歴史を眺めてみると、組合の分離ということにまで至らなかったものの、似たような動きがあることがわかる。たとえば同業組合時代になって、間もなく「大拵の研究部」が組合内に設けられている（川村，1975：348）。また、昭和12年（1937年）11月には同業組合内で「米琉大拵織物工業組合」設立発起人会が成立し、翌年の昭和13年（1938年）5月には設立が認可され、同業組合内に事務所を併置している（川村，1975：302）。このような経過もあり、さらには板締めを基本とする白鷹と、括り（くくり）や摺り込み捺染（なせん なっせんともいう）が主である長井とは、染色の工程や事業の形態などの面でそれぞれ独特の経営があった。そのような事情から、特に資金運用の面では両者に大きな開きもあったので、組合を分離して別々の組合とするとすることが、それぞれに有利と考えられたのである（川村，1975：349）。生業の姿が相互に違ってきていたといえよう。

昭和30年代になると婦人の洋装化が進み、服装の中で着物の占める割合が減ってきた。当然、着物地の販売も少なくなり、経営も厳しくなる。そうになると、経営の後継者が育た

なくなるなど、将来についての不安も起こってきた。また、組合の分離は組合活動を弱体化し、生産の維持と将来の発展が阻害されるのではないかという考えも強くなってくる。

そのような事情を背景として、長井紬の組合が分離して数年後には、地域の伝統産業の発展を願う人たちの間で、米琉組合と長井紬組合との合同問題が取り上げられた。その仲介によって、米琉織物工業協同組合と長井紬織物工業組合を残したままで、「長井米琉織物同業組合」が立ち上げられた。しかし、この組合は協議会的な性格が強く、両者の合同まで至らずに数年で立ち消えになってしまった（川村，1975：349）。また、昭和46年（1971）になって、米沢市、長井市、白鷹町の緋業者の相互研究のため、「置賜緋の会」が発足し、昭和49年（1974）には長井市で求評会を開催しているが、その後の活動については不明である（川村，1975：342-343）。単純に自治体の違いということだけでなく、それぞれの地域で生産している織物の種類が違うことがこのようになっている要因の一つとも考えられる。

昭和50（1975）年になると、白鷹町中山の佐藤嵩が農業との兼業をやめ、白鷹町荒砥に手織機約10台を備えた作業場（現在の白たか織荒砥工房）を設けて専業の織物工房の経営を始めた。白鷹町最初の専業の「機屋」である。また、程なく小松織物工房の作業場にも織手が通って織るようになり、小松織物工房もやがて専業化する<sup>79</sup>。

昭和51年（1976年）2月26日に米沢市の草木染紬、長井市の緯総緋、併用緋、白鷹町の米琉板締小緋、白鷹板締小緋が「置賜紬」という総称で経済産業省指定の伝統工芸品となっている。そして、伝統的工芸品「置賜紬」の受け皿として「置賜紬伝統織物協同組合連合会」が作られ、米沢市、長井市、白鷹町の事業所が協力して伝統的な織物の生産にあたる体制化を図っている。しかし、どの地域でも事業所や従業者数は減少している。

平成17（2005）年に産地の診断をおこなった伝統的工芸品産業振興会の報告書によると、昭和50（1975）年に置賜紬伝統織物協同組合連合会に加盟していた事業所が51事業所であり、従事者は679人であった。それが平成14（2002）年には事業所数が31事業所、従事者は341人となっている。白鷹地区の場合、昭和50年が14事業所、従事者数は63人だ

ったのが、平成14年には5事業所、27人となっている。また、置賜紬全体の生産額は昭和56(1981)年に17億580万円の生産高を記録した後は、一貫して減少し、平成16(2004)年には5億7033万円と、最盛期の3分の1以下にまで減少してきている。また、同年の白鷹紬については、主製品である「白鷹板締小緋(御召)」が221反で生産額2,785万円、「米琉板締小緋」が772反で生産高が6,794万円となっている(伝統的工芸品産業振興会編, 2006: 141-142)。このような状態に対し、報告書では、それぞれの産地の活性化のためには、その連合会を基盤として何らかの共同事業が実施することが有効であろうと提言している(伝統的工芸品産業振興会編, 2006: 153)。しかし、有効な振興施策は見出し難く、前述したように、平成26年(2014年)現在で白鷹町の織物工房は2軒となってしまっている。また、長井紬織物工業共同組合にしても平成25年(2013年)には組合員は4社になってしまっている<sup>80</sup>。

また、平成19年(2007年)12月25日に白鷹の織物は「本場米琉(白鷹板締小緋)」として山形県の無形文化財(工芸技術)に指定された。当然その保存と伝承が課題となってくる。「生業」の視点から考えると上記のような難しさがあると考えられるが、それについては後で改めて考察したい。

## 第8項 まとめ

産業史を概観すると、いくつかの特色がみえる。

第1は、白鷹紬は、養蚕地帯を基盤とし、養蚕の副産物の利用から始まったということである。具体的には、真綿から糸を紡いだ紬糸の織物でおった自家用の織物が基になっているということである。しかし、米沢藩の場合は、真綿を買い上げるという制度が継続しておこなわれていた。とりわけ藩政初期においては真綿の買い上げ制度だけであったことを考えると、「養蚕の副産物」あるいは「糸を採ることができない繭の利用」ということには限定を付ける必要がある。それは「絹蚕」の養蚕、つまり絹糸の生産を目的にした養蚕

が主になってきた時期からいえることであり、真綿の生産を目的にする「綿蚕」の養蚕だけの場合には「副産物の利用」とはいえないだろう。

第2は、「白鷹紬」は、「農業の副業」として発生し、継続され発展してきたということである。複合生業論的にいえば、農業を含む生業の冬期間の生業要素のひとつとして発生し、発展してきたということである。したがって担い手は農民が主であり、在地の農民商家がそれを取りまとめることで商品化されたものである。だから、米沢城下の中下級家臣やその妻女によって担われ、発展してきた「米沢織（米織）」とは別の発生、発展形態を持った産業であるといえる。

第3は、現在の白鷹紬や長井紬は「緋織物（かすりおりもの）」であることを特色としているが、それは近世末期に移入された技術であり、特に明治中期から末期にかけて新潟十日町の技術を移入されることによって発展してきたものであることがわかる。

第4は、白鷹紬の原点は、男物の小緋であって、女物で大柄や中柄の緋である長井紬とは製品の上で区別される。その違いは明治末期か大正時代に根源を求められると推測する。とりわけ、産業を牽引するのが商人であるかそうでないのかというところに違いを生む要因があると考え。それについては後で考察したい。

また、このことは生産体制や使用技術、道具についても影響を与えている。とりわけ現在まで白鷹紬で採用され続けている「板締染色法」と「高機」に象徴されていると考えるが、このことも後で考察したい。

この節のまとめとして、以上のことを提示しておく。

---

<sup>58</sup> 平成26年（2014年）現在の状況である。

<sup>59</sup> 山形市七日町にある呉服屋の結城屋店主結城康三さんから教えていただいた（2014.7.17）。「はくたか」という言い方の方が一般的であり、問屋などがそのように呼び始めたことから広まったのだろうというのは、かつて米沢市の米織取次業で働いていた竹田恒雄さんの見解である（2014.9.30）。

<sup>60</sup> 『原色 染織大辞典』（1977 淡交社）などを参照した。

<sup>61</sup> 現在では紬糸を用いていないものも「紬」という名称で呼んでいる。「白鷹紬」も明治時代に経糸も緯糸も絹糸に切り替えているが、名称は「紬」を用いている。

<sup>62</sup> 城下東町の文政11年の繭の出量表が出ているが、合計55貫500匁の繭の内11貫800

刃が大繭、くず繭である（米沢市史編さん委員会，1993：263）。

<sup>63</sup>（今井編，1940：22-25；米沢市史編さん委員会編，1993：272；川村，1975：108-111）。なお、織子の数がいずれも「六七名」あるいは「六七人」と記載しており、「六十七」か「六あるいは七」なのか曖昧である。技術指導ということを考え、一応は少ない人数の「六人あるいは七人」と解したが、安永5年11月から安永6年までに製織した反数が197反という数量であり、地機の使用ということから考えると、「六十七人」かもしれない。

<sup>64</sup>（今井編，1940：25-26）。原史料は『縮役場金銭受請帳』である。この部分は『米沢市史 近世編2』や『長井紬（本場米琉）の歴史』にも引用されている。

<sup>65</sup>（今井清見 編，1940：26）。原史料は『縮役場金銭受請帳』である。

<sup>66</sup> [米沢市史編さん委員会，1993：224]。原史料は『樹畜建議並衆評』。

<sup>67</sup>「平織」ではなく『貞丈雑記』では「綾織物」とされる（今井編，1940：55）。ここでは『原色染織大辞典』にしたがい「平織」とした。

<sup>68</sup>（瀧本，1916）など。

<sup>69</sup>（米沢市史編さん委員会編，1993：418）の記載事項を基にした計算である。

<sup>70</sup> 天童将棋駒制作者桜井和男さんに伺ったことである（2014. 2. 5）。

<sup>71</sup>「（『弘化三年水帳』によると）弘化三年（1846年 筆者補）当時は織物が藩を代表する産物となり、織機も一〇〇〇台と称されるほど盛んであったが、製造は全く武士の手に握られていたから、町方における機織り（賃機）は同年水帳で東寺町・川井小路・鍛冶町にそれぞれ一戸ずつを数えるにすぎない。」として、絹織物の製造が武士階級の独占であったことを示している（米沢市史編さん委員会編，1993：405）。

<sup>72</sup>（今井編，1940：208）、なお、原史料の『置賜郡志』（清水天雷著）は未見である。

<sup>73</sup> この「部落」ということばは「集落」という意味である。山形県の一部では現在でも「集落」という意味で「部落」を用いている。

<sup>74</sup>（川村，1975：173）に記載されている数値を用いた。

<sup>75</sup>（川村，1975：271）。なお、機締め用に製作したといわれる織機が成田の小松健一家から白鷹町十王の小松織物工房に移されて現在も使用されている。使われている木材なども白鷹のものよりも太いものが使われており、頑丈にできている織機である。使っている小松トモさんが帯を織るにはいい織機だと話してくれた。

<sup>76</sup>（川村，1975：212-216）。川村は、注釈で山田の視察に関することを明治35年（1902年）6月に出された組合機関誌『置賜染織界』第5号に基づいて記載したと書いているが、『置賜染織界』の第1号発行は明治42年8月と同書198ページで書いている。したがって同じ著書のなかで第5号の発行日に矛盾がある。本文に記載したように山田の指摘に呼応した竹田清五郎等の勸奨文が明治45年に出されているので、第5号の発行は明治35年ではなく明治45年（1912年）6月が正しいと考えられる。

<sup>77</sup>（川村，1975：307-310）。昭和15年7月に出した請願書の成否については記録されていない。川村は「この請願によって米琉長井紬が、銘仙格付から紬織に改められたか否かについて確かめる手がかりはないが、こえて昭和17年に米琉織物工業小組合が組織されているから、おそらく紬として認められたものだろう」と記載している（川村，1975：309）。

<sup>78</sup>（川村吉弥，1975：311-314）。なお、小組合組織によって生糸の配給を受けて生産が継続できる根拠になることについて、川村が参考として「生糸配給統制規則第四条第一項（この規則の主要部分）生糸の但し書きに「但シ工業小組合ノ組合員ガ当該小組合ノ委託ヲ受ケ製品ノ製造ノ為使用スル場合ハ此ノ限りニ在ラズ」とある[川村吉弥，1975：311-314]。」と記載していることが考えられる。

<sup>79</sup> 佐藤嵩さん、小松紀夫さんの話による。

<sup>80</sup> 長井紬織物工業協同組合理事長齋藤俊弘さんの話である（2013. 12. 9）。



### 第3節 白鷹紬の技術誌

#### 第1項 はじめに

現在の白鷹紬の技術について記述するのがこの節の目的である。

織物は、一般的に原料、織物の組織<sup>8 1</sup>、品質や組成によって分類される（板倉他監修，1977：190）。また、白鷹紬のような絹織物は、原料として使う糸が精練<sup>8 2</sup>しないままのものか、糸の状態で精練・染色を行ったものかによって、「生織物（または後練織物）」と「練織物（または先練織物）」などに大別される（板倉他監修，1977：301）。さらに、色模様などを作るのに、染色しない糸を用いて、織り上げたあとで染色するのか、あるいは先に染色した糸を組み合わせて模様などを織り上げるのかによって「後染織物（あとぞめおりもの、単に後染ともいう）」と「先染織物（さきぞめおりもの、単に先染ともいう）」に分類される（板倉他監修，1977：32；板倉他監修，1977：441）。

また、先の産業史で述べたように、白鷹紬は「拵（かすり）」織物であることを特色としている。「拵」とは、さまざまな方法で染色しない部分（防染した部分）を作った拵糸（かすりいと）を織って布面に文様を織りだした織物で、経糸（たていと）だけに拵糸を使った矢拵（やがすり）などの「経拵（たてがすり）」、緯糸（よこいと）だけに拵糸を使った「緯拵（よこがすり）」、縦横糸ともに拵糸を用いる「縦緯拵（たてよこがすり）」の三種類に分かれる。また、拵糸をつくるのには、様々な方法があるが、もっとも基本的な方法は「手括り（てくくり）」である。この方法は、防染する部分を荒麻（あらし）と呼ばれる麻の表皮でしばり、染色する方法である。また、久留米拵や本場大島紬などでは「機締（はたじめ）」という方法が使われる。これは、拵糸を緯糸にし、木綿糸を経糸に平織で織って、染色する。経糸と緯糸の交点が染まらずに残るということで拵糸を作る方法である。さらに産業史の部分で述べた白鷹紬で使われる「板締（いたじめ）」という方法もある（板倉他監修，1977：230）。

また、白鷹紬は、先に述べたように昭和51年（1976年）に「置賜紬」という総称で経済産業省指定の伝統工芸品となっている。その技術や技法を整理して記述しているものが

伝統的工芸品指定告示の内容である。置賜紬の告示の内容<sup>83</sup>では「1 米琉板締小絰」と「2 白鷹板締小絰」が本論文で対象としている「白鷹紬」ということになる。それを抽出して整理し箇条書きにすると次のようになる。

- 1 かすり織物であること。
- 2 先染めの平織りとすること。
- 3 たて糸及びよこ糸に使用する糸は、「水より」をすること。
- 4 地糸に使用するよこ糸は、「追ねん」をすること。(白鷹板締小絰のみ)
- 5 かすり糸は、たて糸及びよこ糸に使用すること。
- 6 たて糸のかすりとよこ糸のかすりとを手作業により柄合わせし、かすり模様を織り出すこと。
- 7 かすり糸の染色法は、「板締め」によること。
- 8 しば出しは、「湯もみ」によること。(白鷹板締小絰のみ)
- 9 使用する糸は、生糸、玉糸又は真綿のつむぎ糸とすること。

以上のことを先に示した織物の分類と合わせて考慮すると、白鷹紬は「絹織物、平織の織物、先染織物、縦横絰織物、板締染色絰」という織物であるといえる。さらに、縦横絰織物のなかでも小絰という分類ができる。また白鷹板締小絰は「御召」という品質の織物であることも付け加わる。また、織りの過程では「たて糸のかすりとよこ糸のかすりとを手作業により柄合わせし、かすり模様を織り出すこと」ということで、手織機の使用がなされていることも重要な視点である。

さらに、序論の技術論で考察した技術の要素、「①場所性、②原料や材料、③製品、④道具や機械、⑤設備や施設、⑥動力、⑦製品の目的、⑧工程の8要素」を考え合わせると、②原料や材料の問題としては、「水より」の撚糸法、③製品の問題として「小絰」と「御召」、④道具や機械の問題として、「手織機である高機」、「板締め染色法の道具」、⑧工程の問題

として、「板締」「たて糸のかすりとよこ糸のかすりとを手作業により柄合わせ」ということが白鷹紬の主な技術・技法的特色といえることができる。

これらを総合すると、白鷹紬の技術的特色として「小拵」、「御召」、「高機」、「板締」を抽出して記述する。

## 第2項 小拵と板締染色法

白鷹紬の拵は、前項で述べたように板締小拵で経緯拵である。この項では、小拵と板締め染色法について記す。

川村吉弥は、「現在の長井紬は戦前の同業組合の時代から婦人用の大拵を主流としており、幾多の苦心経営によって大成されたもので、明治時代すでに大拵の研究部が設けられていたが、昭和13年には米琉大拵織物工業組合を独立させてその事務所を同業組合の内に併置したのであった」と述べ（川村，1975：148）、明治時代の後期には実質的には白鷹の拵織物と、長井の拵織物の主力が違っていたことを指摘している。しかし、それがいつ頃なのかは川村の記した書物では「大拵の研究部」の設置時期を記していないために、明確ではない。白鷹の織物と長井の織物が、組織的に明確に分離したのは、昭和13（1938）年の米琉大拵織物工業組合を独立の時点とするにしても、その間の経過を小拵と大拵という観点から概観する。

小拵と大拵のこの地区での分類について、明確に示されているのは、昭和13年の米琉大拵織物工業組合の定款である。その第5条は組合員であるが、そこに「西置賜郡内で次の絹織物の製造を業とするもので組織する。括染糸（摺込みを併用したものを含む）を持って製織したる拵織物および一幅に付いて完全模様十二以下の拵織物」とあって、この地区では反物の一幅に12以下の拵模様があるものが大拵ということになる。

この地域に拵が移入されたときはどうであったのだろうか、移入された時期については確かなものはない。川村吉弥は、文化年中に東五十川（現在の長井市東五十川）の牛沢十



助が、「やどなしもの（浮浪人）」からよこ緋の製織法を習ったこと、また安政の頃に白兔村（現在の長井市白兔）の高橋仁右衛門が不完全ながら横立の緋（経緯緋）を工夫して織り出したという明治43（1910）年9月に刊行された『置賜之紬織物』（1910 置賜織物同業組合）の記事<sup>84</sup>を紹介している（川村, 1975: 134-135）。しかし、川村も記しているように、これには出典が明記されていないので、伝承の域を出ないし、しかも大緋か小緋かはまったく不明である。

先に記したように、西方吉太郎が十日町の緋の技術をもたらしたのは、明治19（1886）年のことであるが、この時期あたりに緋が盛んに織られるようになった頃という見方もある<sup>85</sup>。また、川村によると、西方の指導によって織り出された製品には「長井改良品紬<sup>86</sup>」という標識を織り付けた（川村, 1975: 146）。それは、関西商人によって「米琉」（米沢琉球紬）の名で販売されたという（川村, 1975: 148）。竹田家に残された緋見本帳で見ると、大緋というには小さいと思われる。当時はまだ明確な区別はなかったと推測できる。

また、西方の招聘に力を尽くした1人である竹田清五郎家には100枚あまりの緋の原画が残されている。これらは、明治から大正の時代に「三越デザイン部」「伊藤忠」「丸紅飯田」などで作ったものであるという<sup>87</sup>。竹田家はそのような原画を中央から仕入れ、それを基にして長井紬を織らせていた。これは大緋のデザインである。

現在の白鷹町にある小松織物工房には、明治末から大正の頃と推測できる染色所のチラシが保存されている。それには、それぞれの染色所が作ったと推測される板締め染色による緋の原画が記されている。これは小緋のデザインである。

板締め染色法がこの地区に移入されたのは、明治37年であることは先に述べた（本論第1章第2節第5項）。この染色法が白鷹に定着し、長井では途中で消滅したというあたりに小緋と大緋の分岐点があるように推測できる。板締め染色法がどのような技術であるのか次に見ることとする。

板締め染色法（いたじめせんしょくほう）とは、先に示したように、緋の文様を彫った

型板に緋糸用の原糸を巻き付け、型板2枚の凸面と凸面、凹面と凹面とが完全に合うようにして挟み、これに熱した染液を注ぎ込んで染色し、溝で挟まれた部分だけを染色して緋糸を作る方法である。この方法の始まりについては様々にいわれ、天保8年（1837年）に、大和国（現在の奈良県）の三浦友七が創始したとか、嘉永3年（1850年）に近江の国（現在の滋賀県）の郡田新蔵によって始められたなどの説がある（重松，1982：199）。明治から大正時代にかけて全国的に普及した。伝統的工芸品に指定されているものでも、「塩沢紬・本塩沢」、「伊勢崎緋」、「桐生織」、「村山大島紬」、「西陣織」の技術・技法の一部にもなっている（伝統工芸品産業振興協会，2003）。

その工程を次に簡略に示す。

## 1 仕組み

### 緯糸（よこいと）

- (1) 台の上に載せた緋板の上に糸を伸べる。
- (2) 伸べた糸の上に2枚目の緋板を置く。そのとき溝を合わせて置く。
- (3) 2枚目の板の上に糸を戻しながら伸べる。
- (4) 2枚目の板の上に伸べられた糸の上に3枚目の板を置く。溝を合わせて置く。
- (5) 3枚目の板の上に糸を伸べる。これは(1)と同じ手順になり、以下(3)までの動作の繰り返しとなる。
- (6) 緋の模様に合わせて準備した緋板がなくなるまで上記の動作を繰り返す。
- (7) 板の順番は緋板の長手方向の木口に彫ったV字型の溝を合わせることでそろえられる。
- (8) 最初と最後の緋板は片面のみに溝が彫られたものとなる。
- (9) 板のブロックに枠をはめ、上下をボルトで締め付ける。
- (10) 最後に溝をきちんと揃えるために重なり具合を微調整し、ボルトを固く締めて動かないようにする。

## 経糸（たていと）

- (1) 経糸用の絣板のセットから、絣糸を巻く板と、巻かない板に分けておく。
- (2) 整径して大きな糸巻きに巻いた糸を、櫛箄（くしおさ）に一本ずつ通し、糸が重ならないようにする。
- (3) 巻き取り機に設置した絣板を回転させ、櫛箄をずらしながら糸が重ならないように絣板に巻いて行く。
- (4) 板の端まで巻き終わったら、クリップで固定し、一筋だけ板の長手分の余裕を取って、1枚目の絣板に重ねて置く。
- (5) 2枚目の絣板を巻き取り機に設置し、1枚目とは逆方向に回転させて糸を反対方向に巻く。
- (6) 2枚目が巻き終わったらまたクリップで固定し、一筋だけ板の長手分の余裕を取って、1枚目の絣板に重ねて置く。
- (7) 3枚目の絣板を巻き取り機に設置し、3枚目の絣板に反対から巻く。
- (8) 糸がなくなるまで(2)、(3)の動作を繰り返し、最後の板まで巻く。2反（1疋）分はおおむね4枚の絣板に巻く。
- (9) 糸が巻かれ、重なっている絣板の1枚目を台に置き、糊をつけて糸を巻いていない板を重ねる。
- (10) 板の長手方向分余裕をとっていた一筋に糊をつけ、糸が巻かれていない板の上に伸べると2枚目の絣板が糸の巻かれていない板の上に重なる。
- (11) そのようにして糸を巻いた板と巻かれていない板を交互に重ねる。
- (12) 最後に、溝の彫られていない板を重ねるとすべてが完了する。
- (13) 緯糸と一緒に重ねてブロックにしてボルトで締める。

## 2 染色（「注ぎ染め」、「ぶっかけ染め」ともいう）

## 第1章 白鷹紬（山形県西置賜郡白鷹町の織物産業）

- (1) 緋板のブロックをトタン板で囲った染色場に入れる。
- (2) 溝の穴の部分を上に向けて、お湯を注ぎ不要な糊を落とす。
- (3) ボルトの増し締めをする。
- (4) 天然染料のログウッドなどを90℃から100℃のお湯で溶き、ヒシヤクで緋板の溝に注ぐ。
- (5) 染ムラが出ないようにまんべんなく染料を注ぎ続ける。
- (6) ある程度で上下をひっくり返す。
- (7) 染める時間は45分から1時間ぐらい。
- (8) 染色が済んだら糊を注いでにじみ防止をする。
- (9) ブロックを染色場から出し、ボルトを外す。
- (10) 緋板から染色された緋糸を外して乾燥する。

板締め染色法は、緋糸の防染方法の省力化の方法ではある。その長所と短所は次のように整理できる。

### 長所

- 1 一度板を作ってしまうと、同じ柄の緋糸の生産が容易である。
- 2 手括りよりは短い時間で緋糸が生産できる。
- 3 板が正確に作られれば、緋糸が正確に染色できる。
- 4 細かな緋糸の染色が容易である。 など。

### 短所

- 1 違った模様の緋糸を作るためには、模様毎の緋板のセットが必要である。
- 2 緋板の製造に時間がかかる。
- 3 防染された部分と染色された部分がはっきりして、にじみが出にくいために、緋の「あじ」が出ない<sup>88</sup>。

## 4 緋板や染色場など、施設や道具への投資が高額である。 など。

大緋は、婦人物であるために流行があり、比較的短い間隔で変更が迫られるものである。一方、小緋は、男物が主流であり、柄の変更は比較的緩やかである。このことが板締め染色法の採用状況の違いの大きな要因となっていると考えるので後で考察することにする。

## 第3項 緋板の製作

板締め染色に欠かせない緋板の製作をする人を「板大工（ぼんだいく）」と呼んでいる。板締め染色法がこの地方に普及するに従って、板大工も出現するようになった（川村，1975：49-50）。

長井、白鷹方面の板大工のさきがけは白鷹町荒砥の大工であった五十嵐与助といわれている。しかし、『白鷹町史』では、与助のこどもの利作が足利で緋板製造の技術を取得し、荒砥に帰ってきて父の与助に伝え、さらに父の弟子の梅津喜三郎、小林武五郎に教えたのが始めであろうと推定している（川村，1975：225；白鷹町史編纂委員会他編，1977b：1156-1157）。

その後、板締め染色が普及とともに、五十嵐与助、利作の系統で板彫りの技術を修得するものが増えていった。また、置賜織物同業組合が足利から茂呂喜代蔵（あるいは喜代次）とその弟子である長沢金太郎、安倍紋次郎を招き、白鷹町で技術を指導させた。技術の修得先は不明であるが、白鷹町畔藤の古瀬由太も板大工を仕事としていた。さらには新潟県の出身の居城栄作も白鷹町横田尻で板大工を仕事とした（川村吉弥，1975：225；白鷹町史編纂委員会他編，1977b：1157-1158）。

これらの板大工は、緋のデザイン図から緋板の設計図を起こし、緋板を彫るという専門的な板大工として仕事をするほか、織機の修理なども行うことが仕事の一つとなっていた。中には、織機そのものを作ることまでできた板大工もあり、白鷹町の織物産業の中心的な

役割を担うような人も出てきた<sup>89</sup>。その系譜については、図として別に示したが、活躍した年代などについては不明である。

織物産業がしだいに低調になるにつれ、専門の板大工は成立しにくくなる。白鷹町の板大工も小林清志さんが平成12（2000）年に亡くなり、1人もいなくなってしまう。板締め染色を採用していた、他の産地でも同様に、伝統的工芸品で板締め染色法が告示された技法に入っている産地を調査したところ、板大工がいなくなったことによって板締め染色法は使われなくなっており、現在でも行っているのは白鷹町の織物と村山大島の2産地だけとなっている<sup>90</sup>。

白鷹町の場合は、その後に関係者や白鷹町の努力によって、建具を専門としていた川野明さんが拵板の製作を引き受けてくれたことにより、板大工が復活して現在に至っている。

白鷹町の拵板については、材料に特徴があり、足利や村山大島の産地ではミズメザクラ（ムクロジ科カエデ属 *Betula grossa*）を使うが、しらかの場合にはイタヤカエデ（ムクロジ科カエデ属 *Acer pictum* Thunb. subsp. *Mono*）を使っている。

#### 第4項 御召

「御召（おめし）」とは、「御召縮緬（おめしちりめん）」の略称で最も高級な先染着尺地であり、強く撚りをかけ糊をひいた緯糸を折り込み、ぬるま湯に浸して糊を落とすことによって表面に凹凸（「しぼ」）を出したものである。徳川11代将軍の家斉が好んで着用したため「御召」という名がついたというものである（板倉他監修，1977：185）。

「御召縮緬」の略称という説明であるが、「御召」と「縮緬」は違うものである。さきの絹織物の分類でいうと、縮緬は、糸の膠質であるセリシンを落とさない生糸に、強い撚りを掛けて強撚糸にして織ったもので、織り上げた後に湯通しして表面にしわを出し（「しぼだし」）染色する後染めの織物で、後練織物である。「御召」は、精練されセリシンを取り除いた染色糸に糊を付け、強い撚りを掛けて強撚糸にして織ったもので、先染めの織物で

先練織物ということになる。「縮緬」と「御召」はこのような違いを持っている。

また、和装には着物から小物にいたるまで格があり、着物の場合は、それぞれの場面にふさわしい生地がある。一般的に、後染めのものが格の高いものとされ、礼装や外出着に用いられる、同じ絹織物でも緋や黄八丈などの先染めの織物は、いかに高価であっても日常着とされる。後染めの織物の中では、唯一外出着に格づけられるものが「御召」である。

御召は、縮緬の技法を応用して作られはじめたものである。縮緬の技法は天正年間（1573～1593）に堺へやってきた明の織工が伝え、堺で盛んに織られたという。その後、国策によって、縮緬の製造は京都西陣の織部司に移されて、「西陣御召」と改称されてしまう。天和年間（1681～1684）になって、縞木綿のようなものを縮緬で織ればおもしろいのではないかという考えから、「柳条縮緬（りゅうじょうちりめん）」という「先染めの絹縞縮緬（きぬしまちりめん）」が生み出された。やがて、その中でも上等のものを「御召縮緬」と呼ばれ、現在の「御召」の基になったと考えられている（中江，1976：39-40；遠藤，1976：182-184）。

「白たかお召」の開発は大正の末年に当時の米沢工業試験場であった川辺申松が奄美大島からサンプルとして持ち帰った緋御召を元にして開発が進められた<sup>91</sup>。失敗が続き、開発をあきらめるものが多かったが十王村の小松米蔵、荒砥町大友康松、長井町酒井金兵衛の三人があきらめずに開発を続け、昭和3年（1928年）になって、米沢工業試験場の技術指導もあって試作品が完成した。また、昭和4年（1929年）「白たかお召」が十王村小松米蔵、荒砥町大友康松、長井町酒井金兵衛の連名で商標登録された<sup>92</sup>。完成品はおもに東京の日本橋白木屋や高島屋の専売品として売り出し名声を得た（川村，1975：336）。現在の白鷹の織物生産品の多くが「御召」になっている<sup>93</sup>。

白鷹紬の場合の御召の製作工程は次のようになっている。

#### 1 追撚（ついねん）

- (1) 水撚り<sup>94</sup>した御召糸に使う糸を染色する。

- (2) 染織した糸に下糊付けをし、乾燥する。
- (3) 乾燥した糸を撚糸機にかけ、糊液でぬらしながら1メートルにつき3,000回の撚りをかける。
- (4) 糊にはわらび粉を使っていたが、現在はタピオカデンプンを用いている。
- (5) 撚糸機は八丁式、長谷式撚糸機が用いられる。
- (6) 撚りは右撚りのものと左撚りもの2種類を作る。
- (7) このようにして強い撚りをかけた糸を「強撚糸（きょうねんし）」という。また、この工程を「追撚（ついねん）」という。これは緯糸で、地糸として使われる。
- (8) 糸を乾燥させ、管（くだ）に巻き取る。右撚りと左撚りの糸が区別できるように、管に目印を付けておく。

## 2 製織

- (1) 緋糸を巻いた管を装着した杼（ひ）と別に、右撚りの糸を設置した杼と左撚りの糸を設置した杼をそれぞれ準備する。
- (2) 強撚糸を設置した杼は、地糸として緋模様以外の部分に使われる。
- (3) 御召は湯もみによって幅が縮むので、その分織幅を広くする（約40センチの幅で織る）。
- (4) 地となる部分に、右撚りの糸と左撚りの糸を交互に織り込む。
- (5) 織上がった反物は、つぎの湯もみの工程にまわす。

## 3 湯もみ・幅だし、

- (1) 微温湯につけ、手でもんで糊を落とす。
- (2) この作業で強撚された糸のよりが戻り、布に「シボ」というシワができる。
- (3) 布を乾かして、縮んだ布を規定の布幅に広げる「幅出し（丈だし）」をする。



以上の工程が白鷹紬の御召の工程である。御召はそれぞれの産地でシボに特色がある。白鷹紬の御召しのシボは「おにしぼ」といって、大粒のシボであることが特徴となっている。また、縞や経緋など様々な御召がある中で、経緯小緋の御召であることも特色となっている。

## 第5項 織機

白鷹紬は、一般的にいう高機で織られている。現在の白鷹町の織物工房の2社のうち、1社は従来からこの地方で使われていた高機を使用しているが、もう1社では昭和40年代に新潟県塩沢から導入した高機を使っている。したがって、白鷹紬は2種類の高機で織られていることになるが、この項では白鷹町周辺で従来から使われている高機について記述する。

米沢地方には、江戸時代の文化の初め、丹後から高機が移入されたことは先に記した(本論第1章第2節第3項)。その高機が改良されて現在の高機になっている。改良された高機は、厩機(うまやばた)と呼ばれ、福島、宮城、新潟、山形、長野県など、東日本に広く分布しているものである(佐貫他, 2002: 34)。

長井、白鷹地方で高機が使われはじめたのは、近世末期になってからと推測できる。嘉永6年(1853年)の文書に、下長井郷(現在の長井市、白鷹町)の紬の品位を保つための施策を求めた紬問屋たちの上申書がある<sup>95</sup>。その中では従来平機(地機)を用いて織っていた紬を近年になって高機を使って織るようになり、そのために品質が落ちたとの記載がある。この頃に長井や白鷹地方でも高機を使うようになったのであろう。

長井、白鷹に入ってきた高機がどのようなものであったか、現存する高機を調査することで推測したいと考えたが困難であった。実際に調査してみると高機に製作年代や制作者名が記入されているものは数少なく<sup>96</sup>、管見した限りでは、製作所の焼き印が押しあつたものが山形県大江町歴史民俗資料館所蔵の1台、制作年と制作者が記されたものが長井

市西根郷土資料館の旧蔵品1台の合計2台だけであった。

そのうちの大江町歴史民俗資料館所蔵の高機は、米沢地方のものとは形が異なっており、次の長井市西根郷土資料館の旧蔵品であるが、所蔵品整理のために処分されてしまって現存していない。古い所蔵品台帳に写真とおそらくは織機に記されていたであろうと考えられる「製作地 川原沢村 制作年 明治21年2月吉日 制作者 川原沢村大工蒲生吉蔵」との記録が残っている。

それによると、織機の基本的形態は、現在、白鷹町周辺で使用されている高機とはほぼ同じ形である。従って、明治21年（1888年）までには、現在の形のものになっていたと推測できる。

現在も使われている在来の白鷹町の高機には、近隣の他の地域のものに比べて、2つの特徴を持っている。第1点は経糸を巻いている部分が2箇所あるということである。通常の高機は1箇所だけであるのに、白鷹町の高機は、綜紘の前には絣染めされた経糸が巻かれた器具が設置され、そして、通常の高機で経糸が巻かれるべきところ（一般的には「千切（ちぎり）」あるいは「緒巻き（おまき）」という）には、地となる絣染めされない経糸が巻かれている。このような絣糸を巻く器具を、白鷹町では「絣巻器（かすりまきき）」あるいは単に「機械（きかい）」などといっているが、正式な名称は不明である。

塩沢の高機を使っている白たか織工房では、経糸を絣糸も地糸も同じ千切に巻いているため、絣巻器は使用していない。絣の織物を織る場合、白たか織工房のように地糸も絣糸も同じ千切に巻くやりかたが一般的のようである<sup>97</sup>。白鷹町で使用されている「絣巻器」や同様の用具について、文献調査や聞き取り調査を行ったが、他の織物産地での使用は確認できなかった。

第2点は、経糸が機台の上で山型に張られ、織手から見ると手前が低くなっていることである。他地域の高機の経糸の張り方を調査してみると、織手側が低くなっているものがいくつかの地域の高機にあった<sup>98</sup>。したがって、これは白鷹町の高機だけの特色ではない。

以上の2点はすべて経糸の張り方に関わる特徴である。その特徴は、原料の糸や織つ

ている物と関係するのか、高機の構造の歴史と関係した変遷があるのか、また、織るとい  
う作業にこのような経糸の張り方が影響を与えているのか、これらのことについて、実際  
に織っている人の意見なども参考にしながら探究してゆく。

最初の緋巻器については、その役割は2つある。1つ目は、模様を作る経糸をずらす構  
造になっていることである。小緋の技法では、規則的に緋染色された経糸をずらすことで  
緋模様の縦の部分をつくる。そして、そこに緋染色された緯糸の模様を合わせて打ち込む  
ことで完成された緋模様を創り出している。そのずらすための装置は様々なものがあり、  
簡易な方法としては、金属棒を3本使って三角柱を作り、それを経糸の間に挟み、ずらし  
たい経糸だけを上になった金属棒上を通すことによって規則的にずらすことができる。緋  
糸を地糸と一緒に巻いている白たか織工房ではこの方法を用いている。しかし、白鷹町の  
在来の高機では、緋巻き機を使うことによって経糸の緋をずらしている。この違いについ  
ては、別に写真で示しておいた。

2つ目は、経緋糸を別に巻くということで、地となる経糸の張力とは別に調整できるこ  
とである。これは織ることによる経糸の伸びを手元で調整できるということになる。現在  
使われている力織機においても千切を二重にして織ることがある。株式会社新田では、千  
切を二段にして経糸を巻いて織るのは、糸の太さが違う経糸を交えて使う場合である。二  
つの千切の張力を変えて、細い糸と太い糸の伸びを合わせるのだという<sup>99</sup>。

この場合と同様に、経緋糸を別に巻くことの利点のひとつは経糸と地糸の張力を別に調  
整し、糸の伸びを合わせ、同時に経緋糸の模様の調整することにあると推定できる。しか  
も、それが綜統の近くに設置されていることは、手元で調整できるということ以外に、緋の  
経糸は地の糸よりも短く設置されているため伸びを少なくできるということも有利になる。  
村山大島の場合、女物の経緯緋の場合、経糸を1メートル程度の長さで張る。また、白鷹  
の高機の写真を見て、「緋の経糸は短く張った方が緋を合わせるのには具合がいいので、織  
機のこの位置に緋糸だけ巻いてあるのは織るには都合がいい」という他産地の製造者の意  
見もある<sup>100</sup>。

以上のことから、絣巻器は経絣糸をずらす装置であると同時に、小絣を織る時に微妙に絣糸の張力を調整して経絣糸の模様のをずれを手元で微調整するための用具であるといえる。

他の産地に類似の用具が発見できないので、現在、その移入先は不明である。おそらく白鷹町に小絣が入ってきたことと関係していると推定できるが特定できない。あるいは白鷹町、長井市周辺で独自に開発されたものかもしれない。今後の課題としておきたい。

次に経糸が機台の上で山型に張られ、織手から見ると手前が低くなっていることである。同様のことは大和絣に使われた織機にも見られる。大和絣の高機は、白鷹のものとは大きく違って、いわゆる大和機（やまとばた）といわれる傾斜した高機である。かつて、大和絣はすべて大和機を用いて織られていたが、大柄のものには明治20年代（1887-1896年）にはボタン機が用いられるようになった。けれども細かな柄の物には継続して大和機が使われたという。しかも、この細かな絣の多くはそれまでの大和機よりも傾斜がきつく改良された機を使う宇田地方に発注されていたという（横山，1990:6）。横山浩子はこのことから、「大和機がより効率的に細かい絣織りを行うために改良されたのであれば、絣が腰掛けの位置から経糸の並びを見やすくし、絣のずれに早めに対処できるようにする工夫であるという説は妥当性があると思われる（横山，1990:6）」と考察している<sup>101</sup>。

白鷹町の高機の経糸の傾斜を実測してみると、12度から15度程度の傾斜の範囲になっており、大和機よりははるかに緩い傾斜である。したがって、大和機と同様の見やすさとはいえない。けれども、水平に張るよりは見やすいといえるだろう<sup>102</sup>。白鷹町の織物は小絣であるために、水平に経糸を張るよりは山型に張って、織手側を低くした方が、絣を合わせるには具合がよかったといえる。経糸を山型に張る理由の一つとして提示しておきたい。

以上のように、白鷹町の在来の高機には小絣を織る工夫がなされているといえよう。

## 第6項 まとめ

白鷹紬の技術誌のキーワードとして、「小緋」を挙げておきたい。この小さな緋模様を織るといふことに様々な技術と道具が集中している。

第1は、板締め染色である。それが白鷹紬の大きな特色になっている。また、この技法は近代末期に開発されたもので、古い技法ではなく、それほど注目されるものではない。そのためであろうか、現在では、全国的に希少なものとなり、白鷹紬のセールスポイントのひとつとなっている。

第2は、高機という手織機の使用である。この手織機は緋巻器を併用することにより、小緋を織るために、経緋糸のずらし、経糸の張力の調整がしやすくなっている。また、織り手側が低く仕付けられた経糸は、かすり合わせをする上では見やすい構造になっている。

第3は、それらの組み合わせに、さらに御召の技術が組み合わせられたことである。緋という織物は、国内においてはそもそも木綿の織物で普及したように、日常着の技術であった。したがって、商品としては低額な普及商品である。それに御召という高級先染め織物の技術が付け加わることにより、板締め小緋の御召という新規で高額な商品が誕生する。そのことが生業として手仕事を継続させることの大きな要因となっていると考えられる。

以上の3点を技術誌のまとめとして提示しておきたい。

<sup>81</sup> 「織物組織」とは、「織物とは、糸または糸と類似の原料を縦と横に組み合わせ、これらを一定の規則で交差させ、面状に仕上げたもの。糸を交差させることを組織するといふ、糸の交差の仕方を織物組織という。組織は種類が多いが、基礎は平織・斜文織・縺子織の三つで、これを三原組織という。原組織以外の変化に富んだ織物組織は、三原組織を基礎として、変化させ、又は混合させて作り出したもので、これを変化組織又は誘導組織といふ、四種に大別する。(1) 変化平織 (2) 変化斜文織 (3) 変化縺子織 (4) 特別組織」(板倉他監修, 1977: 191) というものである。

<sup>82</sup> 「精練」とは、「各種の繊維には脂肪質その他の不純夾雑物を有する。そのため天然のままでは特質が発揮できないので、不純物を除去することが必要。この除去工程をいふ」というものである(板倉他監修, 1977: 595)。絹糸の原料となる「生糸(きいと)の「精練」は、一本の生糸が「二本の繊維を構成するフィブロインと称する蛋白質と、これに膠質としてフィブリンを包むセリシンという蛋白質とからなる」ものなので、「アルカリで処理するとセリシンは除かれ二本の練絹となる。この工程を生糸の精練といふ」(板倉他監修, 1977: 287) ことである。

<sup>83</sup> 置賜紬の伝統的工芸品告示の内容は下記のようになっている。

●技術・技法

- 1 米琉板締小緋にあつては、次の技術又は技法により製織されたかすり織物とする事。

- (1) 先染めの平織りとする。
  - (2) たて糸及びよこ糸に使用する糸は、「水より」をすること。
  - (3) かすり糸は、たて糸及びよこ糸に使用すること。
  - (4) たて糸のかすりとよこ糸のかすりとを手作業により柄合わせし、かすり模様を織り出すこと。
  - (5) かすり糸の染色法は、「板締め」によること。
- 2 白鷹板縮小緋にあつては、次の技術又は技法により製織されたかすり織物とする。
- (1) 先染めの平織りとする。
  - (2) たて糸及びよこ糸に使用する糸は、「水より」をすること。
  - (3) 地糸に使用するよこ糸は、「追ねん」をすること。
  - (4) かすり糸は、たて糸及びよこ糸に使用すること。
  - (5) たて糸のかすりとよこ糸のかすりとを手作業により柄合わせし、かすり模様を織り出すこと。
  - (6) かすり糸の染色法は、「板締め」によること。
  - (7) しぼ出しは、「湯もみ」によること。
- 3 緯総緋にあつては、次の技術又は技法により製織されたかすり織物とする。
- (1) 先染めの平織りとする。
  - (2) たて糸及びよこ糸に使用する糸は、「水より」をすること。
  - (3) かすり糸は、よこ糸に使用すること。
  - (4) かすり糸のかすりを手作業により柄合わせし、かすり模様を織り出すこと。
  - (5) かすり糸の染色法は、「手くくり」、「手摺り込み」又は「型紙なせん」によること。
- 4 併用緋にあつては、次の技術又は技法により製織されたかすり織物とする。
- (1) 先染めの平織りとする。
  - (2) かすり糸は、たて糸及びよこ糸に使用すること。
  - (3) たて糸のかすりとよこ糸のかすりとを手作業により柄合わせし、かすり模様を織り出すこと。
  - (4) かすり糸の染色法は、「手くくり」、「手摺り込み」又は「型紙なせん」によること。
- 5 草木染紬にあつては、次の技術又は技法により製織されたかすり織物又はしま織物若しくはこれに類する織物とする。
- (1) 先染めの平織りとする。
  - (2) たて糸及びよこ糸に使用する糸は、ベニバナ、カリヤス、ログウッド等を原料とする植物性染料を用いて染色すること。
  - (3) かすり織物にあつては、かすり糸の染色法は、「手くくり」又は「手摺り込み」によること。
  - (4) よこ糸の打ち込みには、「手投杼」又は「引杼」を用いること。
- 原材料  
使用する糸は、生糸、玉糸又は真綿のつむぎ糸とすること。
- 地域  
山形県／米沢市、長井市、西置賜郡白鷹町。（伝統的工芸品産業振興協会編，2003：15-16）

<sup>84</sup> 出典は（置賜織物同業組合，1910：15-16）である。

<sup>85</sup> 先に、田中俊雄は、緋紬の米琉が盛んに織り出されるようになったのは明治期であろうと推定していることを述べた（本論第1章第2節第5項）。

<sup>86</sup> 川村は『長井紬（本場米琉）の歴史』の略年表の明治19年のところでは「この時竹田清五郎の提案で、製品はすべて「長井紬」の名称に統一することにした（川村，1975：44）」と記している。また、148ページでは「改良長井紬」と記している。どの名称が標識として織り付けられていたのかは不明である。

<sup>87</sup> 2014年10月10日に竹田家を訪問したときに聞いた話である。原画は額装してあるため、額からはずして、制作者や制作年などを確認することはしなかった。



<sup>88</sup> 川村はこのことについて、明治39年の状況の中で「しかし一方では長井紬の大多数を占める小緋の板<sup>レ</sup>染色法はまだまだ幼稚で、小緋の一大特色である「小口」が出せないで、緋としての趣味がなくようやく世間から飽きられ、ことに関西方面の販路は杜絶しそうな状況に立ちいたってしまった(川村, 1975: 171)」と述べている。また、越後上布を製織している中島清志さんは、板締め染色と「くびり(手括りのことを塩沢地方ではこのようにいう)」の比較をして、板締めよりは「くびり」の方が好きで、「くびり」よさにはじんでいるところだと話してくれた(2014. 9. 17)

<sup>89</sup> 株式会社白たか織の佐藤嵩さんは、板大工の佐藤周一さんの甥にあたっているが、織物のデザインや染色の仕方まで指導してもらったという。また、昭和40年代に新潟県塩沢から織機を導入したが、その後は同型のものを周一さんが作り、工房に納めたくれたとも話してくれた。(2013. 8. 3~2014. 12. 11)

<sup>90</sup> 平成26(2014)年5月に調査した結果である。

<sup>91</sup> 川村は「奄美大島からサンプルとして持ち帰った緋お召をもとにして[川村吉弥, 1975: 336]」と記述しているが、大島紬にはお召はない。現在でも生産されていない。したがって、川部が持ち帰り「白たかお召」開発の見本としたものは他の産地の「お召」なのか、あるいは奄美大島のお召ではない「緋」なのかは不明である。

<sup>92</sup> 「白たかお召」の登録商標は、現在、小松織物工房が所有している。

<sup>93</sup> 小松紀夫さんの話。

<sup>94</sup> 糸に撚りをかける「撚糸法」のひとつ。撚りをかける糸をまず水で湿して撚りをかける方法(板倉他監修, 1977: 1068)。

<sup>95</sup> 嘉永6年(1853年)2月に絢問屋渡部八代伊右衛門、高橋嘉左衛門、寒河江佐右衛門他四名が藩の判物改所に提出した、絹糸を混入した絢縞ならびに高機の禁止を求める請願書である。そこには「下長井郷(長井市、白鷹町を含む米沢藩領北部地域 筆者註)より織出候絢類近年諸国え(ママ)売弘り(ママ)一方の産物に相成(中略)又元来絢縞は平機に御座候所、近年は高機にいたし」と記載されている(御国産密書一)(今井, 1940: 83)。

<sup>96</sup> 調査しているときに、大工が高機を製作することは、本業ではないという意識が、制作者名などを記さなかったのではないかということも聞いた(長井市 織物、染色作家木島由美子さん)。生業に対しての意識という面からは検討すべき知見であるが、織機を作っていた大工に話を聞くことができず、検証できていない。

<sup>97</sup> 類似のものとして「八重山上布」がある。八重山上布では染色が終わると糸を「綾頭(つぶる)」につけたまま自然乾燥させた後、八重山式高機で製織する。この高機は綾頭と地頭に別れているほか、重りで経糸のはりを調整している。また、「大島紬」の場合は、緋染めした経糸は地糸とは別に板に巻いておくだけで固定していない。したがって緋調整をした後に経緋糸は間丁のところをつむに巻き付けて固定する[染川弘光, 2005: 98]。しかし、緋巻器は使っていない。

<sup>98</sup> (佐貫他, 2002)の図版によると、新潟県見附市(53ページ)や岐阜県羽島市(63ページ)などの高機がそうである。

<sup>99</sup> 新田源太郎さんの説明による(2014. 8. 1)。

<sup>100</sup> 越後上布製織者中島清志さんの話である。さらに、村山大島の場合、女物の経緯緋の場合は、千巻き(緒巻き)を鳥居に取り付けて短くして織っている。経緋糸が長いと伸びて狂うと村山大島紬理事長の高山金之助さんが話してくれた。

<sup>101</sup> 大和機が傾斜していることについて、横山は地機との類似性を主張しており、参考にした論文はそれを解明することが主目的の論考であるが、その過程の中で傾斜と絢織の関係を述べているのである。

<sup>102</sup> 白鷹町で実際に織っている人たちにとっては、山型に経糸が張られている高機を扱うことが当たり前であるため、話のなかで緋の見やすさについての評価を述べることはなかった。様々な高機を実際に使用し、製品を織っているような織手がいれば比較することも可能となるだろうが、現実的には難しい。したがって、この部分は筆者の印象としての意見である。

## 第4節 従事者の生活史

### 第1項 はじめに

この節では、白鷹紬の生産に携わっている人、あるいは過去に携わっていた人の生活史を提示する。さらに、参考として長井紬の織手の生活史も提示する。目的は、昭和20年代後半から現在までの従事者の生活を、具体的に記述することを通して、それぞれの織物業従事の実態を浮かび上がらせることにある。

この節の生活史は、語り手の記憶にあることを語っていただいたものを文字に起こした。日時や人名などについては他の記録や別の人に聞くなどして確認に努めたが、あやふやな部分も残されている。最終的には筆者が判断した内容で記した。したがって、この生活史の最終責任は筆者にあることを初めに記しておく。

### 第2項 白鷹紬の工房1

株式会社白たか織工房

所在地 白鷹町中山

白鷹町荒砥（荒砥工房）

主な話し手 佐藤 嵩（さとうたかし）さん

昭和5年（1930年）8月15日生

工房の系譜 佐藤 亘（祖父）→新四郎（父）→嵩（本人）→新一（子）

聞き書きの月日 2013. 8. 3～2014. 12. 11

株式会社白たか織工房は、白鷹町中山地区がもともとの所在地である。現在の株式会社としての従業員は、佐藤嵩さん、その夫人の喜久子さん（昭和11年生まれ）、長男の新一さん（昭和34年生まれ）、新一さんの夫人の恵子さん（昭和32年生まれ）の4人となっている。織手は中山に通ってくる人が1人、荒砥の工房には5人、その他に賃機（出機 だしばた）が白鷹町内で4人、米沢に1人というのが現在の工房の規模である。



佐藤家の染色業は、嵩さんの祖父の亘（わたる）さんが、明治40年（1907年）に近所の染色をしていた人から道具を譲ってもらい、染色をはじめたことから始まる。染色の仕事は冬の副業で、農業の傍ら染色をしていた。

嵩さんが、染色の仕事をするようになったのは、学校を終え、農業に従事するようになってからである。その当時は祖父も元気であったので、手伝いをしていたという状態であった。嵩さんが34歳になった昭和39年（1964年）に、父親の新四郎さんが亡くなった。それからは、嵩さんが専門に染色をするようになった。

わからないことがあると、手ほどきは板大工をしていた叔父（父の弟）の佐藤周一さんが教えてくれた。いくら怒られたかわからないと嵩さんはいう。

嵩さんが、仕事をするようになった頃は、現在のように暖房器具も発達していない。冬の作業だから、水や染料が凍らないように、一坪半ぐらいの穴蔵での作業となる。穴蔵は暗いので、電気を付けての作業となる。夕方になると、食事をしてから。染料を暖める竈に焚く木を割り、それから竈に火を入れて、染料を暖め、染色をはじめ。染色が終わるのは夜の11時過ぎになる。夫人の喜久子さんは、もっと早い時間からはじめて、遅くならないうちに仕事を終わってくれればいいのにと、何度も思ったそうである。そういう習慣になったのは、嵩さんが仕事を始めた頃は、電気も夕方の5時にならないと通電されないという時代で、そのときの習慣が、ずうっと続いたのだということである。

最初に仕事を始めた頃には、染色は1疋（2反）ずつだった。それでは時間がかかって面倒なので、一度に倍の2疋ずつすることにした<sup>103</sup>。そのことを祖父にいうと、仕事が大変になると反対された。2疋ずつ染色するには、それまでより、糸を倍巻かなければならない、また、染色に使う板も、同じ枚数では、倍の糸を巻くので染色がうまく行かない。だから、板の枚数は2倍になる。ほかではやっていないことだった。叔父さんの板大工の周一さんにも反対された。けれども、祖父と叔父を、自分がかんばって大変ではなくするからといって説得した。結局、「お前がするならいいだろう」と認めてもらったので、それからは2疋ずつになった。2疋ずつの染色では、失敗すると4反分の糸がだめになる。た

まには失敗もあった。その糸は帯にでもできないかと思って今もとってある。

昭和40年頃（1965年頃）に、新潟の塩沢の人たちが産地視察に来た。話を聞いてみると白鷹と同じようなものを織っていた。しかし、白鷹よりも織りの能率がよかった。それで、教えてもらって絣糸の共巻の研究を始めた。塩沢の織り方を取り入れようとした人は、4軒の業者だったが、長続きしなかった。嵩さんはいろいろ研究して昭和44年（1969年）にようやくうまく織れるようになった。

絣の共巻をすると、縦の絣を合わせてから、織手の手前まで「絣万力（かすりまんりき）」という道具で締めるので、織った後に絣のずれの手直しがそれほど多くない。だから織りの能率が上がる。また、それまでのやり方の、地糸とは別に絣巻器に絣糸を巻くのも結構手数がかかる。共巻にするとその時間が節約できる。そういうことで絣の共巻に挑戦した。

塩沢のやまだ織株式会社、直接行って指導してもらった。そのときは、塩沢ではまだ板締め染色していた。共巻に一番反対だったのは織手だった。夫人は共巻をすると、織機も違うし、織り方もそれまでとは違う。慣れるのは大変だったという。十王の堀織物さんでも共巻の研究をしていた。塩沢から相当の数の織機を導入して織らせていた。でも1反も製品は織れなかったようだ。だから、織手さんたちは「堀さんでもできないことを自分たちにさせようとする」と文句をいわれた。そこで、嵩さんの姪に2年間、冬の間だけ塩沢に織りの研修に行ってもらった。それで慣れてきたところで、自宅のハウスに臨時の作業場をしつらえ、織り方を指導させた。そのようにして、織手たちが塩沢の方法でもできるようにして織ってもらった。だから文句をいっていた織手たちも、もどってきてくれたのだった。

織機は、最初は塩沢から持ってきた。今までのものより長いので、少し長さを詰めてもらった。全部で20台ぐらい買ったのだったかもしれない。その後は、叔父さんの佐藤周一さんが作った。現在使っているものは、塩沢のものと周一さんの作ったものが混じっている。その他の道具、たとえば絣万力などは塩沢に注文している。

絣巻器を使う場合も、共巻にする場合でも、糸をそのままの状態に染色すると、絹糸は

伸びるので、染色した後の緋の経糸も伸びて動いてしまう。そうすると後の手直しが大変になる。そこで、染色する前の下ごしらえの段階で、きちんと伸びを平均化してから、染色するようにしている。だから共巻にしてもきちんと織れるし、能率も上がるのだ。

緋巻器を使っていた時代は、細かな緋の場合には緋糸は、1反分しか緋巻器に巻けなかった。その頃は、嵩さんも染色する前の糸は特に何もしないで、染色用の緋板に巻いていた。だから伸びてしまう。いまは、手を入れて伸びのないように下ごしらえしてから巻くようにしている。

「米琉」といわれるような柄物<sup>104</sup>は、誰でも織ることができるものではなかった。亀甲とか十字緋のようなものは織ることができるのだけれども、緯の緋と縦の緋の組み合わせで大きな模様を織るには、何種類かの緯糸を巻いた杼を、いくつも使い分けて織らなければならないので、織るのも難しい。緋糸を染める板も複雑になる。だから、染屋、板大工だけでなく、織手も一緒に考えて協力しないとできなかった。板大工の周一さんが叔父さんだったから、いろいろなことができた。こんなものがないかという、板を作ってくれた。板ができて、染ができて、織れないと製品にならないのだから、織手も大事だった。みんなが柄物をやろうとするけれども、最後までやりきって、製品までできる人はそれほど多くなかったという。

嵩さんは、柄物を蚕桑の佐藤秀夫さんから習って作った。佐藤秀夫さんは、組合長をした佐藤敏彦さんの親戚の人で、佐藤敏彦さんのところが、円福寺の坂の下にあるので、「坂の下」で、佐藤秀夫さんのところが、坂の上にあるから「坂の上」で通じていた。秀夫さんという人は、とても研究熱心な人であったが、若くして亡くなった。嵩さんは、自分よりも本当に研究熱心な人で、惜しい人を亡くして残念だったと話してくれた。

嵩さんが、染色業を本格的に始めた頃は、すべて出機だった。しかも、それはほとんどが、冬期間だけ織るという形だった。だから、佐藤家では田圃も作っていたし、夏の間は蚕も置いていた。普通の百姓をして、冬の間だけが染屋の仕事の時期だった。

出機の人、染屋に緋巻器を持ってきて緋糸を巻いてもらうのだった。夫人の喜久子さ

人は、今でも緋巻器に糸を巻くことができるという。近所にも、機織りをする人たちがたくさんいた。そして、競争でもするようにして機を織っていた。夜になっても、織手たちは「隣にはまだ電気がついているぞ（機を織っているぞ）」といわれながら織っていたという。白鷹の緋は手間がかかる。現在は、一人の織手で「おめし」なら月に1反ぐらい。昔は、早い人なら8時から5時までの8時間労働で、月に2疋（4反）も織ったという。平均して2反ぐらいは織っていた。

昭和37年（1962年）に、白鷹町鮎貝に缶詰工場が誘致される。町の誘致企業第一号である。それ以前は、女性がお金を取れる仕事は機織りしかなかった。だから織手もたくさんいた。けれども、昭和47年頃から、電機部品を作る工場や縫製工場が町にできはじめる。マイクロバスで送り迎えはしてくれるし、1年中働くことのできる現金収入の場所ができる。若い人たちから、機織りのように夜なべ仕事もする必要がない工場勤めをする人が増加して行く。若い織手が次第に少なくなってくる。

嵩さんは、昭和50年に、白鷹町荒砥に織機10台ほどを据えた作業場を作り、農業を止めて織物工房に専念することにする。織物と農業と両立が難しくなってきたからだという。それが現在の荒砥工房の始まりである。

そのうちに長男の新一さんが、大学を卒業して戻ってきた。やがて新一さんは結婚して、奥さんの恵子さんも仕事に携わるようになった。新一さんは、大学に行く前から家の仕事を継ごうと考えていた。恵子さんは米沢の出身だが、実家は織物とは何の関係もない家で、結婚してから米沢の職業訓練校で織物を覚えたという。しかし、大学では造形を専攻していたし、結婚する前に就いていた仕事もテキスタイルだったから、織物をすることは何にも抵抗はなかったという。

荒砥の工房ができた頃には、機織りも冬期間の農家の副業だけではなくなってきた。年間を通して機を織る人が次第に多くなる。自宅で織るか、作業場に通ってきて織り、できた織物によって織り賃を稼ぐという「出来高払い」が、現在の織手の労働形態である。一時は日当で払っていたときもあるという。一人で一月3反ぐらい織ってくれると、日当で

もいいのだがということであった。働いている人は、織ることの好きな人が多い。そうでないと続かない。今のやり方は若い人だと生活するのは大変かも知れないが、年金をもらうぐらいの年齢の人には、工賃がちょっとした稼ぎになるという。また、出来高払いのために時間的に自由である。作業場に出てくる時間も8時だったり10時だったりする。自分自身で労働量を決めているようである。そのような形態は、後に述べる小松織物工房と共通である。

### 第3項 白鷹紬の工房2

所在地	白鷹町十王
主な話し手	小松紀夫（こまつのりお）さん 昭和17年（1942年）4月5日生まれ
工房の系譜	不明→米蔵（曾祖父）→三郎（米蔵の子）→一郎（米蔵の長男繁の長男：父）→紀夫（本人）→寛幸（子）
聞き書きの月日	2013.9.1～2014.12.12

小松織物工房の従業員は、紀夫さんと奥さんのトモさん（昭和21年生まれ）、息子の寛幸さん（昭和45年生まれ）、その奥さんのともみさん（昭和45年生まれ）の4人である。他に作業所に通ってくる織手が5人、自宅で織っている出機が5人ほどというのが現在の工房の規模である。

小松家がいつから染色の仕事をするようになったのかはよくわからない。ただ大正6年（1917年）に、今住んでいる家を建てたのだが、古い家を取り壊す前に撮った写真には染物屋の看板があるので、その辺りにはやっていたのだろうと思われる<sup>105</sup>。

米蔵さんは、「白鷹お召（しらたかおめし）」の開発にも尽力した。「大正の末年当時の米沢工業試験場長であった川辺申松が奄美大島からサンプルとして持帰った緋御召（かすりおめし）をもとにして、当時としての新しい織物の開発を進めたものであった（川村、1975:

336)」という。小松家には何の記録も残されていないので、紀夫さんにも詳しいことはわからないというが、大島紬には御召（おめし）はないので、大島の風合いに御召の風合いを付け加えることなのかもしれないと教えてくれた。

御召の開発が進められた背景として、白鷹、長井の織物業界が、明治から大正にかけて盛んになり、大正10年頃にピークになり、その後はだんだん落ちていった。それで何とか新しい商品を開発しようということで、御召の研究が始まったのではないかと紀夫さんは考えている。

御召には、生糸からセリシンという膠質を取り除いた糸を使う。セリシンを取り除いた糸に、強い撚りを掛けるのは難しい。セリシンを取り除くと糸が柔らかくなって、そのまま撚りをかけるとねじれてしまう。また、撚りも戻ってしまう。それを防ぐために、糸に「糊」をふくませて撚る。その糊は、撚りを戻すために湯煎しても残ってしまう。普通の糊では、日本の高温多湿の気候で、織り上がった御召の着物にカビが生えてしまうので、そうならない工夫が必要だ。糊は、それぞれの御召の産地の企業秘密のようなものである。かつての「白鷹お召」に使っていた糊は、ワラビの根から取ったデンプンで作ったものだった。現在は、ワラビデンプンが手に入らなくなったので、タピオカデンプンを使っている。糊の問題も、開発に何年もかかった理由の一つと考えられる。

また、「白鷹お召」が商品化される以前にも、似たようなものがあったのだらうと思うが、緋の模様を合わせながら、強撚糸を織り込んでゆくというのが難しい技術で、それまでの縞とか格子、あるいは無地の御召と比較して、画期的な織物になったのではないかと儀雄さんは考えている。だから、当時としては、新しくて珍しい「緋の御召」ということだったろう。そういうものに挑戦したということは、曾祖父のこととだけけれども、すばらしいことだと思うと紀夫さんはいう。

「白鷹お召」は、昭和4年になって完成し、米蔵さんも含め、荒砥の大友康松、長井の酒井金兵衛の3人の連名で登録商標申請がおこなわれ、承認登録された。東京日本橋の白木屋や高島屋の専売品になったため、地元よりも消費地の方で名を知られることとなった

(川村, 1975: 336)。

現在の、白鷹紬の特色になっている板締め染色については、明治38年に栃木県足利から移入されている。それが明治末から大正にかけての、白鷹、長井の織物業の盛業を支えたのではないかと、それまでの括りでは、毎回糸を括る作業が必要だが、板締めでは何度でも精密な緋ができる。それが緋織物の増産にも対応していったのではないかと。また、昔から、それぞれの地区で得意な緋がある。長井の場合は、緯総（よこそう 緯糸だけが緋糸でそれで模様を作る緋）とか併用緋（へいようかすり 経の緋糸と緯の緋糸で模様を作る）でも大きなもの。白鷹は小柄の緋。白鷹の小柄の緋でも、中山、萩野地区には上手な織手が多くて、小柄でもさらに小さな種類のもので得意だったという。小松織物工房ではそういう白鷹の小緋を引き継いで、織物を作っているのだと紀夫さんは説明してくれた。

紀夫さんの曾祖父の米蔵さんは、昭和20年（1945年）に亡くなった。米蔵さんよりも先に、米蔵さんの長男の繁（さかん 紀夫さんの祖父にあたる）さんは亡くなっていたので、繁さんの弟の三郎さんが染め物業を継いだ。三郎さんは、昭和25年（1950年）3月に「本場米琉織物工業組合」が設立されると、推されて理事長に就任する。その後は織物の生産品の違いなどもあり、昭和28年には、「長井紬織物工業協同組合」が分離するなど、大変な時期も組合長を務め、昭和39年（1964年）8月に理事長の現職で亡くなった。

三郎さんにはこどもがいなかったので、その後は、繁さんの長男で、紀夫さんの父親である一郎さんが、織物業を継いだ。一郎さんは、戦前から家を離れて、織物とは関係の無い仕事をしていて、昭和24年ごろに戻っていたが、織物の技術的なことについてはそれほど詳しくなかった。そこで、県立米沢工業高校、山形大学工業短期大学で、染色や織物のことを学んでいた息子の紀夫さんが、染色の実務をすることになった。自分が仕事を始めた頃には、まだ農業も養蚕もしていて、半農半染屋だったと紀夫さんはいう。

紀夫さんは、昭和44年に結婚する。結婚した当時は、出機も40人ぐらいあって、その下ごしらえをしなければならなくて、自分が織る暇などはなかったとトモさんはいう。

それが次第に変わって行く。昭和47年ごろから白鷹町に誘致企業が入ってくる。そのあ



たりから、織物は少しずつ下向きになっていったようだと紀夫さんはいう。誘致企業が入ってくると、農家の嫁さんたち、若い人たちがそこに勤めるようになって、織る人も少なくなっていく。それに着物離れも起こって生産が少なくなっていく。生産が少なくなると、織物もあまり売れなくなってきたが、織物業を辞める人も出てきたので、残った工房は何とかやってこられた。そんな微妙なバランスで、今の2軒の工房が残ってきたのではないかと紀夫さんは考えている。

紀夫さんが仕事を始めた当時と、工房のありかたも変わってきている。佐藤さんの所の白たか織が荒砥に作業所を作って間もなく、小松織物工房も、小松家の蚕室を開放して織機を置き、織手が通えるようにする。

最初は冬だけだった。それが、昭和55年（1980年）ごろには通年になる。「長井の郡は製糸が製糸事業を辞めた頃が転機だったように思う」と紀夫さんはいう。

それ以前にも転機はあった。現在の工房の1階には動力織機が数台置かれている。それで、絹以外の織物を織ってみようとした時代もある。このままの形ではだめだから、どんどん新しい技術を入れて行かなければならないという方向と、今までのものがいいのでそれを継続して行くという選択を迫られる時期があった。昭和40年代頃がそういう選択の時代だったと紀夫さんはいう。米沢にしても、長井にしても、同じ選択を迫られた。長井の場合は、動力織機を使ってはいるが、自動ではなく半自動にして、手で絹合わせをするという手仕事に近い形になっている。しかし、白鷹は動力織機を使って、大量生産を目指す方向へは進まなかった。「白鷹には動力織機を入れて、新しい技術を使った織物を生産しようとする人はいなかった。そういう方向には行かなかったように思う。今から見れば幸いなことにそういう選択はしなかったといえる」と紀夫さんはいう。

「もし、動力織機を入れて、大量生産の方向に行っていたら、現在は困った状況になっていたかもしれない。白鷹の特徴的な御召も、別のものに変っていたかもしれないと思う。山辺ではカヤを織っていた。その次は木綿の織物をした。そして今のメリヤスになった。山辺の伝統の織物はなくなってしまった。白鷹もそうになっていたかもしれない。別の

産業になっていたかもしれない」と紀夫さんは考えている。

平成10年（1998年）に、息子の寛幸さん夫妻が家に戻ってきた。奥さんのともみさんは鶴岡市生まれ、織物とは縁のない育ちだった。そこで二人は、米沢の職業訓練校で機織を習うことが織物業修業の初めだった。

現在は、家族がそれぞれ分担しながら仕事をしている。ほとんど一貫生産である。昔から染屋は何でもしたけれど、糸取りだけはしなかった。それも、天蚕をはじめて扱ったときに県の蚕糸試験場に教えてもらって糸取りをした。ところがうまく行かない。繭の煮方が難しかった。近所の年寄りに、昔糸採りをしたことがある人がいて、その人に聞いてやってみたらうまくいった。その人の技術が一番役に立ったという。

考えてみると、白鷹の織物の分業はそれほど多くはない。かつての紺糸の染屋は農家の副業が主で、専門の染屋、ここでは川口染屋とか塚本染屋は、織った布を後から染める型染めが専門だった。だから、各農家で採った糸や紡いだ紬糸は、副業で板締め染色をする紺染めの染屋に持ってきて、それを自分の家で織って、お金に換えていた。荒砥の大友商店や長井の「やませ」にしても、そういう紬を買って行って中央へ持っていったという流れだった。そういう時代には、染屋は賃染をしたし、分業が少しあったといえる。

白鷹にも、撚糸を仕事にする所もあった。鮎貝の沢に水車を据えて、八丁撚糸機でやっていたところが最後まで残っていたが、それもなくなってしまった。長井の牛谷さんのところが長井、白鷹では最後の撚糸屋だ。白鷹の織物は、「水撚り」という日本在来の方法での撚糸でしている。これもよその産地ではしなくなって、だんだんこのあたりだけになってしまっている。小松織物工房でも頼んでいるが、それもいつまで残るか心配な状態であるということだ。

紬の糸も、かつては地元のものを使っていた。しかし、現在ではなくなってしまったので、福島の保原のものを使っている。生糸も地元のものこだわっていたが、それもなくなってしまった。せめて山形県のものをと考えているが、それも次第に難しくなっている。ここでは、蚕を飼うこと、糸を紡ぐこと、布を織ることが全部できた。そのことを

誇りに思うと紀夫さんはいう。

また、製品は、米沢の買継商を通して問屋さんというルートになっている。時々、行政機関から聞いたとかインターネットで調べたということで、直接訪問してくれる人もいる。そういう人は着物が本当に好きで、知識もあって、何か珍しい物がないかと探している人なので話をしてみると勉強になる。

生産が少なく、世の中に出せるものが少なくなったので、ある程度の値がつくようになり、しかも、それなりの値段のものを買おうとしてくれる人は、数少ないがいつもいる。だから、簡単には売れないが、景気の変動にもそれほど影響を受けないでやって行くことができること、それが少し明るい材料だと紀夫さんは語ってくれた。

#### 第4項 白鷹紬の織り手1

話し手 小関美慧子（こせきみえこ）さん

昭和6年（1931年）2月3日生まれ

現住所 白鷹町十王

聞き書きの月日 2012.9.27

小関さんは白鷹町十王に生まれ、22歳で細野の小関家へ嫁いだ。小関家は昭和55年（1980年）に現在地へ移転し、現在に至っている。

小関さんが絣織りを覚えたのは細野に嫁いでからだった。実家では単なる平織で、自家用のものばかり織っていた。それは嫁入り前の手習いのようなものだという。

小関家は農家だったから冬の仕事といっても女性には他に仕事があるわけではなく、機を織ることが仕事だと思ってやってきた。だいたい11月から3月あたりまで。織り上げることができないと4月初めまでかかっていた。田の仕事が始まるといっても、それでも終わらないものは仕方がない。必ず織り上げなければならなかった。大変だとも思わなかった。

緋織りの基本は1反織ると覚えられた。一人前の織手になるのは1年ぐらいかかなと思う。緋のいじり方がようやくわかってくるから。最初は義母に習ったのだが、私がトイレに行っている間などにちょっと手直しなどしてくれるものだった。ありがたいと思っていた。けれども自分がある程度織ることができるようになってくると、それも少しいやな気持ちがするようになった。そういういやな気持ちになることがあっても、義母が教えてくれたおかげで一人前に織ることができるようになった。

出機で稼げるようになったときにはまだ御召がそれほど流行していないときなので、ただの亀甲緋だった。何カ所かの機屋さんの仕事をしたが、機屋さんもいろいろあって、決まった織手がいるところと、そうでないところがあった。荒砥の松下さんは、今はハンコ屋だけれど、昔は織手を探して織らせるところだった。そういうわけなのか、他のところと違って、織り賃の他に「織子に」ということで、1反に付き500円くれるのだった。織り賃は1反が1,500円。それはきちんと家に出した。そして家の家計に入ったが、500円は「これは織子のだから」と渡してくれるのだった。その当時の嫁はみんなそうで、自分の自由になる金などはなかった。貰った500円は、当時パーマをかけるとおしまいだったけれど、それでもうれしくて織っていた。それは25、6の時だったという。

織る糸は、義母が自家生産の繭から採っていた。その糸を、緋に染めてもらって織り上げると高く売れた。でも、自家製糸では、そんなにたくさん糸をとることはできない。糸がなくなってしまうと織賃しか稼げなくなってしまう。

夏の間は蚕もおいていた。春蚕（はるこ）、夏蚕（なつこ）、晩秋（ばんしゅう）の3回だった。他の家では、晩々秋（ばんばんしゅう）まで4回置くところもあったのだけれど、家では3回だった。夫は燃料店に勤めていたので、義父と義母と3人で養蚕をしていた。本当に忙しくなると夫にも燃料店を休んでもらって手伝ってもらっていた。

機織りをするには、緋巻器は自分の家のもので、それを染屋さんに持って行って、染めた経糸を巻いて緋合わせをして貰って持ってくる。今のように自家用車などない時代だったから、背負って8キロ以上の道を歩いてこなければならなかった。場合によっては、地

糸を巻いた緒巻きも、一緒に背負ってこなければならなかった。今考えるとよくやったものだと思う。

織りは始めるのは、その時々だが、まず明るくなってくると、起きて御飯を炊く。昔は炊飯器などなかったから、かまどに火を焚いて、釜を据えて御飯を炊く。それが炊きあがるまですることが美慧子さんの仕事。後は義母がしてくれ、自分は機に上がって機織りする。一朝に1尺（約30センチメートル）織れたなどというのが楽しみだった。義母も大変だったと思う。嫁の自分は、機に上がってしまえば、後は「御飯だ」といわれるまで機の上だからと語る。

朝御飯が済むと、また機に上がる。そうすると、お客様が来ても、一緒にお茶を飲むなどということはない。夜は9時まで、というように決めて織っていた。仕事終わりの方には肩が痛くなり、そして背中まで痛くなってくる。今の人たちは大変だと思うだろうが、みんなそういう時を越えてきたのだから、当たり前のことだった。

機は、1日に2尺など織れば上等だった。そんなに織ることはできなかった。1反はだいたい20日。早い仕事なら10日位ということもあった。上げ膳据え膳なら、そういうこともできる。そういう人は本当に機織っ子で、自分はそういうことはしたことがない。そういう時代はなかった。以前は義母に「くだ」を巻いて<sup>106</sup>貫っていたが、後からは自分で巻かなければならなくなったので、そんなに早い仕事はできなかった。仕事の早い人もいた。中山には早くて上手な人が多かった。

細野には27年間いたが、近所の人にはほとんど冬には機織りをしていた。だから、自分も大変だとは思わなかった。機織りをしない人は何をしているのかな、とも思った。けれども、昔は普段も着物だから、洗濯するときにはいったん解いて洗って、それをもう一度縫い直すという仕事もあったので、そういうことをしていたのだろうと思う。家は全部義母がやってくれたから助かった。

たいてい、機は1軒で1台立てるのだが、中には2台立ててお姑さんと一緒に織るといふ家もあった。けれどもお姑さんがあまり上手だと、嫁さんの方がいやになるのだろう。

嫁さんが織るのをやめてしまったなどということもあった。自分のところは義母と歳が31歳も離れているので、義母も2台機を立てるような気持ちはなかったのだろう。孫の面倒も見なければならぬということもあったのだろうと思う。

小松さんのところの仕事をするようになったが、柄物は織ったことがない。あれは複雑で頭を使わなければならない。御召は織っている間は善し悪しがわからない。仕上げしてようやくわかる。右撚りと左撚りの緯糸を交互に入れて織るのだが、それを間違えてしまうと大変だ。だから右撚りの糸と左撚りの糸の管に色を付けて、区別しているのだけれど、それでも、一度わからなくなって、小松さんのところまで走って行って見て貰ったことがある。そんなことで、自分は、幸い失敗はしたことがなかったのでよかったと思う。

幅広の御召を織らせて貰ったことがある。お相撲さんの御召だったのかな。通常のものより2寸（約6センチメートル）ほど幅が広がったのかもしれない。それを織るのは楽しかった。織り賃も高かったのだけれど、織り上がりの日が決められていたのはつらかった。幅広はあまり織る人がいなかったのかもしれない。

息子を大学に入れたのだけれども、その学費は機織りで稼いだ。十王に転居してからは、1年中織るようになった。自分は60歳代まで出機をしていたが、70すぎても織ることはできる。おしまいの方は身体が続かなくなってくる。肩が痛くなって針を打ちながら織ったこともある。ただ家にいるわけには行かないからそうしたけれど、1回針を打ちに行くと2,500円取られた。でも、機織りはそれ以上お金が取れるから仕方がない。

自家用の布として、自分で織った白紬を持っている。昔はそれを染屋で染めて貰って嫁入り衣装にしたものだが、時代が変わって染賃は高くなるし、流行はあるし、それでみんなそんなことはしなくなった。だから、あちこちの家のタンスの底には、白いままの紬が眠っていると思う。もう、わざわざそんなものを買いに來る人もいない。織機も邪魔になるのだけれど、処分はできない。やっぱり、これで稼がせて貰ったという気持ちがあるからだという。

緋の機の準備も大変だった。緋をきちんと地糸に割り込んで、箆（おさ）に通さなけれ

ばならなかったから。亀甲が「2本半割」とか、十字緋は「2本割」などという決まりがある<sup>107</sup>のだけれど、仕付け方が難しい。どうしたらよいかわからないで、そのままちよつと出かけていたら、義母がやってくれていたなどということもあった。そんな風に面倒を見て貰ったから一人前に機織りができるようになったのだろうと美慧子さんは考えている。

## 第5項 白鷹紬の織り手2

話し手 佐藤志げ子（さとうしげこ）さん

昭和7年（1932年）10月27日生まれ

※戸籍上は「志け子」だそうだが、本人はずっと「志げ子」だと

思って、それで通してきた。本稿では、本人の希望によって、

「志げ子」という表記を用いる。

現住所 白鷹町高玉

聞き書きの月日 2013.8.2

佐藤さんは長井市勸進代に生まれた、生家は撚糸屋をやっていた。実家では16、7歳になると、手機で長井紬を織るようになった。長井紬のよいころだったので仕事もあり、年間通して機織りをしていた。

24歳で高玉の佐藤家に嫁に来たが、嫁にくる前に、実家の母親が、白鷹に嫁に行くところいう物を織らなければならないからということで、緋巻器をあげた高機で小緋織を習ってきた。勸進代は白鷹町のすぐ隣の集落なので、白鷹へ嫁に来る人も少なくはないが、その場合は、佐藤さんと同じように白鷹の織物を練習して嫁に来るのだったという。

佐藤家のお姑さんは後妻で、機織りをしない人であった。佐藤さんが嫁に来ると、10年ぐらいしまい込んでいた織機を出してきて、機織りを始めることになった。

織初めは、佐藤秀夫さんの染屋さん（「坂の上」の染屋）の仕事だった。ちょうど84の亀甲<sup>108</sup>が流行っていて、それを織った。200 亀甲という細かいものも織ったし、「御召」



も織った。佐藤さんの所の後では、児玉慶吉さんの所の仕事をずうっとしていた。勸進代でも84の亀甲を織ることもあったようだ。その時は緋巻器を上げて、白鷹と同じようにして、織っていた。長井紬の緋の場合は、横緋ばかりなので緋巻器は必要なかった。勸進代で織っていた84の亀甲は、長井の機屋さんから頼まれて織っていたのか、それとも白鷹の機屋さんから頼まれていたのかは、若すぎてわからなかった。

この家での機織りは、朝起きるとすぐに始めた。年寄りがいたので、朝御飯の支度はしてくれた。夜は10時まで織っていた。大変だったかも知れないが、でも、機織りしている方が気楽だった。機織りのない時期は、農作業だから。蚕もたくさん置いていた。蚕と田圃をするのが雪のない間の仕事だった。蚕は3回置くのが普通で、4回置いたこともあった。そのほかに糸採りもした。採った糸は自家用の織物に使う。こどもの着物にもなった。難しい織物だと、1反を1月で織ると上手な人だった。普通のものはだいたい15日ぐらいで織った。家では月に1疋(2反)織ると助かるといわれて織っていた。

賃織りの場合は、染屋さんが、経糸も緯糸も、全部染めてきたものを持ってきて織るのだった。縦の緋糸は、染屋さんが緋巻器に巻いて持ってきてくれる。そうすると、地糸の間に緋糸を割り込んで、綜統に通して、箆に通して、織れるようにするのは自分の仕事。そういう準備をして、やっと織り始められるのだった。箆通しは、1本でも間違うと大変で、神経を使った。

御召の方が織り賃は高かった。それはよいのだが、緯糸に、右撚りの糸と左撚りの糸があって、それを間違えてしまうと縮まなくて製品にならない。だから神経を使った。そのうえ、白鷹の御召の場合は、緋合わせもしなければならない。それも、余計に神経を使うのだった。

緋は少し織っては合わせて、また少し織っては緋を合わせるという根気のいる仕事だ。若いときには、それもそんなに苦勞しないでできた。だいたい、1日に織る目標の所に印を付けておいてがんばった。だいたい、1尋だから5尺(約1.5メートル)の所に印を付けて、その目標まで織ることができるといいな、と考え考え織っていた。そこまで織らな

## 第1章 白鷹紬（山形県西置賜郡白鷹町の織物産業）

いと、1反15日では織れないなども考えて織っていた。目標まで織れると、できたなと思って、そのできたことを励みにして、織っていたものだ。以前には、1反は3丈8尺（約11.5メートル）だったけれど、後の方には、4丈（12.1メートル）ぐらい織らないと足りなくなった。人の身長も大きくなったからだろうか。

織る場所は廊下だった。そこに、織機を組み立てて置いた。今は組み立てたままでもいいけれど、昔は蚕の時期になると、分解して片付けて、廊下も広くした。蚕を置く邪魔になるからだった。

児玉さんが、仕事を止めるまで、児玉さんの所の仕事をしていた。このあたりでも遅くまで織っていた方だった。昭和51年（1976年）に、置賜紬が伝統的工芸品に指定されたとき、本場米沢織物工業組合から従事功労者として表彰された。その時は、まだ仕事として織っていた。山形のデパートに織機を持って行って織ってくれ、と頼まれたこともある。絹の着物を着てきて、それで織ってください、と注文を付けられたので、自分で織った着物を着ていった。写真を撮っておけばよかったと思う。

児玉さんが止めたときに、自分も賃機を止めた。それからは、趣味のようにして機を織っている。白布を織ったり、男衆の着る賽の目を織ったりしている。糸は、今は近所では誰も染めてくれる人がいなくなったので、小松さんのところで染めてもらっている。

今は、歳をとったのであんまり織れなくなったけれど、雨降りの時など家で織る。だけれども、冬にならないと気持ちが入らない。外に出られるうちは、外に出ると畑はあるし、そういう仕事があるので、機織りの気持ちにならない。冬になると、ストーブを置いて電気を付けて機織りする。

### 第6項 白鷹紬の板大工

話し手 川野 明（かわのあきら）さん

昭和13年（1938年）2月1日生まれ

現住所 白鷹町鮎貝

聞き書きの月日 2013. 8. 28

川野さんの本職は、一級建具技能士で建具業である。それが板大工の仕事を行うようになったことには白鷹町役場の商工観光課が関わっている。昭和60年(1986年)に白鷹町の板大工として労働大臣から「現代の名工」の表彰を受けた小林清さんが、平成12年(2000年)に亡くなり、白鷹町から板大工がいなくなった。小林さんがなくなる前にあまり仕事ができなくなっていて、緋板を作れなくなってしまうと白鷹紬が途絶えてしまうということで、何とか後継者を探さなければと動いていた。そういう動きの中で、川野さんに白羽の矢が立ったそうだ。

突然の町の商工観光課からの電話で行くと、溝が彫られている板を1枚見せられて、このようなものが作れないかと訊かれた。その時に見せられた板は、それほど細かな溝が彫られていたものではなかったのでそれほどむずかしいものとは思わなかった。係の人が持ってきたものはこのくらいのは作れるでしょうというような感じのものを持ってきた。自分はまだ60歳ぐらいの時だから、緋や板締め染色というものに対して何にも知識もなく、建具の仕事も住宅ブームで忙しかった。

役場の人には、この板を作れないと白鷹紬が途絶えてしまう、忙しいときには頼まない、暇の時、冬の時間のあるときでいいから作ってくれ、決して無理はさせないからということもいって引請けるというまで食い下がられた。

建具屋の仕事でも、自分は組子を作る時などは一つ一つ墨を付けて作って行くけれど、今の建具の世界ではコンピュータ仕掛けの機械で、一気にある程度の量を作って行く時代だ。だから、緋板にしてもそうやって作れるのではないかとも話した。また、最初に見せられたもので考えると、アルミの板などに溝を切って作ればいいと思われたので、何も自分でなくてもいいだろうと断ったけれど、コンピュータでは作れない、アルミではだめだ、川野さんに木の板に1本1本溝を切ったものを作ってもらわないとだめなのだということで、仕方なく引き受けたというところだ。

この道に入ってしまうと、緋板製作は難しいものだと思う。最初に見せられたもので判断するとそんなに難しいとは思わなかったけれど、板にしても経糸用と緯糸用があるとか、1本おきにしなければならないとか、2本おきだなどいろいろな条件がついてくる。最初に見たものとはまるっきり違うということがわかってきた。最初に見せられたものと同じようなものは、15年くらいの間で1回か2回しか作っていない。作ったものはもっと細かいものばかりだ。

16枚1セットのものを持ってこられて、セットのうちの1枚が壊れて欠けているので、早く作ってもらえないかなどといわれて、最初に考えたよりもはるかに難しいと感ずるようになっていった。

道具は、最初に佐藤周一さんの使った「けひき（けびき）」のようなものを借りてきて見せられた。それは1つだけだったのだがそれをまねて自分で作った。

この仕事は溝がきちんと正確に彫られて、彫り上がったものがきちんと合わなければ失敗だ。材料の端切れなどで試し彫りをして作るのだが、最初の方はできあがってから溝が合わなくて困ったりしたことがある。それは使い物にならない。途中まではよかったが、後の方になって溝が合わなくなって1枚の板が仕上がらなくて困ったりもした。

そういう試行錯誤しているうちに、白たか織工房の佐藤さんが、以前板を頼んでいた群馬の桐生の板大工さんの所に行くので一緒に行かないかといわれた。その板大工さんは村山大島の緋板の製作をしていたのだそうだが、小松織物工房の小松さんが運転する車に乗って行って2時間ぐらい作業を見せてもらった。その時に製材した板を煮てから使うのだということ、そうしないと材料が加工しているうちに狂うということや丸ノコで溝を彫ることなどを学んできた。

実際に板大工の仕事を見せてもらうまでは、他のことは知らないままやっていた。織り屋さんでも板大工の作業を実際に見たことがなかったから、材料を煮てから加工するなどということもわからなかったらしい。

それからは桐生で見てきたこと、学んできたことを自分なりに工夫してやっている。材

料を煮るものも補助で作ってもらった。最初は家庭用のガスコンロを使っていたが、火力が弱いので業務用のものに代えて使っている。また、溝を彫るのには桐生と同じように丸ノコを使っている。見てきたものを参考にして10本ぐらいを一気に彫れるようにしている。丸ノコの中に自分で作ったスペーサーを挟んで間隔を調整する。少し厚いものを基本に入れて、さらに薄いスペーサーできちんと溝の幅を調整して彫る。

建具用のしゃくりカンナもあるが、それは幅が2分(2ぶ 約6ミリメートル)とか2分3厘(2ぶ3りん 約7ミリメートル)などで、細くとも1分だからそのままでは使えない。

元になる板があって、その通りに作るのだと楽だけれど、新しい柄になると難しい。図面を元にして作らなければならないので。昔の板大工は、図案を見ただけでどういう板を作らなければならないかがわかったそう。けれども自分には難しいので書き直している。

コンピュータで作図した45枚1組のものなどは、複雑で難しい。平成15年(2003年)の2月に「麻の葉15枚」という記録がある。それは最初のまとまったものだというわけはないけれど、帳面に付けているものでは早い時期のものだ。

手順は最初に図面を見て模様に合わせて板に溝を彫るための定規を作る。寸法をきちんと合わせて作る。その定規が一通りできあがると、溝を合わせる。そういう寸法合わせが一番大変だ。定規がきちんとできあがれば、だいぶ完成に近づいたと思う。

材料はイタヤカエデで、昔は固くてささくれ立たないという特徴がある。刃物を減らすので「ギンクイ」とか「カネクイ」という通称もある。昔はソリとかスキーを作るのに使ったものだ。材料がなくなって、作谷沢とか高畠まで見に行ったことがある。今のものは岩手のものだけれど、使わないときは池に沈めてある。そこから引き上げてきて製材して板取をする。その後は板を煮て狂わないようにする。拵板が結構大きいので太いイタヤカエデでなければ使えない。それは現在ではなかなか見つからない。正目板で採れるといいのだろうが、そういう贅沢はいえないのでよい部分を選んで使っている。

材料板の準備が終わると定規を丸ノコの所に固定して、板をずらしながら定規に合わせ

て溝を彫って行く。ゴミが挟まったりしても狂うので、気を遣ってきれいにしながら彫って行く。溝の部分が細い方が丈夫にできるし、使っていても壊れないのだけれど、壊れなければ作ってくれということにもならない。作るのが大変な、山の部分が細いもののほうが壊れやすいから注文もそういうものが多くなる。

できあがった板を積み重ねて、順番を間違わないように木口の所に斜めに溝を彫っておく。それがきちんと合うように重ねると、間違いない順番だということになる。

川野さんの板大工の仕事が軌道に乗ると、多くの注文が出された。工房では板大工がいないので、それまで作るのを我慢していたのが一気に注文されたのだと思うと川野さんはいう。

現在は2軒の工房になってしまったが、その2軒で使う板はまったく同じではなく、同じように見えても微妙に溝の間隔が違っていたりする。また、細かな要求もそれぞれにある。それをきちんとわきまえて作る。

また、注文が半年の間に一度もないなどということがあるから、板大工だけで食べられるようになるのは難しいが、荒砥の鎌上建具屋さんが後継者ということで時々通ってきている。まだ若いので、仕事を覚えると自分よりはいろいろな工夫もできるようになると思うから、早く一人前の板大工になれるよう、一生懸命指導したいと考えている。

## 第7項 長井紬の織り手1

話し手 若林 文（わかばやしふみ）さん

昭和8年（1933年）3月30日生まれ

現住所 長井市草岡

聞き書きの月日 2014.8.19

若林さんは長井市草岡の生まれだ。婿さんを取ったので生まれた家の跡継ぎである。若林家は大きな養蚕農家だった。最盛期には10数万頭の蚕を置いたし、卵から蚕を孵して育

てる稚蚕飼育を、昭和39年（1964年）から平成5年（1993年）まで30年間に渡ってしていた地区のリーダーとなる養蚕農家でもあった

機織りは15、6歳の時からしていた。機織りはお母さんが教えてくれた。それは手織機だった。賃機をするようになって、長井市館町の機屋さんの仕事をするようになった。それも初めのころは手織機で織っていた。後では足踏みボタンになったけれど。ボタン織機は機屋が貸してくれた。

1日でだいたい半反織れた。アンサンブルなら3、4日だったかな。次の日に織る分の管巻（くだまき）は夜にしていた。織っていたものは1分5厘（約4.5ミリメートル）の市松とか、縞、それと横縞だった。縞は市松とか縞に比べると織るのには時間がかかったけれども手間賃は高かった。織っていたのは冬の間だけれども、朝8時30分頃から織り始めて夜まで織っていた。洗い物だの、洗濯などもあるから朝の初めはそのぐらいの時間になったかな。それで月にだいたい10反ぐらいは織っていたと思う。月末になると、機屋さんがその月に織ったものを集めに来て手間賃を置いて行くというような具合だった。

冬になるまでは養蚕と農作業だった。養蚕は3回だった。稚蚕飼育をするようになって、養蚕のための小屋を建てて土室を作った。蚕が2令になると他の農家に渡して飼育してもらう。病気になったりすると大変だった。

経糸は機屋さんで緒巻きに4丈（1反）巻いて持ってきてくれた。ボタンになってからも緒巻きに巻いて持ってきてくれていた。

織るときはいったん織り始めたらお茶などは飲んでいられない。おなかがすくと軒端の干し柿をもいで食べたり、生の大根をかじったりしながら織っていたものだった。

手織機から足踏みボタンに変わったときは一冬の間長井の工場まで通って織り方を習った。みんな300円から500円の小遣いをもって、通勤するときには途中でおなかがすくから家から米を持って行って、途中の店でそれで「アンビン（大福のこと）」を作ってもらって食べた。それも楽しみだった。

一冬そうして習うと覚えるから後は家で織っていた。手で引くボタンも使ったことが



あるけれども足踏みボタン機は機屋が貸してくれた。最初は木小屋の2階に入れたけれど、具合が悪かったので、1階に下ろしてそこで織っていた。

長井紬の緋は織物の耳で緋を合わせればよいからボタンでも織れた。あの織機は便利で今でも欲しいと思うけれども、賃機を止めたときに機屋が持っていった。元々借りたものだったから仕方がないけれど。

自家用の布を織るときには、経糸はいい絹繭から採った糸を使う。緯糸は2等絹繭の糸を使っていた。

## 第8項 長井紬の織り手2

話し手 高橋満壽子（たかはしますこ）さん

昭和6年（1931年）1月24日生まれ

現住所 長井市草岡

聞き書きの月日 2014. 8. 19

高橋さんは、長井市川原沢に生まれた。昭和26年（1951年）に草岡の高橋家に嫁に来た。実家では15、6歳のころから機織りをしていた。

母も祖母も機を織っていたが、祖母は自家用のものを織り、母は賃機だった。長井中道の酒井という機屋の仕事だったそうである。

高橋さんは、機織りは祖母に教えてもらった。草岡に嫁に来るときは着物を自分で織って持ってきた。長井市平山から母が高橋さんの実家に嫁いだときもそうだったという。

嫁いできてから賃機をするようになった。夏の間は農作業と養蚕で、養蚕のために機はたたんで片付けて置いた。

冬になると、片付けていた機を組み立てて据えて織り始める。12月から3月までの仕事だった。朝御飯の片付けやそのほかの家事を済ませてほしい8時30分から9時頃の間機に上る。家の人たちが手際よく朝食を済ませてくれると早く織り始めることができる。

それからは昼食を挟んで、午後1時頃から夜の7時半ぐらいまで機織りをする。機織りがすんでも、その後は翌日織るための管巻（くだまき）をしなければならない。そういう生活を昭和55、6年（1980、1年）まで続けた。

夫は、昭和30年代から昭和47年（1972年）ごろまで冬の間は仲間と一緒に福井県に出稼ぎにいった。冬の間、高橋さんは機織りをして夫が帰るのを待っているのだった。

最初は手織機で織っていたが、昭和37年（1962年）からはボタン機に変わった。一冬の間、工場へ行って操作方法を習った。長井まで通うので、途中の実家へ寄って小遣いをもたらっていった。それで大判焼きを一つ買って食べるのが楽しみだった。また、実家では餅をくれた。それを一緒に行っている嫁仲間で分けて食べるのも楽しみだった。

機の操作は一冬工場へ行って慣れた。その後はまた家で機を織るようになった。柄物をよく織った。大柄のものを主に織ったが、小さな柄の場合は柄模様を合わせるのが大変だった。

賃機を止める前は、長井の村上織物の仕事をしていた。止めるころには長井の織物がだんだん落ち目になってきたようであったと思う。

機を習った実家の祖母は生糸を取ったり、真綿から紬糸を引いたりするのが上手だった。高橋さんは幼いころ、そういう祖母の仕事をよく見ていた。だから仕事として糸を採ったり、紬糸を引くことなどはしたことがなかったが、祖母のしていたことを思い出してすることができる。

「お蚕様（おこさま この地方の方言で蚕のこと）の口から出たものは、何でも粗末にしてはならない」というのは祖母のことばで、高橋さんが忘れられないことばだそう。祖母の仕事はことばどおりで生糸にならない糸くずまで丁寧に処理して糸にし、それで布を織っていたそうである。

## 第9項 生活史のまとめ

生活史から、それぞれの生業構造が明らかになってきた。

工房については、白鷹町の場合、前身は染色業であることが特徴的である。現在残っている2軒の工房はもちろんであるが、最近まで残っていた他の工房も前身は染色業であり、商人などの他の職業が経営する、いわゆる「機屋（はたや）」である例は、極めて少なかったと推定できる。このことをまず白鷹紬従事者の生業の特色としてあげておきたい。

現在の工房は、概ね、昭和50年頃まで、農業の生業要素のひとつとして、冬期間だけ染色業を行ってきた。産業史を参照すると、染色を生業とする以前は、機織りをしていた農家だったと推測できる。また、板締め染色法がこの地区に導入されるまでは、それぞれの機織り農家は、自家で採った紬糸を、白紬として織るか、自家で染色して織っていた。板締め染色がこの地区に導入されると、その道具を購入することができた農家が、主に染色を仕事とするようになったと思われる。佐藤嵩さんの話の佐藤家の染色業の始まりは、その事情を物語っている。小松さんの話では、街場の染屋は織上がった布を染める染屋で、緋糸の染色をしているのは、副業で染色をする家だったということである。

織上がった織物は、長井や米沢の商人たちが「買継商」として入り込み、農家を廻って紬織物をあつめていた。白鷹町にも大友惣八の「大友商店」があつて、近在の紬を商う有力な商人であつた。また、小関美慧子さんの話にもあるように、街場の染屋の場合には、特定の織り子を確保し、あるいは、その都度に織り子を探して、自家で染めた糸で織物を織らせ、それを商うこともあつたのではないかと推定できる。さらに、佐藤嵩さんの話では、中山のように町場から離れたところでは、町場の商人まで持って行ったり、買継商が来るのを待っていたりするは大変だということで、染屋に反物を持ってくることもあつたという。染色をしている人たちはそのようにして製品である織物の流通に関わってくることになる。

織り手になるのは、農作業がなくなるのを待って、毎年11月頃からである。それから、翌年の3月いっぱい、場合によっては4月初めまでが機織りの季節であつた。佐藤志げ子さんが嫁ぐ前は通年織っていたという例があるが、それは長井紬の出機（賃機）であり、

実家は農家ではなく、撚糸業をしていたという条件があったからであろう。長井紬の場合には相当早くから「機屋」が成立し、織機を据えた工場を持っていたので、冬場の生産だけが主な白鷹紬とは違う構造で動いていた。だから、流行を追う婦人物を主とすることも可能だったと考えられる。このことについては次節で詳しく述べたい。

織り手は、朝食の前から織り始める。それが白鷹紬の織手2人の場合である。朝食の支度は姑さんが手伝ってくれた、あるいはすべてしてくれたという。『白鷹町史』に、「織子は上げ膳、下げ膳だ」、とよく言われた。これは機織をする女性に、一分でも二分でも機台に上って織ってもらうために、織子には食事の準備をさせなかったことから生まれたことばである（白鷹町史編纂委員会編，1977b: 1163-1164）」と書いてある。必ずしもそのような場合だけではないにしても、それに近い実態であったといえよう。織り終わるのは夜の9時から10時。電気のない時代は石油ランプをとももしての細かな作業が寸暇を惜しんで続けられた。

高度経済成長期には、織り手が変化してくる。昭和40年代の後半から、白鷹町に企業が誘致されはじめ、女性が通年で働く場が増え始める。そうすると若い女性から農業を離れ、工場で働くようになってくる。白鷹紬の織手として、若い人たちが供給されなくなり、高齢化し始める。そのような中で、白たか織工房も小松織物工房も、昭和50年頃には通年通ってきて織物ができる作業所を開設する。ほぼ一貫作業のできる工房化はこうして成立したと考えられる。

板大工については、現在の人の聞き取りしかできなかった。全盛のころの板大工がどのような人たちだったのか、佐藤嵩さんが話してくれた佐藤周一さんの姿から推測するしかなかった。しかし、佐藤さんの話からは、板大工は、単に拵板を作っていただけではなく、拵の図案や機台の修理、部品の加工にまで関わっていたのではないかと推測できる。白鷹紬の場合、拵模様と拵板は密接に関係している。拵模様は拵板によって決定される。だから、板大工は、拵織物の総合的な技術者というような役割も担っていたのではないかと推定される。板大工については、今後の課題として研究して行きたいと考える。

以上のことから、白鷹織物従事者の生業構造は、昭和50年代まで、近世の構造を残したまま継続してきたと推測できる。明治の後期から染色業者が分業化したと考えられるが、それは専業としての分化ではない。白鷹の織物産業が専業化し、専業の織り手、専業の工房に変化してきたのは昭和50年代であると推定できる。したがって、白鷹紬の生業構造の大きな転機は、昭和50年代にあると考えられる。それについては次節で考察して行きたい。

---

<sup>103</sup> 現在はどちらの工房でも染色は1疋ずつしている。

<sup>104</sup> 細かな亀甲拵や十字拵を組み合わせ、大きな模様を作ったもの。

<sup>105</sup> 『長井紬（本場米琉）の歴史』には大正4年3月15日から19日までおこなわれた「第1回染色競技会」の記録に「総絹織1反 十王村小松米蔵」という出品記録がある[川村吉弥, 1975: 272-275]。現在のところ小松家の織物業に関する最初の文献記録である。このことから考えると、明治の末年頃には染色業をしていたのではないかと考えられる。

<sup>106</sup> 緯糸用の糸を杼に入れる管に巻くこと。「管を巻く」あるいは「管巻（くだまき）」という。

<sup>107</sup> 箆の1目には2本の経糸を通す。「2本半割」は箆の目2つと半分、つまり5本の経糸に対して1本の拵糸を通してゆく。「2本割」なら箆の目2つで、4本おきということになる。

<sup>108</sup> 反物一幅に84個の亀甲模様が入る小拵。「100 亀甲」、「200 亀甲」と数字が大きくなるほど小さな亀甲模様となる。

## 第5節 章末考察

## 第1項 はじめに

この節では、次のことを考察する。

- 1 白鷹紬の生産が、生業要素のひとつとして継続されてきたこと。
  - (1) その形態が、なぜ継続されてきたか、そしていつまで継続されてきたのか。
  - (2) それが、技術や道具、製品にどのような影響を与えてきたか。
  - (3) そのことは、現在の生業の形態にどのような影響を及ぼしているか。
- 2 手仕事として継続されているのはなぜか・
  - (1) 生産の観点からの必然性は何か。
  - (2) 販売や流通の観点からの必然性は何か。

これらのことを具体的に考察して行くことで、白鷹紬の社会文化的環境適応の具体的な姿を提示することができると思う。それが本節の課題である。

渡辺仁は、生業を考えるとときに、それを一つの活動システムとしてみることを提唱した。

「農耕に限らず仕事とくに生業 subsistence activities というものは、現場作業・肉体労働とその管理・運営（プログラミング）から構成された一つの活動システム（農耕の場合には農耕システム）である（渡辺，2000：196）」と渡辺は考える。

このような考えに立ち、織物の生産を現場作業・肉体労働とその管理・運営という2つの部門から構成された一つの活動システムとして考えたとき、織物の柄を決定し生産量を決めるということが「管理・運営」の部門、実際に織物を生産するために糸を染め織るということを「現場作業・肉体労働」の部門と分けることができる。その関係性と部門を担う人の変遷を白鷹紬の産業史に合わせて考察する。

産業史を概観したときに、米沢地方の米沢、長井、白鷹のそれぞれの産地では、産業を具体的に牽引していった人々の階層が異なっていることに気がつく。たとえば、米沢の町田八之丞真乗、長井の竹田清五郎、白鷹の大友惣八、小松米蔵などの人たちである。

米沢の町田は、武士階級の人である。米沢の機業はこの武士階級の人たちが機屋を起こ

し、それが現在の米織の事業所の基になっている。

長井の竹田は商人である。商人として紬織物を扱い、場合によっては既成の工場を買収して直接的に織物の生産に関係している。昭和60（1985）年当時の長井紬織物工業組合の組合員である織物製造業の名鑑によると、明治年間に創業された事業所は3社残っていた。その中で、2つの事業者は前身が商家であり、1社は染色業である。長井紬はそのように商人が中心になっているといえる。白鷹の大友も商人である。そして、その活躍の場は長井の商人層と同様であると考えられる。したがって、長井の商人層に含んだ方がよいと考える。

一方、白鷹の小松米蔵はどうかというと、小松紀夫さんの話にもあるように、小松家は、農業のかたわら、主として板締め染色を行っていた家である。また、ここで小松米蔵を代表として挙げたが、それは「白たかお召」の開発者の1人であるということによる。他にも佐藤嵩さんの話に出てきた佐藤秀夫さんのように「柄物（がらもの）」といわれる小緋の組み合わせで大きな柄をつくる方法を苦心した人もいる。また、佐藤嵩さん自身も、従来の工程に変更を加え、白鷹紬における緋の共巻きというやり方を完成したということで牽引者の1人であるといえる。このように考えると、白鷹紬の生産は、小数の牽引者によって、動向が決定していたというよりは、それぞれの生産者が、自分の生業の枠の中で動向を決定していたということができる。

以上のように、米沢地方の織物産地は、産業の牽引者という観点で見ると、米沢の場合は武士階級、長井の場合は商人階級、白鷹の産地の場合は、産業の牽引者というほど強力な階層はなく、農業者が生産の中心にいるという違いがあることになる。それが産業にどのような影響を与えているかを次項以降で考察する。

## 第2項 専門化について

これまでの織物の産業論における分析視点では、農家の「副業」「余業」という観点で分



析され、そのために産業発展の視点では、「分業化」と「専門化」という視点、また「問屋制家内工業」から「工場制機械工業」へという道筋に位置づけた視点、というような視点で論じられてきた。しかし、谷本雅之は、在来の織物産業を論ずる上で、「副業」「余業」であること、また「問屋制家内工業」そのものを問題として論ずる必要性があること、そうしないと具体的な在来の織物産業の姿が見えてこないと述べている（谷本，1998：1-14）。谷本の指摘は重要な視点であり、在来の織物産業を従来の産業論や企業論で分析した場合、前近代的なものあるいは遅れているものとして把握されてきた。本論文はそのような議論とは違う環境適応という視点で考える立場である。したがって、具体的に違う分析視点を提示する必要がある。それが前項で示した産業を「一つの活動システムとして考える」という視点である。

産業を「一つの活動システム」として見ると、「自給用の生産品を売る」という段階、白鷹紬の産業史でいえば近世後期に紬問屋が設置され時期がこの段階と考えられるが、それは「生業システムは現場作業・肉体労働とその管理・運営が一体の段階」ということができよう。次の「問屋制家内工業」の段階は、問屋の発注した織物を賃機として織るという段階で、「管理・運営部門は問屋が担い、現場作業と肉体労働部門は賃機が担う段階」と考えられ、管理・運営部門と現場作業・肉体労働部門とが分業したものとみることができる。そして、次の「工場制機械工業」は「一体の企業体として、管理・運営部門は経営者が担い、現場作業と肉体労働部門は従業員が担う段階」で、一体の企業体のなかで管理・運営部門と現場作業・肉体労働部門が分業しているということになる。

ここで、「工場制機械工業」といっているが、それは、人力以外の動力を用いる「機械」を用いている工場が想定される。手織機は人力で動かしているものであるので、「工場制機械工業」ということばで語ると、動力織機をそろえた工場が想定される。ここでは、織機が手織機であるか動力織機であるかは問題にしていない。問題にしたいのは、「一体の企業体として、経営者と従業員に分化している織物工場」ということである。以降ではそれを「工場化された機屋」ということばで呼ぶ。またそれは専門化した機屋でもある。

このように考えると、専業の機屋の発生ということがもう少し細やかに分析できる。この項では、このような考え方を基本に置きながら、白鷹産地の生産者の専業化が遅れた理由と、その影響について考察する。

まず、米沢地方の織物生産者が、専業化する最初の機会は明治維新直後の金禄公債条例の実施期にあったと考えられる。武士階級が織物産業を担っていた米沢産地では、ここで専業の機屋が生まれている。それはやがて工場を持つ企業としての形態を整え、経営者という生産の管理・運営を担う人と従業員という現場作業・肉体労働を担う人が、ひとつの企業体としての「機屋」の中で分化して存在することとなる。この段階の米沢の「機屋」は「工場化された機屋」の段階であり、管理・運営部門と現場作業・肉体労働部門の分業が発生したといえる。その後、米沢の「機屋」は近代的な織物生産を志向する織物会社と、在来的な織物生産を継続する「機屋」に分化することとなる。

第2の機会は、この地方の織物産業の組織化が進んでいった明治末期から大正期と考えることができる。この時期は、さまざまな産業が近代化の道を歩んでいった時期である。

『長井紬（本場米琉）の歴史』には、「長井紬の生産は、もともと養蚕農家が農閑の冬に毎戸ごとに行われたもので、いわゆる機業家が現れるのは明治も三十年代のことからと思われる。四十年代に入ってからには大小の機業家が紬織の工場を設けて織女（織り子）をかかえ、染色・撚糸の職工を雇って生産するようになる」と記し、明治42年の調査として、100反以上の製造家18人を掲載している（川村，1975：230）。また、先述した昭和60年当時の長井紬織物工業組合の名鑑に掲載された事業所数では、17事業所のうち、7事業所が大正末までに時期に創業されており、商人が産業の主体者であった長井の専業化は、竹田清五郎のような商人が、資本を投入して工場を設置するという形でこの時期に進んだと考えられる。したがって、長井の「機屋」は、一部の賃機という兼業者を抱えるものの、米沢の場合と同様に、経営者と従業員がひとつの企業体にいる形態を基本とするものである。したがって、長井も工場化された機屋の段階であり、管理・運営部門と現場作業・肉体労働部門の分業が発生している。

白鷹では、なぜそうならなかったのかが問題になる。これを産業の構造の問題として考えてみると、当時の長井、白鷹地区の織物の生産は、冬期間の農閑期に集中し、春から秋の農繁期にはほとんど行われていない。このことは前項で述べた白鷹の産業の中心が農業者であったことを裏付けるものである。

白鷹のこの時期からの産業の変遷を「活動システム」の観点で整理する。その際、重視しなければならないのは、白鷹で生産している「絣織物」の場合、絣の図案が製品を決定するということである。したがって織る織物の図案決定をすることが「管理・運営部門」の象徴的行為とみることができる。

明治30年代頃は、機織りをするものは女性であり、その絣糸を括っていたのは織り手の家の人であろうと推定できる。あるいは染色していない白紬であったり絣糸を使わない縞紬であったりしたのかもしれないが、それにしてもそれを決定するのは、織り手もしくはその家の誰かということであったろう。したがって、現場作業・肉体労働をする人と、その管理・運営する人が同一であったり、あるいは同じ家族内にいたりするというのである。管理・運営部門と現場作業・肉体労働部門は分業していない。

板締め染色法が移入されて以降は、絣の模様を決定するのは、絣糸の染色段階をおこなう「染屋」となる。しかし、大正期あたりまでは小松家に残されているチラシから判断すると、織り手が気に入った柄の絣糸の染色を「染屋」に注文して染めてもらって織っていたようである。そして、それを米沢や荒砥などの仲買人が買い集めるというのが白鷹産地の状況であった。したがって、システムとしてはそれまでと変わっていないと推測でき、管理・運営部門と現場作業・肉体労働部門の分業していない段階であると考えられる。

その後、次第に町場で絣糸の「染屋」を営むものや「染屋」を兼業する農業者が、賃機を抱えるという形で管理・運営を担う人として分化する。このことは小関美慧子さんの生活史に出てくる「荒砥の松下さん」の場合は、「織手を探して織らせるところ」であった。しかし、それは、企業体として、現場作業や肉体労働までを完全に管理するものではなかったと推測できる<sup>109</sup>。また、荒砥、長井、あるいは米沢の間屋が発注するものがあつた

と推測はできるが、図案まで提示して発注していたかどうかは確認できない。資料や文献などを提示して示すことができないが、この時期の白鷹の場合は、部分的な管理・運営部門と現場作業・肉体労働部門の分業の発生があったと推測できる。しかし、「問屋制家内工業」とはいいがたく、「機屋的な染屋」が、管理・運営部門の担い手として部分的に分業した段階であって、そこに組み込まれない多くの織り手は、それまでと同様に気に入った柄の緋糸を「染屋」で染めてもらって織っていたと推測される。この時期の長井は、すでに一つの企業体となった工場化された機屋が存在し、管理・運営部門と現場作業・肉体労働部門の分業になっている。同じ組合であっても白鷹と長井とは生業構造が違っているのである。

白鷹の第3の専門化の機会には、昭和30年代の後半から始まる白鷹町の企業誘致の時代である。この時代には、織物産業は長井と白鷹は別の組合になっており、製品の上でも女物で中緋や大緋が中心である長井紬と、小緋で板締め染色を用いる本場米琉や御召という白鷹に分化していた。

白鷹町に中央の企業がはじめて進出したのは、昭和27（1952）年のキンビール置賜ホップ処理場が最初であるとされている。また、日魯漁業株式会社が、昭和35（1960）年に缶詰製造の白鷹工場を設けている。ホップの処理場は、この地区でのホップ栽培をきっかけとしたものであり、この地区で生産される果樹を原料とする果樹加工への経営拡充と、余剰労働力を求めた進出である（白鷹町史編纂委員会他編，1977b：1509）。また、町の政策<sup>110</sup>によって作られた白鷹町工業団地で、昭和47年（1972年）から昭和51年（1976年）にかけて操業を始めた企業は、5年間で8企業、従業員数では492人となっている（白鷹町史編さん委員会他編，2014：285）。佐藤嵩さん、小松紀夫さんの家が農業をやめ、織物業に専業する時期がこの時期に重なっている（本論第1章第4節）。

このような形で白鷹にも工房という専門の「機屋」ができる。昭和55年の白鷹紬の調査報告書がある。調査対象とした企業は7社、従業員は正規のものが50人であり、1企業平均は7人である。また出機は164人となっている。月別の従事者を見ると、1月から3月

までは全体の95%程度が従事している。以降は4月が35%程度、5月から10月までは10%台、11月に41%になり、12月には88%となっている。

活動システムとして考えると、管理・運営を担う人は工房の経営者であるものの、現場作業・肉体労働を担っているのは、ほとんどが出機（だしばた）で、農閑期の季節的生業要素として機を織っている人たちということになる。白鷹においても、ほぼ全体として、管理・運営部門と現場作業・肉体労働部門の分業が行われているといえよう。

しかし、機屋としての工房は「一体の企業体として、経営者と従業員に分化している織物工場」とはいいがたい。これは、企業体として現場作業や肉体労働までを完全に管理するものではなかった。機屋と賃機の関係は、それまでの構造と同じである。専門化という観点で見ると、長井や米沢などと同一に見えるが、専門化した機屋の中身は専門化以前と変わっていないということになる。

このような形になったのはなぜかということを考える上で、白鷹町のこの時期の農業の状況を把握する必要がある。この時期の国勢調査によると、白鷹町の第1次産業従事者は、昭和40（1965）年に66.9%であったのが、昭和55（1980）年には、35.6%にまで落ち込んでいる。そして、大幅に増加しているのが第2次産業であり、昭和40年には12.7%であったのが、昭和55年には35.3%と第1次産業と肩を並べるまでになっている。この産業人口変動は若年者が主であると推測される。また、第1次産業従事者の減少は新たな農業従事者の減少だったのではないかと考えられる<sup>111</sup>。

さらに、この頃になると耕耘機の普及など、農業の機械化も次第に進められていた。したがって、人力に頼る程度も減少した。その結果、農業は兼業化が進行する<sup>112</sup>。

この当時は、農業を担うのは「かあちゃん、じいちゃん、ばあちゃん」だという意味で「三ちゃん農業」といわれていた。白鷹町の兼業農家の推移は、それを裏付けるものである。当時40歳代になっていた小関さんや佐藤さんたちのような、熟練の織り手たちは、新たな工場の労働力として新しい仕事をするよりは、それまで通りに農作業の合間に自宅でできる、白鷹紬の織り手として働く道を選択したであろう。また、自宅で織ることを選択

しないで、自分で時間を管理して通勤できる工場の作業場での機織りという新しいやり方を選択したと推測できるのである。

先適応性と受容性という観点で分析すると、染色を兼業していた農家が専業の工房になるのは、緋という織物の生産が、板締め染色という染色法の採用によって、「染屋」がもつとも重要な管理・運営的役割を担っていたことが、専業の工房への受容性を高めたと考えられる。また、佐藤嵩さんの話にあるように、「染屋」が一種の中継ぎ商（仲買商）的な役割を果たしていたことも、専業の工房への受容性を高める方向で働いたと考えられる。以上のように兼業の染屋の存在が、高い受容性（先適応性）を持っていたことにより、専業の工房化の受容性が高まったといえる。

また、織り手の賃金が出来高払いで払われていたことも受容性を高める方向で働いたと考えられる。このことによって織り手は労働の自己管理がある程度可能となる。それはそれ以前において、季節的な仕事として機織りが採用された要因の一つであった。昭和50年代になって、農業者から新規の織り手を求めることが困難になったとき、この賃金形態は、自宅で仕事をしたい人や限定された時間しか仕事をする人ができない人にとって、労働時間がある程度自己管理できる点で受け入れやすいものとなる。新規の織り手を農業者以外に拡大できる要因として働いたと考えられる。

以上のことが白鷹地区の織物業の専業化の過程である。昭和50年代の専業化は、染色業をおこなっていた農家が専業の工房へ変化し、産業の管理や運営を担うこととなり、現場作業・肉体労働をする織り手は、それまでの複合的な生業のひとつという形態をほぼ保っていたということができよう。現在の2軒の工房を見ると、工房という企業体の内部にいるのは家族だけである。それは産業の管理や運営を担う人と現場作業・肉体労働を担う人が同一の家族である。したがって、「産業」と呼ぶよりは「家業」と呼ぶ方がふさわしい形である。

つまり、白鷹紬は農業という生業を色濃く背負った産業といえる。機屋の専業化についても、機屋の条件として、生産する織物を決定する「板締め染色」ができることが挙げら



れるが、その導入時期は機屋の専門化する時期には一致しない。むしろ染色を営んでいたものが、農業を離れる決断を迫られた結果、専門の「機屋」を選択したといえる。したがって、この産業の専門化は、全国的な農業の衰退という流れに伴う、白鷹町の農業の変容のひとつの形態と見ることができる。昭和 50(1975) 年代から現在までの過程を、数的に表すものとして、事業所数を提示すると次のようになる<sup>113</sup>。

昭和 50 (1975) 年	14 事業所
昭和 55 (1980) 年	7 事業所
平成 14 (2002) 年	5 事業所
平成 18 (2006) 年	4 事業所
平成 29 (2017) 年	2 事業所

この数字は、生活様式が変わり、着物を着る機会が少なくなるにつれて縮小した市場状況の中、専門化した工房を継続することが極めて難しいということを物語る。一方、そのような中で 40 年以上、継続できているとも見ることが可能である。現在は工房が農業と切り離されたものの、織り手の多くはかつての「副業」時代の構造を背負っている。このような生業システムはどのような特質を持っているのか、さらに詳細に検討する必要がある。

### 第3項 制約された技術

前項では、専門化ということ産業の管理・運営を担う主体者の変遷という観点から見た。そして、白鷹と長井は生業システムの変容過程を異にして現在の姿になっていることを明らかにした。白鷹紬の生産技術の確立期には、生業の管理・運営を担う人と現場作業・肉体労働を担う人がまだ未分化であったことは、生産技術に長井の場合とは違う制約を与えることとなる。この項ではそのような制約が技術に与えた影響を考察する。それはまた、白鷹紬の生産が、なぜ手仕事のまま継続されてきたかということを考えることでもある。

白鷹紬の生産技術が確立された時期には、紬織物は農業者の季節的生業要素の1つとし



て生産されていた。したがって、仕事に従事する人が、専門の職人ではないし、また専門的な技術教育をおこなうことは困難であった。そこで、白鷹紬の生産技術には、技術の習得が容易で、道具もある程度の経験で使いこなすことができること、また特別な才能を必要としない技術で、習熟された技術が人から人へ伝承可能であることなどの制約が生まれた。

具体的に、長井と白鷹の織物生産技術に共通の絣織物の技術で考えると、まず、織物組織としては「平織」という経糸と緯糸が交互に織り込まれるというもっとも基本的な織物組織である。模様の作り方については、絣は基本的に経糸や緯糸の防染部分を組み合わせることで文様を作り出している。しかも、その防染部分は規則的な間隔でならび、それを微妙にずらすことでより複雑な文様にしている。だから、経糸や緯糸に、色違いに染色した糸を交互に並べて織る「縞」や、縞を縦横に組み合わせた「格子」などの織物の技術の延長線上にあるともいえる。織物に文様を付ける方法としては、図案作成や織の技術としても基本的なものともいえよう。

次に、絣を織る織機は高機である。平織を織る場合には、経糸を一本おきに上下させ、その間に緯糸を通すということが可能な仕掛けがあればよい。高機は比較的簡易な仕組みでありながら高い生産性を持っていた。しかも高機は地元の職人が作り上げることができたものであった。道具としては、操作性も容易であるし、手に入れることも難しくないものだったといえよう。

したがって、綾や錦というような複雑な組織の織物を織る技術や道具は必要がない。また、友禅のような豊かな図案製作の才能はなくてもできるものが「絣織物」であったといえる。現在、絣織物は、織物産業が農家の季節的生業として始められた産地が主である。それは、絣の技術は専門の職人でなくてもできる技術であることを裏付けるものである。

次に絣の種類について考える。これは長井紬と白鷹紬をわけるものである。長井紬は大絣や中絣で、婦人物の着物地が主流である。また、それは「緯総絣（よこそうがすり）」という緯糸だけに経糸を使うものが主であった。一方、白鷹紬には縦横に経糸を用いる「経

緯緋(けいいがすり)」の小緋が使われる。小緋の織物は男物が主であった。白鷹はもともと男物の着物地の産地であり、小柄の緋が特色になっている。

織る技術は、緯総緋の場合は、緯糸の「耳(みみ)」の部分を目で確認して模様を作っていく。縦横の緋は緯総緋よりも面倒で、細かな経糸と緯糸の緋糸を目で確認しながら織る。したがって、経緯緋の方が時間も手間もかかる技術である。

緋糸を作る技術は、大緋の場合は防染する部分は大きい、防染箇所は少なくなる。また、緯総緋の場合は緯糸だけ緋糸にすればよい。小緋は防染する部分は小さいが、防染箇所は多くなる。経緯緋の場合は、経糸も緯糸も防染処理して緋糸を作る必要がある。小緋の方が時間と手間のかかる仕事になる。

防染処理をする方法として、長井紬は手括りでおこなっている。これは防染箇所を一つ一つ木綿糸などを用いて括って行く方法である。同じ柄の緋糸であっても、染色するたびにこの作業をおこなう必要がある。一度に5反分ぐらいだと効率的だと結城紬の生産者は話していた。柄の変更は括り方を変えることでおこなうことができるので、多品種を生産するのには向く方法である。

白鷹紬の場合は、明治末期から板締め染色法が用いられている。この方法は溝を彫った緋板に糸を挟んで防染をおこなう方法であり、緋糸を括る工程の時間を短縮する方法である。模様の変更は緋板を変更することでおこなう。さまざまな柄の緋糸を作るためには、柄の種類だけの板の組み合わせが必要となる。また、新しい柄を作るには、まず緋板を作ることが必要になる。そのため柄の変更はしにくいこととなる。この方法は少品種大量生産に向けた方法である。

男物と婦人物では、婦人物には流行がある。流行によって販売量が著しく違ってくる。婦人物は流行を追うことが宿命になっている織物である。柄は流行の大切な要素の一つである。長井紬ではそのために中央の商社や百貨店から緋柄の原画を求め、それを織り出すことで流行を追うことを可能にした。柄の決定は竹田清五郎のような織物を販売する産地問屋が行っていた。その良否や国内市場の動向が利益の高低に関わる浮き沈みの激しい生

業であるともいえよう。一方、男物は流行という面では緩やかなものである。したがって同じ柄の緋を何年も生産することが可能である。緋の柄によって爆発的に販売量が増えることがない代わりに、極端に落ち込むこともないものである。

白鷹では先に述べたように、緋糸を作るのに板締め染色を使っていた。したがって、流行を追うには制約がある。しかし、板締め染色法では何度でも同じ精密な緋糸を染色できる。だから、むしろある程度決まった織り方で同じような柄のものを織ることに長けていた。そのために、流行によって爆発的に大きな利益を生み出すことはないが変動の少ない仕事となり、多くの農家が心配なく冬期間に取り組むことができる仕事となっていたと推測できる。

白鷹紬が小緋になっているのは、以上のように相対的に資本投資が少なく、変動が少ないという面で、農家が冬期間にする仕事という制約の中に収まる技術が選択されることによって生まれたものであるといえる。

さまざまな産業が機械化され、人工頭脳によって制御されることが多くなった現代において、このような作業を機械化や人工頭脳による制御によっておこなうことはできないかということが考えられる。白鷹以外の産地でも、同じような小緋の「亀甲緋」「十字緋」が織られている、それらの産地の生産者の話では、しかしそれを機械化、人工頭脳化することは試みたことがあるが、コスト的にとても合わない。また、無理に大量生産しても、現在の市場では販売することが困難であり、投資した資本回収が難しいという。したがって、生産することは可能であるが、市場との関係で製品が手仕事を要求しているのであるといえる。

つまり、専門の職人ではなく、普通の人が生産に携わるということでの制約が逆に手仕事が続く方向に働いたということがいえる。そして、そのために現在では機械による自動化が不可能であり、手仕事でなくては生産できない製品を創り出すことになっていると考えられる。

#### 第4項 まとめ

白鷹紬は、農業という生業を背負った織物産業である。それは、始まりが農業者の季節的生業要素の1つであり、農業暦の中に組みこまれた仕事であったこと、地域で盛んな養蚕を背景にし、その産物を原料にして産地が形成されたという歴史的な文脈の中でいうことができる。

それだけでなく、現在の白鷹紬の産業を構成する家族経営である工房や出来高払いで働く織り手の存在などを活動システムと見たときに、農業との兼業で織物生産をおこなっていた形のまま現状にいたっているという特異性がみえる。

また、現在使われている生産技術についても、農業との兼業で行うために選択された技術であるといえる。

白鷹紬は以上のように歴史性だけでなく、産業としても強く農業という生業と結びついたものであると結論づけられる。

さらに、製品としては2つの特色を持っている。第1は板締め染色法による小絰ということである。板締め染色法は、原初的な手仕事と機械作業との中間に位置する技術である。それだけに、一時的には広範囲に使われながらも、社会的には注目されることが少なかったものである。しかし、現在では国内でもこの染色法を用いている産地は極めて稀になっている。それが希少性となり、一定の高価格を生む基になっている。白鷹の織物の重要な技術であるといえる。

第2は御召の生産である。白鷹紬の場合は、さらに板締めの小絰と組み合わせている。類似のものとしては、南魚沼の「本塩沢」があるが、これは小絰であっても板締め染色ではない。したがって、白鷹紬の「御召」は先染め織物の高級品といわれる「御召」のなかでも特異なものであるといえる。これもまた希少性が評価されているものである。

また、現在の環境適応状況に言及すると、産地の衰退により、工房が2軒しかなくなり、生産できる織物の反数も数百反しかなくなってしまうことが結果的に利点として働いて

いる。昭和30年代以降、女性の服装が洋装化にむかひ、結果的に着物市場が極端に小さくなった。着物は趣味の世界のものといえるような状態である。したがって、大量生産によって比較的安価な着物地を生産していた産地は経営が極めて厳しい現状にある。そのような中で、白鷹のような産地は小松紀夫さんが「簡単には売れないが景気の変動にもそれほど影響を受けないでやって行くことができる」という状況にある。それは産地にとっては明るい材料といえる。また、2つの工房としても、佐藤さんの白たか織工房は「柄物」という絣織物を得意としている。一方、小松さんの小松織物工房は古典的な小絣を得意としている。2つの工房の特色がそれぞれ違っていることも白鷹産地にとっては有利に働くことと考えられる。

以上のことから、白鷹紬は特異な生業システムによって、比較的安定な適応状況にあると考える。それを従来の産業論や企業論の立場から遅れている企業形態や産業形態と評価し、近代化の路線に乗せて行くことはこの安定性を崩すことになると思われる。むしろ、生業論の立場から、このシステムをどのように現代の環境に生かして行くかを考えて行くことが大きな課題であるといえよう。

また、生業が生計を維持する営みである以上、商品経済・貨幣経済が発達すれば、現金をより多く得られる生業要素が選択されることになる。近代における市場経済化によって促された生業のことを、田口洋美は「市場志向型生業 market-oriented subsistence」、また「市場志向型の生業選択」と呼んだ（田口洋美, 2002b）。その視点は重要な視点であり、従来の生業論に欠けていた視点である。しかし、もう一方では、経済活動に直接的に結びつかない仕事をも「生業論」の範疇で拾いあげようとする「マイナー・サブシステム」などの方向性も示されている。筆者は全面的にそれに同意するわけではないが、仕事をすの喜びや誇りに目を向けることも「生業論」としては重要なことと考える。本章において、「生活史」を提示したもっとも大きな理由はそこにある。文化財や伝統的工芸品に指定されるということが生産者の誇りや喜びに繋がることも無視できない。また、それが仕事を継続させる意欲に繋がっているということもあろう。多くの場合、商品の価格であるとか

生産量の上昇とか数値でみることができるもので評価されることが多いが、数値化できない効果も考慮されるべきであろう。以上のことを述べてまとめとする。

---

<sup>109</sup> 御召の生産については、その技術の問題として、生産の管理・運営は特定の人に基づいていたと考えられる。しかし、それでも専業の「機屋」となっていないことは小松紀夫さんの話で明らかである。

<sup>110</sup> 基本的には年間2,000人近くいた冬季間の出稼ぎ者を減らそうとする政策であった（白鷹町史編さん委員会他編, 2014: 337-338）。

<sup>111</sup> 『白鷹町史 現代編』に記載された白鷹町の中卒者進路状況の推移によると、昭和35（1960）年の家事従事者割合は16.4%であったのに、昭和40（1965）年には6.8%、昭和44（1969）年には3.5%へ急激に低下している。家事従事すべてが農業従事者とは考えられない。また、高校進学率も昭和35年が35.0%だったのに対して、昭和44年には64.1%となっていて（白鷹町史編さん委員会他編, 2014: 260）、高校卒業後に農業に従事する人も考慮される必要もあるが、上記のようなことは成り立つと考える。

<sup>112</sup> 『白鷹町史 現代編』には、白鷹町の専業農家と兼業農家の推移が記載されている。それによると、昭和35（1960）年には、兼業農家のうち、兼業所得の方が農業所得よりも多い兼業農家である第2種兼業農家は25.1%であったのが、昭和40（1965）年には30.1%、昭和45（1970）年には42.3%、昭和50（1975）年には50.7%、昭和55（1980）年には58.8%となっている（白鷹町史編さん委員会他編, 2014: 333）。

<sup>113</sup> （明治大学政経学部百瀬ゼミナール, 1980: 12；伝統的工芸品産業振興会, 2006: 141）を基にした数字である。なお、平成29（2017）年の数字は筆者の調査による。



### まとめ（織物産業からみた白鷹町）

白鷹町では、紙漉きをおこなっていた深山集落を除き、ほぼ全域の集落で紬織物の生産がおこなわれていた。紙漉きは冬の仕事であり、女性の仕事であったから、同じ冬の仕事である機織りとは両立しなかったのである。

白鷹町地域の紬織物が、産業として成立した時期を明確に示すことができる歴史的事実は、文政10（1827）年に紬問屋が指定されたことである。紬問屋は、米沢城下に1人、現在の長井市の小出村に1人、現在の白鷹町荒砥に1人が指名されていて、問屋の配置によって、長井や白鷹地域が紬織物の主産地であったと推定できる。

それ以前の白鷹町地域の紬織物生産については、史料がほとんど残されていない。そのため、それを具体的に語ることはできない。しかし、養蚕の盛んであった白鷹町地域では全域で紬織物の原料が生産されていたと考えられる。それらの紬織物は自給品であったのか、あるいは流通する商品として織られていたものかは不明である。しかし、紬問屋が指定され、紬織物の流通から冥加金という形で役銭をとり、藩の収入の一部にしようとしたということから推測すると、文政年間以前から相当の量が商品化され、流通していたと考えられる（本章第2節第2項）。

この紬織物の産業化は、白鷹町地域の人々の生活に大きな変化を与えた。農業生産が困難である冬の積雪期に、換金できるものを生産する道を開いたのである。

近隣の織物産地としては、隣の長井市、かつての米沢藩の城下であった米沢市があるが、この3つの産地はそれぞれに異なる製品を生産している。伝統的工芸品に指定されている絹の織物は、「置賜紬」と総称されているが、個別には、白鷹のものは「白鷹紬」、長井のものは「長井紬」、米沢のものは「米織」と称されるのが通例である。

この3つの産地は、この地域が古くからの養蚕地帯であることを背景として成立した。詳細は本章第1節第3項で述べたが、長井市北部、白鷹地域は、おそらくは近世以前から昭和40年代に至るまで、山形県内でも有数の養蚕地帯であった。また、近世の藩政時代には、生産された生糸と真綿は、藩が許可した商人によって買い集められ、米沢城下に集積



した。養蚕が白鷹町で盛んに行われたのは、水田よりも畑地の多い土地であることに適応した生業要素の選択であったためと考えられるが、そのような形で発展した養蚕が、米沢、長井、白鷹の織物の基盤となっている。

古典的な工業立地論では、A. ウェーバーが立地は費用極小点であるとして、費用節約の要素を「立地因子」と規定し、輸送費、労働費、それに集積・分散因子を加えて、立地因子の体系としている<sup>114</sup>。このような立地論も参考にして考えると、原料生産地という点、また、その原料の生糸集積地という点で、この3つの産地の立地は有利に働いている。

さらに、米沢の場合は、家臣団の子女が担い手であること、長井や白鷹の場合は、農閑期の婦人が担い手であることという点で、歴史的には米沢と長井、白鷹の2つの流れに分けられるが、それぞれ余剰の労働力を利用するもので、労働費の点でも立地は有利に働いたと考えられる。

立地論的には、このような有利な条件を背景とし、3つの織物産地は発生し、発展してゆくのであるが、近代以降にそれぞれの生産形態が異なってゆく。

その違いを比較したものは別に表として示してあるが、このような違いについて、一般的に産業の発達段階にあてはめて、家内制手工業、工場制工業というような分類をし、白鷹のような農業の冬季生業要素の1つである段階を、遅れた発達段階とする議論がある<sup>115</sup>。しかし、このような議論は、白鷹の織物のように、複合した生業要素の1つである織物生産を単独で取り上げ、独立した産業として見る視点からの議論である。本論文では、そのような立場から議論を進めていない。むしろ、生業活動総体の中に位置づけて検討しようと考えている。そこで、この項では、産業発達論的な議論の成果も参考にはするが、生業活動総体の中の織物生産という視点に立って、白鷹の地域的な特色を考える。とりわけ、白鷹地域で農業の冬季生業要素の1つという形のままで継続された理由について考察する。

織物生産を生業活動総体の中に位置づけて検討した場合、白鷹町の生産様態の特異性は、一般的な織物産地に見られる織物工場としての「機屋」は存在しないままで推移している

ことに象徴的に現れている。

白鷹地域では、過去においても織物工場形態での織物生産はおこなわれなかった。それは、米沢や長井との大きな違いである。白鷹町の織物生産を具体的に記すと、それぞれの家庭の生業の一部としておこなわれ、できあがった織物は、荒砥、長井、米沢などの買継商が各家庭をまわって買い集め、問屋に卸すという形態が長く続いてきた。したがって、現在まで、織物生産はそれぞれの家庭を基盤としたものである。それは、米沢は、明治維新から間もなく、工場での賃労働者を雇用する生産形態の機屋に移行し、長井の場合は、機屋の工場での生産と周辺集落への出機を併用する形態に移行したことと対比的である。白鷹のような形態は、産業としては、小規模の生産者の集合体といえよう。

このような産業形態の差を、米沢、長井との関係性から考察すると、長井、米沢が比較的近距离に位置していること、さらには近世を通して同一藩領に属していて、歴史的には社会文化的な結びつきが濃い地域であることが要因として考えられる。

具体的には、本論第2節の産業史をもとに、流通組織の面を考えると、一般的に織物の場合は、生産地に生産品を集荷する産地問屋が存在し、さらに消費地には産地問屋から生産品を買い上げ、販売先に分化して出荷する消費地問屋が存在して消費者に品物が届くという構造になっている。しかし、白鷹の場合は、古くから産地問屋はそれほど多くなく、長井や米沢の買継商、問屋にも依存していたことがわかる。また、道具や生糸に切り替えてからの原料なども、長井や米沢の機料商や原料商に依存することができた。輸送手段がそれほど発達しない段階から、地域内の産地問屋や業者だけでなく、長井、米沢の産地問屋などの業者に依存できたといえよう。そのために、白鷹地域では、大友惣八のように流通面で尽力した人物も存在するのであるが、生産者や商人は、独自に販売先や原料仕入れ先などを開拓する労力が少なくできたと考えられる。

また、白鷹地域の生産品は男物が主であり、女物のように短期間で的大量生産を図ることや流行を追うことによる大幅な利益をあげることは難しいものの、生産量の変動は少ないという特徴があった。流行を先取りし、売れる製品を生産するためには、柄のデザイン

を洗練し、市場の動向を先読みして生産量を決定するなど、近代産業としての企業活動が必要である。長井紬の生産者、問屋であった竹田清五郎家が、東京の商社や百貨店の絰原画を購入し、生産をしていたことはその現れである（本章第5節第3項）。長井紬の場合、そのために、1つの企業規模を大きくし、生産を拡大して大きな利益を上げることが必然的に求められる。しかし、白鷹の織物の場合、製品の特徴から、長井のような企業活動の必然性はそれほどない。したがって、個々の生産組織の拡大を図ることなく生産を継続することができたと考えられる。

また、板締め染色という特異な染色法の存在が、染色を行う生産者が有利に働くものにもなっている。現在の白鷹紬の工房は、板締め染色をしていた生産者から発展したことも注目すべき特色である。

機織りだけをしている生産者小関美慧子さんの生活史では、まず自家の糸を絰糸に染色してもらって織るのが最初で、それがなくなったら賃機をしたということが語られている（本章第4節第4項）。養蚕と織物を組み合わせた生業の場合、賃機は二次的な労働形態であり、主は自家の糸を染色し、布に織り上げて販売するという形態が一次的な生産形態であったと考えられる。小松工房に残されている町内の各染色所のチラシの内容によっても、それは裏付けられると考える。

このような形態は「問屋制家内工業」とはいいがたい。生産の管理・運営部門は、現場作業・肉体労働部門から分離されておらず、生産の主体は生産者にあった。そして、その生産品は、町内の商人だけでなく、長井や米沢の商人に依存して流通したのである。

以上のように、白鷹の生産形態は、近隣の長井や米沢の生産地の生産流通機構に依存してきたということにより保持されたと考える。

つまり、地域内の個々の生産組織規模が小さなものにとどまっていた、消費地には遠く、交通も便利ではないという立地条件としては不利な点を克服して、生産形態を変更することなく継続できたのではないかと考える。

白鷹町の織物産業は、地域経済の上である程度の産業人口をもち、収入においても一定

の割合を占める産業でありながら、会社企業組織になることが稀であったため、家計の中に埋没した形で存在していた。したがって、産業の盛衰は、それぞれの事業所規模の拡大や縮小ではなく、小規模な生産者が増加すること、衰退は生産者の減少として現れることとなる。その動きが表面化することが少ないために、地域に対する影響ということが論じられなかった。

しかし、近世の米を中心とする税制の世界で、白鷹町は、水田が少なく畑地の多いこと、また、最上川の河岸段丘や氾濫原、さらに朝日山系の谷川の扇状地など、米作には不向きな土地を多く抱えるという厳しい自然環境であった。養蚕はそのような土地を桑園として利用する道を開き、そのために、この地域で発達した。

さらに、その養蚕と織物生産が、同一家族の生業として組み合わせられ、積雪期の余剰労働力を利用し、養蚕から生み出される副産物を換金できる商品に換えゆく生業活動となった。その織物産業は、近隣の産業力にも依存することができたことにより、確かな形で白鷹町の家庭の生活を支える産業となった。一方で不利な環境がもう一方では有利な環境となったともいえよう。それが白鷹町地域の大きな特色であると考えられる。

現在の白鷹紬についていえば、問屋からの注文や直接工房へ注文されることになり、多くが注文生産になっている。これは、生産量がきわめて少ないためにこのようになっているのだが、かつてよりも、長井や米沢の織物関係者に依存することは少なくなったと考えられる。

しかし、その分、多くの土地と関係を持つことや全国的に知名度を上げることなどが求められることになったと考えられる。もともと、このようなことは、現代の産業においては多くの業種で求められることであり、白鷹町の織物産業にだけ求められることではない。地域全体の課題といえよう。

さらに、白鷹町には、現在においても過去においても従業員が100人を越えるような事業所はそれほど多く存在していない。また、今後についても、そういう規模の事業所が生まれる条件はそろっていないし、可能性も高くはない。しかし、流通や通信手段について

は、近年の交通や通信の発達により、それほどの不便さではなくなっている。さらに、余剰労働力や活用できる耕地などは潜在していると推測される。織物産業のあり方から、示唆をうけ、潜在的な地域資本を活用し、個別的には小規模な産業を持続させることの可能性が見いだせるのではないかと考える。

---

<sup>114</sup> 具体的には、輸送費指向論（輸送費を最少にする）では、原料産地と消費地の立地牽引力の均衡点として輸送費極小点を求める。労働費指向では、輸送費極小地点から労働費の低廉な地点への偏りとして、そのための輸送費増加と労働費の節約との大小にしたがって両地点のいずれかに択一的に決定されるとする（大阪市立大学経済学研究所編，1992：1302-1303）。

<sup>115</sup> 辻本芳郎は、在来工業地帯の特性を、発達段階から、「家内手工業ないし農村副業形態に停滞し、生産工程にまだ機械化の現れていないもの」、「明治以降生産手段に近代化、動力化をとげ、農業から分離して専門化し、自らを工場制工業の段階に移行したが、いまだ家族労働を主とし零細な中小工業に停滞するもの」、「明治以後生産過程の各汎に機械化・近代化をとげ、みずからを近代的中小工業に転成するとともに、その頂点に巨大な大企業をも確立させ、大企業と中小企業の併存によって地域的集団を構成するもの」の3種類にわけて論を進めている（辻本，1978：2）。

## 第2章 栃木県の結城紬（栃木県小山市絹地区の織物産業）

### はじめに

結城紬は、茨城県結城市と栃木県小山市の鬼怒川流域の地域が主な産地となっている。

栃木県小山市の結城紬の主な産地は、かつては下都賀郡絹村（しもつがぐんきぬむら）であった絹地区と呼ばれる地域である。

本章では、小山市絹地区に居住する人たちの生活を、結城紬を生産する生業の視点から記述した生活誌である。具体的には、次のような構成で記述した。

第1節 小山市絹地区という土地（土地に関する記述）

第2節 栃木県の結城紬の産業史（生業の歴史に関する記述）

第3節 結城紬の技術誌（生業の技術に関する記述）

第4節 従事者の生活史（生業に携わった、あるいは現に携わっている人々の生活史）

第5節 章末考察（考察とまとめ）

本章は、本論文の事例研究の一部をなすものであるが、このような構成とすることで、単独で完結した「生活誌」とすることを目的とした。またそれは同時に、小山市絹地区という地域を、結城紬の生産という生業の視点から見た地域研究とすることを試みたものでもある。

## 第1節 小山市絹地区という土地

### 第1項 絹地区の概要

栃木県小山市絹地区は、小山市の北東端の鬼怒川西岸に位置して、鬼怒川によって形成された低湿地にあって地区の西部を田川が南流している（小山市史編さん委員会編，1987：206）。

この地域は、かつては下都賀郡絹村という村であった。そして、すぐ南には茨城県結城市が隣接し、この地区の南部は結城紬の生産を通して結城市のつながりが深く、経済的また社会的にも日常生活の上でも結城の圏内といえるほどである。そのために、一時は県境を越えて結城市の合併が企てられたこともあり、地区内を二分する大きな問題となったこともある（小山市史編さん委員会編，1987：951-952）。

絹村は、明治22（1889）年の市町村制の実施にともない、に福良村、高椅村（たかはしむら）、梁村、中河原村、中島村、延島村、延島新田、田川村の8ヶ村が合併してできた村で、現在の絹地区もこれら旧村名をそれぞれの地区名として継承している。

地区内を3本の道路が南北に通っている。もっとも西にあるのは、桑地区との境に通っている多功街道で、結城から河内郡上三川町（かみのかわまち）多功に至る道である。この道は、江戸時代には日光街道が混雑したときに、それを避けるために粕壁（現在の埼玉県春日部市粕壁）から分岐して多功に至る裏街道だった。その東方には結城から上三川を経て宇都宮に至る上三川街道が通り、さらにその東には結城から福良地区を南北に貫いて高椅（たかはし）地区で上三川街道と交わっている（小山市史編さん委員会編，1987：206-207）。

絹地区の面積は18.29km<sup>2</sup>で小山市の10.5%を占めている。平成22（2010）年の国勢調査結果によると、小山市の人口は166,362人であり、絹地区は4,630人となっている。『小山市史』によると、昭和55（1980）年には小山市全体が127,226人であり、絹地区は6,194人であった<sup>116</sup>ので、30年間に小山市全体の人口は39,000人あまり増加しているのに対し、絹地区は1,500人あまり減少している。



平成 22（2010）年度の農林業センサスによると、小山市全体の農家数は 3,385 であり、農家率（農家数／世帯数）は 5.4%であり、絹地区の農家数は 482、農家率は 31.6%となっていて、小山市内で 1 番の高率になっている。2 番目が中地区の 25.3%であるので、市内でも極めて農家率の高い地区といえる。また、339 の農家のうち、273 が兼業農家であり、しかも農業収入が兼業収入より少ない第 2 種兼業農家が全農家の 68.1%を占めている。耕地面積では、耕地が 2 ha以下の農家が全体の 62.8%をしめ、最も多いのが 0.5 haから 1.0 haの耕地である農家で、106 軒と全体の 31.3%を占めている。水田比率は 68.8%であり、稲作が主となっているが、地租改正後の水田比率は 44.8%であった（小山市史編さん委員会編，1987：209-210）ので、かつては畑地がわずかに多いところであった<sup>117</sup>。

気候としては、小山市は東日本・東海・関東型の温暖帯に属している。降水量は栃木県内でも少ない地域であり、年間の平均気温が約 13℃で、日本全国の平均気温に近い。平均気温の最低は 1 月であり、最高は 8 月である。冬季には遠く三国山脈を越えてくる強い西風、俗に「からっかぜ」と呼ばれる乾燥した風が吹く地域である。（小山市史編さん委員会編，1984：38-42）。

## 第2項 絹地区の歴史

古代の遺跡として、絹地区には、絹・高椅古墳群が存在している。両者ともに埴輪をめぐらせた古墳であり、おそらく 6 世紀末前後に古墳群形成が開始されたと推測される（小山市史編さん委員会編，1984：270）。それ以前はこの地区には遺跡が乏しく、鬼怒川によって形成された低湿地や氾濫原の地域であったために、開発の遅れた地域であったと推測される。

この地域の存在が文献的に確認できるのは、10 世紀初頭に成立したとされる『和名類聚抄』には下総国結城郡に高橋郷があり、それが現在の絹地区に比定されている。結城という郡名は、『古語拾遺』に「穀木（かじのき）の生ずる所、故に之を結城郡と謂ふ」と記さ

れ、楮と同じと考えられている。この木の皮を剥いで、蒸して繊維を採り、細かく裂いて糸にしたものを「木綿（ゆう）」という。それは幣帛として神に奉ったり、さかきのの枝に垂らしたりして、主に神事に用いたものである（結城市史編さん委員会編，1980：134）。

高橋郷は現在の絹地区の高橋地区にあたるが、そこは絹地区でもやや高いところで、水田となっている低地から、1mから1.5mほど高くなっている（小山市史編さん委員会編，1984：10）。そのために、開発が早く進められ、人々の居住も早かったと推測される。

また、『和名類聚抄』と同時期の、10世紀初頭に編纂された『延喜式神名帳』に記載された式内社として、高橋神社がこの地にある。この神社は、祭神は国常立神、天鏡命、天万命、磐鹿六雁命（いわかむつかりのみこと）と伝えられ、高橋氏の祖といわれる膳臣（かしわでのおみ）と関連づけられた。膳臣は、古代、宮中の供膳を司る料理人としての仕事をその職とした氏族である。他に式内社として、大和国添上郡高橋神社（現在の所在地は、奈良県奈良市八条）、山城国愛宕郡高橋神社（現在の所在地は、京都府京都市上京区馬喰町の北野天満宮境内）があり、いずれも膳臣の高橋氏に由来する神社である。高橋郷が古くから開発された土地であったことから、国家に掌握される式内社となったと推測されている（結城市史編さん委員会編，1980：140-141）。

この時代の国造については、結城地方では特定の国造伝承が伝わっておらず、どのような支配体制がとられていたかは不明である。しかし、独自の在地勢力の存在があったということが推測できる（結城市史編さん委員会編，1980：132）。

この地方が中央の歴史に登場するのは、承平5（935）年から天慶3（940）年の承平・天慶の乱あるいは平将門の乱の舞台としての登場である。将門の軍と将門討伐軍は結城を挟んで対峙し、下野の国府付近に本拠地を持っていた藤原秀郷が、猿島郡の北山（現在の古河市の北西部）で将門軍を打ち破り、将門を戦死させる。そして、その後、秀郷の子孫たちが、下野国と結城郡に勢力を伸ばしたと推定される。（結城市史編さん委員会編，1980：178-187）。

鎌倉幕府が成立する直前、藤原秀郷の子孫で、小山氏を称していた正光と、源頼朝の乳

母の寒河尼との間に生まれた小山朝光は、頼朝にしたがって鎌倉にいた。寿永2（1181）年になって、木曾義仲と通じて蜂起した志田義広が、足利忠綱と同盟して下野国の野木宮（栃木県下都賀郡野木町）で小山氏と戦闘となった。結果的には、志田、足利軍は敗走し、北関東には頼朝に反抗する勢力がなくなる。その戦勝の恩賞として、頼朝は志田や足利方の所領を没収し、小山正光や朝光等に与えた。朝光はこの時に下総国結城郡が与えられたと考えられる。そして、朝光は結城氏と称することになる。朝光に結城郡が与えられた時については、寿永2年とも治承4（1180）年ともいわれているが、『結城市史』の筆者は寿永2年の説を採っている（結城市史編さん委員会編，1980：193-203）。以降、慶長5（1600）年に越前に転封されるまで、結城氏の支配が続くこととなる。

結城家は、天正18（1590）年、徳川家康の次男で、豊臣秀吉の養子となっていた羽柴秀康を養子として迎えた。当時の結城家当主であった結城晴朝に実子がなかったため、秀吉に相談した結果、秀康に結城家を相続させることが決定したのだった（結城市史編さん委員会編，1980：725-727）。

慶長5（1600）年に、関ヶ原の戦いが起こると、結城家は徳川家康の側について戦った。秀康は、その間、終始宇都宮に陣を置き、石田三成の側についた上杉景勝の関東侵出を抑えた。関ヶ原の戦いは、家康側の勝利に終わり、慶長5（1600）年に結城10万1,000石から、越前67万石への移封が決定する。また、秀康は、慶長9（1604）年に結城氏から徳川氏に改姓してしまう。結城の姓は、その後に秀康の五男である五郎八が継ぎ、結城直基となった。しかし、直基もまた後には松平を名乗ることとなり、結城家復活は一時的なものとなった（結城市史編さん委員会編，1980：743-763）。

その後、結城は約1世紀の間、領主や代官の激しい変動を繰り返した後、元禄13（1700）年に水野勝長が藩主となる。以降は、明治維新まで、結城水野氏は藩主として定着する（結城市史編さん委員会編，1983，ページ：19）。

絹地区は、その間、分割して旗本領や江戸幕府の直轄地となっていたと推測される。寛文4（1664）年に久世広之が、中河原、中島、福良、高橋、延島新田という現在の絹地区の

大部分を占める村々を領有した時期がある。しかし、それも寛文9（1669）年に久世が関宿に移封されるまでの期間であった（小山市史編さん委員会編，1986：53）。また、詳細は不明であるが、元禄10（1697）年に行われた旗本領の見直しに前後して、絹地区は下総国結城郡から切り離し、下野国都賀郡に移入されたと推測される（小山市史編さん委員会編，1986：47）。以降、絹地区は下野の国として明治維新を迎える。

明治7（1874）年の絹地区の各村の戸数と人口が『小山市史』に掲載されている（小山市史編さん委員会編，1987：207 第60表）。

上高橋村	23 戸	129 人
中高橋村	38 戸	181 人
下高橋村	22 戸	114 人
福良村	164 戸	887 人
下福良村	21 戸	103 人
中島村	49 戸	293 人
中河原村	56 戸	334 人
上梁村	74 戸	374 人
下梁村	55 戸	321 人
延島村	121 戸	658 人
船戸村	28 戸	167 人
篠原村	23 戸	129 人
延島新田	24 戸	139 人

上、中、下高橋村や、上、下梁村などは、江戸時代に分村した村であったが、明治初めに合併する。明治7（1874）年には、福良村と市も福良村が合併して、福良村になった。明治9（1876）年には、船戸村と篠原村が合併して田川村となり、上、中、下高橋村が合併し

て高橋村、上、下梁村が合併して梁村となった（小山市史編さん委員会編，1987：208）。

明治22（1889）年、町村制の施行に際し、高橋村、福良村、中島村、中河原村、梁村、延島村、田川村、延島新田の8村が合併して絹村が誕生した。人口は4,997人、現在の小山市域では豊田村の5,616人に次いで2番目の人口であった（小山市史編さん委員会編，1987：331-333）。

第2次世界大戦後の町村合併政策は、昭和20年代後半の慢性的な地方財政危機を改善する政府政策として実施されたものである。絹村の場合、西隣の桑村と合併し、絹桑村となる。しかし、この合併が、県の主導のもとにおこなわれたことが、小山市域では町村合併に関する最大の紛争となった（小山市史編さん委員会編，1987：951-952）。

絹村は、歴史的にも、あるいは結城紬の生産という産業の上でも、さらに日常生活のうえでも、南隣の茨城県結城市との繋がりが深かった。合併については、具体的な動きは見られなかったが、合併するならば結城あるいは北隣の吉田村のどちらかという考えが強かった。昭和29（1954）年になって、絹村町村合併促進大会が開催され、絹村町村合併研究会を結成して近隣の動向を調査することを決定した。この頃の状況は、絹村としては、栃木県町村合併審議会の提示した絹、吉田、薬師寺3村の合併第1次試案、または、それに桑村東部を加えた案が有力とみられた。桑村においては、桑村合併調査研究会が設置されていたが、その会合で、村長や議長から絹村とともに小山市に合併するという見解が示されたという。しかし、両村とも、積極的に合併を考慮するという様子ではなく、調査を進めながら検討して行くという状況であった。（小山市史編さん委員会編，1987：951-953）。

昭和29（1954）年5月2日に栃木県町村合併審議会は「町村合併計画」を答申した。それには桑、絹の両村の合併案が示されていた<sup>118</sup>。しかし、両村とも、積極的ではなく農繁期ということもあり、合併の検討は中断されていた。ところが、9月7日に絹村合併研究会が桑村の視察を行った際、両村首脳の間で、合併促進協議会を設けることで意見が一致した。このことについて、『小山町史』では「きわめて唐突な同意のようにみえるが、実のところ、<sup>119</sup>促進、とはいうもののとりあえず懇談の場所を作るぐらいの意味ではなかつ

たかと思われる<sup>119</sup>」とのべ、この同意が実施されず、12月になって、栃木県は両村長、助役、正副議長を県庁に招集し、県の斡旋で協議させることとしたほどであり、やはり県の指導のもとでなければ、両村の合併は進行しなかった。しかし、このような形で、両村の合併の方向は、既成事実化して行く（小山市史編さん委員会編，1987：951-953）。

絹村では、10月に合併研究会を月餅促進会に改組し、12月にはこの会の主催で、地区毎に座談会を開催して、意見を聞いた。結果は結城との合併希望が11地区、桑との合併希望が8地区とほぼ両案が2分されるものであった。また、桑村でも11月26日に合併促進委員会が発足し、地区ごとの座談会を開催したが、全体をまとめることができなかった。また、翌昭和30（1955）年の統一地方選挙を前に、絹村議会は、現議員の任期中に町村合併を実現するということから合併目標の町村を桑村に決定する。また、桑村合併促進委員会でもできるだけ速やかに小山市と合併することを条件として、絹村との合併を3月末で行うことを決定する。しかし、3月に行われた両村委員による準備協議会では将来の小山市との合併ということで同意が得られず、合併は保留となる。さらに、絹村では、「一切を白紙に戻し」ということになり、桑村でも単独で行けるということがもっとも強いということとで、ここでの合併案は立ち消えとなった。（小山市史編さん委員会編，1987：953-955）。

しかし、昭和31（1956）年になり、合併促進法が9月に失効するのを前にして、栃木県の働きかけが活発になった。3月1日には栃木県は「町村合併促進計画」を決定した。その内容は「合併計画は変更しない」ということであり、「絹村南部地区の結城市合併を断念するようにし、両村の与論の統一を図る」とされていた。桑村では、合併促進準備委員会が再結成され、7月23日に各地区の意見が集約された。県の計画に賛成が46%、小山との同時合併が17%、未決定が37%だった、それを受け、7月30日の委員会では、県の計画に従い絹村との合併を認めることを決定した。絹村では、5月に合併促進会を再設置したが、結城合併派の影響が強く、意見の一致ができなかった。県との懇談会で、村側は住民投票で決定したいと主張したが、県は受け入れず、指導者による世論の統一を図るよう強調した。また、南部地区が真に結城との合併を希望するならば、桑村との合併後に境界変

更などの措置を講ずるよう研究すべきであると述べ、将来の分村に応ずるような発言もして後に問題を残した（小山市史編さん委員会編，1987：955-956）。

両村の合併決議のための村議会が9月8日に同時に開かれた。桑村議会は順調に進行し、満場一致で合併が議決された。絹村議会は紛糾し、桑村派は9月中に合併しないと合併促進法の恩典を受けられないことなどを主張し、結城派は結城とのつながりをもとに、住民の意向に基礎を置くべきだと主張して対立した。最終的には記名投票となり、11対5で桑村との合併が議決された。そして9月30日には新村が誕生した。名称の絹桑村は、一時的な名称で、近いうちに何らかの方法で新しい名称に改められる予定となっていたが、最後までこの名称が使われることとなる。また、その後も結城への分村編入問題は絹地区を二分して継続される。一時は自治省のあっせん案なども提示され、分村へ動きかけるが、昭和37（1962）年になって、運動の継続が困難となり、自治省あっせん案も撤回されて収束にむかった（小山市史編さん委員会編，1987：956-967）。

その間に、小山市との合併案が持ち上がった。昭和36（1961）年に小山市長が、隣接町村との合併に言及し、その中に絹桑村が含まれていた。8月12日に懇談会が開かれ、7月1日から町制を施行していた絹桑町も出席した。その後は分村問題のためか進行しなかったが、昭和40（1965）年9月30日、小山市との合併が成立し、旧絹村は小山市絹地区として歩むこととなった。

### 第3項 絹地区の産業

前項で述べたように、近世以前の絹地区は、下総国結城郡高橋郷として史料に登場する。古代においては、詳細な史料が残されていないが、古墳の存在や高橋神社が式内社に列せられていることから、古くから水田が開かれていたことが推定できる（結城市史編さん委員会編，1980：136）。しかし、古くから稲作が行われていたのは、「ヤト」と呼ばれる台地間を流れる小河川沿いの低湿地であった。地形的に高橋郷は水田に適した土地が少ないた



めに、開発は部分的なものにとどまっていたと考えられる。『結城市史』では、奈良時代の結城郡の人口を2,000人あまりと推計し、下総国では人口の少ない地域であると推定している（結城市史編さん委員会編，1980：143-144）。管見の限りでは、中世時代の絹地区の産業を直接的に記した史料は見つからない。地形的に鬼怒川沿いの低湿地が多くを占める絹地区は、中世末期か近世初期まで、部分的な開発にとどまっていたと推測される。

近世期については、郷帳が残されていて、各村の村高がわかる。『小山市史』史料編・近世I付録 統計編にはそれを表にしたものが掲載されている（小山市史編さん委員会編，1982b：2）。それによると、近世初期の慶安期（1650年ごろ）は、絹地区全体で5,900石あまりである。それが、50年後の元禄期（1700年ごろ）には、6,500石程度となる。そして、天保期には6,700石を超え、幕末期もほぼ6,700石を超える程度である。これから考えると、絹地区の開発は17世紀後半から18世紀にかけて急激に進行したと推定できる。古島敏雄は、秀吉の治世の末期の全国総石高が1,800万石、耕地面積が150万町歩から、元禄年間には2,578万石に増加し、耕地面積は享保年間（1716年から1735年まで）で297万町歩に増加したことは、治水灌漑工事が領主層によって盛んに行われた結果であると推定している（古島，1975：375）が、絹地区の変化もその一環と推定される。

しかし、絹地区のこの期の農業は、水田稲作が中心とはならなかったと考えられる。『小山市史』には、絹地区の明治初期の絹地区の耕地や耕地利用図が掲載されている。それによると、明治18（1885）年ごろの絹地区の水田面積は約3,100反（310ha）、畑地が約4,800反（480ha）であり、耕地の水田比率は39%あまりである（小山市史編さん委員会編，1987：211）。もっとも水田比率の高いのは、高橋地区であるが、それでも57%程度である。最も低いのは延島新田地区で、わずか2%程度、次の中河原地区が6%程度となっている。現在は、集落周辺はすべて水田によって囲まれているが、その景観はそれほど古いものではない。むしろ改変された景観といえよう。

現代以前の景観はどのようなものかを推定できるものとして、明治19（1886）年ごろの絹地区の土地利用図がある（小山市史編さん委員会編，1987：212）。それを見ると、水田

は、地区の中央部、鬼怒川と田川の両河川に挟まれた地域に細く分布している。ここは、両河川の氾濫原からわずかに高い地域と重なる。また、その外側には畑地が存在している。そして、鬼怒川の河川敷の一部は桑畑になっているが、それほど広い面積ではない。したがって、長い間、絹地区の景観には畑作が大きな比重を占めていたといえる。

『小山市史』では明治27（1894）年の絹地区の作物として、麦、大豆、芋、まゆ、藍が小山市域の生産高の20%~40%を占めているものとしてあげている（小山市史編さん委員会編，1986：442）。これらは、近世においても、それほど大きな違いはないと推測されるが、すべて畑作の作物である。まゆや藍以外はそれほど換金性の高いものではないので、この地区の産業としての畑作は、それほど生産性に高いものではなかったと推測される。

また、「農間余業」についても『小山市史』に記載がある。各村の明細帳から拾い出したものであるが、絹地区の天保9（1838）年の中島村では男女ともに「紬織」があげられている。また、文政2（1819）年の福良村では男が「縄」、女は「木綿糸」と記されている。また、「木綿織」や「木綿はた」などは他の地区にも見られ、近世の後期になると、綿の栽培やそれを原料にした織物の生産などが広く行われていたことが推測できる。（小山市史編さん委員会編，1986：462）。

明治期の実綿の生産量と木綿織物の生産量が『小山市史』に記載されている。もともになっているのは『下都賀郡統計書』であるが、絹村に関しては次のようになっている（小山市史編さん委員会編，1987：247-248）。

明治26（1893）年	実綿	120 貫（約 450 kg）	木綿織物	400 反
明治27（1894）年		1,260 貫（約 4,725 kg）		10,000 反
明治28（1895）年		500 貫（約 1,875 kg）		5,000 反
明治31（1898）年				2,300 反
明治32（1899）年				500 反

この統計では、年ごとの生産量が極めて大きな幅で変動していて、精度そのものに疑問がある。また、期間も短くて全貌を把握しがたい。しかし、『小山市史』では、福良村の野沢家に伝わる文書から、明治23(1890)年から明治30(1897)年ごろまでの、綿織物工房の様子を復元して、絹村での木綿織物生産のようすがうかがえる(小山市史編さん委員会編, 1987: 249-253)。

野沢家は、木綿織物生産を始める前には、周辺の村々から藍葉を買い集め、それを藍玉に加工して販売するという藍玉製造業を営んでいる。藍葉の購入先は、福良村の周辺だけでなく、栃木県下都賀郡壬生町、茨城県の常総市、埼玉県深谷市など広域から購入していた。一方、製造した藍玉は、絹村周辺の紺屋(染色業者)だけでなく、結城市や栃木県下野市、宇都宮市、茨城県常総市など県内及び近県に販売していた。その収益は水田耕作や畑作による収益よりも大きかった。

野沢家では、明治23(1890)年の12月から6、7人の女子を雇って、木綿織物生産を始める。明治25(1892)年の木綿織物の販売収入は859円あまり、経費が654円あまりであるので、利益は205円程度である。明治15(1882)年の藍玉の利益が206円58銭であったので、わずかに藍玉生産よりも利益は少ない程度であった。

工場を始めるのにあたり、織機を5台、座繰り糸つむぎ機4台、その他の道具を結城から購入している。また、原料糸は下館や結城から購入し、染色を絹村の福良地区、延島地区の紺屋、結城の紺屋などで染めてもらって織っていた。織上がった縞反物は結城の間屋(縞屋)や宇都宮、壬生、今市、栃木などの間屋へ売りに出した。

織り手は、隣の茨城県真壁郡の村々や結城から雇い入れた。現在の筑西市、下妻市、結城市の区域である。嘉田生崎村(かたおざきむら)野田からきた広瀬タノは、明治23年11月26日に野沢家に来たが、機織りばかりではなく、年間13日の麦刈りや麦打ち、田植えなどの農業労働にも従事していた。広瀬タノは、明治30(1897)年まで野沢家で機織りをして、毎月15反から20反の木綿布を織りだした。同じく野田から来た広瀬ナカや倉内ハル、大里トク、といった女性たちも、数日農作業に従事していた。明治24年には16

## 第2章 栃木県の結城紬（栃木県小山市絹地区の織物産業）

人の女子が野沢家に来て機を織っていたが、数日間や数ヶ月で辞めて帰って行くものもいた。嘉田生崎村榎生から来た鶴見サト（当時14歳）は、明治24年10月20日に野沢家に来たが、11月4日には逃げ帰ってしまった。11月18日に連れ戻されるが、22日には帰ってしまった。同じ村の鶴見ユキ（18歳）も、16日間に5反を織っただけで帰ってしまった。長続きしなかったり休みがちだったりする織り子たちを励ますため、野沢家では奨励金制度も設けていたようである。

野沢家は、明治30年ごろには結城木綿の生産を辞めたようであるが、結城木綿全体も明治35(1902)年に44,255反を生産したのを最高に、次第に生産量が減少して明治43(1910)年には、8,775反となってしまう（結城市史編さん委員会編，1982：237）。この背景には、力織機の発達による工場化の進行や男性の洋装化の進行などの要因が考えられる。この時代を境にして、結城木綿の生産地は、結城市の南部に特化し、絹地区での織物生産は、紬に特化して行くという傾向が見られる。

第2次世界大戦後、高度経済成長期を迎え、農業と他の産業との所得格差が拡大してきた。それを縮小しようということで、絹地区も昭和41(1966)年から昭和43(1968)年にかけて絹桑一般地区という形で指定を受けて、農業構造の改善事業が推進された。この事業は農地基盤の整備、大型農業機械の導入、畜舎や集荷所の整備などの事業である。しかし、この政策は1.5ha以上の農家の育成が基本となるため、小規模農家の離農などの問題が顕在化した（小山市史編さん委員会編，1987：995）。

また、昭和40年代には全国的に畑の水田化が行われたが、小山市も昭和41年から3年間で430haも開田された（小山市史編さん委員会編，1987：995）。周囲に水田が広がっている絹地区の現在の景観も、この期以降に形成された景観と推測される。

### 第4項 絹地区の養蚕

紬織物は、真綿あるいはくず繭から引き出して紡いだ絹糸で織った織物で、蚕糸業の発

達した地域ではひろく生産されてきた織物である（小山市史編さん委員会編，1987：606）。

絹地区のある鬼怒川と田川に沿った茨城県と栃木県にまたがる一帯は、古くから養蚕業が盛んな土地であった（結城市史編さん委員会編，1983：408）。古代のことについては、詳しい資料がないが、三瓶孝子は、古代における絹織物が発達したうらづけとして、「続日本紀」の和銅6（713）年5月の記事を示している。そこには、常陸や下野などの5カ国は従来布（麻布や葛布などの植物布）を調とされていたが、以降は繩（あしぎぬ：粗悪な絹織物）を調とすることにしたとある。これは、同時にこれらの国々での養蚕の発達を示すものである（三瓶，1961：115）。

しかし、諸国で本格的に養蚕に力を入れ始めるのは、貞享2年（1685年）に中国からの白糸の輸入が制限され、寛文の頃の20万斤から、約3分の1の7万斤へと減少したことがきっかけとなっている（児玉編，1965：278）。それまで、京都、西陣の織物は品質の劣る国産生糸を用いず、すべて輸入の糸を使用していた。したがって、輸入制限は京都、西陣に原料糸の転換を強いた。元禄の頃から全国の養蚕地は京都その他の絹織物産地の原料糸生産を担うこととなる。そのため、全国的に絹糸を生産するための養蚕が盛んになってきていたのである（児玉編，1965：51）。

鬼怒川流域では、蚕の卵を生産する蚕種の生産が主であった。これは病菌のない健全良質のカイコを飼育して、良質の生糸が採れるカイコの卵を生産することが目的の養蚕である<sup>120</sup>。結城地方で生産される蚕種は、「結城種（ゆうきだね）」と呼ばれ、信濃、上野、下野、常陸、武蔵、相模、陸奥などに販売市場を広げていった（結城市史編さん委員会編，1983：409）。

結城種の名前がひろく知られるようになったのは、元禄期（1688年から1703年）ごろと推測されるが、この頃になると、他地区産のものを「結城種」と偽って販売する「にせ種」が生まれる。その対応策としての申し合わせを記した元禄3（1690）年の証文には、下野、常陸、下総、武蔵、相模の5カ国、合計279人の署名がある。その中で、絹地区の蚕種商は、梁村21人、中河原18人、船戸村6人、延島新田4人、篠原村4人、福良村4人、

中島村4人の61人となっており、この時期に相当の蚕種養蚕が行われていたことが推定できる（小山市史編さん委員会編，1984：218-219）。

しかし、これも享保年間（1716年から1735年）から衰退を始める。繰り返される鬼怒川の洪水が原因といわれるが、原因となった洪水には、諸説あり、たとえば享保15（1730）年の「五十里大洪水（いかりだいこうずい）」説と、寛保2（1742）年の2説を併記するものがある<sup>121</sup>。このような洪水の打撃から回復できないうちに、18世紀半ば過ぎには新しい蚕種生産地として奥州の岩代地方が台頭し、結城は蚕種生産の本場としての地位を譲ったこととなる（小山市史編さん委員会編，1984：220）。

福島側の史料として、『結城市史』には、安永6（1777）年に奥州伊達、信夫両郡の農民たちが蚕種本場名を獲得するために仙台御預所に提出した願書がある（結城市史編さん委員会編，1983：412-413）。

一 蚕種根元の儀は下総結城に御座候て、七十年以前迄は右種許創立の村々へ売渡し候、依て、結城は鬼怒川べりに御座候処、長雨の節洪水に罷成候間、桑性悪しく罷成、種収繭に相成申さざる由、其後右の訳奥州伊達信夫両郡の者共より承り及び候て阿武隈川通りに桑畑を仕立、蚕飼立見候処、蚕も宜しく御座候て、其繭より蚕種取出し、下総結城其外処々に蚕飼場の村々へ売渡し、蚕為飼立見候得は、殊の外種性宜しく御座候て関東蚕飼場の村々へ披き夫より奥州福島種本場と唱え来り、関東蚕飼場より商人福島へ入り込み買受候間、是を以て中興の根元に罷成申候

この文書には、①蚕種の生産は70年以前まで（元禄ごろになる）は結城が主産地であった、②結城産地は洪水のため衰退した、③伊達、信夫両郡のものが蚕種生産を試みたところよくできた、④結城などに売り渡してその地で飼育したところ性質のよい蚕種であった、⑤そこで、ひろく関東方面に「奥州福島種本場」と称して販売した、⑥最近は関東各所から商人が入り込み買い受けている、という内容が記されている。



奥州の伊達郡、信夫郡が蚕種産地になったことには、結城の蚕種商人が関わっているとの見解も出されている。『結城市史』には、明治39(1906)年に菊地貞三が編集した『きぬのほまれ』に、近世の洪水の後、結城地方の蚕種商人が奥州伊達地方に出向いて蚕種生産の技術を現地の農民に伝授したこと、また蚕種を共同生産したという事実を現地調査の結果によって確認したと記されていることが示されている(結城市史編さん委員会編, 1983: 413)。近世の文献史料としては確認できないが、上の福島の農民が提出した願書を見ると、『きぬのほまれ』の記述も文書史料がないからといって一概に比定はできない。

以降の、絹地区の養蚕の状況をうかがえる史料として村明細帳がある。文化2(1805)年の延島村の明細帳には「名物・名産御座なく候」と記され、天保9(1838)年の中島村の場合は「絹、当村に御座なく候、紬・縞織稼仕り候」と記されていて、養蚕を行っている記述はない(小山市史編さん委員会編, 1984: 222)。

安政6(1859)年に日本は開港したが、その当初から生糸は輸出品の重要な位置を占める。さらに元治元(1864)年に蚕種の輸出が解禁された。日本国内での蚕種生産も盛んになる。栃木県の蚕種生産が復活するのは、維新後の明治4(1871)年、県の殖産興業政策の1つとして実施された蚕業奨励策以降である。当時の日光県庁(明治4年11月から栃木県)は、県下の鬼怒川沿いと思川沿いの合計19か村に直接桑畑の開発と蚕種業の移植を命じた。この時に命じられた絹地区の村は、福良、延島新田の2村であった。これは、当時の代表的な蚕種産地である、群馬県佐位郡島村との共同事業であり、開発村の独自の桑園とは別に、島村が請け負う開発地を設定してのものであった。福良村の場合は、村分が8町7反2畝19歩、島村請負が5町8反1畝22歩、延島新田は村分が18町6反5畝8歩、島村分が12町4反3畝15歩という規模であった。全体では、栃木県各村分が147町あまり、島村が108町あまりで、合計256町歩にもなるものであった(小山市史編さん委員会編, 1984: 222-226)。

この開発の絹地区の具体例として、『小山市史』では延島新田が例示されている。延島新田で桑畑の開発が始まったのは、明治6(1873)年9月からであり、翌年の9月まで1年



がかりの開発であった。開発にあたり、島村の蚕種家たちは「養蚕開業社」という組織を結成した。延島新田で開発にあたった土地は、桑畑が11町2反9畝27歩、蚕室地が1町4畝25歩で合計が12町3反4畝22歩（約12,342.2㎡）広さであった。そこに1.3坪に1本の割合で97,594本の桑を植え、カイコを飼うことになる。この土地は、栃木県による無償払い下げ地とされているが、実際には蚕業開業社は延島新田に250両、村民4人にも地代金45円を支払っている（小山市史編さん委員会編，1984：232-233）。

桑苗の植え付けには、囚人が使われた。明治前期には九州の三池炭鉱などで囚人の労働の例がある。また、京都府の宮津でも囚人による桑園開墾の例があつて、特別な例ではない。こうして延島新田の桑園開発が完了した（小山市史編さん委員会編，1984：234-235）。

延島新田の隣の延島村には、江戸時代に蚕種を製造・販売をしていた添野家があった。一端その家業は中断するが、明治期になり、当主の添野覚平が家業を再興していた。延島新田を開発した島村の養蚕開業社員の田島弥平と添野家は協力関係にあり、添野が田島の桑園開発の村との調整などに便宜を図ったのに対し、田島は添野家の道具購入や蚕種販売などに便宜を図っていた。延島新田での蚕種生産がいつから開始されたのかは明確ではない。しかし、桑園が完成した明治7（1874）年ごろには、欧州の蚕病対策も整い始めて、蚕種輸出量の調整が行われた。輸出用蚕種の大量焼き捨てやすりつぶしなども行われた。明治11（1878）年には、政府は蚕種業者に対する法規制をすべて撤廃した。蚕種業界は新たな対応が必要となった。延島では、明治12（1879）年10月に「延島村絹里会社」を結成して、協力して優良な蚕種の製造を行うこととした。これには、島村勸業会社の田島弥平と田島部平が関係していた（小山市史編さん委員会編，1984：236-237）。

島村勸業会社は、明治12年に田島弥平、翌年に田島弥平を欧州に派遣し、蚕種の直輸出を試みた。その際の明治12年「伊太利国未蘭在留蚕種売捌日記」には、イタリアのワレゼノ店にある蚕種分として、「一九枚丸橋家、二四枚本村分、三八枚添野分、一〇六枚延島絹之里、三七枚飯島元十郎、六枚絹之里白沢分」と記されている。つまり絹村では田島家に依託して、添野家や延島村絹里会社などが蚕種をイタリアに売り込んでいたのである（小

山市史編さん委員会編, 1984: 236-232)。

明治16(1883)年6月、下都賀寒川郡部長仲田信亮は養蚕奨励の論達を出した。それは、蚕糸生産が未熟なこの地のような場合は、未利用な小地から桑園とし、それを拡大する方向性を示したものであった。当時の郡の蚕糸生産の政策は、まず桑園の拡充を1つの目標としたものであった。明治12、13年には、桑苗の代金を分与し、15年には桑苗を配布した。さらに、下都賀寒川郡内のほぼ全域に桑苗の配布が行われた。蚕糸養蚕は郡内の広範囲に普及していった(小山市史編さん委員会編, 1984: 240-242)。

明治18(1885)年、国は蚕糸業組合準則を公布して、蚕糸業の規制に着手した。下都賀寒川郡でも、明治20(1887)年7月、「下都賀寒川郡蚕糸業組合」が結成された。そこには両郡の蚕糸業者すべてを含むもので、養蚕業の戸数が1,093戸、蚕種業の戸数が1,093戸となっている。そのうち、絹村は養蚕業が199戸(18.2%)、蚕種業は62戸(31.6%)となっていて、全体的に高い割合を占めているが、とりわけ蚕種については、極めて高い割合になっていることがわかる(小山市史編さん委員会編, 1984: 242-243)。

明治23(1890)年の「栃木県養蚕表」(栃木県内務部 1891)には、明治22(1889)年の養蚕に関する各種統計表が掲載されている。

この表を見ると、明治22年の下都賀郡は、養蚕農家の数で栃木県全体の34.6%、繭の産高では33.3%、生糸の生産高は39.3%、屑糸・真綿・蚕卵紙の産高は、それぞれ74.0%、85.9%、93.5%となっている。養蚕の規模の面でも生産高においても絹地区を含む下都賀郡が栃木県の養蚕の中心であることがわかる。さらに、特徴的なことは、「屑糸・真綿・蚕卵紙」の産高においては圧倒的に下都賀郡の産高が多いということである。つまり、下都賀郡は一般的な養蚕による産物の「糸」や「真綿」においても栃木県の中心的な産地であっただけでなく、養蚕の元になる蚕種生産では、ほとんど独占的な産地であったということである。この「栃木県養蚕表」のデータは、この時代の絹地区での養蚕の特色をよく裏付けている。

一方、製糸だけをみると、器械製糸が15.1%と極めて低くなっている。この地区の本格

的な器械製糸工場の設立は、明治35（1902）年7月の巴波川（うずまがわ）製糸工場である。その後明、治末期から大正期にかけて、大規模な製糸工場がいくつか設立され、生産地に見合う製糸工場の規模が整って行くことになったのである（小山市史編さん委員会編，1984：615-621）。

このように、絹地区の養蚕は蚕種生産を中心とし、それに付随して生糸などを生産する一般的な養蚕が発達してきたという特徴的な発達形態を持っているのである。

---

<sup>116</sup> 数字は（小山市史編さん委員会編，1984：6）の第3表による。

<sup>117</sup> 数字は「小山市統計年報」平成28年度版によった。

<sup>118</sup> （小山市史編さん委員会編，1987：933）の第12図(4)による。

<sup>119</sup> （小山市史編さん委員会編，1987：953）の記述。

<sup>120</sup> 蚕種についての説明は、（板倉他監修，1977：461）の記述内容による。

<sup>121</sup> 『小山市史』通史編Ⅲ近現代では『日本蚕糸業史』第三卷（1936）には、この両説が記されているとしている（小山市史編さん委員会編，1984：220）。『結城市史』第五卷近世通史編では、18世紀だけでも5回の洪水が記録に残っていることを述べた上で、『きぬのほまれ』（菊地貞三編 1906）に五十里水（五十里大洪水）以降、結城地方の蚕種商人が奥州伊達地方に出向いて蚕種生産の技術を伝授し、蚕種を共同生産した事実を現地調査によって確認したとしていることを記している（結城市史編さん委員会編，1983：412-413）。

## 第2節 栃木県の結城紬の産業史

### 第1項 はじめに

本章で対象としているのは、栃木県小山市絹地区での結城紬の生産という生業である。しかし、これまで概観してきたように、絹地区は近世の中期までは茨城県結城市と同じ下総国結城郡に属していた土地である。そして、現代の市町村合併に際しても県境を越えて結城市との合併を模索されるほど、日常生活においても結城市との関係が強かった地域である。そのような歴史は現在でも生き続け、行政区を越えて結城市とさまざまなつながりを持っている地域である。それは結城紬の生産においても同様である。

したがって、本節の産業史においても、結城紬全体の産業史を基本とし、そこに絹地区での生産を位置づけて行くことが中心課題となる。

また、結城紬は「紬織物」として「絹織物」に分類されていて、本来は真綿から紡いだ「紬糸」を使った織物である。しかし、近年「紬」と称するものには多様なものが含まれているので誤解が生じやすい。最初に「結城紬」の原料の「紬糸」について説明しておきたい。

いわゆる絹織物には、大きく分けると2種類の糸が使われている。第1は、繭を水で煮てほぐし、5個または7個の繭から5本ないし7本の繊維を引き出して合わせ、糸としたものである。この糸を「生糸（きいと）」という。1個の繭から採られる繊維の長さは、短いもので600mから800m、長いものは1200mから1500mになる。これをそのままあるいは処理して織物の原料とする。この糸を用いたものが狭義の絹織物ということになる（板倉他監修, 1977: 287）。

2番目の糸は「紬糸」と呼ばれるものである。狭義の紬織物は、これを緯糸あるいは経糸と緯糸の両方に使った織物である。この紬糸は、繭を水で煮て真綿にし、そこから幾束かまとまった繊維を引き出し伸ばして糸にするものである。真綿から糸を引き出す動作を「紡ぐ（つむぐ）」という（板倉他監修, 1977: 718）。紬織物から派生した織物で、紬糸を用いなくなっても「紬」という名称を用いている場合がある。有名な「大島紬」や本論文

で対象としている「白鷹紬」はこの場合に当てはまる。結城紬はこれらとは違って、経糸と緯糸両方に「紬糸」を用いた、本来の「紬織物」である。

## 第2項 前史

茨城県の布のことが歴史に現れるのは、先にも述べた「続日本紀」の和銅6（713）年5月の記事である。常陸国が新たに調とすることを許された「緇（あしぎぬ）」とは、「経緯の糸が太細入り混じって不揃いの絹。粗悪な絹の意」であって（板倉他監修, 1977: 23）、「紬（つむぎ）」と同じものとみる見方もある。けれどもそうではないと主張している学者もいるという（中江, 1989: 43）。この時期の税としての布は、国衙工房（国司の庁舎に付属した工房）で織られていたと考えられる（浅香, 1971: 134-135 ; 永原, 2004: 107）ので、この「緇」を結城紬の原点というわけにはゆかない。しかし、この時期に絹糸もしくは紬糸を織る技術や道具がこの地にもたらされていたということができよう。

同時期に作成されたと推測できる『常陸国風土記』には布に関する記述が数カ所ある。「香島郡」の項には、「奉幣（奉るみてぐら）」の所に「五色緇（五色のあしぎぬ）」が記されている（秋本校注, 1958: 66-67）。「那賀郡」の項の「河内の驛家」には、「縁泉所居 村落婦女夏月會集 浣布曝乾（泉に縁りて居まる村落の婦女、夏の月に會集ひて布を浣ひ、曝し乾せり）」と記されている（秋本校注, 1958: 80-81）。この「布」は絹の布ではなく、麻布であると推測される。「久慈郡」の「詩織里」については「上古之時 織綾之機 未在人 于時 此村初織 因名（上古の時、綾を織る機を知る人あらざりき。時に、此の村に初めて織き。因りて名づく）」と記されている。「綾」は「あや」と読むことが一般的で、それならば絹織物である。「しづ」は浅学にしてどのようなものかわからないが、「しず」ならば「倭文織（しずおり）」がある。これは「筋織（すじおり）」のことで、楮や麻糸を染色して織った縦や横の縞の織物のことである。正倉院裂には絹のものもある（板倉他監修, 1977: 485）ので、絹織物の可能性もある。同じ那賀郡の項の「太田郷」の「長幡部之

社」については祭神が「綺日女命（かむはたひめのみこと）」であって、その子孫の多弓命（たてのみこと）が久慈にやってきて機殿を造って機織りをした。その多弓命が紬を織る時の様子が「當織紬時 輒為人見 故閉屋扉 闇内而織（紬を織る時に當りて、輒く人に見らるる故に、屋の扉を閉ぢて、闇内にして織りき）」ということであったと記している（秋本校注，1958：84-85）。これは紬であるが、織っているのは民衆ではない。以上のことから、結城紬の源流を「風土記」の時代まで遡ることは難しいと考える。

『結城市史』では、南北朝時代末期から室町時代前期（1300年代の終わりから1400年代の初め）の成立とされる『庭訓往来（ていきんおうらい）』に諸国名産として「常陸紬」の名称があることを記している。また、「結城紬」という名称が文献で確認できるのは、寛永15（1638）年に刊行された『毛吹草』の諸国土産下総の条に「結城紬」とあるのが初出であるとしている（結城市史編さん委員会編，1983：421-423）。

また、結城紬の生産に関する記録としてもっとも古いのは、元禄13（1703）年に藩主の結城転封の下検分にやってきた水野織部が記した「結城使行」に「結城紬織出候所付、中河原村、中島村、福良村、梁村、山王村、山川村、大谷瀬村、小田林村、此外にも近在所々より出申候」と記してあるものである（結城市史編さん委員会編，1983：423）。この中の中河原村、中島村、福良村、梁村は絹地区の村々である。外の山王村は現在の取手市であり、山川村、大谷瀬村、小田林村は現在は結城市になっている。

『庭訓往来』や『毛吹草』の記述内容から考えると、「常陸紬」や「結城紬」は早くから商品として流通するものとなっていた。したがって、水野織部の下検分に際しては、その生産地などを確認しておくことも重要な役目の1つとなっていたと推測される。

結城地方で問屋のことを「縞屋（しまや）」というが、それは緋の技術が取り入れられる前に、結城紬は縞（しま）であったことからという。その縞を織る製織技術は、慶長5（1600）年に結城秀康が越前に転封された後、結城の藩主となった伊奈備前守忠次が、信州上田の上田柳条紬しまつむぎの織工と、京都の染色工を招いて陣屋のかたわらで生産させたことに始まるという伝承がある。しかし、その記録は発見されていない。また、上田紬の歴史では柳

条紬の生産が確認できるのは17世紀後半から18世紀初めの記録であり、この伝承の真実性は疑問となる。縞紬の結城での生産が確認できる史料は、享保17（1732）年に三宅也来が記した『<sup>ばんきんすぎわいぶくろ</sup>万金産業袋』があり、その結城紬の説明のなかに「此のころは鳴も出れども、もやうがらおもはしからず、公道なるものなり」と記してある（結城市史編さん委員会編、1983：426）。この頃に縞の結城紬が織られるようになったと考えられる。

天明5（1785）年から寛政元（1789）年の紬の取引などについて記したものに、下総国結城郡結城町の買継商の孫十郎が記した「天明五年～寛政元年紬元手入用・真綿相場覚」という文書があり、『結城市史』第二巻近世史料編に収められている。この文書には結城紬を生産するのに必要な原料や時間、それを上、中、下の階級付けの方法、そして買い取って江戸で販売する際の収支、及び真綿の値段などについての記述がある。判読不可能な部分もあるが、そこから当時の生産と流通の様子が伺える。

壺疋ニ付元手入用之訳

一 極上紬壺疋積 但五丈五尺物

上真綿式百拾匁 但金壺両ニ付式百八拾匁替

此代金 [ 不明 ]

目織採 [ 不明 ]

一 上紬壺疋積 但五丈五尺物

上真綿式百拾匁 但金壺両ニ付式百八拾匁替

此代金三分也

目織採日数七拾日位

織候日数 廿日位

ノ 九十日

右上紬壺疋代金壺両三分ニ売候て金壺両利潤御座候、一日ニ付錢六拾四文位ニ相当申候



一 中紬壺疋積 [ 不明 ]

上真 [ 不明 ]

欠

一 下紬壺疋積 但五丈五尺物

上真綿貳百匁 但金壺兩ニ付貳百八拾匁替

金壺兩ニ付錢六貫文替

此代金二分錢壺貫二百八拾文

目織採日数五十日位

織候日数 十二日位

六十二日

右下紬壺疋代金壺兩壺分ニ売候て利潤金貳分ト錢二百拾四文御座候、日数六十二日割候は一日ニ付錢五拾文位ニ相当申候 (結城市史編さん委員会編, 1979: 408-409)

この部分は、織物を生産するものの収支が示されている。生産者が真綿を買い取り、織物にするまでのだいたいの日数、一日割の利益が示されている。

利潤御尋ニ付 [ 不明 ]

一 私共江戸表え紬差越利潤収候 [ 不明 ] 奉申上候、先年元文之頃迄は注文并送り金参り候て市日々之相場を以買取、口錢と申壺疋ニ付百文宛ニ相当候様直段無高下平均仕、銘々札ヲ付飛脚を以差送り仕切書付遣シ指引算用仕来候処、其以後送り金参り候儀 [ 不明 ] 近来ハ一円送り金無御座候 [ 不明 ]

諸懸御尋ニ付 [ 不明 ]

一 諸懸之儀奉申上候、此度 [ 不明 ] 壺疋ニ付貳百五拾文位縞紬壺反ニ付貳百文位、緯紬壺反ニ付五拾文位、縞木綿壺反ニ付五拾文位之利ヲかけ申候内ニて、江戸逗留中継用往返仕候、路用其外一切之懸り物を出シ申候、全体紬数少く相成申候故、利

分儀之分ニ [ 不明 ] 往来入用指引仕候得は利分 [ 不明 ]

其上綿性も宜候故皆之 [ 不明 ] 六十年已前日日光いかりと申山崩 [不明] 洪水 [不明] 近辺夥敷桑畠流失仕候、其後畠切発シ仕立申候畠共御座候得共、如何成毒気御座候哉、蚕養不熟仕候て真綿之性弱り紬ニ相成不申候ニ付、村々及困難申候、乍然仕来候産業ニ御座候得は、外ニ稼も無御座候て近年は奥州福島之繭ヲ相調近在ニおゐて真綿ニかけ立、是を以て紬織立 [ 不明 ] （結城市史編さん委員会編，1979：410）

この部分は、孫十郎たち「買継商」の商売の状況が記されている。まず、江戸の間屋との取引についてであるが、元文の頃まで（1740年ごろまで）は江戸の間屋から「送り金」がきて、それで結城の市日に相場で買い取って送っていたという。

この時代の流通に関しては、結城西之宮町の紬買継問屋の渡辺八右衛門が、江戸本町一丁目の結城屋庄右衛門との宝永8（1711）年の取引を記録した「御買物通帳」が残されている。結城屋は2月から4月にかけて八右衛門に7回にわたり70両を送って結城紬の買い付けを依頼している。依頼を受けた八右衛門は8回にわたって、52.5疋（105反）の紬を送っている。極上の紬は1疋につき金1両と銭900文前後で取引されているが、数量はそれほど多くはない。平均の取引価格は金1両と銭500文程度であった（結城市史編さん委員会編，1983：429）。

元文年間（1736年から1740年）ころまでは、このように江戸の呉服問屋が結城町の紬買継問屋と個々に信頼関係を築いて結びつき、固定した取引を行うようになっていた。ところが、元文年間になって、結城町紬買継問屋のなかには勝手に紬を江戸に輸送して、仲間の得意先にまで販路を広げようとする販売合戦を展開するものが現れた。結果的に、江戸の呉服問屋は注文なしに紬を買い付けることができるようになり、商品のだぶつき、値下げが起こった。そのために、結城紬の現地買い付け価格も下がり、生産者は割に合わないとして生産量が減少した。生産量が減少すると今度は江戸での結城紬の値段が高くなる。幕府は江戸本町、伝馬町の間屋へ木綿や紬の相場が高騰していることを指摘し、値下げを

厳しく命じることとなった。寛政2（1790）年3月のことである（結城市史編さん委員会編，1983：429-432）。

孫十郎の記した「覚」はこの間の状況が記されていて、「其以後送り金参り候儀〔不明〕  
近來ハ一円送り金無御座候〔不明〕」と記されている。したがって、買継商は自己資本  
で紬を買い取り、不明部分を推定して解読すると、紬には1疋につき250文、縞紬は1反  
に付200文、緯紬、縞木綿には1反につき50文程度の掛け値を上乗せして、江戸の間屋と  
取引することとなった。しかし、江戸に逗留する費用や往來の費用はすべて持ち出しとな  
るといことが記されている。

さらにこの文書から、原料となる真綿の買い入れ先の変化がわかる。『結城市史』第五卷  
近世通史編でも引用されているが、当時原料となる真綿は、もともとは結城周辺で生産さ  
れた真綿を用いていた。しかし、「五十里水（いかりみず）」と呼ばれる洪水で養蚕が大き  
な打撃を受けた以降は、福島の実綿を購入して使っている。その値段は、金1両につき真  
綿240匁（約900g）から280匁（約1050g）で、地物の真綿よりも1.2倍から1.4倍ほ  
ど高価であった（結城市史編さん委員会編，1983：423-425）。

以上のことから、此の当時の、紬の生産や流通に関わるがある程度わかる。まず、紬の  
織り手、そして孫十郎のような買継商、さらに真綿を販売する原料商、引用した部分には  
ないが、縞紬に関しては染賃を別に見ているので染色業者がいる。

紬織物の生産から販売までの流れに沿って見ると、次のように整理できる。

## 1 原料商

- (1) 原料の繭を奥州福島から購入する。
- (2) 繭を近在の者に真綿に引かせる。
- (3) 織り手に真綿を販売する。

## 2 織り手

- (1) 真綿を購入し、それを糸につむぐ。あるいは紡いだ糸を買う。
- (2) 縞の場合、色物の無地の場合は染色業者に出して染色する。
- (3) 紬布を織り上げる。
- (4) 市で販売する。

### 3 買継商

- (1) 市で紬織物を購入する。
- (2) 一定の掛け値を加えて、江戸に運ぶ。
- (3) 江戸の間屋に販売する。

この中で、織り手や染色業者が専門の機屋や染屋になっていたかどうかは不明である。

織り手については、機屋の記録がみえないことから、農家の冬期間に限った季節的な生業要素であったと考えられる。染色業者については、「紺屋」ということばがあることや、縞木綿の生産なども盛んに行われていたことなどから、専門化していたことも推測できる。

近隣の絹織物産地では、奉公人を雇って絹織物を織らせる「機屋」が生まれてきた時期である。三瓶孝子は桐生の機業の発達について、大間々絹市に注目して論じている。この桐生の絹市は絹織物が商品として出現したことを表しているが、その始まりは寛永6(1629)年あるいは万治元(1658)年、延宝2(1674)年などの説があるが、いずれにしても1650年前後である。初期においてはそこで絹織物を販売していたのは、生産者である農民たちであり、売り出される絹織物も多くはない。そして商人はそこで織物を買う立場であった。それが元禄時代(1688年から1703年)には、京都に桐生絹が売り出される。また、正徳年間(1711年から1715年)当時、桐生は生糸を京都に売っていたが、寛保(1741年から1743年)以後は織物売ることに転換した。そのことは絹織物専門業者の発達を証している。天保6(1835)年の「上州桐生領野州足利郡 株屋共始末書付」には、近隣者だけでなく他国から入って来た者も糸買入や糸問屋が多くできたこと、株屋たちもそれぞれに機織り

女などを大勢抱えて渡世していることなどを記している。さらに、天保9（1838）年の金子善右衛門家の宗門帳には「男女織工十数人を抱え機業に従事」と記されていることを示している。また、足利についても、弘化3（1846）年の「桐生領五十四ヶ村糸機織も追々衰微に付嘆願書」に「桐生領之機織共を高給金に召抱え一軒にて二十はた、また五拾機、百機、二百機も織出候」との記録があることを記している（三瓶，1961：229-232）。

このように、桐生や足利では、遅くとも幕末までにはかなりの規模の「機屋（織元）」ができたことが明らかであるが、結城地方では、このような「機屋」の記録は、この時点では見られない。機屋はまだ生まれていないと推測できる。そして紬の生産は、農業者の季節的生業要素として継続されていたと考えられる。

この時期の結城紬の流通の混乱は、孫十郎の文書からも推測できるが、その収拾を図った中心人物は、渡辺幸八（後に八右衛門）であった。幸八は、寛政3（1791）年に、江戸の呉服問屋仲間へ、結城紬の取引を元文年間の状態に戻すことを願い出ている。そして、結城の町の4人の買継商人は、申し合わせをして混乱した流通を整理した。そのようにして、以降の結城紬の流通が安定していった（結城市史編さん委員会編，1983：432）。

この時期の結城紬の江戸での相場が、寛政2（1790）年の「江戸両組問屋仲間の絹、紬相場書き上げ」によってわかる。秩父絹1疋に付き上品は売値が89匁7分で、買値が82匁8分である。信州紬は、上品は売値が70匁、買値が65匁5分、結城紬は上品が112匁、買値が104匁、中品は売値が86匁7分、買値が81匁、下品で売値が75匁、買値が70匁1分となっている。このように、結城紬は外の産地の織物に比較して、1つか2つ格の違った値段が付けられるものであったことがわかる。また、寛政期（1789年から1800年）には、結城紬は京都、大坂、近江など関西にまで販路を広げていった（結城市史編さん委員会編，1983：433）。

### 第3項 近代以降、第2次世界大戦まで

現代の結城紬は、緋の模様が特徴のように見られる。しかし、先に見たように、近世の結城紬は無地もしくは縞であった。結城に緋模様が取り入れられるのは安政年間（1854年から1859年）といわれる。

『結城市史』によると、安政年間に薩摩緋の形を模倣し、次第に緋の模様を改良し、文久年間になってさまざまな模様を織りだしたということが、明治16（1883）年に奥沢庄平、鈴木新平、山中治兵衛が「紬木綿営業人」という肩書きで提出した「製造物及製造ノ景況取調書」に記されている。さらに、『結城織物史』には、慶応元（1865）年に結城町の間屋が、2名の巧みな織り手に緋を織らせてよい結果を得たと記されている。しかし、幕末における緋の製作はまだ試作の段階であったと考えられる。明治6（1873）年の結城町の織物統計「国産紬・木綿書上」には紬縞が6,000反、木綿縞6,000反が記載されているだけで、「緋」の文字はみえない。このように緋が移入されても、「緋くくり」に非常に手間がかかり、織るのも難しかったからなかなか普及しなかった。先の「製造物及製造ノ景況取調書」には、明治16年でも年間500反ほどしか織られておらず、結城紬の年間10,000反全体の5%程度であったようである（結城市史編さん委員会編，1982：235-236）。

『結城市史』第三巻近現代史料編には、「鈴木新平、明治二八年第四回内国勸業博覧会出品願」が収録されている。そのなかの物品名として、「第壱号 結城紬 紺地十字臍 巾百二十八通<sup>122</sup>」、「第弐号 結城紬 紺地十字臍 巾八十通」、「第三号 結城紬 紺地十字臍 巾六十三通」、「第四号 結城紬 紺地井桁 巾弐拾通」というものがある（結城市史編さん委員会編，1978：305）。「十字臍」は「十字臍」であって、「臍（かすり）」という文字がどこかの段階で「臍」に置き換わったものと考えられる。そうすると、第壱号は「紺地の十字緋で、織物の幅に128個の十字模様が入ったもの」と理解できる。以下、第弐号は「紺地の十字緋で、織物の幅に80個の十字模様が入ったもの」、第三号は「紺地の十字緋で、織物の幅に63個の十字模様が入ったもの」、第四号は「紺地の井桁緋で、織物の幅に20個の井桁模様が入ったもの」と理解できる。明治28（1895）年ごろには、結城では「十字緋」や「井桁緋」が織られていたことが確認できる。

しかし、大正4（1915）年ごろは、緋の生産高は平織の結城紬で457反、縮を入れても500反あまりで、生産品全体のわずか2%あまりであった。それが、4年後の大正8（1919）年には全体で4,330反、全体の1割近くを占めるようになる。とりわけ、縮では緋縮は2,186反となって、縮織物全体の29.9%となっている。緋は、この時期から次第に普及していったと推測される（結城市史編さん委員会編，1982：473）。

明治期の技術移入で緋に次いで行われたものは、「縮（ちぢみ）」の生産技術の移入である。明治35（1902）年ごろ、1業者が栃木県佐野市の機業地を見学した時にヒントを得て織られるようになったという。縮は緯糸に強い撚りをかけた糸を用いて織り、それを湯につけることでよりを戻して布を縮ませることで、シワのある織物になる。このシワのために縮織（ちぢみおり）は夏物の衣料として適している。従来の平織の結城紬はどちらかといえば冬物といえるものであったため、結城紬の新しい分野として注目を集めた。しかし、その普及はなかなか進まず、大正4（1915）年になっても、全体の2%ほどであった（結城市史編さん委員会編，1982：254）。

縮織が普及し始めるのは、大正7（1918）年ごろからで、ようやく結城紬の10%を超えるようになる（結城市史編さん委員会編，1982：473）。そして、昭和9（1934）年には、平織の縞、緋が12,527反に対して、縮の縞、緋は12,686反となり、縮の生産が次第に主流となって行く。第2次世界大戦直前の昭和17（1942）年には、平織の縞、緋が7,344反に対して、縮の縞、緋は11,538反となり、全体の61.1%を占めるほどになっている（結城市史編さん委員会編，1982：713）。

第2次世界大戦後、結城紬の生産戦前の水準まで回復した。昭和37（1962）年からは、本場結城紬検査協会が設立され、検査を受けた数字によって生産量がほぼ正確にわかるようになったが、それによると、昭和62年は平織が4,763反で13.9%に対し、縮織は29,466反であり、86.1%となっている。これはそれまでの傾向も同様であったが、次の昭和38（1963）年には、平織が6,797反、27.6%、縮織は17,815反、72.4%に減少している。以降は次第に平織の占める割合が多くなり、昭和54（1979）年には縮織は118反、0.4%ま



で減少してしまう（結城市史編さん委員会編，1982：713）。平成5（1993）年の『本場結城紬実態調査報告書』（本場結城紬検査協同組合他 1994）には本場結城紬の検査を受けた反数推移グラフが掲載されている（本場結城紬検査協同組合他，1994：2）。それからは平成4（1992）年に縮織が検査を受けていることが読み取ることができるが、以降の報告書からは平織と縮織の区別がなされなくなっている<sup>123</sup>。縮織はほとんど生産されなくなっていると推測できる。このようにして、縮織は1つの時代を築いたが、現在はほとんど見られないものになったといえる。

明治初期の結城紬は、商品市場では他産地の紬織物の1.5倍以上の値段が付けられていた。しかし、それとともに、明治10年代の後半から偽物や粗悪品が出回ってきた。それに対し、結城の有力な問屋たちは、組織的な対策を講ずる必要性を感じ始めていた。そこで、明治20（1887）年の1月に同業組合法に基づき、結城町を「組合区域」とする「結城物産織物商組合」を設立し、原料糸の規定、織物の幅や丈の規定、組合による検査などを決定し、結城紬の品質維持を図った。具体的には、6月25日に「結城物産織物検査所」を開設し、織物の検査を行うとともに、紬と木綿織物の登録商標を設定し、合格した織物には証紙を張ることとした。また、品質管理の目的を達成するために問屋以外にも働きかけ、6月3日には繭や生糸、真綿などの販売上の弊害を防止するために、「結城繭糸真綿商組合」が結成された。さらに染色業者も7月には「結城物産本染組合」を結成した（結城市史編さん委員会編，1982：249-251）。

このような組織化は、一方では問屋の力をより強めることとなった。新規の参入が困難になってくる。あるいは問屋に対して機屋の立場は相対的に弱いものとなった。その中で対抗しようとする人たちが独自の組織化を図ったこともあるが、うまくゆかず、「結城物産織物商組合」は組合区域を栃木県都賀郡、河内郡、芳賀郡まで拡大することとなり、結城紬生産に大きな指導力を発揮することとなる（結城市史編さん委員会編，1982：251-252）。

結城の織物は、この時期に各地の共進会や博覧会でしばしば入賞している。明治18（1885）年に東京上野公園五品共進会で紬と木綿が入賞したのを初めであったが、特に、明治28

(1895)年の第四回内国勸業博覧会では、結城紬と結城木綿がともに有功三等賞を獲得した。この博覧会は京都で開かれたこともあり、それまでの出荷先が東京中心で、明治16(1883)年には50%が東京で、京都と大坂が30%、その他が20%であったのが、大阪や京都中心に変わる転機になった(結城市史編さん委員会編, 1982: 253-254)。

日露戦争は国内の消費を引き下げた、特に戦時増税として明治37(1904)年に10%織物消費税を課せられたことは、各地の織物業に大きな打撃を与えた。結城紬はそれまで少しずつ生産高を増やし、前年の明治36(1903)年には25,581反であったのが、19,584反にまで減少している。しかし、その後の景気回復により、明治38(1905)年には、26,366反にまで回復している。しかし、結城木綿は、木綿布の生産が全国的には力織機による生産が進行する。手織りの結城木綿は、次第に他産地の安価な製品に押されて市場を失って行く。明治38年には33,932反の生産高まで回復するものの、次第に減少し、大正4(1915)年には、953反にまで落ち込んでしまい、結城木綿業者は他の織物への転換を迫られた(結城市史編さん委員会編, 1982: 255-257)。

紬の生産も、他産地の力織機の絹織物との競争にさらされる。しかし、近代的力織機では品質の高いものは作れないと考え、むしろ旧来通りの製法で紬生産の技術を高め、生産量をあまり増やさないで高級品を生産するという方向性で生き残りを図った。(結城市史編さん委員会編, 1982: 257-258)。

この時期の絹地区での、紬生産の様子がわかる史料は少ない。『結城市史』や『小山市史』に記されていることから拾いあげると、明治26(1893)年から28(1895)年には6,000反から8,000反を生産し、結城紬全体の40%程度の生産をしている。それが、明治30年代になると、10,000反以上を生産することとなり、全体の50%を超えることになる。さらに、明治41(1908)年には22,050反、全体の81.2%を生産したが、以降、大正初期まで22,000反から16,000反の生産となって、概ね全体の60%から70%を生産するようになる(結城市史編さん委員会編, 1978: 617; 1982: 237; 小山市史編さん委員会編, 1981: 統計118-119; 1987: 610)。

## 第2章 栃木県の結城紬（栃木県小山市絹地区の織物産業）

明治45（1912）年、「本場結城紬織物同業組合」が設立される。これは、明治33（1900）年の重要物産同業組合法に基づく組合であるが、県の方針としては結城紬以外の織物にまで生産を拡大し、木綿織物から他の織物に転換しようと石下の組合との合併を構想していた。しかし、結城の組合は、製造法の違いは製品の品質管理などを行うのが困難で、結城の織物には利益にならないとし、単独で組合を設立することとした。そして、明治45年3月14日に、組合区域を茨城県結城郡結城町他10ヶ村、真壁郡、猿島郡、及び栃木県下都賀郡、河内郡、芳賀郡の両県の紬産地とする「本場結城紬織物同業組合」が設立された。その年末の組合員数は、第1部製造業者2,897人、第2部売買業者（問屋）12人、第3部真綿業者45人、第4部染色業者43人の2,997人であった。これによって、結城紬の原料、染色、機織り、販売という生産から販売までの全過程が1つの組合に結集する（結城市史編さん委員会編，1982：463-465）。

以降、第2次世界大戦直前までの結城紬の生産量は、大正10（1921）年に53,437反という最高の生産反数を記録し、その後は何回か30,000反台を記録するが概ね20,00反台の後半で推移し、安定した生産となる。製品としては、前述したように縮織が次第に多くなる。また絣も十字絣が横幅80から120へと細くなり、亀甲も次第に細かなものが織られるようになった（結城市史編さん委員会編，1982：473-474）。

専業の機屋は、第1次世界大戦の終了した大正7（1918）年以降から姿を見せ、昭和14年には46戸となっていた。力織機や足踏み織機、高機などを備える機屋もあったが、大半は地機（いざり機）であった。機屋では近在の農家から小学校4年生から6年生までの娘を住み込みで雇い入れ、読み書きを教えながら1人前の織り子に育てた。見習い期間は4年ぐらいで、その間はお仕着せと小遣い程度の支給である。賃金としては年間30円も出ればいい方であった。朝は7時に起床し、8時の朝食まで1時間仕事をし、朝食をとった後、30分休憩し10時まで仕事をした。10時に休憩した後、昼食まで仕事をした。昼休みを1時間とってその後は夕食を挟んで夜の10時まで仕事をした。こうして、紬織の技術を身につけていった。4年間の見習を終えた後は、退職するものには織機を1台と1反分の紬糸

を渡した。引き続き勤めるものは歩合制とし、標準としては織物の値段の1割、縞の場合には2割の歩合が払われた（結城市史編さん委員会編，1982：721-723）。

結城紬は昭和初期まで男物の着物地が主であった。昭和4（1929）年11月の陸軍特別大演習に際し、巡幸の皇后へ献上する結城紬のデザインを工業試験場に命じた。それを契機として、不況打開策のために女物の結城紬生産に力を入れ始めた（結城市史編さん委員会編，1982：716）。

婦人向けの結城紬は、色彩の多色化などの技術的な変化をともなう。工業試験場を中心にして、化学染料を用いた染色法の導入などの改良が加えられた。また、意匠についても改良が加えられる。昭和10（1935）年ごろからは、方眼紙を利用して図案を描くようになり、年々図柄が工夫されて、手の込んだ縞模様の「細工縞（さいくがすり）」といわれるものが多く織られるようになっていった（結城市史編さん委員会編，1982：717-719）。

『結城市史』では、昭和初期の不況（昭和恐慌）以降、問屋と機屋の発注と生産関係が変化したことを指摘している。それまでは生産者が織った紬を紬問屋が買い入れるという形であったが、このあたりになると紬の色や図柄が多様になってくる。紬問屋は流行をつかみ、それにあった図案を作成して機屋に持ち込み織ってもらって販売するという傾向が強まった。こうして機屋と問屋の関係が強化されることとなる（結城市史編さん委員会編，1982：721-723）。現在の機屋と問屋の結びつきの基礎はこの時期に固められていったといえよう。

#### 第4項 第2次世界大戦後から現在まで

第2次世界大戦のために、本場結城紬織物同業組合は昭和19（1944）年1月7日を以て解散した。そして、結城紬の技術保存のため、栃木県絹桑町の2名、茨城県絹川村の1名が指定され、真綿24貫が与えられ、1反320円以内の亀甲細工縞を年間240反以下だけ生産することが許可された。こうして、結城紬の生産は昭和18（1943）年で停止した（結城

市史編さん委員会編，1982：766）。

第2次世界大戦が終わると、昭和21（1946）年11月に栃木県本場結城紬織物協同組合と茨城県本場結城紬工業協同組合という県別の組合が結成された。昭和20（1945）年8月、戦争が終わるとすぐに、生糸と真綿の配給をそれぞれ200貫（約750kg）ずつ受けて、経糸に絹糸、緯糸に手紡ぎした紬糸を用いて織り始められた。この紬は食料輸入の見返り品として輸出することを目的としたものであったが、主食や衣料品が不足し、戦時体制のまま統制下に置かれていたので、本来の生産目的に反して東京や関西方面に販売され、統制違反として問題になった。この2つの組織は、それを防ぐ目的で設立されたという（中江，1982：57-58；結城市史編さん委員会編，1982：975-976）。

昭和25（1950）年ごろになると、昭和26（1951）年の紬の生産反数が約24,000反となり、ほぼ戦前の水準に復活した。5月には茨城県工芸指導所繊維支所が茨城県繊維工業指導所として独立し、紡織、染色、図案の各部毎に積極的に生産の指導にあたった。10月には、栃木県、茨城県の2つの組合が合同し、戦前の5部制（製造業、買継商、原料商、染色業、撚糸業）に整理業を加えた6部からなる「本場結城紬織物協同組合」が結成された（結城市史編さん委員会編，1982：977-980）。以降、昭和50（1950）年まで、栃木県の生産者と茨城県の生産者は同一の組合で活動することとなる。

昭和25年には、文化財保護法が5月に制定されている。昭和27（1952）年2月には茨城県文化財保護条例が制定された。本場結城紬織物協同組合では、昭和28（1953）年8月に結城紬を茨城県無形文化財として指定することを申請した。申請を受け、茨城県は11月に結城紬の平織と縮織を無形文化財として指定した。国の無形文化財も合わせて受けようと運動したが、それはかなわなかった。（結城市史編さん委員会編，1982：980）。

昭和28（1953）年には、2月に絹村福良に栃木県立結城紬織物指導所が設置される（小山市史編さん委員会編，1987：1076）。また、12月に本場結城紬織物協同組合から買継商が独立して、「本場結城紬卸商協同組合」が結成された。以降、原料商は「本場結城紬原料製造協同組合」、染色業は「本場結城紬染色工業組合」、撚糸業は「本場結城紬撚糸業組合」、

整理業は「結城織物整理同業組合」を結成し独立した(結城市史編さん委員会編, 1982: 981)。

その結果、本場結城紬織物協同組合は製造業、つまり機屋だけの組織になっていった。

昭和30(1955)年末になると再び国の無形文化財として指定を受けようとする動きが生まれてくる。昭和31(1956)年2月には、栃木県と茨城県両県にわたる指定促進協議会が設立された。また、本場結城紬技術保存会が設立され、無形文化財の指定申請が行われた。そして、昭和31年3月には平織の結城紬が国の重要無形文化財に指定された。指定の要件としては、次の3店が強調された。(1) 使用する糸はすべて真綿より手つむぎしたものとし、強撚糸を使用しないこと。(2) 模様を付ける場合には手くびりによること。(3) いざり機で織ること(結城市史編さん委員会編, 1982: 981-984)。

国の指定を受けて、保存会では組織や規約の整備を進め、事務所と茨城支部を結城市役所、栃木支部を絹村役場において事業を進めることとなった。その目的は、「本場結城紬本来の製造技術を保存し、その技術の継承と向上をはかり、もって文化の向上に貢献すること」とした。保存会の正会員は「会が直接保存しようとする技術に直接たずさわる糸つむぎ、拵しぼり、いざり機、染色等を業として本会の趣旨に賛同するもの」とした。保存会の事業としては、消費地での展示会の開催と並んで、技術保存のための織物検査が特に重要であった。真綿を原料とした手紬糸を使用し、いざり機で織った平織について、結城紬の技術保存と品質維持を目的として検査が行われるようになり、合格品には検査済の証票が貼り付けられた(結城市史編さん委員会編, 1982: 984-985)。

国の重要無形文化財としての指定は、市場の注目を集め、広範囲な需要を呼んだ。昭和30(1955)年に検査を受けた反数が、19,987反であったのが、昭和32(1957)年には卸商が取り扱った反数は、32,130反になる。しかし、一方では古来の伝統技術を軽視して粗製乱造に走る生産者も多くみられるようになった。昭和33(1958)年12月には繊維工業指導所長は消費地での事故品続出を受けた技術改善と製品検査の会議の招集を結城紬関係の各組合長に通知して開催した。しかしなかなか改善されなかった。昭和36(1961)年になって、12月に栃木、茨城両県の商工指導課と関係業者代表で協議会を設け、検査制度の改



善について検討を行うこととなった。その結果、業界の自主性を尊重して自主検査を行うこととし、独立した機関として両県の関係業者の組織が参加する「本場結城紬検査協会」が設立されることとなった。検査員には茨城県職員（繊維工業指導所職員）が就任することとなった。具体的な検査の実施方法は、紬卸商たちが生産者から買い入れたものを検査所に持ち込み、1反ずつ検査を受け、合格品には検査済証と合格証を貼り付けることとした。不合格になった場合には卸商が損失を負担することが多くなったし、検査結果が直接生産者に理解された方が検査の趣旨にも合致するというので、昭和46（1971）年以降には生産者が検査を受け、合格品を卸商の店頭に持って行って販売するという事に規則を変更している（結城市史編さん委員会編，1982：977-989）。

昭和50（1975）年には、本場結城紬織物工業組合と本場結城紬織物協同組合が合併し、茨城県本場結城紬織物協同組合となり、栃木県本場結城紬織物協同組合が分離して県別の組合となった。また、昭和53（1978）年には本場結城紬検査協会が法人化され、本場結城紬検査共同組合が設立された。

結城紬の生産反数は、昭和38（1963）年には前年の34,000反あまりから24,612反、昭和39（1964）年には23,257反まで減らしたもののその後回復し、昭和46（1971）年には31,988反になり、以降、昭和54（1979）年までは27,000反から29,000反となっている。そして、昭和55（1980）年には30,000反を超える生産量となるが、それからは次第に減少し、平成5（1993）年には8,000反あまりになっている。また、平成20（2008）年以降は5,000反を割ってしまい、急激な減少となっている（結城市史編さん委員会編，1982：989；本場結城紬検査協同組合他，1994：1；本場結城紬検査協同組合，1999：1；2003：1；2008：1；2013：1）。

あわせて、生産者も減少している。本場結城紬検査協同組合では昭和38（1963）年から10年おきに、平成5（1993）年からは5年おきに「本場結城紬の実態調査」を実施している。その総組合員数の推移を見ると、昭和38年には総組合員数が1,958戸であったのが、平成5（1993）年には970戸となって半減する。そして、平成25（2013）年には134戸と



10分の1以下の組合員数になってしまっている。とりわけ栃木県は昭和38年には、1,029戸と全体の52.6%を占めていたが、昭和58(1983)年には栃木県は48.1%となって、茨城県の方が多くなる。平成25年には35.1%まで減少している(本場結城紬検査協同組合他, 1994: ; 本場結城紬検査協同組合, 2013: 2)。

生産品の変化については、高級化が着実に進行している。重要無形文化財指定以降、検査制度の定着により技術の改善が行われた。消費者からも結城紬の芸術性が高く評価され、生産地においても期待に応える努力が払われた。生産者も専門化が進行し、通年生産の傾向が強まった。結城紬では模様を亀甲緋と十字緋で織り出しているが、40cm弱の反物の幅に100個以上の亀甲や十字柄を入れて模様を織り出すものは高級品とされ、80個で模様をつくるものを中級品とされている。高級品や中級品の模様は、緯糸と経糸両方に緋糸を用いてその組み合わせで模様を織り出す。経糸または緯糸のみに緋糸を用いて模様を織り出すもの、縞のもの、無地のものは下級品とされている。昭和40(1965)年代の初期には高級品は約10%程度で、大半は下級品で占められていたが、昭和45(1970)年以降には高級品が約20%となり、下級品は45%程度になっている。また、戦前の結城紬は男物の生産が中心であり、女物は30%程度であったが、戦後は変化と色彩に富んだ模様を細かな亀甲緋や十字緋によって織り出すことが可能になり、次第に女物の生産が増加し、最近では90%以上が女物になっている(結城市史編さん委員会編, 1982: 989-990)。

以上のように、結城紬は、時代によって織物そのものが変化してきていることがわかる。またその生産に関わる人々の生業の姿も変遷していることがわかる。結城紬は平成22(2010)年11月16日(火曜日)に、ケニアのナイロビで開催されたユネスコ無形文化遺産保護条約の第5回政府間委員会において、「結城紬」が「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への記載が決議された。前年の小千谷縮・越後上布に続いて織物としては2件目の登録ということになる。しかし、その継承という点では難しいものがあり、生産者の減少対策と後継者の育成は産地の大きな課題となっている。栃木、茨城両県ともに後継者育成事業や糸取りの講習会も開催しているが、後継者として十分な人数の育成ができてい

けではない。これは産地にとって大きな課題として存在している。

---

<sup>122</sup> これは後の「出品織物縞柄及売価訂正御願」で「百七通」に訂正されている。

<sup>123</sup> 平成10（1998）年、平成15（2003）年、平成20（2008）年、平成25（2013）年の『本場結城紬実態調査報告書』を参照した。

### 第3節 結城紬の技術誌

#### 第1項 結城紬の全工程

結城紬はたくさんの工程を経て生産される。『結城市史』などで紹介されているものを整理して示すと、次のようになる（中江編，1982：88-132；結城市史編さん委員会編，1982：982-983）。

##### 1 糸つむぎ

- (1) 白ゴマ油を加えた水に真綿を浸し、よくしぼって陰干しをする。この工程を「なめし」ともいう。こうすることによって真綿の毛羽立ちを防ぎ、糸を丈夫にして紡ぎやすくする。これは現在のようにさなぎの入ったまま乾燥した繭を真綿にする場合には、さなぎの脂肪分が綿にしみるので必要ない工程になる。それで省略される場合も多くなっている。
- (2) 「つくし」に真綿を絡ませ、その一端から糸とする繊維の束を引き出してつむぐ。つむぐ方法は親指と人差し指で左右にひねりを付けながら引き出す。両手を交互に使う。つむいだ糸は「おぼけ」という小桶に蓄える。
- (3) つむがれた糸は20匁（約75g）を「ひとはかり（1秤）」あるいは「いちぼっち（1ぼっち）」として取引や使用量の単位とする<sup>124</sup>。
- (4) 「おぼけ」に1ぼっちにまとめ上げられた糸は、糸車に設置した管（くだ）に巻き取る。右手で糸車をまわし、左手で糸を軽く持ち、上下に動かしながら管に巻き取ってゆく。この段階を「ぼっちあげ」ともいう。
- (5) 管に巻かれた糸を総揚器（かせあげ）を用いて総（かせ）にする。この段階を「総あげ」という。総とは糸をある一定の長さにするため、枠に一定回数巻いて枠から取り外し、結束したものである。ぼっちあげをしないで総あげするばあいもある。また、ぼっちあげと総あげの段階をまとめて「糸あげ」ともいう。

## 2 図案作成

- (1) 織られる布の図案を作成する工程である。図案には意匠図案と設計図案がある。
- (2) 意匠図案は、織物の柄のデザインが描かれたもので、紙に書かれる。これは創作であるので、大部分は専門のデザイナーによって描かれる。
- (3) 設計図案は、織物の設計図であり、経糸と緯糸を何本使用するか、緋にするためにどの部分をくくるかがわかるようになっている。
- (4) 設計図案は意匠図案に基づいて設計図案用紙（特殊な方眼紙）に書いてゆく。現在はコンピュータで作成される。これが織屋に渡される図案である。

## 3 緋しぼり

- (1) 緋の色となる「目色（めいろ）」に染められた糸を、経糸の場合は枠に巻き、緯糸の場合は長く述べ、設計図案に基づきしぼる部分に墨を付ける。その場合、①設計図案から直接墨付けをする、②いったん紙テープに写し取って唐墨付けをする、③糸に写し取り、それを種糸にして墨付けをするという方法がある。①が最も多い。
- (2) 墨付けした部分を綿糸でしばってゆく。この作業を「緋くびり」、「緋くくり」ともいう。
- (3) しぼる方法には個人差があって、綿糸の一端を口にくわえ、歯を使ってしぼる「口しぼり」という方法、指先だけを使う「手しぼり」、両方の方法を使い分ける「併用しぼり」の3種類がある。
- (4) 原料の手紬糸は染料で煮染すると膨らむが、綿糸は逆に縮まるので、緋しぼりの効果を高める。
- (5) 緋しぼりは正確にしぼることと、しばったところに染料がしみこまないようにするために同じ圧力で強くしぼる必要があり、力のいる仕事である。それで男の仕事とされている。

## 4 染色

- (1) 染色は、以前は藍を用いて行っていた。現在は化学染料を用いるのが一般的である。
- (2) 緋糸の染色は、「たたき染め」という染色方法で行う。これは、しばった箇所が多いので、一般的な染液で煮染するという方法ではしばられた部分の間際まで染色することが難しいので、緋糸の束を竹棒の先にくくりつけ、床に敷いた鉄板にたたきつけて染料をしみこませる。
- (3) 打ち付ける時の糸の束の方向や打ち付ける力加減、回数など経験がものをいう染色方法である。

## 5 下拵え

- (1) 染色された糸は、糊つけされ、緯糸は管に巻かれる。
- (2) 経糸は緋糸と地糸を順序よく配列してすべての本数がそろったら箄（おさ）に通される。
- (3) 箄の幅は鯨尺で1尺8分（約40cm）である。平織の場合は17算（よみ）の箄を用いているので、羽の数は680である。この箄の1目に2本の経糸を通す。すべてで1,340本の糸を通すことになる。この工程を「箄とおし」という。
- (4) 箄とおしした経糸を織機にのせるため、経糸を男巻きに巻く。通常2人で行う。1人は「先分け」といい、箄の先にすわり、経糸の配列を整理する。もう1人が男巻に巻いてゆく。巻き方がゆるいと織るときに緯糸がなめらかに打ち込めないで固く巻いてゆく。
- (5) 結城紬に使う織機は「いざり機（地機）」である。これは下側の糸を上下させることによって緯糸を通す空間を作る「片口開口（かたぐちかいこう）」である。その下糸を引き上げるために、下糸だけに原品がしみこんだ綿糸（カタン糸）をか

ける。これは高機などの綜統（そうこう）にあたるものである。

## 6 機織り

- (1) 準備の済んだ男巻を機にのせる。男巻の反対側の糸は20本ぐらい束にして「前結び」され、細い篠棒を通して、前絡みという棒に結びつけておく。
- (2) 織る時には前絡みに腰当てを接続し、織り手の腰にあてて固定する。織り上がった布は前絡みに巻き付けながら織り進む。
- (3) 織機に腰掛けた織り手は織機の前部のふんばり棒に足を当て、腰で糸の張り具合を調節して織る。下糸を引き上げて開口する時には、前屈みになって経糸を緩め、招木に連結したひもを足で引いて開口する。
- (4) 糸の打ち込みは箴と杼（ひ）を交互に使って行う。杼は木製で、織り幅よりも大きく重いものである。中央に管を入れるスペースがあり、緯糸を通す役割と、緯糸を打ち込むという2つの働きをしている。
- (5) 緋模様の場合、緋模様がずれないように織るという難しさが1つ付け加わる。

## 7 検査

- (1) 織り上げた結城紬は検査場に持ち込み検査を受ける。反物には1点ずつ「検査申請書」をつける。
- (2) 検査申請書には申請者の他、製織者、緋制作者、染色業者、意匠発注者、糸取者を番号で記入するようになっている。また、真綿の証明シールを貼付する。

## 8 糊抜き

- (1) 販売された反物には糊がついたままである。仕立てる前には必ず糊を落とさなければならぬ。これを糊抜きという。
- (2) むるま湯に反物を浸して糊を抜くが、完全に抜いてしまうと腰がなくなり、表

面が毛羽立ってしまう。糸の芯にいくらか残る程度に行う。

以上が結城紬の工程であるが、重要無形文化財の要件で特に強調された点は、次の3点である（結城市史編さん委員会編，1982：984）。

- (1) 使用する糸はすべて真綿より手つむぎしたものとし、強撚糸を使用しないこと。
- (2) 模様を付ける場合には手くびりによること。
- (3) いざり機でおること。

これは、工程では「糸つむぎ」、「併しぼり」、「機織り」の部分だけに限定した見方がされる場合があるが、上記のように一貫した工程で見るとその前後が有機的に関連したものとなっていて、全体として把握する必要がある。

## 第2項 紬糸

結城紬には、経糸と緯糸の両方に紬糸を用いていることは先に述べた（本章第2節第1項）。このことについて、結城市産業経済部産業振興課がつくった『結城紬 結城紬ガイドブック』には、「古<sup>いにしえ</sup>より受け継ぐ最高級絹織物」として、「繭を広げて真綿にし、手をつむいだものが結城紬です。世界でただひとつ、結城紬にだけ見られる特徴です。経糸も緯糸もすべて手をつむぐので、撚りのかからない糸になり、この糸を使って織ることで、軽く温かい布ができあがります」と記されている（結城市産業経済部産業振興課編，2015）

結城紬の紬糸の使い方は、このように生産地でも特徴として位置づけて、それを商品の価値の一つにもしている。

結城紬に使われている紬糸の特色の第1は、手紬の糸であることであり、第2はそれが経糸と緯糸の両方に用いられていることである。そして、結城の紬糸は撚りのかけられて



## 第2章 栃木県の結城紬（栃木県小山市絹地区の織物産業）

いない糸であることが第3の特色になる。このうち、第1、第2は近代以前においては紬織物と呼ばれる織物では当たり前のことであった。しかし、他の産地では、経糸が玉糸や絹糸に変えられるようになったり、あるいは経糸も緯糸も玉糸や絹糸に変えられて、「紬」は名前のみになっているものもある。

結城紬の紬糸の使用は、古くからの原料糸の使い方が残されていると考えられる。そこには織物自体の歴史とこの地区の養蚕の歴史が深く関係していると考えられる。この項では、結城紬に手つむぎの紬糸が使い続けられた要因を検討する。

まず、本章の産業史によって、この地方では、古くは繩（あしぎぬ）と呼ばれる織物が織られていることを明らかにした。それは、当時この地区で行われていた養蚕によって得られた真綿を原料とする織物であったと推測される。

また、詳しくは、本論文本論第1章で示したことであるが、古い時代の日本国内の養蚕は、真綿を専用に採るカイコを飼育する養蚕が優勢であったと推定する。真綿はそのまま綿として使用するほか、糸につむいで織物の原料とした。この織物は多くは自給用であり、市場の商品となることは少なかったものであろう。近世になり、それが、貞享2（1685）年に中国からの絹糸の輸入が制限されたことをきっかけとし、元禄ころ（1688-1703）から各地の養蚕は京都その他の産地の原料糸生産を目的として盛んになっていった（児玉編、1965：51）。

結城地方の場合は、この時期に蚕種の養蚕を行っている。生糸を採る養蚕の場合、繭の大半は絹糸にされる。真綿にされるのは、クズ繭や大繭であって比率からすれば多くはない。しかし、蚕種の養蚕の場合には、さなぎが蛾になって出た後の「出殻繭（でがらまゆ）」が大量に出る。それを真綿にして、それから糸につむぐことができた。むしろ「出殻繭」の使い道は真綿にするしかないので、紬糸にして布に織るのは、好都合であった。近世初期の結城紬は、この蚕種生産の養蚕によって得られる真綿を原料としていたと推測する。

したがって、他の織物産地が絹糸の販売という原料産地から、自分の所で生産した絹糸を用いた商品産地への転換を試みた初期の段階で、結城にはそのような必然性はなか

ったといえよう。

しかし、享保年間（1716年から1735年）からの鬼怒川の洪水を原因とする養蚕の衰退は、紬織物にとっては原料調達の大危機であった。本章の第2節で触れたことであるが、結城側の史料から推測すると、この時期には原料の真綿を福島の本綿で補っている（本章第2節第2項）。

別の面から考察すると、この時期には各地の養蚕地帯では、絹織物産業が起り始めていた時期である。結城周辺を見ると、上野国（現群馬県）桐生では、元文3（1738）年には西陣から生産性の高い高機を移入し、綾や紗などを織り出すようになった。また、下野国（現栃木県）足利においても、室町時代から絹織物生産が行われていたが、西陣から高機を導入して宝永年間（1704年から1710年）には紗綾絹が織り出され、寛政、文化年間（1789年から1817年）には、風通、緞子、紋織縺子、模様紋織りなど、多数の絹織物が生産されるようになっていた（角山，1968：168）。

このように、周辺の養蚕地域では、それ以前の紬糸を用いた紬織物から絹糸を用いた絹織物への転換が図られていた。高機という新しい織機を買い入れ、絹織物という新しい織物を導入するには、かなりの資本が必要である。それを回収するために、組織的な生産を行う専門家の存在が重要な視点となる。

先に述べたように、結城にはこの時点では奉公人を多く雇う機屋が生まれなかった。そして、紬生産から絹糸を使った絹織物への転換も行われなかった。結城の人たちは、洪水による原料危機という時期にも、近隣の機業地とは違って、新しい絹織物への転換を試みず、自ら原料供給地を開拓することによって、結果的に従来の紬織物を保護した形になる。そのようになったのは、それ以前に原料の本綿や紬糸を扱う商人、つまり原料商が存在していたからではないかと推測する。紬織者の生産者は本綿を購入して糸をつむぎ、それで紬を織るという形態ができあがっていたために、原料の確保は織物生産者だけの問題ではなく、商人たちの問題でもあったのではないかと考える。また、本綿の不足を期とし、絹織物に転換しようという動きが起こらなかったのは専門の機屋が存在しなくて、紬の生産

## 第2章 栃木県の結城紬（栃木県小山市絹地区の織物産業）

は農業者の季節的生業要素であったためと考えられる。この近世中期から後期にかけて、各地に絹織物産地が形成された時期が手つむぎ糸としては第1の重要な時期であったといえよう。

次いで、多くの紬産地で紬織物に変化した時期は、明治後期から大正にかけてである。この期には様々な分野で近代化が行われた。結城以外の紬産地ではこの期に手つむぎの糸から絹糸や玉糸、紡績糸を使うようになる。「外の紬の産地は、近代化の波に乗って、ことごとく古い技法を捨て、絹糸や紡績糸を使い、機械化をはかった。絹糸は一反分一万円程度で、七～十日でできる。／それに比べ、手つむぎの糸は、一反分つむぐのに早い人でも四十日かかる。その手間賃は五～六万円にもなる。この差異はすべての工程に現われ、織り上がった反物の値段差は、ケタ違いになってしまう」という（加固，1989：79）。

置賜紬の中の長井紬の場合、川村吉弥は、明治42（1909）年に、紡績会社の絹織物生産に対抗するために、「大柄緋のタテ糸にはじめて玉糸を用いて織ったものを上風物として試作した。それ以後大柄物には一般的にこの方式が応用されて長井紬は一転機をむかえた」と記している（川村，1975：52）。

なお、この時期の長井紬は、1反平均で、明治36（1903）年は6円50銭、明治40年には7円、大正元（1912）年は6円28銭であった。同時期の結城紬は、1反平均で、明治36（1903）年は9円11銭、明治40年には11円15銭、大正元（1912）年は9円21銭であった。結城紬は概ね長井紬の1.5倍ぐらい高値である。さらに大正8年には結城紬は1反44円30銭と高騰する。この傾向は長井紬も同様で、1反21円99銭となっている<sup>125</sup>。この年は大幅に織物の高騰した年であったと考えられる。ここで結城紬は長井紬の2倍以上の値段となる。大正14（1925）年には、その差はさらに大きくなり、3倍近くまで拡大する。

長井紬の値段を標準的な紬の値段としてよいのかは疑問であるが、ともかく長井紬とのこのような価値の差は、結城紬がこの時代にしっかりとした商品としての地位を築いていたことの現れであると推測できる。したがって、その姿を変えて市場に対応する必要性はなかったし、そうすることは得策ではなかったと推測される。そのために、他の産地のよ

うに、糸を安価な絹糸や玉糸に替える必要がなく、手つむぎの糸のままで継続できたと考  
える。

まとめると、結城紬の手つむぎ糸の使用は、原初的には身近な原料の使用に始まり、  
身近な原料の供給がなくなった時には、産業構造を維持するためによそからの原料供給に  
よって維持されてきた。そして、近代化の波のなかで他の産地の商品と競わなければなら  
なかった時には、確固たる商品価値を持ち、他の商品よりもはるかに高い地位を持ってい  
たために、商品の基本的な姿を維持したままで継続できたことによると考える。

### 第3項 地機

地機（じばた）の使用は結城紬の特色である。「結城紬」という名称の商品には、高機を  
用いたものもあって、必ずしも結城紬すべてが地機を用いているわけではない。地機と比  
較して、高機の方が生産性は高く、角山幸洋によると、木綿織物の場合、高機の採用によ  
って製織能率は地機の3倍にもなったという（角山，1968：171）。したがって、近世中期  
から様々な織物に高機は取り入れられたが、結城の場合はひろくは普及せず、多くの場合  
は地機のまま現在まで織り続けられている。

布を織る道具の織機は、経糸を一定の間隔に平衡に保ち、それを上下に分けて、口を開  
き、その口に緯糸を通して、経糸と緯糸を組み合わせることを交互にする構造が基本的な  
ものである。そのためには開口具（経糸を上下に開く道具）、緯入れ具（緯糸を開口部に通  
す道具）、緯打ち具（経糸の間に通した緯糸を締める道具）が織機を構成するのに最低限必  
要な道具（部品）となる。さらに、経巻き具（まだ織っていない経糸を巻いておく道具、  
経糸を固定する道具にもなる）と布巻具（織り終わった布を巻いておく道具、経糸を平衡  
に保つために引っ張る道具にもなる）が付属する場合がある。この基本的な織機は、「腰機  
（こしばた）」、「原始織機」、「無機台織機」などと呼ばれる。経糸を固定するために、立木  
が使われ、経糸を平衡に張って、織り手の腰に残りの経糸の端を固定し、腰の動きで経糸

## 第2章 栃木県の結城紬（栃木県小山市絹地区の織物産業）

の張力を調整し、手元で緯糸を通すことによって布が織られる。したがって、布を織る場合には、経糸を張る一定の空間が必要だから、機織りは屋外の作業が主であったと考えられる。また、屋内で織られる場合には住居の柱を用いて、経糸を固定することで、屋外よりは経糸を短くしか張れないけれども機織り作業が可能になった。機織り作業がおこなわれない時は、織りかけの布をまとめておけば場所をとらない（三瓶，1961：4；角山，1968：29-32）。

地機は、居坐機（いざりばた）、下機（しもばた）、神代機（じんだいばた）ともいわれる。構造は、基本的な織機である腰機に土台となる機台が付いたものである（角山，1968：60）。この地機が結城紬の主力となっている織機である。

腰機に機台が付くことによって、織機は屋内に持ち込まれ、それまで屋外で行っていた機織り作業は屋内でなされるのが通常となったと考えられる（角山，1989：92-93）。それまでの腰機が作業を中断する時には、織りかけの布をまとめておけば場所をとらないのに対し、地機の場合は作業をしていない場合でも、長期にわたって作業をしない場合には分解しておくにしても、それ以外は一定の空間を占めることとなる。したがって、住居にその余裕が生まれていることが条件となる。

日本国内の地機は、中国の漢代に描かれたものとは形式を異にしているもので、単純に中国から渡来したものとは断定はできない。しかし朝鮮半島の現用の物と形式的に一致することは注目される（角山，1968：60）。

また、日本列島内でいつ頃から使用されていたのかも明確にはいうことができない。平成26（2014）年3月27日付けの読売新聞栃木版には、下野市国分寺の甲塚（かぶとづか）古墳で発見された埴輪が、「機織形埴輪（はたおりがたはにわ）」という、現在の地機に類似した機織り機で織っている女性の姿をかたどった形象埴輪であることがわかったという記事が掲載された（読売新聞社，2014）。甲塚古墳は6世紀後半と推定されているので、その時点では国内に地機が存在し、栃木県にも伝来していたことが推測される。

さて、日本列島の地機は、角山によれば、機台の構成する部品の組み立て状況から、大

きく2つの系統に分かれるという。角山は、機台がL字型に組み立てられたものを垂直型、あるいは東日本型とし、前方に付けられた足が高く、後方へ傾斜しているものを傾斜型、西日本型と分類している（角山，1989：92-93）。

結城紬の地機は東日本型に入るものであるが、標準的な形とは少し違っている。機台には足が付いて、やや全部が高く傾斜している。さらに、経糸を巻く経巻き具（千切、緒巻、男巻ともいう）を据え付ける柱が織り手側に傾斜して取り付けられている。

このような地機は、近世までは広く各地で使われていたと考えるが、高機が近世中期から民間に普及するにつれ、商品生産の間からは姿を消していったのである。現在では、地機が商品生産に使われるのは越後上布と結城紬の産地だけといってよい。

結城紬で地機が使い続けられてきたことについて、1つの理由付けは、地機が簡単で、近隣の大工に作ってもらうか、中古品を譲り受けて使っていた。原料費も含めて「農家の副業」として多くの資本が必要でなくふさわしかったというものである（結城市史編さん委員会編，1982：247）。それだけでなく、高機よりも地機の方が結城紬の生産には適した機構的性質があったのではないかと考える。

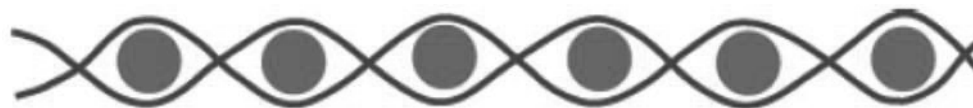
高機と地機の構造的な違いを、文献の記述<sup>126</sup>及び聞き取りや観察の結果に基づいて整理すると、以下の3点となる。まず、高機と地機の違いの第1点は、構造上の最も大きな違いであり、高機は布巻具が機台に固定され、経糸が常に一定の張力で張られていることである。緯糸を打ち込む隙間を作る（このことを「開口（かいこう）」という）ために、経糸を通した綜統（そうこう）を上下させると、経糸は上下に引かれることになり、この分が経糸の張力に加わることとなる。

それに対して、地機の場合は、下の糸だけに「かけ糸（半綜統ともいわれる）」をかけて、それを「まねき」に結びつてある。その状態では「なか筒」と呼ばれる部品によって上糸が上部に位置して開口している。下糸を開口させるには、「まねき」の反対側には、天秤のように突き出した「足ひき棒」があり、それには「足なわ」が結び付けられている。「足なわ」を引くことによって、下糸が上糸の上部になって反対の開口がおこなわれる。布巻具

## 第2章 栃木県の結城紬（栃木県小山市絹地区の織物産業）

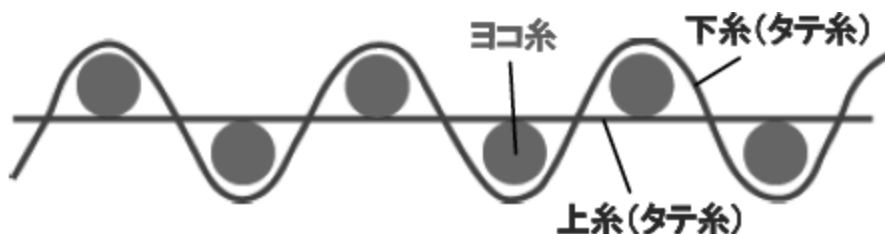
は織り手の腰にくくりつけられているので、織り手は下糸を開口させる時は、やや身体を前傾させて経糸の張力を緩める。そのために、開口時には「かけ糸」によって引き上げられる下糸にはそれほど力が加わらない。高機に比べて地機は経糸に無理な力がかからない織機であるといえる。

第2点は、高機は、開口装置としての綜統が交互に上下に引かれる構造をもっていることである。結城紬のような平織の場合、2枚の綜統が使われる。その1つは上糸だけを引き上げる。もう1つは下糸だけを引き上げる。そしてそれぞれの綜統は、一般的には「ロクロ」という滑車の役割をする部品を用いて、連動して交互に上下する構造になっている。そのために、緯糸は上下の経糸のちょうど真ん中に打ち込まれるようになっている。



出典 「結城紬特性の定量化に関する調査研究」 図6（本庄他，2015：48）

それに対して地機の場合は、下の糸だけに「かけ糸」をかけてあるので、開口した時の上糸はほぼ水平になる。そして、下糸だけが上下に動くという構造になる。したがって、上糸の上下に緯糸が乗る形になって、下糸は山の形に折れ曲がって緯糸を挟むという形になる。それで、高機で織ったものよりも布は凹凸のはげしいものとなる。

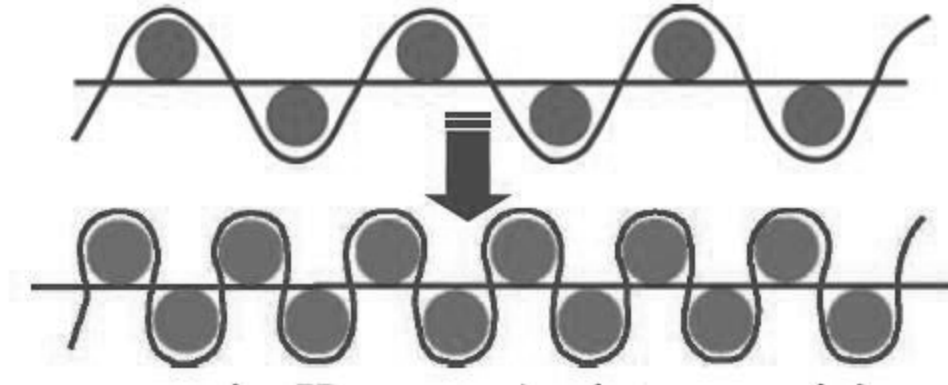


出典 「結城紬特性の定量化に関する調査研究」 図5（本庄他，2015：48）

第3点は、高機は、緯糸を打ち込むのに筵だけを用いる。それに対して、結城紬の地機



織りでは箒で打った後、刀杼（とうひ）と呼ばれる木の道具を用いてさらに打ち込む。箒だけで打ち込むよりも緯糸の密度が高まった織物となる。



出典 「結城紬特性の定量化に関する調査研究」 図7（本庄他，2015：48）

以上のように、生産性の違いに加えて、高機と地機の違いは次のように整理できる。

- 1 高機に比べて地機は経糸に無理な力がかからない織機であること
- 2 高機で織ったものよりも布は凹凸のはげしいものとなること
- 3 緯糸の密度が高まった織物となること

さて、高機が結城地方に移入されたのは、文政年間（1818年から1829年）といわれるが、近世からの結城木綿にも高機は普及しなかった。明治5（1872）年ごろになって、ようやく高機が使用されることになったが、地機が木綿織物には使われなくなったのではなかった。結城の織物商でも、地元の綿をつむいで糸にし、地機で織った結城木綿と高機で織ったものを区別している（結城市史編さん委員会編，1982：233-235）。

結城紬には、高機は使用されなかった。これは、経糸の性質に関わっていると推測される。地機の織り手に話を聞くと、「糸に寄り添う」とか「糸にやさしく」ということばを聞く。伸びやすい経糸や逆にまったく伸びない経糸を扱って、布を織る時のこつを語ったことばである。手つむぎの無撚の紬糸の性質を、科学的に解析した先行研究が見つからない

ので、数量的に示すことができないが、手つむぎの撚りのかかっている糸は極めて伸びやすい糸であると推測される。それを経糸として用いるために、結城紬では太めの糸を用いている。また、糊付けによって、糸の絡まりや伸びを制御しているのである。絹糸の場合にも糊付けはなされているが、とりわけ撚りのかかっている結城紬の糸の場合には、糊の具合が重要に成ってくると推定する。このように、無撚の紬糸を織ることは地機を使っても難しい。他の紬織物産地では、経糸を玉糸や絹糸に変更しているのも糸の値段だけでなく、高機で織りやすい糸に変えたという点もあるのではないかと考える。

前項で述べたように、各地の紬織物で経糸の変更が行われた近代初期において、結城紬は製品の質の変更は得策ではなく、無撚の手紬糸のままに継続することが選択された。その経糸で織るのに最適な織機が地機だったといえる<sup>127</sup>。

### 第4項 まとめ

真綿から、手つむいだ紬糸をよらずに経糸と緯糸に使うことと、それを地機で織り上げることは結城紬の特色である。ここまで述べてきたことはそれが古くからの技術であり、それが伝承されてきたことである。しかし、それは文化的な価値の伝承ということが主体なのではなく、産地である鬼怒川流域の地域がたどってきた歴史の中で、結城紬は無地から縞、そして縞という外観は変わってきたが、基本的な技術である手によってつむがれる紬糸を経緯に用い、地機で織るという基本的な技術は変えないまま現在に至っているということである。

その基盤になったものは、結城紬という織物が、同種のものでは常に最上位の商品価値を持っていたことにある。歴史文化的な文脈のなかで、適切な原料として選択されてきたものであるし、その原料を生かすために選択されてきた道具であった。この2つの有機的な関係が結城紬という織物を形成してきたといえる。その関係については後に考察する。

<sup>124</sup> 『結城市史』では、つむいだ糸20匁を「ひとはかり」あるいは「いちぼっち」と記しているが、一般には真綿の重さを基準にして、「ひとはかり」の真綿約94gからつむいだ糸の量が「いちぼっち」としているようである。したがって、「いちぼっち」の糸の重さは、つむぐ際に節を取り除くので約80g程度になるという（中江編，1982：100；本場結城紬・渡良瀬遊水池教材化研究員編，2014：3）。

<sup>125</sup> 『長井紬（本場米琉）の歴史』（川村，1975：278）、『結城市史』の近現代通史編及び近現代史料編（結城市史編さん委員会編，1978：617；1982：237）、『小山市史』（小山市史編さん委員会編，1981：統計118-119；1987：610）をもとにした計算値である。

<sup>126</sup> 『日本機業史』（三瓶，1961：13-19）、『日本染色発達史』（角山，1968：57-65）、「手織機（地機）の東西差 産業史の立場から」（角山，1989）、『結城紬』（中江編，1982：125-130）、『続・図説手織機の研究〔日本篇〕』（前田，1996）、「結城紬特性の定量化に関する調査研究」（本庄他，2015）を参照した。

<sup>127</sup> 結城木綿が下火になっていった時期に、木綿の製織から結城紬の製織に変更した織り手もいたと推測できる。明治初期の絹地区の史料から考えると、相当の数になっていたとも考えられる。しかし、明確にその数を推測する史料は管見の限りでは発見できない。しかし、結城木綿は明治初期までは地機で織られるのが通常であったために、織機を変更しないで移行できたと考えられる。結城紬が地機を継続して使用していたことは、この移行を円滑にする要因としても働いていたのではないかと推測する。

## 第4節 結城紬の生活史

### 第1項 はじめに

この節では、結城紬の生産に携わっている人、あるいは過去に携わっていた人の生活史を提示する。昭和20年代後半から現在までの従事者の生活を具体的に記述し、それぞれの織物業従事の生業構造を浮かび上がらせることが目的である。

この節の生活史は、語り手の記憶にあることを語っていただいたものを文字に起こした。日時や人名などについては他の記録や別の人に聞くなどして確認に努めたが、あやふやな部分も残されている。最終的には筆者が判断した内容で記した。したがって、この生活史の最終責任は筆者にあることを初めに記しておく。

### 第2項 栃木県小山市の機屋

話し手 石川好太郎（いしかわこうたろう）さん

昭和22年11月28日生まれ

石川美津子さん（いしかわみつこ）さん

昭和22年10月15日生まれ

現住所 栃木県小山市福良

聞き書きの月日 2015.7.7、2016.11.18

石川さん御夫妻は小山市福良で「機屋（はたや）」をしている。機屋は、「縞屋（しまや）」といわれる産地問屋からの注文を受け、糸を買い付け、緋を括り、染屋に出し、その糸を機にかけて織り上げて縞屋に渡すまでの仕事をする。小山市福良にもかつては多くの機屋があった。小字単位で1軒ずつぐらいあったのが福良の機屋は自分のところだけになったという。

結城紬の産地は、茨城県と栃木県の鬼怒川流域に広がっている。産地の生産者の組合は、栃木県本場結城紬織物協同組合と茨城県本場結城紬織物協同組合とに分かれているが、産

地としては同じであるという。好太郎さんは栃木県本場結城紬織物協同組合の理事長として、栃木県の33軒の織屋さんの代表を務めている<sup>128</sup>。

好太郎さんは福良出身で学校を出てから28歳まで東京でサラリーマンをしていた。コンピュータプログラマーとして働いていたが、昭和50年7月に、奥さんの美津子さんとともに福良に戻って機屋の仕事に就いた。この頃はNHKテレビの朝のドラマ「鳩子の海」の放送で、結城紬が取り上げられたことからいい時期だった。好太郎さんは叔父さんに「かすりくぶり（一般的には「拵括り（かすりくくり）」ということが多い）」を教わり、美津子さんは好太郎さんの母親に地機織りを習い、二人で織るという形で、機屋としての本格的な仕事を始めた。

美津子さんは機織りをするのははじめてだった。最初の1反は経糸が木綿糸のもので、それで織りを習った。2反目は縞の紬で、これはもう商品だったという。

現在は、お二人ともに伝統工芸士で、重要無形文化財「結城紬」の保持団体の本場結城紬技術保持会技術保持者でもある。重要無形文化財「結城紬」の指定要件は糸つむぎ・拵（かすり）くぶり・織の3工程であるので、手つむぎの糸をつかって好太郎さんが手仕事でくぶり、美津子さんが地機で織った織物は重要無形文化財と同じものということになる。

石川さんの機屋でしているのは、結城紬のいくつかの工程のうち、「かすりくぶり」、地機での「織り」の工程である。以前は京都から図案を売りに来ることがあったという。それを機屋が買って手直しをして織っていた時期もあったという。現在の機屋さんは、縞屋から織物の図案で発注を受ける。自分で織物の図案を考えることはしない。縞屋発注の図案にあわせて糸を手配し、それを手で「くぶり」、「紺屋（こうや）」という染色業者で染めて貰い、下ごしらえをして織機にかけ織り上げるということになる。下ごしらえは夫婦の共同作業だ。織機にかける直前は、経巻具（けいまきぐ）に経糸を巻く「機巻き（はたまき）」という作業である。地機は1反分の経糸しか巻かない反機がけだが、巻くのはだいたい1日の仕事である。半日で終わることもあるという。

下ごしらえをして、織りだけよそに頼むことがある。いわゆる賃機、出機（「だしばた」

や「でばた」、「つばばた」などともいう）である。石川さんのところでも、そういう織り手を何人か確保している。

糸は糸屋から買う。「入金真綿（いりきんまわた）」という袋真綿から紡いだ、撚りをかけない糸である。糸は「ポッチ」という単位で取引される。1ポッチは94グラムだという。経糸（たていと）には太めの糸、緯糸（よこいと）には細めの糸を使う。1反の結城紬には経糸が4ポッチ、緯糸が3ポッチの7ポッチぐらいが使われるという。

紬糸は湿気で伸びる。最初に訪問したときには「かすりくびり」の工程を見せていただいたが、長い廊下いっぱいには張られた緯糸は少したるんでいた。今日は湿気が多いので、緯糸の墨付け（拵をつくるために括るところに印を付けること）はダメだと好太郎さんはいう。経糸は1メートルぐらいの枠に張っているので、それほど影響を受けないから墨付けができるけれどということで、経糸の墨付けを見せていただいた。くびるのは逆に湿気があった方がやりやすい。墨付けは雨や曇りの湿気のある日はできない。糸との伸び具合との相談である。現在、福良などの旧絹村地区でかすりくびりからしている機屋は10軒あるかないかまで少なくなったということだ。

かすりくびりについて話を聞いた。くびるのは糸の本数が多いほど効率的だが、あまり多くなると染色の工程で染料が入らなくなる。結城では「たたき染め」という方法で染料を入れやすくしているのだが、それでも無理な本数になると中になった糸に染料が入らなくなって失敗する。1回でくびる糸の本数は、細い糸なら180本ぐらいまでが限度だそうだ。現実的には5反ぐらいだと効率的だが、それが同じ柄になる。綿屋さんでもそんなに同じ柄は必要ないから効率だけで仕事はできないという。

手くびりは、染色しない部分を1ヶ所ずつ木綿糸でくびる。細かな拵模様になるとそれだけくびる箇所が多くなる。時間のかかる作業である。細かなものは半年もかかるという。くびるのに半年かかれば、織りも半年かかると思えばよいそうだ。

染め上がった糸は糊付けされる。昔はフノリを使ったそうだが現在は小麦粉だ。糊の具合で織りやすさが変わる。小麦粉の分量は決まっているのだが、天気の場合で同じように

は行かない。微妙に量を加減して調整する。長年の経験に頼ってするのだがなかなか難しい。糊付けの具合が悪いと織り手に文句を言われるという。

糊の具合が悪いとうまく開口しない（上の糸と下の糸が分離しない）。織りにくくなる。糊の具合が大切と美津子さんがいう。地機の織りは身体を使う織りだ。腰につけた腰帯（こしおび）で経糸の張りを調整しながら織る。腰に力を入れて糸を張るのは箴で打ち込むときだけ、杼（ひ）で打ち込むときは張らなくてもよい。開口させるときは緩めるのですと美津子さんは説明してくれた。塩沢で地機の織りは経験したのだが、説明されるようには身体が動かない。経糸が織機に固定されている高機の場合よりも、身体を使った難しい織り方である。

美津子さんによると、昔の地機は今のものよりも小さい。今は少し大きく作ってもらっている。自分の体にあわせた方が織りやすいということである。

手紡ぎの撚りをかけていない糸は糊をつけて強度をましても切れやすい。切れてしまうと繋ぐのに時間がかかる。また、緋の縦と横を合わせなければならない。時間のかかる仕事である。1反を織り上げる時間は柄によって違う。細かな柄は多く時間がかかる。一般的に無地の反物が高機で13、4日かかるとすると、地機は40日ぐらいといわれる。3分の1の効率ということになる。

織り上がった反物は、糊がついた状態で550グラムぐらいである。湯通しをして糊を落とす。それは整理屋（せいりや）という業者に頼む。糊を落とすと1反は500グラム程度になるという。その反物は検査に回す。検査表には、糸を取った人、緋を括った人、織った人、染色をした人、意匠発注者を記名し、真綿の証明証を貼り付ける。その検査表を添付して検査員にまわす。

結城紬の検査は本場結城紬検査協同組合でおこなう。2名の検査員がおこなっているという。検査に合格したものが合格証を貼って販売することができる。不合格のものも直す専門の職人がいて、手直しをして再検査することができる。しかし、その人が廃業してしまうと不合格品はどうしようもなくなるので困るという。



## 第2章 栃木県の結城紬（栃木県小山市絹地区の織物産業）

製品になった反物は縞屋が引き取る。現金取引が慣習だったが、最近は手形決済の間屋も出てきたと好太郎さんという。この時が一番嬉しい、織り上げたという充実感もあると美津子さんという。

石川家の後継者はいない。産地全体でも織りたいという希望者はいるが、なかなか定着しない。小山にも工場ができたし、仕事する場所も多くなってきた。結城紬の仕事は出来高払いの手間賃が収入になる。しかも、時間のかかる仕事であるから経済的には引き合わないからする人が少なくなったと好太郎さんという。産地全体で後継者の育成が課題とも話してくれた。

### 第3項 栃木県小山市の糸屋

話し手	須藤燐（すとうあきら）さん
	昭和12（1937）年3月31日生まれ
	須藤つや子（すとうつやこ）さん
	昭和12（1937）年1月24日生まれ
現住所	小山市中河原
聞き書きの月日	2016.7.6

須藤家は農地を1町歩ほど持っている農家でもあった。燐さんは、本場結城紬原料商共同組合の理事長であるが、須藤家は糸を扱う糸屋でもあり、紬織物の生産を行う機屋でもある。紬の仕事をして燐さんで4代目になるという。小山市中河原は結城市の東北にあって、結城市に隣接した地域である。中河原地区は現在73戸であるが、かつてはその半分が紬の仕事をしてたと燐さんが話してくれた。

燐さんは、昭和29（1954）年、17歳の時から家の仕事をするようになった。自然にそうになったという。仕事は祖父から教わった。現在の須藤家で紬の仕事をしているのは、燐さんと奥さんのつや子さん、そして息子さんの3人である。息子さんが高校を出たときには、

ちょうどバブル期で景気もよかったという。けれども今はこういう状況なので、孫は勤めに出したという。

須藤家には通ってきて仕事をしている人が2人いる。自分で時間を決めてくるようで、こちらで何時から何時までという時間を決めているわけではないと燐さんはいう。

糸の原料の真綿は、福島県伊達市の保原から仕入れているが、綿の品質などは綿屋任せである。特に指定して注文するようなことはない。糸の確保は難しくって、自分のところで使う糸を集めるのが精一杯というところである。それでも昔なじみに頼まれて販売をするという程度だという。

糸は真綿を引く人にやって、糸引きの手間賃を払う。そうやって糸を集めて販売をするのが糸屋の仕事である。糸の単位は「ポッチ」というけれど、1ポッチは96グラム。繭の数では250個ぐらいになるかな。糸の太い物、細い物は織る布に合わせて使い分けるが、糸の太さは引く人によって違う。引く人の「手についた太さ」のようだと思う。現在、糸取りをしている人は、70代ぐらいの人が中心で、なかなか後継者がいないのが困ったことである。栃木県、茨城県の両県で糸引きの講習会をしている。茨城県は機屋の奥さんが指導者になってやっている。栃木県の場合は県の職員が指導しているという。

燐さんは、23歳の時に結婚した。奥さんのつや子さんの実家ではお母さんとお姉さんが紬を織っていたが、自分は嫁に来てからお姑さんに習って織るようになったという。織るのは柄を合わせるのが難しい。また、糸は織っているうちに切れる。「糸は切れるものだ。切れないのが不思議なんです」とつや子さんはいう。

また、糊の具合が悪いと、糸がくっついてしまって、糸の上げ下げがうまく行かない。箆打ち（箆で経糸の間におした緯糸を打って締めること）のときに切れそうで怖いという。糊は染色した色によって、吸収が微妙に違う。難しいものだともいう。

機屋としての仕事は、須藤家では燐さんが拵括りをする。奥さんのつや子さんが織りや下ごしらえをする。機屋の場合は、だいたい男が拵括り、女は織りという仕事をするのが普通である。図案は綿屋が持ってくる。昔の図案は鯨尺（くじらじゃく）で手書きで書か

れていたが、現在はコンピュータで作図している。センチ、ミリの単位だから微妙な違いがある。それが気になると燐さんはいう。

拵括りの仕事も手の仕事だから時間がかかる。それでも「100の飛び（100亀甲のまとまりが、一定の間隔を置いて配置された模様）」なら10日ぐらいで括れる。一番細かいのだと、160の亀甲ぐらいまでは括ったことがある。同じ柄は4反分まで一度に括れる。多い方が効率はいいのだけれど、同じ柄のものをそんなに多くはいらないから、普通は2反分ぐらいで括る。1反という注文もあるが、それだと同じ手間であるから効率が悪いので、手間賃を1.5倍にしているという。

以前は、紬の仕事は冬の仕事だった。中河原でも夏場は水田や養蚕をしていた。現在はそういうわけにはゆかない。紬の仕事も専門になっていって難しくなった。中河原でいとを扱っているのは自分のところだけになってしまっていると燐さんはいう。

#### 第4項 栃木県小山市の糸のつむぎ手

話し手 塚原アイ（つかはらあい）さん

昭和16（1941）年3月14日生まれ

現住所 小山市高椅

聞き書きの月日 2015.7.7 2016.11.18

塚原アイさんは、結城紬の糸をつむいでいる。様々な繊維から糸を作ることを紡績（ぼうせき）というが、それは、「紡ぐ（つむぐ）」ということばと、「績む（うむ）」ということばが合わさった熟語であり、繊維・織物産業において、原料の繊維から糸の状態にするまでの工程をいう。「紡」は寄り合わせることを意味し、「績」は引き伸ばすことを意味する漢字で、主に綿や羊毛、麻などの短繊維（最長1.5m程度のもの）の繊維を非常に長い糸にする工程をいう。紡績によって作られた綿糸などが紡績糸（スパンヤーン、ステープルヤーン）と呼ばれる。綿とポリエステルのように、複数の種類の短繊維を混ぜ合わせて紡

績することを混紡という。これに対し、長繊維の絹を蚕の繭から繰り出し、ばらばらにならないよう数本まとめて撚る工程は製糸と呼ばれる。

結城紬は、伝統的工芸品、国の重要無形文化財、ユネスコの無形文化遺産に指定、登録されているが、それらの要件は、経糸（たていと）、緯糸（よこいと）ともによりをかけていない手つむぎの糸を原料にすることとなっている。塚原さんは、その原料糸を紡ぐ技術者として、本場結城紬技術保持会の会員でもあり、伝統工芸士にも認定されている。したがって、塚原さんの紡ぐ糸は、文化的に価値のある貴重な糸である。お話は、糸を紡ぎながらしてくださった。

塚原アイさんが生まれたのは、昭和16（1941）年、日本軍がハワイの真珠湾を攻撃し、アメリカとの戦争が始まる9ヶ月前のことだった。生まれたのは旧桑村の小山市菅橋という集落である。菅橋は鬼怒川の河岸段丘上にあり、水田よりも畑の多い土地だった。水田と畑作をしている農家の一人っ子だった。畑では、落花生を作ったりしていたが、綿花を作っていた時期もあるが、養蚕はしていなかった。結城紬の仕事は、おばあちゃんが糸取りをしていた。塚原さんも中学生の時にアルバイトのようにしてやってみたが、うまくとれなかったという。

中学を卒業して、機織りがしたくて就職したのがこの塚原家だった。親戚の姉さんが機を習ったのが塚原という機屋だったので、同じだと思ったのだがそれは違う家だった。塚原の家ではお姑さんが機を織っていた。下拵え（したごしらえ）からできる人で、織りの工程は染め以外のすべてを自分でやっていた。塚原さんはお姑さんに織りを習い、機を2台並べて織っていた。最初は無地のもの、その後はよこ拵、縮みも地機で織った。

そうしているうちに、塚原家の長男が独身でいたので、見込まれて一緒になった。若いお嫁さんだった。就職したのが結婚したみたいなものだったという。夫は、土建業に勤めていて、紬の仕事はしていなかったが、休みの時には拵くくりをしていた時期もあるという。

子供ができて、機を織るのが大変になった。近所の人に糸とりをしてみないかといわれ

て、真綿を3枚もらった。それが糸とりを始めた最初である。地機は腰に回した腰帯（腰紐）に固定した布巻具（巻取）を引っ張ったり緩めたりして、経糸の張力を調節しながら織る。だから子どもがおなかの中にいるのでは体にもさわる。畑仕事も田んぼもできないので、やってみようかなと思った。もらった真綿で練習をして、糸屋さんから真綿を買って糸をとるようになった。慣れてきて腕が上がると糸屋さんが真綿を持ってきて、糸をとった手間賃を出してくれるようになる。近所には糸をとる仕事だけを専門にする人も何人かいたし、機を織るだけの人もいた。塚原さんがそうやって糸とりを始めたのは、20歳ぐらいの時だった。

子どもは4人いた。早く1人をなくして、もう1人娘さんを結婚してからなくし、今は2人の子どもさんだ。長男夫婦と同居しているが、その息子さんが学校に入るときには、先生から「お姉さんですか」といわれたそうだ。「そうです」と答えたという。

昭和41（1966）年、塚原さんが25歳の時に、旦那さんが29歳の若さでなくなった。それからは3人の子どもを抱え、お姑さんと2人で子育ての毎日だった。それまで作っていた農地もお舅さんもいなくなっていたので作る人がいない。全部よそにやって、義理の弟さんの土建会社の手伝いに行った。また、機を織りながら、農繁期には近所の農家の手伝いをした。田植えや草取り、畑の草むしりなど、お金になることはいろいろしたという。「何でもやりました」という生活だった。

昭和49（1974）年から昭和50（1975）年にかけて、NHKの朝のドラマで「鳩子の海」が放映された。そこで結城紬の間屋が、ヒロインが1時期の職場として取り上げられ、また結城紬そのものが重要な小道具になった。それで、結城紬の販売がよくなって、機屋さんはよかったということも聞いているという。「午前と午後で、値段が違うんだよ」とも聞いた。自分はその頃織っていなかったけれどという。

昭和57（1982）年に、栃木県紬織物指導所（現栃木県紬織物技術支援センター）に勤めていた人から、声がかかって、勤めるようになった。糸とりの指導と、機織りの指導と両方した。姑さんが機のことは全部できたから、それを見よう見まねで覚えた自分も、機の

べも糸とりもいろいろできたから指導所へ行くことにした。

指導所にはバイクで通った。今は非常勤の人は正規の職員に人と違って、出勤も遅くて、かえりも早いそうだが、自分の時には職員の人と同じ時間だった。近所に職員の人から、一緒に行き、帰りも一緒だった。指導所に行っているときは、家事は姑さんがしてくれた。けれども姑さんが病気になって入院したときには、看病のために病院に泊まって、そこから指導所に通ったこともあるという。姑さんが亡くなったのは、指導所へ行って4、5年たった頃だった。

指導所には7年勤めた。規則が変わって、非常勤の人は5年までということになったのだった。その後は、機を織ることもできたのだけれども、織るのは機屋さんから期限を切られるけれど、糸とりの方は期限を切られない仕事だ。できるときにすることができる。使いにも行けるし、家事をすることもできる。織るのは機に上がってしまうと、簡単にやめるわけには行かない。糸とりの方がいいかなと思ってそうすることにした。平成2(1990)年から本格的にするようになった。目もだんだん悪くなって、細かな緋あわせなどが大変になってきたこともある。

真綿から糸をつむぐには、真綿を竹筒でできたツクシという道具にかけてひく。ツクシには両側にキビガラをつける。きび団子にするモチキビだ。綿になじんで糸を引くときにはとりやすい。モチキビは、昔は実家の方では畑の土が飛ばないように、畑の境に植えていた。お茶なんかも植えていた。むこうは土が悪いというか、飛びやすかった。

糸くずを口に含んで、唾液が出やすいようにしておく。唾液を指にちよつとつけて、糸を引くときにつまんで少しひねる。真綿から引っ張ったときに、すーっと抜けるようなのはとりやすい真綿。真綿の中には「あんこ」といって、糸のとりにくいものもある。引っ張ると柔らかくてとりにくいものだ。たくさんの真綿の中には、そういうものたまには入っている。

朝は6時20分ぐらいから糸とりを始める。あまり暗いとやりにくいから。嫁さんが7時40分ぐらいに会社に行くので、そうしたら洗濯をしたりご飯を食べたりして、その後は用

事が特になければまた糸とりをする。真綿1枚とるのに、2回ぐらいしか切れないようにとる。くずを出さないように気をつけている。人によって、くずにしてしまう量は違うようだ。

午後は、あまりやらないことが多い。洗濯物を取り込んだり、用事を済ませたりで。1日真綿5枚ぐらいかな。午前中に3枚、午後から2枚ぐらいが自分のペースだと思う。何もすることがなければ、こうやって座って糸をとれば、ある程度の分量はとれる。今は、12、3日で、真綿1包み（「1秤94グラム、1本（いっぽん）」ともいう）、とり上がりで1ポッチ（紡ぎ糸の単位）になる。真綿は厚いものだと50枚ぐらいだけれど、薄いものだと62、3枚あるようだ。真綿をひとまとめとると、機屋さんに持って行く。糸にしてからおいておくと色が変わると悪いので、早く持って行く。糸をおいて、代金をもらって、次の真綿をもらってくる。

糸は太くとると早い。細ければ時間がかかる。「なるべく細く」といわれて細くしている。太い経糸は値段が安いし、細い緯糸は値段がいい。経糸のとり賃は6,000円から6,500円ぐらいかな。機屋さんによっても違う。糸をとる人は時間がかかって、手間賃は安い。昔は近所でも糸とりをやっていた人が多かったのだけれども、今はいなくなってしまった。自分よりも年寄りの人が何人かいるけれど、3人ぐらいかな。月に1ポッチとればいいぐらいの人だけれども。機屋さんでは1反分の糸をとるのは大変だから、買って織った方が早い。何軒かの糸とりの人がとった糸を合わせて織った方が早い。

糸とりの講習会も結構ある。講習会は、1回は10時から午後の3時まで、それが1年で12回。仕事にするには、習って帰るときに綿を買って行って、自分で練習して、糸の太さを平らに（均一に）できるようにする。そうしてつむいだ糸を次の講習会の時に持ってきて、見てもらう。講習会に来ただけでは忘れてしまうから、そうしなければものにならない。だから、講習会に来る人でもものになる人はそうはいない。続ける人は少ない。自分でだめだなと思うと来なくなる。パートに行けば1時間700円から800円になるから。糸とりは1,000円取るのも時間がかかるし。今は機屋さんの娘さんでも、よそに勤めに行っ



てしまう。地元の方は、みんな勤めに行ってしまう。けれども、横浜や東京から講習会に来る人もいる。京都からわざわざ来た人もいた。その人は3回ぐらい来た。横浜から来たおばあちゃんは、骨折したのをきっかけにして、糸とりを習いに来て、今では自分でとった糸を糸屋さんに送るまでになった人もいる。

中には勤めながら、糸とりを習いに来る人もいる。講習会の時には休みを取って習いに来た。その人は自分でとれるようになって、今では結構細い糸もとれるようになった。もうすぐ仕事は定年だといっている。そうやって、お金が取れるようになってくると楽しみだ。

昨日（平成28年11月17日）も中年の人が新しく入ってきた。これなら子どもが学校から帰ってきて、ただいまといったときにいてやれるといっていた。それから、いま習っておけば、後でもできるといっていた。一度身についたものは忘れないからね。

「自分で覚えていることを、人に教えるという人助けができるのはいいもんですよ。」

#### 第5項 茨城県結城市の縞屋（問屋）

話し手 奥澤武治（おくざわたけじ）さん

昭和20（1945）年9月15日生まれ

現住所 結城市結城

聞き書きの月日 2016. 11. 19

奥澤さんは結城紬の問屋である奥順株式会社の社長である。結城紬の産地では集散地問屋を「縞屋（しまや）」と呼ぶ。「縞屋」と呼ぶのは、結城紬は明治時代まで縞織物が中心であったためという。奥順株式会社は明治40（1907）年に本家の奥澤商店から分家して創業した縞屋であり、現在の奥順株式会社（以下、「奥順」と記す）は、結城紬の集散地問屋であるだけでなく、湯通し工場や結城紬のミュージアム「つむぎの館」などを併せ持つ「製造問屋」としての事業を行っている。また、「つむぎの館」にある「手緒里」は日本博物館

協会会員資格を持つ本格的な結城紬の資料館である。奥澤さんには「縞屋」の仕事内容を中心に話を伺った。

奥澤さんは大学を出て2年間は京都の間屋に勤めていた。その後には結城にもどるが、すぐに奄美大島に大島紬の生産現場の勉強のために渡った。若い頃はそのようにして各地の織物産地をみて勉強することが多かった。先代の社長はお兄さんの順さんだったが亡くなられたので、平成25（2013）年に4代目の社長になったのだ。

現在の縞屋の仕事は、結城紬のデザインを決め、緋の図案にして機屋に発注し、できあがった織物を買って取って販売するという仕事である。商品の集荷と分荷の両方を行う間屋で、生産地で集荷を担う産地間屋と、消費地で分荷を行う消費地間屋の両方の機能を持っているものである。現在の奥順の販売先は東京、京都、名古屋などである。

明治時代後半から昭和初期にかけて結城紬は縮（ちぢみ）が多くなった。8割、9割が縮ということもあった。縮には強撚糸を使う。1メートルあたり2,000も撚りをかける。そのために撚り屋（撚糸屋）が結城に38軒もあった時期があるという。栃木県佐野市には木綿の佐野縮（さのちぢみ）がある。そのような各地の縮織物を参考にして明治の中期に誕生したのが、緯糸に強撚糸を使う結城紬の縮だった。その後、昭和29（1954）年に平織で経緯に撚りをかけていない糸を使う結城紬が無形文化財に指定されたことなどにより、縮の人气がさがり、現在では幻に近いほど生産されなくなった。

昭和の初め頃に亀甲緋や十字緋が流行した。最初はそれは女物だったが、やがて男物にも使われるようになった。その後、結城では亀甲緋の細かさを競うようになり、100亀甲、200亀甲、300亀甲などというようになった。

昔から小山のものも結城のものも両方扱っている。栃木は亀甲、茨城は十字の蚊緋（かがすり）などといわれたこともあったが、それは調査したところがそうだったというだけで、偶然である。地域によって緋の違いはない。むしろ機屋さんの個性の方が強い。それを見極めて品物を発注するのが縞屋の仕事だ。機屋さんにはそれぞれに得意なことがある。その個性を見分けることが大事だと考えている。

機屋さんとか賃機とかいっても、農家の副業だった。そして、昭和30年頃は大きな農家は紬の仕事をしなかった。また、農業が嫌だから機を織っているというおばあちゃんもいた。機を織っていると農業をしなさいといわれないからだといていた。

結城紬の間屋は、販売まで含めて結城紬の総合プロデューサーだと思っている。織物の企画をし、デザインをし、図案を作成して機屋に発注する。そのために、奥順でも何人ものデザイナーを抱えている。その中には美大を出た人もいる。図案創作は、昔は手書きだったが、現在はコンピュータでしている。そこまで準備して機屋さんに発注するのだ。

織上がった製品は機屋さんが本場結城紬検査協同組合に持ち込んで検査される。不合格になる場合もあるが、それも引き取っている。織上がった反物は現金で買い取ることが慣例だった。現在は、それが難しくなった間屋もある。けれども間屋が機屋から現金で買い取るということをしている産地は極めて稀である。それが地元ではなかなかわかってもらえない。

現在の結城紬も、歴史の中の1点である。間屋が技術を残す努力をしなければならない。難しい織物は高価になって販売も難しい。そうだからといって売れそうなものばかり発注すると難しい技術が途絶えてしまう。また、機屋さんをしばって発注すると、発注の少ない機屋さんは経営が難しくなってしまう。できるだけチャレンジしようとしている人を応援したいと考えている。

## 第6項 『結城市史』に記された生活史

『結城市史』第六巻近現代通史編には、3軒の機屋の1970年代の生活史が掲載されている(結城市史編さん委員会編, 1982: 952-964)。この3軒の機屋のある結城市宮崎地区は、結城市の中心部から南東に4kmほど離れ、主要道路からも少し離れた水田に囲まれた集落である。この当時の戸数は約30戸、80%が農家である。耕地は水田が19.58ha、畑が10.70ha、戦前からの水田二毛作地域で、裏作には麦を作っていた。また、戦前からの養蚕の盛

んな地区であり、この当時でも集落内の畑地のうち、5 haが桑園であった。ほかに農閑期副業として地区の約半数の家が紬を織っていた。

宮崎地区で、23 戸の家が紬生産を行っていた時、創業時期がはっきりしている 19 戸については、江戸時代から行っていた家は 2 戸、明治期と大正期からがそれぞれ 4 戸である。戦前から紬を織り始めたのが 2 戸、戦後からが 7 戸であった。織り始めた時期が早い家ほど紬生産が経営に占める比重が重くなっており、生産する紬も高級品になっている。大正期以降に紬の生産を始めたものは、大部分が第一種兼業農家であり、生産する紬も中級品の生産が中心になっている。江戸時代からの 2 軒は、雇い人や見習い人を持ち、委託生産も行っている。その他はほとんどが家族を中心とした機織りである。

昭和 52（1977）年の生産反数は、10 反未満が 12 戸、10 反から 20 反が 4 戸、20 反から 30 反が 1 戸、30 反から 40 反が 2 戸となっている。紬生産者が経営規模を拡大しようとする時には、見習い人をとって織子を養成し、これを自立させて生産を委託する方法（賃機）である。紬生産には複雑な準備工程が必要であり、それを習得しないかぎり自立した生産者となることは難しい。準備工程には拵くりと下拵えがある。拵くりは多くは各戸の男子が従事している。宮崎地区で、家族で拵くりを行っているのは 12 戸、ほかに雇い人を加えてしているのが 1 戸、自家の拵くりだけでは間に合わず、一部をほかから購入しているのが 1 戸、拵くりを外部に委託するか購入しているのが 6 戸、一分販売しているのが 1 戸となっている。下拵え（したごしらえ）は男女を問わないが、熟練を要する仕事である。宮崎地区では大部分この過程を自家で行っている。依託を兼ねる家は 9 戸あり、41 人に依託している。

矢沢繁蔵さんの家の紬生産は、江戸時代までさかのぼることができる。繁蔵さんは明治 39（1906）年の生まれで、子どもの頃には農閑期に母親が一人で紬を織っていた。妹 2 人が成長してからは、母と妹 2 人が一緒に紬を織っていた。だいたい 11 月半ばから織り始め、4 月の半ばまで、1 人月 1 反ぐらいの割合で織っていた。無地と縞物だけを織っていた。矢沢家は明治時代から田畑 1 町 7 反を耕作する農家であり、そのうち 6 反が桑園で春

秋には養蚕を行っていた。

繁蔵さんは、昭和9（1934）年に結城市小埜（こばな）から奥さんを迎えた。奥さんは結婚前から緋を織っていたので、矢沢家も繁蔵さんの結婚を契機として緋の生産に切り替えた。この頃、繁蔵さんのお母さんは、機織りを辞め、奥さんと妹さん2人が緋を織り、繁蔵さんが緋くくりを奥さんの実家に通って習い覚えに行った。昭和32年に娘さんに婿を迎えるまで繁蔵さんが緋くくりと下拵えをしていた。戦後は紬織の見習いを1、2人ずつ入れ、家族と一緒に紬を織らせた。見習いは住み込みで3年間ぐらい修業して家に帰り独立した。独立後は大部分が矢沢家の賃機をした。昭和46（1971）年の矢沢家の紬生産を見ると、家族1人と、見習い1、2人で1、2反、5人の賃機で11反を生産している。

矢沢家では原料の紬糸を糸屋から買い入れている。昭和46年の紬糸代は673,600円となっている。紬糸は近所に頼んで糸巻きを行い、大部分は自家で緋くくりを行い、一部は外に頼んでくくってもらう。くくり終わった糸は紺屋（染屋）に出して染色してもらう。昭和46年には16,260円の糸巻き賃、61,000円の緋くくり賃、37,543円の染賃を支払っている。

反物はほとんどが買継商の依頼による。図案を与えられ、それによって生産するので、完成すると買継商の店頭を持って行って売る。昭和46年の販売高は23反で3,548,000円、最高500,000円から最低59,000円であったが、だいたいは110,000円から150,000円ぐらいであった（昭和46年は筆者が大学に入学した年であるが、国立大学の授業料は年間12,000円、私立大学が年間120,000円ぐらいであり、東京都内の間借りは1畳2,000円が相場であった）。

戦後農家の兼業化が進み、裏作の麦作がほとんどなくなった。宮崎地区では市の農林課から「麦作改善推進団地」として指定を受けて、昭和45（1970）年には地区内の農家のほとんどが加入する「宮崎麦作協業組合」が結成され、大型機械による共同耕作を始めた。その結果、それぞれの農家の労働時間は短縮された。その余裕の出た時間は紬生産にあて、家生産規模を拡大した農家が多い。矢沢家では高級品の生産に努力しながら、生産規模を

拡大した。

昭和45年以降には住み込みの見習い人はほとんど居なくなっていた。サラリーマン家庭の奥さんが1日数時間ずつ2、3ヶ月かけて見習いに通うようになった。簡単なものを2、3反織り上げると、独立した賃機となる。もちろんその後も技術指導を継続する。昭和50（1975）年の矢沢家の見習いは4人いて、月々10,000円から35,000円の手当が支払われた。年間では330,000円になっている。賃機は13人で30反生産している。個人毎の年間生産量は5反が1人、4反が1人、3反が7人、2反が2人、1反が2人であった。織賃は最低が1反18,000円、最高が250,000円となっている。多いのは60,000円から110,000円程度のものである。

矢沢家のこの年の織賃支払いは2,765,000円、紬糸代などが1,958,950円、拵くり賃が510,000円、染色料が240,000円、糸巻き賃が65,480円、紬の売上額は30反で9,498,000円であった。

秋元富夫さんの家では、約2.7haの耕地を耕作しながら紬の生産を行っている。耕作地のうち、水田1.7haと桑園40aを共同耕作し、畑約60aを自作しているが、30aは耕作していない。秋元家でも明治前期から農閑期副業として紬を織っていた。戦後は奥さんが拵くりや下拵えをしながら織子1人を雇って紬を織っていた。年間の生産量は15反ぐらいだった。

秋元家の長男が農業に従事するようになった1960年代の後半からは紬織物の生産規模を拡大した。昭和45（1970）年ごろは住み込みの見習い人も3、4人ずつ置き、2年ぐらいで一応の物が織れるようになると独立させて賃機とした。1970年代後半になると、かよいの見習い人が2人ぐらいになった。この調査当時、秋元家では家族2人に加えて、雇い人1人、見習い1人の合計4人で年間10反ぐらいを生産している。ほかに4人の賃機を抱えている。拵くりは長男と見習い人の2人で行い、下拵えは家族が随時行っている。農業経営との関係でいえば、紬生産の方が収益が大きいためどうしても共同耕作を軽視しがちで、これが最近の米作減収の主因になっている。この両立が今後の課題である。

大島明さんの家は、農地改革前は5haの耕地を所有していた。現在は協業の水田1.5haのほか水田35a、畑94aあるが、協業地以外で自作しているのは、菜園として10aだけである。菜園耕作には、組合の大型機械を借りだしてすませているので、協業組合へ出る年間750時間以外はほとんど紬生産に従事している。

大島家では明治時代から紬生産を行っていたが、ほとんど農閑期の副業として行っていた程度であった。現在見習い人5人、と賃機5人を抱えている。自家生産は年間10反程度で、大部分は賃機の生産になっている。昭和54(1979)年は賃機だけで39反を生産した。3軒の買継商と取引していて、買継商が持ってきた図案を適宜選んで生産している。注文は生産能力以上にあり、仕事が足りないということはない。自主生産はまったくなく、すべて注文生産である。長男は緋くりに専念し、明さんが下拵えその他の仕事を行っている。奥さんは自分でも紬を織るが、見習い人の指導が主な仕事になっている。紬糸は結城市内と関城町の糸屋から購入する。染色は関城町の紺屋へ頼む。麦柞協業組合設立以前には紬織はあくまで農閑期の副業として行っていたが、最近は紬生産に重点を置いた経営になっている。協業組合の参加者は大部分がこのような経営形態をとっている。

## 第7項 生活史のまとめ

本節では機屋、糸屋、糸のつむぎ手、縞屋の生活史を記した。『結城市史』の第六巻近現代通史編には原料商(糸屋)の営業活動や卸商と機屋の関係などを記した部分がある。この節の補足としてそれらをまとめておく。

原料商(糸屋)は本場結城紬原料商協同組合に加入しているが、昭和55(1980)年ごろには加入原料商は27軒であった。そのうち結城市の原料商が11軒、小山市が6軒、下館市(現筑西市)4軒、その他6軒である。昭和26年には39軒で、うち茨城県が24軒、栃木県が15軒であったから、かなり減少している。結城市の原料商の場合、2軒が紬卸商を兼業しているのだが、経営規模は1950年代に卸商が兼業として始めた糸屋を除いて、雇い



人を抱えた原料商は1軒もない。大部分が家族経営で、従事者が1、2名という規模である。このような形態は戦後ずっと変わっていない。また、ほかの仕事も兼業しているのは、先の卸商2軒のほか、2軒の兼業者がいる。しかし、ほかはすべて専業者である（結城市史編さん委員会編，1982：991）。

糸屋は真綿のままと紬糸にしたものと両方を機屋に販売する。結城市の糸屋の場合、昭和34（1959）年には福島県50%、滋賀県40%だったが、現在は真綿の90%以上を福島県保原町（現伊達市保原）から仕入れている。残りは滋賀、鳥取両県から仕入れている。保原の真綿は全生産量の6割を結城に送るといわれ、結城の糸屋は保原の真綿問屋2、3軒と取引を持っていて、年間750kgから1,500kgを仕入れるという（結城市史編さん委員会編，1982：991）。

真綿仕入れの多い糸屋は真綿のままの販売が多く、中規模の糸屋は紬糸にして販売する傾向が強い。紬糸を真綿から引くのは周辺農村の婦人によって行われる。婦人たちは糸屋から真綿を買って糸を引き、それを糸屋に売る。糸引きの婦人たちが取引する糸屋は必ずしも一定していないため、糸屋は機屋の注文に応ずる紬糸を確保するため、足繁く近隣農村を訪問して紬糸を買い入れる。糸を引くのは中年以上の婦人が多く、従来は小遣い稼ぎとして広く行われていた。先金では老年層の生活安定によって糸を引く人が少なくなり、糸屋の糸仕入れは非常に困難になっている。講習会を開催したりしているが十分な成果をあげていない（結城市史編さん委員会編，1982：992-993）。講習会については、塚原さんが具体的に語ってくれた。

糸屋から真綿を買う機屋は必ずしも一定していない。それに比較すると紬糸の販売は機屋との関係が密接で、ほぼ固定している。紬糸の供給が難しくなっていることと、高級な紬を生産する傾向が強くなってきたことが、糸屋と機屋の結びつきを強くしている要因である。場合によっては糸屋と機屋間で糸引き人の奪い合いとなる場面もあるのが現状であるが、織物の高級化によって糸屋の機能が再確認されている（結城市史編さん委員会編，1982：993）。糸の注文の仕方については石川さんの話のなかにある。経糸には太めの糸、

緯糸には細めの糸という使い方である。さらに、織るものによって、適度の太さの糸が必要なのである。

染色業者（紺屋）については本節では扱うことができなかった業種である。紺屋は、昭和27年の調査では茨城県側に14戸、栃木県側に13戸あった。昭和34（1959）年には、茨城県側には10戸、栃木県側には9戸に減少した。現在（1980年ごろ）には、紺屋の組合である本場結城紬染色工業組合員は18戸で、結城市内は4戸である。結城市内の紺屋はいずれも明治期の創業で、年間を通して営業している。雇用人を置いている紺屋は2戸あるが、いずれも2人雇用で、家族と一緒に数人で営業している。結城市以外の場合はほとんど家族だけの営業で、農繁期には休業する業者も多い。農業を兼業している紺屋も多い。最近では機屋が年間を通して機を織るようになったため、紺屋の仕事も年間を通して平均化してきた（結城市史編さん委員会編，1982：999）。

緋の模様も複雑となり、染色の技術も著しく向上している。繊維工業指導所の指導もよく行われ、業者の研究会も定期的に行われている。女物が多くなるにつれて染色も年々多彩になっている。設備の機械化も一部では行われたが、依然として手仕事を中心で、職人の経験が重視されている。機屋のくくり糸のしめ具合に合わせて染色を加減しなければならぬので、紺屋と機屋の関係は強く、固定している。紺屋は機屋の技術や特徴についても日ごろから熟知している間柄であるといわれている。戦後は化学染料による染色が一般化していて、藍を使用した染色は一部の業者によって行われているに過ぎない（結城市史編さん委員会編，1982：1000）。

この章では紬を商う商人を「買継商」、あるいは「問屋」ということばで記すことが多かったが、結城では「縞屋」と慣習的にいわれる。その仕事は奥澤さんの話のなかで説明されているが、商品の集荷と分荷の両方を行う問屋で、生産地で集荷を担う産地問屋と、消費地で分荷を行う消費地問屋の両方の機能を持っているものである。

機屋との取引も古い構造を持っている。毎朝機屋が縞屋の店頭を訪問し、店主や番頭を相手に持参した品物の売買交渉をする。交渉がまとまれば機屋は代金を受け取って帰り、

まとまらなければ後日の交渉を期して反物を持ち帰る。反物を預けて帰る者もいる。店頭での取引は午前中に終わり、午後の取引はない。戦後の機屋は縞屋から図案をもらっての注文生産が大部分となったから、交渉がまとまらなくても他店へ移って交渉することはほとんどない。高級品であるから機屋と縞屋は互いに専門家として交渉するし、相互が長い取引関係を持っているので、ほとんど短時間の交渉でまとまるといわれている。戦後は季節による価格変動も少なくなり、年間を通して安定した取引となっている（結城市史編さん委員会編，1982：1001-1002）。

機屋と縞屋の取引関係をみると、1軒の縞屋とだけ取引をするという場合が圧倒的に多い。最近の調査によると、茨城県側では1軒の縞屋とだけ取引をするという機屋が67.2%を占め、2軒との取引が28%、3軒が4.2%となっている。栃木県側では1軒が74.8%、2軒が22.4%、3軒が2.5%となっている（結城市史編さん委員会編，1982：1000）。

縞屋は機屋の技術に合わせて図案を出して注文する。このことは奥澤さんの話にあった。機屋の技術を見分けるのも縞屋の仕事なのだという。しかし、その価格については何の取り決めもせず、融資もしない。注文してから製品ができるまで長期間を要するため、市場状況の変化を予想できないばかりでなく、製品について責任を持ちかねるので、価格を予約できないと『結城市史』の筆者は記している（結城市史編さん委員会編，1982：1002）。

以上のことが本節の生活史の補足とまとめである。これらを次節の考察の材料とする。

---

<sup>128</sup> 組合員数、役職ともに平成28（2016）年度現在のものである。

## 第5節 章末考察

### 第1項 はじめに

本節では、結城紬の生産という生業活動について、2つのことについて考察する。第1点は結城紬という織物の特色が、どのような要素によって構成されているのかということである。それは、原料、技術と製品の関係性ということになる。第2点は、結城紬の生産という生業活動を、織物の生産の現場作業・肉体労働とその管理・運営という2つの部門から構成された一つの活動システムとして考えて分析し、結城紬のシステムを時系列に沿って明らかにする。

第1の課題は、結城紬は、古くからの原料を用い、古くからの道具を用いて生産されているという「文化財的価値観」を肯定しながらも、そのような生産様式が織物としての特色を生みだし、その時々で商品として高い価値を生み出していたことを示すことが目的である。

第2の課題は、結城紬の生産を一つの活動システムとして考えて分析することによって、専業と兼業、あるいは家内制と工場制、分業化というこれまでの生産システムの考え方とは違う視点から結城紬の生産をみるということである。それによって、結城紬の生産構造の特色を明確にすることが目的である。

以上のことによって、結城紬生産という手仕事産業が今日まで継続されてきた要因を明らかにするとともに、手仕事の将来へ示唆を与えるものを見出すことがこの節の最終目的である。

### 第2項 結城紬の特色と原料、道具

結城紬の特色について、パンフレットでは「結城市を中心に、茨城県と栃木県にまたがる鬼怒川沿いおよそ20kmの地域では、日本最古の織物の技法を守り、現在に伝えていきます。そうして織り上がる結城紬は、日本を代表する高級織物です。江戸時代には当時の百

科事典である「和漢三才図会」で、結城紬が最上品の紬として紹介されています。丈夫で風合いがよく、温かくて軽い着心地、歳月を経て、着込むほどに愛される紬です」といわれている（結城市産業経済部産業振興課編，2015）。

結城紬を科学的に分析したものとして、茨城県工業センターの研究報告に「結城紬特性の定量化に関する調査研究」がある。内容は、結城紬の特性を、「暖かさ」、「着心地の良さ」、「風合いの良さ」と仮定し、これらを、次のように定量化できるものに置き換えて、観察や測定の見点を決定している。

「暖かさ」→「通気性、保温性との関係」、「織りの構造と表面凸凹」

「着心地がよい」→「表面摩擦係数の推移」

「風合い」→「水分蒸発過程における伸長挙動」

試料として、結城紬、石下結城紬、大島紬を選択し、保温性、通気性、摩擦係数、水分蒸発過程における伸長挙動を測定し、表面観察を行ったものである。それによると、他産地絹織物と比較した結城紬の特性は、次の通りである。

- 1 保温性が高く、通気性が低い。
- 2 摩擦係数が高く滑りにくい。
- 3 水分率 100%の状態から乾燥までの伸長挙動をみると結城紬は試験前後の荷重変化が少ない。
- 4 100 倍に拡大した観察結果から、生地表面に  $10\mu\text{m}$  程度の短繊維が多く飛び出している。

この結果から、結城紬の特色として、「1 暖かい空気が逃げにくい織物である」、「2 摩擦係数が高く着崩れしにくい」ということが数値的に裏付けられた（本庄他，2015）。

この研究には続報があり、「結城紬特性の定量化に関する調査研究（第2報）」として報告されている。この報告では、単位面積あたりの質量、織りの構造と表面の凸凹を計量や、デジタルマイクロスコープ（ハイマックス KH-8700）で観察した。その結果の次のような計量結果を得た。

- 1 単位面積あたりの質量は、他産地絹織物と比較すると軽い。
- 2 織物断面の測定、観察結果から、表面凸凹が大きく、目の詰まった織物になる。

縦方向に平衡にカットした断面の測定結果では、結城紬の場合は、1500 $\mu$ mの間に、上下4.5本程度の緯糸が入り、山の頂上と谷の部分の高低差が最大100 $\mu$ m程度になっている。大島紬の場合は、同じ幅には3本程度の緯糸が入り、山と谷の高低差は50 $\mu$ m以下である（本庄他，2016：58）。

以上の結果によって、「暖かさ」、「着心地の良さ」、「風合いの良さ」ということが定量的に示すことができたとしている<sup>129</sup>。また、このような特性について本庄等は、地機が片口開口であることでたて上糸の上下に緯糸が打ち込まれるようになることが大きな要素であると考えている（本庄他，2015；2016）。

一方、糸の特性に関連したものに、横沢三夫等の絹織物の洗濯の効果に言及した研究がある。これは、「絹織物の曲げ変形特性Ⅱ. 絹織物の曲げ挙動に関連する伸長ひずみと洗濯の効果」という論考である（横沢他，1977）が、試料としては結城紬、大島紬（本場大島紬及び奄美大島紬）を用いている。これは経緯の糸両方に手つむぎの糸を用いた結城紬と、経緯の両方に絹糸を用いた織物の比較となっている。実験は縦横に定量の繰り返し伸長を加えた後に、洗濯を行い、その後の曲げ特性の推移を比較したものである。その結果、次のようなことがわかった。

- 1 結城紬では、伸長ひずみが繊維のからみ合いを増すと同時に、洗濯による集束効

果を解きほぐす分繊化作用を示す。また、洗濯により繊維の収縮と糸の集束効果を表し、糸の内部圧力と交錯圧力の増大を示す。

- 2 大島紬は、履歴加算で特性値が減少する。傾向を示すが、奄美大島紬は特に軟化が大きく、本場大島紬は伸長ひずみで硬化、洗濯で軟化の傾向すら示す。
- 3 糸繊度（糸の太さ）や糸密度のような幾何学的交錯条件（布の外見）にほとんど変化はなくても糸自身の集束や分繊によって、繊維同志、糸同志の摩擦効果が交錯条件に影響し、布の曲げ方、ヒステリシス特性（履歴現象、履歴効果）に関係する。
- 4 手つむぎ糸は繊維がクリンプ（波状の屈曲）をもって複雑にからみあった交錯系であり、洗濯によって残留ひずみを復元させるキャパシティーが大きい。精練絹糸は洗濯で摩擦効果を減じ疲労を早める効果をもつものと推測される。

これは、手紬糸の結城紬が「結城三代」といわれ、祖母から母へ、母から娘へ、三代を通して着ることができる丈夫さを持っている（結城市産業経済部産業振興課編，2015）といわれることを実証的に示すものである。そして、その丈夫さを作っているのが手紬糸であること科学的に証明しているのである。

以上の研究によって、結城紬は他の絹織物と比較し、「丈夫で風合いがよく、温かくて軽い着心地」というすぐれた織物であることが科学的に証明できた。それは同時に、そういう織物を生産するには、原料として無撚の手紬糸を経糸と緯糸に使い、地機で織り上げるという技法が、最も合理的なものであるということをも証明するものである。

結城紬の技法は単に古いやり方の継承ではない。すぐれた織物を生産する最も合理的な方法であることを指摘しておきたい。

### 第3項 「機屋」とはなにか

これまでの結城紬の研究の大部分は、産業構造をみる場合、「縞屋」、「機屋」、「紺屋」、



「糸屋」というものを想定して論を進めてきた。そして、場合によっては原料としての真綿の生産まで含め、「原料市場」、「結城紬産地」、「商品市場」のように分けて、生産構造を考える。また、現在の構造でそれぞれの機能を分析し、それを近代資本主義下での産業発展論に位置づけて論じていることが多い<sup>130</sup>。そのために、結城紬の生産という生業活動は、実際に布を生産する人々、すなわち「機屋」といわれる人たちと賃機の人たちを中心として論じられることとなる。場合によっては「縞屋」という問屋を流通の面から含めて論じていることもあるが、それにしても生業活動を総体としてみる立場ではない。

このような見方ではなく、序論で述べたように、結城紬の生産を一つの活動システムとして考えてみると、現在の「縞屋」が、結城紬の生産という生業システムのなかで、「管理・運営の部分」の担い手として浮かんでくる。現在の姿になる歴史的な経過を把握しないでは結城紬の生業活動の全体像は理解できないと考える。

湯澤規子は、『在来産業と家族の地域史 ライフヒストリーからみた小規模家族経営と結城紬生産』のなかで、結城紬の生産地域の歴史的展開を概観している。その際に、時代区分の視点は産業規模の変遷である。具体的にそれを示すと、次のように時代区分している（湯澤，2009 23-39）。

## I 生産地域の確立

### 1 明治大正期

#### (1) 関連業者の創業時期

#### (2) 生産量の推移

### 2 昭和戦前期まで

#### (1) 従事者の組織化

#### (2) 生産量の推移

## II 生産形態の推移と生産地帯の再編成

### 1 第二次世界大戦後

- (1) 生産量の推移
- (2) 生産形態の推移
  - i 自営機と賃機の推移
  - ii 賃機の兼業状況
  - iii 工程別の従事者の推移
- 2 専業機屋の登場と役割

湯澤は、結城紬生産を近世から概観した上で、上記のような時代区分を採用しているのであるが、その理由について、次のように述べている。

流通機構が安定し、紬生産の比重が高まり、かつ機械化への道を歩み出さなかった明治中後期が、全国的な織物生産地域における位置づけのなかで結城紬生産地帯としての独自の展開が始まる時期であったとみることができる。紬は明治初期まで全国的各地の養蚕地域で生産されていた粗末な絹織物であった。それを伝統的な生産方式を守りながら高級な織物としての地位を確立させてきた過程が明治中後期以降の結城紬生産地域のあゆみであったといつてよい。以下ではこのことに留意しながら、明治中後期以降の生産地域の歴史的展開を概観する（湯澤，2009：27）

湯澤の見解には、首肯できかねる点がある。それは、「紬は明治初期まで全国的各地の養蚕地域で生産されていた粗末な絹織物であった。それを伝統的な生産方式を守りながら高級な織物としての地位を確立させてきた過程が明治中後期以降の結城紬生産地域のあゆみであった」とする見解である。

本章の「栃木県の結城紬の産業史」で述べたように、元文の頃（1740年ごろ）には、江戸の間屋から「送り金」がきて、それで買継商たちが市日に紬を買い集め、江戸に送っていたということが史料的に裏付けられている（本章第2節第2項 結城町買継商孫十郎の

「天明五年～寛政元年紬元手入用・真綿相場覚」)。具体的な相場として、寛政2(1790)年の江戸での相場の史料があつて、結城紬は、秩父紬や信州紬の1.2倍から1.6倍高く売られているものであつた(本章第2節第2項「江戸両組問屋仲間の絹、紬相場書き上げ」)。

以上のことから、18世紀半ば以前から結城紬は商品として流通している産物であつたこと、しかも、それは他の産地のものよりも高級な織物であつたことがいえる。明治以降の結城紬産地の動きは、すでにこのような商品としての結城紬の位置づけを背景に持ったものであつて、湯澤が取り立てて明治中後期以降からを強調することには疑問がある。

さて、湯澤の論文の主題は、「小規模家族経営」ということでの「機屋」のあり方である。その意味で、専門の機屋が生まれ、機屋と賃機が分離していった時期を対象とすることは筋の通つたことであろう。それは、結城紬の生産を「機屋」を中心に考え、その周辺に原料供給者としての「糸屋」、そして販売流通の役割を担う「縞屋」という現在の構造で結城紬の生産を考える見方である。その意味で、湯澤の行った時代区分は意味をもってくると思われる。

しかし、結城地域は、この地区の産業史を概観してみても「機屋」の姿が極めて見えにくい地域である。本章第2節の「産業史」を概観すると、近隣の足利や桐生のような機業地では、近世末期までには専門の機屋が生まれている。一方、結城地方では、『結城市史』によると、「専門の機屋は第一次世界大戦後から姿を見せ始め、一九三九年(昭和十四)には四六戸であつた」としている(本章第2節第3項)。紬の生産を「機屋」という形のものから捉えようとするのは、一部分しか把握できないと考える。生産活動総体を歴史的な文脈で把握する必要がある。

そのうえで「機屋」とは何かということを見ると、明確に定義できないことに気がつく。湯澤は結城紬の工程のうち、「下拵え」と「拵くり」の工程に注目し、次のように機屋と賃機について述べている。

昭和35(1960)年以降、専門機屋が登場したことにより、自営では下拵えや拵括りが

できないために紬を織ることができなかつた者も、賃機として紬生産に従事できるようになった。以前のような農家の婦女子以外にも「サラリーマンや自由業の家庭における賃機が相当増加してきている（財団法人重要無形文化財結城紬技術保存会ほか1973:9）」状況になった。第二次世界大戦後の生産地内部におけるこのような動向は、主に農家の婦女子によって農閑期の生業として行われてきた従来の生産形態から、賃機と専業機屋における生産形態へ再編成されていく過程であろう（湯澤, 2009: 38）。

ここで述べている「下拵え」の工程とは、糸を布を織る状態にすることで、整径や箆通し、管巻きなど作業である。やり方は様々あるにしても、すべての機織りにつきものの工程である。

しかし、もう1つの「拵くり」の工程は拵織物に限られる工程である。結城の場合、本格的に拵が織られるようになるのは、第一次世界大戦あたりからである（本章第2節第3項）。『結城市史』で結城地区の専業の機屋の登場が「第一次世界大戦後」といつていることに符合することに注目したい。

本章第4節第6項には『結城市史』に記された生活史を記述しているが、その中には農家が「機屋」化してゆく過程が描かれている。3軒の機屋すべてが農地を持ち、専業の機屋というわけではない。白鷹紬の現在の機屋（工房）とよく似た形態である。とりわけ、矢沢家の場合は、昭和9（1934）年に繁蔵さんの結婚を機とし、3人の織り手で拵の生産に切り替え、繁蔵さんが拵くりを習って行うようになっている。戦後になってからは見習い人を1、2人ずつ入れて生産を行っている。このどの段階から「機屋」ということができるのかは難しい。次項では別の観点から結城紬の生産を考える。

### 第4項 生業システムの変遷

産業を「一つの活動システム」として見るという視点で、結城紬の生産を歴史的に考察

する。まず、結城紬の生産の様子が文書で確認できる最も古いものは、「天明五年～寛政元年紬元手入用・真綿相場覚」であることは、本章第2節第2項で述べた。それによると、「市日々之相場を以買取」とあるので、結城紬の買継商は結城の町に四と九の日にたつ六齋市（ろくさいいち）という1ヶ月に6回開かれる定期市で紬を買い集めていたことがわかる。この当時の生産者は農民層の婦女子と推定される。それ以上のことは文書からはわからないが、織り手は真綿あるいは紡いだ糸を買い、それを下拵えして機で織る。場合によっては縞か無地の染色を自分でするか、染色を業としている者に頼んで染めてもらって織る場合もあったと推測する。したがって、生業システムとしては現場作業・肉体労働とその管理・運営が一体の段階ともいえよう。この段階では市にたつて紬を売っていたのも婦人たちと推定する。このような形態は幕末期まで継続すると考えられる。

安政年間に絣が移入されると事情が変わってくる。絣紬の生産には絣をくくるという工程が付け加わる。先に述べたように、『結城織物史』には、慶応元（1865）年に結城町の間屋が、2名の巧みな織り手に絣を織らせてよい結果を得たと記されている。しかし、絣紬の普及には時間がかかっている。広く普及するのは大正以降であり、大正8（1919）年には結城紬の全生産量の10%程度を占めることとなる。

絣くくりを行っていたのは誰なのか問題となる。文書や史料からは確認できないが、生活史から推測すると、農家の男たちであると推定する。また、この時期の絣が十字や亀甲を全面に織り込むという、比較的単純な模様の繰り返しのものであったことで、織り上がりの製品の意匠作成は難しくはなかった。だから、絣をくくるということで織り上がりの製品の意匠も決定できた。絣紬を生産するということは、織物生産という生業システムの主要な部分に男が参入することであった。

この時期に男が紬生産に加わるということが、突然に新たな展開として起こったことではないことが推測できるものとして、生産者の紬販売の方法がある。『結城市史』には、明治38（1905）年生まれの北条きくさん（当時の無形文化財技術保有者）の話が記されている。きくさんは実家でも絣を織っていたのだが、結城市下小埜に嫁いでは姑に習って

農閑期には機織りをしていた。正月に初市といって織り上げた紬を問屋に売りに行くのだが、北条家では主人が売りに行くのが常だった。「女ではおししき（問屋との取引）の時買い叩かれる」というのが理由だった（結城市史編さん委員会編，1982：722）。また、本章第4節第7項に記したことだが、『結城市史』には問屋と機屋の取引が記されている。「毎朝機屋がこの店頭を訪問し、店主や番頭を相手に持参した反物の売買交渉をする。交渉がまとまれば機屋は代金を受け取って帰り、まとまらなければ後日の交渉を期して反物を持ち帰る」というものである（結城市史編さん委員会編，1982：1001）。このようなことから、そこにはいろいろな駆け引きが生まれる。機屋では紬を売りにいく人は男と決めていた家もあると『結城市史』には記されている（結城市史編さん委員会編，1982：475）。このようにいつの頃からかはわからないが、男が紬の販売に参入していたことが生産現場への参入を容易にした、つまり受容性を高めたと考えられる。

さらに、この大正期には結城紬に新しい製品が付け加わる。それは「縮」の生産技術の導入である。詳細は本章第2節で述べたが、大正7（1918）年ごろに全体の10%になり、昭和9（1934）年には50%を超えるようになる。

紬の生産現場では、「拵」と「縮」という新しい結城紬を加え、どのような紬を生産するのが大きな問題となったと推測される。拵くくりを男が行うことにした家では、これまで一体となっていた現場作業・肉体労働とその管理・運営が分業されることになり、紬を織るという現場作業・肉体労働の部分を女性が受け持ち、図案を決め拵をくくること、織り上がった紬を問屋に販売するという管理・運営部門を男性が受け持つという家族内分業が生業システムとして生成される。湯澤のいう結城紬生産における工程別に従事者の属性が明確に分かれること、「家族内の分業」（湯澤，2009：47）とは、このような生業システムのことである。

このような現場作業・肉体労働と管理・運営が分業した生業システムになってくると、「機屋」と呼ぶにふさわしい姿になる。拵紬の生産を取り入れた家のなかには、家族内での生産だけにとどまらず、見習い人と呼ばれる織子を住み込ませ、技術教育を行い、その

見習い人を独立させて賃機とするという形で紬生産を拡大させ、専業の機屋となることを志向した人たちもいたと推測できる。そのような専業の機屋が登場する時期が、緋の結城紬と縮の結城紬の普及時期に重なるのは偶然ではなく、この分業した生業システムが生み出したものであると推定できる。

紬生産者は、従来の現場作業・肉体労働とその管理・運営を一体とした生業システムを持つ人たちと、新しい現場作業・肉体労働とその管理・運営を一体とした生業システムを分業した人たちに分かれていたのがこの時期である。

しかし、結城紬の生産における生業システムが、現在の姿になるのには、もう一段階必要である。それは、新しい複雑な緋模様の考案を契機とする。本章第2節第3項に昭和10（1935）年ごろから、それまで男物の着物地であった結城紬が、婦人物の生産に力を入れ始め、縮紬も含めて次第に婦人物の生産が増大していったことを記した。その婦人物の生産は、問屋と紬生産者の関係を変化させている。

本章第2節第3項では、婦人物の生産増加によって、あらたに結城紬に持ち込まれた技術について述べた。それを整理すると次の2つの点になる。

- 1 染色法の多色化。
- 2 流行に合った意匠図案の創作。

上の2つを時系列に沿った工程で考えると、図案を作成し、それにあつた染色をして紬を織るということになる。したがって、結城紬に限ったことではないが、図案の創作は商品開発である。この図案創作を主として担ったのが問屋であった。昭和10年ごろから紬問屋は流行をつかみ、それにあつた図案を機屋に織ってもらった。問屋から図案を示した注文生産が多くなってゆく。この時点での結城紬の生業システムを大枠で把握すると、図案創作、つまり商品開発やそれをどの機屋に発注するかというような生産の管理・運営部門は紬問屋に移っているといえよう。管理・運営部門は「縞屋」という紬問屋が担い、現場



作業・肉体労働部門は「機屋」を中心とした紬生産者が担うという生業システムの変更が生ずる。もう少し詳しくみると、現場作業・肉体労働の部門も、図案にあった緋をくくることや図案に応じた織り手を選択して織らせるという管理・運営の部門と実際に紬を織るという現場作業・肉体労働部門が入れ子になっていると推定される。この機屋の生業システムは従来のものの変形である。そして、問屋と機屋の取引は従来形式が踏襲され、問屋は発注はするものの、それは近代的な契約関係ではなく、できあがった製品は機屋と縞屋の交渉によって値が付けられ引き取られるというものであった。その理由については本章第4節第7項に記したように、注文してから製品ができるまで長期間を要するため、市場状況の変化を予想できないばかりでなく、製品について責任を持ちかねるので、価格を予約できないと『結城市史』に記されている。

このような生業システムが、現在の結城紬生産の生業システムである。奥澤武治さんが「結城紬の問屋は、販売まで含めて結城紬の総合プロデューサーだと思っている」というのは「管理・運営部門を縞屋が担っている」ということの現れである。また、石川さんや須藤さんのように「機屋」では、図案を問屋から示され、自家で緋をくくり、下拵えをし、それを自家で織ったり賃機に割り振ったりしている。そして、織り上がった紬は問屋に販売する。この構造は、現場作業・肉体労働部門がさらに管理・運営部門と現場作業・肉体労働部門に分業されていることを示している。現在の機屋は、専業であるか兼業であるかは大きな問題ではない。湯澤が指摘するように、この緋くくりと下拵えが問題である。それができることが問屋と直接的に取引ができる条件となるからである。したがって、家族内で現場作業の管理・運営部門を担うことができる人間がいない場合には、「賃機」という形で現場作業・肉体労働の部門のみを担うことになるのである。

以上の機屋と賃機の変遷を1つの家族で把握したものが、本章第4節第6項の『結城市史』に記された生活史である。また、このような機屋の生業システムに留意してみると、しばしば参照している湯澤規子の『在来産業と家族の地域史 ライフヒストリーからみた小規模家族経営と結城紬生産』（湯澤，2009）の第IV章と第V章は、この現在の生業システ

ムのなかで、「機屋」と「賃機」を行き来している生活が、詳細なデータの裏付けによって描かれた生活誌とみることができる。しかし、それは早くとも昭和10（1935）年代から現在という限られた時間帯で、高度に発達して行く資本主義経済社会へ結城紬生産という生業が適応した1つの断面でしかないとはいえる。その断面だけで結城紬の生産とそれを支えてきた地域は総体として把握できないと考える。

## 第5項 まとめ

結城紬の生産については、対象とした小山市絹地区も結城市と並んで主要な産地となっており、またそのあゆみもほぼ同一の歩調であることがわかった。結城紬は茨城県結城市の産物という先入観は捨てなければならない。むしろ、茨城県と栃木県にまたがって、鬼怒川西岸の地域を主産地とする織物であるというのが正確な見方であることが裏付けられた（本章第2節）。

そして、それは、その地域で発達した養蚕によって得られる紬糸を原料にして始められ、地域の産物と深く結びついている。けれども歴史的経過のなかでは、自然災害などにより原料の供給を他地域に求めなければならなくなり、その取引によって他地域の産物とも結びついている生業であることも明確になった（本章第2節）。

織物の特色としては一般的に、「丈夫で風合いがよく、温かくて軽い着心地」といわれるが、それは科学的な分析研究によっても裏付けられるものであった。そして、それを生みだしているのが原料である無撚の手紬糸であり、それを織り上げる道具としての地機である。これらの原料や道具の使用は、単に伝統的な原料や道具、技術の保存ではなく、質の用意織物を生産するための合理的な選択であったといえる（本章第5節）。

産業史や生活史によって浮きぼりにされた生業の姿は、極めて複雑な生業システムの変遷過程である。それは、縞や無地の紬から縞の紬へという結城紬の製品の変遷過程と同調する。縞技術の移入が生業システムを変更する。そして、紬の生産者を「機屋」と賃機に

分業し、「機屋」という生産者を登場させる源になっている（本章第5節）。

以上のことが結城紬の生産という生業に関して明らかにできたことである。

最後に、結城紬を結城紬として成り立たせている「無撚の手紬糸」について言及したい。

これまでの結城紬に関する研究などでは、糸については取り上げられることが少ないものである。しかし、先に述べたように結城紬の特色となるものであり、結城紬の織物としての性格を決定する主要な要因となっているものである。

真綿から手で糸を紡ぎ出す仕事は、塚原さんの話にあるように、極めて根気のいる仕事であり、上質の糸を紡ぎ出すには、経験と技量が要求される仕事である。しかし、それを専業の生業とするには、工賃の点で難しい。それをどのような形で解決して、継続的な糸のつむぎ手を確保して行くのかということが最も大きな課題であろう。結城紬は緋でなくて縞でも無地であっても結城紬であるが、無撚の手紬糸でなければ違う織物となってしまう。糸の重要性がさらに認識されるべきである。

以上のように考えると、現在の縞屋の役割は大きい。将来について着物地の市場拡大が期待できず、生産者の高齢化や後継者の不足によって、生産規模はさらに縮小して行くことが予想される。結城紬生産の管理・運営部門を担うものとして、全体を見通しながら仕事をして行くことが望まれるのは、生業システムによって明らかに示されていると考える。

---

<sup>129</sup> 感性工学の方向からは、金子優等によってこのような特性を定量的に示すとともに、人の感覚的評価をデータ化して示す研究も行われている（金子他，2014；佐々木他，2017）。

<sup>130</sup> 川崎敏「結城機業の農村工業地帯」（川崎，1960）、「結城機業の地域的集積」（川崎，1961）、須山聡他「結城紬産地の地域的特性」（須山他，1996）など。

### まとめ（織物産業からみた絹地区）

栃木県小山市絹地区の大部分は、鬼怒川の河岸段丘下に広がる低地である。水田にできない部分は、台地間を流れる小河川沿いの低湿地であり、他は畑地として利用するほかなく、開発が遅れた地域であった。

畑地ではさまざまな作物が栽培されたが、養蚕も古くからおこなわれていた地域と推測される。また、それを背景として、紬織物が織られ、遅くとも近世初期には全国的に名を知られるようになっていたと考えられる。さらに、近世になると、それまで利用できないでいた低湿地地域で桑園が開かれることにより、蚕種養蚕が盛んになった。近世の中頃の鬼怒川の洪水によって壊滅的な打撃を受けるまで、この地区は、「結城種」の産地として全国に知られる地域であった。

元禄 10（1697）年に下総国結城郡から切り離され、下野国都賀郡に編入されたと推測されるが、以降も、継続して結城との関係が継続され、絹地区で生産された結城紬は、結城に運ばれて売りさばかれていた。したがって、政治的、あるいは行政的には別々になっても、生活の上では、結城市との関係は深く、その周辺の集落として考えてよい土地である。

結城紬の生産に関して、立地論的に考えると、結城市周辺の紬生産地域は、養蚕を基盤とした原料生産地に立地した生産地として発生していると推測される。近世に入ってから盛んに取引されるようになったと考えられる。その取引の形態は、近世においては市で売られ、それを買継商が買い取って問屋に卸すという形態になっている（本章第 2 節第 2 項）。

つまり、結城という街場に流通関係の商人がいて、その周辺の絹地区のような農村地域に生産者がいるという構造になっている。しかし、この構造はいわゆる「問屋制家内工業」とは異なる形態であり、生産者は自己の裁量で織物を生産し、問屋や買継商を選択して販売するという形である。また、専門の機屋の発生は第 1 次世界大戦以降と考えられているが、それによって機屋以外の生産者が賃機化したというわけではない。機屋には何人かの住み込みの見習いをおいていたが、それは織り手として一人前になるまでの期間に限られていた。また、機屋や独立した織り手は、織り上がった織物を問屋に持ち込み、売値の交

渉をして販売するという形であった。したがって、これも生産者が問屋に従属するという「問屋制家内工業」とは異なった形である。現在は、機屋が生産の中心になり、家族労働と何人かの賃機を抱える形が多くなっている。しかし、それも問屋が織物図案で発注するが、機屋が糸の手配から製織工程の一切を仕切り、織り上がった織物を問屋に販売するという結城独特の形態になっている。

このような形態が継続されたのは、結城紬の生産が農業の農閑期の生業要素の1つであり、資本的に企業規模を拡大することが難しいという理由が当然考えられることである。このような理由は、織物生産という単一の生業要素の範疇で考えると十分に成立するものとする。しかし、織物生産を生業要素の1つとして、結城紬生産地の生業総体から考えると、むしろ、このような産業形態が残された要因を考察する方がより実態に即しているとする。そこで、結城という街場と周辺の結城紬生産地との関係性と他の生業要素との関係性について考察することとする。

まず、生産品の流通過程での関係性を考えると、先に述べたように、生産者は結城の買継商や問屋に販売するという形になっている。これは、前章の白鷹紬の場合と類似した形である。しかも、その取引は慣習的に原則として現金取引である<sup>131</sup>。したがって、生産者は消費地での販売までを考えずにすんでいる。絹地区などの生産者は、流通に関してはその結城の業者に依存する形になっている。

このような形は、多くの織物産地に見られる形である。したがって、一般的な産地形成の形と同様に、結城を中心にし、周辺の紬生産地域の村々を含めた「結城紬生産地」が形成されていると考えてよいだろう。また、結城の問屋（縞屋）は、生産品の集荷と、販売先に分荷を行う2つの機能を持つ問屋となっていて、結城紬全体の生産にきわめて大きな役割を担っている特異な形である。このことは、絹地区を含めた結城紬産地の大きな特色となっている。

さらに、他の生業要素との関係について考えると、結城紬産地は、かつての木綿織物の「結城縞」の産地とも重なっている。この木綿織物の生産は、先に述べた近世の鬼怒川洪

水によってこの地域の養蚕が打撃を受けたころ、河岸段丘上では綿花の栽培や藍の栽培もおこなわれ、その産物を基にして木綿の織物である「結城縞」の生産も盛んになったものである。この木綿織物の生産は、明治期になると海外の輸入品に押されて、衰退するが、それまでは「結城縞」の名称は全国的に広く知られ、足利周辺で織られた木綿織物を「足利結城縞」という名称で販売するほどであった（結城市史編さん委員会編，1983：434-439）。

この結城縞は、後には高機でも織られるようになるが、当初は結城紬と同様に地機で織られるものであった。したがって、結城紬の生産者は、原料の紬糸が不足する時期には結城縞を織っていたし、また、問屋も結城縞も扱っていたと考えられる。

さらに、結城縞に用いられた藍染めには、この地区の畑地で生産された藍玉を使用していた。藍玉生産農家では、自家生産の藍玉を用いて染色を業とするものも生まれる。生産地での染屋が起こるのもこのような藍の生産と染色の需要の発生が関係していると推測される。

明治以降の木綿布の輸入拡大により、結城縞が衰退した時には、生産効率のよい高機での産地が生産量の高さのために遅くまで残ることができたと推測できる。一方、地機の産地は、単品での収益性の高い結城紬に特化して行ったと考えられる。本章第1節第3項で示した明治26（1893）年から明治32（1899）年の絹地区（絹村）の木綿織物の生産量の変化は、その事情を裏付けるものと考えられる。

生産量にかかわる関係性は以上であるが、製品についてもこの木綿織物は大きな影響を与えている。結城紬は緋が採用される以前は縞の織物が主であった。これは結城縞の影響を受けたものである。また、縞や緋の染色には藍が主として用いられていた。これは結城縞の場合も同様である。したがって、染屋は結城縞の糸の染色と結城紬の糸の染色の両方を請け負うことができた。そのことが、染屋の仕事が継続できた1つの要因と考えられる。

さらに、統計資料を基にして、これらの生産地では、機織りと農耕の割合を変化させながら継続していたという指摘がある。経済不況のため結城紬の価格が下落すると、生産者は農耕生産に力を入れ、結城紬の生産は減少する。また、農産物が不作になると結城紬の



生産に力を入れて、生産量が増加する。また、契機が好況になると織物生産に力を入れ、生産量が増加するという傾向が見られる。矢部は農業の副業であったこと（生業要素の1つであったこと）が、生産量の調整を可能にし、結城織物業の景気動向の調節弁の働きを担っていたと指摘している（矢部、1986：22）。このことも結城産地の大きな特色といえよう。

以上のようなことにより、結城周辺では農業という複合的な生業の1つの要素として、結城紬生産が継続できたと考えられる。

結城産地と他の地区との関係性で、もう1つ結城紬に大きな影響を与えたと考えられるものは、結城紬の原料となる真綿の産地福島伊達郡保原との関係である。この関係性は、享保年間や寛保年間に起こった鬼怒川の大洪水を契機としている。この洪水以前は、結城周辺地域の蚕種は、「結城種」という名称で全国的に知られるようになっていた。しかし、それが洪水のために桑園が流され、大きな打撃をうけた。結城紬の糸を作る真綿が不足する。その危機は、福島伊達郡保原などからの真綿の移入によって回避され、以降は、結城紬の生産は福島などからの真綿の移入によって維持されることになる。原料産地とそれを用いた商品産地の関係が生まれたことになる。

奥州の伊達郡、信夫郡が蚕種産地になったことには、結城の蚕種商人が関わっているとの見解も出されている。それは伊達郡の調査によって確認できたことで、文献史的な裏付けとのことであるが、後の取引関係も考慮すると、一概に否定できないものと考えられる。真綿の取引関係にかかわって、このようないわば精神的ともいえるべき関係性も付随されているといえよう。

現在の結城紬生産地は、以上のような土地の関係性の上に成り立っている。その上で、現在の生産形態が社会文化的な環境に適応してきたといえよう。

絹地区は、行政上は異なった地域でありながら、これまでの歴史の中では、結城紬生産地の一員として、結城市との関係性が深い土地であった。絹地区の生活が変化し、結城紬の生産ということが生活の中に占める割合が次第に薄れている現状を考えると、その関係



性はどのように変化してゆくのであろうか。小山市市街部よりも結城市の方が距離的に近いことなどにより、結城紬の生産とは別の関係性が構築され、継続した関係性を保ってゆくのか、あるいは、所属している小山市との関係性を構築してゆくのか、今後のあり方は課題となることであろうと推測される。

---

<sup>131</sup> 本章第4節第2項、第5項

### 第3章 越後上布（新潟県南魚沼市の織物産業）

#### はじめに

本章は、新潟県南魚沼市に居住する人たちの生活を、越後上布の生産という生業の視点から記述した生活誌である。地域としては南魚沼市塩沢を中心に記述するが、その周辺地域を含めて取材した。その取材で得た資料の他に、文献探索の結果で得た資料検討も行い、次のような構成で記述した。

第1節 南魚沼市塩沢という土地（土地に関する記述）

第2節 越後上布の産業史（生業の歴史に関する記述）

第3節 越後上布の技術誌（生業の技術に関する記述）

第4節 従事者の生活史（生業に携わった、あるいは現に携わっている人々の生活史）

第5節 章末考察（考察とまとめ）

本章は、本論文の事例研究の一部をなすものであるが、このような構成とすることで、単独で完結した「生活誌」とすることを目的とした。またそれは同時に、南魚沼市という地域を、越後上布の生産という生業の視点から塩沢地区を中心にして見た地域研究とすることを試みたものでもある。

## 第1節 南魚沼市塩沢という土地

### 第1項 はじめに

新潟県南魚沼市は、平成16(2004)年11月に南魚沼郡六日町と大和町が合併し、南魚沼市ができた後、平成17(2005)年10月には、南魚沼郡塩沢町も加え、現在の領域になったものである。市域は584.55km<sup>2</sup>、平成17(2005)年の人口は63,329人、平成27(2015)年の人口は58,568人であり、新潟県では9番目の人口の市である(南魚沼市役所企画情報課編, 2006: 5; 南魚沼市企画政策課編, 2017: 2-6)。

南魚沼市は、新潟県の中越地方に位置し、東部は群馬県利根郡みなかみ町に接している。また、市の南西から北東の方角に魚野川が貫流し、北東に開けた盆地(魚沼盆地または六日町盆地)の地形になっている。魚野川に平行して、かつての三国街道である国道17号線、関越自動車道が走っている。また、上越線、上越新幹線が市内を通っていて、歴史的にも現在も新潟と関東方面を結ぶ交通の要所である。

三国街道は、古くからの街道として知られ、南魚沼市域には、関宿、塩沢宿、六日町宿、五日町宿、浦佐宿がおかれていた。この街道は、関東と越後を結ぶ最短距離の街道である。そのために、室町、戦国期には戦略上の拠点となり、近世には越後諸大名の参勤交代路として利用されていた。また、魚野川も、室町時代の中期ごろから舟運が始められ、江戸時代初期には年貢米の運搬に利用され始めた。その後、商人の荷物や旅客まで運ぶようになり、陸路の交通が盛んになるとともに、川舟の利用も増加して発展した。大正末期になって、上越線の開通により衰退するまで流通の動脈として利用されつづけた(南魚沼市役所企画情報課編, 2006: 8)。

南魚沼は温帯北部の冷温帯気候の地域に属し、夏は高温で、冬はかなり寒く、四季の変化が非常にはっきり現れる(塩沢町, 2002: 4)。また、豪雪地帯でもあり、昭和55(1980)年から平成27(2016)年では、最大積雪が3mを超えた年が3回あり、昭和56(1981)年1月15日には、市内城内中学校で380cmの積雪を記録している(南魚沼市企画政策課編, 2017: 4)。

産業構造としては、昭和45（1970）年の国勢調査時の各産業人口の比率は、第1次産業が48.9%、第2次産業が24.5%、第3次産業が26.6%となっていて、農業が中心となる産業構造であった。その後、第1次産業の比率が次第に低下し、平成2（1990）年には12.3%となる。第2次産業、第3次産業は同じような比率で増加し続け、それぞれ、41.9%、45.8%となっている。第1次産業はその後も平成12（2000）年まで減少し、3,280人、10.0%となったがその後少し持ち直し、平成17（2005）年には、4,060人、12.6%、平成22（2010）年には、3,668人、12.0%となっている（南魚沼市企画政策課編，2017：8）。同時期の全国平均は、3.7%、山形県西置賜郡白鷹町は10.9%であるので、農業人口が比較的保たれている地域といえよう。

また、平成22年の第2次産業は29.6%、第3次産業は58.3%となっていて、全国平均がそれぞれ、25.2%、70.6%であるので、第2次産業従事者は全国平均に近づいている。また、新潟県全体の1次産業従事者は6.1%で、市部と郡部では、市部（20市）が5.9%、郡部（6町4村）が11.6%であるので、南魚沼は数字としては郡部に近い数値である。さらに、3次産業比率についても、県全体では62.7%、市部が62.9%、郡部が57.7%であり、南魚沼市は58.3%である<sup>132</sup>。以上のことから産業構造としては、南魚沼市は、市域であるが、郡部に近い産業構造を持った地域であるといえよう。

#### 第2項 有史以前、古代の塩沢

魚沼地域の古い時代を知る手がかりとして、小千谷市の真人原遺跡や津南町の道下遺跡があげられる。これらからは「尖頭器」と呼ばれる石器が出土し、3万年以上前から始まるとされる旧石器時代後期には、この地域に人類が居住していた痕跡がある。この時期は、南魚沼市西方の栴形山の崩落によって魚野川がせき止められ、南魚沼市六日町から塩沢にかけては沼地が形成されていた。六日町の地表下28mから34mに堆積している泥炭層の放射性炭素年代測定によると、この泥炭層は1万7000年以上前のものとされていて、こ

の沼地の南部に当たると考えられる塩沢周辺には、沼地に集まる動物を狩猟対象とする旧石器時代の遺跡が形成されている可能性がある。塩沢周辺の旧石器時代遺物は塩沢十二木遺跡、六日町上ノ原遺跡、南魚沼郡湯沢町の岩原遺跡や大刈野遺跡などがある。いずれの遺跡も背後に丘陵の尾根を控える地形で、標高 300mから 500mという地点に位置していて、確認できた石器群は数少なく、活動痕跡は希薄であり、ワークキャンプ的な遺跡と考えられる。定住したベースキャンプ的な遺跡は魚野川の支流がその後に形成した扇状地形に覆い隠されている可能性も否定できない。また、旧石器から縄文時代への橋渡しの時期の遺跡としては、塩沢地区姥島の原遺跡から「神子柴系石器群(みこしばけいせっきぐん)」に属する石器が発見されており、さらに日本最古の土器群に数えられる無文土器片も出土している(塩沢町編, 2002: 552-559)。

縄文期になると、飯土山(いいじさん)北西麓に位置する姥島新田や舞子などの山野に多くの遺跡が点在する。そのなかでも五丁歩遺跡や原遺跡は全国的にも著名な集落遺跡である。縄文前期(6000年前から5000年前)には、塩沢地区のいたるところに小規模な活動痕跡が確認され、五丁歩遺跡では竪穴住居が円形広場を囲み環状に配置された環状集落構造が見られる。縄文中期(5000年前から4000年前)には姥島新田の原遺跡からも火焰型土器が発掘され、この地区と、火炎型土器の出土が集中する信濃川流域との文化的関係が推測される。また、この期の後半になると舞子の万條寺林遺跡からは複式炉を持つ住居跡が発掘され、東北地方南部との文化的関係も推測される。縄文後期(4000年前から3000年前)は現在の気候よりも冷涼化する。その気候変動のためなのか全国的に遺跡の数が減少する。塩沢地域でも全国的な傾向に同調するが、原遺跡と大沢の八竜原遺跡では大きな集落が営まれていた。漁撈用のおもりと推定される石錘が多量に出土し、土器は黒くてすべすべし薄手のものになる。竪穴住居の他に大規模な高床建物が出現する。土器や高床倉庫などは大陸との交渉が背景にあるといわれている。縄文晩期(3000年前から2300年前)になると前半は縄文後期からの冷涼化がピークを迎え、それ以降は現在の気候に近づく。集落は再編成され、一般的に低地に立地する傾向がある。しかし、塩沢地域にはこの時期

の遺跡は1箇所も確認できない。この時期以降に鎌倉沢川扇状地が大きく発達し、その下に大規模な縄文晩期集落が埋没していると推定される。以上の遺跡から、塩沢地区では人が居住するようになったのは縄文前期以降であると考えられる（塩沢町編，2002：560-565）。

この時期の生業としては狩猟・採集が主である。狩猟の対象となったのは、イノシシ、シカが多く、遺跡から出土する獣骨の中心を占めている。他には、クマ、カモシカ、ノウサギ、サルなども食料になっていた。川からはマスやサケ、その他の魚類が得られた。出土する石錘は網に用いられたものと推測されるが、釣り用のおもりと考えられるものもある。また、捕獲用具のウケ（筥）も青田遺跡から出土しており、多様な漁法が使用されていたと考えられる。他には、クルミ、クリやトチの実などの堅果類も採集され利用されていたと考えられる。農耕についてはイネやヒエなどの穀物、ヒョウタンやエゴマ、山芋などの根菜類、クリなどの堅果類などが想定されるが、花粉分析などデータが少なく決定的なことはいえない（塩沢町編，2002：580-587）。

弥生時代は、塩沢を含む魚沼地方では大きく3段階に発展したと考えられ、第1期は縄文文化を引きずりながら形成した弥生中期・栗林式の段階、第2期は確実に水稻栽培が伝播し、穂刈り用の石器が出現した中期・栗林式から後期後半の百瀬段階である。第3期は方形周溝墓が一般化し、大きく墓制に変化があり、土器組成を含めて北陸地方と大きな違いのない後期後半の法仏式成立から古墳時代である。この時代の遺跡は、塩沢地区大江作遺跡、清長寺遺跡、来清東遺跡、来清西遺跡のように鎌倉沢川の扇状地先端に集落遺跡が発見されている。しかし、それは本格的な弥生集落遺跡とはいえず、その縁辺部といえるものであり、詳細な解明は今後の課題になっている。これらの遺跡から出土する土器は、北信地域のものと同様のもの他、東北地方のものと同様のものも含まれ、弥生文化と縄文文化の混在している様相を示している。新潟市西蒲区巻の御井戸遺跡からはコメのほかに堅果類、獣類、魚類などが発見され、その中でもトチの出土量が圧倒的であることから、この時代になっても食物の主体は堅果類であったと考えられる（塩沢町編，

2002: 592-602)。

弥生時代中期には西日本で争乱が起り、2世紀になると越後地方も争乱に巻き込まれて、中小規模の高地性集落や環濠集落が消滅する。しかし、長岡市横山遺跡のような大規模な集落は存在し続けたと考えられる。これらはやがて統合され、各地方に小さな権力の集団、クニが成立したと考えられる。やがてそれは西日本ではより大きな地域の統合として大和王権に収斂され、次第に全国へ影響を及ぼすようになる。4世紀前半には越後まで影響が及んできたと考えられ、4世紀中頃には古墳が作られるようになってきた。魚野川流域は新潟県でも屈指の古墳集中地域である。南魚沼市域にも六日町の飯綱山古墳群を初めとして、5世紀から6世紀にかけて多くの古墳が作られ、塩沢地区にも古里古墳群と南山古墳群の2つの古墳群が存在している。これらの古墳を築いた人たちの集落遺跡は、塩沢地域からは発見できていないが、集落跡があると考えられる低地の水辺付近が度々の洪水で埋もれてしまったためと考えられる。(塩沢町編, 2002: 604-623)。

魚沼の地名は延長5(927)年の「延喜式」に見られるが、この「魚沼郡」の郡域は明確にしがたい。また、10世紀前半ごろに成立した「和名類聚抄」には、魚沼郡には賀禰(「かね」あるいは「かみ」、那珂(なか)、刺上(やぶかみ)、千屋(ちや)の四郷があり、5,000人程度の人口であったと推測されている。その中の「賀禰」が湯沢町から塩沢地区の一部にかけての地域であると推測されている(塩沢町編, 1997: 198-199)。

この期の南魚沼市域の建物や集落遺跡としては、六日町地区の長表遺跡の金屋(かなや)遺跡<sup>133</sup>など多くはない。金屋遺跡は、大きく9世紀前半から10世紀初頭の前半期と10世紀末から11世紀初頭の後半期の2つの時期に営まれた集落と考えられ、掘立柱建物と竪穴住居の家がある。掘立柱建物は、比較的大型のものが2棟、小規模なものが3棟発見されている。竪穴住居は5㎡から15㎡以上のものまで9棟発見されている。これらの建物群は、それぞれに時期に3、4のまとまりに分けられ、1つの群は掘立柱建物と竪穴住居から成り立っていたと考えられている(塩沢町編, 1997: 204-205)。

「延喜式」に記載されているいわゆる式内社としては、魚沼郡には5社が記されている



が、現存する神社名と同様なのは、大前神社と川口神社だけであり、それぞれ南魚沼市の大和地区大崎の大前神社、長岡市川口の川合神社が比定されている。その他の神社については、いくつかの候補があり、確定はされていない。（塩沢町編，2002：662-6）。

以上、ここまでの時代としては資料に乏しく、まだまだ明らかにされていないことの多い時代といえるが、それどもそれぞれに時期において人々の生活の痕跡は残されているといえよう。

#### 第3項 中世の塩沢

兵部卿平信範が記した『兵範記』<sup>134</sup>には、保元元（1156）年に起こった保元の乱に関わって、没収された平正弘の所領の記録がある。そこには伊勢国4箇所、信濃国4箇所、越後国1箇所が記載されているが、越後国1箇所は「魚沼郡殖田村」と記されている。この殖田村は旧南魚沼郡上田村（現在の南魚沼市長崎地区など）と推定される。したがって、保元以前には、この地域のある部分は平正弘が所領していたことになるが、それはいつからのことかはっきりしない。この時没収された殖田村は、「後院領」として、皇室領として伝領されて行くことになる（塩沢町編，2002：677）。

また、『吾妻鏡』の文治2（1186）年2月の稿に所載されている「関東御知行国々内乃貢未済庄々注文」には、「上田荘」が登場している。これは上田荘をはじめとして越後国内には年貢未納の荘園が多く存在していて、後白河法皇が鎌倉幕府にそれたに年貢納入の督促をするように命じた文書である。上田荘は「院御領 預所備中前司信忠」と記されていて、この当時は後白河上皇の所領となっていたことがわかる。また、「備中前司信忠」は大江信忠と考えられる。また、元弘3（1333）年から建武2（1335）年の頃と推定される「比志島文書」には足利尊氏領の1つとして「上田庄」が記載されており、おそらくこの地域は鎌倉幕府滅亡前後には足利尊氏領であったと推測される（塩沢町編，2002：678）。

建武の中興の後（元弘3年以降）には、新田義貞及びその子の義顕が越後の守護職にな

ったといわれ、特に魚沼地方はその一族の根拠地であつたらしいが、地元には裏付ける文書は存在していない（細矢他監修，1983：11）。

また、元弘元（1331）年の元弘の乱から始まる南北朝の争乱は越後地方にも波及し、足利方と新田方に分かれての争乱が続く。新田方は次第に足利方に押されて、正平7/文和元（1352）年に武蔵国小手指原の戦いで敗れ、魚沼郡に退却してきた。そして正平9/文和3（1354）年に新田方は魚沼市の宇賀地城攻めで敗北し、以降は次第に南魚沼地域でも勢力を失って行く。そして、正平18/貞治2（1363）年には山内（やまのうち）上杉氏の憲頭が鎌倉公方足利基氏のもとで関東管領に就任した。また、上杉憲頭は14世紀の半ばごろには越後守護職にも就くこととなる。さらに憲頭の後の越後守護職は末子の憲栄が受け継ぐこととなる。以降は憲栄の一族が越後守護職を継承することになり、この憲栄の系統を越後上杉氏と称している。このようにして、関東管領の山内上杉氏と越後上杉氏は分立するようになって行くのであるが、四代目の関東管領の憲方の子である房方が越後上杉氏の憲栄の後を継いだり、房方の子の憲実が山内上杉氏憲基の後を継いで10代目の関東管領となったりして、両家はともに緊密な関係を保ちながら関東と越後を支配していった。しかし、越後上杉氏が守護職として越後の国すべてを領有したわけではない。上杉氏が鎌倉での居住地の地名を採って山内上杉氏、扇谷（おうぎのやつ）上杉氏、犬懸（いぬがけ）上杉氏、宅間（たくま）上杉氏と分立する以前、上杉重房の頃は、越後の国衙領は新田氏の後を受け、重房の支配するところであり、代々受け継がれていった。ところが、重房の孫の憲房のあと、憲房の子たちがそれぞれ居住地を称する上杉氏として分立することになると、越後の国衙領は二分され、山内上杉氏の憲頭が半分、犬懸上杉氏の憲藤が半分を領有することになる。以降、憲頭の受け継いだ越後の国衙領は関東管領家、憲藤の受け継いだ国衙領は犬懸上杉氏の朝房の後は越後守護家が受け継ぐことになる。つまり、越後の国衙領は関東管領家と越後守護家に二分されて伝領されていったことになる（塩沢町編，2002：700-702）。

以上のようにして、塩沢地区の含まれる魚沼郡は関東管領家の伝領となった。また山内

上杉氏の家臣の長尾景忠が守護代となったのも、憲頭が関東管領に就任した頃であると推測される。長尾氏の系譜については不明な部分があるが、守護代職は景忠の後はその弟の景恒が継ぎ、景恒の後はその子の景春が継ぎ、景春のあとはその弟の高景が継ぎ、越後長尾氏の宗家として越後上杉氏の本拠地となっていた府内（現在の上越市）に移り住んだ。ことになる。高景以降は高景の系統が代々の守護代となり、府内長尾氏と呼ばれるようになった。長尾氏の系統は越後の国を始め、関東各地の代官や郡司を勤め、それぞれの拠点によって古志長尾氏、白井長尾氏などと呼ばれているが、魚沼郡周辺の代官となったのは上田庄の名を冠する上田長尾氏である（塩沢町編，2002：702-704）。

魚沼郡一帯は、越後の拠点である府中と関東を結ぶ結節点として機能していて、軍事的にも重要な土地であった。その代官である上田長尾氏の系譜は、他の長尾氏よりも不明な部分が多い。上田長尾氏の祖は長尾宗景であるとされているが、古志長尾氏の初代が宗景であり、この関係にははっきりしない部分がある。また、府内長尾氏が守護代として越後上杉氏に従属するのに対し、先に述べたように関東管領家の山内上杉氏の所領であったことから、上田長尾氏は山内上杉氏に従属するというように、同じ長尾という氏族でありながら微妙な立場の違いがあった（塩沢町編，2002：704-705）。

さらに、この時代に魚沼郡には雲洞庵と長慶庵という大きな寺院があって、その寺領があった。これらの寺領は残されている文書から推定すると比較的広大であり、領主的な立場であった。以上のように南魚沼地域は複雑な支配関係にあった（塩沢町編，2002：708-721）。

応仁元（1467）年に起こった応仁の乱などによって、室町幕府の力が衰えてくると、全国的に戦乱の時代となる。越後もそのような動きとは無縁ではられない。明応7（1498）年に越後守護の上杉房能は「守護使不入権」の破棄を宣言した。「守護使不入権」とは守護の権限が入らない独立の領地を意味する。その破棄は守護の権力強化となるが、守護代でありながらも領主として在地の支配を行ってきた長尾氏の反発を招くことは必然のことであった。長尾為景は永正4（1507）年8月2日、守護職である上杉房能を襲って自害させ、

房能の養子上杉定実を守護の地位に就けた。一方、越後国内には房能側に味方する阿賀野川以北の本庄時長、色部昌長、竹俣清綱などの国人もおり、国内を2つに分ける戦乱となった。本庄等は関東管領の上杉顕定にも援軍を求めたが、永正5(1508)年2月には上田長尾氏の指示を仰ぐように命じ、自身は動こうとしなかった。6月になって本庄、色部、竹俣らは抵抗しきれず、長尾為景、上杉定実に降服した。それにより一端は沈静化したように見えたのだが、翌永正6(1509)年には、為景側の信濃の高梨、泉、市川、小笠原らが妻有荘に攻め込んだ。妻有荘も関東管領家の所領の1つであったので、管領上杉顕定も見過ごすことはできず、定実、為景の討伐の方針を固め、越後に兵を進めた。それに応じて本庄時長、色部昌長、竹俣清綱なども定実、為景再び反旗を翻したので、有利に戦いを進め、定実、為景は府中を脱出し越中に逃げざるを得なくなった。こうして一時的に管領側は越後の3分の2を制圧することとなる(塩沢町編, 2002: 731-732)。

しかし、管領の上杉顕定は国侍に厳しい態度でのぞんだ。その高圧的な態度が国人たちの反発を招き、次第に支配力は不安定になっていった。永正7(1510)年の初め、長尾為景は佐渡にわたり、4月に寺泊から柏崎市の椎谷へ軍勢を進め、そこで信濃から駆けつけた高梨政盛の郡と合流した。顕定は椎谷を攻めたが敗北する。再起を図ろうと完投を目指す。諸将の中には顕定を見限って離れて行くものも出てきた。上田長尾氏が寝返って行く手を阻み、6月20日の夕刻に長森原(南魚沼市六日町)の戦いで関東管領上杉顕定は戦死してしまう。このことによって、越後は守護職の上杉定実と守護代の長尾為景が支配することになる。ところが長尾為景は勝利したことを背景として、守護を形ばかりのものにしようとする。これに定実やその重臣たちが反発し、再度越後を2分する戦乱が始まる。この争いは断続的に継続する。守護代の長尾氏側は為景からその子の晴景に代替わりし、やがて晴景の弟の景虎(後の謙信)が家督を相続する。一方、守護の上杉定実は天文19(1549)年の2月に、後継者のないまま亡くなってしまふ。こうして謙信は越後で第一の勢力者となる。これに反発したのが上田長尾氏の政景である。しかしそれも永禄7(1564)年に政景の急死により、その所領と家臣団を謙信が吸収するという形で終焉する。こうして謙信

の越後支配はほぼ完成する（塩沢町編，2002：731-741）。

この間、謙信は天文22（1553）年から甲斐の武田信玄と12年にわたり5回、信濃の川中島での戦いが繰り広げられる（塩沢町編，2002：738）。また、永禄2（1559）年に上洛して関東管領の補佐役になれるように朝廷や幕府に働きかけて内諾を得る（塩沢町編，2002：737）。さらに、永禄4（1561）年には長尾景虎は上杉憲政から山内上杉家の家督を譲られ、関東管領職に就く。名前を上杉正虎と改める（塩沢町編，2002：738-739）。その後將軍義満の名の一字をもらい輝虎と改名する<sup>135</sup>（米沢市史編さん委員会編，1991：62）。

このようにして、上杉謙信は越後一国だけでなく、関東、北陸、甲信越にまで勢力を伸ばす国内有数の戦国武将になっていった。しかし、天正6（1578）年3月13日、49歳で死亡する。その謙信の後を継いだのは、相続争いである御館の乱に勝利した上田長尾氏の景勝の子である景勝であった（塩沢町編，2002：744-750）。

上杉景勝は天正14（1586）年6月に上洛して秀吉に臣従の礼をとり、豊臣政権下の一大名となる（米沢市史編さん委員会編，1991：67）。この時の上杉家の支配領地は「定納員数目録」によると、は越後、佐渡、出羽の酒田、小国町にまで及んでいる（塩沢町編，2002：756-757）。その後、慶長3（1598）年1月20日、上杉景勝は会津への国替えを命じられ、山形県置賜地方、庄内及び佐渡を含め120万石となり、豊臣政権下で徳川、前田に次いで第3位の大大名となった。また、直江兼続が米沢城主となる（米沢市史編さん委員会編，1991：75-77）。

以上のように、中世は越後の国は平氏、新田氏、上杉氏と支配者が変動した時代である。もっとも長期にわたったと考えられる上杉氏の支配にしても、表面的には越後上杉氏の支配といえるが、実際には、その系統は越後上杉氏からその家臣である府内長尾氏、そして最終的には上田長尾氏というように移っている。非常に複雑な支配関係であったと考えられる。また、南魚沼地域、上田庄については、長期にわたり関東管領家の影響を受けた支配関係であり、越後では特異な地域になっている。それには関東地方と越後の中心地を結ぶ交通の要所であったことが大きな影響を与えていると考えられる。そして、そのことは

政治や軍事上のことだけでなく、産業などにも大きな影響を与えていたと考えられるが、そのことについては後述する。

#### 第4項 近世から現代まで

慶長3(1598)年に上杉が会津に改易になった後、この地の領主となったのは堀秀治であった。秀治は越後春日山30万石の領主となったが、塩沢周辺については、又従兄弟の堀直奇(なおより)を坂戸城に移封して統治させた(塩沢町編, 1997: 442; 塩沢町編, 2003: 3)。また、慶長15(1610)年には堀家が改易になると、松平忠輝が変わって領主となる(細矢他監修, 1983: 3; 塩沢町編, 1997: 442)。

以降、この地はめまぐるしく領主が変更される。元和元(1615)年に松平家が改易されると、元和7(1621)年まで、牧野忠成(頸城郡長峯城主)、松平忠昌(頸城郡高田城主)、福島正則(信州川中島城主)領と変転する(細矢他監修, 1983: 3; 塩沢町編, 1997: 442)。

元和7年以降は、塩沢周辺は幕府直轄地となる(塩沢町編, 1997: 442)。寛永元(1624)年に頸城郡高田城主松平光長の領地となったが(細矢他監修, 1983: 14; 塩沢町編, 1997: 442)、延宝9(1681)年には、高田城主松平氏改易となり、魚沼郡は幕府直轄地となる(細矢他監修, 1983: 14-16; 塩沢町編, 1997: 442)。

幕府の直轄地になって以降は会津藩松平家の預かり所の時代などもあるが、明治維新まで一貫して幕府領として支配されることとなる(塩沢町編, 1997: 442)。

近世初期には、この地では新田開発と用水の整備が行われている。もともと塩沢周辺は魚野川の氾濫原と、河岸段丘上に発達した扇状地が広い面積を占めていた。扇状地に関しては塩沢西方の山地の際から出ている湧水を山中から流れる沢川と合流させて水を溜め、用水路に引き入れた。これらは慶長後期ごろ(1610年代)から開始されている(塩沢町編, 2003: 3-8)。また、寛永期末(1640年ごろ)に入ると、魚野川と登川に堤防を築いて流路を安定させ、直接に堰を設けて広域な用排水路を施設し、両河川の氾濫原を水田として開



発しようとするものであった（塩沢町編，2003：8）。

河岸段丘上の扇状地開発は、塩沢村の再整備から始まった。三国街道はそれまで魚野川の河岸段丘の際を通り、六日町から上十日町へ通っていた。その一部を段丘上を迂回するように付け替え、現在の県道365号線の牧之通りの付近に屋敷割がなされたのだった。その中心になった人物は、慶長8（1603）年に堀秀治の命により佐渡から移住し、肝煎に任ぜられた井口弥右衛門だった。井口弥右衛門の屋敷は、新たに付け替えられた三国街道から一段奥まった西山側の、現在の鈴木牧之記念館付近にあった。その周辺に分家の井口七郎右衛門、佐渡から移住した山本孫右衛門（佐渡屋）、南魚沼五十沢から移住した大塚勘左衛門、越中から移住した井上嘉右衛門（和泉屋）などが周囲に配置され、後の塩沢組の親村として、また三国街道の宿継ぎ場として町場の景観を整えるようになった（塩沢町編，2003：3-4）。

氾濫原の新田開発を担ったのも移住者たちであった。慶長13（1608）年に、この周辺の年貢米の集荷を担当していた堀甲斐守<sup>136</sup>が、村肝煎に対し、年貢米の増収策として、田地開発をするために、役儀の免除を条件に他所から「らう人（牢人）」を集め、村内の居住者とすることを奨励した。南魚沼の魚野川上流域の諸村には上州からの移住伝承を持つ同族が数多く見られ、慶長後期からの新田開発に多く携わっていることが推測される（六本木，2002：19-28）。また、寛永末期（1640年ごろ）からは高田藩によって、魚野川、登川から取水する堰と灌漑用水が造られる。この期に造られた堰や用水としては、塩沢周辺の魚野川左岸では、関山大堰は石打の瀬戸川原、砂田、西ノ田、関の狐石、内島の38町5反歩、大門堰は石打の瀬戸川原、関の狐石の10町歩を灌漑している。その他、大堰、南田中古峯堰などがある。右岸では五十嵐堰が石打の押切川、関の大門、北沢前の25町歩を灌漑している。イマイ堰は塩沢の舞子、仙石、徳田新田の用水として用いられた。横江堰は坪池村の13町歩を灌漑していた。その他、中川堰などがある（塩沢町編，2003：23）。その結果、魚沼郡の石高は慶安2（1649）年には6,2862.88石であったが、天和2（1682）年検地の時には、7,8734.979石にまで増加している（塩沢町編，2003：23）。



しかし、この堰や用水によって灌漑される新田の村々は、大雨になると洪水に襲われた。

『塩沢町史』では、宝永元（1704）年から寛延4（1751）年までの約50年間に、7回の洪水があったことを記している（塩沢町編，2003：29-36）。これらの洪水によって、開発した田畑が大きな被害を受けたのはいうまでもない。正徳2（1712）年には、洪水で姥島新田の村が流され、万条新田も大きな被害を受けた。姥島新田は水害を受けない切石原に移転した（塩沢町編，2003：30）。享保8（1723）年8月、大雨のため洪水となり、関谷、孫島新田の堤防と用水堰が大破した。被害は万条新田、仙石村、徳田新田、姥島新田、木六新田、舞子村、五郎丸坪池、丸池新田、中子新田、重右衛門新田に及び、合わせて石高で460石3斗5升9合、面積で42町3畝である。以前からの水害での荒地化による石高減少分（水損）の778石1斗5升9合を加えると、約1238石となり、高田藩領時代の新田開発が3,000石とされているので、その4割以上が水損したことになる。中でも万条新田は村高の約80%、姥島新田では95%、大木六新田では85%、重右衛門新田では99%が水損地となっている（塩沢町編，2003：30-32）。

それだけでなく、洪水によって破壊された堰や用水の修理、田畑の復旧は流域の村々に大きな負担を与えた。最初は、代官所が中心になって、徴収した人足で修復していた（塩沢町編，2003：29-30）。しかし、それが度重なるようになると、直接の被害の少ない遠方の村々は、遠方の上流の村までゆかなければならないことは負担が大きいとして、見直しを図ろうとする。元禄10（1697）年暮、小出島村に魚沼郡内の各組合村の大割元が集まり、洪水普請の為人足徴収について、100石に50人までの人足徴収は組内でまかなうという提案がなされた。塩沢組、六日町組は反対したが、聞き入れられず、以降は各組ごとの人足でまかなうようになる（塩沢町編，2003：35）。

直接的に被害を受ける村々でも、自分たちの村と他の村の人足という2重の負担が重いものになってくる。享保13（1728）年8月、台風のため魚野川が洪水となり、関谷新田の用水堰が大破した。水下9ヶ村の村役人連名で領主負担での普請を願い出ようとしたが、五郎丸村、坪池村、丸池新田の3ヶ村は自己の村の用水も被害を受け、その普請を願い出

ているので印を押せば二重に人足を出さなければならなくなるとして押印を拒否したということが起こってくる)。また、堤防の修復や村の耕地の境界の確定など、さまざまな争いも起こってくることになる。近代にいたるまで、この治水問題はこの地方の大きな問題になる（塩沢町編，2003：35-37）。

先に慶安2年と天和2年検地の魚沼郡の石高の比較を示した。それを細かく見ると、魚沼郡8組の村々<sup>137</sup>については、塩沢組以外の7つの組の石高は増加しているのに対し、塩沢組は15,787.389石から15,100.538石へ減少している。開発と同時に自然災害による荒廃も進んだものとみられる（塩沢町編，2003：228）。

もう一方で、魚野川は中世以来舟運で栄えた。とりわけ六日町は魚野川上流の最大の舟運河岸で、材木・板また燃料材である「木呂（ころ）」などの林産物などが集積し、それを下流の長岡などへ運搬する舟継ぎ場として栄えた（塩沢町編，2003：86）。

このような形で、近世初期から街道宿の整備、新田開発による扇状地と河川氾濫原の開発により、その後の塩沢周辺のさまざまな産業の基盤ができあがった。

幕末期、維新初期のめまぐるしい行政組織の変遷を経て、明治4（1871）年に廃藩置県に伴い、魚沼地方は柏崎県に入ることになる。それも短い間で、明治6（1873）年6月には、柏崎県は新潟県に統合される（塩沢町編，2003：289）。また、明治21（1888）年の市町村制の公布により、塩沢地域でも村々の再編成が行われ、かつての51の村から18の村へと再編される（塩沢町編，2003：336）。明治34（1901）年3月26日、南魚沼郡長は郡内各町村長を郡役所に招集し、町村合併の件について諮問した。この諮問は、新潟県知事諭告によるものであり、新潟県独自の町村合併策であった。22年の市町村制による整備は、小規模の町村を多く作った。町村制施行時の基準では各町村はおおよそ300戸ということであったが、新潟県の場合、この基準に達した町村は816町村のうち約450町村あり、そのうち100戸に満たないものが29町村、しかも南魚沼郡が11村であった（塩沢町編，2003：386）。

このように小さな町村の場合、財政規模も小さくなる。明治30（1897）年1月の市町村

立小学校教員俸給の基準を定めた勅令による教育費の増大、4月に公布された「伝染病予防法」による衛生費の増大、さらに新潟県の場合、明治29(1896)年、30年の2年の間に6回発生した洪水が小さな町村の財政を圧迫した。新潟県が町村合併をこの時期に行おうとした背景にはこのような事情があった(塩沢町編, 2003: 387)。

この合併については、郡役所から案が提示されたが、地勢や民情を考慮しないものであるとの批判も起こって難航した。明治39(1906)年まで合併の具体策は持ち越され、1月に認可、4月1日に新町村の発足となった。この時、すでに明治33(1900)年11月6日に町制を引いていた塩沢町は、南魚沼郡吉里村、栃窪村、富実村、中日来田村、上島村、大富村(一部)と合併して、新しい塩沢町となった(塩沢町編, 2003: 386-390)

第2次世界大戦後、昭和28(1953)年に、「町村合併促進法」が公布された、それを受け、昭和31(1956)年9月30日に塩沢町は南魚沼郡中之島村と合併した。また、昭和32(1957)年2月1日 - 南魚沼郡石打村、上田村と合併した。その後、平成の大合併の際、大和町、六日町が合併して生まれた南魚沼市に約1年遅れて合併し、平成17(2005)年10月1日、旧塩沢町域は南魚沼市となる(塩沢町編, 2003: 541-546)。

交通の大動脈である上越線が全線開通するのは、昭和6(1931)年のことである。開通する前には、新潟と関東を結ぶ鉄道は、「高崎線・信越本線ルート」と「東北本線・磐越西線ルート」の二つがあったが、どちらも直接的に関東と新潟を結ぶルートではなく時間がかかった。そのため、明治17(1884)年ごろから鉄道建設の動きがおこった。しかし、他の路線との比較やトンネル工事の難しさなどもあって実現せず、大正6(1917)年になってようやく上越線計画が決定し、予算化された。工事は信越線の宮内駅を基点として10工区に区切られて進行した。第1工区の東小千谷までは大正9(1920)年11月1日に開通した。浦佐までは大正12(1923)年9月1日、塩沢までは11月18日、湯沢までは大正14(1925)年11月1日に開通した。そして上越線が清水トンネルの工事を経て、高崎まで開通したのは昭和6(1931)年の9月1日のことであった(細矢他監修, 1981: 295-297)。

その後、上越線は鉄道的高速化計画により上越新幹線が新線として建設される。南魚沼

市及びその周辺の新幹線駅としては南魚沼郡湯沢町に越後湯沢駅が魚沼市には浦佐駅が設置されることになる。上越新幹線は、昭和46（1971）年10月から工事が始められ、昭和57（1982）年11月15日に大宮と新潟間として開業された（塩沢町編，2003：610-611）。

三国街道は豪雪地帯の南魚沼郡、さらに三国峠越えの難所もあり、近代化された自動車交通網として整備するのは難しいところであった。その代替ルートとして、明治14（1881）年から清水峠が馬車道として整備され、明治18（1885）年8月に竣工した（塩沢町編，2003：333-334）が、にがけ崩れと雪崩が頻発するという厳しい自然環境のため、維持管理の資金が多くかかり、さらに上越線の開通により利用者が乏しくなったため、やがて放棄されることになった（塩沢町編，2003：409-410）。

第2次世界大戦後、物資の輸送は鉄道から次第に自動車に転換されて行く。それに伴い、再び関東と越後間の自動車交通路として三国街道が注目される。昭和28（1954）年になると、それまでの自動車による輸送が信越線沿いに迂回する不便を解消するため、当時県道であった三国街道の国道昇格運動が起こる。この運動は実を結び、国道昇格と三国トンネル掘削などを含む大規模な改修工事が開始された。昭和34（1959）年の三国トンネル開通を経て昭和36（1961）年に国道17号線として全線が開通することになる（塩沢町編，2003：591）。

さらに、高度経済成長期に入って、車社会化の発達を背景として大都市間を結ぶ幹線道路、そして東京をはじめとする大都市内の都市道路の高速道路化が計画され実行されるようになってくる。昭和41（1966）年、埼玉県川越市から群馬県を経て新潟県長岡市にいたる関越高速自動車道路が建設予定路線となり、翌42（1967）年、練馬インターチェンジから川越インターチェンジ工事が開始される。新潟県内の路線計画は昭和46（1971）年に示され、インターチェンジの場所などについて議論され陳情なども繰り返されたが、南魚沼市では六日町と石打にインターチェンジが作られることになり、三国峠には関越トンネルが掘られ、昭和60（1985）年10月2日に全線開通した（塩沢町編，2003：611-615）。

以上のような交通網は、近現代の塩沢と南魚沼の産業や経済、場合によっては行政地域

の編成などにも大きな関わりを持っている。次項では交通網と生業の関係を中心にして考える。

### 第5項 近世の生業の展開

南魚沼地方は、有数の豪雪地帯で、稲作は単作しかできない地域である。したがって、近世前期に大がかりな新田開発がなされても、それだけで生活を成り立たせるわけにはゆかなかつた。それぞれの土地にあった生業が組み合わせられて生活を成り立たせていたが、その中でも代表的なものは、苧麻を原料とする「越後縮」の生産である。それについては、別に節を改めて記すこととする。この項では、それ以外の生業がどのように展開されていたのかを検討する。

この時代のこの土地の生業について、詳細に検討したのは六本木健志である。まず、その著書である『江戸時代 百姓生業の研究―越後魚沼の村の経済生活―』（2002年 刀水書房）を参考にしながら検討をしてゆく。なお、『塩沢町史』通史編下巻（2003 塩沢町）の関連する部分は六本木が記述している。内容的にはほぼ同じであるので、本項では六本木の単著である『江戸時代 百姓生業の研究―越後魚沼の村の経済生活―』を中心に見て行くことにする。

六本木は近世を3つの時代に区分して展開している。第1は田地開発期であり、本論文では前項（本論第3章第1節第4項）で扱った時代に重なっている。第2は分業形成期、第3は特産織物成立期という時代区分である（六本木、2002：5）。この項では、第2、第3の時代区分にあたる時代について検討する。

三国街道の宿駅の整備によって、越後国内の各藩は、江戸への人や物資の往来が三国街道を主として用いるようになってゆく。とりわけ、寛永12（1635）年に参勤交代が制度化されると、新発田藩、長岡藩、村上藩、村松藩は三国街道を主として用いるようになってくる。たとえば、新発田藩は、寛永19（1642）年、三国街道を使って6月から8月にかけて

て、40 駄に及ぶ諸物資を江戸藩邸に輸送している（六本木，2002： 5）。

武家におけるこのような輸送は、やがて金銭による江戸での物資の調達が開されるようになり、数量の増大は見られない。しかし、江戸で売りさばくための商人の荷物が次第に増えてくる。その商いに従事したのは、塩沢周辺では街道沿いに他国から移住したの  
たち<sup>138</sup>であった。たとえば、慶長期後半に上州北部の大塚村から移住してきたと推測される塩沢村の勘左衛門家には、正保期（1645 年から 1648 年）から寛文期（1661 年から 1673 年）までの蔵入目録が存在しているが、それによると、店卸の総額は少ない年で 350 両、最も多い年では 750 両であり、商品の買い付け地は高田城下や長岡藩領、売却先は多くは江戸であり、麻布は京都、また米や大豆は掛け売りで上州北部へととなっていたことがわかる（六本木，2002： 42-44）。

また、関村の佐藤家の初代の九左衛門は上州沼田領真庭村の出身で、慶長 18（1613）年に越後に来て、関村に移住した。九左衛門には子どもがいなかったため、甥の治郎兵衛を上州沼田領湯宿村から養子に迎えた。その治郎兵衛は塩沢村の勘左衛門と同時期に江戸と越後の中継ぎ商に携わった。治郎兵衛の記録した「諸事覚書帳」には、商いの意識とその変化が記されている。それによると、佐藤家は当初、関村を拠点として塩と煙草の商いを営んだ。続いて、大和国の繰り綿の作柄を見ての越後産の白布、小白布の商いを展開する。これは京都を対象とした商いである。さらに、江戸を対象として「四十物（あいもの）」の商売を始める。そのような商売で得た利益を新田開発に注ぎ、塩沢組一番の地主と自称するほど新田地主となった（六本木，2002： 45-49）。

新田の村々でも塩や煙草の商いが起こる。塩沢組天野沢村の庄屋七兵衛が延宝期（1673 年から 1681 年）から元禄期（1688 年から 1704 年）にかけて書きとめた「御公儀様入用万ひかい帳」によると、塩や煙草を秋に収穫する米を代金に引き当てて販売していることがわかる（六本木，2002： 87-96）。

町場になると、さまざまな生業が行われている。元禄 2（1689）年の「塩沢村人数他所々罷有候者御改書上帳」（以下、「書上帳」と略す）によると、百姓屋 155 軒、山伏 2 軒、道



心（道心者で、仏道に入った人で寺に入っていないものを指していると考えられる）1軒、寺8ヶ所であった。百姓<sup>139</sup>のうち、軒続きの家に間借りする百姓が12世帯含まれているので、百姓の世帯は167となるが、そのうち、田畑耕作をもっぱら専業とする者は71世帯だけであり、残りの98世帯は田畑耕作に合わせて他の生業を持っている百姓であった。それらを職人、日傭取りあるいは駄賃取りなどの諸稼ぎ、小商いに大別すると、職人としては大工が5世帯、鍛冶が1世帯、紺屋が2世帯、麻の績み継ぎと撚り継ぎが2世帯、畳刺しが1世帯などとなっている。日傭取りや駄賃取りとしては、馬喰稼ぎ、駄馬の差配、陣屋番、手習い師匠などさまざまなものがあつた。また、中継ぎ商いや小商いに携わっている者は49世帯となり、村内全体の3分の1近くになっている。大半は村内だけで活動するか、塩沢組内の村々へ振り売りの商いに出かけるという地域内での商活動であったが、塩沢村に拠点を置き、越後と他国を結ぶ中継ぎ商いも10世帯存在した。中継ぎ商いを営む百姓は、村内で最大の高120石を所有する勘左衛門家を筆頭にした村内上層の大高持百姓（新田地主）たちである（六本木，2002：97-110）。

彼等の経営について、六本木は2つの特色を記している。第1は、各家が南魚沼の村々から米を集め、上州北部に移出する米穀商いに比重を置いたことである。第2は、持ち高の上位の家が酒造を開始していたことである。「書上帳」に記されているのは、嘉右衛門家、儀右衛門家、武左衛門家の3家であるが、最大の高持百姓である勘左衛門家も、「書上帳」が作成された翌年の元禄3（1690）年から酒造を始めている（六本木，2002：110）。このような酒造業の起業の背景には、天和の頃から江戸が米不足の年以外は、年貢米の一部が金納化されたこと、また現物納された米が、地元で払い下げられて換金化されたことによって大量の米が地域内に滞留する事態が起こったことが背景になっている。これらの米は三国峠を越えて上州や江戸で販売される他、酒米に転用されることになったのである（六本木，2002：141-162）。

このような大高持百姓の商活動は、さまざまな生業を生みだした。越後縮に関する青苧の販売や糸績み、先に示した元禄2（1689）年の「塩沢村人数他所々罷有候者御改書上帳」



などで書き上げられている職人、日傭取りあるいは駄賃取りなどの諸稼ぎ、小商い職人、はもちろん、たとえば、三国山地の木を用いて、「コロ（「木呂」あるいは「木炉」と表記される）」と呼ばれる燃料材や材木、板などの商品が生産される。それに伴い、魚野川を利用して、その荷揚げや木材や板を筏に組んで流す仕事も生まれる。また、楮を栽培し、紙を漉くこと、その漉いた紙を地域内に販売する仕事なども元禄11（1698）年の史料<sup>140</sup>によって確認できる（六本木，2002：139-202）。

このような生業活動は金銭を媒介とする経済活動を活発にする。当初は「あきて」とよばれる生産された米を引きあてる取引だったのが、元禄期後半に入ると持ち高の少ない百姓の場合でも金銭を介した物質調達がみられるようになってくる（六本木，2002：87-96）。

このような中、天和3（1683）年に幕府による一斉検地が行われる。その結果、魚沼郡の大部分の村で軒割りとなされてきた諸役がすべて高掛かり（持ち高に応じた負担）に変更された（六本木，2002：171）。このことは、たとえば塩沢組中村では、正徳期（1711年から1716年）から享保前半（1720年代前半）にかけてそれぞれの家に従属して家の仕事に従事していた次三男の分家を促した。わずかな持ち高を分与されて独立して行くこととなる。それは、高持百姓となって年貢諸役を負担することになる。そのような義務と同時に、一軒前の百姓として、村人の持つ用水や入会林野の利用権を得ることとなる。このような持ち高をもつ百姓の増加は中村だけに限ったものではない。南魚沼一帯での傾向であった（六本木，2002：166-202）。このような持ち高を持つ百姓について、六本木は「村内で多様な稼ぎおよび小作を含めた小区画での米作にたずさわり、それらを複合的に組み合わせ生業とすることでかまどを独立させた」と説明している（六本木，2002：194）。

このような百姓の増加は、一方で軋轢を生むこととなる。その一例が入会山利用をめぐる艸堂と確執である。

南魚沼での特徴的な生業として、馬の養育がある。三国峠の手前に置かれた八木沢口番所の元禄9（1696）年7月の通過手形の控えによれば、上州側へ搬出された荷物改めのなかで馬がもっとも多くをしめた。これは荷駄ではなく、すべて馬喰によって買い付けられ

た馬であった。この馬の買い付け地は、魚沼郡内では妻有、五日町、浦佐、小千谷、田川、小出島、五十沢、堀之内、六日町、七日市村の他、塩沢組の小荊村、長崎村、塩沢村、関村となっている。買い付け人は144人であるが、その在所は、上州が46人、塩沢組以外の越後国内が51人、塩沢組内が47人となっている。また、元禄9年に作成された牛馬書上によると、天野沢村の場合、28軒のうち25軒に及び、1軒1頭から3頭の馬を飼っていた（六本木，2002：117）。

このように多くの馬が飼育されていたのは、高田藩時代に領主から三国街道の伝馬役を勤めさせる目的で、百姓に馬を購入する代金が貸し出された。それを契機として、馬を飼い、その堆肥や厩肥を田畑耕作に利用すること、諸物資の運搬や農作業に用いることから始まった。それがさらに17世紀末には北関東へ向けた販売商品になっていったのである（六本木，2002：118-119）。

しかし、この馬の飼育は飼料を入会山野へ依存していた。それは田畑への刈敷や林産物の採集など資源として重なるものであった。18世紀に入ると晩稲などの多収穫を目的とした品種導入による施肥量の増大、さらに分家による入会権を持つ百姓の増加が重なる。これは村内での利用に伴う軋轢と村間の確執との両面として表れる。

村内の軋轢に関しては、塩沢村では、享保18（1733）年に村決めを行って3石以下の分家を禁止して本百姓の増加を抑えるとともに、持ち高を持っていない百姓（水呑）に対しては入会山の口明け日の規制を行うなどを取り決めている。関村では「なた数」という形で百姓株を定め、百姓軒数の固定を図っている（六本木，2002：117-125）。

天野沢村は自村では入会山を持たず、中村や目来田村とともに隣接する泉城寺村の持山に入会をしていたが、正徳3（1713）年に他の入会村との間に争論が生じた。また、上十日町村は塩沢村の持山に入会地を確保していたが、宝永6（1709）年に諍いが生じ、幕府代官に訴状を出している。そのほか多くの入会に関する村の間の軋轢が起り、多くは代官所に訴えるという形がとられている。しかし、代官所では一方的に裁断を下すのではなく、多くの場合利害関係のない村の村役人などが協議して調停の約定を作らせるなどして、そ

れを遵守することにより解決を図っている（六本木，2002：125-138）。

このようにして南魚沼の村々では、「村内で多様な稼ぎおよび小作を含めた小区画での米作にたずさわり、それらを複合的に組み合わせ生業とする」という形が整って行く。それは必ずしも稲作だけに縛られない生業のあり方<sup>141</sup>であった。

六本木はこのような複合的な農業経営の具体像を、享保18（1733）年から宝暦6（1756）年にかけて自家の経営記録を「年代日記留」として記述した塩沢組関村の佐藤九左衛門家の経営を分析することで示している。

九左衛門は、先に記した関村の新田地主、佐藤治郎兵衛家から田地400束苧、畑地2枚、馬1匹を与えられ、下男と下女を1人ずつつれて村内に分家した。田地は年貢や諸役負担が石高で負担するため、面積よりも実際の生産高が基準として有効であるため、耕作の実態を刈高で把握した。従って、100束刈の田地といっても、面積は個別の土地条件で異なっていた。おおむね、検地帳上の中田1反歩から1反5畝ぐらいの面積になる。したがって、九左衛門が分け与えられた田地は4反歩から6反歩の間と考えられる（六本木，2002：203-204）。

九左衛門は初年度の享保18年には、230束刈の田に作付けし、9.11石の収量を得ている。次の年には300束刈に作付けし、14.464石の収量を得ている。寛保元（1741）年からは400束刈全部に作付けし、以降は新たに田地を手に入れたのか宝暦2（1752）年からは620束刈に作付けし、おおむね20石から30石近い収量を得ている。作付けしているのは、多収穫品種の中稲や晩稲で、一方で凶作となる危険性も持っていた。九左衛門家でも宝暦5（1755）年の凶作によって、600束刈から19.179石しか収量を上げることができず、翌宝暦6年の端境期には食米に不足を生じ、クズの根を掘って食料としてしのいだ。また、この品種は多量の肥料を必要とした。肥料としては刈敷、下肥、厩肥を用いたが、九左衛門もその肥料の重要性に注意して、寛延元（1748）年から刈敷量を記録している。それによると、初年度は430束刈の田地に57駄を入れており、以下面積は異なるが記録にある限りでは47駄から55駄の刈敷を田地に入れている（六本木，2002：204-208）。

この田地からの収入は、寛保3（1743）年の場合、480束刈に作付けし、秋に402束俵を収穫した。そこから白米19石2斗7升5合、種子米1石1斗9升、もち米8斗5升を収納した。そのうち自家消費分は8石8斗5升であり、年貢納入に2石5斗が払われた。差し引き7石9斗2升5合が余剰米となり、それらを年末までに売却して金5両3分、銭312文を得た。以降、九左衛門は余剰米の売却記録を書き留めているが、5石から10石近い余剰米を売却し、3両1分から5両3分ぐらいの収入を得ている。売却先はおおむね上州で、塩沢組大割元から八木口留番所の手形を受けて持ちだしている（六本木，2002：211-213）

しかし、九左衛門家では余剰米の販売だけでは赤字となり、畑作から得られる生産物がその不足を埋め合わせた。同家では主に自家での使用にあてるために、畑で大豆、小豆、ソバ、アワ、ヒエが毎年生産した。これらは時に相場が急騰すれば換金化されることもあった。九左衛門家では寛保3年にアワを2.845石売り、金1両2分を得ている。また、他の雑穀は不足することが多く、しばしば買い入れている。雑穀の他に自家用蔬菜類としてダイコンとカブ菜を栽培している。これらは生食されるほか、大量に塩漬けされて冬の保存副食物にされた（六本木，2002：216-219）。

さらに、換金作物としてタバコ、ゴマ、木綿が栽培された。九左衛門家では、タバコは元文4（1739）年から開始され、屋敷脇の「前ヶ平畑」の半分でアワを作り、残りの半分を使って栽培された。収量にはかなりのばらつきがあり、最少25斤（15kg）、最大52貫目（195kg）の収量で、1分（4分の1両）から3両1分の収入を得ている。ゴマは延享2（1745）年から毎年継続されて栽培されているが、売却が確認できるのは記録されている11年間で4年分である。宝暦4（1754）年が5斗5升の収量でもっとも多く、そのすべてを売却して銭2貫166文の収入を得ている。木綿の栽培は宝暦4年から始められ、九左衛門が分家後に開墾した「狐石」と「中嶋」の畑を使って行われた。宝暦4年には繰綿（種を取り去っただけで精製していない綿）を4貫500匁収納して売却し、銭4貫545文を得ている。宝暦5年は不作だったのか繰綿の収納は200匁で売却代金は不明である。宝暦6年は繰綿1貫400匁を収納して売却し、銭2貫800文を得ている（六本木，2002：216-

221)。

以上のような農業収入の他に、九左衛門家の家計を支えたものは縮生産と飼馬を使った駄賃稼ぎであった。縮生産については次節で詳述するが、冬期間の女の仕事として延享元（1744）年から宝暦6（1756）年までの間に、最少3反、最高7反を織り出し、1両1分と銭700文から3両3分と銭720文の収入を得ている。駄賃稼ぎの方は三国街道の宿継ぎ場であった塩沢村が近隣であったので、関村にも有効な稼ぎとなった。この頃、塩沢組の村々では飼料の面などで馬を飼うことが負担大となり、飼馬の数が減っていた。しかし、九左衛門は享保元年から宝暦6年まで、駄賃稼ぎをして、最も少ないときで銭9貫569文、多いときには13貫886文を稼いでいる。それは、宿継ぎ問屋への馬提供ではなく、民間輸送である「付通し」や「付越し」とよばれる駄賃稼ぎであり、そこに自家の経営の活路を見出そうとこだわったと考えられる（六本木、2002：221-223）。

このようにしても、九左衛門家では田地を担保にして多くの借財をしている。とりわけ延享3（1747）年から宝暦4（1754）年にかけては借入高が金30両を超える年が続き、経営を積極的にして収入の増加をはかったにもかかわらず、借入金と利息が年を追うごとに膨らんでいった。六本木は、九左衛門家は歳暮、年礼などに諸家へ贈答する品物に、茶、桐箱、昆布、いかなど金銭であがなわなければならないものが増加し、それがすでに同家の生活で年末、年始に必然化された入用となっていたことを指摘している。そして、18世紀中葉に収入を上回る形で金銭遣いを年々拡大させていったと結論づけている（六本木、2002：229-231）

このような金銭遣いが必然的な生活は塩沢組に広がっていた。そしてその基盤には、他の土地との交流により、貨幣経済が村々に浸透していったことが背景にあるといえよう。

『塩沢町史』には、享保年間以降、全国各地に出商いを行うものが増加した。塩沢の村々からは江戸へ出商いするものが多かった（塩沢町、2003：117-118）との記述がある。また、寛政期（1789年から1801年）後半から、小千谷陣屋はしばしば他邦稼ぎを禁じた触書を出している（塩沢町編、2003：265）という記述もある。さらに、文化年間（1804年

から1818年)になると他邦稼ぎが広範囲に確認される(塩沢町編, 2003: 265)とも記されている。

南魚沼の近世の生業は、このような貨幣経済がそれぞれの村に普及した中での、「他邦稼ぎ(出稼ぎ)」をも含んだ複合的な生業の組み合わせとして把握されなければならないだろう。本節の主題である越後縮(越後上布)の生産についても、生業活動全体のなかに位置づけて考えなければならない。六本木は「百姓の生業は、縮生産のみによって成り立っているものではなかった。したがって越後縮の生産基盤は、まず百姓家で営まれた生業の全貌を究明することで把握されなければならない」と述べている(六本木, 2002: 7)。基本的には六本木の考えに同意するものである。さらに付け加えるならば、とりわけ、塩沢及び南魚沼の地が、近世に政治と経済の中心となった江戸と越後の中心地となる上越、そして新潟という地方中心都市を結ぶ交通の要所であったことが、近世において農業の生産品だけに頼らない形での複合した生業のあり方を成り立たせていることに注目しておきたい。

## 第6項 薄荷、絹織物、コシヒカリ

この項では、苧麻織物以外の南魚沼に特有の産業について概観する。

薄荷は、南魚沼では19世紀初めの文化年間(1804年から1818年)から栽培が始められ、明治20年代には他県からも仕入れて販売されるようになった商品作物である。その栽培は、塩沢周辺では、雪消えと同時に苗を畑に植えつけ、成長するまで尿を薄めた肥料を数回与える。夏の土用前と、秋の土用前の2回収穫する。1反歩の畑から、初年度は生葉で1,000貫目(約3,750kg)、2年目からは2,000貫目(7,500kg)が収穫でき、4年目には減量するので植え替えるというものである(塩沢町編, 2003: 266)。

収穫された薄荷は、陰干しして保存しておき、冬期間に加工する。加工製品は結晶を精製した「薄荷円(薄荷脳、薄荷精)」といい、固まらない部分を「薄荷油」といって販売した。また、副産物として薄荷円を作る過程で使用する油分を含んだ葛粉に砂糖を添加した



「薄荷甘粉」も商品化された。文書で確認できるのは神字村の貝瀬家の日記の天保12（1841）年8月20日に、塩沢の吉野家に薄荷円を持参しているというのが初見である。なお、25日にはさらに薄荷円50曲<sup>142</sup>を持参したことから、貝瀬家では薄荷を栽培し、薄荷円を製造していたと考えられる（塩沢町編，2003：268）。

薄荷円の用法は、鎮痛や健胃のための飲用、頭痛や歯痛の湿布、夏季の清涼などで、自家用の常備薬、旅行時の携帯品として珍重されたため、役人への贈り物などに使われた。原沢家の日記によると、弘化2（1845）年3月22日、薄荷円2つを銭160文で買っている。また、翌年閏5月には薄荷円2つを120文で、6月には3つを180文で買っている。また、弘化4年7月、塩沢陣屋詰め的小林勝左衛門が交代するときに、薄荷円2つを送っているし、弘化5年8月には小千谷役所の常役が転出する際に、薄荷円5つを贈っている（塩沢町編，2003：268）。

薄荷円の販売については、安政4（1857）年2月の「物産取調書上帳」によると、塩沢組の薄荷円の売り上げは500両に達している。安政6（1859）年には塩沢陣屋から、江戸で薄荷円の販売を行いたいものがあるので、江戸に着いたときの値段が知りたいとの問い合わせがあった。江戸においても塩沢薄荷の名が知られるようになっていたことの傍証といえよう（塩沢町編，2003：269）。

近代に入って、明治7（1874）年2月の調査によると、塩沢村の薄荷の生産高は、薄荷円（薄荷精）が69斤（11貫150匁、約41.8kg）あまりで代金418円、薄荷油が58斤（9貫308匁、約34.9kg）あまりで代金158円であった。明治10（1877）年10月の塩沢村地誌によると、薄荷円が9貫900匁（約37.125kg）で188円あまり、薄荷油は7貫500匁（約28.125kg）で、代金は70円あまりとなっている。さらに、青木家所蔵資料によると、明治22（1889）年の年間産出は約8,000斤で、その代金は12,000円に達したという（塩沢町編，2003：271）。

しかし、明治の後期から北海道や岡山で大規模な薄荷栽培と工場生産が行われ、安価な薄荷が出回るようになってくると、商人の自宅で製造する手作りのな経営で行われる塩沢



薄荷は、採算が採れなくなった。また養蚕が盛んになり薄荷畑は桑畠に変わるようになって行く。それでも魚野川右岸の大月村（現在の南魚沼市大月）では昭和30年代まで生産が続けられた（塩沢町編，2003：271）。

この地域の養蚕に関する文書記録としての初見は、滝谷村神字の貝瀬家塩沢方面での養蚕記事である。貝瀬家では文化10（1813）年6月25日に繭搔きをしている。絹繭3斗5升を金1両1分で売却。また、真綿を300匁、絹糸200匁を生産している。翌年の文化11年には、繭5斗2升1合3勺（7貫299匁、約27.4kg）を売り、真綿100匁（375g）を作っている。それ以前にも、文化5（1808）年4月には、小千谷役所が麻の縮に絹糸を交ぜて織った絹縮の生産を禁ずるお触れを村々に出しており、南魚沼周辺でも養蚕が広く行われていたことが推測される。天保年間になると、その様子が文書に表れてくる。天保10年に長崎村では村の持山に番人を置き、桑の木の伐採や田畑の畦に植えた桑の葉の盗人を取り締まらせている。弘化3（1843）年には清水村が村人に山桑の林を割り当てている（塩沢町編，2003：140）。このように文化年間から養蚕が盛んになり、天保年間には広く養蚕が行われていたと推測される。

この養蚕での生産物は絹糸として売り出されていたようである。天保4（1833）年正月に提出した「他邦出入金調書上帳」によると、塩沢組の縮代は11,000両、絹糸代が510両である。六日町組は縮代金が4,000両ぐらい、養蚕入金が1,000両ぐらいであった（塩沢市教育委員会編，1968：69-72；六本木，2002：313-315）。

絹や紬の織物の産出は、安政4（1857）年2月の塩沢組の「産物取調下夕帳」に両山紬縞30疋ぐらいと両山白紬120疋ぐらいという記述があり、南魚沼郡湯沢町では塩沢周辺の絹織物地帯になっていたと推測される。

明治維新以降になると、明治19（1886）年、蚕病防除の検査を徹底するために南魚沼郡蚕糸業組合が作られ、事務所を六日町に置いた。また、明治10年代の後半から蚕種生産の養蚕が盛んになっていった。統計によると、南魚沼郡の明治19（1886）年の繭の生産は10,778石であり、新潟県全体の35,787石の30.1%を占めている。蚕種は350枚で、新潟

### 第3章 越後上布（新潟県南魚沼市の織物産業）

県全体は 14,187 枚であるから、その 2.5%であった。それが明治 44（1911）年には繭が 11,745 石となり、新潟県全体 94,041 石の 12.5%となり、蚕種は明治 45（1912）年に 32,165 枚となって、新潟県全体 69,231 枚の 46.5%を占めるようになってくる。この地区の養蚕は蚕種生産に大きな比重が置かれていたことがわかる。（塩沢町編，2003：140）。

このような養蚕の発達を背景にし、従来の麻織物の技術を取り入れた絹織物がこの地に起こる。それは、文政の頃（1818年から1831年）、京都西陣の人（あるいは桐生の人）で宮本茂十郎という人が中魚沼郡の十日町にやってくる、経糸に絹糸を用い、緯糸に麻糸を使った絹縮を織り出したことから始まるという（内田，1903：16）。

その後、経緯糸ともに生糸を用いて織った透綾の「絹縮」も織られるようになった。明治 12（1879）年に一村尾村でそれを模倣して織られるようになり、次第に塩沢の方面にも伝わった。その頃、麻織物は次第に衰退に向かい、蚕糸業は次第に隆盛に向かっていたので、時の郡長は産業振興策として絹織物業者を奨励し、明治 34（1901）年には企業者補助規則を公布して機台（織機）に補助金を交付した。そのため、一時的に 33,000 円ほどの産額になるが、明治後期から大正初年にかけて「絹縮」は需要が減少し、第 2 次世界大戦ごろには越後結城絣、越後紬絣が主となっている。「越後紬絣」は明治 22（1889）年、「越後結城絣」は大正 14（1925）年に織り始められたものといわれる（細矢他監修，1981：258-259）。この 2 つが後の塩沢紬、本塩沢の基になったものと推測される。

第 2 次世界大戦後、昭和 24（1949）年 3 月には塩沢の業者 20 名が「塩沢織物工業協同組合」を結成している。絹織物の生産量も増加し、昭和 24 年の 4,400 反から昭和 35（1960）年には 26,300 反へ増加した。また、昭和 40（1965）年度の塩沢町の繊維工業は、工業部門の 56.8%（81 事業所中 46 事業所）、従業員数の 66.8%（975 人中 612 人）と産業も拡大した（塩沢町編，2003：561-563）。この間、昭和 40 年の新聞記事には「塩沢結城」ということばで塩沢の絹織物を呼んでいる<sup>143</sup>。まだ塩沢紬や本塩沢は名称として定着していないようである。

昭和 40 年代は情勢の洋装化が進んだことなどによる内需の伸び悩みがあり、伝統的な

織物産地にも陰りの見られた時期であるが、塩沢地域はむしろ出荷量の増えた時期である。昭和46（1971）年から昭和51（1976）年の間に倍増の勢いを示し、昭和55（1980）年には出荷額26億7000万円に達した。その96.7%、また出荷量の65.2%は絹織物である（塩沢町編，2003：563-564）。

昭和40年ごろの生産体制について、『南魚沼郡誌』続編上巻には、塩沢の織物は手織りが主で、「越後上布」は100%が出機、「本塩沢」、「夏塩沢」などの絹織物は60%が出機に依存する生産であり、出機への依存度は極めて高いと記されている（南魚沼郡誌編集委員会編，1971：642-643）。

しかし、昭和50年代に入ると、出機に依存していた塩沢地区の織物業界は、昭和30年代半ばから始まるスキー場の開発を中心とした観光開発や工場誘致によって、次第に後継者や従業員の不足に悩むようになる。昭和50（1975）年には「塩沢紬」、昭和51（1976）年には「本塩沢」が伝統的工芸品に指定され、後継者の育成などの産業振興策が実施されたが、状況の抜本的な改善にはならず現在に至っている（塩沢町編，2003：564-566）。

現在の南魚沼地方の農産品の代表となっているものに、「南魚沼産コシヒカリ」がある。先に述べたように、近世からこの地域は年貢米の現地払い下げなどを受け、上州や江戸に販売していた（本章第1節第5項）。しかし、近代に入り、魚沼米は山間地で不意が早く乾燥不足になりやすいなどの理由で市場価値は低く推移した。このため、昭和30年代に入って、優良品種への切り替えが進められた。その中で、中心の品種になったのが「コシヒカリ」である。コシヒカリは、昭和31（1956）年に新潟県奨励品種に指定され、南魚沼郡ではその年に中之島村の小林正利によって栽培が始められた。コシヒカリは、湿田でも収量が極めて安定するなどの特徴から魚沼郡の環境に適した品種であり、塩沢周辺でも栽培面積を拡大した（塩沢町編，2003：596）。

このように南魚沼での水田耕作の拡大が可能になった背景には、昭和30年代半ばから魚野川が建設省（現在の国土交通省）直轄工事による河川改修が開始されたこと、同時に耕地整理や土地改良事業が進んだことがあげられる（塩沢町編，2003：552-561）。

さらに、昭和44（1969）年からの減反や米価抑制政策により、「うまい銘柄」としてコシヒカリは市場価値を高めた。それが栽培面積を拡大させ、塩沢町の場合、作付面積に占めるコシヒカリの割合は、昭和53（1978）年には51.0%、昭和55（1980）年に70.6%、昭和62（1987）年には82%に達した。（塩沢町編，2003：596）。

現在、この地域は、「魚沼産コシヒカリ」という最高級銘柄米の産地として県内外に認められ、魚沼のコシヒカリは「ブランド米」の最高峰になっている（塩沢町編，2003：596）。

現在、全国的に農業人口が減少し、都市部では第1次産業が産業人口に占める比率は極めて低くなっているのに、南魚沼市では平成22（2010）年には、3,668人、12.0%となっている。このような産業構造になっていることには、ブランド米の産地であるということが大きく影響していると考えられる。

---

<sup>132</sup> 平成22（2010）年の国勢調査結果による。

<sup>133</sup> この遺跡は『塩沢町史』通史編上巻や南魚沼市のWebページでは「金屋遺跡」と標記されているが、『塩沢町史』資料編上巻では「金谷遺跡」と記されている。遺跡地図やその他の記述については「金屋遺跡」という記述が踏襲されているのでこの標記が通例用いられるものであろう。

<sup>134</sup> 長承元（1132）年から承安元（1171）年までの日記（塩沢町編，2002：677）。

<sup>135</sup> 天正2（1574）年12月に上杉輝虎は剃髪し、法印大和尚に任じられ、上杉謙信と号することになる（米沢市史編さん委員会編，1991：62）。

<sup>136</sup> 堀甲斐守は、堀秀治の直臣で、慶長13（1608）年から出雲崎代官を勤めていた（六本木，2002：13,18）。その他、この人物に関しては、どのような人物であるのかを示す資料がなく不明である。

<sup>137</sup> 寛永20（1643）年、高田藩（松平光長）は、魚沼郡の村々を8組に編成し、組ごとに大肝煎（後は大割元）を置いた。この時の組は、小千谷、川口、堀之内、小出島、浦佐、六日町、塩沢、十日町の8組である（塩沢町編，2003：228）。

<sup>138</sup> 六本木はこのような人たちを「牢人百姓」と呼んでいる（六本木，2002：19）。

<sup>139</sup> 六本木は、著書の中で「百姓」ということばを用いているが、それを明確には定義していない。しかし、「農家と称され現代に至る百姓家」という表現があり（六本木，2002：5）、現在「農家」といわれるものと同様と考えられる。

<sup>140</sup> 塩沢組天野沢村の庄屋七兵衛が延宝期（1673年から1681年）から元禄期（1688年から1704年）にかけて書きとめた「御公儀様入用万ひかい帳」。

<sup>141</sup> 六本木は、「田畑耕作の生産力に呪縛されない百姓」という表現をしている（六本木，2002：5）が、それとほぼ同意である。

<sup>142</sup> 「曲」という単位は、錫の容器につめた単位で、薄荷円の重量は1分5厘（562mg）である（塩沢町編，2003：269）。後の記述では「一つ、二つ」という記述と「曲」という数え方が混在しているが、販売金額などから推定すると、1曲の薄荷円の個数を1つ、2つと数えていると推測できる。

<sup>143</sup> （塩沢町編，2003：563）で引用されている「魚沼新報」昭和40年1月1日付の記事。

## 第2節 越後上布の産業史

### 第1項 はじめに

「越後上布」という呼び名は現在の名称であって、古くは「布」、「白布」、「縮」などといわれていた「麻織物」の1つの種類の名称である。

一般に「麻」と呼ばれる繊維は、JISの繊維用語では「亜麻(あま *Linum usitatissimum*)」、「大麻(たいま *Cannabis sativa*)」、「ラミー(苧麻: ちょま *Boehmeria nivea* var. *nipponnivea*)」、「ジュート(黄麻 *Corchorus capsularis*)」、「マニラ麻(*Musa textilis*)」などの総称とされ(板倉他監修, 1977: 20)、原料となっている植物もアマ科、イラクサ目アサ科、イラクサ目イラクサ科、アオイ科、バショウ科と多様にわたっている。

越後上布に使われるのは、カラムシ(青苧、苧麻、真麻などとも呼ばれる。以降、織物の名称としては、引用以外では主として「カラムシ」という表記を用いる)とよばれるイラクサ科の植物から採った繊維である。

本節では新潟県南魚沼地域におけるカラムシを使った織物の産業史を概観する。その際、カラムシ以外を原料にした麻織物についても言及することがある。また、「麻織物」という表記を行う場合がある。1つには文献によっては単に「麻」とだけ記してあって、その原料が明確ではない場合があること、また、場合によっては時代によって原料植物が交代していたり、あるいは混合して用いられていたりするためである。節の最初に述べておく。

次に、新潟県のカラムシを原料にした麻織物は、「縮(ちぢみ)」と総称されることがある。また、南魚沼の近隣の小千谷市には「小千谷縮」というカラムシを使った織物(苧麻布)が存在する。そして、重要無形文化財の指定要件は越後上布と小千谷縮を区別していない。本論文でも、概ねこの2つを区別しないで論を進めている。しかし、後で詳述するが、近世に「縮」の技術が取り入れられ、「上布」と「縮」は一部異なる技術を用いた種類の異なる織物となる。混同を避けるために、本節では、総称としては「縮」という表記を避けて、直接に引用する場合、あるいは固有名詞である場合を除き、苧麻が原料であるものは「苧麻布」、原料が苧麻とは特定できない場合や、他の「麻」を含むものについては「麻

布」、「麻織物」、という表記をする。このことも節の最初に述べておく。

## 第2項 古代、中世の麻織物

苧麻（青苧、からむし）を用いた古い布状のものとして、国内では縄文遺跡から発見される「編衣（あみぎぬ、あんぎん）」の断片がある。各地に自生するカラムシ（苧麻）を原料として作ったと推定される。また、縄文末期土器には布の圧痕がついたものも発見されるようになり、布が織られていたことが推定されている。その布に用いられたのもカラムシ（苧麻）であろうと推測されている。さらに3世紀に記された『魏志』倭人伝には、「紵麻（ちょま）」を植えて、「細紵（さいちょ）」を生産していたことが記されている。永原慶二はこの「紵麻」については「カラムシ」と「大麻」の両方をさしているのか、「カラムシ」だけのことは明確ではないとしているが、いずれにしても古い時代から衣料の原料として苧麻は使用されていたと考えられる（永原，2004：5-6）。

古代律令制度においては、大宝律令によって租庸調の税制が決められたとされる。その内容については原文が存在しないために不明であるが、庸や調は「布」で納めることができたと考えられている。永原はその「布」を麻布と考えるが、それは大麻の布なのかカラムシの布なのかを明確に区別することは難しいとしている。大麻の栽培については10世紀の『延喜式』の段階で、内蔵寮、民部省が武蔵、下総、常陸などから「年料（ねんりょう）」として「麻子（あさこ）」（麻の種子）を徴しており、『万葉集』にも麻の栽培が歌われていることなどから、大麻は優秀な種子を選択して、麻の畑で栽培されていたと考えている。しかし、苧麻の場合はそのような栽培実態を示す史料はない。けれども平安後期の荘園制の時代になると「在家苧（ざいけお）」ということばがしばしば見られることから、カラムシも野生や屋敷まわりで育てたものを採集し、糸にして自給品だけでなく庸布や調布も織っていたのではないかと推測している（永原，2004：30-31）。本論文では、永原の慎重な態度を尊重した上で、さらに一歩踏み込んで古代の越後の「麻布」は苧麻を原料と



した「苧麻布」であると考えて論を進める。

正倉院の御物に庸布があつて、藍摺が施された屏風袋に仕立てられた断片である。それには「越後国久疋郡夷守郷 戸主 肥砦人麻呂 庸布壹段天平勝（宝）（以下切断）」と記されている。この布については、越後の布に関わる文献ではほとんどに引用、参照されるものである。この布の原料糸は明確にカラムシであるとは明記していないが、この布が越後で織られた「麻布」として時期が明確に確認できる最古のものであるといえよう<sup>144</sup>。

したがって、天平勝宝年間（749年から757年）には越後地方では「麻布」が織られ、しかもその品質は、「庸布」あるいは「調布」としての基準を満たすものであったと考えられる。

永原慶二はこの時代のカラムシの「麻布」の生産について、2つの側面を考えている。1つは「民衆の自給的衣料」であり、もう1つは「庸布」あるいは「調布」として、官に納める布としての側面である。養老元（717）年の「賦役令（ぶやくりょう）」では、「布二丈六尺並二丁成」と規定されている。このような規定がなされるのは、それぞれ地域の伝統や個々の事情によってまちまちの寸法で生産されていたため、中央政府の直接収取物として規格の統一を厳しく要求しなければならなかったためと考えている（永原，2004：31-32）。

このような自給布や「庸調布」とは異なる布が8世紀初頭から存在するようになる。その布は「商布（和訓では「たに」という）」とよばれ、「地子交易（じしこうえき）<sup>145</sup>」によって国衙が得たものである。それが「交易雑物」として次第に存在を大きくし、9世紀には、東国をはじめとする多くの国々から中央に貢進されるようになった（永原，2004：35；渡辺，1971：8-10）。

『延喜式』の「民部下」には「越後国商布一千段」とある。同じ『延喜式』民部の交易雑物では常陸国の商布13,000反、布4,000反、庸布700反をはじめとして、武蔵、上総、下総が10,000反を超える国となっている。さらに、中部や東国で1,000反を超える国が8カ国になっている（永原，2004：35）。



このように生産が活性化したことについて、永原は個々の一般百姓の家においてひろく行われたのか、地方豪族クラスで集中して生産されたのかは不明であるとしながら、このような「交易」が布の生産に刺激を与え、生産が活性化し、条件のかなったところではやがて特産地としての発展の道を歩む出す基礎となったことを指摘している。さらに糸の原料となる「青苧」（この場合はカラムシから繊維をとりだした中間製品をいう）も国側が徴収することや、都市部の市で販売することなども行われるようになったことを指摘している（永原，2004：38-39）。

これらは、商品として「麻布」が流通する基盤となったと考えられる。しかし、荘園制の時代になると、布は「庸」物として徴収され、中下級の官人の禄物や雇役に対する支払物として広く用いられたが、同時に中央支配層や大寺社もこれを大量に必要として荘園から徴収するようになり、年貢などの形で確保することに力を入れるようになった。したがって、鎌倉時代前期までは、律令制下より『延喜式』段階からの連続性が濃厚で、中央支配層が現物で徴収しようとする意欲を強く持ちつづけていた時代である（永原，2004：43-54）。

ここで麻布は2つの種類に分離する。1つは自分およびその家族が身にまとう布という自給品である。もう1つは、税として納める、あるいは交易の対象となる布である。この布は税としてあるいは交易物となるに十分な品質が求められた。これ以降、議論の対象となるのは、後者の布である。

永原はこの時代の「在家苧（ざいけそ）」に注目する。この「苧」はカラムシを剥ぎ、繊維をとりだし乾燥させた中間製品としての「青苧」であると考えられるが、それを荘園の有力な生産物の1つとして年貢の一部にしたものである。この名称が鎌倉期を通じてひろく見出されるようになる根底には、野生の「山苧」の採集の形よりも、屋敷畠（おそらくは住居裏の傾斜地など）へのカラムシ栽培が一般化したためであろうと推測している（永原，2004：55-64）。

中世後期になると、「青苧」も布も現物納から代銭納への切り替えが進む。永原は建武2

(1335)年10月21日付の大徳寺領信濃国佐久伴野荘の年貢注文などを基にして、その様子を記述している。そして、そのような代銭納が進行した原因を2つ提示している。その1つは地方豪族主導の工房生産方式が解体し、住民の副業的な生産方式を主とする形に移行した段階では、営農活動と異質な青苧生産や織布を強制することが困難になってきたためである。また、現物の運搬負担を住民が嫌った所がもう1つの原因であるとも指摘している。その結果、あるところでは代銭納化されて生産が縮小し、またあるところでは逆に在地住民と巡回商人との間の商品取引関係を進めた。そして、「苧」(青苧)づくりは「農家副業的」な青苧の商品化であり、「布」も「農家副業」が主であるが営業的生産となり、地域的な集中化が進んでいった(永原, 2004: 65-74)。

14世紀、つまり鎌倉後期以降、各地で苧麻布の代銭納が進むとともに、多くの土地では織布を行わず、青苧のかたちで出荷するのが普通になっていった。また、15世紀から16世紀には、古くからの主産地として中央の評価が高かった越後、越中や信濃の布は高級商品としての需要が拡大し、中央支配層の贈答品などにもひろく用いられるようになっていった(永原, 2004: 74)。

このようにして、苧麻布やその糸の原料である青苧の商品市場が形成されたのであるが、それを取り仕切ったのが「座(ざ)」である。「座」とは、国語辞典では「中世、商工業者などの同業組合。貴族・社寺などの保護を受け、商品の製造・販売上の独占権を有した」と説明されている(新村編, 1955: 923)。中世の商人は、その営業を保護してもらうため、はじめのころは公家や社寺に人身的に従属して、奉仕者としての身分を習得するのが普通であった。従属といっても、奴隷ではなく、なかば独立して、営業活動をするものであった(豊田他編, 1969: 78)。

越後の青苧や布は、府内(現在の上越市)の越後青苧座で集荷され、京都の苧座、大阪天王寺の苧座(「天王寺座」あるいは「天王寺苧座」といわれる)で引き取られ販売されていた。越後の青苧座の支配権を持っていたのは三条西家で、それは文書から寛政2(1462)年ごろからは確実なものとみられている。越後の青苧座は「本座」とされ、それに対し、

### 第3章 越後上布（新潟県南魚沼市の織物産業）

京都の苧座や天王寺の苧座は「新座」とよばれていた<sup>146</sup>が、少なくとも三条西実隆（1455-1537）のころには、青苧課役を三条西家に実際に納めていたのは売方の本座ではなく、買方の新座であった（芳賀，1955：43-44）。

しかし、荘園制が崩壊に向かい、戦国大名とよばれるものたちが台頭してくるようになってくると、支配地の市場の保護と統制にあたり、場合によってはその土地の有力な商人や家臣に市場の管理を任せて間接的な支配を行う場合もあった。越後青苧座については、謙信の時代になると、謙信は家臣の蔵田五郎左衛門に青苧座の管理にあたらせ、青苧座は上杉家の掌握するところとなった（豊田他編，1969：93-99；十日町市史編さん委員会編，1997：52）。

このような形で、越後の布と青苧の商人は中央の権威者と越後の支配者の保護のもとに、市場を確保し、商品の販路を拡大していったと考えられる。また、売り手側と買い手側がそれぞれ組織化され、次の時代の自立した商取引の基盤が作られていったのがこの期の後半の動きといえよう。

#### 第3項 近世の苧麻布

この時代の越後の苧麻布は多様な展開をしている。この項では、流通の問題と生産の様子、生産技術である縮技術と緋の技術の移入をできるだけ編年的に概観する。

前項では「座」を中心にして、麻織物の商品市場と流通の仕組みが形成されたことを述べた。近世の商業的な発達については、渡辺三省の『越後縮布の歴史と技術』（1971 小宮山書店）や児玉彰三郎の『越後縮布の研究』（1971 東京大学出版会）などに詳細に述べられている。渡辺と児玉の著書は北魚沼郡および小千谷を中心にしたものではあるが、共通する事柄も、南魚沼、塩沢について直接に言及している部分も多いものである。本項では、この2冊を主に参照し、不足する部分は『塩沢町史』などで補充することとする。

さて、近世直前、慶長3（1598）年に上杉氏が会津に移封されるときに、秀吉は、奉公人

はすべて連れて行くことと同時に、百姓は一切連れて行ってはならぬと命じ、兵農が分離された。上杉の後には堀秀治が春日山に入ったが、その際、「越後布出所」5,000石が蔵入地として、産物を貢納させるという方法がとられた。「越後布出所」がどこであるのかは明瞭ではないが、秀吉が有力な特産品の1つとして越後布を見ていたといえよう(渡辺, 1971 56-57)。

新しく領主となった堀は、慶長3年に検地を行っている。その際、青苧、楮、漆の栽培面積や本数を調べられ税の対象とされた。さらに、白布の税をも石高に組み入れた。また、次の領主である松平光長も寛文年間(1661年から1673年)に新たに麻布の税を設ける。それは縮1反に付き銀1匁3分、白布1疋に付き銀1匁3分、布1反に付き銀2分というように、販売に際して役銭をとるというものであった。既に、原料の青苧に青苧高を課し、さらに白布の生産量を地高に算入していた。この2つの税は、生産高には無関係に固定した税高となっていた<sup>147</sup>。ここで販売に際して役銭を課すということによって、苧麻布の生産者には、原料の段階、生産の段階、販売の段階で課税され、1つの品物に三重に課税されるということになったと渡辺は述べている(渡辺, 1971 60-102)。

また、寛文初年の頃(1661年ごろ)、明石(堀)次郎が縮の技術を伝えたという伝承がある<sup>148</sup>(渡辺, 1971: 109-112; 児玉, 1971: 45-48)。このことについては、青苧の生産と関連づけて考えられる場合もあり、角山幸洋は、越後で経緯に強撚糸をつかって織り出す明石本縮(経は絹、緯は木綿をつかう)の手法が取り入れられ、縮布の製織が行われるようになった。縮布には、地苧より品質のよい、会津、最上、米沢産の青苧をつかうようになり、越後の青苧生産は衰退したと述べている(角山, 1968: 176-177)。この縮技術と青苧生産については、後に詳述する。結果的に越後縮は良質の苧麻糸を用いた高級品としての地位を次第に固めて行くことになる。

さらにこの頃から小千谷、十日町、堀之内などで初夏の頃に六斎市を基盤にした縮布市が開かれるようになる。そしてそれはやがて公認された縮市場として、他の六斎市での市場と区別され、特権的な地位を持つものとなる。そして、そこから外れた縮市と軋轢を生

じながらも次第に「三市場」として指導的地位を固めていった（渡辺，1971：127）。また、天和2（1682）年から検地が開始され、結果的に何種類かの雑税が廃止される。白布高もその中に含まれて廃止される。（渡辺，1971：132）。商人たちの動きも活発になってくる。

同時に、前時代の柏崎にできた越後青苧座<sup>149</sup>の商人たちだけでなく、小千谷や十日町などの生産地の中心集散地で活躍する商人が現れる。小千谷に慶安4（1651）年の7月から翌慶安5（1652）年までの、豪農中町家と佐藤家両家の差引勘定を記した「佐藤判左衛門指曳帳」という帳面が残されている。渡辺三省は、この帳面により佐藤家の経営をある程度具体的につかむことができるとして分析している。それによると、佐藤家は鍬、鎌、鍬柄などの補給を多く行い、場合によっては25人もの使用人を雇うなど、手広く耕作を行いつつ、白布や真綿を直接京都に運んで取引をしていたこと、また新潟から塩を運んで販売していたことも記されていて、このような豪農商人がこの時代に存在していたことを示している。（渡辺，1971：90-93）また、塩沢周辺では、他郷から入り込んだ「牢人百姓」が商いを広げ、やがて問屋に成長していったことは、前節第5項に記した塩沢村の勘左衛門家の蔵入目録を六本木が分析した結果からわかることである。それもあわせて考えると、この時代の魚沼地方では、小千谷だけでなく、十日町や堀之内村、塩沢村などの物資の集散地の広い範囲で商活動が活発に行われるようになっていたと推測され、半農半商のような形で青苧や苧麻布を商っていたものたちから、集散地縮問屋よばれる商人が生まれたと考えられる。

この時代の塩沢周辺での苧麻布生産については、六本木健志が塩沢組天野沢村（南魚沼市天野沢 塩沢の中心から南西に1.5 kmほど）の例を紹介している。記録に表れるのは天和（1681）年であるが、6軒で白布を4疋、縮を2反織りだしている。白布と縮を織っているのはそれぞれ別で、それぞれ白布の場合は1疋（2反）、縮は1反となっている。縮を織っている2軒は、延宝6（1678）年の年貢米納方帳によると60石あまりと51石であり、村内第1、第2の大高持ちであった。天野沢村の家数は元禄5（1692）年には28軒であったので、家数の変更を小さいものと考え、おおむね苧麻布の生産に携わっている

のは、まだ、20%程度と考えられる。それが元禄2（1689）年になると、24軒が苧麻布の生産に携わり、白布を4疋、上縮1反、中縮16反、下縮19反の合計44反を織り出している。その中でも縮が36反と8割以上を占め、白布が天和元年と同じなのに対し、縮の生産量が大幅に拡大している。この8年の間に、縮生産が塩沢周辺まで普及、拡大していることがわかる（六本木、2002：153-154）。

この時の天野沢村の生産量は各家が1、2反であるが、もっとも多く縮を生産したのは村内2番目の持ち高百姓である七兵衛家であった。七兵衛家は夫婦と16歳の男子、9歳の女子の子どもに、29歳の養子と22歳の養子の妻、その子どもで七兵衛の孫になる2歳の男子という家族に加え、22歳の下男、32歳の下女という家族構成である。おそらく、そのうち3人の成人女性の力によって、5反の縮が織り出されたと考えられる（六本木、2002：153-154）。

天野沢村は、畑が屋敷まわりにわずか作られているだけで、村全体で田地17町歩に対し、屋敷と畑地の合計が3町4反1畝12歩であった。青苧畠は1反19歩しかないので、苧麻布の原料である青苧は他地区から移入した。天野沢村の百姓たちは、山形県最上地方、米沢地方、福島県会津地方産の青苧を庄屋の七兵衛を通じて調達し、苧麻布を生産した（六本木、2002：154-156）。

苧麻布は、京都だけでなく、江戸へも出荷されるようになっていった。児玉彰三郎は堀之内村袖間屋久左衛門が元禄10（1697）年に魚沼郡内の村々から買い集めた縮を合計215反江戸に出荷していることを示す文書記録と、小千谷からも222反江戸へ出荷している文書を示している。さらに、いつからかは明確ではないが、「御用縮」という幕府からの注文品の生産が行われていた。その御用縮を裏付けるものとして、宝永2（1705）年に小千谷陣屋から納める期限を村々に触れるように申しつけられたという宮家の覚書も示している（児玉、1971：56-57）。

さらに、寛文の頃（1661年から1673年）から、柏崎の商人たちが行商を本格的に開始する。児玉彰三郎は、それは元来、戦国動乱期に柏崎に逃げ込んだ他国商人たちの窮余の



策であり、もともとは青苧の行商から始まったものと考えている（児玉，1971：317）。

しかし、この行商の実態を裏付ける史料はなく、享保4（1719）年の塩沢の又市の「行商資金借入書」<sup>150</sup>が現存するもっとも古い史料となっている。それには20両の借入金に記載されている。また、享保9（1724）年の大塚万吉の「行商得意先名簿」<sup>151</sup>には水戸の徳川家をはじめ、彦根の井伊家、などの大名や武家、大商人などの名前が60数名記されており、この2つの史料によって享保年間には江戸での行商がかなりの規模で展開されていたと推定される（渡辺，1971：90-93）。

この間、江戸では問屋が既に組織化されていた。明暦3（1657）年9月の江戸町触（えどまちぶれ）には、他国からきた船商人が問屋を通さずに取引することを閉め出す「一味申合」は固く禁ずるという内容がある。そのことから、当時すでに專業別問屋別の仲間組織がかなり成立していたことが推測される。また、元禄7（1694）年には、江戸における問屋仲間の連合体として「十組問屋仲間」が結成された。この組織の目的は、上方から江戸への菱垣廻船による輸送損益を組織の力で最小限に食い止めようとするものであった（豊田他編，1969：172-173）。

越後地方でも十日町では、寛保3（1743）年に市場取り締まりのために「一同相談治定を以、問屋内におみて年行事相立置」と8軒の問屋仲間が結成された。そのうち2軒は宝暦年中（1751年から1764年）に脱落し、以後「六軒問屋」とよばれる問屋組織になる（児玉，1971：301-302）。なお、小千谷や堀之内なども同様な問屋の組織化が行われたと推測されるが、管見する限りでは明確な記述は見つからなかった。

このようにして、この時期の苧麻布の商いは2つの流通経路を持つことになる。第1は、生産者→仲買人→三市場（十日町、小千谷、堀之内）問屋→江戸呉服問屋→小売商→消費者という流通経路である。これは、従来からの流通経路である。第2は、生産者→行商人→消費者という経路である。これは江戸行商人の登場によって生まれた新しい経路である（渡辺，1971：525）。

当然のことであるが、第2の流通経路は間に介在する商人が少なくなるために、販売価



格を抑えることが可能である。したがって、このような行商は、縮市場の間屋を相手にし、株仲間を形成して縮商いを独占している江戸の間屋の利害とぶつかるものであった。

文化年間になって、それが史料にも残される。その最初のもは文化11（1814）年の江戸十組問屋との紛争である。十組問屋は、文化3（1806）年から行商人が直売をはじめ、さらに越後の三市場外の百姓が農業を捨て置いて江戸の行商をするようになった。それが500人にも上っているので問屋の商売に差し支えたと訴えた。その結果は行商人側の敗訴で、今後、縮荷物はすべて運上請負人の送り状を付けて呉服問屋行事に届けて改めを受け、反数に応じて、1反につき銀4分5厘の口銭を7月中に呉服問屋共方に差し出すことなどが取り決められた。また行商人側は115人で仲間組織を作ることで取り締まることを申し合わせた。しかし、これは、115人に限定したものではなく、その後にも加入金を納めれば新規の加入を認めるものであった。さらに天保12年には天保改革の一環として一端株仲間が解散させられることなどもあったため、行商人の増加は食い止められなかった。結果的に問屋と行商人の紛争は明治維新までしばしば起こることとなる（児玉，1971：317-302-344）。

天明の頃には越後の苧麻布は30万反に達しているという（角山，1968：177）。またこの間、越後の苧麻布には緋の技術が移入されている。現在の越後上布や小千谷縮では代表的な模様となっている緋であるが、その始まりは明確に特定することができない。『北越機業史』には「享保年間、越後小千谷の織工、カスリチヅミを織り出せり」と記されていて（内田，1903：13）、越後の緋の始まりは享保年間（1716年から1736年）とされている。

渡辺三省は小千谷に残されている縮布見本帳や縮布切れなどを検討し、新潟県指定文化財の西脇新次郎氏所蔵の天明2（1782）年と記されている見本帳の中で、文化文政期（1804年-1830年）のものと推測されるものに、多くの緋を見出している（渡辺，1971：265）。

十日町の場合は、『十日町市史』通史編6が「織物」となっていて、そこで緋の発現を見本帳や神社への奉納幡（ほうのうばた）を検討している。その中で年代がはっきりしていて緋模様が確認できるものの最古のものは、十日町市山谷の吉田神社に残されている奉納

幡で、文化3（1806）年丙寅4月27日という奉納年月日のあるものとしている（十日町市史編さん委員会編，1997：154）。以上のことから、越後の苧麻布に緋模様が定着するのは文化年間ごろと推測されるが、その技術移入がどこから、誰によってもたらされたものかは不明であるといえよう。

この期の塩沢周辺での苧麻布の生産については、六本木が、前節5項に記述した関村の佐藤九左衛門家の場合を詳細に記述している。九左衛門家には延享元（1744）年から宝暦6（1756）年までの縮生産の記録がある。具体的な生産量とそこから得られた収入については表で示しておいたが、それらはすべて女たちの冬仕事から生み出されたものであった。

詳細な工程については節を改めて記述するが、縮の生産は「苧績み」という糸作りから始まる。これは青苧の繊維を細く裂き、1本ずつ指でひねって繋ぎ、長い糸にしてゆく作業である。縮を織るだけの作業であれば地機でも無地の1反は10日あまりという。しかし、1反分の糸を績み、それを機にかける作業には100日あまり掛かったというから縮が完成する全作業行程の7割から8割を占める。苧績みは毎日の家事の合間に行われた。朝食のための粉挽きや家族の野良着を仕立てる仕事などの合間を縫って行う仕事であり、また育児をしながら行う仕事であった。苧績みは2月の彼岸頃まで続けられ、その後に加撚や晒し、染色、整径などを行って織にかかった。それは間もなく春の野良仕事が目前に迫る時期であった（六本木，2002：223-225）。

この縮織りのために人を雇うことも行われた。九左衛門家では延享3（1746）年に縮の生産のために、苧績みには述べ23人分、織に28人分の日傭取りを雇っている。この場合の女日傭取りには、農作業に関連した日傭取りとは違って賃金が支払われず、1日5合の夫食米を出すだけである。この日傭取りは、苧績みや機織りの作業を日傭取りの自家で行う。そして、できあがった糸や布を九左衛門家に戻すという形態である。このような形態を南魚沼では「クイツバシ」という雇用形態で、比較的軽作業に従事する場合に適用されたものであった。この年の九左衛門家の縮の売上収入は、前年に生産した3反分で、金1両1分銭700文であった。その経費は女日傭取り51人分の夫食米（2斗5升5合）の代

金、892文、原料の青苧代1貫950文、縮運上金123文を差し引くと、銭2貫735文の利益が上がった<sup>152</sup>。しかし、質の面では最も低い下縮であり、女日傭取りで多くの縮を織り出す仕事の限界も見られた（六本木、2002：223-225）。

以上のような生産の様子は、おおむね高度経済成長期まで継続された縮生産の姿であると考えられる（六本木、2002：223-224）。

#### 第4項 近代から現在までの苧麻布

明治維新は、越後の苧麻布の生産と流通に大きな影響を与えた。新たな社会秩序が打ち立てられることとなって、武士階級の服装であった麻袴や素襖（すおう）、菖蒲帷子（しょうぶかたびら）などが不要となり、苧麻布の用途は減少し、生産は衰退した（渡辺、1971：791）。

渡辺三省は、近世期から明治初期にかけての苧麻布の生産量などを、いくつかの『北越機業史』などいくつかの史料から拾って整理している（渡辺、1971：810-819）。それを元にして明治期の生産量を見ると、明治元（1868）年には135,000反の生産高があったものが、明治17（1884）年には93,000反まで減少している。以降、明治36（1903）年には、「新潟県農商務統計」によると31,197反にまで減少している。

児玉彰三郎は、この期の苧麻布の生産と流通について、小千谷市およびその周辺に残っている文書、統計資料、大阪での越後縮の輸入高などを元にして分析している。その結果から、越後縮は明治14（1881）年を頂点として衰退し始めるが、それは明治15年からの不景気という国内経済の動きと一致することを指摘している。さらに、ここでの衰退傾向は景気が回復しても生産の回復には結びついていないことを指摘している（児玉、1971：443-451）。

この間、産地ではさまざまな努力が行われている。明治6（1873）年には、ウィーン万国博覧会に越後縮と紬を出品している。また、小千谷と柏崎の縮仲買商人が仲間規定を取り

交わして織物の織り上がり丈の規制をしている。さらに、明治10（1877）年には、十日町方面でも紺屋、縮仲買商、買継商が「縮布絹縮濫製取締組合条約書」を定め、検査の上検印を押して真製の品を保証しようという動きをしている。塩沢村では、明治12（1879）年に生産会社を設立し、縮布の改良を図り、証紙を貼って顧客の開拓を図ったが、生産費がかかりすぎて利潤が少なく、明治20（1887）年には解散に追い込まれている<sup>153</sup>。児玉は、このような状況が絹織物への転換を進めたとみている（児玉，1971：443-451）。

縮市場を開設していた十日町、小千谷、堀之内の中で、絹織物への転換をいち早く図ったのは十日町である。十日町には文政12（1829）年に西陣から宮本茂十郎という人がやってきて、高機を導入し、絹縮を発明し、十日町が大機業地として立つ基礎を作ったという伝承がある。実際に宮本が指導したものは苧絹混成のもの、あるいは透綾などの新しいものであった。宮本はその後十日町を離れるが、その後も絹縮の生産は続けられ、透き綾の研究は継続される。明治維新をむかえ、服地の制限が説かれるとともに、新しい絹織物商品が開発された。平透織、撚透綾、紹織、風通織など明治30年までに開発され商品化された。これらは後に十日町を代表する絹織物である「明石ちぢみ」へと繋がって行く。明治初年の十日町の高機台数は50台未満であったが、明治10（1877）年には400台以上に増加した。また、明治20（1887）年には600台にもなっていた（渡辺，1971：820-821；十日町市史編さん委員会編，1997：207-212）。

また、明治20年代から30年代は、十日町産地が工場制生産へ移行する期であった。明治32（1899）年には「中魚沼郡織物同業組合」が結成されている。その構成員は1,860人であるが、自家で複数の織機を所有し、さらに従業員を数人抱えている工場所有の「機業家」は30人あり、織機163台、従業員173名となっている。しかし、翌年の明治33（1900）年6月10日、十日町は大火に見舞われる。全戸数の8割近くを焼失し、機業も大きな打撃を受けた。それに全国的な経済不況もともない、以後5年間ほど機業も停滞した。しかし、このことは緩やかに機業に転換を促し、輸出用の絹織物の製造や動力式、機械式織機の導入、工場化の促進などにより、大正年間には十日町は絹織物産地としての姿を整えていっ

た（渡辺，1971：820-832；十日町市史編さん委員会編，1997：214-247）。

小千谷でも新商品の開発が行われた。絹麻の痕織物や絹だけの縮などが工夫されたが、もっとも多く生産されるようになったのは、かつて自家用として織られていた木綿縮であった。明治10（1877）年ごろから売れ出され、丈夫な実用品として明治中期まで相当生産された。しかし、明治末期になると木綿縮はほとんど生産されなくなる。それに変わって、新しく商品化されるのがラミー糸を用いた苧麻の織物である（渡辺，1971：832-838）。

ラミー糸は、染織辞典などでは「苧麻糸」とだけ記されていて、本論文で研究対象としている越後の苧麻布の原料である青苧を績んだ糸と区別することができないが、小千谷や塩沢ではそれらを明確に区別していて、「ラミー糸」といえば苧麻を原料にした紡績糸のことである<sup>154</sup>。

ラミー糸は、苧麻の繊維を5cmほどに裁断し、それを綿状にして木綿紡績と同様の方法で紡績した糸である。したがって、糸作りには紡績機械が使用可能になる。また、高機での製織や機械織機での製織が可能となる。この糸は明治44（1911）年11月に初めて輸入され、小千谷では山本国蔵が最初に使用を試みたとされている。しかし、初期にはこの糸の使用は越後の苧麻布の評判を落とす「偽製品」として攻撃され、排斥された。大正2（1913）年に初めて「翁縮」として販売されたものは、紡績糸に特殊加工をした糸で織ったものであるが、大正7、8（1918、9）年には10万反の生産があった。しかし、次第に需要が減退し、昭和10（1935）年ごろにはわずかに余命を保つ程度となった（渡辺，1971：838）。

この期の小千谷、塩沢、十日町の織物生産量を示す資料として、西脇新次郎の『小千谷縮布考』（1932 私家版）に記述されたものがある（西脇，1932：60）。この数値は、先の渡辺の整理した表にも引用されているが、その数字からは、大正から昭和にかけて十日町が苧麻布の生産から絹織物に転換していったこと、また、小千谷が次第にラミー糸の使用した織物生産を高めていったことが明確に読み取ることができる。

また、昭和10年には、真綿を木綿や大麻糸にからませた新開発の紬糸を経緯に用いた紬織が製品化された。それはその後の戦時統制品から除外されたため、小千谷の幾人かの業

者は継続して仕事を続けることができ、戦後の小千谷紬の基となる（渡辺，1971：839-840）。

この頃の小千谷の機屋について、新潟県麻織物試験場が編集した『麻紡績と其乃織物』（1926 新潟県麻織物試験場）に記されている。小千谷では、明治25（1892）年に初めて機業によって生計を立てる専業の機屋が現れ、また、明治34（1901）年ごろには、機業を本業とするものが12となり、大正14（1925）年には、織物製造業者は48となっている（新潟県麻織物試験場，1926：184-195）。また、大正11（1922）年から13年までの苧麻糸を用いた織物の生産量が示されているが、総反数と、「手紡苧麻織物（従来の越後の苧麻織物にあたるもの）」の生産反数は、次のようになっている（新潟県麻織物試験場，1926：189-190）。

年度	総生産量	手紡苧麻織物	割合
大正11（1922）年	26,808 反	7,251 反	27.0%
大正12（1923）年	35,392 反	8,276 反	23.4%
大正13（1924）年	40,757 反	4,017 反	9.9%

この数字は、先に示した西脇新次郎の『小千谷縮布考』に記載されている数字と異なっている。しかし、両者を合わせみると、ラミー糸を用いて、力織機で織ったものが小千谷で「麻織物」の過半数を占めるようになっていっていったことを示しているのは同様である。

また、渡辺三省は、このラミー糸を用いた織物は時代の嗜好によって一端衰退するが、新しい染色法の案出によって、多色緋や大柄の女物などが新商品として開発され、昭和8（1933）年ごろから再び好況となった。しかし、それも、第2次世界大戦へ向かってゆく中で、長くは続かなかつたと記している（渡辺，1971：839）。

第2次世界大戦後、昭和25（1950）年に「小千谷織物同業協同組合」が結成される。その当時の絹織物、苧麻布などを合わせた総出荷数量は88,270反、出荷金額で3億8,898万



円であったが、10年後の昭和35（1960）年にはそれぞれ、191,630反、7億1,430万円と  
なっている。さらに、第2次世界大戦後に生産がもっとも拡大したのは出荷数量では昭和  
47（1972）年の321,842反であり、出荷金額では昭和51（1976）年の57億4,240万円と  
あった。しかし、その後は急激に生産、出荷金額も減少し、昭和55（1980）年には出荷反  
数で175,103反、出荷金額では46億8,137万円、平成元（1989）年には出荷数量で67,181  
反、出荷金額では14億7,897万円と激減している。この傾向は1990年代に入ると一応の  
下げ止まりとなり、出荷数量は3万反から4万反、出荷金額で70億円から10億円で推移  
している（伝統的工芸品産業振興会，2006：189-190）。

絹織物と苧麻布の比率は、昭和60（1985）年ごろまでは出荷数量の75%から80%、出  
荷金額で90%から95%を絹織物が占める形で推移していた。しかし、以降は絹織物の割合  
が激減して行く。平成2（1990）年には、出荷数量で37,142反（54.0%）、出荷金額で11  
億3,043万円（74.5%）、平成16（2004）年には16,028反、4億7,516万円まで減少した  
（伝統的工芸品産業振興会，2006：190-191）。

一方、苧麻布は、昭和51（1976）年に出荷数量が64,022反（25.6%）、出荷金額が5億  
1,117万円（9.1%）だったのが、平成16（2004）年には出荷数量は12,994反、出荷金額  
は1億7,367万円となって、絹織物の減少よりは、緩やかな減少傾向にある（伝統的工芸  
品産業振興会，2006：190-191）。

小千谷縮は昭和30（1955）年に「越後縮」として、越後上布の技術とともに「重要無形  
文化財」の指定を受けた。しかし、その要件に合う「手うみした糸を使用する」小千谷縮  
の生産は極めて少なく、年間数反となっている<sup>155</sup>。多くのものは「ラミー糸」を用いた  
ものであるが、近年はその技術を用いて、洋装服地生産とそれを使った洋服生産に取り組  
んでいる（伝統的工芸品産業振興会，2006：206）。このような形で小千谷は、十日町のよ  
うに大きく機械織りによる絹織物生産あるいは洋装服地生産に移行せず、苧麻の織物を維  
持してきている。渡辺三省は「小千谷は縮布の産地という立場をあくまでも固守した。明  
治維新以後苧麻布の需要が激減して、各産地はほとんど他の織物に転換したのに、小千谷



がこれを守りとおしたということは、小千谷がひとり苧麻布の特産地として、特殊の地位を得たことを意味した」と述べている（渡辺，1971：841）。

渡辺はその後で「小千谷の立場は著しく安全なものとなり、景気・不景気の波などによって左右される度合いも少なくなった」と述べているが、渡辺がこの論考を出版した昭和46（1971）年当時まではそういえたであろう。しかし、前述したようにその後は厳しい状況が続いているわけであるが、苧麻布の産地という立場を継続できていることは渡辺の指摘するとおりの理由であると考えられる。

塩沢は、近世においていわゆる「三市場」からはずされて不利な立場に立たされたが、近隣の村々で生産された苧麻布の集散地であり、それを扱う商人もいた。『塩沢町誌』（復刻）第2巻には、各村誌に記載された明治10（1877）年の産出反数が集計されている。もっとも多いのは塩沢村の793反であるが、総計では、3,383反となっている（細矢他監修，1981：245-246）。『北越機業史』では、この年の産出量は110,000反であるので、全体のわずか3%に過ぎない。以降、第2次世界大戦までの統計資料に塩沢の苧麻布が出てくるのは、管見する限りでは先に示した『小千谷縮布考』の数字である。また、これに重なる時期のものとして、『塩沢町誌』（復刻）第2巻に昭和5（1930）年から昭和9（1934）年の生産量が示されているものがある（細矢他監修，1981：274-275）。この2つは、年が重なっている部分の数字がだいぶ違っている。それぞれの元にした統計が明確でないため、どちらの数字が正しいと明確に示すことはできない。けれども、昭和の初めの塩沢の苧麻布の生産は、おおむね小千谷の2分の1程度はあったのではないかと推測される。

明治から大正にかけては、前節第6項で述べたように、塩沢ではすでに絹織物が織られはじめていた。また、大正6（1917）年には塩沢でもラミー糸を使った「越後麻縮布」が初めて織られ、その後、「古代上布」（経糸はラミー糸、緯糸は手紡ぎ糸の平織りのもの）、「寿縮」（主糸はラミー糸、緯糸は手紡ぎ糸のもので、縮加工したもの）と名付けられた製品が織られた（細矢他監修，1981：257-258）。『小千谷縮布考』に示された統計数字からは、塩沢のラミー糸を使った織物は、大正12（1923）年には1,884反で28%程度であったのが、

昭和2(1927)年に前年の3倍近くの6,158反となり、全体の65.2%を占めて「本製縮布」を逆転する。以降は、少なくとも4,000反あまりの製造量となり、苧麻布の70%程度を占めるようになっていった。

大正11(1922)年には、「南魚沼麻織物同業組合」が設立された。事務所は塩沢町の麻織物紹介所に置き、対象地区は南魚沼郡一円とした。また、昭和3(1928)年4月に「越後麻織物同業組合」と改称した。昭和10(1935)年の組合員数は36名で、販売並びに製造業が3、製造業19、販売業1、染色業4、整理業5、撚糸業4であった。また、昭和8(1933)年8月、「越後麻織物工業組合」が設立された。この組合は製造業者と加工業者の組合であった(細矢他監修, 1981: 271-275)。

織物工場の設立は少なく、先に示した明治12(1879)年の「生産会社」設立の他には、昭和4(1929)年に州崎栄三が設立したラミー糸を使った麻織物工場などが見える程度である(細矢他監修, 1981: 270-271)。

大正末年ごろの、手績みの糸を使った「越後上布」の生産の様相は、新潟県麻織物試験場が編集した『麻紡績と其乃織物』(1926 新潟県麻織物試験場)の塩沢の「第貳節 生産組織」に詳述されている。それについては後で詳しく考察するが、既に「機屋」が存在して、績まれた苧麻糸を購入し、「出機」をして生産という形が成立している(新潟県麻織物試験場, 1926: 227-228)。

また、『塩沢町史』には、大正15(1926)年の「主要工業概況調」と昭和6(1931)年6月の「生産品調査」の内容が記載されているが、そのいずれにも「純工場組織なく、主として出機であれば」、「工場組織なく殆ど出機なり」と記載してあり(細矢他監修, 1981: 262-266)、『麻紡績と其乃織物』に示されている「出機」に依存するという生産形態が、第2次世界大戦で生産ができなくなるまで継続されたと考えられる。

第2次世界大戦後、全節第6項で述べたように昭和24(1949)年に「塩沢織物工業協同組合」が結成され、絹織物を中心に生産が復活していった。

苧麻布については、昭和25(1950)年5月に文化財保護法が公布されると、小千谷縮を

文化財とする目的で、南魚沼地域をも含む技術者で、「小千谷縮布技術保存協会」の結成が図られた。そして、昭和 28（1953）年 3 月には国の「無形文化財」に指定され、昭和 30（1955）年には「越後縮」として「重要無形文化財」に指定された。同じ年に「小千谷縮布技術保存協会」は正式に結成された。昭和 35（1960）年には、指定名称が「小千谷縮・越後上布」に変更され、技術保存協会も昭和 39（1964）年に「越後上布・小千谷縮布技術保存協会」という名称に変更された（塩沢町編，2003：561-562）。さらに、越後上布と小千谷縮は平成 21（2009）年 9 月 30 日、ユネスコ無形文化遺産に登録され、世界的な文化遺産となっている。

この間から現在の生産に関する統計資料は発見できず、苧麻布の生産の様子は明確にできない。『南魚沼郡誌』続編上巻や『塩澤町史』通史編下巻に記載されているものから、昭和 41（1966）年から平成 5（1993）年の生産量をうかがうことができる。それは別に表として示してあるが、昭和 41 年には 2,268 反の生産だったが、昭和 52（1977）年には 977 反となり、平成 5（1993）年には 471 反と極めて少ない生産反数となっている。現在の統計資料も発見できないが、全体としては数百反と推測できる。また、小千谷縮と越後上布を合わせて、無形文化財の要件を満たすものは 30 反程度<sup>156</sup>となっていて、極めて稀少な織物となっている。

組合の話によると、昭和 30 年代から周囲のスキー場開発をはじめとする冬期の観光産業が盛んになって、冬の仕事であった織物産業に陰りが見られてきたということである。また、産業別の就業人口の推移を見ると、昭和 50（1975）年の国勢調査時には第 1 次産業人口が 31.8%となり、第 2 次産業 35.8%、第 3 次産業 32.2%となって、農業人口が激減している。

この地区の観光開発や企業誘致が進んだことは、スキー場やホテルの仕事が生まれたこと、さらに、工場誘致などによる通年継続する仕事が生まれたことによって、農業から他の仕事への転換が促進された。それだけでなく、この地域の冬の仕事として苧績みや賃機（出機）に変わる新たな仕事の選択肢も提供した。その結果、出機に依存していた織物産

業の従事者の不足を招くことになったのである。それは塩沢のみならず、十日町や小千谷にも共通することである。

後継者の問題が大きな問題になっている。越後上布・小千谷縮布技術保存協会では、昭和42（1967）年から苧績みの講習会を皮切りに、伝承者養成事業を行っている。昭和48（1973）年から始まった織部門は、冬の間だけ100日を5年間という厳しい講習であるが、実際に5人程度が機織りの仕事をしながら受講している。そのような形で技術の伝承が行われているのが現状である。

### 第5項 青苧の流通

この項での「青苧（あおそ）」とは、カラムシの皮をむき、その皮の肉質をこそぎ落として繊維だけを取り出して乾燥させた半製品をいう。山形県置賜地方では、織物のカラムシを青苧とよぶことがあるが、新潟県や現在の原料供給地である福島県昭和村では、この半製品を「青苧」というのが一般的な呼び方である。

越後の苧麻布の原料の青苧は、先に述べたように中世までは地元で栽培されたものを主として用いていた。また、越後地方はカラムシの栽培が盛んで、それを京都まで運び販売していたことは、本節第2項でも述べたことである。しかし、既に述べたことであるが、近世になると、山形県の米沢苧、最上苧、福島県の会津苧が移入されるようになり、それが主に使われるようになった（本節第3項）。

この時期については明確に示す資料を管見する限り見出すことはできなかった。新潟県側の論考では、慶安4（1651）年中町家文書「佐藤判左衛門指曳帳」に最上からの青苧を売った代金の記載があり、また「ゑりそ」という標記があって、渡辺三省はそれが後にいう米沢産の「選苧（えりそ）」の可能性もあることを指摘している（渡辺，1971：94-95）。児玉彰三郎は、元禄13（1700）年の池中新田村の村山藤右衛門の「かり物覚帳」に、10月に最上苧900匁、翌年2月に最上苧100匁とあることから、最上苧の販売事例が元禄時代に

は始まっていることを指摘している。米沢産の「選苧」については生産が始められたのは正徳から享保の頃（1711年から1736年）と推定している（児玉，1971：116-117）。

一方、山形県側の論考では、その時期を宝永7年（1710年）に西村久左衛門が追放されてからは、越後の商人が入り込み、商人苧を買って小千谷縮の、越後上布の原料とすることが目立ってきたとしている（本論第1章第1節第3項；渡部，1976：38）。

いずれにしても、越後の苧麻布は他国産の青苧が用いられるようになり、越後のカラムシ栽培は終焉し、数字的にもまったく史料はないという。しかし、渡辺三省はこのことについて『東頸城郡誌』に、天保10（1839）年ごろの松之山では縮布の原料は自作畑の青苧を原料としていたという古老の話等を根拠とし、さらに渡辺自身の記憶によっても大正年間まで魚沼地方でカラムシが栽培されていたことを示していて、魚沼でのカラムシ栽培が継続されていたと述べている（渡辺，1971：134-137）。そのことを検証する作業は今後の課題となるが、1600年代の中頃から、越後の苧麻布の原料は他国産の青苧が主流になるといえよう。

それらの青苧がどのようにして越後に運ばれたのかについて、西脇新次郎は『小千谷縮布史』で、会津、最上と米沢からの経路を示している。それによると、会津からは通称六十里越（福島県の只見町から魚沼市入広瀬へ抜ける街道、現在の国道252号線）、八十里越（福島県の只見町から新潟県三条市へ抜ける道路、現在の国道289号線）の険しい道を通るが、降雪期は津川（新潟県東蒲原郡阿賀町）に出て大回りするしかないという。米沢、最上からは国境十三峠（山形県置賜地方と新潟県岩船郡を通る越後街道のこと、現在の国道113号線の一部）を越えて、岩船郡に入り、黒川（現在の胎内市）を経て木崎（現在の新潟市北区木崎）にでて、ここから新潟へ川船で行き、そこで積み替えて信濃川を上ってくるという経路である（西脇，1935：325）。

西脇の著書は昭和10（1935）年の刊行であるが、著者は小千谷の縮問屋に生まれ、家業に従事し、小千谷に残された商家文書等を参照しこの著書を刊行したのである。したがって、近世においても概ねこのような経路をとったものと推測される。

また、昭和村での聞き取り調査の記録では、大正3(1914)年に磐越西線が開通以前は、六十里越えや八十里越えを利用し、開通以後は磐越西線を利用するようになったという(朝倉, 2006: 245-250)。

児玉彰三郎は、小千谷の青苧問屋田中屋松兵衛家の元治2(1865)年から明治36(1903)年まで断片的に残されている帳簿を分析し、青苧の流通を検討している。それによると、仕入れ先は3つの地域に分けられるという。第1は山形県東置賜郡高島町の大笹生、時沢方面、第2は長井市伊佐沢、西置賜郡白鷹町荒砥、西村山郡朝日町杉山、宮宿方面である。第3は西村山郡大江町本郷、七軒、左沢(あてらざわ)方面である。田中家の青苧買い付け数量を児玉は表にしている<sup>157</sup>が、それを見ると、表にされている5ヵ年のうち、慶応2(1866)年、慶応3年については第1の地域と第2の地域だけからの仕入れであり、数量的には第2の地域が圧倒的に多く、田中家の仕入れの主体は第2の地域にあったと児玉は推定している。しかし、明治15年から以降には、第3の地域が新たに付け加わる。そして、明治26年には第2の地域からの仕入れが72駄に対し、第3の地域は88駄と急激な伸びを示している。また、第3の地域は明治以降、田中家にとっては新たに開拓した取引先ということになる(児玉, 1971: 130)。

販売先については、明治15(1882)年からは「越中送分」というのが見られる。これは「能登上布(のとじょうふ)」の原料としての青苧である。田中屋ではそれを第3の地域の青苧をあてている。それは1つには古くから越後での苧麻布生産には第2の地域の「選苧」があてられていることと、第2には最上川を下して酒田から直接能登へ出荷するという便宜によるものであると児玉は考えている(児玉, 1971: 128; 130-131)。

山形側の論考では、このような青苧の出荷先に言及したものは少なく、とりわけ米沢苧については上杉鷹山の藩政改革以降はあまり言及されず、天保三(1832)年の「背曝(せなかあぶり)」に「長井西通の畑を見るに、大豆、小豆其他畑に作るへき物見当たらず、唯目の及ぶ所悉く桑なりと、蠶、青苧は昔より収納に少しも用捨なき減法なれとも、良田さへ桑畑にする勢ひ、されは青苧などというも更なり」と記される(本論第1章第1節第3

項) ほどで、栽培が衰退したとも考えられている。しかし、実際には、この田中屋の史料からもわかるように、明治の後期まで確実に生産され、越後へ送り出されていたわけである。このことについても、またこのような状況がいつまで続けられていたのかということについては不明なことが多くあり、まだまだ研究が進められなければならないと考える。

昭和村での生産については、聞き取り調査により、現在まで一貫して生産が継続されていたことがわかっている（朝倉，2006）。また、滝沢洋之は、昭和50（1975）年から、平成15（2003）年まで、概ね5年ごとの昭和村の生産量を示している。それは次のような生産量となる（滝沢，2013：44）。

昭和50（1975）年	114貫目
昭和55（1980）年	44貫目
昭和60（1985）年	32貫目
平成2（1990）年	46貫目
平成7（1995）年	44貫目
平成12（2000）年	31貫目
平成15（2003）年	41貫目

平成3（1991）年に福島県昭和村の「からむし（苧麻）生産・苧引き」が選定保存技術に指定され、現在は、新潟県の無形文化財の苧麻布生産には、昭和村で生産された青苧が用いられている。

## 第6項 まとめ

越後の苧麻布の産業史を概観してきた。その最も大きな特色は、この布の生産が古くから「特別な布」として始められていることである。それは古代においては「庸布」、「調布」



として税として納められる布であったということである。しかし、その基盤は自給品としての布の生産であり、そこに国衙などの製織技術が加えられ、民間においても上質な苧麻布の製織が可能になった。そういう状況の下で、「商布」といわれる布が「交易雑物」として流通するようになっていったのが越後の苧麻布の始まりと考えられる（本節第1項）。

ここで、苧麻布の2つの性格が確定し分離する。第1は税の布あるいは交易の対象となる布であり、第2は民衆の衣料となる自給品としての布である。本論文の対象となるのは第1の性格の布である。

民衆の衣料については、とりわけ木綿の栽培が可能になってくると、麻布は木綿栽培が可能になった土地からその地位を木綿に譲ることになるのはこれまで多くの論文で指摘されたことである。しかし、木綿の栽培が難しかった地域においては、金銭で購入しなければならなかった木綿の衣料だけでなく、自給できる麻布が継続して使われていた。そのことについては本論文では詳述してはいないが、いくつかの論考で指摘されていることである。このことについては別の機会に考えたい。

さて、越後の苧麻布をはじめとする麻布は、単に税の対象物となるだけでなく、古代から公の夏の正装に用いられる布として地位を高めていった。したがって、それは高級な布であり、価値の高いものであった。また、原料の青苧も都市での麻布の生産のため、重要な産物となった。したがって、その青苧と苧麻布の生産と流通を把握することは為政者にとって経済的にも重要なことであった。荘園時代においては直接的な支配が進められ、やがて商人組織の「座」が形成されると支配地の市場の保護と統制という形で支配が進められる。それは、荘園制が崩壊に向かうと荘園領主から戦国大名の手に移る。越後の場合、越後青苧座の掌握をしたのは上杉家であった（本節第2項）。

近世に入ると、為政者は直接的な布の収納から、原料のカラムシ生産、布の生産、布の販売に対する課税という形で、苧麻布からの利益を得ようとする。それは、苧麻布の商品市場と流通の仕組みが成熟したものとなったことに関わっている。

商人たちは、縮市場を形成し、さらに京都、大阪、江戸の商人たちと結びついて商業活

動を化発化して行く。半農半商のような形態であった商人たちの中から、有力なものが商いを主とするものがあらわれ、いわゆる集産地問屋が形成されたのも近世の初期のことである。

同時に、越後では原料の青苧が他領からの移入品に変わって行く。同時に、苧麻布に「縮」と「拵」の技術が取り入れられる。魚沼地方の百姓たちはこのような状況を背景にし、複合的な農業経営の冬期間の生業要素として、「越後縮」の生産を積極的に取り入れるようになる（本節第3項）。

明治維新をむかえると、武士階級の夏の正装用という身分制に関わる布であった苧麻布は大きな打撃を受ける。一時的に生産量は減少するが、やがて一般の夏の衣料布として苧麻布は活路を見出す。また、十日町は苧麻布の生産から絹織物への生産へ大きく転換することで織物産地として生きる道を確定する。そして、工場での生産や機械織機の導入も行い、現代的な織物産地へと姿を変えて行く。

明治44（1911）年にラミー糸が輸入されるようになると、小千谷でも塩沢でもそれを用いた「麻織物」も生産されるようになってくる。また、絹織物の生産も同時並行的に行われる。しかし、小千谷縮や越後上布という従来の手績みの苧麻糸を用いた布の生産の主体は出機（賃機）であり、冬期間がその生産期間であったことは近世以来変わらぬことであった。

第2次世界大戦後の産業構造の変革と生活様式の変更は、2つの点で在来の手仕事産業に打撃を与えた。1つは衣服が洋装化したことによる市場の縮小である。第2は産業構造の変革により、生産者が他の業種へ流れて後継者が不足し始めたことである。もう一方で、手仕事で少量作られる商品は希少価値を生んだ。また国の重要無形文化財への指定やユネスコの世界無形文化遺産への登録などの文化価値の認証も加わり、国や地方自治体の技術保護政策も行われるようになった（本節第4項）。

越後上布の生産は、このような市場状況の狭間で微妙なバランスを保ちながら現在も産業として継続されているのである。

<sup>144</sup> (渡辺, 1971: 6) (児玉, 1971: 21) (赤澤, 1998: 3) (永原, 2004: 33) など。なお、引用した銘文は赤澤論文に引用されているものである。さらに永原慶二の論文には写真版で引用されている。また、渡辺三省の論文では、「庸布」の部分が「麻布」として引用されている。永原論文の写真で見ると限りでは、他の論文同様に「庸布」と読める。

<sup>145</sup> 「田令」により、国司は口分田のあまりの田を農民に貸し、「地子」として収穫した米の一部を納めさせることになっていた。それは太政官に送られることになっていたが、輸送の便を考え、現地で布などに交換された。その取引を「地子交易」という(豊田他編, 1969: 23)。

<sup>146</sup> 永原慶二は「苧座は歴史的には天王寺苧座が古く、本座ということになっている」としている(永原, 2004: 76)。

<sup>147</sup> 『塩沢町史』通史編下巻では元和初年と考えている(塩沢町編, 2003: 109)。

<sup>148</sup> 明石次郎の名前と、小千谷に來た時期については異説があつて、弘化4年明石堂再建の奉加帳には堀次郎という名と寛永5(1628)年に小千谷に入ったことが記されている(渡辺, 1971: 111-112)。また、この縮技術の移入については異論があつて、赤澤計眞は、平安時代中期の承平年間(931年 - 938年)に編纂されたとされる『和名類聚抄』には、越後でカラムシの糸で織られた布が「知々美布(ちぢみふ)」と呼ばれると記されていることなどから、「普通の平織りとは異質の、おそらくは、緯糸に一定度の撚りを加えた緯糸を用いた品質であったらうと推測されている」と述べ、それが越後布あるいは白布は、「単なる平織りの製織法に依るものでなく、縮布としての製織技術に従っていたことも推定される」としている(赤澤, 1998: 88-89)。しかし、現在の越後縮、小千谷縮が近世初頭の明石縮、小倉縮、宮縮などの木綿布を用いた縮布生産の開発と密接な関連があったことも想定されるとしている(赤澤, 1998: 94)。

<sup>149</sup> 渡辺三省は斎藤秀平編の『新潟県史』上杉時代編上に、「青苧売買の専売特許権は、昔から越後の柏崎と小千谷とに本座があつて、その権利は「三条西」家の大事な収入であったが」と記述されていることについて、その根拠が示されていないのは残念であるが、古来から生産地で会った小千谷に本座の組織があつたこともまた確かであろうと述べている(渡辺, 1971: 27-28)。浅学にしてこのことの是非を明確に判断はできないが、青苧および苧麻布の取引が大がかりなものであつただけに、各集散地には仲介するものが存在したであろうことは推測される。

<sup>150</sup> この史料は、『塩沢織物史』史料編に「預り申金子之事」として活字化して掲載されている(塩沢織物史編集委員会, 1968: 15)。

<sup>151</sup> この史料は、『塩沢織物史』史料編に「享保九年四月御屋舗方出入帳」として活字化して掲載されている(塩沢織物史編集委員会, 1968: 15-16)。

<sup>152</sup> 六本木の計算では、女日傭取りを52人分、夫食米5斗5升5合の代金を492文としているが、226ページで引用している文書では「女日用 おより 弍拾三人 夫食壺斗壺升五合 代四百弍文 縮口 弍拾八人 夫食壺斗四升 第四百九十文」と記している。それから考えて本文のように訂正した。

<sup>153</sup> 『塩沢町誌』(復刻)第2巻の267ページにこの会社についての記載がある。「生産会社は明治十二年(一八七九年)縮布の改良増殖を図らんが為田村寛一郎、原沢伝七郎、今井八郎、佐藤孫八郎、八木直吉、田村徳三郎等相図り設立した合資会社で資本金は二万円であつた。専ら染色製織に注意を払い販路の拡張に努め、其製品に対しては縮布反毎に証券印紙を貼付した証明書を添付した」、また「生産会社の努力に依り粗製濫造の弊を一掃し、其成果を高めたれども製品販売に多くの費用を要し生産費も嵩み利潤少く其上経済界の変動に会し、結局多くの損失を招き明治二十年遂に解散の止むなきに至つた」というのがその内容である(細矢他監修, 1981: 267-269)。

<sup>154</sup> 塩沢織物工業協同組合、小千谷織物同業協同組合等の聞き取りによる。

<sup>155</sup> 小千谷織物同業協同組合等の聞き取りによる。

<sup>156</sup> 塩沢織物工業協同組合、小千谷織物同業協同組合等の聞き取りによる。

<sup>157</sup> (児玉, 1971: 130) 第3表。

### 第3節 越後上布の技術誌

#### 第1項 はじめに

越後上布と小千谷縮は重要無形文化財に指定されているが、その要件は次のようになっている。

- 一 すべて苧麻を手うみした糸を使用すること。
- 二 緋模様を付ける場合は、手くびりによること。
- 三 いざり機で織ること。
- 四 しぼとりをする場合は、湯もみ、足ぶみによること。
- 五 さらしは、雪ざらしによること。

（塩沢織物工業協同組合パンフレット「塩沢のおりもの」による）

以上の要件のうち、「四 しぼとりをする場合は、湯もみ、足ぶみによること。」というのは「縮」の技術に関するものである。

また、その工程は大きく、原料のカラムシの栽培工程と、糸を作る苧績みから始まる製織の工程に分かれる。現在、前者は福島県大沼郡昭和村で行われる工程であり、そこで作られた青苧を用いて後者の工程を新潟県で行っている。

この節では、まず工程をカラムシ栽培と製織の工程に分けて説明し、ついで「苧績み」、「緋」の技術、「地機での織り」について記述する。

#### 第2項 カラムシの栽培と青苧の生産

この項では、昭和村で行っているカラムシの栽培と青苧の生産工程を記す<sup>158</sup>。なお、山形県大江町での栽培調査結果などで補充した。

## カラムシの栽培

### 1 植えつけ

- (1) 雪が溶けるとカラムシの新芽を 15 cmから 20 cmに折り、間隔を 20 cmぐらいにして畑に密植する。
- (2) カラムシはアルカリ性の土質を好むので、下肥、堆肥、わら灰が肥料としてよい。化学肥料を用いると繊維が弱くなるようである。
- (3) 植えつけて 1年目は刈り取っても青苧に加工はしない。根が十分に伸びず、密生しないので 2年目から青苧に加工する。もっともよいのは 4年目ぐらいで、以降 8年目ぐらいに植え替えをする。

### 2 麻焼き、野焼き

- (1) 5月 20日ごろ、新芽が 15 cmから 18 cmに伸びたころ、その上にワラやカヤを敷き詰め、火を入れてその新芽を焼き払う。
- (2) この野焼きは発芽時期をそろえ、横枝を出さずに丈がそろって成長させるためである。
- (3) 野焼きの後、軽く肥料をやり、カヤで垣根を作り横風から防いでやる。

### 3 刈り取り

- (1) 8月中旬の土用のころ、1本ずつの成熟度を見て刈り取る。
- (2) 刈り取りに適した成熟度は次のようなものである。
  - ① 茎の下部が褐色をおびている。
  - ② 下部の葉が茎から容易に分離する。
  - ③ 茎の真ん中を折ってみて、木質部は折れるが、皮は切れない。 など
- (3) 繊維は全体の質が均一であることが大切なので、繊維が粗剛で光沢のない下部の褐色をおびた部分を残して刈り取る。
- (4) 刈り取ったら成熟していない上部を切り捨て、残った部分の葉を手でしごいて取り、手頃な大きさに束ねる。

- (5) よい繊維をとるために、その日のうちに仕上げた方がよいので、その日の手間に合わせた分量だけ刈り取るのが通例である。
- (6) 皮の剥けがよくなるように、束ねたカラムシを重しの石をのせて水に浸す。浸す時間は最低1時間である。それ以下だと皮の剥けが悪い。その日に仕上げられなかったものはそのまま水に浸しておく。

## 青苧の生産

### 1 皮剥

- (2) 水切りをした茎を両手に持ち、膝頭に打ち付けて2つに折る。芯は2つに折れるが表皮はその周辺だけ縦に割れて剥離する。その割れ目に親指を入れて表皮だけ剥ぎ取る。
- (3) ある程度たまったら、表皮についているゴミやにじみ出した青汁を水で洗い流す。また、このとき表皮のねじれを直してまっすぐに伸ばしておく。

### 2 苧挽き

- (1) 剥ぎ取った表皮は、繊維のない外皮と繊維のある内側の靱皮（じんぴ）の2層になっている。
- (2) 主な道具は次の4つである。
  - ① 受け台：長さ1.3m、幅40cm、厚さ20cmの番の中をえぐった舟形状のもの。  
苧挽きをこの上で行い、不用の外皮くずや搾り出した汁をこの中に受ける。
  - ② 苧挽き台：長さ90cm、幅20cmから30cm、厚さ5cmほどの朴の木でつくった俎板（まないた）状のもの。
  - ③ 苧引き板：長さ30cm、幅10cm、厚さ2mmから2.5mmの薄く柔らかいヒノキ板の端に1cmぐらいの足を付けたもの。
  - ④ 挽き金（ひきがね）、苧挽き金（おびきがね）、挽きへら：幅10cmぐらいの三角形をした鉄板の底部に刃を付け、頂点に握り手を付けたもの。
- (3) 土間の上がり框（あがりかまち）の縁台に、受け台の一方をのせて傾斜させ、

その中に苧挽き台を据える。

- (4) 受け台の右側に腰掛け、剥いだ皮の1本の梢側を手前に、根元側を向こうに鞣皮側を下にして苧挽き台にのせる。
- (5) 挽き金を右手に持って、剥いだ皮の中間あたりにあて、左手に剥いだ皮の梢側を持ち、皮を持った左手を動かしながら挽き金を根元の方に動かし、外皮だけを削り取る。
- (6) 皮を反対にして、残りの外皮を同様にして削り取る。手に残った皮が鞣皮である。
- (7) 鞣皮だけになったら、苧挽き台の上に苧挽き板を足を手前にして置き、鞣皮を外皮のあった方を上にしてのせ、外皮を削るときと同様にして挽く。繊維の間の青い樹液を絞り出すと透きとおるような光沢のある青白い繊維になる。これが青苧である。

### 3 乾燥

- (1) 苧挽きが終わると、親苧、影苧、私苧を別々にして、一束を2匁（約7.5g）くらいにして根元のほうを束ねて乾燥する。
- (2) 直射日光にあてると、繊維がもろくなり、光沢も失われるので室内の竿にかけて陰干しにする。
- (3) 乾燥時間は、約一昼夜である。

### 4 選別と貯蔵

- (1) 乾燥した青苧を品質によって上中下の3段階に分け、100匁（約375g<sup>159</sup>）ずつに束ねる。
- (2) 束ねられた青苧は貯蔵される。

カラムシ（青苧）には3種類ある<sup>160</sup>。「親苧（おやそ）」は野焼きのとき焼けないで育ったものをいい、刈り取りのときに4尺（約121cm）くらいに切り、これを3尺4寸（約



103 cm) に製苧する。皮が厚いので思うように細く裂くことができず、質はあまりよくない。「影苧（かげそ、本苧ともいう）」は野焼き後に芽を出して普通の育ったもの、これは2尺（約60 cm）から3尺（約91 cm）に製苧する。優良品はこの影苧の中から産出できる。

「私苧（わたくしそ、子供苧ともいう）」は、根が深いとか、養分の関係で発育の悪かったもの。しかし、皮が薄く、しなやかで質は一番よい。丈が短いのでつなぐのが面倒である（滝沢，2013：30-31）。

かつては出荷するときには、本苧（ほんに）というむしろ包みにされた<sup>161</sup>。本苧は10貫目単位であるが、まず、100匁の束を2貫500匁（25束）の束にして、それを4つ合わせて10貫目にする。これは昭和村の仲買の家で行われるもので、主としてカラムシ買いの人と仲買の人が携わって作った。第2次世界大戦以前は盛んに作られていたようであるが、戦後は新潟からの注文も減り、少量の注文の場合は本苧を作らず、ゴザで包むだけになって本苧の数が減った。それでも、昭和46（1971）年に農協で一括買い上げが行われるまで、本苧は作られていたという。

### 第3項 製織の工程

この項では、越後上布・小千谷縮の製織の工程について記述する<sup>162</sup>。この工程は、糸績み（苧績み）から布になるまでの新潟県で行われる工程ということになる。この工程は全部で30工程といわれる。その中でも「苧績み」の工程の詳細、「緝」の工程と地機織りの工程については別に稿を改めて詳述するので、本項では大まかな工程を示すことにする。

糸作り

#### 1 苧績み

- (1) 青苧を細かく裂いてつぎつぎと撚り合わせてつなぎ、細い糸を作る作業。つなぐことを「績む（うむ）」という。績まれた糸は「苧桶（おばけ）」に蓄えられる。

- (2) この芋績みの段階では、撚り合わせた糸の先端を、つねに新しくつなぐ芋の方向に倒しておく。そうしないと次の芋を撚り合わせるときにほどけてしまう。
- (3) 績み方には何種類かある。

## 2 撚糸・かせかけ

- (1) 績まれた糸は、経糸も緯糸も「撚りかけ」の工程で撚りをかけられる。糸は竹管に巻き取られる。この時、巻き取られるのが撚り合わせた糸が倒れている方向がもとになる。糸を引き出すときには倒れた撚り糸が引っかからない。この巻き方を「本当巻き」、その反対を「逆さ巻き」という。
- (2) 縮織の場合は、縮に使う緯糸だけ撚り機械をつかってさらに強い撚りをかける。
- (3) 糸の巻き方向をそろえるために、「グル」という直径約 20 cm、長さ約 25 cmほどの円筒形に巻き取る。これを「グル取り」という。
- (4) 「グル取り」された糸は、「かせ取り機」にかけられ、一定の長さに巻いて結束される。これを「かせかけ」という。

## 2 精練と漂白

- (1) 「かせかけ」された糸を灰汁（あく）水で煮て精練する。
- (2) 精練された糸を漂白するために、「糸晒し」を行う。
- (3) 「糸晒し」には「雪晒し」と「化学晒し」の二通りある。
- (3) 「雪晒し」の場合、朝から夕方までの日照時間に 20 日から 25 日間毎日晒す。
- (4) 織るものによっては「糸晒し」を行わないで、原糸のまま用いる場合もある。

### 糸の準備

#### 1 糸ごしらえ

- (1) 精練され、漂白された糸の巻きの方向をそろえるために、グルに巻き取り「糸くり」をおこなう。
- (2) さらにもう 1 つのグルに巻き取り、撚り合わせたところが起き上がったり、ほどけたりした部分を修復し、玉になったところを切り捨てて繋ぎ直して糸をきれ

いにする。これを「糸ごしらえ」という。

- (3) 「糸ごしらえ」した糸にはフノリで作った糊をつける。これは糸のがさつきを抑え、補強する作業である。糸質や績み具合がよければ必要がない。昔は糸質がよかったので糊はつけなかったという。
- (4) 糊付けの後、糸は日陰で乾燥され、グルに巻き取られる。

## 2 糸延べ

- (1) 糸ごしらえの済んだ糸は、延べ台を使って、必要な分の経糸と緯糸の本数をそろえる。この作業が「糸延べ」あるいは「機（はた）延べ」といわれる。
- (2) 糸を長さ60cmほどの節を抜いた篠竹（しのだけ）に通して扱う。この竹を「箸（はし）」という。このようにするのは、糸を手で扱うと切れやすいためである。
- (3) 糸延べのときには、2本の糸を2本の箸に通して行う。延べ台の手前の左端には「あじ取り棒」とよばれる棒が2本立っている。そこまで来ると箸を操作して、平行に述べていた糸を交差させ、八の字状の「あじ」を作り折り返す。これを「あじ取り」という。経糸と緯糸は別々に行う。また、緋糸と地の糸も別々に行う。
- (4) 「あじ取り」は経糸なら上糸と下糸の区分を付けるためである。緯糸の場合は、緋柄一つの繰りかえし幅分の長さの基点などになる。
- (5) 「糸延べ」が終わった糸は「あじ」が崩れないように糸でくくっておく。
- (6) その後、染色に必要な糸は染色（浸染）の工程にまわされる。

## 織りの下拵え（したごしらえ）

### 1 前糊つけ

- (1) 浸染された糸は糊が落ちているのでまた糊つけを行う。
- (2) この時は手のひらに糊をつけて、束になった糸を上下に包み、こねるようにして静かに揉んでつける。
- (3) 浸染をしない糸、質がよい糸は糊付けをしない。

### 2 管巻き

- (1) 緯糸は杼に取り付けるために管に巻き取る。
- (2) 縞柄なら色別に、緋の場合は緋糸と地の糸に別々に管に巻く。
- (3) この時、糸の方向は「逆さ巻き」の方向で巻く。そうしないと杼で通すときに引っかかって糸が切れやすくなる。

### 3 箄（おさ）通し

- (1) 1反分の経糸を箄の目に通す作業である。
- (2) 箄に通す前に「あじ」を壊さないように「あじ」の両側に丸棒を差し込んでおく。
- (3) 「あじ」の先端は輪になっている。それをつまんで箄のひと目に入れて行く。  
箄目1つに上糸と下糸の2本が通る。
- (4) 縞柄の場合は、経糸の配列が決まっている。設計図を見ながら順序正しく箄に通して行く。

### 4 チキリ（千切り）巻き

- (1) 箄通した糸を「チキリ」という巻き具に巻き込んで行く。
- (2) 箄通した糸を一直線に伸ばして行すが、緋の場合には1回巻き込むたびに緋のズレを修正して巻いてゆく。1反分を巻き取るのに1週間から10日かかる。

### 5 かけ糸

- (1) 「チキリ巻き」が終わったチキリを地機に設置して、下糸だけを糸でつるために糸をかける。かけた糸は、棒によって吊された形にされる。高機の「綜統（そうこう）」にあたるのだが、この場合は、下糸だけなので「半綜統（はんそうこう）」と一般的によばれることもある。
- (2) 「かけ糸」は地機の「まねき」の先端からひもで吊される。「まねき」の反対に取り付けられたひもを足で引くことで、下糸は上に引かれる。

このようにして、地機で織る準備ができて織り始める。この織りの部分については、先

に述べたように後の項で詳述する。地機で織り上がった布は、次の仕上げの工程に進む。

## 仕上げ

### 1 湯もみ

- (1) 織り上がった反物は、40度ぐらいのお湯につけてもみ、糊や汚れ、余分な染料を落とす。
- (2) 縮の場合は、さらに「しば立て」をおこなう。
- (3) 「しば立て」の時には、布地の緯糸を両手でたてに挟み込むように持ち、まんべんなくグシャグシャともみくしゃにする。そうすることで、強く撚りのかかっている緯糸がもどり、表面にシボとよばれるシワができる。

### 2 足踏み

- (1) 湯もみしたものを湯を張った舟形の湯船に入れ、足で踏む。
- (2) 湯船の上には、輪になった2本の縄が天井から下がっている。足踏みする人は、この縄の輪に両手に通してかけ、身体の安定を保ちながら布地を踏む。
- (3) 「足踏み」をすることにより、固い繊維がしなやかになり、布目が詰まる。また、布目に入り込んでいた余分の染料や汚れも落ちる。さらに、縮の場合は緯糸の撚りの戻る力と、経糸の収縮力が充分に発揮されたところで安定する。

### 3 雪晒し

- (1) 足踏みの済んだ布は、雪の上に長く伸ばして晒す。これは「雪晒し」という。
- (2) 「雪晒し」は2月半ばから3月にかけて行われる。これは、雪が溶けるときに発生する水蒸気が、日光中の紫外線にあたるとオゾンを生成する。そのオゾンの作用で麻の色素を漂白して白い布に仕上げるものである。
- (3) 雪晒しは午前中に布を広げ、気温が下がって布が凍結しないように、夕方早く取り入れる。取り入れた布はまた「足踏み」をする。このような作業は1週間から10日間続けられる。

- (4) 麻の色をあえて生かすなど、漂白の必要でないものは雪晒しは行わない。
- (5) 着物に仕立てられた「苧麻布」も、汚れの付いたものなどは産地に送られて解かれ、布に戻した上で「雪晒し」を行うことがある。これを「縮の里がえり」という。

#### 4 仕上げ

- (1) 晒し終えた反物は、長く伸ばして乾燥される。
- (2) 乾燥した反物に、霧吹きし、全体に湿り気を与えてたたんで風呂敷に包み一晩おき、全体的に湿り気を平均化する。
- (3) その後、布地の両耳を引っ張って全体を定められた鯨尺で9寸5分（約33.2cm）にそろえる。これを「指のし」という。
- (4) 「指のし」がすんだものは、上布（平織）は心を入れずに耳をそろえて固く丸巻きする。縮織のものは昆布のようにたぐって折り、真ん中をしぼる。

#### 5 検査

- (1) 仕上げが済んだら、検査場に持って行って検査をしてもらう。
- (2) 検査は、地機の織り、苧麻糸の績み、拵くり、経糸の本数が規定通りであるかに重点が置かれている。
- (3) 検査に合格したものが「重要文化財の指定品」として認められ、「確認之証」のラベルが貼られ、「合格」の割り印が押される。

以上が、越後上布と小千谷縮の工程の概略である。

### 第4項 苧績み

「苧績み」は織物の基本となる糸作りの最初の工程である。概略は先の項で示したが、ここではもう少し詳しく検討してゆく。

苧績みの最初の作業を、順を追って解説しながら示す<sup>163</sup>。

#### 1 苧を裂く

- (1) 幅5mmから8mmぐらいの幅の青苧を、糸にする太さまで細く裂いてゆく作業である。
- (2) 苧を裂く前に、少量の青苧を水かぬるま湯に浸しておく。
- (3) 1本の苧の途中に（真ん中あたりに）裂け目を入れ、そこに指を入れて裂いてゆく。
- (4) 裂いた苧を、膝に広げた布の上に、元と先をそろえてまっすぐにしてならべておく。
- (5) つぎつぎと苧を細く裂いて行き、最終的に糸の太さである毛筋ほどにする。
- (6) 最終的な細さは、人によって違う。熟練しないと細くできない。

#### 2 苧を績む

- (1) 苧を績むときには、元と先を合わせて績む。苧を裂いたときにどうしても元の方が太く、先の方が細くなる。それで、元と先を合わせないと糸が均質な太さにならない。
- (2) 緯糸の績み方は、細く裂いた2本の苧の先端を合わせて左手に持ち、3cmぐらいを出して、撚り合わせる。その撚り合わせた部分を、右手の方に倒し、3本になった部分を撚り合わせる。
- (4) 撚り合わせる糸を引っ張る力を均等にして、撚り合わせないと、それぞれの糸が撚り合わないで抜けてしまう。
- (5) 績み終えた糸は、左手においたオボケ（苧桶）に入れて溜めておく。1日中やっても熟練した人で7g程度しか績むことができない。
- (6) 経糸の場合、かつては3本撚りにする段階で、途中まで撚った糸の先を、撚っていない糸の糸先が内側になるようにして輪を作り、その輪の中に撚りかけた糸



の先を差し込み結んでいた。これは「結び苧」といった。他に、「挟み苧」や「二本つなぎ苧」という方法が用いられていた。

昔は緯糸と経糸の績み方が違っていた。また、経糸、緯糸それぞれの産地が異なっていた。『小千谷縮布考』には、明治10(1877)年ごろの産地が次のように記されている(西脇, 1932: 25-26)。

緯糸(よこいと)	小出地方 堀之内 小千谷
緯総(緯糸に撚りをかけた糸)	東頸城郡松代 松之山地方
経糸(たていと)	古志郡東山地方

現在はそういう区別ができなくなっていて、緯糸の績み方だけになっているという。また、渡辺三省によると、この地方に生まれた女という女は皆専用の苧績桶を持っていたという。渡辺の家にも、曾祖母のもの、祖母のもの、母のものと3つの桶があったという。そのように、農繁期を除いて、行住坐臥、女たちの傍から苧績桶が離れることはなかった。桶一つあればいつでも作業を始めることができ、いつ中止しても少しの不都合も起きない。ほかの家事仕事ともある程度並行してやることが可能であり、来客と話しながらやることもできる。そのようなためにこの作業は余暇利用ということにもっとも適していたと渡辺は記している(渡辺, 1971: 151-152)。

六本木は、女たちにとって苧績みは、家事の間隙をぬって行うもので、毎日一定時間を設けてそれにたずさわる定量化されることができる作業ではなかったとして、十日町市史編さん委員会が編集した『越後縮の生産をめぐる生活誌』<sup>164</sup>(1998 十日町史博物館)の事例を示している(六本木, 2002: 224-225)。

苧績みは、以上のような、「余暇利用の労働」や「毎日一定時間を設けることができない労働」という性格を持った労働であるとされていたことに留意しておきたい。

一方、『越後縮の生産をめぐる生活誌』には、「苧績みの夜なべは一例で、九時ごろに打ち切られた」、「ある家では、毎晩十時まで苧績みが続けられていた」と記された後、「しかし、夜中に目を覚ますと、自分の母はいつも独り起きて苧を績んでおり、一体寝る時間があるのだろうか」と訝（いぶか）っていた」と記されている（十日町市史編さん委員会編，1998：89）。また、一般に『北越雪譜』の「雪中に糸となし、雪中に織り、雪水に洒（そそ）ぎ、雪上に曬（さら）す。雪ありて縮あり」と書いてある<sup>165</sup>ことで、縮の全工程が冬の仕事と誤解されていたが、実際には女の稼ぎの一つとして年中生産が行われていた。とりわけ、縮生産に要する時間の7から8割を占める苧績みは、雪のない季節に夜なべとして行われていたことを、文献記録からだけでなく聞き書きからも確認している（十日町市史編さん委員会編，1998：96）。

さらに、単独作業としての苧績みだけでなく、夏は田植えから稲刈りまでの間に、気のあった仲間同士で順番に宿をまわした「ゆい（イーッコといった）」を組んでの苧績みを行った。あらかじめ量を決めた苧を配っておいて、その日に績んだ苧は宿においてくるというものである。また、冬の間は気のあったものたちで寄りあい、四方山話をしながら績むこともあった。この場合は、夏のような「ゆい」の形ではなく、それぞれの仕事を集めてするという、往来や付き合いの範囲のものである。このような営みを「オーミアルキ」といい、集まってくる仲間を「オーミナカマ」、集まる家を「オーミヤド」、宿の家で夜食をごちそうになることを「オーミヨバレ」と呼んでいたという（十日町市史編さん委員会編，1998：101-106）。

このようにして績まれた糸は、自家で苧麻布に織られるだけでなく、糸そのもので換金されるものでもあった（十日町市史編さん委員会編，1998：107）。

『小千谷縮布史』には、安政2（1856）年から昭和7（1932）年までの苧麻糸の値段が記されている。緯糸は「匁」、経糸は「縄（なわ）」という単位で取引される。1縄は糸の太さによるが、細いものは2.5匁、太いものは6匁ぐらいである。また、糸の品質により値段がちがうが、『小千谷縮布史』に示されているものは、概ね平均の値段である。安政2年、

明治30年、大正13年、昭和7年の場合を次に示す（西脇，1935：324）。その際比較しやすいように1縄は5匁として100匁単位の値段を推定した。また、安政2年については、1分は100文として換算した。

年	経糸1縄 (100匁)	緯糸 (100匁)
安政2 (1856) 年	145文 (2,900文)	1分と100文=1,100文
明治30 (1897) 年	3銭 (60銭)	35銭
大正13 (1924) 年	45銭 (9円=900銭)	5円=500銭
昭和7 (1932) 年	37銭 (7円40銭=740銭)	4円=400銭

これによると、経糸は緯糸の約2倍程度高価であるという事になる。

また、『小千谷縮布考』によると、明治10 (1877) 年ごろには、原料青苧と交換される場合もあり、その比率は績んだ糸の良否にもよるが、標準として概ね績み糸100匁 (375g) に対し、青苧が300匁 (1,125g) 前後であったという（西脇，1932：26）。

したがって、労働のあり方としては「余暇利用の労働」や「毎日一定時間を設けることができない労働」という性格であるが、それは確実に生活を支える仕事の1つであったといえよう。

## 第5項 緋の工程

緋の工程は、次のような工程で行われる<sup>166</sup>。

### 図案と定規の作成

#### 1 図案の作成

(1) 問屋は緋や縞の場合に、柄や彩色を図案にして機屋に注文する。専門のデザイ

ナーによって描かれる。無地や色無地の場合は色指定するだけで、図案を作って注文することはない。

- (2) 機屋は、その図案を併用の特殊方眼紙に写し取り「設計図」をつくる。方眼紙は、1つのマス目に経糸の本数、緯糸の本数が決められたものである。ここには地になる色は移さない。併になる部分だけを写す。

ここで示された図案の作成は、現在のものである。古くは専門のデザイナーなどはいなかったが、ほとんど問屋で作られていたと考えられる。また、これは絹織物の例であるが、最近では問屋が図案を持ってきて注文することは少なく、機屋自身が図案を作成し、織ることが多くなったという<sup>167</sup>。渡辺三省は、縞柄などはいちいち問屋の指図で織られたものではなく、各自の織り手の工夫によるもので、どこの織り手の家にも端布を貼った縞帳があった。よい縞柄は織り手の腕のみせどころであったと記している（渡辺，1971：271）。

## 2 定規づくり

- (1) 完成した「設計図」をもとにして、併糸に「墨付け」をする時に使う「定規づくり」をする。
- (2) 定規には「テープ定規」と「木羽定規（こばじょうぎ）」がある。「テープ定規」は併模様が幾何学模様などのように決まりきった形の繰りかえしのものに用いられ、緯糸用と経糸用の2種類作られる。5mmから1cm幅の伸び縮みしない材質のものが用いられる。
- (3) 「木羽定規」は複雑な柄の併模様の場合に用いられ、長さ35cmから40cm、幅3.5cmから5cm、薄い朴の木の板が用いられる。板の厚さは糸1本分、大柄のものは2本分で作ってある。それを束ね、木羽の部分に絵柄を写し取る。

墨付けと併括り

## 1 墨付け

- (1) 設計図を見て、緋に必要な糸の本数を知り、「糸延べ」が済んだ糸から一度に墨付けできる糸の本数を分け、その糸の束を長く伸ばして張る。
- (2) テープ定規を使う場合は、縦横それぞれの糸に応じたテープ定規を糸の束に添えて張り、定規に印された緋の幅と位置を、竹ベラに墨を付けたもので正確に写す。墨は習字用のものをつかい、あまり濃くならないように付ける。
- (3) 木羽定規を使う場合は、横の緋糸になるが、1本分の場合は、1枚ごとに左右をひっくり返して墨を付けて行く。2本分の場合も1枚で2回墨付けするが、それも同様である。

## 2 緋括り（手くびり）

- (1) 墨付けした糸を木綿の強撚糸でくくって行くのが「緋括り」である。結び方には、きちんと括れるが解くときには簡単に外れる独特の結び方を用いる。
- (2) くくった部分が防染され、白く抜ける。括り方が悪いとくくった部分に色素がしみこみ不良品になってしまう。
- (3) 模様が細かいほど括る部分が多くなる。細かい緋では1反に数万ヶ所といわれ、括るのに数ヶ月かかる。
- (4) 括りには指先の力が必要である。1人で長時間すると疲れるが、括り方の強弱、上手下手ができあがりに影響するので、同一人物が最後まで行わなければならない。
- (5) 機械で括る方法もあるが、「手くびり」の方が正確できれいな緋糸ができる。
- (6) 括られた糸は、染色（浸染）にまわされ、仕上げられる。

緋くくりには、かつては大麻の繊維を用いたこともある。大麻は、春に畑に種を播き、秋に葉が枯れると刈り取り、干して乾燥したものを貯蔵しておき、「アサフカシドー」という底なしの桶のようなものに詰め、竈で蒸してから皮を剥いだ。また、ゆでたササの葉を

細く裂いて巻き付け、その上を麻でキリッと締め、最後に木綿糸でしばるという方法もあった（十日町市史編さん委員会編，1998：163）。

緋に関する記述は、これまでの文献には管見する限りではそれほど多くはない。先に「越後の苧麻布に緋模様が定着するのは文化年間ごろと推測される」と記した（本論第3章第2節第3項）が、その当時、緋くくりを誰が担っていたのかは不明である。

染色業については、南魚沼の場合、塩沢中村では与右衛門家で享保になって紺屋を開始したという。宮田八郎右衛門家に残された「大福差引帳」からは、宮田家と与右衛門家の貸借関係がわかる。具体的、染め物関係を見ると、享保13（1728）年には、与右衛門は染色に用いる石灰を65文、藍6斗を金1分300文で購入している。それを合せて与右衛門家の借財は1分1貫391文となったが、与右衛門は1分300文を米1俵2斗で、125文を粃納米5斗で支払っている。さらに114文を八郎右衛門が注文した染賃で相殺している。享保17（1732）年の場合は、藍1斗1升を240文で買い入れ、前年の借入金と利子、その年の借金を合わせた借銭のうち、合計413文を反物や糸の染賃で相殺している（六本木，2002：186-189）。

以上のような形で、染色を業とするものは近世中期ごろから登場したと推測できるが、緋くくりについては見出すことができなかった。おそらくは織り手の家の男手によって括られ、染を業とする家で染色されていた物と推定される。

明治10（1877）年ごろには、それぞれの地域で得意とする緋模様があったようである。『小千谷縮布考』によると、小千谷、小国では「藍小緋」が多く、千手産地では「藍大緋」や「小中緋」等となっている。塩沢産地の場合は「紺緋」と記されている（西脇，1932：42-44）。

『北越機業史』には、明治16（1883）年の調査が記載されている。そこには18種類の縮織物、上布が記載されているが、うち8種類が緋（飛白）である。その中で「藍錆小模様飛白縮」は南魚沼郡六日町から湯沢村にかけて織られているものであり、「紺地飛白上布」は南魚沼郡塩沢村近傍で織られているものであった（内田，1903：190-191）。

これらは、すべて明治10年代の記録であるが、すでに絣織物の種類によって、産地が固定されていることがわかる。

十日町地域については『越後縮をめぐる生活誌』において、十日町周辺の縮の意匠の違いを地域毎の違いとして分析している（十日町市史編さん委員会編，1998：202-225）。縮最盛期の意匠の違いを聞き取りによって再現しているもので、細分化された地域ごとの特色がまとめられたものとして出色のものである。ある程度通時的な変化を織ってはいるが、十分な史料と参照できないために、限定的な分析になっている。このようなことがほかの地域でもなされているともっと総合的に検討が可能であったと考えられる。しかし、このことによっても、意匠の産地毎の違いがあったということが明確になる。

布の種類については、縮は多くの産地で織り出されていたが、「上布」については、ほかには「紺縞上布」が中魚沼郡山谷村、小泉村、頸城郡犬伏村など（いずれも現在は十日町市）で産出するものとして記されているだけであり、縮布産地と上布の産地が色分けされていて、とりわけ絣上布については塩沢周辺に限定されていて、現在の越後上布の産地と小千谷縮の産地に重なっていると推測される。

さて、以上が絣に関することであるが、現在は越後上布や小千谷縮について、絣織物だけが突出して取り上げられることが多い。しかし、それだけでなく、縞や無地のものも多く、絣だけに限定することは総体を見失うことになると思う。

## 第6項 地機での織り

越後上布や小千谷縮は「地機」で織られる。地機は十日町地方では「イジャリバタ」とよばれるが、一般に地機は、大きく分けると主体部が傾斜したものと、水平のものに分類される。角山幸洋は、前者を「傾斜型」、後者を「垂直型」と呼び、主な分布を前者は關西地方、後者は東北地方を主とし、北陸や關東の一部としている（角山，1968：60-61）。越後上布や小千谷縮に用いられているのは「垂直型」であり、結城紬のものと同系統であ



るが、足がなく、主体部が直接に床部と接触する形になっている点が結城紬の地機と大きく異なっている。

杼（ひ）は結城紬の地機用の杼と形は異なるが、同様に大型の木製のものである。概ね、長さは64 cm、幅9 cm、背の部分の厚さが3 cm、重量は500 g程度である。形は、手前（「腹」あるいは「刃」）が水平で、厚さが薄くなり、向こう側（「背」あるいは「背中」）は丸みを帯びた山形で、中央がもっとも幅がある。背の山型になっている上部が四角く抜かれ、そこに管に通した緯糸がはめ込まれるようになっている。緯糸は管のはめ込まれた部分の背中に空いた丸穴から引き出される。このような、杼を一般に「刀紬（とうひ）」あるいは「大紬（おおひ）」などという。

この杼は、2つの役割を持っている。1つは、小型の一般的な杼と同様に、緯糸を経糸の間に通す役割である。2つ目は、経糸の間に通された緯糸<sup>168</sup>を打ち込む役割である。打ち込むときには、杼の両端を両手で握って打ち込む。そのために杼の両端は20 cm程度水平になっている。

地機での織りは、次のような動作によって行われる<sup>169</sup>。

## 1 織りの準備

- (1) 腰掛ける板（シックライタという）を調節して座り、「布巻（チマキともいう）」の両端に「腰あて（シマキともいう）」の両端のひもをかけて腰に固定する。
- (2) 右足首に、「マネキ」の下端に付けたひもの輪になった部分を引っかける。
- (3) 身体を反らし、腰を後ろに引くと経糸は張られる。前屈みになって腰を緩めると経糸は緩む。
- (4) 右足を手前に引くと「マネキ」が下に引かれ、かけ糸（アソビ）が持ち上げられて、下糸が上糸よりも上になる（右足を引かない状態では中筒の働きで、上糸が上に、下糸は下になっている）。

## 2 織りの過程

- (1) 経糸は中筒の働きによって、上糸と下糸が開いている（開いていることを「開口（かいこう）」という）。その間に杼を入れて、たとえば右から左に抜き、緯糸をとおす（『越後縮の生産をめぐる生活誌』では、織り初めは緯糸でなく、ワラを1本手でとおして箆だけで打ち込む。それを2、3回繰り返してから糸を入れて織りはじめるということが報告されている（十日町市史編さん委員会 編, 1998, ページ: 178）。緯糸が曲がらないようにするためと考えられるが、理に合ったやり方と考えられる）。
- (2) とおした緯糸を、箆で3度ぐらい打つ。
- (3) やや前屈みになり、腰を緩め、経糸を緩める。次に右足を引くと、かけ糸が持ち上がり、下糸が上糸の上になって開口する。
- (4) 杼を開口部にとおし、両端を手で握って、刃の部分で前にとおした緯糸を2度ほど打つ（つまり、1本の糸は「箆」と「杼」で2度打たれることになる）。
- (5) 杼を入れた方向と反対方向に杼を抜く。2本目の糸が経糸の間に通される。
- (6) 箆で3度ぐらい打つ（緋織物の場合は、箆で打つ前に緯糸の位置を調節して、模様を合わせる）。
- (7) 右足を戻すと、かけ糸は元の位置に戻って、上糸は上に、下糸は下になって開口する。
- (8) 杼を開口部に入れ、両端を手で持って2本目の糸を2度ほど打つ。打ち終わった杼は入れた方向と反対側に抜かれ、3本目の緯糸が経糸の間にとおされる。
- (9) 以降は(2)からの動作が繰り返される。

### 3 織りの留意点

- (1) 糸が乾燥すると切れやすくなるので、乾燥しやすいときには経糸の表面に軽く霧吹きをしたり、打ち込み際に指先で水を引いたりして織る。
- (2) 緯糸は、あらかじめ管巻きのまま、水を入れた茶碗などの中に何本も浸しておく。糸が乾いていると、打ち込みが充分にできない。

この織りの作業が、最終的に布の品質を決定する。渡辺三省は、「人間の動作につれて緩急ある生きた張力を要するこのような技術は、巧拙の個人差を大きくし、その習癖なども織物の上に微妙に現れてくる」と述べている。また、腰に布巻を固定しているため、簡単には中断できなかつた。『越後縮の生産をめぐる生活誌』には、昼食の時間になつても、家人がにぎりめしを持って行き、織り手にイジャリバタの上で食べさせるのだ、という話を聞いた人のことが記されている（十日町市史編さん委員会編，1998：179）。身体が織機と一体になっているゆえのことであろう。

さて、この織りの動作の要点は3つある。

1つ目は、織り手の腰の動きによって、経糸を張ったり緩めたりすることである。かけ糸で下糸を引き上げるときには、経糸は緩められる。

2つ目は、経糸のうち、下糸だけが動いて開口する「片口開口」という開口の仕方になることである。

3つ目は、緯糸が笥と杼によって2度打たれることである。

これらのことは、結城紬の技術誌の地機の項（本論第2章第3節第3項）でも述べたことであるが、越後上布や小千谷縮の場合について、これまでの論考でいわれていることを整理すると、次のようになる。

#### 要点1について

- 1 織子が前方にかがむときには張力が緩み、後ろに反るときは張力が緊張する。これが強撚を与えて、摩擦度の極めて高いヨコを緻密に織り込むことを可能にするのである（渡辺，1971：171）。
- 2 （経糸を）張ったりゆるめたり、自在にできるので、麻糸に余計な負担をかけずにすむ（中江編，1976：173）。

#### 要点2について

- 1 (かけ糸は) 下糸だけを吊って上下運動させる点が(綜統と)ちがう。上糸は、動かない。下糸だけが曲折して、ヨコ糸を織り込んでいく、長さは同じだから、下糸の負担は大きく、織り上がると縮む作用をする、それがまた、布目をつめ、キメを細かくするのである。これは縮織の時に、いっそう有効性を発揮する(中江編, 1976: 173)。

#### 要点3について

- 1 (杼は) 厚さは三寸近くあり、厚さは背の方は一寸もあって、ここに緯糸を巻いた管がはめられ、腹の方は刀の刃のように薄くなっている。この刃の方を手前にして、両手に力を入れて、トン、トンと二度たたくのである。糸を織るのでなくて叩きこむのである(渡辺, 1971: 170)。
- 2 箴と杼の両方で打ち込むことによって、ともすれば打ち込み不足になりがちな躰機の欠陥を補い、キメ細かな地合(じあい)を出すのである(中江編, 1976: 174-175)
- 3 イジャリバタの箴の働きは、高機のそれとは違って、杼で打ち込むすぐ手前のところまで、波打ちように弛んで通っているノキ(緯糸のこと)を、真っすぐにして寄せておくことだ(十日町市史編さん委員会編, 1998: 177)。

このように整理すると、結城紬の場合と共通することが見えてくる。違っているのは、要点1に関して、糸の性格が紬糸は伸びやすかったのに対し、苧麻の糸は堅く切れやすい糸であるという点である。どちらにしても扱いにくい糸を織るためには、経糸の張力を微妙に調節して、無理がかからないようにして織るということが共通する。

一方、新潟県魚沼地域では並行して絹織物も織られていて、それを手織機で織る場合、現在は高機で織られている。また、紡績のラミー糸を用いている苧麻布は、力織機で織られていることもある。また、経糸だけラミー糸を用いて手織りされる苧麻布も、手織機の高機で織られていることがある。しかし、越後上布も小千谷縮も地機の使用を継続している。

それは、糸の性質と織りが選られる布の質のためであるということは共通していえることである。

#### 第7項 技術誌のまとめ

越後上布の技術誌を概観すると、原料生産から製品の仕上げまで、非常に多くの工程があり、しかも、機械化の不可能な仕事が連続していることがわかる。

そのなかでも、もっとも時間のかかる工程は「苧績み」の工程で、先行研究にも、生産時間の7から8割を占めるといわれている。したがって、寸暇を惜しんで行われるものであり、冬の間だけでなく、農作業の合間があれば行っていたことも先行研究で明らかにされている（本節第4項）。

苧績みは、基本的には自家で織る苧麻布の分を原料の青苧から糸にする工程であって、糸として販売をすることを目的としたものではなかった。一方、「小千谷ガナ」や「松之山ガナ」という名称で、流通する糸<sup>170</sup>があった（十日町市史編さん委員会編，1998：152）。しかし、それにしても苧績みを専門にする人が出てくるのは古いことではなく、多くの場合、自家の余剰品が流通したものと考えられる。『越後縮の生産をめぐる生活誌』には、古志郡の例として、明治3（1870）年の「種苧原物産書上帳」の例を記している。そこには会津苧や最上苧を買い入れて、「白縮」を毎年95反ほど織り出すほか、苧の残りをタテ（経糸）に績んで売り出しているという（十日町市史編さん委員会編，1998：152）。十日町で認めにした苧麻糸を商うものの史料としては、嘉永6（1853）年のものに見られるという。半間万助という縮の仲買商が、この年の3月に経緯などの糸を合わせて543縄（「縄」は糸の束の単位）の在庫を持っていたという（十日町市史編さん委員会編，1998：130）。これらの糸は、周囲から余剰物の苧麻糸を買い集めたものとみられ、そのような苧麻糸をあてにして、小千谷、十日町、塩沢のような町場での機織り技術が発展したと推測される（十日町市史編さん委員会編，1998：130-131）。

したがって、機を織るためには、まず使用する糸を績むことが先行していたのであって、苧績みの技術は地機織りの技術と一体のものと考えられる。

次いで、染色の技術であるが、先行研究では、無地や縞の苧麻布の場合には織り手が自家で染色したり、あるいは藍染めを行っている家に頼んで染色してもらったりという形で、意匠は織り手にまかされていたという。それがそれぞれの家の「縞帳」という形で残されているものである（本節第5項）。

それが、緋技術の登場によって、問屋が図案を提示し、その図案にあった製品を織らせるという形に変わってくる。先行研究では明確に示されていないが、越後上布や小千谷縮を含む越後縮の産業構造に大きな変化を与えた技術と考えられる。

しかし、基本的には、布の意匠や染色の主体は布の織り手に付随するものであって、これもまた、地機織りの技術と一体のものと考えられる。

以上のように、製織の工程については、極めて細々とした多くの工程が存在するが、仕上げの工程を除き、基本的には地機織りを中心とした一体の技術であり、織り手が主体となる技術であったと考えられる。

<sup>158</sup> (中江編, 1976: 134-148)、(岡田編, 1978: 24-25)、(滝沢, 2013: 47-51)、(朝倉, 2006: 218-227)を参照した。

<sup>159</sup> 人間国宝シリーズ42『越後上布・小千谷縮』には「百匁(約二百六十七グラム)」と記されている(岡田編, 1978: 24)。単に誤りなのか、あるいは青苧の場合は100匁が267gという慣例なのかは不明である。

<sup>160</sup> 「親苧」、「影苧」、「私苧(子供苧)」については、分類内容が記録者によって異なっている。中江編の『縮と上布』では「こうして取った青苧には三種類ある。一つは「親苧」といい、いちばん丈が長く、量も多い。次は「影苧」といい、親苧より成長が遅れたため、丈はやや短い。親苧の影に隠れてしまう長さなので、影苧というのである。もう一つは「私苧」、または「子供苧」というもので、影苧よりもっと成長が遅れた短い青苧である」、「繊維の質は、親苧よりも影苧の方がよく、影苧よりも私苧の方がよい。成長が遅れたためにあまり直射日光を受けていないので、繊維が繊細で柔軟なのである」と記されている(中江編, 1976: 148)。また、朝倉は、脚注で親苧は「太くて株のあるもの。曲尺で4尺2寸(127.5cm)に切る」、影苧は「枝がなく素性よく伸びたもの、曲尺で3尺8寸(115.5cm)」、私苧は「3尺8寸(115.5cm)に足らず短いもの」と説明している(朝倉, 2006: 209; 213)。

<sup>161</sup> 朝倉の論考には本荷作りの様子が、写真や図、作業の復元場面の記録など詳細に記述されている(朝倉, 2006: 218-231)。

<sup>162</sup> (渡辺, 1971: 153-177)(中江編, 1976: 149-180)、(岡田編, 1978: 25-34)を参照し、聞き取り調査結果で補充した。

<sup>163</sup>（渡辺，1971：153-177）（中江編，1976：149-180）、（岡田編，1978：25-34）を参照したほか、績み手である青木春枝さん、山崎紀代さん、機屋の中島清志さんからうかがったこと、重要無形文化財小千谷縮・越後上布技術保存協会の体験講座等での観察により補充した。

<sup>164</sup>この書籍では、苧績みについて、1節を設け、記述している（十日町市史編さん委員会編，1998：60-122）。

<sup>165</sup>『北越雪譜』には、「雪中に糸となし、雪中に織り、雪水に洒（そそ）ぎ、雪上に曝（さら）す。雪ありて縮あり、されば越後縮は雪と人と気力相半（きりよくあいなかば）して名産の名あり」と記されている（鈴木，1936：74）

<sup>166</sup>（中江編，1976：134-148）、（岡田編，1978：24-25）、（朝倉，2006：218-227）、（滝沢，2013：47-51）を参照したほか、聞き取り調査結果によって補充した。

<sup>167</sup>2014.9.17に塩沢のやまだ織で聞いた話である。

<sup>168</sup>『越後縮の生産をめぐる生活誌』によると、十日町地方では緯糸を「ノキ」といい、経糸は「タテ」というようである（十日町市史編さん委員会編，1998）。塩沢周辺で調査中にはそのようないい方は聞かなかった。今後の調査課題の1つである。

<sup>169</sup>（渡辺，1971：169-175）、（中江編，1976：173-175）、（岡田編，1978：31）、（十日町市史編さん委員会編，1998：167-181）を参照したほか、聞き取り調査結果によって補充した。

<sup>170</sup>塩沢の中田織物の中島清志さん、六日町の林宗平織物工房の林正樹さんからは、「頸城（くびき）カナ」といういいかたがあることを教わった。



## 第4節 越後上布の生活史

### 第1項 はじめに

この節では、越後上布の生産に携わっている人、あるいは過去に携わっていた人の生活史を提示する。昭和20年代後半から現在までの従事者の生活を具体的に記述し、それぞれの織物業従事の実態を浮かび上がらせることが目的である。

この節の生活史は、語り手の記憶にあることを語っていただいたものを文字に起こした。日時や人名などについては他の記録や別の人に聞くなどして確認に努めたが、あやふやな部分も残されている。最終的には筆者が判断した内容で記した。したがって、この生活史の最終責任は筆者にあることを初めに記しておく。

### 第2項 新潟県南魚沼市の麻糸の績み手1

話し手	青木春枝（あおきはるえ）さん
	昭和14（1939）年1月8日生まれ
現住所	南魚沼市寺尾
聞き書きの月日	2016.11.1

青木さんは小千谷の生まれである。生まれ育った家が道路工事のために買収されたので、父親の出身地の南魚沼に一家で移住してきたという。

学校を出て、昭和33（1958）年に、南魚沼市の林宗平工房に入社した。特別な考えはなかったという。入社するときには3年はいてもらわないと困るといわれたことを覚えている。仕事は絹の織物を織ること、高機で織っていた。

しばらくしてから「カシツケ」という緋の柄を一柄だけ織って緯糸の染色がまちがっていないかを検査する仕事をした。これは他の人が織り始める前に、必ずしなければならないことである。だから1つの織物を最後まで織るということはしなくなったという。

織り手の指導をする係も時々していた。面倒な織り方を他の織り手に教えたり、織り手

さんの疑問に答えたりする仕事である。さまざまな織りに精通していなければならない。自分の持っている技術を精一杯指導した。

織物の単位は1反というが、それは4丈（約12メートル）である。それを傷にしないように（織り傷をつけないように）織るのは大変だ。織物は織りに始まって、織りで終わる。歳とってからまでしようとは思わなかったと話してくれた。

青木さんは、55歳になって、会社を定年で辞めた。勤めるときには、3年はいてもらわないとねといわれたが、青木さんは定年まできちんと勤め上げた。その後は、市内のホテルで働いていた。

そうしている内に、林宗平工房に用事があっていったときに、会長さん（先代社長）に自宅で機を織ってみたいかといわれて、それから自宅で織っていた。青木さんの織りの技術がまた生きることになる。

苧績みを始めたのは、15、6年前に苧績みをしていた知り合いの人にやってみないかといわれたからだ。講習会に通って績み方を教わった。会社で働いていたときに、糸も扱っていたので、1年ぐらいでできるようになった。

青木さんの苧績みは、機屋さんからの注文でおこなう。糸にする青苧のたばを機屋さんが持ってくる。苧績みをするときには、まず、青苧の束から一回で績むことができるだけ（たいていは1本の青苧皮）を取って、茶碗に水を入れた物に浸しておく。それを裂いて適当な太さにしておいて、繊維のもとの方と先の方を合わせて撚って繫いでゆくの「績む」という作業である。

苧は、結んではいけないから抜けないようにするのが難しい。また、繊維を適当な太さに裂いてゆくのも難しいという。繊維の真ん中あたりに裂け目を入れて、そこに指を入れて裂いてゆく。裂く太さは自分の判断による。織屋さんからいわれるのではないので、人それぞれになる。なかなか同じ太さにはできないもので、もともと太く先が細い三角形になってしまう。いつでも、どこまでも平らに（同じ太さで）というところに気を遣うそうだ。

青木さんが1日苧績みをすると、だいたい2から3グラムの糸になる。苧績みの量の標

準はさまざまにいられていて、多い場合は7匁（約24g）とか7gというようになり、ばらつきがある。苧績みの様子を観察したり、実際に自分で体験したりしてみると、7匁というのは多すぎるように思われる。昔のように朝早くから夜なべをして7g程度というのが妥当のように思われる1反の布には600から700グラムの糸が必要である。だから、盛んに苧麻布が織られていた時代にも、1反分の糸は100日以上の仕事の結果と記されているのである。

織屋さんは、だいたい40グラムぐらいになると引き取りに来るといふ。1ヶ月かかるところだろうか。

青木さんは、現在は旦那さんと二人暮らしである。自宅の脇に工房を構えて、機を織ったり苧績みをしたりしている。苧績みの人は不足している。苧績みの講習会があつて、後継者の養成をしているが、苧績みを習いに来るひとはだいたい50代から60代の年齢の人だそうだと教えてくれた。

「自分には子どももいないし、孫の世話もない。苧績みをするのは「てもずらなし（何もすることがなくて、てもちぶさたでいること）」ではいられないからだよ」と青木さんはいふ。

### 第3項 新潟県南魚沼市の麻糸の績み手2

話し手 山崎紀代（やまざきのりよ）さん

昭和15（1939）年11月18日生まれ

現住所 南魚沼市余川

聞き書きの月日 2016.11.1

山崎さんは、長岡市の生まれである。家の都合で南魚沼に転居してきたのは、昭和42、3（1967、8）年頃である。最初は電機部品の工場へ勤めたが、機織りがしたくて勤めていた工場の工場長に無理に頼んで林宗平工房を紹介してもらった。「手仕事をしたかったん

だね」という。

それまでは織物の仕事はしたことがなかった。林宗平工房に入社すると、青木さんが先生で、はじめのはじめで（全くの初心者で）、糸通しから教わった。

織っていたのは高機で、絹の織物である。地機では織ったことはない。会社で織るほかに、仕事に慣れてくると、出機の人のところに巡回して指導をする「外回り」も時々した。織っている人が困っているところを教えたり、なおしたりするのだけれども、外回りに行くのは出機の人から呼ばれたときに行くのだった。

40年ぐらい前に、自分が織った物が内閣総理大臣賞をいただいた。光栄なことだと思った。「図案の製図や、織る準備をしてくれた人たちのおかげのことで、嬉しかった思い出です」と山崎さんはいう。

その後しばらくして、義母の具合が悪くなった。義母の世話をするために、会社を辞めなければならなくなった。織りの仕事がしたいと自分から入社した会社だったので、とても残念なことだった。

3年ぐらい義母の世話をした。そうしながら自宅で紬を織っていたり、義母の世話がなくなったら十日町の反物の絵付けをしたりした。「織物とは縁が切れなくて」という。

苧績みを始めたのは、15、6年前から。林宗平工房の会長さんにやってみないかといわれたので、講習会へ行って習った。最初は苧を裂くのもうまくできなくて、「みんなはソウメンだけれど、私のはウドンだ（みんなのものは、ソウメンのように細いけれど、自分のものはウドンのように太い）」って大きな声を出したりしていた。苧の真ん中あたりのところに裂け目を作って、指を入れてツメで裂くのだけれど、難しい。3年間ぐらいは細くできなかつた。

裂いた苧は糸のできあがり平らに（同じ太さに）なるように、先の方を処理する。そして、もとの方と先の方を区別して、まちがわないように布の上に区別しておいておく。時々、前に裂いた物と照らし合わせて比べて、裂いた苧の幅を揃えるようにしているという。

観察していると、苧績みをする人は、手前に濃い色の布をおいて、その上に丁寧に裂いた苧をならべておいておく。なぜなのか不思議に思っていたが、黒や紺色の濃い色の布は、その上におかれた苧をはっきりと見せる。また、苧の先ともとのほうが右と左に区別されて置かれているということがこの話でよくわかった。

績むのも難しい。上手に績んだつもりでも引っ張ると外れてしまったりする。だから、うまくできるようになってくると自分で績んだ糸を見るのが楽しくって、「いとおしくて」と山崎さんという。

苧績みも機織りもどっちも大変だ。織物には織っているときの気分やその人の性格が出てくる。気が向いたときに苧績みをしているのだけれど、2時間したら、休憩を取ってまたはじめるというようにしている。孫の相手もしなければならぬから、ずうっとしているわけには行かない。子どもにはそんな暇なことをしなくても（そんな手がかかることをしなくてもいいのに）といわれるけれど、楽しい。

「糸はかわいいね。生き物だから。歳などにとっていられない。92歳までしていようかな。この仕事は好きでないとできない。糸とずうっと縁の切れない一生だね」。

#### 第4項 新潟県南魚沼市の越後上布の織り手

話し手 高波明美（たかなみあけみ）さん

昭和35（1960）年11月22日生まれ

現住所 新潟県南魚沼市六日町

聞き書きの月日 2015.11.17、2016.11.1

高波明美さんは、越後上布伝承者養成講座織り部門の講師を勤めている。講師をするのは、冬期間の100日間だけで、後は自宅で越後上布を織っている。結婚して高波の姓になったが、実家は南魚沼市塩沢で、お母さんの荒川セツ子さんは、高波さんの前の養成講座の講師だった。

高波さんは、そういうお母さんの仕事を見て育ったが、織物には興味がなくて、学校を出ると金融機関に3年勤め、その後は六日町の観光協会に勤務していた。その間は、観光の仕事で越後上布のことは扱っていたものの、自分の仕事にしようという気持ちはなかったという。

観光協会に勤務している間に結婚して、現在の六日町に移り住んだ。やがて、姑さんの介護のために観光協会の仕事を辞めた。そうしている内に、お母さんの仕事を思い出して、越後上布を織ることは介護をしながらでもやれるのではないかと思った。平成15（2003）年のことだった。

越後上布の技術伝承者と認められるためには、1年に100日、5年間で500日の講座を受講することが求められる。介護をしながら、冬の間は講座に通い、夏の間は塩沢の実家に通って機織りをするという生活を5年間続けて修了した。その後は2年間、実家の荒川家で機織りをしていた。

平成21（2009）年、お母さんの荒川セツ子さんが80歳になり、講座の講師をやめることになった。越後上布伝承者養成講座は、冬の間100日間、塩沢織物会館でおこなわれる。講師はその間、勤務できる人でなければならない。講師をするよりも織っていた方が経済的にはよい。だから、なかなか勤める人はいないのが現状だ。高波さんが、お母さんの後任を引き受けることとなった。

講師を引き受けたものの、自分ができるのだろうかと不安だった。受講生は20代から70代の人まで。土曜日と日曜日は休みだが、毎日9時から4時過ぎまでの講座である。口頭で流れの基本のところは教え、後は実習である。また、講座では、織りだけでなく「糸とり」、「糊付け」、「整理」、「千切り巻き」、などの工程も実習する。高波さん自身も受講したわけだが、「あやがけ」や「いとくり」は苦勞したという。だから、講習で指導する時は、「あやがけ」や「いとくり」の指導には苦勞した。わからないところはお母さんにきくことにして教えた。

受講生の大部分は、機屋に属して経験のある人である。なかにはまったく経験のない人

もいるという。そういう人は織ることに興味があつて来ている。「何も身につけていないがその方がいいかもしれない、教えやすい」と高波さんはいふ。

麻の糸を織る難しさもある。絹と違って、麻の糸は伸び縮みが少ない。切れやすい。腰につけた腰帯（こしおび）に固定された経糸（たていと）の張り具合を見ながら織る。「糸に寄り添わなければ」と高波さんはいふ。こつがつかめるまで、8年かかったそうである。

織りは急がせないように指導している。高波さん自身も、織っていると織りたいという気持ちが色々出てくるし、他の人の織る速度も気になるという。けれども急いで織ってもいい物はできない。焦ってもできないものはできない。他の人を気にしないで、じっくりと丁寧に織ることが大事だ。若い人たちは、こどもさんが小さいので、世話をしなければならぬから早く織り上げなければならないという気持ちが強い、特に焦らせないように心がけているという。

5年間の講習が修了しても、織りの仕事に就かない人もいる。経済的に割に合わないということで離れてしまうのだ。それでも、いつか条件が許せば織りに戻りたいと考えている人は少なくないと高波さんはいふ。織り手の確保は、機屋さんにとっても重要な課題である。高波さん自身も決まった機屋の仕事をしている。機屋さんも織り手を育てるという意識で、織り手によって品物の発注を変えるなどしているようだと話してくれた。

織りを始める前の「仕組み」も大変な仕事である。高波さんのところに機さんがもってくるのは、「仕組み」の段階が済んだものである。細かな柄は難しく大変だ。高波さん自身は、難しい柄を織ってみたいと思うが、織りにかかる時間も長くなり、その間は手間賃が入らないので無収入になってしまう。いわゆる「出機」という働き方であるが、現代のような会社勤めなどの月給生活が一般的な社会では、こういう生活をおこなうことは難しいと思うという。

高波さんの話では、今は、細かな難しい柄は少なくなって、簡単なものが多くなっているとそうだ。それは、織物の値段と売れ行きに関わっている。織り手だけでなく、括りや染めも技術の難易度が上がるし手間もかかる。だから、難しい柄は高価になり、簡単には



### 第3章 越後上布（新潟県南魚沼市の織物産業）

売れなくなってしまう。それで、今は難しい柄が少なくなっているのだ。

また、糸のことも問題になってきている。麻の糸は、糊の具合よりも湿度の影響が大きい。湿度がないと切れやすい。それだけでなく、糸そのものでも切れやすいものもある。織っているときに切れてしまって、繋いでいる時間が織っている時間よりも長くなってしまったりする。いい糸もなくなっているという。『縮と上布 心で織る素朴な布』（1976 泰流社）には、かつての無形文化財指定者、一之谷たかさんの聞き書きが掲載されている<sup>171</sup>。その一ノ谷さんも「ほんとに糸が悪くなって、仕事がやりづらいですよ」と語っている（中江編, 1976: 123）。この聞き書きは昭和50（1975）年前後のことであると推定できるが、そのあたりでもすでに糸の品質が問題になっていた。さらに、現在では糸の績み手の不足がそれに付け加わっている。

いい織物を織り上げるのは、先ずきれいな糸に揃えることが大切だ。中途半端に妥協すると後で苦勞することになる。そういう風に気を遣って仕事をして、今までに自分で満足できるものは1反もないという。越後上布は50反織ったら1人前というが、自分はまだ30反しか織っていない。自分の織りたい柄を作って織るなんていうことはあまり考えない。注文された物を織っているのだが、織るのは奥深くて、織っていると楽しいと高波さんはいう。

#### 第5項 新潟県南魚沼市の機屋（はたや）

所在地	南魚沼市塩沢
主な話し手	中島清志（なかじまきよし）さん 昭和10（1935）年8月3日生まれ
工房の概要	4代続く機屋、麻の織物である「越後上布」、「古代越後上布」、絹織物である「塩沢紬」、「夏塩沢」などを生産している。
聞き書きの月日	2014. 9. 17、2015. 11. 18、2016. 10. 31

中島さんは、麻織物の越後上布と絹織物の塩沢紬などを生産している「機屋」、中田屋織物有限会社を経営している。奥さんと、娘さん2人の家族をふくめて機屋は成り立っている。何人かの賃機も抱えてはいるが、大きくはない機屋さんである。取引のある問屋が「製品が雑になるから、工場を大きくするな」といって、拡大するのを嫌っていたと中島さんはいう。

中島さんは、塩沢から北西に4キロメートルほど離れた栃窪という集落に生まれた。農家の三男だった。16歳の時に親に行けといわれて中田屋に勤めることになった。昭和26(1951)年のことである。

中田屋は、三代続く織屋だった。初代は長岡の農家出身の人で、塩沢に出てきて中島屋という海産物屋で働いていた。中島屋は江戸時代から海鮮問屋で、現在でも塩沢の牧之通り米や酒を始めとした越後魚沼の特産品、日本海の海の幸を商っている古くからの商家である。そこからのれん分けのようにして、木綿織物の機屋を開いたのだということである。

『塩沢町誌(復刻)』の第2巻(1983 塩沢町教育委員会)の「越後麻織物同業組合」に関する記述の中に、組合員の中で塩沢町内に居住するものが記載されている。そこには織物製造業として、「塩沢 中田屋 中島甚次郎」という記載がある(細矢他監修, 1981: 273)。

この中島甚次郎さんは2代目か3代目にあたる人であろうと推測できる。

戦時中は他の織屋さんも同様であるが、中田屋は戦時統制によって織物の生産ができなかった。その間は、中島飛行機で生産する軍用機の部品であるビョウ(鋳)を生産していたということである。だから、中島さんが中田屋にきたときは、織物の生産を再開して間もなくの時期ということになる。

中島さんが仕事を始めたときには、旦那さんは指示をするだけで何もしない。その頃は出機が多くて、外に出て仕事をすることが多い。機の仕事はすべて自分でしなければならなかった。中島さんは、他の人がしていることを見たり、仕事をしている人に教えてもらったりして仕事を覚えた。だから覚えられたし、やってこられたと思うと中島さんはいう。

18歳ぐらいには一人歩きができるようになった。

中島さんが19歳になった時に旦那さんが亡くなった。奥さんは病弱で機屋の仕事はできない人だった。機屋の実際の経営は若い中島さんの肩に掛かった。やめて他の仕事をしようなどとは考えなかった、自分がいなければならないと思ってやってきたという。

当時は、機織りは農家の冬仕事が主なので、夏場は暇だった。また、戦争未亡人も多かったのもそのための授産所（職業訓練所）も開かれていた。そこで織物の技術の指導も行われていた。中島さんは、そこへ通って拵括り（くびり）の技術を覚えた。

機屋の仕事は中島さんが行い、経営の部分は奥さんが見るという形で10年以上働いた。そして、昭和38（1963）年に塩沢の中村から政江さんを妻に迎えた。そのころ中島さんは中田屋の養子になって機屋の主人となった。

政江さんは、嫁いってから13年間は病人の姑の世話と2人の娘の子育てだった。昭和42（1967）年に「特定繊維工業構造改善臨時措置法」が施行され、織物業界の構造改善が始まった。そのときに動力織機を入れた。注文してから6ヶ月待ったという。しかし、動力織機は糸がいうことがきかない。昔ながらの手織機がいいと中島さんはいう。

昭和50（1975）年に工場を大きくした。工場を新しくすることで学校を出たての若い人を入れようと考えた。けれども、工場を大きくすることを嫌って、大きくするなといわれ続けていた問屋さんには、知られないようにして建てた。できあがってから見せたら驚いていたという。工場の竣工式はしなかった。そのお金を社会福祉協議会へ寄付した。義母がお世話になったからということだった。

越後上布は、大きく分けると、「糸作り」、「拵くびり」、「染色」、「織り」、「足踏みでの湯もみ」、「雪晒し」などの工程を経て製品となる。中島さんは平成12（2000）年頃から全部の工程を自分でするようになった。若いときから一通りのことをしなければならなかったのも、それぞれにこだわりがあるという。

昔からの技術についても研究をした。古い拵の見本も見せていただいたこともあるし、糸の績みかたを教えていただいた。自作だという撚糸の機械を見せてもらったことがある。

中島さんに教えてもらったことを記してみる。

- ・麻の糸のことを塩沢では「カナ」という。かつては経糸を績む土地と緯糸を績む土地が違っていた。経糸は小千谷の近くの山古志の方で績んでいたし、緯糸は十日町の近くの松之山の方で績んでいた。
- ・経糸と緯糸は生み方が違っていた。経糸は糸を撚ってつないだ後、結んでいたし、緯糸は撚ったままであった。現在はどちらも同じになってしまった。
- ・松之山、松代で績まれた糸は「頸城カナ」といわれた。そこでの苧績みも昭和60年代までで、ほとんどなくなってしまった。
- ・現在は麻糸を績むのは外注している。一反の越後上布には600グラムほどの糸が必要だ。糸を撚るのには昔は手代木（てしろぎ）を使った。その後は機械撚糸になったが、撚糸を専門にする撚糸屋は塩沢にはなくなった。
- ・紬の糸は軽く撚ったものを使っている。現在は中国からのものを使っている。
- ・糸につける糊はタピオカデンプンを使う。以前はわらび粉を使っていた。わらび粉の方が粒子が細かい。
- ・地機の織りは身体を使う。腰帯（こしおび）をはずしてしまうと、固定された経糸がゆるんでしまって、織った布に織り段がつくからということで、昔は、織り子は食事のときにも機からおろさないで食事をとらせたこともあったようだ。
- ・織りが上手にできますよということ、織り手が、自分の織った布で作って奉納した奉納幡（ほうのうばた）が、小栗山の松尾神社にたくさんあった。古いものも残っていたが、神社そのものがなくなってしまって、奉納幡もなくなったと聞いている。大木六の木六神社には、奉納された奉納幡が今も残っている。
- ・雪晒し（ゆきざらし）は織り上げてすぐのものも、古いものも行う。漂泊だけでなく汚れ落としの意味もある。

中島さんに教えられて、平成27（2015）年11月19日に、大木六地区にある木六神社に

行ってみた。奉納幡や木六神社については先に述べたが、木六神社は、巻機山の信仰とも関わりのあるものだ。

社殿の外側の格子には、布が結びつけられているのが見えた。また、額に入れて奉納されているものもある。巻機山を織った布と刀杼（とうひ）を額に入れて奉納したものもある。社殿の内側にはミニチュアの着物に仕立てたものも額に入れて奉納してある。平成26（2014）年や平成27（2015）年という日付があるものも見られるので、現在まで続く信仰のようだ。

また、中島さんは、昔の越後上布は薄くて天保銭の穴にも通るというので、実際に試してみたという。実際にそれを見せていただいた。40センチ近くの幅の布が5ミリ角ぐらいの穴に通っている。布の薄さにも驚いた。

中島さんは、平成23（2011）年に文化庁長官の表彰を受けている。永年にわたり越後上布の製作に携わっていたことはもちろんだが、重要無形文化財の越後上布の保存と伝承者の養成に力を尽くし、文化財保護に大きな功績があったとのことによる。また、平成25（2013）年には黄綬褒章を受章している。

現在の中田屋の製品は、絹織物は「塩沢紬」と「夏塩沢」など、麻織物は無形文化財相当の「越後上布」と経糸が紡績糸をつかった「古代越後上布」などである。

現在、塩沢周辺で織られている無形文化財の越後上布は30反ほどである。織り手になる人の養成もしているが、織り手の確保も充分ではない。出機の人も、現在は勤めに通わなくともよい、あるいは勤めに出ることが難しいという人に限られている。織り手をどう育てるかということが現在の課題だと中島さんという。

長女の律子さんは、短大を卒業後10年ほどは東京の会社に勤めていたが、平成7（1995）年に戻ってきて、平成8（1996）年から越後上布後継者育成講習会で5年間学び、500日の講習を修了して中島さんと一緒に働いている。

次女の伸子さんも中田屋で仕事をしている。奥さんの政江さんが機ごしらえや細々とした準備をするということで、4人が手分けをしながら中田屋の仕事を継続している。

中島さんに、細かな緋の良さは何なのかときいたときに、遠くから見ると無地のようだが、近寄って見ると「あっ」と思うことでしょうかと教えてくださった。越後上布は奥が深いという。布の良さをわかって着る人に満足してもらえるものを織りたいとも語ってくれた。

## 第6項 生活史のまとめ

土地に関する記述や産業史からは、越後の苧麻布の生産は農業と深く関わったものであることがわかる。十日町市史編さん委員会が、多田滋執筆員を中心にまとめた『越後縮の生産をめぐる生活誌』には、十日町市周辺の聞き書きの成果が多量に収められ、本論文でもしばしば参照引用しているように、そこには、かつての農業生産と結びついた苧麻織物の生産のあり方が示されている。

本節の生活史にはその姿はなかなかうかがえなかった。1 つには時間の経過もあるだろうし、地域や話者の選択ということもある。地域をさらに広げて聞き取りをすることは、今後の課題であることを最初に記しておく。

一方、塩沢あるいは六日町という「町場」での苧麻布の生産の様子がこの節の生活史からうかがえる。

苧の績み手である青木さんと山崎さんの2人の生活史から、現在の苧績みの様相がうかがえる。かつては魚沼地域の女たちが当たり前のように行っていたことが、現在では特別な人の仕事になっている。しかも、その績み手を確保することは、現在の「機屋」にとっては重要な仕事の要素になっている。林宗平工房のような績み手の確保の仕方、あるいは2人の績み手のような仕事の仕方は、今後の績み手の確保の仕方に大きな示唆を与えると考える。

織り手についても同様である。先に示した『越後縮の生産をめぐる生活誌』には、馬のしっぽの毛を何本も抜き、それを経糸の代わりにし、親にもらった屑糸を緯糸にしておこ

なう子どもたちの機織りあそびや小学校5年生の時にイジャリバタに上がって織ってしま  
って母親に怒られたという逸話が記されている（十日町市史編さん委員会編，1998：170）。  
しかし、高波さんの場合は、お母さんの機織りを見ていても、それを自分の仕事にしよう  
とは考えなかったという。高波さんが機織りを始めるのは、義母の介護のために勤めを辞  
めてからである。そのときに実母がしていた機織りが、自宅でできる仕事として浮かびあ  
がってきた。

また、中島さんの2人の娘さんたちが機屋の仕事をするようになったのも、途中からで  
ある。越後上布・小千谷縮布技術保存協会がおこなっている「小千谷縮・越後上布技術伝  
承者養成講習会」にも、機織りとは無関係に生きてきた人が講習生となっていることは、  
高波さんの話にあった。また、いったんは経済的にあわないということで、織物の仕事を  
離れてしまった人でも、またもどりたいと考えている人も少なくないともいう。年間30反  
という無形文化財の技術を使った布の生産状況では、そういう人も貴重な人材であると考  
えられる。

さらに、そのような状況下で、1つの仕事を専業にするという「分業」も崩壊してゆく。  
そのなかで、中島さんのようにすべてを自分の所でおこなうという方向性も「機屋」とし  
ての1つの方向性とも考えられる。

---

<sup>171</sup> （中江編，1976：117-126）。



## 第5節 章末考察

### 第1項 はじめに

この節では、産業の特色と、地機の使用について考察する。最初の産業の特色については、形態と構造の時代的な変遷を考察する。

生業の様相については、これまで述べたように、近世の場合には六本木健志の『江戸時代 百姓生業の研究—越後魚沼の村の経済生活—』において、実証的な研究がなされている。また、近現代の場合には、十日町のものであるが、『越後縮の生産をめぐる生活誌』に具体的な生活様相が記されている。それらの成果も参照しながら形態と構造を分析してゆく。具体的な課題として、「機屋について」と「冬の生業要素について」という課題を設定し考察する。

第2の地機の使用については、本論文本論第2章において、結城紬の場合を考察している。この節ではその成果を元に、結城紬とは異なった原料である苧麻糸と地機の関係を中心に考察する。具体的には、「地機の構造と設置場所について」という課題を設定し考察する。

### 第2項 機屋について

前節の「生活史」では、苧績みの青木さん、山崎さんは「機屋」である林宗平工房から青苧を受け取り、それを糸に績んでその工賃を得ている。織り手の高波さんは、「仕組み」まで済んだ状態で「機屋」から発注されて布を織っている。いわゆる「出機」である。これが、現在の越後上布の生産形態であるが、その中心になっているのは、中島さんのような機屋である。

渡辺仁のいう、生業活動を構造的視点で把握するということ考えると、現代の塩沢周辺地域における越後上布生産の生業構造は、「管理・運営部門」を担当しているのは「機屋」であり、「現場作業・肉体労働」を担っているのが「苧の績み手」や「出機」ということに

なる。しかし、塩沢周辺の産業史を概観すると、機屋の存在が極めて希薄なことに気がつく。塩沢の人鈴木牧之の『北越雪譜』には次のような記述がある。

凡（およそ）織物を専業とする処にては、機人（はたおり）を抱へおきて織するを利とす。縮においては別に无（な）き一国の名産なれども、機織婦（はたおりをんな）を抱へおきておらする家なし（鈴木、1936：75）。

『北越雪譜』が3巻そろって世に出たのは、天保8（1837）年秋のことと推定されている（鈴木、1936：344）。したがって、近世後期の様子を牧之は述べていることになる。

本章の産業史では、近世の苧麻布の生産について、六本木の論考から、2つの事例を紹介している。最初は、天和から元禄にかけての、塩沢組天野沢村の村内2番目の持ち高百姓である七兵衛家の例であるが、生産量と家族構成から生業の様相を家族と使用人の女性によって担われていたと推定している（本章第2節第3項）。

次は、関村の佐藤九左衛門家の場合である。この場合は、九左衛門家に残された延享元（1744）年から宝暦6（1756）年までの縮生産の記録をもとにし、縮生産の様相を明らかにしている。記録によると、九左衛門家では延享3（1746）年に縮の生産のために、苧績みには述べ23人分、織に28人分の日傭取りを雇っている。この場合の女日傭取りには賃金が支払われず、1日5合の夫食米を出すだけである。このような形態は、南魚沼では比較的軽作業に従事する場合に適用されたものであった（本章第2節第3項）。

これを「機屋」の萌芽とみるのは疑問であり、以降に継続的にこのような形態が普及したわけではない。九左衛門家で織り出した縮は、質の面では最も低い下縮であり、「女日傭取りで多くの縮を織り出す方法は、熟練した女の手で苧績みに始まりイザリ機で織り上げるまで一貫して生産されるものに比べ、各作業工程に一貫性を持たず、質的な精良さや均質性を求める点で限界が存在した」と六本木は記している（六本木、2002：227）。したがって、九左衛門家では「機屋」を専業の生業とすることなく、さまざまな生業要素を組み

合わせて生活を立てていたことは本論第1節第5項に記したことである。

また、越後の苧麻布が会津苧、最上苧、米沢苧という他領産の青苧によって生産されるようになると、商人たちは苧麻布の生産者に青苧の貸し付けを始める。六本木健志は、塩沢組中村の宮田八郎右衛門家の「大福差引帳」の記録から、享保17(1732)年の中村の平助家が最上苧を150匁(約562.5g)買い入れ、その代金600文のうち、購入時には64文支払い、その最上苧を原料にして織った縮を苧の借り主に金1両1部で販売して、苧の代金を相殺するとともに、残金を現金で受け取っていることを記している(六本木, 2002: 185-186)。

児玉彰三郎は、文化3(1806)年の妻有27か村の「申立」に、地元の小商人が米沢に青苧を買いに行き、それを販売しているが、そのうち3分の2は貸し付けであり、縮市で布を販売した後に取り立てていることが記されているということを示している。また、天保13(1842)年5月の松之山郷村々からの願書にも、商人たちが9月ごろにやってきて青苧を貸し付け、翌年の縮市後に代金を取り立てると記していることも示している(児玉, 1971: 119-120)。

このような、苧麻布の生産形態について、児玉彰三郎は明治末までの越後縮史を考察対象としたのであるが、その終章において、越後縮の生産について、「縮布生産は、明らかに問屋制家内工業ではないとしなければならない。青苧商人が原料苧を貸売りしても、これはあとから代金を受取るのであって、縮布は、生産者自らの手によって市に持出され、或は縮仲買がこれを集めて縮問屋に持込まれる。このように、原料の貸し売りと、製品の買集めとが一応分離しているところに、縮布生産の特色があったというべきであろう」としている。(児玉, 1971: 485)。

この近世の生業構造を、渡辺仁のいう構造的視点で把握すると、越後縮の生業構造は、「管理・運営部門」も「現場作業・肉体労働」も担っているは生産者ということになり、いわゆる一貫生産の形となる。

近代に入っの様相については、本章第2節第4項で、明治10(1877)年の塩沢周辺で

の苧麻布の生産量が3,383反であることを示した。その元になっているのは各村誌であるが15の村々のうち、明確に産出反数が記載されているのは、11ヶ村である。しかし、産出額の記載されていない村々においても、「民業」に「縮布」と記載されていたり、「産物」に「縮布」と記載されている（細矢他監修，1981：245-246）。明治の初めは近世と同様の生産形態が継続していたと推測される。また、このようにして生産された苧麻布は、十日町、小千谷、堀之内の三縮市、そして、塩沢での縮市で売られるか、村々をまわる仲買人によって買い取られる。

明治以降の十日町の縮市の開催について、『越後縮の生産をめぐる生活誌』に明治8(1875)年から大正12(1923)年までの新聞と商家文書から拾い出した記録がある。それによると、十日町の縮市は5月10日から21日までの間に開催されている。この日取りは、明治初期には十日町各組用掛、縮問屋、縮仲買商の相談によって決定され、明治末期から大正期にかけては十日町物産会の会合で、それぞれ4月になってから決められている。また、地元には新聞広告によって知らされていた（十日町市史編さん委員会編，1998：259-260）。新潟の苧麻布生産の主要産地の1つでありながら、もっとも早く工場での絹織物生産に切り替えた十日町でも、大正の末期まで確実に縮市は機能していたことになる。

このようなことから推測すると、兎玉が「縮布生産は、明らかに問屋制家内工業ではない」というのも、少なくとも大正期まで延長してよいと考える。

一方、工場の設立ということでは、先に本章第2節第4項で示したように、明治12(1879)年の「生産会社」設立、昭和4(1929)年に州崎栄三が設立したラミー糸を使った麻織物工場などが見えるが、「生産会社」は明治20(1887)年に解散し、州崎の設立した工場も第2次世界大戦後まで継続はしていない。越後上布などの手続きの糸を用いた織物工場的な「機屋」が存在していないと推定できる。

機屋についての記載は、新潟県麻織物試験場で場長の松井隆が中心になって編集した『麻紡績と其乃織物』（1926 新潟県麻織物試験場）の「越後の麻織物（塩沢）」のところにみられる。塩沢についての記載の「第貳節 生産組織」には次のように記されている。

本地方に於ては殆ど全部農家の副業に依り製織せらる工場組織と見る可きは整理加工業に南魚沼郡織物同業組合の経営に係る共同整理工場と同撚糸加工場とあるのみなり。次に原料苧麻より、越後上布として販売せらるる迄の状況を説明す可し。

手紡苧麻織物の生産順序 原料苧麻小売商人又は同卸売商人は、会津苧を其の産地出張購入するか或は又最上苧を委託買付をなし、之を農家の老嫗婦女子に少量宛小売す。農家の婦女子は之を冬期の積雪季間中に手紡し、経糸は撚掛け縄仕上となし、緯糸は其の儘十字に括りて、総買人に売渡す。総買人は之を機屋に販売す。機屋は糸の織度に応じて織物を設計し、箴、緋の図案、緋の定規及所要の糸等を添えて農家の織女に渡す。織女は緋の図案と緋の定規に従ひ、糊付整径及手括りをなし、染色業者に委託して染色をなす。地白緋用麻糸の精練漂白は織女自ら為すものあれども、其の数多からず。染上げたるものは再び農家の織女の手へ渡りて経巻、整径、製織等をなし、生機を機屋に納む。機屋は来客を待ち商談成立の後、初めて整理業者に託し、別項の通り整理をなし引渡す。

農家の織女中自己の計算に於て総買人から原糸を購入し、生機を機屋に売渡す契約にて、機屋より緋図案と緋定規との提供を受け製織するものあり（新潟県麻織物試験場、1926：227-228）。

ここに記されているのは、概ね大正末の様子であると推測できるが、この「機屋」は、一般的な織子を雇って織物を生産する「機屋」の姿とは違っている。織りの工程はまったく賃機に依存していて、「機屋」というよりむしろ「問屋」に近い姿である。しかし、緋の設計図や定規の作成、あるいは必要な糸や箴をそろえるということをおこなっている点で、「問屋」とはちがう生産者となっている。

具体的な様相を表すものとして、『麻紡績と其乃織物』には、「南魚沼郡麻織物物産及賃金一覧表」が掲載されている。その年次は示されていないが、おおむね大正10年から13

年ごろと推測される。そこには手績みの苧麻糸を経緯に用いた「越後白縮」、「地白緋上布」、「本製紺緋上布」という品目の15の織物の値段、経緯糸の種類と分量、製織にかかった日数や賃料、仕上げの賃料などが記されている。

それによると、価格が最も高いものは「地白緋上布」の1つで80円であり、最もやすいものは「越後白縮」の1つで18円である。その織賃は、80円の「地白緋上布」の場合、50日かかって30円、18円の「越後白縮」は5日間かかって2円となっている（新潟県麻織物試験場，1926：225-226）。

価格に対して、織賃、仕上賃の占める平均の割合は、織賃が30%程度、仕上賃が3%未満であるので、糸の代金などを差し引いても「機屋」の取り分は30%から40%程度はあったのではないかと考えられる。また、高価なものを織り出すと時間がかかるが、織り手の1日あたりの賃料は45銭程度はあることになる。そのような形で「機屋」、「賃機（出機）」、「染屋」などが成り立っていたと推測される。

また、「苧の購入」や「緋くくり」の工程を（あるいは緋くくりを専門の職人に依頼することを）機屋の役割に繰り入れると、現在の「苧の績み手」、「機屋」、「出機」の役割分担に近いものとなる。

この『麻紡績と其乃織物』に記された生業構造を、渡辺仁の生業構造にあてはめると、「管理・運営部門」を担当しているのは緋の図案と設計図、定規を作成して図柄を決定している「機屋」であり、「現場作業・肉体労働」を担っているのが「織女」ということになる。本章第2節第4項で示した『塩澤町史』の大正15（1926）年の「主要工業概況調」と昭和6（1931）年6月「工場組織なく」出機に依存しているということから、このような生産形態が継続されたことを裏付けると考える。

このような生産形態がいつから始まったのかは明確にできない。しかし、本論第2章の結城紬の場合では、緋織物の生産が本格的に始まると、問屋が図案を示して、織屋に発注するということが始まっている（本論第2章第5節第3項、第4項）。

また、塩沢の宮田氏の所蔵する天保13（1842）年の文書には、賃機織賃を<sup>172</sup>改訂した

ときの記録がある。それには次のように記されている（細矢他監修，1981：257）。

#### 一、機織賃

上布壱反に付式朱式百文	元三朱式百文
紺地縮壱反に付七百五拾文	元式朱百文

これらのことから推測すると、塩沢地域で盛んに緋を織り出すようになっていた寛政（1789年から1801年）ごろには、賃機をさせる「機屋」が成立している可能性がある。これを明確にすることは今後の課題としたい。

さらに、戦後の塩澤の越後上布の生産の形態は、昭和40年代に至っても100%出機に依存している（南魚沼郡誌編集委員会編，1971：643）。現状においても、その事情は大きくは変わっていない。筆者は、平成27（2015）年に塩沢、小千谷、十日町の織物組合を訪問し、聞き取り調査をおこなったが、越後上布や小千谷縮の生産については、出機に依存する割合が多いと聞いている。現在の状態も従来の生業構造の延長線上にあるのであって、断絶したものではないことが確認できる。

児玉彰三郎は、「縮布生産の展開が、全国的な織物業の発展、ひいては日本における近代産業の生成といった問題からは、やや外れたところにあることは否定できないのである」と述べている（児玉，1971：491）。このような視点は重要な視点であって、それに見合った分析をしなければならない。そうしないで、「遅れている産業」や「古い生産形態」という見方で済ますわけにはゆかないのである。

### 第3項 「冬の生業要素」ということについて

越後の苧麻布生産については、冬期間の生業要素（冬の副業）という見方が一般化されている。それは概ね正しい見方であるが、ある時期においては、通年の営みであったこと



を『越後縮の生産をめぐる生活誌』の編者は指摘している。本論文でも、苧績みの場合に夏期にもおこなわれたことを本章第3節第4項で示しているが、さらに、縮を織ることについても指摘しておきたい。

まず、縮の生産が「冬の生業要素」とされているのは、冬が積雪期であり、農閑期であるということが1つの要因である。そして、それは他の場合と共通する。それだけでなく、苧麻糸の性質が大きな要因になっている。

本章第3節第6項の技術誌「地機での織り」でも述べたことであるが、苧麻糸は乾燥すると切れやすくなるという性質がある。それが「冬」という季節に関わっている。「機仕事を始めるのは、秋の取入れが終わって、十一月に入ってからですね。雪が降って、湿気が多くなるんで、麻糸が扱いやすくなるんですよ。麻というのは、湿気に強いですからね。だいたい四、五月頃まで機を織っています。雪が解けちまうと、もうだめですねえ。夏場はもう糸が乾いて織れませんねえ」、これは無形文化財に指定された一之谷たかさんのことばである（中江編，1976：121）。渡辺三省は、魚沼地方は冬季積雪時の湿度は70から80%を常に保っていて、それが雪と縮布を切り離して考えることができない理由であると記している（渡辺，1971：172）。

『南魚沼郡誌』続編上巻には、国鉄塩沢雪実験所が観測した、昭和23（1948）年から昭和32（1957）年の10年間を平均した月別湿度が記載されている。

1月	89.5%	2月	87.5%	3月	84.7%	4月	76.1%
5月	71.8%	6月	76.5%	7月	80.0%	8月	79.3%
9月	80.7%	10月	83.8%	11月	86.0%	12月	88.5%

織り手が経験的に語っていることが、科学的にも裏付けられることである。

苧績みの場合は、茶碗などに入れた水に浸しておくことで、乾燥を防ぐことができる。

また、緯糸も管に巻いたまま、これも茶碗に入れた水に浸しておくことは先に述べた（本

章第3節第6項)。経糸も霧を吹くなどして湿度を保つようにしている。また、現在では加湿器を用いて湿度を保つなどの工夫をしている。しかし、なんとといっても自然に湿度が保てる冬がもっとも適した季節であるといえよう。

『北越機業史』には、「其の製織は、大抵冬期に在りと雖も、又間々夏期に之を織ることあり、其の七月以後に成れるものを、夏縮と称し、其の品位迥に劣り、価格亦廉なり、蓋し縮布製織に必要なる、雪と湿気との欠けたるが為なり」と記されている。『越後縮の生産をめぐる生活誌』の編者は、このことについて、縮の製織は専ら湿度の高い降雪時期になされるという誤解に基づくものであり、品質が概して低かったら、それは主として用いた苧の品質に基づくことであると考えている（十日町市史編さん委員会編，1998：192）。この是非について詳述しないが、織り上げた布の品質と、織るときの湿度については関係が深いのではないかと考える。それよりも、縮の製織が夏期にもおこなわれていたということに注目したい。

『越後縮の生産をめぐる生活誌』には、十日町の縮問屋では、4月の縮市を経て6月に至るまでに集荷して販売した分を「新縮（しんちぢみ）」、7月以降年末までの分を「冬縮（ふゆちぢみ）」と呼んで区別する習わしをいつしか生じたことを記している。また、宝暦5（1755）年の「越後国魚沼郡村々様子大概書」には、十日町の所に「夏中縮市立（たつ）」と書かれていることも記している（十日町市史編さん委員会編，1998：192）。

さらに、縮問屋丸屋の「歳々縮買高扣帳」には、延享4（1747）年に新縮を2,638反、冬縮を2,280反買い入れていること、宝暦2（1752）年には、新縮を3,364反、冬縮を3,444反買い入れている、冬縮が新縮よりも多くなっていることが書かれている。以降は、この冬縮の買入が新縮を上回るという状況が継続する（十日町市史編さん委員会編，1998：192）。

越後の苧麻布の生産は、天明年間（1781年から1789年）に生産が30万反に達し、最盛期を迎えたとされている（角山，1968：177）。このように夏期にも縮が織られるようになったのは、この最盛期に重なっている。『十日町市史』通史編6では、呉服問屋などが大量

に仕入れるようになると、雪が降りやんでから糸を晒して染め、織り始めなければならぬ新縮だけでは間に合わず、夏から秋にかけても織られるようになったのであろうと推測している（十日町市史編さん委員会編，1997：71）。

『越後縮の生産をめぐる生活誌』の編者は、このような生産形態について、縮生産は、その発生の当初、一冬掛かりで苧を績み、春になるとそれを織り上げるという形で、主におこなわれていたと見做せるが、その後、需要の拡大に即応して、次第に生産を通年化させ、また冬の生産能率をも精一杯上げることにより、縮の最盛期を迎えるに至ったと推定している（十日町市史編さん委員会編，1998：184）。

先に示した月別の湿度を見ても、7月、8月、9月は80%程度の湿度があり、夏期の縮織も可能であると推測できる。

このような生産形態は、近世の末まで継続されていることが史料からわかる。十日町の村について、庄屋に残された運上の反数を調べた記録によると、弘化2（1845）年に山本村では新縮を40軒で61反、冬縮を69軒で77反生産している。尾崎村では新縮は34軒で133反、冬縮は32軒で114反生産している。また、新保村では新地積みだけ51軒で101反生産している。1戸あたりの生産を産出すると、新縮が山本村では1.4反、尾崎村3.9反、新保村2反となり、冬縮は山本村が1.1反、尾崎村が3.6反となる（十日町市史編さん委員会編，1997：72）。

近代に入ると、十日町は絹織物生産に力を入れ、若い人たちは高機を使った絹織物に移って行った。また、養蚕が盛んになった結果、冬縮を織り出していた夏の時間は、養蚕の仕事に置き換えられ、しがいに減少することになる。

『十日町新聞』が、明治の末期から掲載し続けた各種の織物記録によると、6月から10月の苧麻布の生産は、少ない量であるが断続して昭和初期まで及んでいるという（十日町市史編さん委員会編，1998：191-192）。

それもやがてなくなり、かつての冬縮の生産は、先に示したことであるが、絹織物や養蚕の展開に遅れた地域での、ゆいを組んだ夏の苧績みなどに名残を残すだけになった（十

日町市史編さん委員会編, 1998: 184)。

その夏の苧績みで得られた糸は、翌年まで持ち越されて、春の縮織（新縮）に用いられることが多く、かつての冬縮の生産は皆無に近くなった。『越後縮の生産をめぐる生活誌』の編者は、多くの聞き書きのなかでも、夏期の縮織は2例だけしかないと述べている。1つは、大黒沢地区で季節を問わず隠居仕事で苧績みをしていた女性が、績み苧が1反分たまると、夏でも随時苧麻布に織り上げていた例である。2つ目は、宮中地区の例で、母娘で春ごとに1反ずつ織り上げていた家では、年によって苧麻糸が余ることがあった。その場合、苧島地区から糸を売りに来るカナウリバサから糸を買い足し、8月の農閑期にさらに1反織り上げた。それを「ナツバタ」と呼んでいたという。

以上の事をまとめると、越後の苧麻布生産については、冬期間の生業要素（冬の副業）という見方が一般化されていて、それは概ね正しい見方である。しかし、ここで述べたように、ある時期においては通年の仕事であった。そしてそれは、生産史の上で重要なことである。「冬の生業要素」と固定的に考え、このような実態を見逃してはならないと考える。

#### 第4項 地機の構造と設置場所について

「結城紬」と「越後上布、小千谷縮」は、どちらも無形文化財に指定され、ユネスコの世界遺産に登録されている織物である。それには、地機（イザリ機）が使われている。

「結城紬」での地機の使用については、既に第2章で考察したが、それは「手紬糸」という、伸びやすい糸の性格にあった織機であることを結論とした（本論第2章第5節第2項）。

一方、繊維の性質ということで考えると、すでに何度か述べたように、手績みの苧麻糸は堅く伸びにくい糸である。しかも乾燥すると切れやすい性質である。そのような糸を張力のかかる経糸として使う上で、腰の動きで経糸の張力を張ったりゆるめたりできる地機は最適の織機であるといえよう（本章第3節第6項）。

結城紬に使われる「手紬糸」と越後上布、小千谷縮に使われる「手續みの苧麻糸」は、性質において正反対のものである。しかし、それを張力のかかる「経糸」として用いるときに、「経糸の張力を制御できる」という地機の性質が共通に効果的なものとなっていることに注目しておきたい。

結城紬の地機と越後の苧麻布の地機の大きな違いは、結城の地機には脚が付いて主体部が床から少し持ち上がっているのに対し、越後の地機には脚がなく、主体部が直接床に置かれるようになっている<sup>173</sup>。織り手に聞くと、結城の地機の方が、掛け糸を上げる時に右足が引きやすいという。

操作のしやすさを犠牲にして、腰の低い地機の形が継続された理由は明確ではない。前田亮は、室内で織るために脚を無くして背を低くしたと述べている（前田，1996：96）。また、角山幸洋は、地機の形態の多様さは、機台がない原始機から機台が付属する地機に変遷する過程において、何らかの地域的な受容体制の違いがあり、それが影響を与えたことを想定している。また、地域的な機業の発展過程で、気候や風土などの自然条件、原料、労働条件などの違いが機台の形式に影響を与えたことも想定しているが、それぞれを具体的には示していない（角山，1968：61-62）。

俗説として、地機に脚のない形は、床からの湿気によって麻糸に湿気を与えるためであるということがある。また、土間に穴を掘って、その上に地機を据え、穴に雪を入れて織るということも聞いたことがある。糸の性質、あるいは実際の工程の中で経糸に霧を吹きかけ、時々水で濡らしたりすること、あるいは通年で織っている現在の織り手が加湿器を使っていることなどから考えると、合理的な説明のように思われる。

実際にどのような場所に地機を据えているのかを調べたものが『越後縮の生産をめぐる生活誌』に記されている。それによると、一階の場合には「チャノマクチ」、「ジャンキノクチ」などの障子の内側に据えられた。板の間がない場合は、厚く敷き詰められたワラの上に板を敷き詰め、その上に地機を据えた。乾燥を避けるために障子は閉め切っておくが、織る季節となると積雪も少なくなるので、雪囲いが撤去され、明かりが入るようになる。

2階に機を据えた例では、障子のはめ込まれ、雪囲いを必要としない「ウシロヂューモン」の二階や「ゲンクウヂューモン」、母屋の茶の間の上にある「イタヤ」の上で織ったという（十日町市史編さん委員会編，1998：175-176）。

この場合、もっとも重視されているのは明かりである。雪囲いがなされている一階の場合は、雪囲いが取られてから織り始めるし、雪囲いのあるうちから織り始めるのには雪囲いを施さない二階が適当ということになる。

さらに、不思議な事例が紹介されている。「ウシロヂューモン」の二階で織ったという例では、「エン」に四角に穴をあけてそこに浅い箱をはめ込み、小さな掘り炬燵として、その上に地機を据えたという。こたつには、おき（木材を囲炉裏で焚いた後の炭火）を入れ、膝には小さな布団を掛けたという。また、3つも掘り炬燵を備え、他家の娘を2人通わせて機織りを教えていたという例もあった（十日町市史編さん委員会編，1998：175-176）。

『北越雪譜』には、「暖氣を得て雪中の湿気薄き時は大なる鉢やうの物に雪を盛りて機の前に置（おき）、その湿気をかりて織る事もあり」と記されている（鈴木，1936：74）。これは、繊維の性質や現在の織り方にかなったやり方である。一方、「掘り炬燵の上に地機を据え」ということは、湿度を保つということと矛盾するように思われる。

この矛盾については明確に論を立てる事ができない。地機に脚が付かなかったこととともにも今後の課題としたい。ここでは、これまでの固定観念に囚われることは、このような事例を見逃すことになるという問題提起にとどめておく。

## 第5項 まとめ

塩沢周辺における、苧麻布の生産に関しては、現代に至るまで「出機」という賃機に依存する形態が継続している。また、その生産実態は、緋技術が移入されるまでは生産者が苧績みから布の製織まで一貫して行うものであった。

緋技術が移入されると、その意匠デザインをおこなう必要から、縮の流通を担っていた

ものの中から、苧麻布意匠の原画と緋織物の設計図、織物の定規を作成し、必要な糸、箆を取りそろえて生産者に賃機（出機）をさせる「機屋」が生まれる。それは、早くとも寛政以降（1789年以降）の事と推測される。

先に元禄2（1689）年の「塩沢村人数他所々罷有候者御改書上帳」には、苧績みや紺屋を生業とするものが少数いることをしめした（本章第1節第5項）。おそらくは紺屋がもっとも早く成立し、その後に績んだ糸を売るものが現れて、糸を買って織るものが生まれた。そのようなことを背景として「機屋」が生まれ、「賃機（出機）」が存在するようになったと考えられる。しかし、それは行き来の容易さの点で、おそらくは塩沢のような町場の近隣地域に限られ、町場から離れたところでは一貫した生産が継続されていたのではないかと推測される。

近代になると、塩沢では「絹織物」が生産されるようになる。「機屋」の中には工場や作業所を建て、そこで絹織物の生産をするようになる。また、麻織物には「ラミー糸」という「紡績苧麻糸」が移入される。小千谷では、麻織物に大幅に採り入れられ、力織機での麻織物生産も盛んになる。塩沢でもラミー糸を用いた麻織物は作られるが、大がかりな工場での生産には至らず、経糸にラミー糸を用い、緯糸には手績みの苧麻糸を用いるという現代的な越後上布の改良布の生産に止まることになる。

したがって、現在の「機屋」は、絹織物と麻織物の両方を生産し、麻織物の場合はその大半を、絹織物の場合でもその多くを「出機」での生産に依存することになる。

また、この地方の苧麻布の生産は、冬の生業とされていた。しかし、民俗事例では、苧績みが夏の間にもおこなわれていたことが報告されている。また、近世の史料からは縮織が夏期の農閑期にもおこなわれていたことが判明する。それは、縮問屋丸屋の記録などから、延享4（1747）年には、少なくとも十日町周辺で一般的なものとなっていたことが明らかである。そして、近代にいたってもそれは継続されるが、養蚕とそれともなう絹織物への転換にともない減少し、新聞記事では昭和初期まで確認できるが、以降は極めて稀少例となる。しかし十日町地域では、縮生産の最盛期を中心に200年間あまり、通年での



縮織がおこなわれていたわけで、生業暦を考える上では無視できないことといえよう。

さらに道具としての地機であるが、堅く伸びにくい、乾燥すると切れやすいという性質を持つ苧麻糸を織るのには、腰で経糸の張り具合を調節できる機構をもつ地機が、最適の織機である。これは、結城紬の糸が、ほぼ正反対の性質を持つのに、地機で織ることが最適であったのと同様の理由である。地機は、経糸に無理を掛けない織機であるといえる。

一方、主体部が直接床に置かれる形になっている事については、さまざまな説がある。俗にいわれている床からの湿気の利用については、民俗事例で掘り炬燵の上に設置されたり、あるいは2階に設置されたりしている例が多く、積極的に床の湿気を利用して織るというわけではない。この地機の構造については、今後の課題となる。

以上がこの章の章末考察であきらかにできたこと、今後の課題とすべきことである。

---

<sup>172</sup> この改訂は儉約令により、賃料を値下げしたものである。1朱を250文で換算すると、上布はそれまでの賃料の84.2%に、紺地縮の場合は、125%となる。紺地縮については値下げではなく、値上げになっているようであるが、当時は1朱が250文以下に相当していたのか、あるいは史料を引用する時の間違いかは不明である。

<sup>173</sup> 前田亮の『続・図説手織機の研究 日本篇』（1996 京都書院）では、「江戸時代の後半になると、越後の腰機（地機のこと 筆者註）も横枠の下側に再び足を付けて腰の位置を高くした。これにより天秤機構の曳綱を引くのに足が動かしやすくなった」としている（前田，1996：96）。筆者は、このような形のものは現在のところ確認していない。

### まとめ（織物産業からみた南魚沼市）

第3章では、越後上布の生産の様相を、南魚沼市塩沢地区を中心に記述している。それを基にして、南魚沼市という地域の特色をまとめるのがここでの目的である。

南魚沼市は、新潟県の中越地方に位置し、魚野川沿いに発達した魚沼盆地（六日町盆地）に存在する市である。東部は群馬県利根郡みなかみ町に接し、南部は南魚沼郡湯沢町を介して長野県とも隣接している。市の南西から北東の方角に魚野川が貫流し、それに平行して、かつての三国街道である国道17号線が走っている。また、関越自動車道、上越線、上越新幹線によって関東と結ばれ、交通の要所となっている。また、南魚沼は豪雪地帯でもあり、多い時には、4m近い積雪となる年もある。このような地理的環境は、この地域の生業にも大きな影響を与えている。

この地域は、稲作に適した土地が少ない地域であった。古くからカラムシ採集や耕地での栽培が行われ、その韌皮である青苧から作られた糸で苧麻布（麻布）が織られていた。織られた布は、自給用の布として使われただけでなく、古代の税布としても納入されていた。さらに、中世には青苧そのものの取引が盛んにされ、府内（現在の越後市）には越後青苧座が作られて、京都を中心に盛んに取引されるようになった。また、税として納入されていた苧麻布も、遅くとも中世期からは商取引の対象となり、商品としての上質な製品となり、越後の広い地域で生産され、特産品として盛んに取引されるようになったと推測される。この時期にこの地域は、原料生産地という立地条件を基にした苧麻布生産地として確立した時期といえよう。

中世からは、幕府の所在地としての鎌倉をはじめとして、関東地方との交流が次第に重視される。それは政治的な面だけでなく、経済的な面でも次第に重要視されてゆく。江戸期になると、幕府が開かれた江戸との交通がより重視されてくる。三国街道が新潟と関東の最短路として浮かびあがってくる。

そのことは、単に交通の要所として南魚沼の地位を高め、宿場町としての発展を促しただけでなく、人の交流にも繋がってくる。南魚沼の新田開発に際し、上州（群馬県）から

の移住者が大きな役割を果たした（本章第1節第4項）。また、六本木は、地域の商活動が活発になるにつれ、村々の生活にも貨幣経済は浸透し、「金銭遣い」が盛んになったこと、さらに、そのために国境（くにざかい）を越えて、上州に出稼ぎに出て行くものが生まれたいことを指摘している（本章第1節第5項）。

このような環境の基で越後の苧麻布の生産が行われていったことはこの地域の特色の1つである。

近世、苧麻布の取引は、十日町や小千谷に開設された公認の市場で商われていた。この地域の苧麻布は塩沢に集荷されたが、塩沢は公認された市場ではなかった。そのため、十日町や小千谷の市場とも関わりを持ちながら取引された。さらに、このような市場を通さず、上方や江戸の商人が直接入り込み、直接買い付けることが行われたり、あるいは地域の小商人が江戸へ直接でかけて「行商」を行うことなどもあったりした。このようなことは、主要街道沿いであるという流通上の地理的利点が生かされたものといえよう。

さらに、近世に入ると、この地区の苧麻布の原料である青苧は、山形県の米沢苧や最上苧、福島県の会津苧が多く使用されるようになってくる。これも、政治的な安定とともに、各地との交流が盛んになったためと考えられる。さらに、米沢は近世以前にこの地区を領有していた上杉家の領地であり、南魚沼にはかつての上杉家臣団の一部が土着化していたということ、また会津藩は、近世に幕府領となったこの地の管理を行っていた藩であるということも関連のあることとも考えられる。

つまり、古くは原料生産地、あるいは冬季間の生業要素の1つとして営まれたという余剰労働力の利用などの立地条件に恵まれ、生産地として確立されていった。それが、近世に入って、消費地の移動や交通路の発達により、流通面でも有利な立地となった。さらに、原料を他の地域産のものも使うことにより、より上質の布の生産が可能になっていったと考えられる。

近世になって、越後上布の他の産地では、十日町市のように絹織物の生産に切り替え、さらに動力織機の導入の行い、近代的な産業に切り替わってゆく産地も現れる。また、小

### 第3章 越後上布（新潟県南魚沼市の織物産業）

千谷のように、手績みの糸に換えて紡績糸（ラミー糸）の使用した苧麻布の製造を工場で行うことが多くなる産地も現れる。しかし、塩沢周辺は、従来の出機（賃機）が主として、手績み糸をつかった苧麻布の製造を継続することになる（本章第2節第4項）。

南魚沼地域は、十日町や小千谷よりも鉄道の開設が遅れている。また、三国街道の本格的整備も昭和36（1961）年に国道17号線として開通するというように、近代以降の交通の整備からは取り残されていた地域である（本章第1節第4項）。そのような事情が関係して、塩沢周辺の生産形態が存続することになったのではないかと考えられる。

しかし、昭和30年代から、湯沢、南魚沼地域ではスキー場開発をはじめとする冬期の観光開発事業が盛んになる。それとともに、若年層を中心として、観光産業への従事者が増加しはじめる。さらに、工場誘致などにより、農業人口そのものも減少し始める。それが越後上布の生産にも陰りを与えはじめる。人口集中地域である関東地方に隣接することが、かつての冬季間の主要な生業要素であった越後上布の生産から他の仕事への転換を促したと推測される。

現在の南魚沼地域の苧麻布生産については、無形文化財の越後上布は年間で30反程度ということになっている。また、糸の績み手も不足している。そのような中で、製品としては普及品の越後上布の生産も行うようになっている。さらに、機屋では越後上布の生産だけでなく、絹織物の塩沢紬などの生産も手がけている。むしろ生産品の主なものは絹織物で、越後上布の生産は従になっている場合がほとんどであろう。そのような経営ができるようになっていることもこの地域の特色といえる。

## 第4章 深山和紙（山形県西置賜郡白鷹町の紙漉き）

### はじめに

深山和紙は、山形県西置賜郡白鷹町深山地区で漉かれる和紙である。本章では、白鷹町深山地区に居住する人たちの生活を、深山和紙を生産するという視点から記述した生活誌である。具体的には、次のような構成で記述した。

第1節 深山という土地（土地に関する記述）

第2節 深山和紙の産業史（生業の歴史に関する記述）

第3節 深山和紙の技術誌（生業の技術に関する記述）

第4節 従事者の生活史（生業に携わった、あるいは現に携わっている人々の生活史）

第5節 章末考察（考察とまとめ）

本章は、本論文の事例研究の一部をなすものであるが、このような構成とすることで、単独で完結した「生活誌」とすることを目的とした。またそれは同時に、白鷹町深山地区という地域を、和紙を漉くという生業の視点から見た地域研究とすることを試みたものでもある。

## 第1節 深山という土地

### 第1項 位置、地形、季候など

深山は、白鷹町の北西部、役場所在地の荒砥からは直線距離で4 kmほどに位置している。町の中央を南北に流れる最上川が村山との郡境の五百川峡谷に入る直前には、かつて黒滝という難所があった。そこには朝日山系に源をもつ実淵川が注いでいる。深山は実淵川を2 kmほど遡った所、兩岸の流域に開けた集落である。

深山の東は最上川までの間は標高300m余りの丘陵、北から西にかけては朝日山系からつながる900mから1,200mあまりの山塊に囲まれ、緩やかに南に向かった傾斜地に集落は広がっている。深山周辺は黒色頁岩や硬質頁岩の地質で、実淵川の岸边には露呈した頁岩層が見られる（白鷹町史編纂委員会他編，1977a：5-6）。

深山集落は標高230m程度であり、標高200m程度の白鷹町中心部より、わずかに標高が高い。白鷹町全体は、西側の朝日連峰とその東側に並行する置賜葉山を主峰とする連山が二重の障壁となって北西の冬の季節風を防いでおり、置賜盆地ではもっとも積雪の少ない地域となっている（白鷹町史編纂委員会他編，1977a：6-7）。しかし、深山は山裾になっているため、中心部に比較すると積雪量は多く、概ね1.5～2倍程度になることが多い。

気温や雨量については深山の観測資料を発見することができないが、白鷹町全体では平成17（2005）年から平成21（2009）年では、年間の平均気温が10.5℃、合計降水量の平均は1,546mm、となっている<sup>174</sup>。

もう少しくわしいものとしては、やや古いものであるが昭和36（1961）年から昭和45（1970）年の気象観測結果を平均したものが『白鷹町史 上巻』に掲載されている。それによると、月毎の平均気温で、最も低いのは12月で、マイナス1.4℃であり、ほかに1月と2月の平均気温がマイナスになっている。逆に最も高い平均気温は8月で24.7℃、他に平均気温が20℃を越えるのは、7月、19℃を超えるのは6月と9月になっている。また、降水量の最も多いのは1月で、235mmであるが、月の合計が200mmを越えるのは、1

月、7月、12月であり、梅雨期と降雪期の初めに多くなっている（白鷹町史編纂委員会他編，1977a：11）。このような気象状況を見ると、比較的四季のはっきりしている土地が深山地区を含む白鷹町の気候といえよう。

深山に通じる道路は、国道348号線を荒砥で分岐し、主要地方道11号線（長井・白鷹線）をとおり、鮎貝で県道255号線（黒鴨・鮎貝線）を通過して、間もなく町道に入り鮎貝小学校前を通過して深山に南側から入る道路と、荒砥から国道287号線を通り、下山地区で県道164号線（深山・下山線）に入って黒滝橋を渡り、高岡地区を通過して集落の東側から入る道がある。

また、深山の北西部には黒鴨集落がある。北にはかつて栃窪集落があったが、昭和46（1971）年に集団移転し、閉村となっている。黒鴨への道は黒鴨集落の途中で分岐して黒鴨林道となり、愛染峠を経て朝日町の朝日鉱泉へ通じている。

黒鴨集落を抜けて北へ向かう道は、廃村となった日影集落を通り、茎の峰を経て朝日町の萱野集落へ至る道になっているが、その道はかつての湯殿山参詣道として使われていた「道智道（どうちみち）」である。また、置賜葉山連山の尖山や頭殿山への登山道にもなっている。

栃窪への道は、栃窪から山道を経て庄内へむかう道であり、重要な街道であった。そのために寛文5（1665）年までに禁制物資の出入りを監視するため、加藤吉左衛門、伊勢亀半左衛門、早田久左衛門、安部弥六の4人の八ヶ森足軽（はちがもりあしがる）と呼ばれた役人が配置されている（白鷹町史編纂委員会他編，1977a：687-688）。

現在の深山集落は、平成22（2010）年の国勢調査によると、戸数は82戸、人口は男142人、女144人、合計286人、15歳から64歳までの人口比は29.4%であり、町全体の56.5%に比較すると、少子高齢化が進んでいる地区ということになる。また、農業に従事している人は20人で、就業者全体の14.9%となっており、町全体の12.8%よりもやや多くなっている。

同年の農林業センサスによると、深山地区の耕地面積は、水田が3,496a、畑地が3,696a



であり、水田率は48.6%となり、町全体が72.0%であるため、白鷹町の中でも極めて畑地率の高い地区であるといえよう。

## 第2項 集落の歴史

深山には中世後期の建立といわれる観音寺観音堂が存在する。観音寺観音堂は、「深山観音堂（みやまかんのんどう）」といわれ、以前は平安時代の建立という伝承もあり、外見も平安時代の阿弥陀堂を想起されることから、平安時代後期の建立と見られていたが、最近の調査では細部に室町時代の様式があることがわかり、中世後期の建立であろうとされている。しかし、その本尊である千手観音像は火災によって損傷されているが、一木造りの立木観音で、木材の炭素年代測定などから10世紀後半から11世紀にかけての製作ではないかと推定され、当初の観音堂が火災によって焼失した後、現在観音堂と呼ばれている建物に安置されたのであって、観音寺そのものは平安時代にこの地に建立されたのではないかと推測されている（白鷹町史編さん委員会他編，2014：843-844）。そのため、観音寺は平安時代に創建されたという伝承の真実性が強くなっている。

その観音寺の別当は長岡氏であるが、長岡氏の由来書によると、長岡家の先祖五兵衛が、新潟県長岡よりこの地に移住したのは大同（806-810）年間といわれている。また、その時にはすでに羽田氏は定着していたともいわれており（奥村，1969：34）、相当古くから集落が形成されていたと考えられる。

確かに深山には縄文後期から弥生時代にかけて集落跡の遺跡があり、実淵川や黒沢川という水源にも恵まれた南下がりの地形や黒色頁岩が露呈する岩盤があることによる石器の原料に恵まれていることなどからは、往古から居住には適した地であったことが推測される。

平安時代はこの地は長井庄（ながいのしょう）に含まれ、下長井（しもながい）と呼ばれていたが、この荘園の起源や経営主についてはまったくわかっていない。一説によ

ると、上下の長井庄は平泉藤原氏によって経営され、深山を含む下長井庄北部の庄(荘)官は藤原安親であったといわれている(白鷹町史編纂委員会編, 1977a: 160)。

深山のことが文書で確認できるのは、天正13(1585)年12月13日の日付をもつ「深山観音堂寺領寄進状」である。これは観音寺観音堂への神田<sup>175</sup>寄進の証文であるが、そこに「ミヤマ」という地名も記され、「三百苧(約3反歩=30a)」が寄進されている。この時には確かに水田が開かれていたことがわかる。この寄進者は「清宗」と記されているが、誰のことであるのかはわかっていない(白鷹町史編纂委員会他編, 1977a: 263-264)。

深山の集落の全体像が記された文書は、蒲生氏の文禄3(1595)年の検地を基にして、慶長の末か元和の初め(1615年頃)に成立した『邑鏡』の記載であろう。

- 一、高三百拾壺石八斗二升三ッ一分成
    - 一 漆少有    一 青苧有    一 紅花少有
  - 一、三拾四間 家数
    - 一 七間役家    一 二間肝煎小走    一 二拾五間    諸職人寺山伏まわき
  - 一、百八拾貳人 人数
    - 右内    一 五拾壺人男十五より六十迄の者
      - 一 四拾九人 同坊主山伏 童共    一 八拾貳人 女老若
- (山形県編, 1961: 26)

近世初期の深山の石高は311石8斗2升、税金の割合は31%。漆や紅花は少し作っている。青苧は多く作っているということになる。

戸数は34軒、人口は182人で、内51人が15歳から60歳までの男子であることなどが記されている。

続いて、上杉家代官所の記録『元置賜村段別』による安永8(1779)年の深山村の状

況は、

一、六十七町七反七畝七歩 安永八年改反別

内 三十三町二反一畝二十二歩 田

三十四町五反五畝十六歩 畑

御届高 三百八十一石九斗五升

高 七百六十八石九斗九升

本免 二ツ二歩

物成 百六十八石五斗四升二合四勺

（中略）

一、六十九 戸

一、三百八十四 人

内 百九十五人 男

百八十五人 女

（後略）

（山形県編，1961：436-437）

前項で記載した平成22年の国勢調査および農林業センサスの数字と比較すると、おおむね『元置賜村段別』に記されたものと同様である。水田と畑地の比率にしても同じようである。畑地での農作が重要であることも現在まで変わることがないといえよう。

明治維新を迎え、明治5（1872）年に学制が公布されると、深山村は鮎貝村などと一緒に鮎貝村に鮎貝学校を創設する。その明治10（1877）年には観音寺内に深山小学校を設置する。明治22（1889）年には町村制施行に伴い、西置賜郡鮎貝村、高岡村、黒鴨村、栃窪村と合併し、深山地区は鮎貝村の一部となる。そして昭和29（1954）年には白鷹町が誕生し、深山は白鷹町の一部となったのである。

## 第3項 集落の産業

紙漉きについては産業史で詳述することとして、他の産業について概観しておきたい。

深山は、前項で見たように畑作が多い土地であった。したがって、近世には白鷹町の他の地域と同様に、紅花や青苧が作られていた。もっとも紅花については『邑鏡』では少有であり、また、『青木家文書 萬金銀請取拂帳』によると、正保3(1646)年の深山村の花手(買い上げ紅花の前渡し金)は銀6匁であり、干し花で600匁(約2.3kg)分であるので、畔藤村の銀220匁とは比較にならない。また、隣の高岡村が銀10匁、箕和田村が銀30匁と比較しても少ない(白鷹町教育委員会他編, 1998: 173)。すぐ西北隣の黒鴨村や北隣の栃窪村は、花手は無いので、深山村が白鷹地域では紅花栽培の北限ということになる。

同じ年、荒砥御役屋では深山村から青苧を相場値段で1貫670匁5分7厘分、上納価格で703匁2分7厘分買っていて、合計2貫368匁3分8厘を代金として支払っている。この支払高は、最も多いのが十王村で合計が10貫374匁4分1厘であり、近隣では高岡村が3貫279匁4分2厘、箕和田村は575匁3分、黒鴨村が3貫672匁4分、栃窪村が2貫90匁4分6厘であることを考慮すると、ほぼ中間的なものといえる(白鷹町史編纂委員会他編, 1977a: 569)。しかし、これには耕地面積が考慮されていないので、実際は青苧の比重はもっと高いものになると思われる。

次に養蚕であるが、『邑鏡』では桑の記載は無い。しかし、『青木家文書 萬金銀請取拂帳』の正保3年の記録には真綿2把、400匁を買い上げられている(白鷹町教育委員会他編, 1998: 124-125)。桑が有と記された黒鴨村が同じ量の買い上げであることを考えると、すでに綿蚕の養蚕は行われていたと考えられる。

後述するが、この時期には深山では紙漉きがすでに行われている。和紙の原料である楮(こうぞ) *Broussonetia kazinoki* × *B. papyrifera* もクワ科の植物であり、栽培の場所が重なると考えられる。昭和40年代まで深山で養蚕をしていた人に聞くと、桑は畑で栽培していたが、楮は斜面になった畦や、傾斜地で栽培していたということである。

現在の楮栽培地は畑地であり、すでに栽培地の棲み分けは再現できないが、話されたような形で上手に栽培地を区分していたと推測できる。

深山には、また藩の所有林の「御林」があった。したがって、林業もあったのではないかと推測できる。

一、百九拾匁

黒鴨村三山村へ御詔ノ材木代ニ拂申候 右才木御用

次第二当年のほせ可申候

内

一、八拾四匁ハ 柱卅本ノ代 長一丈三尺五寸角五葉

松ニ而 一本ニ付貳匁八分ツ、

一、百八匁 貳間貫但二丁引ニハ六拾丁ノ代 壺丁

ニ付壺匁八分ツ、 （白鷹町教育委員会他編，1998：93）

ここに記載されている「三山村」とは深山村のことで、これは正保2（1645）年の記録である。「柱」ということばがみえるので、建築用材を出していたと推測できる。管見するかぎり『青木家文書 萬金銀請取拂帳』には、他に深山の材木切り出しについての記述がないので、定期的な切り出しが行われていたとはいえない。

また、深山区の区有文書によると、深山村では山を越えた最上領一ツ沢（現在の西村山郡朝日町）に天文元（1532）年から借地権を持っていて、谷川をせき止め、そこに伐採した木を集めて堰を破って水と一緒に木を流す「流し木」をおこない、黒沢というところに集めていたという（白鷹町史編纂委員会他編，1977a：684）。流し木は、建築材料のような大きな材木を流すものではない。多くは薪として燃料とする木材を消費地に運ぶ手段として行われるものである。深山のものがどこに運ばれたのかは史料に見当たらないが、燃料を町場に供給する程度の山仕事があったと推測できる。

以上のように、自給的な山仕事以外にも、小規模、あるいは不定期の林業が深山には会ったと推定できる。

近代に入ると、農業の他には養蚕と紙漉きが深山の大きな産業となる。しかし、昭和30年代に入ると、養蚕に陰りが見えてくる。白鷹町全体として、桑園から他の作物への転換が図られた。

深山では、まず酪農が導入された。1、2頭からの飼育だった。現在でも200頭ほどの酪農家が存在する。次にホップの栽培である。昭和37、8（1962、3）年に全国で初めてのホップ団地が造成された。白鷹町では他に萩野地区に作られた。しかし、それも昭和60年代に入ると輸入ホップにおされ、減少した。次はブドウ栽培が導入された。「深山でブドウ作らない人は人でねえ」とまでいわれた。昭和47、8（1972、3）年が最盛期だった。昭和50（1975）年と51（1976）年の2年をかけて、深山には10町歩（10ha）のぶどう園を造成した。そこに高級ブドウや大粒ブドウを植えたが、昭和60（1985）年年頃になってようやく軌道にのる頃には、採算が合わないようになってきた。結局それほど儲からずに下火になっていった<sup>176</sup>。

近年ではカシスなども試験的に栽培されている。さらに、本格的に酪農に切り替え、チーズなども製造している酪農も生まれてきた。さらに、平成元（1989）年からは天蚕の飼育も始まった。飼育組合が作られていたが、現在は組織替えして「しらたか天蚕の会」が飼育の主体である。飼育2年目からは、かつてのホップ畑にクヌギとナラを植え、ビニールハウス用の鉄パイプを組みそれに網をかけて鳥やタヌキの食害から守る。かつての養蚕よりも手はかからないが、自然任せの部分もある。ある年は幼虫が孵化しすぎて餌のクヌギがたりなくなったことがある。また、順調に生育していると思うと、網の穴をすり抜けてきたタヌキにすっかり食べられてしまったりもする。収穫した繭から採った糸で織った布は高価に引き取ってもらえるが、安定した収穫はまだ望めない<sup>177</sup>。

また、深山区では平成8（1996）年度のグリーン・ツーリズムモデル地区指定をきっかけに全戸加入の「いきいき深山郷づくり推進協議会」を立ち上げ、地域づくり計画を

策定し、景観や農地、深山焼、深山和紙などの地域資源を活用した活動を継続している。

深山和紙の原料であるの楮の栽培は、この組織の営農部が請け負っている。

しかし、確実な発展を展望できる方策や作物は見出し難くなっている。現在の住民の職業は、第2次産業や第3次産業が多くなっている。そうになると、働く場所は地区外になってしまう。白鷹町の各地が抱える課題を深山地区も背負っているのである。

---

<sup>174</sup>（白鷹町史編さん委員会他編，2014：135）。

<sup>175</sup> 本来は「寺田」であろうが、当時は神仏習合で八幡神社と一体になっており、文書中では「神田」になっている。

<sup>176</sup>（東北芸術工科大学東北文化研究センター編，2017：42-43）。深山に住んでいる加藤榮一さんが語ってくれた内容である。聞き書きをまとめたのは東北芸術工科大学芸術学部歴史遺産学科2年（当時）の三浦敦美さんである。

<sup>177</sup> 筆者は「しうらたか天蚕の会」に平成28（2016）年から参加している。その作業過程で、当初から天蚕飼育に参加している羽田英一さん、現会長の須田信一さんから伺ったことである。



## 第2節 深山和紙の産業史

### 第1項 深山和紙以前

最初に「紙」とは何かということを確認しておきたい。中国の造紙技術史の研究者である潘吉星は、紙を、「今、普通に言われている紙は、植物繊維からいろいろな内容物を取り出して、また長い間水につけて純粋なものを取り出して、それから蒸したり、そのあと水を足して、最後に乾燥して出来た繊維的なもの、これが紙です」と定義している（潘，1992：155）。これは、JIS規格<sup>178</sup>では、「植物繊維その他をこう着させて製造したもの」の内容にあっており、植物を繊維にまで分解しないで製造するパピルス papyrus や繊維を織った布と区別している。

和紙の原料は、一般に楮や三桮（みつまた）、雁皮（がんび）などの植物繊維であるといわれている。現在では、合成高分子物質なども紙の原料とされているので、「紙」の範囲は和紙の時代よりも拡大されている。また、この論文で「紙」と呼んでいるのは、植物繊維を原料としたものを指しており、その範疇で論を展開することを最初に記しておく。

さて、このような紙の起源については、潘によると、1000年前から論議され、中国では主に2つの説があるという。1つは後漢の蔡倫であるとするものであり、もう1つは蔡倫以前に紙はすでにできていて、蔡倫はそれをまとめて、もっとよい紙を作りだした人であるという説である。この論争は中国の唐の時代から19世紀の清の時代まで続いたが、中国では、現代までその決着がついていない。考古学的には、1975年に陝西省灞橋（せんせいしょうはきょう）で発掘された灞橋紙が、紀元前140年から紀元前87年に製造されたと推定され、もっとも古い紙であるとされたが、政府の機関である軽工業部ではそれを偽造あるいは偶然にできたものとして、製造した紙だとは認めていない。また、その後甘肅省天水市郊外党川郷放馬灘（ほうばたん）の放馬灘紙には地図が書いてあり、これは紀元前176年から紀元前146年まえに製造された紙と推定されていて、科学的にはほぼ蔡倫以前に紙があったということは、政府機関は認めないが定説化しているという（潘，1992：155-165）。

#### 第4章 深山和紙（山形県西置賜郡白鷹町の紙漉き）

また、日本で製紙がはじめられたのは『日本書紀』に根拠が求められる推古天皇の 18 (610) 年というのが一般にいわれていることである。しかし、寿岳文章は、それ以前に紙は中国や朝鮮から入っていたし、推古天皇の 16 (608) 年に隋の煬帝に送った聖徳太子の起草の国書の存在などを根拠として、日本の製紙の起源をもっと遡ることができるとしている。(寿岳, 1996: 1-28)。

ともかく、日本の製紙は律令国家の形成期には定着していたというのが現在の見方であるが、製紙は紙を最も必要とする国府所在地、あるいはその近くに官営の製紙場が設けられ、そこで漉かれていたと推測されている。寿岳はこの時期の生産された紙は大量であると推測しているが、そのほとんどが、仏教普及に伴う経典複製のために用いられ、残りは主として公用文書の用紙や貴重品の包装に使われるものであり、一般民衆にはつながりのもっとも希有な存在であったとしている。そして、そのために『万葉集』の中に、紙への言及が一つもないことは怪しむべきことではないとも述べている(寿岳, 1996: 204)。

この製紙事業が拡大されるのは、平安期からで、寿岳は延長 5 (927) 年に完成した「延喜式」に中男作物として 1 人が 40 張 (40 枚) の紙を出す国は 42 カ国となっていることなどから、「こうした国々で漉かれる紙は、専門工だけの所産とは考えられず、一年中のある期間だけ製紙に従事する半農半工の生活形態—現在もなおその形態は農山村に行くで見出される—が、おそらくすでにできていたと推定してよかろう」と考えている(寿岳, 1996: 205)。

平安時代に東北地方で紙が漉かれていた傍証として、平安時代の書物に描かれている「陸奥紙 (みちのくにがみ・みちのくがみ)」がある。

陸奥紙 (みちのくにがみ・みちのくがみ) の名は、『西宮記』天徳三年 (九五九) の条にみられるので、『延喜式』の施行される康保四年 (九六七) より前から作られていた。これは檀紙だんしとも呼ばれたもので、檀紙の名は『正倉院文書』にすでにみられるが、その檀紙は陸奥以外の産と考えられ、陸奥では平安時代につくりはじめ

たと考えられる。十世紀後半の作とされる『蜻蛉日記』には「懐より陸奥紙にて引き結びたる文」、『宇津保物語』には「陸奥の守の奉れるみちのく紙あり」とみえ、また『小右記』には長和三年（一〇一四）に前陸奥守済家が檀紙一〇帖をもたらしたと記しているの、陸奥からのみやげとして京都に運ばれて、公家たちの手に渡ったのである。

この陸奥紙を、『枕草子』は「白く清げなる」、『源氏物語』は「ふくだめる」「厚ごえたる」「いと香ばしき」「ふくよかなる」などと形容しており、公家社会で愛用されて、とくに男性は公文書や日録の用紙とし、折り畳み懐に入れる懐紙として愛用した。やがてこれは高級な詠草料紙となり、歌会の正式な懐紙として天子はもっとも大判（縦一尺五寸余）の懐紙を用い、身分によって五段階の判型のものに和歌を記すことが『懐紙夜鶴抄』などに記されている。

辺地の東北地方でつくられる厚くたくましい紙であるが、粗悪な宿紙に変質した紙屋紙に代わって王朝社会の高級紙となり、しかも中世・近世にも檀紙はその評価を保ち続けた（久米，1994：25-26）。

この「陸奥紙」がどこで漉かれていたのかについては、さまざまな議論があり、寿岳は「平泉文化の栄えた衣川沿岸」と推測しているが、現在まで陸奥紙の漉かれていた場所は確定されていない。ここでは東北では、平安時代にはすでに紙が漉かれていたということだけを述べておきたい。

## 第2項 近世の深山和紙

深山での紙漉きの期限について、奥村幸雄は、「深山製紙業沿革史」には安永3（1774）年、楮百万本の計画が実施されたのにあたり、藩内でもっとも適した堀金、北条郷、深山の3箇所を選定して、岩代国伊達郡から講師を招聘し、初めて製紙業を営ませたとある

ことを指摘している。また、甘糟継成が記した『鷹山公偉蹟録』に「昔より紙を製することを知らず 他方より買入にてありしを 明和五年村々に楮を植えさせられ伊達より紙漉き人を召寄せ給ひ 始めて下長井深山村に於て大半紙を製せしめらる之より紙漉きの道開け」という部分、また旧米沢市史の「紙漉き即ち製紙の業は明和年中藩主上杉治憲深山村へ代官副役の内一人を選んで派遣し、中折を製造せしめたるが根源なり」という部分を示している。しかし、奥村は、天文 24（1555）年の米沢城主伊達晴宗時代の政策を記した「伊達文書」に紙漉き人への税の軽減を命じた文書、及び片倉信光が記した『白石和紙沿革及び技法』の引用文書の中に、白石に入ってきた紙漉き人の小関藤兵衛が現在の川西町大塚字松森で紙を漉いていたという記述があることを示し、伊達氏時代に置賜で紙が漉かれていたと推定している（奥村，1969：64-68）。

また、奥村は、白鷹町に残されている「青木家文書<sup>179</sup>」の「寛廿壹秋分浮役納方高夫 銭トモニ但御常伏の子分<sup>180</sup>モアリ（中略）一、六匁六分七リン 上銀 山御年貢銭百文 分 三山村 右銀十一月十二日こさし引納 一、壹匁九分 同上り紙御役銀 同村 右同文」とあることを示して、寛文 21（1644）年以前には深山で紙が漉かれていたことが明らかであるとしている（奥村，1969：69-71）。

菊地和博は、出羽国の紙漉きをうかがわせるもっとも古い記録として、奥村が示していたと同じ天文 24（1555）年の「伊達文書」を示した上で、紙漉き人が存在したと受け取れるが、確実な史料とはならないとしている。その上で、「これに対して、紙漉きが行われていたことを示す確かな記録がある。それは白鷹町に残る寛永二十一年（一六四四）の『寛廿一秋分高物成納帳』（青木吉左衛門家文書）である」として、その一部を引用している（菊地，2008：33）。

奥村と菊地が引用しているものは同一の文書とみられる。そして、それはのちに白鷹町教育委員会他の編集によって発行された『青木家文書 萬金銀請取拂帳』（1998）に収められたものと同一である。なお、奥村や菊地の引用と『青木家文書 萬金銀請取拂帳』に所収されたものは一部異同があり<sup>181</sup>、両者が「上り紙御役銀」としている部分は、『青

木家文書『萬金銀請取拂帳』では「上り紙御やく銀」となっている。

これによって、奥村の推定した寛文21(1644)年以前に深山で紙が漉かれていたということが裏付けられる。さらに青木家文書を精査してみると、寛文19(1642)年の「寛拾九秋分萬金銀請取拂之帳」に次のような記載<sup>182</sup>がある。

一、貳百九拾九匁九分七リン (朱)「毎年如此納ノ内」

寛十九分萬うきやく銀納方分

右内(中略)

一、六匁六分七リン 山御年貢 三山村

一、壹匁九分 上りかミ (白鷹町教育委員会他編, 1998: 10-11)

これによると、朱書きの「毎年如此納ノ内」というのは毎年決まった額であることを示している。また、実際の金額も両者ともに「山年貢」が6匁6分7厘であり、「上り紙の役銭」は1匁9分である<sup>183</sup>。したがって、奥村や菊地がいうよりも2年遡って寛文19(1642)年以前から深山では紙漉きが行われていたといえる。また、同じ部分で他に「上り紙役銭」が課せられていた村々には、他に高岡村、下山村があり、これらの村々ですでに紙が漉かれていたと推定できる。したがって、奥村、菊地が述べているように、史料の上からは深山の紙漉きは、上杉治憲(鷹山)の殖産興業政策以前から行われていたのは明らかである。

さらに、それらの紙の用途について、「青木家文書」の同文書には「一、六拾匁 寛廿年分花袋ノ厚紙手三山高岡下山三ヶ村村へ如毎年相渡し申候。内廿匁ハ御双場花近年附益申候而、御たしましかミ手わたし申候」という記述がある<sup>184</sup>(白鷹町教育委員会他編, 1998: 17)。これにより深山の紙は干し紅花を入れる袋に用いられていることがわかる。

さらに、漉いていた紙についての記述を探してみると、「寛拾九秋分萬金銀請取拂之帳」

#### 第4章 深山和紙（山形県西置賜郡白鷹町の紙漉き）

の12月7日の部分には、「一、百廿九匁七分五リン 大ほう帳紙箕和田共ニ買上ル、但藤左エ門庄右エ門吉左エ門手前ニて遣申共ニ四百八拾帖分」という記述があって、「大ほう」、「帳紙」、「箕和田（みのわだ）」を買っていることがわかる（白鷹町教育委員会他編，1998：17）。「寛廿秋分萬金銀請取拂算用帳」の「寛廿六月三日より同極月五日迄」の部分には、「一、百九拾貳匁八分四リン （朱）「五郎兵へ切手見合」 下山三折紙御せいほ御小遣ノ御用共ニ度々買上ル、此かミ貳千貳百七十八帖ノ内百卅三てうハ老匁ニ付テ拾帖宛、百五帖ハ老匁ニ付十一帖ツゝ、貳千四十帖ハ老匁ニ付十貳帖ツゝ」という記述があり、下山村では「三折紙」を漉いていたことがわかる（白鷹町教育委員会他編，1998：44）。さらに、6月5日の分には「一、貳拾三匁老分七リン （朱）「五郎兵エ切手見合」 深山大ほう五拾一帖買上ル代、但老束ニ付テ銀四匁五分ツゝ、（中略）一、百拾貳匁六分 （朱）「切手見合」 同村帳かミ五百六拾三帖ノ代老束ニ付而貳匁宛」という記述があり（白鷹町教育委員会他編，1998：46-47）、深山では「大ほう」、「帳紙」が漉かれていたことがわかる。

奥村は鮎貝役屋将本庄寛長の自分用人として勤務した小島俊親の日記<sup>185</sup>から、紙に関する記述を抽出している。それによると、深山から買ったりもらったりしている紙の種類は「大津軽」、「中折」、「薄手中折」、「薄紙」がある（奥村，1969：92-95）。天保8（1837）年7月晦日には「晴 御用前出勤。深山村久兵衛来候。注文之紙三十一帖持参候。右者先達而江戸御登之節麻布より御頼ニ而、薄手中折百帖、大津軽十束佐竹候より御頼之由ニ付、罷帰候上世話致差登呉候様御頼也。木村専エ衛門被申聞候口也」という記述があり、秋田の佐竹候と思われる方から、特に依頼があったことも記されている（白鷹町教育委員会他編，1993：46）。

また、奥村は米沢藩の莅戸善政（のぞき よしまさ）が記した「樹畜建議並衆評」の「住分」に「右官府御買入並商人買入紙入荷高左之通（中略）右之外屋形様御手元御用紙之内小菊津軽箕和田漉（山形県編，1961：759）」という部分を引用している（奥村，1969：88）。それからは、箕和田では藩主の御用紙を漉いていたこと、その種類は「小菊」、「津軽」と

いう種類の紙であることがわかる。

以上から深山周辺では、「上り紙」、「花袋ノ厚紙」、「大ほう」、「帳紙」、「三折紙」、「中折」、「薄手中折」、「津軽」、「大津軽」、「薄紙」、「小菊」、というような種類の紙が漉かれ、そのうち深山では「上り紙」、「花袋ノ厚紙」、「大ほう」、「帳紙」、「中折」、「薄手中折」、「大津軽」、「薄紙」、の8種類の紙が漉かれていたことになる。奥村は、藩政時代に漉かれていた紙の種類として、1.上り紙（江戸へ送った紙）、2.帳紙（台帳用の紙）、3.小菊（懐紙の類）、4.大津軽、5.小津軽（半紙）、6.中折・薄手中折、7.鼻紙・粕紙、8.大方（実用紙）、9.紅花袋用厚紙をあげている（奥村，1969：99-100）。管見したかぎりの史料から推定したものと、奥村の指摘しているものとはすべて重なるわけではないが、概ね9種類の紙が漉かれていたと考えてよい。

それぞれの紙が、一般的にどのような種類かを明確に判別するのは難しい。久米康生が『諸国紙名録』を基にした寸法表を作っている（久米，2008：155）。それにあてはめて、深山中漉かれていた紙の寸法が判断できるものは、「大ほう」を大奉書とみても<sup>186</sup>、次の2種のみである。

紙の名前	縦×横（単位尺）	cm換算：1尺は30.3cm
大ほう（大奉書）	1.30×1.75	39.4×53.0
中折・薄手中折（中折紙）	0.90×1.40	27.3×42.4

なお、菊地は、深山の今利一郎さんの話として、「上り紙」は「江戸判」あるいは「半紙倍判」とも称されたということを記している。また今家に残されている江戸判を漉いた桁の寸法を記載している。それによると、縦が30.7cmで横が79cmであり、一般に上り紙の大きさとされる、縦27cm、横72cmに合うとしている（菊地，2008：34）。この江戸判を尺の単位に直すと縦0.9尺、横2.4尺となる。これを上記の久米の寸法表にあてはめると、美濃書院紙の2倍に近い。また、現在の深山和紙は「美濃判」といわれ、縦1尺、横2尺5寸である。奥村によると、昔はその半分であった（奥村，1969：129）というので、美濃書院の縦0.93尺、横1.30尺とほぼ同じ大きさだったことになる。深山および



その周辺では、以上のように多様な紙が漉かれていた。

上杉治憲（鷹山）の製紙起源伝承は、何を物語るのであろう。治憲が楮、漆、桑の三木の植え立てを奨励したことは先に述べた（本論第1章第1節第4項）。したがって、その当時、米沢領内では紙の生産が奨励されたということの現れということであろう。

しかし、そのような奨励にもかかわらず、米沢領内では紙は不足していたようである。奥村は天保3（1833）年に記された『背曝（せなかあぶり）』にさまざまな産物を領内で作るようにしたのだけれど、「其内藍と紙計リハ今に絶へすといへとも米沢限りの用にも足らず四国の藍福嶋の紙をも用いるなり（藍島も楮島も今ハ大方桑に変したれはいよいよ不足なり）（山形県編，1961：679）」と記されており、充分ではなかったとしている（奥村，1969：91-92）。

また、『背曝』の別のところには、「農家の者次第に増長し家作をいはゞ総板敷附書椽違棚天井承塵金鋪欄間韓紙障子まはら障子繁戸玄関櫛の板椽畳ハ六枚八枚裏双目莫莖」とあり（山形県編，1961：672）、天保頃には、すでに障子が相当普及していたことが伺える。深山周辺でもその障子紙は漉かれるようになっていたのだろうが、福島から相当量の紙が移入していたことが推測できる。

さらに、深山周辺の紙漉きの近世後期の様子がわかる文書が残されている。奥村は、箕和田村産の紙が寛政年間から御用紙に指定され、深山の紙が指定されなかったことについて、深山村の肝煎り今八郎右エ門が、天保14（1843）年に書き残した文書を紹介している。それには、深山では明和年中から10年あまりは18人で御用紙を漉いていたが、楮の値下がりや紙を漉く者が減ったため、期限まで納めるのが困難になったので御用紙の資格がなくなったが、文政13（1830）年に四国土佐の旅の者から新技術を習って品質が向上したので、御用紙に指定していただきたいという内容が記されている<sup>187</sup>（奥村，1969：91-92）。その後の史料が残されていないので、この請願の結果は不明であるが、深山では、土佐和紙の製紙技術も移入して紙漉きがおこなわれていることがわかる。一方、箕和田村では、同地区に残っている古文書によって、安政4（1857）年まで3人の者が御

用紙の用をしているために、その他の役を免除するということが継続していることが確認できる（奥村，1969：98-99）。以降、管見する限り資料が見つからない。箕和田では幕末まで御用紙が漉かれていたと推測される。

### 第3項 明治維新から現在まで

奥村は、明治維新を迎え、藩政が崩れるのに伴い、深山周辺の紙漉きが大きな打撃を受けたことを記している。旧藩時代の「御用紙」がなくなった。また、主に武士階級が用いていた「上り紙」、「帳紙」、「小菊」、「大津軽」、「小津軽」などの需要がなくなり、箕和田、高岡、下山などでは大部分の人が紙漉きを辞めたという（奥村，1969：109）。

菊地は、政治体制の変化は、諸制度の変化のなかで、行政の必要とする諸帳簿用紙などの新たな需要を生んだのではないかとし、原料の楮がある程度確保でき、一定の技術と量産が可能な農家が生き延びることができたのではないかと推測している（菊地，1990：85）。この期のことについては、史料が少なく、確定的なことはいえない。

この期には、深山の紙の漉き方に大きな変化が起こる。奥村は、「それは、それまでの一枚版が二枚版になったことである」と記している（奥村，1969：101）。そして、この変化について、奥村は次のように記している。

これは障子紙の用途に便なるように変えたもので、時あたかも「下り紙」と称する機械漉きの紙が入って来た頃で、この紙は手触りもよく、色も白く一見すぐれたものであったが風雨に弱く次第に黒色を帯びてくるのに対し、深山紙は一見見栄えはしないが風雨に強く、次第に白さと強靱さを増す性質は需用者の信頼を高めるに十分で、贈答用としても喜ばれる程であった（奥村，1969：101）。

この記述を読むと、「一枚版」から「二枚版」への変化は、質的な変化で、紙の厚さが

厚くなったように読むことができる。けれども、他の部分から推定すると、これは紙の大きさの変化で、奥村が紙漉きの工程の「紙かぞえ」に「一帖二十四枚ずつ（昔は一帖四十八枚、ただし今の大きさの半分）（奥村、1969：129）」と記していることから、漉く桁の大きさが2倍になり、一回に美濃判の紙2枚分を漉くことができるようになったことであると推定する。つまり、前項で、現在の深山和紙は「美濃判」といわれ、縦1尺、横2尺5寸であると記したが、これ以前は、美濃書院の縦0.93尺、横1.30尺に近い大きさの桁（けた）と簀（す）を用いていたのが、この時期に現在のものと同じ大きさに変更されたと推定できる。

また前項で、菊地が今利一郎家に残された「上り紙（江戸判・半紙倍判）」の桁の寸法を記載していることを述べた。その大きさは縦が30.7cmで横が79cmであり、尺の単位に直すと縦1.0尺、横2.6尺となる。したがって、近世期にはほぼ同じ大きさの紙を漉いていたこともあり、この変化を受け入れる素地もあったといえる。

しかし、時代は機械漉きの和紙やパルプを用いた西洋紙が台頭し、西置賜郡役所によると明治26（1893）年には同郡の美濃紙、大奉紙の産額価額が減少し、それは輸入紙よりも価格が高いためにその圧迫を受けたためであると報告されている（菊地、1990：85）。

そのような事情を受け、改良和紙講習会が全国で開催された。明治44（1911）年には、深山を会場にして西置賜郡主催の講習会が開催されている。静岡県阿部郡製紙組合から講師を呼んで行われたが、その結果、製紙工程を工場化することが企画され、静岡に2名派遣して先進地の技術を学ばせた。その結果、工場を建て、トタン板を用いた乾燥機を取り付け、紙の大きさも静岡方式にして大判にした。また、原料にも楮の他に三桮を作付けして混入したり、パルプを購入して混入したりするようになった。けれども結果としては思わしくなく、紙の版が大きくなったので、漉き舟だけでなく漉き桁も大きくなり、女の力では漉けなくなった。さらにパルプの混入は結果的に深山紙の評価を下げることとなった。この状況を見て、郡長はパルプの混入を中止し、原料を楮だけにして紙質の向上を図ることを助言し、紙漉き農家もこれにしたがって品質の向上に努めた結果、再び評価を

高めることができた（奥村，1969：101-102）。

大正14（1925）年の県内の和紙生産状況を菊地が「山形県統計書」から拾いまとめている。それによると、鮎貝村の紙漉き戸数は37戸で、総生産額（総価格）が5,709円であり、舟形村に次いで県内2位の生産額になっている。また、それは全県の生産額の4.5%を占める（菊地，1990：99）。

この頃の深山和紙の取引で特徴的なことは、昔から受け継がれているやり方で、原料の楮を近隣の農家から受け取り、楮の原木2貫目（約7.5kg）に付き紙1帖でかえすというやり方で原料を確保する。1貫目の原木からおおむね1帖の紙ができる<sup>188</sup>。したがって、余剰の紙が生まれる。その紙そのものを取引する場合は、米1升に対し、紙が1帖ということであった（奥村，1969：102）。

昭和初期になると、機械製紙の和紙はますます拡大する。加えて諸経費も増加する。昭和4年に4,000円だった生産額は昭和5年には2,800円まで減少する。ばらばらな経営状況ではいられないということで、昭和6（1931）年3月に「深山製紙協同組合」が結成された。そして、協同して品質の向上を図ること、原木との交換率を2貫500匁あたり1帖に変更することなどを決定した。また、対外的交渉や販路の拡大も組合の仕事として行われ、昭和8（1933）年9月には、粘剤として使用する「ニレの木（ノリウツギ）」の採取について寒河江営林署と交渉して許可を取るなどの活動を行った（奥村，1969：106-107）。

その後の生産額は、昭和6年が3,200円、7年が4,200円、8年が5,700円と上昇する。この時の製紙農家は30戸であるから、1戸あたり106円余から190円への増加である（奥村，1969：106）。これが一冬の稼ぎとなる。

奥村は、今惣右エ門家の昭和9（1934）年の製紙状況を記録している。それによると、原木の購入が小山沢、十王など8地区から872貫目、黒皮の状態の楮の購入が福島、白石などから118貫目、原木から黒皮にすると15%程度になる<sup>189</sup>ので、872貫目の原木は130貫目の黒皮ということになる。それを原料として漉いた紙が1,600帖で、そのときの

販売価格が40帖について6円50銭。奥村はそれで一冬約260円の収益と計算している（奥村，1969：107-108）。

このような状況で、深山和紙の生産も最盛期を迎える。奥村はこの時期の紙漉き農家の戸数を60戸、製紙量を30,000帖とみている（奥村，1969：108）。これを40帖6円50銭で計算すると、4,875円であり、昭和8年よりも少なくなる。また、1戸あたりでは81円25銭ということになり、これもずいぶん少なくなる。奥村は、「此の時期には紙漉き農家戸数も急激に増加して六十戸をかぞえ、製紙量も三万帖に及び、紙漉きで財産を築き上げた家もあった。しかし、この反面零細な漉家もあり、彼等は楮の滓を安く買って年中ちり紙を漉いていたので収益も上がらず苦しんだ」と記している（奥村，1969：108）。産業全体が盛んになった陰にはこうした格差も存在したのであろうか、管見にして具体的な史料を見出すことができないが、数字としては奥村の記していることも首肯できることである。

昭和12（1937）年以降は、日本は戦争の色が濃くなって来る。青壮年男子が招集された結果、農村は人手不足になった。経済も統制経済に入り、価格の統制、原料の不足などたいへんな時代となる。紙漉き農家は年々減少して行くことになる。また、残った紙漉き農家は古文書のすき返しなどで細々と仕事を続けた。白鷹町に古文書が不足しているのはそのためであるともいわれている（奥村，1969：109）。

戦後になり、昭和30（1955）年頃には紙の価格も上昇し、再び製紙農家が増加してきた。奥村は加藤晴治の『和紙（技術篇）』の数字を用いて製紙農家数の変遷を記している。それによると、昭和34（1959）年の山形県内の紙漉き農家数は148戸、深山は30戸であり、昭和38（1963）年には県全体が89戸に対し、深山は34戸となっている（奥村，1969：110）。

しかし、戦後期のピークはこのあたりであり、以降は冬季間の出稼ぎの増加にともなうて深山の紙漉き農家は急激に減少する。昭和41（1966）年には20戸となり、昭和42（1967）年には12戸となる。

出稼ぎの影響として、奥村は2つのことを上げている。1つ目は紙漉きの工程にある。紙漉きには「楮ふかし」や「楮はぎ」など男手を必要とする工程がある。その工程が出稼ぎによって大きな支障をきたしたことである。第2は、出稼ぎの収入の1ヶ月分が一冬の紙漉き収入に匹敵するようになったことである（奥村，1969：110-111）。こうして、深山の紙漉き農家は減少し続けた。

そのような中、昭和53（1978）年に山形県指定無形文化財（工芸技術）の第1号として指定される。そのときに漉き手として登録されたのは今利一郎と長岡雄一の2人だけだった。

平成29（2017）年現在では、深山和紙センターで高橋恵によって漉かれるだけになっているが、楮の栽培に関しては先に述べたように、全戸加入の「いきいき深山郷づくり推進協議会」の営農部が請け負っている。通年で和紙を漉いているために、深山産のものだけでは不足するので茨城県の太子町から買い入れている<sup>190</sup>。そのような形で深山の紙漉きは継続されている。

<sup>178</sup> 「JISP0001 4004」である（<http://www.jisc.go.jp/> 2017.6.10 閲覧）。

<sup>179</sup> 奥村が参照した「青木家文書」は、のちに荒川幸一氏と金田章氏によって解読され、白鷹町教育委員会・白鷹町文化財調査委員会から発行された『青木家文書 萬金銀請取拂帳』に収められた「寛廿一秋分 新戸之内鮎貝共ニ拾四ヶ村御年貢方 高物成納帳」と同一のものである。奥村の『深山紙』70ページに掲載された表紙写真と『青木家文書 萬金銀請取拂帳』の口絵写真のものが同一であることからそのように推定した。

<sup>180</sup> 「子分」とは利子分である。

<sup>181</sup> 奥村や菊地の引用部分は、『青木家文書 萬金銀請取拂帳』の73ページに記載されている。

<sup>182</sup> 筆者が引用した『青木家文書 萬金銀請取拂帳』の10から11ページの部分の「三山村」の記述は、正部村の後と栃窪村の後の2箇所ある。ほかに「はきの」、「瀧野村」栃窪村も同様である。内容的には三山村の先の部分の「山御年貢」が後では「山御年く」となっている以外は同一である。校正ミスで重複したと考えられる。

<sup>183</sup> 翌年の「寛廿秋分萬金銀請取拂算用帳」にも同様の記述があり、金額も同じである（白鷹町教育委員会他編，1998：28-29）。

<sup>184</sup> 翌年の「寛廿秋分萬金銀請取拂算用帳」にも同様の記述があり、金額も同じである（白鷹町教育委員会他編，1998：38）。

<sup>185</sup> この文書は天保4（1833）年から弘化5（1844）年までのものがある。『小島家文書 俊親日記』として一から四まで刊行されている。

<sup>186</sup> 菊地は「大ほう」を「大方」として「大奉紙」であろうとしている。そして「大奉紙は、本県では障子紙や帳簿用紙をさす名称として使われ、特に村山地方でより多く用

いられた」としている（菊地，2008：31）。

<sup>187</sup> この今八郎右エ門の文書は、深山区有文書である。また、同様の記述は『白鷹町史』上巻にもある（白鷹町史編纂委員会他編，1977a：829-830）。

<sup>188</sup> （奥村，1969：130）の記載事項による。

<sup>189</sup> （奥村，1969：130）の記載事項から計算した。

<sup>190</sup> 2016. 1. 11 に高橋恵さんに聞いた話。



### 第3節 深山和紙の技術誌

#### 第1項 紙漉きの工程

深山和紙は、昭和53（1978）年に山形県の無形文化財の工芸技術の部で、「名称 深山和紙」として指定されたことは先に述べた。その告示に示された要件は下記のようになっている。

- 1 原料はこうぞのみであること。
- 2 伝統的な製法と制作用具であること。

白皮作業を行い煮熟には草木灰（原文「炭」）又はソーダ灰を使用すること。

薬品漂白は行わず、填料を紙料に添加しないこと。

叩解は手打ち、又はそれに準じた方法であること。

抄造は「ねり」にのりうつぎを用い竹簀による流漉であること。

板干しによる乾燥であること。

- 3 伝統的な深山紙の色沢、地合等の特質を保持すること。

（山形県公報第6906号 昭和53年3月29日 山形県教育委員会告示第6号）

主な工程と道具を奥山幸雄の『深山紙』に記されたものを主とし、深山の加藤家に残っている「深山和紙 無形文化財調書」と参与観察しながら聞いた内容で補足すると次のようになる。

- 1 楮刈り 原料である楮（こうぞ）を刈り取る。

道具：鉋（なた）現在はエンジン付き刈り払い機も使用する。

- 2 楮きざみ 楮の原木を1本1本、野刈鎌で、長さ80センチぐらいに切りそろえる。この時、枝の根元の方（「本（もと）」という）は切り口を斜めにし、枝の先の方（「末（すえ）」という）は水平に切る。

刻んだ枝は、直径40センチほどの束（約7貫目 約28キログラム弱）を1つに束ねる。本末を区別しそろえて束ねることが重要である。

道具：野刈り鎌。現在は鉋（なた）を使用する。

- 3 楮ふかし たばねた楮を、蒸気で蒸す。これはさらに3工程分かれる。
- ア. 7貫束にたばねた楮を、7束たばねてさらに大束にし、直径1.2メートルぐらいの束にする。
- イ. 大束をへくびを設置した大釜の上に置き、その上に木桶をかぶせ、へくびと桶の間から蒸気が漏れないように、ぼろ布など隙間を埋めて蒸気で蒸す。釜の中にはダイコンを2、3本入れておく。水がなくなったときに、ダイコンが焦げるので匂いでわかるようにということである。1束は、最初は3～4時間、次の束からは2～3時間で蒸しあがる。
- エ. 蒸しあがったものは、冷水をかけて、蒸気が出なくなるまで冷やす。

道具：楮ふかし釜、へくび（ワラで丸く編んだ環。釜と桶の間にいれ蒸気が漏れないようにする）、釜棒、蒸し桶。

- 4 楮はぎ ふかしあがり、冷えた楮の皮を剥ぐ。人手が必要なので、この作業は親戚、近所の手も借りる。皮をはぐときは本（もと）の方を右手で握り、ひねるようにすると皮が枝からはがれる。剥がれた皮の部分だけ持って下に引くと剥けてくる。端の10cmぐらいになった時に枝の方を引くと末の方は筒状になって残ったまま皮だけになる。慣れている人は10本ぐらいを途中まで剥き、枝を抜く作業をまとめて引き抜くようにする。剥いた皮は本と末が混じらないようにしてまとめておく。ここで、楮きぎみのときに本

を斜めに切っておいたことが重要な意味をもってくる。1つは本と末が区別できることであり、もう1つは、皮の剥き始めが斜めになっていることでやり易くなることである。

- 5 黒皮干し はぎ取った皮を黒皮という。黒皮は1にぎりずつ小束にし、小屋の軒端にもうけている「ハセ」に掛け、乾燥させる。

道具：ハセ、秤（はかり）。ハセは和紙センターに設置してある。また、他に干し場が設けられている。現在、秤は使わない。

- 6 楮ひき 7日から10日程乾燥した黒皮を水に2〜3日浸し、やわらかくして甘皮を取り除く。「楮ひきなで」とよばれるわら製の枕型のものを台として、特別に作った「楮ひき包丁」で甘皮を取ってゆく。包丁は鋭利すぎてもいけない。楮ひきのすんだ皮を白皮という。

道具：楮ひきなで、楮ひき包丁。楮ひき包丁は普通の菜切り包丁を用いる。かつては切れない包丁がよいといわれていた。現在、作業している人に聞くと、皮の枝の部分を取り落とすには切れる包丁のほうがよいという。

- 7 楮さらし 白皮を1握りずつ束にし、2束一緒に「ハセ」に掛けたり、雪の上に並べたりして7日〜10日漂白する。さらした白皮は乾燥して貯蔵する。

- 8 楮洗い（楮ゆすぎ・生洗い） 古白皮なら4日くらい、その年の皮なら1晩庭の池に浸しておいてから、水洗いをして楮に付着している塵やほこりを洗い落とす。

道具：生洗い箱。

- 9 灰垂れ（あくだれ） 楮を煮るための灰水を作る作業。2尺5寸（約75cm）位の桶の下部に、わらで渦巻き状の「わらだ」を作り、そこに炭火で

固くなった灰（コゴナリアク）4貫目（約16kg弱）に糠5升（約100）を混ぜ合わせたものを入れ、大釜でわかした熱湯をかける。そうすると、樽の底部の穴から濾過された灰水が出る。こうやって灰水を作っていたのは昭和10（1935）年ぐらいまでのことで、現在では、ソーダ灰（炭酸ナトリウム sodium carbonate、別名：炭酸ソーダ  $\text{Na}_2\text{CO}_3$ ）を水に溶かしたもので代用している。伝統工芸品として認定されるためには、「灰垂れ」の工程を経て作られた木灰の灰水かソーダ灰の水を使わなければならない。

10 楮ねり 灰水かソーダ灰の水で楮を煮る。1釜2～2時間半の時間がかかる。灰水で煮ると楮は浮き上がらないが、ソーダ灰水の場合には浮き上がるので、棒でつついて沈めながら煮る。

11 生洗い（きあらい） 「楮ねり」をすませた楮を横70センチ、縦44センチ、深さ10センチ程の「生洗い箱」に入れて洗う。箱の底には金網が張っており、豊富に流れ入る水で、ソーダ水や塵を洗い流す。

12 紙打ち 「生洗い」をすませた楮を叩いてやわらかくする作業。昔は「紙打ち棒」という棒で叩いたが、昭和25年頃から機械化された。

道具：紙打ち板（桂）、紙打ち棒。現在はビーター機という機械を用いる。

13 紙漉き 紙を漉く作業。この作業はさらに準備の段階と、紙を漉く工程に分かれる。

ア．紙たて 紙打ちの済んだ楮の繊維を「漉き舟」という容器の水に溶かし、繊維をからみつかせる媒剤<sup>191</sup>である「これ」（「とろろあおい」や「のりうつぎ」という植物の粘液）をいれ漉きやすい濃度にする。

イ．紙漉き 繊維の溶け込んだ水の中で、紙の大きさの「簀（す）」を揺り動かして、繊維をすくいとり、紙にする作業。「簀」の大

きさは横2尺7寸(81センチ)、縦1尺2寸(36センチ)の大きさに竹ひごを絹糸で編み、漆を塗ったもの。それを「かげえた」という枠にはさんで、天井から適度な高さに吊っておく。

「簀」の動かし方の基本はまず向こう側から手前に戻しながら上水を少しすくい、前後左右に揺り動かし、水の動く方向に繊維をそろえる。次に、また向こう側から手前に戻しながら少し多めに水をすくい、前後に揺すり、余分の水は向こう側に流してやる。それから「かげえた」から「簀」をはがし、脇に立てかけてある水切り板に立てかけて水を切る。水切り板は、両脇に一枚ずつ置いてあるので、三枚目の「簀」で紙を漉き上げたときに立てかけて置いて水の切れたものを押し板の上に重ね、紙をはがして行く。このとき、紙と紙の間に「おくさ」(クグというカヤツリグサ科の植物を乾燥させたもの)をはさんでおく。

この紙漉きの工程は、熟練を要し、多くの場合女性が行っていた。

道具:漉き舟、紙たて棒、簀(す)、かげえた(桁)、水切り板、押さえ板、くぐ(おくさ)。

- 14 押しかけ 漉きあがった紙から水分を取り除く作業。紙を漉いた当日は、押し板の上に重ねた紙の上に軽く重しをのせて水分をきる。このとき重しが強すぎると、紙が伸びたりずれたりしていけない。翌朝になってから3時間ぐらいしっかり重しをかけて「押しかけ」をする。

道具:板

- 15 紙つけ 「押しかけ」の済んだ紙を乾燥するため、紙板に張り付ける工

程。紙と紙の間に挟んであった「おくさ」を手ではぐように引っ張り、1枚ずつはがす。こういう風に、紙を1枚ずつはがすことができるのが、繊維をからみつかせる媒剤としての「にれ」の特徴であり、糊のようなものを使用したのでは、紙と紙とがくっついてしまう。はがしたものを「紙つけ棒」に絡ませ、完全にはがして紙板に張り付ける。紙板に張り付けたら、「ミゴ」（藁の芯）で作った「なで」（小さな箒のようなもの）でしわにならないように平らになでつける。このときに紙の表裏が決定され、板に付いた方が表になる。「紙つけ」の済んだものは日光で乾燥させ、乾いたものから順にはがす。乾燥は天気の良いければ1日に5回くらいできる。

道具:紙板（桂）、紙つけ棒、なで。現在は乾燥機も用いる。

- 16 紙切り 紙を規定の寸法（縦1尺、横2尺5寸）に切りそろえる作業。1帖24枚にし、7帖ほどの紙を重ねて切る。切るのには昔は鎌を用いたが、今は紙切り包丁を用いる。この時裁ち屑が出るが、これの裁ち屑を「カズマ」と呼び、紙打ちの工程から繰り返して、漉き返される。

道具:紙切り包丁、紙切り板、紙切り押し板。

- 17 紙たたみ 切った紙を1帖24枚ずつ生紙の帯で束ね、製品にする。

以上が紙漉きの工程である。深山の場合はさらに原料の楮の栽培やにれ（ノリウツギ）の採取がこれに付け加わる。それについては後で詳述する。

## 第2項 原料と粘材

深山和紙の原料は楮（こうぞ *Broussonetia kazinoki* × *B. papyrifera*）というクワ科の植物である。平成 29（2017）年現在、伝統的工芸品に指定されている和紙は 9 品目で、その原料はコウゾ（楮）・ミツマタ（三桮）・ガンピ（雁皮）・アサ（麻）・竹・わら（藁）の 6 種類になっている。そのうちのアサについては、大麻（たいま）と苧麻（ちょま）があるので、7 種類とも考えられる。一般的に和紙といわれるものは、これらの植物を原料とした紙といえる。このなかで、古い紙の原料として用いられていたのは、先に述べた中国の考古資料として発見された古紙の原料の麻であった。しかし、現在の和紙の原料として多くの産地で用いられているのは楮、三桮、雁皮の 3 種である。

この 3 種のうち、三桮はジンチョウゲ科の植物であり、近世までは弱いこと、また石灰で煮ると赤みを帯びるということ、良質の原料とはされていなかった。明治期に苛性ソーダで煮る方法が開発され、印刷局の紙幣原料となったことから広く使われるようになったものである。したがって、近世以来の和紙の主原料は楮と雁皮ということになる（久米，1994： 54）。

雁皮はもジンチョウゲ科の植物で、繊維が楮よりも短く細い。光沢があり、なめらかで半透明、しかも粘着性があるために緊縮した質の紙となる。しかし、暖地産で栽培することが難しい。野生のものが生育する東限は静岡県伊豆、北限は石川県加賀市付近といわれている（久米，1994： 53-54）。

このような原料の性質を考慮すると、東北地方の和紙の原料としてもっとも使いやすいのは、楮であるといえよう。

次に粘材<sup>1) 2)</sup>である。和紙の粘材は深山では「にれ」と呼ばれるが、一般的には「ねり」と呼ばれるものである。粘材は、「繊維を均等に分散させて、流し漉きの操作をするゆとりを与え、積み重ねた湿紙を剥離しやすくし、美しい紙を作る重要な働きを持っている」ものである（久米，1994： 60）。つまり、粘材の働きは 2 つあって、第 1 は紙の原料となる繊維を均一に分散させる働きであり、第 2 は積み重ねた紙を剥離しやすくする働きである。



#### 第4章 深山和紙（山形県西置賜郡白鷹町の紙漉き）

この2つの働きは相互に矛盾する2つの性質である<sup>193</sup>。最初の働きを満足させるためには、かき混ぜられてばらばらになった繊維を、そのままの位置でとどめておく粘性がある液体でなければならない。2番目の働きをするためには、それぞれの紙が接着しないように粘着性のないことが求められる。したがって、糊（のり）とは明らかに違うものである。このような不思議な性格を持つことが「ねり」とか「のり」、「にれ」と呼ばれる粘材である。

粘材として使用される植物は、中国ではトロロアオイの他、サルナシ（ナシカズラ）、ムクゲの葉、野葡萄などが使われている。サネカズラや楡（にれ）の皮なども古代日本では使っていたと推測される。また、他にはノリウツギ、ヒガンバナ、ギンバイソウなども使われている（久米，1994：62-63）。

現在は、トロロアオイとノリウツギが多く産地で用いられ、この2つが粘材の代表となっている。深山では先述したように、ノリウツギを使用している。

トロロアオイは、畑で栽培できるのに対し、ノリウツギは野生のものを採取することとなる。トロロアオイは温度が上昇すると、その粘度が著しく減退するのに対し、ノリウツギは温度の影響を受けにくいという（久米，1994：63）。それでも温度が上昇すると粘度が減退するのは避けられないと深山の紙漉き人たちはいう。現在は通年で紙が漉けるように冷却装置が設置されてはいるが、やっぱり冬の間の方が漉きやすいということである。

深山では、土地の楮を主として用いてきた。また、粘材のノリウツギも地元の山から採取してきた。楮の栽培やノリウツギの採取の作業も、深山での紙漉きでは、欠かせない作業である。

#### 第3項 楮栽培とノリウツギ採取の工程

深山和紙の原料である楮は、深山だけでなく、周辺の白鷹町区域と南陽市北部までを含

んだ地域で栽培されたものであった。その楮を主に用いてきた。現在では、深山以外ではほとんど楮は栽培されていないが、白鷹町周辺では、かつて栽培されていたと思われる楮が、あちらこちらで野生化した姿がみられる。楮の栽培の工程は、楮を購入している産地にはないものである。また、粘材の「ねり」（深山では「にれ」という）の材料であるノリウツギも地元の山から採取している。その仕事も紙漉きの準備作業としては重要である。これらの作業の大部分は男が主となり、春から初冬にかけて農作業の合間に行う仕事である。それを月毎に記すと次のようになる。

#### 4月から5月

楮ばたけの追肥（かつては田の畦や、耕地の斜面に栽培していたので、ほとんど行っていなかったと推定される）。

#### 6月から9月

楮ばたけの下草刈りをする。草が伸びたら適宜行う。

#### 8月から10月

楮の枝打ち。これも枝分かれしたら行う。きちんと枝打ちした方が皮をはぎやすい。またきれいな黒皮になる。忙しければなかなかできないのも実情である。

#### 10月中旬

にれ（ノリウツギ）の採取。平成28（2016）年は10月20日に南陽市筋に採取にいった。その前の10月15日には採取場所まで山道の草刈りを行った。かつては深山の西方の朝日山系で採取していたが、ノリウツギが減少したことや平成26（2014）年7月の豪雨のために山中の道が崩れ、入山が難しくなったことなどで採集場所を変更している。現在はチェーンソーで伐採し、90cmほどに切って軽トラックで運んでいるが、かつてはノコギリで切りたおし、リヤカーで運んでいたということである。樋口弥吉さん（1952年生まれ）は、子どもの頃、集落から6km以上離れた置賜葉山のあたりまでいったこともあるという。

10月末

ノリウツギの粗皮を剥ぎ、内皮を削り取る。かつては丸太にしたノリウツギを畑の隅に穴を掘って埋め、紙漉きをする都度皮を削っていたが、現在は一度に削って冷凍保存しておく。

11月末

楮刈り。楮の葉が落ちたら、伸びた楮を刈り取る。すべての楮を根元から刈り取る。大きな枝をはらって一抱えぐらいの束にしておく。平成28年は11月28日だった。刈り取りに使うのは昔は鉋（なた）を用い、刈り取りの切り口を斜めにしておいたが、現在はエンジン付き刈り払い機で刈り取るのでほとんど水平である。

11月末から12月

楮きざみ。刈り取った楮を、84 cmぐらいの長さに刻む。この長さは楮を蒸すときに蒸し桶に効率的に入れることができる長さである。枝の本（もと）の方を斜めに切り、末の方は水平にする。これは楮を剥ぐときに剥ぎやすくするためと、楮の本と末を見てわかるようにするためである。脇に出ている枝を丁寧に落としの方が「楮ひき」のときに仕事がしやすい。昔は「野刈り鎌」をつかったが、現在は鉋（なた）を用いている。刻んだ楮は本は本、末は末とそろえ、おおむね7貫目（26 kg）でいどの束にしておく。昔はこの時期であったが、現在は1月始めに行う。平成29年は1月9日であった。

楮まるき。刻んだ楮の束は次に楮ふかしをするための大束にまとめられる。中心に1束を入れ、周囲を6束で囲む。まとめるには、束ねる縄を床に置き、その上に楮をならべ、横に転がしながらまとめるが、はみ出した楮を叩いて水平にする。大束にした楮は、水を入れた釜の上に立てておく。さらにその上に小束の楮を3束載せ、桶をかぶせると「楮ふかし」最初の釜の準備が終わる。次に2釜目の大束を作る。以下、あるだけの楮を束ねると「楮まるき」は終了である。これ

は「楮ふかし」の前日の仕事である。人手が必要なので、昔は「結い」での作業である。平成29年は1月14日の夜の仕事だった。

楮ふかしと楮はぎ。炉に火を入れて楮を蒸す。平成29年は1月15日だった。蒸し上がった楮の皮をはぐ。

かつてはこの作業は「結い（ゆい）」という共同作業だった。深山全体では4、5組あって、組毎に日取りを決めて行っていた。それぞれの家が自分で使う分の楮を処理する。1軒で少ないと6釜、だいたい7釜であった。前の晩の10時ごろから火を入れる。その役割をする人を「釜番（かまばん）」といった。最初の釜が蒸し上がるのは4時間後、午前2時ごろになる。この時間までには結いの組の人たちは集合していなければならない。それから楮の皮をはぐ作業と楮を蒸す作業が繰り返される。7釜あると蒸し上がりが午後3時ごろ、皮が剥ぎ終わって後片付けをすると夕方の5時、6時になる。結いの組中で続けてあると、何日か午前1時半起きの生活だったというのは長岡雄一さん（1930年生まれ）や加藤榮一さん（1949年生まれ）の話である。

概ね力仕事がこのように記した工程である。紙漉きの工程としては記されることは少ないが、深山の紙漉きはこの工程があることが特色である。

#### 第4項 道具を作る

和紙を漉く道具もかつては深山で作られていた。紙を漉く作業場（「すきや」という）に設えられた「漉き舟」や簀を挟む枠（「かげえた」という）も地元の大工さんが作った。紙の質に関わる「簀（す）」も深山には作り手が何人かいたという。長岡雄一さん（1930年生まれ）の話では、昭和23（1948）年頃には3人いたということである。

「簀」には一般的に竹が材料として使われる。県内では上山の高松和紙がススキの穂先

を材料とする「萱簀（かやす）」を用いているが、因州和紙、石州和紙、土佐和紙などでも萱簀を用いることがある。深山ではかつては萱簀が使われていたが、現在は竹簀を使っている（奥村，1969：125）。

竹簀の一般的な作り方は次のようである<sup>194</sup>。

- 1 竹のひごを作る。高知では淡竹（はちく）、他の産地では真竹（まだけ）が材料である。節を除いた部分だけ使い、42 cm以上の長さのものを作る。堅くまっすぐな竹がよい。ひごの太さは漉き紙によって違う。高知では5分（約1.5 cm）の幅に12本から23本並ぶ太さである。
- 2 竹のひごを編む。編みの細かさは1寸（約3.03 cm）の間に何本のひごが編み込まれているかということで表す。コピー用紙のような薄いものは45本、障子紙などでは20～33本、厚物の紙では17～24本など。編む糸は現在は簀編み職人自身が、生糸の原糸を何本か撚って作っている。編む糸の太さは、27間（49m）の糸3本を1組として、障子紙は2匁（約7.5 g）、典具帖紙2匁2分（約8.25 g）、図引紙3匁（約11.25 g）、萱簀用4匁（15.0 g）などの種類がある。ナイロンの糸などで代用することもあるが、水につけても収縮しないので、簀が「伸びたがる」し、簀が左右にぶれやくすなり、漉き上がった紙が紙床にきちんと並ばない。また、紙に糸目がはっきり出やすいなどの欠点がある。

深山の簀の大きさは、縦が1尺2寸（約36.0 cm）で、横が2尺7寸（約81.1 cm）である。深山で最後まで簀を編んでいたのは樋口又次さんだったという。『深山和紙』には、樋口又次さんがただ1人の簀編み職人として記されている。昭和44（1969）年頃まではまちがいなく簀を編む人が深山に存在していたようである（奥村，1969：125）。

深山の簀を編む糸は、絹糸の七本撚り、または馬のしっぽの毛を撚ったものだったというのは今利一郎さん（1933年生まれ）の話である。長岡さんは絹糸を3本撚った細かい

糸で編んでいたという。絹糸の本数や馬のしっぽの毛を使っていたものと絹いとをつかったものとの違いなどについては、現在では確認できない。

一つの生業が地域にあることにより、その道具を作る仕事生まれる。しかし産業規模が小さくなると、先に道具を作ったり修理したりする仕事からなくなって行く。三井山の場合もそうである。深山の簀編み職人がいなくなり、新しく作るだけでなく、修理するのにも困った。簀を高知県で作ってもらったり、静岡県で作ってもらったりした。何度か手直しをしてもらって、深山の紙を漉くのにもっともいい状態にしてもらうのがたいへんだったという。道具もまた土地と結びついたものである。

## 第5項 まとめ

深山での紙漉きには、原料の楮の栽培、粘材の採取、そして紙を漉く工程まで、原料を生み出し製品の紙が生産されるすべての作業工程が備わっている。この全体が深山和紙を生産することであり、その作業工程は深山の生活暦に位置づけられている。紙づくりの一貫作業が深山の和紙づくりである。

かつての和紙の生産はおそらくどの産地でも同様であった。商品を生産するだけでなく、原料を生産する仕事や道具を作る仕事も生まれた。それは分業して一つの生業を形成する場合もあるが、他の仕事と兼業だったり、あるいは主な仕事の合間に行うものだったりする。

深山の場合は、楮の生産や粘材の採取は農作業の合間の仕事だった。一方、大工仕事の合間に紙漉きの道具を作ったり、作業場の手直しをしたりということがあった。簀を作る人は紙漉きの合間だったのだろうか。それは現在では確認できなくなってしまったが、主な生業の合間の仕事であったのだろう。深山の紙漉きの技術はそのような生業暦の中に位置づけられるものである。

また、原料の楮は耕地の隅で作られた。あるいは耕地として使うには不向きな斜面に栽

培された。狭い耕地を減らさない工夫であった。それは粘材としてトロロアオイを栽培せずに自然にあるノリウツギを使用していることにも表れていると推測できる。

さらに、ノリウツギの採取には深山という集落が生業の一つとして山仕事を持っていることも関係していると推定する。ノリウツギは白色のよく目立つ花が咲くが、木の姿がよく似ているものがあって、なれていないものには見分けがたい。山の様子がわからないと採取は難しい。山で仕事をする機会が多かったから、必要量を採取するのに便利な場所の見当が付いたと考える。

以上のことをまとめとしてこの節を閉じる。

---

<sup>191</sup> ここでは「媒剤」ということばを用いたが、他には「粘材」、「粘剤」、「ねり」「のり」などと呼ばれる。深山では「にれ」という。本論文では一般的に使用する場合は「粘材」ということばを用いることとする。

<sup>192</sup> 粘材については、これは日本独特の方法であるという説と、それを否定する説がある。このことについて、久米は「これを使うようになったのは、日本でガンピを原料として導入し、その粘質物によって美しい光沢のある紙ができるのに気づき、植物から抽出した粘液を活用した粘液を活用したのにはじまるとされている。そしてこれを使いはじめたのは、流し漉きと関連させて奈良末期から平安初期とされているが、中国や朝鮮でも粘剤を用いているので、和紙づくりだけに限って用いられているものではない。その源流は中国にあると考えられる」と述べている（久米，1994：60）。本論文の主旨からこの点について詳細に検討することはしない。参考まで記しておく。

<sup>193</sup> 粘材（「ねり」）の働きについて、『和紙と手帖』では、「「ねり」を十分に効かせて、繊維が水中で均等に分離した状態の紙料で紙を漉くと、原料水に粘度があるために水はすぐに抜けず、桁の中に汲み込んだ原料水を時間をかけて揺り動かすことができ、繊維はよくからみあい厚さも均一にすることができます。／このようにして漉かれた一枚の紙は、紙床に重ねられても上下の紙とは、繊維がからみ合うこともなく断層状態となっていますから、湿った紙も一枚ずつ剥がせるわけです。また、まだ湿った状態で紙床から紙を剥がすのですから、紙本来の強さを出す化学的な結合（水素結合）が起きていません。この時点では単に繊維のからみ合いだけの強度ですから、からみ合いのない上下の紙からは、簡単に剥がれるのです」と説明されている（和紙の手帖刊行委員会編，2002：39）。

<sup>194</sup> 竹簀の製造については（柳橋，1992：124-128）をもとにまとめた。



## 第4節 従事者の生活史

### 第1項 はじめに

この節では、深山和紙の漉き手3人の生活史を提示する。そのことによって、概ね昭和20年代後半から現在までの紙を漉く生活を具体的に示すことを目的とする。

この節の生活史は、本論文の他の生活史と同様で、語り手の記憶にあることを語っていただいたものを文字に起こした。日時や人名などについては、他の記録や別の人に聞くなどして確認に努めたが、あやふやな部分も残されていることはいうまでもない。また、話を聞いた方々の中で、今利一郎さんはすでにお亡くなりなされていて、最終的に御本人の確認が取れていない。それも含め、最終的には筆者が判断した内容で記した。したがって、この生活史の最終責任は筆者にあることを初めに記しておく。

### 第2項 深山和紙の漉き手1

住所 白鷹町深山

話し手 長岡雄一（ながおかゆういち）さん

昭和5（1930）年11月14日生まれ

聞き書きの月日 1995.1.5

長岡雄一さんは、筆者が聞き書きを行った最初の人である。そしてそれは22年前のことである。長岡さんの生活史は、平成8（1996）年に『置賜に生きる』（1996 非売品）という山形県立南陽高等学校平成5（1993）年度入学者の「聞き書き集」に掲載した。この項は、それをもとにして書き直したものである。

長岡雄一さんは、昭和5（1930）年、当時の浅立村（現在の白鷹町浅立）で生まれた。父親は深山の観音寺観音堂の別当を勤めている長岡家の三男で、実家を離れて小学校の教員をしていた。ところが、長岡さんが3歳になった時、長岡家を継いでいた長男が亡くなった。そこで父親は家を継ぐために小学校教員を辞め、深山に戻ってきた。長岡家には1町

歩（約1ha）の畑と、5反歩（50a）の水田がある。父親は雄一さんには農業をさせようと  
考えて深山に戻ってきたのだった。

雄一さんは、昭和23（1948）年に学校を出ると農業に従事した。養蚕もした。そして冬  
になると紙漉きの作業をした。

長岡家の紙漉きは、雄一さんの母親が紙漉きを行った。深山の女の冬仕事は紙漉きとい  
うのが当たり前だった時代である。けれども、楮を刈ったり刻んだり、そして楮を蒸かし  
たりという作業には男手が必要である。また、「結い」という共同作業もある。「結い」は  
労働力の貸し借りである。楮蒸かしが「結い」の中で続けると、午前1時半起床の毎日だっ  
た。「それは、かなり辛かった」と長岡さんはいう。

楮蒸かしは、1軒でだいたい6、7釜である。前日の午後10時から火を入れ、その番を  
する。その人を「釜番（かまばん）」という。最初の楮が蒸し上がるのは、概ね4時間後の  
午前2時。すぐに楮を水に入れ、冷やしてから皮を剥ぐ「楮はぎ」の作業が待っている。  
だから、その時間までは「結い」の組の人は絶対に集合していなければならない。「楮ふか  
し」の作業と「楮はぎ」の作業の繰り返しで、全部の作業が終了するのは夕方の5時、6時  
になる。「大変なことだった。楮の量も多くして、漉く紙も多くしたいのがそれぞれの気持  
ちだった。昔は現金収入の道もそれほど多くないから」というのは長岡さんが思い出しな  
がら語ったことである。このようにして長岡さんは18の時から働いた。そして結婚もして  
2人の子どもに恵まれた。

昭和30年代の終わりごろになると、深山でのこのような生活にも変化が現れた。白鷹町  
には産業が少なく、冬期の農閑期には出稼ぎに行く男が多かった。しかも東京オリンピッ  
クが昭和39（1964）年に開催され、その準備のため多くの土木工事が必要となり、労働力  
も不足した。そのために賃金も上昇した。東北地方はその労働力を供給する土地として期  
待され、実際に多くの人たちが出稼ぎという季節的労働に出かけた。

一方では、この時期は農山村の生活改善運動が盛んであった時期でもある。また、農作  
業も機械化が次第に進んでいた。そのために農家は現金も必要であった。出稼ぎで現金を

得ることは生活を変える元手を得ることもあった。

さらに、生活改善運動は、住宅の改善を進めた。かまどをなくして石油やガスの使用に始まり、障子に換わってガラスが使われるようになった。障子紙の需要の低下は深山の紙の値段を押し下げた。「一冬の紙漉きの稼ぎが出稼ぎで稼ぐ1ヶ月分」ということになってしまう。

深山の男たちも、農作業を早々と切り上げ、出稼ぎに行くようになった。紙漉きを辞める家も多くなった。昭和38(1963)年には、34戸の紙漉きをする家があったのが、昭和42(1972)年には12戸にまで減少する。長岡さんも、昭和40(1965)年には出稼ぎに行くようになった。35歳の時だった。

長岡さんが最初にいったのは、広島県福山市の日本鋼管(現在のJFEエンジニアリング株式会社)の製鉄所の建築現場だった。3,000町歩(3,000ha)の埋め立て地で、そこに1つの製鉄所を作る。30,000人の従業員がいるといわれても、ばらばらで、そんなに多くの人がいる実感はない。できあがるのに、あと9年かかる、また来るようにいわれたが、福山は遠いので次の年は大阪に行く。

大阪では、工場の建設や高速道路の橋の工事などの仕事だった。3年目からは会社に入って働く、いわゆる「季節工」の一員となった。大手のメーカーの静岡工場で冷凍機を作った。けれども仕事ぶりが荒くていやになった。身体を壊して休んだら迷惑になるしいけないと考え、神奈川工場に移してもらって電子計算機の基盤修正の仕事をした。部屋の中で暖かく仕事ができるのはよかった。機械でメッキしてできた基盤をチェックして、はみ出した部分を小さなメスで削る仕事だった。細かいので、目がおかしくなって、椅子から立ちあがるとくらくらした。

その仕事は2年ぐらいたった。けれども電気機器の製造会社は、景気の変動で季節工を増減させる。次にいったのは静岡県の染色会社だった。染料の入ったプールのようなところに、機械にセットした毛糸をつけ、引き上げたものを手で丸める。それを遠心分離機に入れ、脱水するという仕事だった。それも大変なので、他の仕事をといたら、染色した綿

の乾燥の仕事にまわされた。3、4人のグループのリーダーをさせられた。自分が出稼ぎ者で、グループの人もみんな出稼ぎ者だった。給料も同じでリーダーなんていうのは割に合わないと思った。

次はお菓子の工場に行った。神奈川県秦野市工場だった。チョコレートとキャンデーを作っていたが、石油ショックで男手はいらないとなってしまった。翌年にも来てほしい人には1人ずつ声をかけられた。長岡さんもまた来年も来いよといわれたが、父親が昭和47（1972）年になくなっていたこともあり、昭和49（1974）年に出稼ぎは辞めることにした。44歳の時である。

出稼ぎを辞めて紙漉きを再開することにした。漉いた紙が売れるかどうかはわからないが、再開してみよう、米と養蚕の収入で何とか食うだけのことはできるだろうと見当をつけた。

紙漉きを再開するにあたって、それまでよそから買っていた楮を自分で栽培し、紙漉きの全てを自分でやってみようと計画を立てた。深山でそれまで楮をよそから買っていたのは、春先まで紙漉きするので農作業が遅れ、その後は養蚕のために忙しく、紙の原料の楮の栽培までは手が回らなかったからである。しかも原料の楮を提供してくれる人には、その代金を紙で支払うのが慣習であった。だから、原料の楮の供給がストップしないように、原料提供者にはよくできた紙を選択して支払っていた。そういうことでは紙漉きの利益がなかなか上がらないから、自分で楮を栽培しようと考えたのである。それは出稼ぎをしながらも考えていたことであつた。空いた耕地に楮を栽培し、準備は数年前から行っていた。しかし、再開して2、3年の間は楮は充分には生産できなかった。原料が少ないため、思うように紙が漉けなかった。しかし、深山の紙の値段がほぼ全国的な水準まで上がってきたため、何とか手間賃にはなった。

楮の生産が次第に軌道に乗ってきて、1反歩（10a）あまりの畑だったが、自分のところで使う以上の楮が生産できた。当時、紙漉きをしていた横沢正さんのところと今利一郎さんのところにも供給した。

1反の畑から300貫目(1,125kg)から400貫目(1,500kg)の楮が収穫できる。昔は1貫目(3.75kg)1帖(24枚)といていたが、その当時の紙は厚くなっていて10%ぐらい楮を余計にみなければいけなかった。漉き篋も違ってきていた。横沢又次さんは蒙篋を作ることを辞めていた。以前の深山の篋は、絹糸3本ぐらいで編んでいて編み糸が細かった。深山の篋の職人は、ここの紙に合う篋を作っていたが、紙を漉く人がいなくなったので、篋を作る人もいなくなった。太い糸で編んだ篋で紙を漉くと、糸の跡がついてそこから紙が破れてしまう。

ほとんどの作業を長岡さんは一人でやった。母親が元気でいたときには手伝ってもらっていたが、奥さんは、冬期間だけ地元の会社に働きに出た。地元企業も、冬期間だけの労働力を求めている。6ヶ月間会社で働くと、農繁期には失業保険が出る。それをもらいながら農業ができた。

奥さんが会社に出かけると、朝の8時から紙すきの準備をし、8時30分頃から紙漉きを始める。紙漉きの部屋にはストーブを焚き、炊事用のゴム手袋をして紙を漉く。手袋をすると、紙の繊維を掬い上げる時以外は、水につかりっぱなしではないから寒くはない。

原料の問題が解決し、本格的に紙漉きが軌道に乗ってくると、長岡さんの紙の販売も軌道に乗ってきた。白鷹町の婦人たちが作り始めた「和紙人形」の材料の紙を、一手に供給するようになった。また、地元の鮎貝小学校の卒業証書用紙も漉くようになった。紙漉きは、出稼ぎの倍以上の収入を上げることができるようになった。

紙漉きの収入がそれだけ上げられるようになったのは、時間もかけて夕方の6時30分ぐらいまで漉いていたからである。奥さんは、残業もあって、午後7時30分頃に帰ってくる。紙漉きの後に夕食を作るのは長岡さんの日課になった。「料理も手の込んだものをする」と、1時間かかるからね。カレーライスでも、芋の皮を剥いてから始めると、できあがるまでに1時間はかかる。仕事をしたほかに、夕食の準備をするのは大変なのよ」ということである。

紙を漉くものにも、長岡さん独自の工夫がある。ストーブに火を入れてから、「紙たて」を

する。この作業は、楮の繊維を「漉き舟」に溶かし、「これ」を入れて漉きやすくするのだが、「これ」の量は気温や水温によって微妙な調整が必要である。1回の紙たてで漉く紙は約20枚、30分ぐらいで漉きあげる。上手に紙たてができると、素人でもいい紙が漉ける。卒業証書用紙のような厚い紙を漉くときには、必要以上に「これ」を濃くしない。濃すぎると、簀の間から水が抜けないからだ。「これ」の働き方は実に微妙で、午前中でもだんだん水温が上昇すると粘度が減退する。一気に紙を漉こうとして、大量に紙たてをするのは合理的ではない。水温の上昇具合に合わせて「これ」の濃度を微妙に調節してゆく。

温度が一番急激に上昇するのは10時ごろで、何となく漉きにくくなってくる。温度が上がり始めると粘度が落ちてくる。1たてで20枚ぐらいを30分ぐらいで漉く間に、「これ」がどれだけ消えてゆくのかということを見極めることが大切である。

夕方、逆に温度が下がってゆく。だから、紙は漉きやすくなる。漉く水も新しい方が漉きやすい。2日ぐらい漉いたらすべて捨てて、水を入れ替える。水の中には繊維と「これ」が溶けているので、それを残して水だけを捨てる。サラシ布で濾しながら水を入れ替える。どれだけ繊維と「これ」を残すことができるかが問題だ。

紙を漉くときの「簀」の動かし方も微妙な加減が必要だ。自分がどのように水を動かせるかで、紙の良し悪しが決まる。紙を丈夫にするために、ある程度の横揺すりも行う。「簀波を起こす」ということばがあって、水が波になってしまうと、簀の端の方が波打ち際のようになり、繊維が偏って山脈のようになってしまう。「なんだ山脈作ったなあ」という紙ができてしまう。

きれいに楮の繊維だけにしてしまうのもよくない。楮の本（もと）のところだけを使って紙を漉いたら、毛羽立つ紙になってしまったという。深山の紙には「どろ」という表皮の下の部分の成分も入る。それが毛羽立つのを抑えるのだという。「どろ」が入るために深山の紙は真っ白い紙にはならない。やや黄色みがかかった紙になる。それが、年月が経つうちに白くなってゆく。市販されている機械漉きの紙が、次第にくすんでゆくのと同様のだ。

深山で漉かれている紙は、白いものだけではない。「紅花紙」には紅花を染料にして色も

つける。紙を漉いた直後には、いい色に仕上がったと思っても、次の日には消えてしまったこともあった。色止めの仕方を知らなかったためだ。何度も失敗し、経験的に学んでいた。表皮や花びらを散らして漉くのも、経験がものをいう。ちょうどいい具合になった時に漉くのは、一瞬の呼吸だという。慣れてしまえばそれほど難しいものではないというが、同じものは2度と漉けないともいう。

しかも、紙の漉き上がりの良し悪しは、楮の蒸かし方、皮の管理、繊維の叩き方など、工程のすべてにかかっている。1つとして失敗してもいいというものはない。それらの技術すべてが、経験を通して身体に染みついたものだ。

長岡さんは、この年で紙漉きを辞めるといふ。後継者はいない。2年ぐらい前から、もう紙漉きは辞めようと考えていた。そのようなときに、町で「後継者育成資金」という制度を作った。それに隣の朝日町の人が応募してきた。教えなければならぬと思って、楮の準備をしていたら、立ち消えになってしまった。紙漉きをしていた家も妹さんに譲り、自分は娘のいる川西町に移り住もうと考えていたら、朝日町の人のために準備した原料の楮が宙に浮いた。楮のできが思いのほかよかった。今年だけ、紙漉きをしようと思った。だから、この年で、長岡さんの紙漉きは終わりなのである。

1人で紙漉きをするのだったら、一冬の収入としては悪くはない。しかし、夫婦2人で紙を漉いていたら、割に合わないかもしれない。紙漉きは「経済だな」と長岡さんはいふ。生活のために紙を漉いてきた。ただの手間賃稼ぎよりは、紙漉きは色々な作品ができるからいいと思う。気に入った、思い通りの紙ができたときは嬉しい。職人みたいな気持ちがある。「経済と両方だな」と長岡さんはいふ。「きれいな紙ができるのは嬉しいことだ。他の人にそんなことをいっても、その紙は他の紙とどこが違うのといわれて、わかってもらえないけれどもね」。

### 第3項 深山和紙の漉き手2



#### 第4章 深山和紙（山形県西置賜郡白鷹町の紙漉き）

住所 白鷹町深山

主な話し手 今利一郎（こん りいちろう）さん<sup>195</sup>

昭和8（1933）年5月8日生まれ

聞き書きの月日 2011.2.13

この項の今利一郎さんの聞き書きは、白鷹町史談会の会報『史談』第27号（2015）に「深山和紙を漉く 今利一郎さんの聞き書き」として掲載したものを書き直したものである。最初にそれを記しておく。

今利一郎さんは、紙漉きの組合長なども務めていた今家に生まれた。今家は2町歩（2ha）ほどの水田を持ち、他に養蚕と紙漉きをして生活を立てていた。父親は紙漉きの組合長をしていた時期もあって、昭和6（1931）年から昭和16（1941）年までの組合長の日記なども残されている。

利一郎さんが生まれたのは昭和8年の5月8日である。女1人、男6人の7人兄弟の長男である。戦争が終わったときは小学校の6年生。その当時は国民学校だから正確には国民学校の6年生ということになる。

6年生になったばかりの時は戦争がまだ続いていた。担任の先生に農学校に進学したらと勧められた。それを知った同級生から「戦争に行くのが嫌で農学校へ行くのか」といわれたことがある。結局、戦争が終わって鮎貝の中学校へ行くことになった。そこを卒業して荒砥高校の定時制に進学した。

深山では冬期間は林業と紙漉きをして生活を立てていた。深山の紙漉きは細かくいうと40工程以上あって、紙を漉くのは子育てが終わって「しゃもじもち（家計を預かる主婦）」といわれた女の人だった。それでも力のいる工程があって、それは男の人がしていた。漉く工程も男の方が力はあるので上手に漉けるのだけれど、冬でも男の場合は堆肥を田畑に入れる作業などがあるので、それで手一杯だ。それだけでなく、女の人が紙を漉いている間に、男の人は「紙うち」などの力がある作業ができるから女の人が漉くようにした方が効率の点でよかったと思う。深山では、子どもでも「紙うち」などの作業を手伝わなけれ

ばならなかった。

他の地区の女の人は冬には機織りをしていたけれど、深山の女の人は紙漉きをするのだ。他所から嫁に来た人は覚えが悪いというので、深山の集落内の人同士で結婚することが多かった。戦後になってはそういうこともなくなった。

深山の紙は「これ」を強く使っている。1週間も紙が剥がれないくらいだ。使う道具もそれぞれを作る職人が深山にいた。「スゲタ（簀桁）」や「フネ（漉き舟）」は大工をしている人が作った。簀を編む専門の人もいた。樋口又次さんが最後の簀職人だった。樋口さんが簀を編むのを辞めてしまっただけからは、深山には簀を編む人がまったくいなくなってしまうて困ってしまった。

深山の紙は美濃判で、簀を3枚使って漉く。「三枚簀（さんまいず）」と呼んでいる漉き方をする<sup>196</sup>。流し漉きなので簀は1枚あれば漉けるのだけれども、3枚使った方が漉いた後の紙の水切りがいいようだ。自分が使っている簀が痛んだので、静岡に送って作ってもらったことがあった。けれども具合が悪かった。今は四国に注文して作ってもらっている。

楮は、家の前の畑で5畝（5a）ぐらい作っている。そこから取れる楮は1、2年分の紙すき分はある。深山以外の楮も使ったことがあったが、柔らかくって合わなかった。

荒砥高校の定時制に進学したのは、週に1日だけ通学すればよかったからだ。養蚕もしなければならぬ。冬の間なら通学できるだろうといわれたのだけれども、冬は紙漉きがあるし、通学できないこともあった。校長先生がわざわざ「出席日数がたりなくて困った」と家に言いに来てくれたこともあった。その日がちょうど祖父の亡くなった日だったというところもあった。

父親が町会議員などをしていたので、農業するのは利一郎さんの仕事だった。水田と畑の耕作の他に、養蚕もしなければならぬ。冬は堆肥入れもしなければならぬ。なかなか大変だった。2ha近い田圃で、奉公人も一人使っていて、養蚕も上蔭<sup>197</sup>（じょうぞく）の時には3、4人も人を頼んでしているような様子だった。

高校を出て、まだ30才にならない頃に、3ヶ月間だけで稼ぎに行ったことがある。東京オリンピックの前だった。出稼ぎに行ったのはそれが1回だけだった。仕事は歩道の敷石を剥がしてその下を掘るのだった。30cmぐらいは砂なので楽に掘れたけれども、その下は関東ローム層という粘土の層で、固くて掘るのが大変だった。

昭和33（1958）年に結婚した。昭和36（1961）年には車の免許を取った。次の年にはオート三輪という三輪の車を買った。このあたりでは早く自家用車を持った方だった。

30代の頃だったか、鮎貝中学校の跡地に米沢市の電線会社が操業したことがある。幹部候補社員を募集するというので、正月前に学科試験があつて合格した。1次試験は7、8人いたけれども、2次試験に行ったら2人しかいなくなっていて、結局2人とも合格した。もう1人の人は米沢工業高校を卒業した人だった。

そこでの仕事はコンデンサーの巻き線をするのだった。帽子をかぶって仕事をしていた。月給をもらったら、2年もそこに行っていた人よりも1万5,000円も多かった。仕事もろくにできていないのにと思ったな。

春になると、農業をするか会社を続けるかどちらかを選ばなければならなくなった。会社の方は夜勤ばかり多いので会社を辞めて農業をすることにした。3ヶ月会社員だったね。

1年間の農業の仕事は、田圃の仕事が1段落すると養蚕だった。蚕は120貫（約450kg）の繭を採るくらいしていた。年に3回か4回蚕をおいた。上族になると先の話のようによそから3、4人頼んでやっていた。蚕のできがよくって長井の郡是製糸工場から表彰されたことがあった。賞品に火鉢をもらった。

田圃の稲刈りが終わると、夜は脱穀の作業、籾すりの作業だった。だから秋も忙しかった。冬の前には肥塚（こえづか 堆肥塚）を作った。がんばって1丈四方（約3m四方）、高さも1丈のものを2つ作った。

冬は冬で楮ふかしをしたり、その「結い」の返しがあつたり、2月の初めになると田圃に肥引きをしなければならないから結構忙しかった。肥引きは牛ゾリで引いていってだから、今よりは力が必要だった。

紙漉きにはさまざまな工程があるので、家族みんなですていたものだった。けれども漉くということだけを取り上げると女性の仕事だった。先に話したけれど、男の方が力があるから揺するのはいい。上手に漉けるのだけれども、男は男で他の力仕事があったからしなかった。力のなくなった年寄り女の紙は、漉く技術が上手で、表面は平らなんだけれども、揺すり方が足りなくて弱い。紙の商人は高くは買わなかった。

利一郎さんが紙漉きを習ったのはお母さんからである。昭和53(1978)年から漉き方を習って、次の年からは1人で漉くようになった。お母さんからはやかましく教えられたという。せっかく紙を漉いてもできが悪いと破られた。「ダメなものを出すと、買ってもらえなくなるから」といわれた。

母親は、自分が紙を漉けなくなっても部屋から漉く音を聞いて、「早く早く揺すれ」と怒った。「紙たて」をしていると、それも音を聞いて「たつたぞ(もう混ぜなくてもいい)」といわれたという。紙漉きを始めて3年ぐらい経って、母親に漉いた紙を破られなくなった。昭和58(1973)年に母親が亡くなったから、4年ぐらいはみてもらったのかな。

一冬に、「楮ふかし」は3回ぐらいしなければならなかった。1回に10人ぐらいの人手が必要だった。また、その人手は「結い」でまかっていたから、「結い返し」にも行かなければならない。剥いた楮も雪で漂泊するし、そういう努力をして自分で漉いて自分で売ってきた。何もしないで今があるわけではない。

昭和48(1973)年には、絵本作家の瀬川康男さんが、深山の紙で版画の絵本を作りたいと行ってきた。1軒だけの紙では足りなくて、4軒から集めて送った。『さいのかわらの地藏和讃』(瀬川康男 1973 文化出版局)だけれど、家の宝物だ。

他に版画用の紙も漉いたことがある。横が3尺1寸(約94cm)、縦が1尺1寸(約33cm)ぐらいの紙で、道具は全部新しくしなければならなかった。100万円ぐらいかかったかな。

昭和53(1978)年に県の無形文化財に指定された。それで昭和60(1985)年ぐらいまでは人が多く来た。紙はまったく買ってもらえなかったけれど。山形県の民芸協会に入れて

#### 第4章 深山和紙（山形県西置賜郡白鷹町の紙漉き）

もらっている。デパートで展示会をしたこともある。あちらこちらに紙を提供してここま  
でなったのだ。

紙は1回でだいたい1帖分を漉く。冬の仕事で水を使うし、温度が高くなると「にれけ」  
がなくなって紙が漉けなくなる。また冷たい水に楮をさらしてゴミを取ったりもする。昔  
は素手だから冷たかったけれど、いまはゴム手袋をして作業をするから冷たくはない。

漉いた紙は直接販売である。東京や仙台からも買いに来る。壁紙にするのだそうだ。1帖  
24枚で7,000円から8,000円だから、今、障子に使うには少し高価かなと利一郎さんはい  
う。

#### 第4項 深山和紙の漉き手3

住所 白鷹町横田尻

話し手 高橋恵（たかはしけい）さん

昭和33年5月18日生まれ

聞き書きの月日 2014.4.4

高橋さんが和紙を漉いているのは「深山和紙振興研究センター」という施設だが、地元  
民は「深山和紙センター」と呼ぶことが多い。高橋さんがそこで紙を漉くようになったの  
は平成12（2000）年の12月からのことである。

高橋さんは山形県東田川郡藤島町（現在は鶴岡市藤島）の出身である。結婚後に旦那さ  
んの出身地である白鷹町に移り住んだ。紙を漉こうと考えたのは、娘さんが小学校を卒業  
するときに、和紙センターで紙を漉いていた横沢正さんが体調を崩し、和紙の卒業証書が  
なくなるかも知れないと聞いたからである。和紙には少し興味を持っていた。そして娘た  
ちにはどうしても和紙の卒業証書がほしいと思い、横沢さんに弟子入りすることとなった。  
けれども、和紙のことはほとんど何も知らずに入ったのだった。

家族の協力もあって紙漉きを始めることができたが、2年間は横沢正さんの指導を受け、

3年目からは単独で漉けるようになった。紙を漉くことは自分の性に合っている。締め切りや製品の納期を決められて仕事をするのは余り好きではない。けれどもそれが無いとがらばれないという。

深山にはかつて紙漉きをしていた家がたくさんある。その人たちと話をし、以前の紙漉きの様子を聞いたり、県内の紙漉きの人に教えてもらったりもした。学べることはできるだけ吸収したいと考えている。粘材のトロロアオイとノリウツギの違いも試してみた。けれどもトロロアオイは肌に合わなかった。ノリウツギは自然に生えているものであり、地元の人でも自生地を見つけて採取するのはたいへんだが、深山和紙には昔から使っているノリウツギでなくてはと思い、それにこだわっている。和紙センターの敷地にも植えてみたが生育が遅く、自然のものを採取することに頼らなければならない。

地元の人が原料の楮を作ってくれている。また、「にれの採取」や「楮ふかし」などは「和紙センター運営委員」が中心になって行ってくれる。旦那さんも仕事の合間に地元の人に交じって「楮ふかし」などの力仕事に参加してくれる。お姑さんはセンターに飾る和紙細工を作ってくれたり、地元の人たちとの作業の時には漬け物を持たせてくれたり、家族ぐるみで協力をしてくれている。そういうものがあって紙漉きが続けられる。

地元産の楮だけでは年間を通して紙を漉くには充分ではない。深山の楮は「いきいき深山郷づくり推進協議会」の営農部が栽培をしてくれて、そこで生産された楮を買い上げることにしているが、それだけでは足りず、不足分は茨城県の子町などから購入している。

漉き舟には冷却装置が設置され、夏でも紙を漉くことができる。そして、夏は紙漉き体験の申込みが多くある。けれども、「にれ」の具合は冬の方がよい。夏にも漉けるようにしてあっても、どうしても本格的に紙を漉くのは冬仕事が主になる。

紙を漉くのに現在は水道の水を使っているが、紙のためにはよくない。昔は黒沢川の水を使っていたが、その水質が変化してきた。悪くなってきた。困ったことだと思う。道具がだんだん手に入りにくくなっている。以前は簀や簀桁を深山で作っていたそうだが、作

#### 第4章 深山和紙（山形県西置賜郡白鷹町の紙漉き）

る人がいなくなり、深山の和紙に合うものを手に入れるのに困るようになっている。

高橋さんは、地域の小中学校の卒業証書や東北芸術工科大学の学位記の和紙も漉いている。便箋や封筒、名刺の用紙なども漉いている。その他にも有機ELを用いた照明用具にも使われている。また和紙センターには、漉いた紙を使って作った小物などを販売している。さらに地元の人形研究団体では、高橋さんの漉いた紙を用いて和紙人形を作っている。このような形で一つの手仕事が他の手仕事を生みだしてもいる。

しかし、後継者ということになると、ある程度の収入が確保できなければ難しいと思う。これで生活をといわれると辛い。生活するにはもっと量をたくさん漉かなければならないだろう。自分がしていることは、どちらかという趣味に近いかもしれない。

紙漉き体験のような観光客の相手するのと本格的に紙を漉くのはなかなか両立しない。さまざまなことで取材されるのも苦手だ。紙漉きが広まるいい方法と思い、断りはしないが、紙を漉いている方が楽しい。毎日の仕事が、具体的にみえるのがいい。和紙はあたたかくて、色がそのまま自然の色で。それが和紙の魅力だと思う。

#### 第5項 生活史のまとめ

3人の漉き手の生活史から、昭和20（1945）年代から現在までの紙を漉く生活が概観できた。それは農業者の冬期間の生業要素の1つとして有力なものであった時代から、出稼ぎによって減少、衰退し、本当に一握りの人たちによって継承されてきた過程である。また、昭和53（1978）年に山形県の無形文化財に指定され、それを力として地域の人たちが地域活動の一つとして支えようとしている姿でもある。

この生活史を通していくつかの生業の特色が明らかにされた。1つ目は、深山和紙の生産が漉き手1人の仕事ではなく、家族全体がそれぞれの作業を受け持って行っている生業であったということである。「子どもでも紙うちなどの作業を手伝わなければならなかった」と今さんは語っている。また、長岡さんの話では、お母さんが紙を漉いていた時代で



も、楮きざみなどは男の仕事だったと語られていた。一般的に「深山の紙漉きは女の仕事」といわれてきたが、紙漉き全体の工程の中に一定程度の男の仕事があることは重要である。

2つ目は、深山和紙の生産が1つの家族内だけで完結するものではなく、地域の共同作業を含むものであったことである。「楮ふかし」や「楮ひき」は「結い」という組織で行われていた。これは田植えや稲刈り、屋根替えなどの作業などについてはよく知られている組織である。深山の場合は、紙漉きにも応用されていた。現在は「深山和紙センター運営委員」が中心になり、「いきいき深山郷づくり推進協議会」の営農部の人たちなどの多くの地域の人も交えて行っている。

第3は自然環境に関わることである。和紙を漉くということには清浄な水が必要である。また、この水の「温度」が重要な要素ともなっている。長岡さんの自宅の脇には観音寺観音堂があり、その参道には豊富な水が流れている。今さんの家の裏には瀧のように流れ下る水があつて、それを自宅まで引いて紙漉きに使っていたという。高橋さんも水のことを語っていた。そのように水は重要であることはいうまでもない。

それだけでなく、漉き水の水温のことを3人ともに語ってくれている。長岡さんは、午前10時ごろに水温が高くなって漉きにくくなると語っている。今さんも温度が高くなると「にれけ」がなくなると話している。高橋さんにもにれの具合は冬分がいいという。水に溶いた繊維に粘剤を混ぜる量も温度と水温との関係で微妙な調整が必要である。その具合で紙の漉きやすさが決定される。このにれの効き具合が温度に左右されるのである。

これらのことは深山の自然環境が紙漉きに適したものであることを裏付けるものである。産業史からわかることであるが、かつて藩の御用紙を漉いていた箕和田地区では明治維新から間もなく紙漉きは衰退する。一方、深山では集落の産業として紙漉きに力を入れる。箕和田は最上川の氾濫原に位置する集落であり、深山よりは標高で50m程度低いところに存在する集落である。深山とはわずか1km程度離れた集落であるが、米沢藩という紙漉きの庇護者を失うという社会環境の大きな変動に際してのそれぞれの環境適応の形態差とも考えることができる。そのときに自然環境の差が2つの集落の適応形態を変えたのではな

いかという事が3人の漉き手の話から見えてくるのである。

以上のことが生活史からみえてきた生業の特色である。

---

<sup>195</sup> 今利一郎さんは、平成25（2013）年2月23日に亡くなられた。この項の内容が生涯の最後の聞き書きということになると思う。

<sup>196</sup> 本論第2章第3節第1項の工程の「13 紙漉き」に詳細は記している。再掲すると「（繊維をすくって紙に漉いた後に）「かげえた（簀桁）」から「簀」をはがし、脇に立てかけてある水切り板に立てかけて水を切る。水切り板は、両脇に一枚ずつ置いてあるので、三枚目の「簀」で紙を漉き上げたときに立てかけて置いて水の切れたものを押し板の上に重ね、紙をはがして行く」という漉き方である。

<sup>197</sup> カイコに繭を作らせるため、マブシという器具に1頭ずつ入れる作業である。

## 第5節 章末考察

### 第1項 はじめに

この節では次のことを考察する。

- 1 紙漉きと他の生業要素とはそのような関係にあったか。
  - (1) 紙漉きは深山の生業層にどのように位置づけられてきたか。
  - (2) 紙漉きは他の生業要素にどのように支えられてきたか。
- 2 紙漉きという手仕事が続けられてきたのはなぜか。
  - (1) 生産の観点からの必然性は何か。
  - (2) 技術の観点からの必然性は何か。

深山和紙を生業という視点で見たときに、現在の姿はかつて深山地区の生業要素の一つとして深山和紙が漉かれていたときとは大きく異なっている。高橋さんが語っているように、「これで生活をといわれると辛い」、「自分のしていることは、どちらかという趣味に近いかもしれない」という姿である。そういう意味では「生業論」の範疇で扱うよりは「文化継承」や「技術伝承」の範疇で論じられるべきなのかもしれない。しかし、本論文ではそれも環境への適応過程における生業の変容の1つの形態として考える。それが本節での考察の姿勢である。

以上のように考えたときに、先に述べた2つの課題を解決することを目的として変容したものと変容せずに残ったものということを分析の視点として考察する。

### 第2項 紙漉きの形態の変容

この項では、紙漉きの形態の変容過程をたどる。

先に技術誌で示した紙漉きの工程をみると、大きく原料の生産の工程と紙を漉く作業の工程に分かれている。原料の楮の生産工程は粘材の「これ」の採取作業も含めて、概ね農作業や養蚕の作業と時期的に重なっている。したがって、これは農作業や養蚕の合間の仕

#### 第4章 深山和紙（山形県西置賜郡白鷹町の紙漉き）

事になっている。それに対して紙を漉く作業は冬期の農閑期の作業ということになる。この違いが深山和紙の生産にどのように影響していたかを考える。

奥村幸雄の『深山紙』には、昭和9（1934）年の今惣右エ門家（今利一郎さんの家）の楮の原木と黒皮楮の購入量と購入先が掲載されている（奥村，1969：107）。

楮原木購入 合計872貫目（3,270 kg） ※1貫目を3.75キログラムで換算した。

内訳	小山沢	180貫目（675 kg）	十王	170貫目（637.5 kg）
	田尻	50貫目（187.5 kg）	高玉	350貫目（1,312.5 kg）
	鮎貝	50貫目（187.5 kg）	黒鴨	12貫目（45 kg）
	栃窪	20貫目（75 kg）	高岡	40貫目（150 kg）

これらはすべて現在の白鷹町に含まれる地域であるが、それを旧町村別に見ると、次のようになる。

鮎貝村（鮎貝、黒鴨、栃窪、高岡）	122貫目
東根村（小山沢）	180貫目
蚕桑村（田尻、高玉）	400貫目
十王村	170貫目

ここでは、蚕桑村からもっとも多く楮原木を購入していることがわかる。また、ここに示した数字は、購入した原木なので、自家で生産された楮は含まれていない。しかし、深山以外の鮎貝村地区からも多くの楮を購入していることがわかる。

黒皮購入 合計118貫目（442.5 kg）

内訳	福島	16貫目（60 kg）	白石	16貫目（60 kg）
----	----	-------------	----	-------------

仙台	16 貫目 (60 kg)	州島	43 貫目 (161.25 kg)
四国他	27 貫目 (101.25 kg)		

黒皮はすべて現在の白鷹町外から購入されている。また、州島は現在の山形県東置賜郡川西町に含まれる地区であるが、それ以外はすべて県外である。

また奥村は、この当時の楮の作付と収穫状況を『小国町史』から拾っている（奥村，1969：108）。

町村名	作付反別	収穫高	町村名	作付反別	収穫高
長井町	0.6 町歩	70 貫目	長井村	0.5 町歩	80 貫目
蚕桑村	9.6 町歩	310 貫目	鮎貝村	1.1 町歩	398 貫目
荒砥町	1.4 町歩	504 貫目	十王村	0.3 町歩	150 貫目
東根村	0.7 町歩	420 貫目			

もっとも多く楮を生産しているのは荒砥町<sup>198</sup>であり、次いで東根村、鮎貝村、蚕桑村、十王村と続く。先の今家の原木購入状況と比較すると、深山ではこの時期にそれほど多くの楮が栽培されていなかったのではないかと推測できる。

奥村は、大正12年に国鉄長井線が白鷹町荒砥まで全線開通したことによって、物資交易が変化したことの影響を「紙の原料である楮の原木もそれまでは約八割を白鷹町一円から購入していたが鉄道の開通が製紙業の発展と軌を同じくしたから、宮城県、福島県或いは遠く四国などからいわゆる「旅皮」が多量に入るようになった」と述べている（奥村，1969：106）。

ここまでのことを、産業史も参考にし、原料の供給と生産品の取引に関して整理すると、次のような4期になる。なお、原料量と製品紙の生産量の関係については、奥村が『深山紙』に記しているものを用いた。それは楮の原木1貫目から1帖、黒皮150匁から1帖で

#### 第4章 深山和紙（山形県西置賜郡白鷹町の紙漉き）

ある（奥村，1969：130）となっているが、上で引用した今家の記録の部分では、奥村は黒皮1貫目から7帖としている（奥村，1969：106）。この2とおりの換算のうち、ここでは後者の比率を用いて黒皮の量を楮原木量および製品としての紙の量に換算した。また、全体的な傾向を見るために、奥村の記した昭和9年の今惣右エ門家の記録を参照した。

##### 第1期 明治初期から大正12年頃（国鉄長井線開通以前）まで

###### 原料の調達

自家生産 約20%

地元周辺からの原木調達 約80%

###### 生産品の取引

原料の代価支払い紙 約40%

原料の原木1貫目で紙が1帖生産できる。原木2貫目に付き紙1帖で支払い。

販売できる紙 約60%

この期の始まりは、おそらく近世まで遡ることができると推測される。産業史で記したように、近世初期においては、深山の紙は米沢藩の買い上げる紙などを漉くことが主であった。その原料の楮は、深山で栽培されるものだけでなく、近隣の村々からも供給されていたと考えるが、その楮の代金はどのように支払われていたかは不明である。また、庶民階級の住宅に障子が普及する以前に、この地方ではどのような紙の需要があったのかは不明であり、需要に関わる史料も見出すことができない。奥村は、楮の原木と紙の物々交換について、「昔から受け継がれている」と記しているが、その「昔」とはいつのことか明示していない（奥村，1969：102）。

管見する限りでは、近世については原料の移動がどのようになされていたか、また、生産品の取引はどのようになされていたかを明確に指摘できる史料は発見できなかった。そこで、ここでは史料的に裏付けることができる明治初期からとした。

## 第2期 大正12年頃から昭和初期（原木と代価の紙の比率改定期）まで

## 原料の調達

自家生産	約20%以下 <sup>199</sup>
地元周辺からの原木調達	約40%
他地区からの黒皮購入（原木換算）	約40%

## 生産品の取引

原料の代価支払い紙	約20%
原木2貫目に付き紙1帖で支払い。	
販売できる紙	約80%

## 第3期 昭和初期（原木と代価の紙の比率改定期）から昭和40年代まで（戦争の時期

を除き、出稼ぎによる急激な紙漉き農家の減少期まで)

原料の調達<sup>200</sup>

自家生産	約20%以下
地元周辺からの原木調達	約40%
他地区からの黒皮購入（原木換算）	約40%

## 生産品の取引

原料の代価支払い紙	約16%
原木2貫500匁目に付き紙1帖で支払い。	
販売できる紙	約84%

## 第4期 昭和50（1975）年から現在まで

## 長岡雄一さんの場合

## 原料の調達

自家生産	100%
------	------

## 生産品の取引



#### 第4章 深山和紙（山形県西置賜郡白鷹町の紙漉き）

販売 100%

今利一郎さんの場合

原料の調達

自家生産、地元楮の購入、黒皮での購入 比率不明

生産品の取引

販売 100%

高橋恵さんの場合

原料の調達

地元楮の購入、黒皮での購入 比率不明

生産品の取引

販売 100%

以上4期に分けたが、生産品の取引に注目してさらに大きく分けると、第1期を前期、第2期と第3期を中期、第4期を後期の3期に分けることができる。また、この区分は前章で用いた活動システムとして生業システムを「管理・運営」の部門と「現場作業・肉体労働」の部門とに分けて得て考えたときに、この2つの部門はどの時期においても分化されず、紙漉き人が担うことになる。しかし、2つの部門のそのものの軽重、あるいは部門の中でも重視されていることが変化している時期を区分したものと重なる。

前期は生産品の40%近くが原料の代金として地元に戻元されていた時期である。販売にまわすことが可能で、現金化できるものは残り60%であり、労力などを考えると紙漉きで得られる実利はそれほど多くはない。紙漉きはそれほど率のよい生業とはいえないが、この地域では現金収入の方法少ないために選択された。

また、明治以降は白鷹町周辺で紙漉きを行っているのは、大正14年の統計によると近隣の長井まで含めても他には荒砥町に1軒あるだけであり(菊地, 1990: 99-100; 2008: 91)、市場的には深山の紙が寡占状態であり、深山の紙の流通範囲はそれほど広範囲ではなく、

白鷹町周辺に限られていると推測される。

しかし、そのために利益の変動幅は大きくなく、安定性がある生業となっていた。そのために紙漉き人は、生業の「管理・運営」部門の範疇に入る流通や販売のことをそれほど重視しなくてもよかったといえよう。

中期は販売できる紙が80%以上になった時期である。この時期になると紙漉きはどのように紙を販売するかということが問題となる。先に奥村が「此の時期には紙漉き農家戸数も急激に増加して六十戸をかぞえ、製紙量も三万帖に及び、紙漉きで財産を築き上げた家もあった。しかし、この反面零細な漉家もあり、彼等は楮の滓を安く買って年中ちり紙を漉いていたので収益も上らず苦しんだ」と記していることを示した(本章第2節第3項)。このようなことを生み出したものとして、たとえば原料の楮を生産できる土地の保有や「旅皮」の購入資金などの資本の問題と考えることができる。しかし、それだけでなく流通や販売のことを考慮に入れて紙を生産するという「管理・運営」部門の働き方の問題としても考えることができる。たとえ、基礎資本はなくとも、資金繰りまで含めて「管理・運営部門」をうまく働かせることでできれば、奥村のいう「財産を築き上げた家」となることができた時期といえよう。

このあたりの市場がどの程度拡大していたのかは不明であるが、菊地によると、昭和3年には山形県内に手漉き和紙生産工数は326戸あり、深山以外にも、山形市、村山地区、最上地区、庄内地区にそれぞれ存在している(菊地, 1990: 87; 2008: 89)。一方、大正14年の統計にみられた米沢市周辺や東置賜の町村はみられなくなっており、前期よりも市場は拡大していると考えられる。しかし、交通や運輸の充実により、他の地域の製品の流入も考えられることから、市場の競争は次第に激しくなっていたと考えられる。

昭和35(1960)年にレーヨンの障子紙が発売され、短期間で全国に普及した。多くの和紙産地がそのことによって衰退した(和紙の手帖刊行委員会編, 2002: 79)。深山和紙も安価な紙との価格競争になった。

後期は生産品を100%販売にまわす時代である。したがって、ここでは完全に市場を考

慮して生産が「管理・運営」されなければならなくなった時期といえる。昭和40年代には冬期間の生業要素としてほとんど顧みられなくなり、数軒の紙漉きの家しか残らなくなったのは市場価格が割に合わないものになったからであった。しかし、昭和50年代に入ると、再度価格は持ち直し、やり方によっては出稼ぎを辞めても成り立つという状況になる。そのことは長岡さんによって語られたことである。また、今さんの話の中にはデパートでの展示会や民芸協会への加入が語られていた。今さんは外で販売するよりも、このような活動を通して直接販売する道を選択していた。高橋さんの場合は、先に述べたように、地域の小学校の卒業証書や大学の学位記、便箋や封筒、名刺の用紙、和紙人形の用紙など、さまざまな用途の紙を漉くことを行っている。おそらく他の産地においてもこの状況は同じであると推測される。しかも、現在はさまざまな情報が素早く広まる社会である。したがって和紙の市場も全国的な拡がりを持つようになっている。漉き手は、市場でどのような紙を求めているのかということ把握し、生産を行うということが課題になっている。

以上のように、農業の冬期間の生業要素として一貫して継続していたようにみえる深山和紙であるが、まったく同じ姿で継続されてきたのではなく、生業システムとしては微妙に変容していることがわかるのである。

#### 第3項 工程から見る作業の特色

本論文の技術誌では、深山和紙の工程を、楮の栽培と粘材の採取工程と紙漉きの工程の2つに大別した。そしてそれが深山和紙の工程の特色であるとした。それは同時に作業において2つの特色となって現れる。

その第1は、家族を越えた共同の作業（「結い」の作業）と家族内の作業とに分けられることである。その第2は、男が主になる作業と女が主としてする作業に分けられることである。この項では、この2つの特色が生業にどのような影響を与えたかを考察する。

共同作業は「楮まるき」、「楮ふかし」と「楮はぎ」の工程で行われている。「産業史」や

「生活史」で示したように、これはかつて「結い」で行われてきた。この共同作業は単に作業を行うだけの場ではない。作業に際しては多くの日常的出来事が「おしゃべり」として行われる。また合間には食事など飲食を共にする機会が付属する。時には見学者や取材者もそれに引き込まれる。そのような「おしゃべり」や「飲食を共にする」ことは、集落共同体の形成、維持に大きく関わるものであると考える。

また、実際に3年間にわたり参与観察していると、それぞれの経験知や技術知あるいは肉体的条件によって、それに見合った作業が割り当てられていることにも気がつく。それぞれの作業のリーダーによっては仕事が割り振られたりもするが、長年作業に参加している人は、自然に自分の仕事を見つけて作業に入っていくことが多い。新参加者は、仕事を割り振られることによってようやく作業をすることができる。作業が割り振られることにより共同体の一員になるという感じである。

共同作業は、1つは労働力を充足するために存在した。また、それは地域共同体の存在を確認するものであったし、作業を通して新たな成員を地域共同体に迎えるものでもあった。この2つの意義が共同作業にあったことを提示しておく。

次に、紙漉きの男の作業について述べると、それはほとんどが力仕事である。楮を刈り取ること、楮を刻むこと、共同作業の「楮まるき」、「楮ふかし」など、原料の黒皮なるまでのほとんどの作業が力仕事である。また、粘材の「これ」の採取にしても、男手がなければ不可能な作業である。「深山の女の冬仕事は紙漉き」といわれたが、それは女だけの仕事ではなく、男の仕事が絶対に必要な生業であった。

昭和40(1965)年頃から深山では出稼ぎが盛んになる。白鷹町の他の地区はすでに出稼ぎの最盛期になっていて、深山は紙漉きができて、冬場の収入があったから出稼ぎが遅れたともいわれる。出稼ぎの拡大は紙漉きの衰退と歩調を同じくする。その連動はこの項で取り上げた作業の2つの特色に関わる。

まず、共同作業ができなくなる。「結い」は労働力を受け入れるということと、「結い返し」という労働力の供給が1組のものである。それが出稼ぎという季節労働のために不可

能になってくる。

出稼ぎは、同時に男仕事も不可能にする。漉く作業だけなら女の手でおこなうことができる。しかし、よそから楮の皮を購入しておこなうほど利益の上がるものではない。男女両方の作業が必要であったことが、かえって和紙を漉くという生業を急激に減少させた要因となった。これは白鷹紬の場合とは対象的な事象である。

さらに、深山で紙漉きが減少し、共同作業がなくなった時期は、各地で集落共同体意識の希薄化が進行したといわれるようになった時期と重なる。この連動性は、現在おこなわれている共同作業形態が、集落共同体意識の育成、強化する働きをしているのではないかという視点を提示する。生業という観点からだけでなく、地域作りから深山和紙を見直すことが可能となると考える。

以上のことが作業を分析することで提示できたことである。

#### 第4項 手仕事の持続性

現在では、和紙にも機械化が導入され、機械漉きの和紙も生まれている。深山では、明治44（1911）年の講習会と先進地の静岡視察を経て、工場を建てて紙の生産を行ったが成功しなかったことを産業史で示した。深山で組織的な紙の生産を試みたのはその一度だけであるが、それは手漉きの工場であった。したがって、深山には機械漉きの和紙は導入されなかったことがない。

一方で、身の回りにある紙はパルプを用いた「洋紙」だけでなく、和紙といわれるものでも機械漉きのものが多くなった。『和紙の手帖』によると、機械で漉くことができないとされていた楮の繊維も、機械漉きが可能になり、手漉き和紙に非常によく似た紙が作られるようになったという（和紙の手帖刊行委員会編，2002：7）<sup>201</sup>。

機械漉きの和紙が普及しているのに、手漉きの和紙という手仕事が現在もなお生業として継続されているのはなぜか。柳橋は、従来の和紙の用途を3つに分けている。第1は庶

民の日常生活用の和紙である。それは、障子紙や、傘紙、提灯（ちょうちん）紙などであった。また、襖紙、奉書、檀紙もここに入れられる。第2は工業用途の紙である。これは謄写版原紙（とうしゃばんげんし）用紙、タイプライター原紙用紙、図引紙などである。第3は伝統的産業用紙である。これは箔打紙（はくうちがみ）、箔合紙（はくあいし）、表具用紙などがある。その現状は、第1の日常生活の用紙のうち、傘紙や提灯紙は生活様式が変わったためにほとんど滅びた。また、障子紙は機械漉き和紙に販路を奪われ、高級障子紙が例外的に残っているだけである。第2の工業用途の紙は、もともと限られた産地でしか漉かれていないもので、多くは昭和40年代に廃業している。第3は特別な用途であり、特別な産地で漉かれ、特別の流通機構を通るため知名度は低く生産量は少ないが今も残っている。また、戦後になって、新しくおこった手漉き和紙の用途は、大衆的なものと中国からの紙の輸入が一時途絶したために生まれた画仙紙とがある。前者は、和紙の貼り絵、和紙の花などに使われることから始まったとしている。それはやがて機械漉きの和紙に販路を奪われることになる。後者は、中国の紙の垂流として生まれたが、稲わら、竹パルプ、三桎（みつまた）の古紙などを原料として、粘材を使い、従来の道具と和紙を漉く技法で作られている。現在、限られた産地で漉かれている。さらに、近年になって、多くの手漉き和紙産地で漉かれるようになったのは、日本画用、水墨画用、木版や金属版の版面用などの画材用紙である。また、全国各地で紙布織<sup>202</sup>（しふおり）を試みる人が現れ、この背景には、紬織が拡がり、織る技と植物染めが普及してきたことがあり、貼り絵が和紙の特性である強さと美しさのうち、とかく美しさに傾きがちであったのに対し、紙布織はより和紙の特質を深く追求しているという（柳橋、1992: 143）。

柳橋のまとめたことは、手漉き和紙のこれまでの生産史を概括している。深山和紙の生産史から、漉かれていた紙の種類の変遷をみると、深山では近世には1. 上り紙（江戸へ送った紙）、2. 帳紙（台帳用の紙）、3. 小菊（懐紙の類）、4. 大津軽、5. 小津軽（半紙）、6. 中折・薄手中折、7. 鼻紙・粕紙、8. 大方（実用紙）、9. 紅花袋用厚紙の9種類の紙が漉かれていた（本章第2節第2項）。それが明治初年からは美濃判の2倍の大きさの桁で

漉くようになり、「深山和紙は美濃判」ということばが定着する（本章第2節第3項）。また、現在の深山和紙センターでは名刺や便箋用の紙から卒業証書や学位記の紙まで、多種多様な紙が漉かれている（本章第4節第4項）。

近世の深山の紙は、多くは藩の要求によって漉かれ、紅花や青芋の荷造りの紙という産業用の紙、また、藩の役所での帳簿や書類用の紙をとという武士社会での日常用の紙が中心である。また奥村は、明治初期からの美濃判の2倍の大きさの紙は、障子紙としての用途に便利のように変えたと推測しているが、日常生活に用いる紙への特化した生産を志向するものであった。したがって、それは大正の末から昭和初期の深山紙の最盛期に繋がるし、戦中の一時期を除き、昭和30年代まで一定程度の紙漉きの家が継続される理由ともなっている。また、生活改善運動により、障子紙の需要が減少すると共に、深山での紙漉きの衰退が始まることにも連動している。深山和紙に機械化を導入する機会としては、この障子紙を中心に行っている期の後半であったと考えられるが、資本や組織化、あるいは工房化の問題などがあって機械化ができなかったということであろう。

現在の手漉き和紙は、柳橋が指摘しているように、機械漉きの和紙にない魅力を求める需要によっている。今さんの話にあった瀬川康男さんの版画集の紙として求められたことは、その一つであろう。和紙市場の問題として考えると、手漉きの和紙は機械漉きの和紙と競争するのではなく、その隙間を埋めるものとして市場価値を持っている。それは、たとえば「高級障子紙」や「壁紙」などの生活に使う紙としての用途であったり、画仙紙、日本画用紙、あるいは箔打紙や紙布織のための紙などの工芸用紙、あるいは貼り絵などの趣味の用途の紙であったりする。その用途のために手漉きという手仕事が継続されたのである。その流れの中に深山和紙もあるということになる。

もう1つ、手漉き和紙に多く用いられる「流し漉き」という技術に機械化になじまない要素があり、それが手漉きを継続させていると推測できる。その要素とは粘材の使用である。

本論文の技術誌では、粘材の「これ」働きを詳述した。その働きは、第1は紙の原料と



なる繊維を均一に分散させる働きであり、第2は積み重ねた紙を剥離しやすくする働きであった。また、久米は、温度が上がると粘度が落ちること、つまり粘材の働きが悪くなるが、トロロアオイよりもノリウツギの方が温度の影響を受けにくいことを記していた（本章第3節第2項）。このことを生活史では、長岡さんは、午前10時ごろに水温が高くなって漉きにくくなると語っている。今さんも温度が高くなると「にれけ」がなくなると話している。漉き舟の水温を調節するものとして、近年は冷却装置を設置するところも出てきた。深山和紙センターにも国体の賞状の紙を漉くために冷却装置がつけられている。それでも高橋さんは「にれ」の具合は冬分がいいといていた。このように、粘材の効き具合には、季節はもちろんであるが、1日の中の微妙な温度差さえも影響を与え、漉き手にとっては紙の漉きやすさ、漉きにくさとして現れるものである。

このように、粘材の性質は機械化しにくい要因となっている。そのことが経営としては手漉きを継続させる1つの要因として働いているのである。

## 第5項 まとめ

深山和紙の生産は、集落に存在する水や周辺の山地に生育するノリウツギの利用を基盤としている。また、近世には、米沢藩の保護下で原料の楮の供給あるいは漉いた紙の流通など、比較的小さな地域で完結する形を基盤にして発展してきたものである。

それが明治維新の近代化という大きな社会変動の流れにさらされ、さらに現代にいたるまで各種産業の工場化や機械化、あるいは高度経済成長などによる生活の変化という社会文化的環境変動のなかで、形態的にはそれほど変化せず、従来の姿のまま継続されてきたように見える。しかし、詳細に検討すると、いくつかの変化がみられる。

目に見えるものとしては、生産品の変更がある。深山では明治維新以降、それまでの他品種の紙を漉くことをやめ、需要の多い障子紙に使える美濃判の和紙漉きに特化していった。それは、やがて実を結び、昭和初期の集落全体が紙漉きを行うような最盛期を迎える。

また、それは戦後期にも紙漉きの再興の大きな要因ともなり、高度経済成長期に東北全体に広がった冬季間の出稼ぎを遅らせる要因ともなる。

しかし、それはまたその後の障子紙の需要の減退によって、大きな打撃を受けることともなる。昭和40（1965）年から昭和50（1975）年の10年間で、深山の紙漉きは30数軒からわずか3人の漉き手にまで衰退する。

それでも消滅しなかったのは、極めて少数の担い手になりながらも、紙漉きという生業の経営の見通しを立てながら継続してきた人たちの存在であり、また、他の地区に人でありながら深山で紙が漉きたいという後継者が存在したこと、そして無形文化財としての紙漉きを継続させる道を行政と一緒に考えて、深山和紙センターの運営や楮の栽培を地区の活動として行ってきた深山地区民の存在である。

現在では、かつての冬期間の生業要素一つという姿は深山地区では消滅している。しかし、そうやって手漉きの紙漉きが継続されている。

この間の変容を、生産者の生業システムから眺めてみると、生業の「現場作業・肉体労働」についてはほとんど変わらない形で継続されている。つまり技法や技術は変更されてはいない。変化がみられるのは「管理・運営」に関わることである。具体的には、もっとも変化したのは、原料の仕入れと製品の販売の形態である。このことについては本節の第2項で詳述したが、この変化は原料の代価の支払いが物々交換によっていたという事情に大きな影響を受けていた。原料を地域周辺から原木で仕入れることの比率が、販売できる紙の比率を規定していた。遠隔地から原料の楮の皮を仕入れることが可能になることにより、販売できる紙の比率が高まる。それは紙漉きの安定性を低下させた代わりに、紙漉きによって得られる利益を拡大した。紙漉き人には経営手腕が求められることとなる。現在は、地元産の原木を含め、100%の原料を紙漉き人が購入することになった。先に述べたように、深山という小さな集落の中の紙漉きであっても、和紙市場の流れの中にある。だから、深山和紙の継続は、経営の問題として、どのような紙生産し、それをどのようにして販売してゆくかという、商品経済下での経営の問題であるといえよう。

また、手漉きの和紙というものが、技法の上でも機械化になじまないものであることも本節で考察したことである。したがって、手漉きのままに生業として継続して行くためには上で述べた経営の問題は極めて重要な課題となる。

一方、深山和紙の生産には共同作業が欠かせないものであることを本章では示した。それは「結い」という形態で継続されてきたものであったが、現在は「結い」は解体され、地域住民による地域作りの一環としての作業に変化している。

これを労働力という観点で見ただけでは、その意義の一部を見落とすことになる。それを本節では具体的に指摘した。そこで提起したように、地域作りあるいは地域共同体の意識形成や育成という観点でみると、かつての「結い」が担っていた地域共同体に果たしていた役割がみえてくる。じつはこのような社会システムからみる視点<sup>203</sup>が、将来の深山和紙にとってはもっとも重要な視点となる。

深山の紙漉きのさまざまな作業をしている中で、「親たちがしてきたことだから」ということばをさまざまな場面で聞く。「今は機械があるから楽だけれども、昔は手だから大変だったろう」ということもよく聞く。作業をしながら深山の人たちは親や祖父母たちのしていたことを追体験している。

深山和紙を漉くという生業をとおして、そのような地域共同体の再生が図れるのではないかと提示してまとめとする。

<sup>198</sup> 菊地は、大正14(1925)年には荒砥町に1戸の和紙製造があり、3人で400円の和紙を漉いていたことを「山形県統計書」を基にして記している(菊地, 1990: 99-100; 2008: 91)。504貫目の楮の原木から生産される紙は504帖と概算できる。奥村が引用している今家の昭和9年の記録によると、1帖は16銭ぐらいになる。それで概算してみると、80円余りになるため、荒砥で生産された楮原木をすべて使っても不足である。したがって、荒砥の楮原木は地元生産者のためと考えても不都合はない。

<sup>199</sup> 20%というのは紙の生産量が同じであるとしたときであり、奥村が記しているように製紙業が発展して、原料が足りなくなったために「旅皮」を購入するようになったというのであればさらに比率は低下する。それを見込んで「20%以下」とした。

<sup>200</sup> この比率は前期と変わりのないものとして算出したが、実際には地元や地元周辺からの楮原木はかなり変動していると思われる。とりわけ戦時統制中は、原木と紙の交換が金銭精算となったため、原木生産者が供給を渋るようになったと奥村が記しており(奥村, 1969: 109)、地元周辺原木の比率は相当低下していると考えられる。

<sup>201</sup> 柳橋眞は、機械漉きの工場で、自ら最高級の楮を使い効率を度外視して、出来る限り手漉きの原料液の動きに近づけて漉いてみた経験があるという。その結果できあがった和紙は、「もともと機械漉き和紙の主人は、みな手漉きの和紙の職人で、技量があつて、頭脳が優秀で、経営の才能があり、先に見える人がやっているのですから、「手漉きと変わりのない紙」を仕上げる事が出来ます。「純楮ですから、タイ楮を使ったような和紙とは違いますよ。手漉きの楮紙と変わらないでしょう」といわれると、その通りです。ただ、私が指でつまんでみますと、なんかふわっとしている。誇張して表現すると、ゴムみたいな弾力で、ふわっとしているわけです。だから、ああこれは楮の手足が伸びていない、楮の繊維は本来、身体を縮みこませているが、その手足を伸ばさせていないと感じとることができました。その楮紙は、最高級の機械漉きの技術でしょう。しかし、まさに紙一重の差で楮の繊維を伸ばしきっていない。手漉きでできることは、その紙一重の差で、楮の手足を広げさせる、その紙一重の差の技術がないならば、手漉きは機械漉きに技術の上で負けてしまうのです」と述べ、機械漉きの楮紙も手漉きの技術に迫っていることを示している（柳橋，1992：140）。

<sup>202</sup> 紙で作った衣類には、「紙衣（紙子）」（かみこ）と「紙布」（しふ）とがある。この違いは、「毛羽立ちを防ぐためにコンニャクの液などを塗った和紙をよく揉んで衣服に仕立てたものが紙衣（紙子）です。冬でも風を通さず暖かいこと、使い込むに従い身体になじむ柔軟さなどが特色で、東大寺二月堂のお水取りの僧が自ら揉み、仕立てて着ています。／和紙を細く裂き、よってつくる紙糸を織ったのが紙布です」というように区別されている（和紙の手帖刊行委員会編，2002：88）。ここで「紙布織」といっているのは後者である。また、奥村は『深山紙』のなかで、白鷹町での紙布織（「紙よこ機（紙はた）」）を紹介している。それによると明治20（1887）年代には経糸に木綿糸、絹糸、青苧糸などを用い、緯糸には深山和紙を使った織物があり、丈夫で保温もよく、水に対しても強かったので、風合羽（かぜがっぱ）やマントをはじめ布団、作業着を作るのに用いられていた。それが次第に廃れていたのを、鮎貝の土屋栄吉氏が、終戦直後の衣料不足を解消しようと考え、昭和21（1946）年に白石紙布の技術を導入し、復活を図ったという。これも一時的には行われるが、衣料材料が出回るようになるとともに、昭和25（1954）年頃には廃れてしまったことを記している（奥村，1969：111-113）。

<sup>203</sup> この「社会システム」ということについては東北芸術工科大学の田口洋美教授に多くの示唆をいただいた。

## まとめ（紙漉きからみた白鷹町深山地区）

文献史料によると、近世期、白鷹町地域では、深山地区以外に、箕和田、高岡、下山などで紙漉きが行われていた。文献史料によって、深山の紙漉きが確認できるのは、青木家文書の「寛拾九秋分萬金銀請取拂之帳」での寛文19（1642）年であり、俗に上杉鷹山の殖産政策に起源を求める説があるが、それには無理がある（本章第2節第2項）。それ以前の様子は不明であるため、起源を明確にすることはできない。しかし、紙漉きがこの地で始められたのは、紙は当時の庶民の生活の必需品ではないと考えられるため、社寺や為政者の必要に応じ、生産技術がこの地にも持ち込まれ、始められたのであろうと考えられる。

奥村幸雄は、紙漉きは山野に自生する野生の楮を原料にして始められたと推測しているが、紙漉きの行われていた集落は、何れも山地に近く、野生の楮を手に入れることは平地の集落よりも容易だったと考えられる。また、楮の栽培は畑や水田のような耕地ではなく、畦や耕地と山地の境目の斜面などを利用して行われていたようなので、栽培地の確保も比較的容易であったと考えられる。

さらに、紙漉きにはきれいな水が必要であるが、深山地区には黒沢川と実淵川という2つの河川が流れており、集落内もこの2つの河川に注ぎ込む沢の水が豊富に流れていて、水の確保という面では、他の集落よりも有利な条件に合ったといえよう。

また、白鷹町全域は積雪地帯であるので、冬の間は農耕作業は不可能である。したがって、冬季間は労働力に余裕のある時期となる。さらに、紙漉きはその粘材（ニレ）の効き目の関係で、低温期がもっとも生産に適した時期となる（本章第3節第3項、第4節）。

さらに、深山には中世期から観音寺があり、そこには巨大な一木造りの千手観音像が祀られ、一大宗教施設群を形成していたと推測される。観音寺は修験系の寺院であったと考えられるが、そこで行われる宗教的活動にも紙は必需品であったと考えられ、深山などで漉かれた紙が使われていたと推測される。また、荒砥の役所では青苧と紅花の集荷が行われ、その荷造りにも紙が使われていた。このように、深山、箕和田、高岡、下山の紙の需要地はすぐ近くにあったと推測される（本章第2節第2項）。

このように、原料生産地であること、また労働力の点、さらに自然条件、需要地の隣接ということが有利な立地条件となって、地域の人々が一体化した生業要素選択により紙漉きが定着したと考えられる。

明治維新後、産業史に記したように、箕和田、高岡、下山など大部分の地域では紙漉きをやめた。藩からの需要がなくなったためである。奥村幸雄は、さらに、養蚕が進んで楮畑が桑園に切り替えられたことも原因としてあげている（奥村，1969：101）。しかし、深山地区では紙漉きが継続される。このことについて、菊地和博は、政治体制の変化は、諸制度の変化のなかで、行政の必要とする諸帳簿用紙などの新たな需要を生んだのではないかとし、原料の楮がある程度確保でき、一定の技術と量産が可能な農家が生き延びることができたのではないかと推測していた（本論第4章第2節第3項）。

自然環境面からは深山地区は、先に述べたように、箕和田、高岡、下山などよりも、水資源に恵まれた土地である。しかし、それだけでは深山地区一帯に紙漉きが残っていることは説明がつかない。また、原料の楮栽培にしても近世の深山の状況は不明であり、原料確保上の有利さがあるともいえない。技術面について検討すると、深山は天保14（1843）年の文書からわかるように、御用紙への指定を願い出ているなど、地区内で唯一米沢藩主の御用紙に指定されていた箕和田地区と同様にすぐれていたと考えられるが、それだけでは十分な説明ができない。

この違いを説明することとして、深山では地区をあげて紙漉きを継続しようとする力が働いていたと仮定したい。たとえば、明治44（1911）年には、深山を会場にして西置賜郡主催の講習会が開催されている。この時期に深山ではまとまった紙漉きをする人たちがいたと推測される。また、以降についても、成功はしなかったが、工場化するなどが積極的におこなわれている（本論第4章第2節第3項）。さらに、紙漉きには、「楮ふかし」や「楮剥ぎ」のような「ゆい」の作業が存在する。多くの家が紙漉きをやめてしまい、数軒しか残らなくなってしまうと、このような集団作業は難しくなる。自家では紙漉きを行わなくなっても、何らかの形で共同作業が継続できる環境が必要だろう。箕和田、高岡、下山で



は、そのような環境が維持できにくくなっていたのではないだろうか、具体的な資料に乏しく、確定的なことはいえないが、菊地の指摘したことに補足することとして提示する。

さらに、箕和田、高岡、下山などで紙漉きをやめることができた背景には、同じ冬の仕事ということで機織りが関係しているのではないかと推測される。紙漉きをやめても、冬の仕事として、女性たちは機織りができた。とりわけ、身分制による絹織物の規制がなくなって、商品市場が拡大されたことは、機織りには有利な条件になったと考えられる。しかし、このことについても史料的にはそれを裏付けるものはなく、紙漉きをやめた人が機織りに転換できたというのは推測の域を出ない。

以上のように、自然条件や技術的条件の他に、集落の社会条件にも恵まれて深山での紙漉きが継続できたと考えられる。その他、集落の規模も関わるであろうし、街場との距離などの交通網にも関わることだと考えられるが、これについてはもう少し調査が必要であると考えられる。



## 第5章 金井神箒（山形県長井市金井神の箒作り）

### はじめに

山形県長井市金井神で作られる箒を金井神箒という。本章では、金井神集落に居住する人たちの生活を、箒を作るという生業の視点から記述した生活誌である。具体的には、次のような構成で記述した。具体的には、次のような構成とした。

第1節 金井神という土地（土地に関する記述）

第2節 金井神箒の産業史（生業の歴史に関する記述）

第3節 金井神箒の技術誌（生業の技術に関する記述）

第4節 従事者の生活史（生業に携わった、あるいは現に携わっている人々の生活史）

第5節 章末考察（考察とまとめ）

本章は、本論文の事例研究の一部をなすものであるが、このような構成とすることで、単独で完結した「生活誌」とすることを目的とした。またそれは同時に、長井市金井神という地域を、箒作りという生業の視点から見た地域研究とすることを試みたものでもある。

## 第1節 金井神という土地

### 第1項 位置、地形、季候など

山形県長井市金井神は、長井市街地の東部を流れる最上川東岸にある集落で、長井市中心部とは川を挟んで向かい合っている。

集落は、東は山で西部に流れる最上川との間の、南北は200mあまり、東西が100mあまり狭い平地に存在し、20世帯、200人あまりが住んでいる。詳細は次項で記すが、集落は、近世初期に上杉の移封にともない、越後から移住した人たちによって開かれた。現在の住民は、そのとき移住した人たちの子孫である竹田と土屋の2つの姓が大半を占めている。

金井神集落のある山形県長井市は、山形県の南部最上川の上流に広がる米沢の北部にある。市の東の縁を最上川が流れ、南部では置賜白川、北部では置賜野川と合流する。最上川の東岸は低い段丘を経て出羽丘陵につながり、西部は、浸食された最上川の段丘や置賜野川の扇状地で形成された平地を経て、朝日山塊に繋がっている。南は米沢盆地に開け、北部は盆地の北端の白鷹町に繋がっている。

市は東西の最大幅が約20km、南北が約23kmであるが、南東から北西に傾いた平行四辺形のような形をしている。市内平坦部の海拔は195mから228mほどであり、総面積は215.25km<sup>2</sup>、山林の面積は約24.5%となっている。隣接する市町村は、東は南陽市、西は小国町、南に飯豊町と川西町、北に白鷹町となっている（長井市史編纂委員会編、1985:3-4）。

市内の南部を山形県米沢市の米沢駅から新潟県村上市の坂町駅を結ぶ東日本旅客鉄道（JR 東日本）の鉄道路線の米坂線が東西に通っており、東西には山形県南陽市の赤湯駅から西置賜郡白鷹町の荒砥駅に至る山形鉄道が運営する鉄道路線の「フラワー長井線」が通っていて、米坂線とフラワー長井線は市内の今泉駅で接続している。南北には国道287号線が通っていて、南の川西町、米沢市と北の白鷹町を経て寒河江市と結んでいる。また287号線は、白鷹町で分岐し、国道348号線となって山形市に繋がっている。東西には国

道 113 号線が通り、東の南陽市を経て、宮城県白石市につながり、西は小国町を経て新潟県村上市に繋がっている。

気候は、この地域全域が日本海岸の影響が濃い盆地型であり、内陸盆地特有の、1 日のなかでも寒暖の差が大きく、夏は高温多湿で気温 35 度を超える日がある。また、冬は、日本海からの季節風の影響で風雪の日が多く豪雪地帯となっている。長井市の年間の平均気温は 10.6℃、7 月、8 月の最高気温は 27℃を越え、平均降水量は 150 mm あまり、平均の最深積雪量は 108 mm ほどである<sup>204</sup>。

現在の人口は平成 27（2015）年の国勢調査によると、27,757 人、世帯数は 9,109 世帯となっている。長井市の中心部は、置賜白川と置賜野川に挟まれた最上川の西岸に拡がり、旧長井町であるが、南部を小出地区、北部が宮地区といい、かつてはそれぞれ小出村、宮村であり、金井神は旧小出村に所属していた。

## 第2項 長井と金井神の歴史

長井市西部の草岡地区長者屋敷からは、約 17,000 年前の石器が出土し、15,000 年前の生活の跡が残されている。また、長井市史によると、市内には西部の山麓を中心に 45 を越える縄文時代の考古遺跡が存在している（長井市史編纂委員会編，1984： 3-54）。従って、この地域には古くから人が住んでいたと考えられる。

以降、4 世紀末から 5 世紀には米沢盆地では南陽市に稲荷森古墳、米沢市には戸塚山古墳、川西町には天神森古墳などが作られており、その時代には権力者を中心とする社会組織がこの地にもあったことが推測できるが、長井市には目立った遺跡も残されていないために不明である（長井市史編纂委員会編，1984： 307-308）。

長井市周辺のことを記録に表れてくるのは、『日本書記』の持統天皇 3（689）年の記事であり、そこに「陸奥国優嗜曇郡（みちのくのくにうきたむぐん）」として出てくるのが最初であるとされている。また、『抄国郡部』では「於伊太三（おいたみ）」として出てく

る。『日本書紀』の記事の内容は、陸奥国優嗜曇郡に住んでいる中央の支配下にある蝦夷の豪族の子どもが、出家を願って出たので許可したというものであり、この地域が中央政府の支配下にすでに入っていたと推定される（長井市史編纂委員会編，1984：422）。

その後、和銅5（712）年には陸奥国から出羽国を分離し、置賜郡は出羽国に所属した。また、和銅7（714）年から養老3（719）年にかけて、尾張、上野、信濃、越後、越前などの国から1,400戸ほどを出羽国に移住させている。このような形で、長井市周辺も中央政府の開拓の対象となって移住民が入ってきた。また、この地に残されている古四王神社、白山神社、諏訪神社はこの時期に移ってきたのではないかと推測されている（長井市史編纂委員会編，1984：432-446）。

平安時代に入って10世紀頃に編纂された『和名類聚抄』には置賜郡に長井郷の名前が見える。これは現在の長井市と飯豊町の平坦地を指していると考えられる。また、『延喜式』主計帳によると、「出羽国の調庸は狭布、米、穀を出す」とあり、典薬式には上納品として「出羽国は、甘草五斤、羚羊角四十具の二種」とあるが、自然物としても農耕生産物としてもそれほど恵まれた土地ではなかったと推測される（長井市史編纂委員会編，1984：506-581）。

12世紀になると、置賜地区にも荘園が発達してくるが、置賜地方で大きなものは、11世紀後半に成立した成島荘（現在の米沢市周辺）と屋代荘（現在の高畠町周辺）であり、長井市周辺についての記録は見られない。この時代のことについては不明である（長井市史編纂委員会編，1984：641-644）。

源頼朝が平氏の残党を抑え、文治5（1189）年に大江広元が置賜郡の地頭に任命された。広元は次男の時広に置賜郡の地頭職を譲り、置賜郡一体がこの頃から「長井荘（ながいのしょう）」と呼ばれるようになった。また、大江時広はこれ以来長井氏を名乗るようになったという。しかし、地頭職の大江氏は鎌倉に邸宅を構え、米沢に別宅を置き、代官を派遣して治めたという説と、米沢に居館をもって治めていたという説があるが明確ではない。以降、長井氏は八代、約200年にわたり、長井荘地頭を勤めるが、この間の地方史料

は不足していて、不明な点が多い（長井市史編纂委員会編，1984：698-711）。

また、伝承によると、藤原安親が下長井庄のうち、白川以北の庄官となり、永久元（1113）年から大治元（1126）年ごろに、白鷹町の横越に館を築き支配した。その後、成宗の代の応永3（1396）年、鮎貝に城を築いて横越から移動し、以来鮎貝氏を称したという。長井も鮎貝氏の支配下にあったことになる（白鷹町史編纂委員会他編，1977a：231）。

天授6（1380）年＝康暦2年に伊達宗遠が伊達郡から長井荘へ攻め入った。一時的には撃退に成功するものの、伊達氏は置賜郡を奪い取ったという。この伊達氏の侵攻は足利政権の弱体化につけ込んだ領地拡大策であり、特に長井荘は、中央に広い米沢盆地が開け、伊達、信夫より地味がこえ、生産力では特にすぐれていたもので、伊達にとっては最初に手に入れたい地域だった。以降、在来の地頭に安堵状を与え、家臣に繰り入れる形で長井地方を領有することとなる。現在の長井市にあたる地域は有力な地頭がおらず、細分化した形で支配されていたようである。この期の史料は断片的に個々の安堵状が残っているが、まとまったものとしては残っていない。全体像がわかるものとしては、天文22（1553）年の「晴宗公采地下賜録」がある。それによると、現在の長井市中心部の宮（みや）は片倉老岐、小出（こいで）は多くが中野常陸介の所領となっている（長井市史編纂委員会編，1984：788-877）。

伊達氏は天正19（1591）年に岩出山に移封され、置賜は蒲生氏の領地となる。それも短い間で、蒲生氏は慶長3（1598）年に宇都宮に移封され、上杉氏の領地となる。関ヶ原の戦いを経て、江戸幕府が成立すると、豊臣側についた上杉家の領地は慶長6（1601）年に伊達、信夫、置賜の三郡に減封され、上杉氏の居城は米沢になり、以降、明治維新までこの地は上杉家の領地として継続する（長井市史編纂委員会編，1984：967-995）。

この時期の金井神集落については、長井市史に次のような記述がある。

金井神の竹田惣右衛門家に残っている『小出村旧記』に

一、慶長四年中、最上村山合戦の時、越後の国横沢村の四郎兵衛並びに淀村の小

左衛門、竹田村の次郎左衛門、惣右衛門、桑島村の久兵衛、小松村の仁右衛門、吉田村の仁左衛門、メ七人にて上杉様の御供致し当所を見立て開き、慶長三年佐藤村の門右衛門、仙台川崎の次郎右衛門の二人参り、同十年迄二千二百石に相開き申し候。 以上

但し役口 肝煎

一、米にて三拾俵 横沢四郎兵衛

右は此度小出村を相開き世話人之故を以て肝煎仰付けられ候。

とあり、八（七？）人が上杉氏の会津国替えの時下長井の小出村に移り住み、千二百石分の開発を進めたことがわかる。開発されて地域は四郎兵衛開・上下河原・海田・開などの最上川西岸の氾濫源と対岸の金井神・掃出などの山麓の平地である。融雪期や台風の時等の異常増水期になると最上川は必ず溢れるのでそれらの地域は開発されぬままになっていたものであろう。金井神・掃出の開発にあたったのが竹田総（惣？）右衛門、四郎兵衛開の開発は横沢四郎兵衛の手によるものである。「海田」はカイデンと読みおそらく「開田」と書けばわかりやすく、「開」（ヒラキ）と共にこれらの移住者によって開発された。こうして

横沢四郎兵衛・佐藤門右衛門は小出村肝煎に、竹田惣右衛門は欠代に、川崎次郎右衛門・小松仁右衛門・竹田次郎右衛門・桑島久兵衛が村役に、淀小左衛門が馬差村役小走となった。

又新町の井上市兵衛が新町二十六軒を取り上げて検断となったことは前述のとおりである（長井市史編纂委員会編，1984：993-995）。

箒作りの話を聞いた竹田惣一さんは、竹田惣右衛門の子孫である。この記述によると、金井神という集落は、それまで開発されていなかった最上川東岸地域を開発するために越後から移住させた農民によって、近世初期に開かれた集落ということになる。

つまり、上杉が会津に移封され、置賜地区が上杉の領地になった当時には、金井神のあ

たりは最上川の氾濫源として開発されずに残っていた。そこへ旧領の越後から竹田家の先祖が移住させられて集落を開いたのだろう。現在の金井神には、竹田姓の多いが、それはこの文書の示すことが理由になる。また、もう1つ多い土屋姓については文献からはわからない。しかし、現在の金井神の人たちが、農地を多く持っている長井市日ノ出町が古くは「掃出」という地名であり、金井神の人たちの先祖が開発したことが、この文書によって歴史的に裏付けられる。

金井神の開発にあたった人々の出身地である越後吉田村、竹田村、淀村等の村々は、現在のどの市町村にあたるのかは定かではない。調べてみると、吉田村は後に三条市の一部となる地区など何箇所かあったようである。淀村は不明である。竹田村は見つけることはできなかったが、北魚沼郡川口町に竹田という地区があり、江戸の初期には竹田村であった可能性もある。金井神に移り住んだ竹田氏は、もしかしたらそこからやってきたのかもしれない。確かなことはわからないが、金井神の集落の始まりを考える手がかりとなることである。

さらに金井神という地名について考えてみると、「金井神」は、鍛冶に関わりのある地名であることが柳田国男の『地名の研究』に述べられている（柳田，1998：539-542）。それを踏まえ、奥村幸雄は、金井神にある三宝荒神が竈と火の神であることから、旧暦四月九日には方々の鍛冶屋が参詣に来たことを記し、金井神という地名は、柳田の指摘するように金属の神から来ていることを示唆している（奥村，1977：44）。

金井神集落の東の山地には幾つかの鉱山が存在している。金を産出した長井市森鉱山は隣の集落にあるし、南陽市吉野の鉱山も山続きである。鉱山に関して、長井市金井神に触れた文献や伝承を見つけることはできなかったが、「金井神」という地名には金属の影が感じられる。また、三宝荒神には「荒神箒」といって、箒に関わる伝承も付属している。金井神の三宝荒神については、集落の歴史や金井神の箒作りとの関連で、詳しく調べる必要があるが、それは今後の課題である。

近世期には長井は、他領との境目が地域内でないこと、また御役屋のおかれた白鷹町荒



砥、鮎貝に極めて隣接していることから、政治や軍事の拠点とはならなかった。むしろ、最上川舟運を中心とする交通、運輸の拠点として、長井、白鷹地区の産物の集散地として栄え、中心地区の宮、小出地区は商業の町として賑わった。宮村には上米蔵や青芋蔵、小出村には、粃蔵や筒屋<sup>205</sup>などがおかれている（長井市史編纂委員会編，1982：17）。

明治維新後、廃藩置県により、置賜県を経て明治9（1876）年に山形県の一部となる。明治22（1889）年の町村制の施行により、それまでの宮村、小出村は合併して長井町となり、金井神集落は山形県西置賜郡長井町金井神となる。長井町は、昭和29（1954）年、長井村・豊田村・平野村・西根村・伊佐沢村と合併して長井市となった。

### 第3項 長井市の産業

長井市は、置賜盆地の北部ではあるが、平地の多い地域である。この節の第1項で記したように、山林面積は約24.5%程度であり、また北西部の山麓を除くと河川の扇状地が発達している地域であるため、水利には恵まれていた。

米沢藩が明和年間（18世紀後半）から実施した検地高が「上杉領村目録」として示されている。それによると、現在の長井市にあたる18ヶ村の水田比率は平均で、78.8%、五十川、森、伊佐沢の3ヶ村を除いて他は70%以上となり、同じ史料では、白鷹町に所属する村々の平均が44.2%と比べても、極めて水田比率の高い地域であることがわかる。また、平均で1町歩を超える耕地を所有することになり、主要な産業は農業、しかも稲作が主という地域である。

宮、小出村は人口に対して耕地面積の狭い村であるが、本節第2項に記したように、最上川舟運などを背景にした商業の町であり、集産地問屋を中心に、さまざまな商店などで栄えた町場の地域であった。

近代に入っては、中心部は商業資本を中心として、周辺町村で盛んに行われていた養蚕を背景として、織物や製糸の工場が作られた。この2つの工業は、長井を代表するものと

なり、製糸された生糸は、いわゆる「羽前エキストラ」と称されるブランドとなり、横浜から輸出された。また、織物は長井紬として現在まで継続しており、大正 10（1921）年には、118,332 反の織物を生産し、1,812,866 円<sup>206</sup>の生産高をあげた（川村，1975：278；長井市史編纂委員会編，1982：611-663）。

また、大正 3（1914）年には奥羽本線赤湯駅から長井までの鉄道が開通し、鉄道で各地方に結ばれた。さらに、大正 12（1923）年には白鷹町荒砥まで延伸される。貨物の輸送も鉄道によってできるようになった。また、昭和 4（1929）、5 年頃から、貨物自動車による輸送も行われるようになってきた。とくに繭の運送は、大部分が自動車の運送を使うようになっていった（長井市史編纂委員会編，1982：567-569）。

さらに、町の将来の反映を企画して、昭和 12（1937）年には、長井町は日本電興株式会社と工場誘致の契約を結んだ。日本電興株式会社は東京芝浦電気株式会社の傍系会社であり、すでに山形県西置賜郡小国町に日本電興小国製造所の建設に着手していた。先に開通していた鉄道の便があること、また、地方文化や物資の集散の中心地であることなどの有利な条件があること、工場用地 10 万坪（約 330,000 m<sup>2</sup>）を無償提供することなどを条件にして誘致したのである。そして、それは実を結び、昭和 16（1941）年 11 月に「マツダ支社長井工場」として電解コンデンサーの生産を開始した。以降、この会社は戦後の財閥解体により、昭和 25（1950）年には、東芝から分離独立し、「東京電気株式会社」と社名を変更し操業を続けた（長井市史編纂委員会編，1982：665-668）。また、この工場誘致は、関連する企業の創業を促し、高度経済成長期の昭和 40（1965）年から昭和 50（1975）年の 10 年間で、3 人以下の事業所を含め、総数で 188 社から 286 社へと 100 社以上の増加をみている（長井市史編纂委員会編，1982：1157）。

しかし、近年は、生産拠点の海外移動などの全国的な流れのなかで、長井市の工業も厳しい状況にある。長井市の統計をみると、平成 26（2014）年には 117 事業所、従事者数が 3,633 人、製造品出荷額が 4,70 億 6,801 万円となり、緩やかに減少している傾向がある<sup>207</sup>。

長井市中心部以外の地域は、農業を中心にしながら、中心部や郊外地域の工場への労働人口提供という役割を担ってきた。金井神の人たちも、農業を中心として生活をしてきた。養蚕と米作り、そして畑地では煙草の栽培なども行われていた。昭和30年代頃から苦味や香りを加えるホップの栽培がおこなわれた。それも、昭和60(1980)年代に入り、輸入ホップに押されて次第に栽培を辞めてしまう。ブドウ栽培は早くからおこなわれた。また、一時期はイチゴ栽培が盛んだった。「金井神イチゴ」という名前で地元によく知られた。最盛期には、業者が畑のすぐ側まで車を乗り付け、イチゴを買っていったという。これも、他産地のものが広く出回るようになると、立ちゆかなくなる。平成に入る頃にはイチゴの栽培も少なくなり、次第に農業を離れて、会社に勤める人が多くなっていった。

国勢調査結果から見ると、長井市の産業人口は、昭和45(1960)年には、第1次産業が37.2%、第2次産業が27.7%、第3次産業が35.0%であったのが、昭和50(1965)年には、第1次産業が28.9%、第2次産業が32.6%、第3次産業が38.5%となって、第2次産業とりわけ製造業が大きく伸びている。この傾向は、平成12(2000)年まで続くが、実質的な第2次産業従事者人口の増加は、平成2(1990)年までで、以降はわずかながら減少している。近年は長井市の産業全体が衰退化の傾向にあるといえよう。

長井市の人口も、昭和25(1950)年の37,429人を最高とし、以降人口減少を続けていたが、昭和45(1970)年から平成2(1990)年までは、32,000人台を継続し、ほぼ横ばいになるものの、以降はまた減少を始めている<sup>204</sup>。平成27(2015)年の国勢調査結果では、長井市の人口は27,757人、前回の平成22(2010)年の国勢調査時には29,473人であったので、1,716人の減少である。それが、先に述べた産業の衰退化と連動している。全国的な人口減少が引き起こす諸問題は、長井市にとっても大きな問題となっているのである。

<sup>204</sup> 山形気象台の過去の気象データによる。1981年から2010年の平均のデータである(<http://www.jma-net.go.jp/yamagata/> 2017.6.10 閲覧)。

<sup>205</sup> 米沢藩直営の漆(うるし)の実から木ロウを作る漆蠟製造所のこと。この時代は漆

蠟は米沢藩の専売品であった。長井には元禄3(1691)年におかれている(渡部, 1976: 89)。

<sup>206</sup> この金額は、前年に創立された山形県立長井中学校(現在の山形県立長井中学校)の創立建築費が、総額約217,000円、長井町の負担が約100,000円であるので、創立建築費の84%、長井町の負担額の1.8倍ほどになる(長井市史編纂委員会編, 1982: 242)。なお、山形県の統計によると、大正10年度の山形県の歳入総額は8,409,104円であり、長井紬の生産高の4.6倍である。

<sup>207</sup> 資料は山形県企画振興部「山形県の工業」による。

<sup>208</sup> (長井市史編纂委員会編, 1982: 1157) および各年度の国勢調査結果による。ただし、昭和25年のデータは『長井市史』の表によったが、これは長井市になる前であり、長井市に含まれる各地区を集計したものである。

## 第2節 金井神箒の産業史

### 第1項 前史

国語辞典によると、「箒（ほうき）」とは、「羽掃き」の意で、古く鳥の羽毛を用いたことからという。「はわき」の時代も」となっている（日本大辞典刊行会編，1975：397）。

民俗学事典では、次のように説明されている。

ごみやほこりなどを掃くための道具。旧来の民家における、床張り、土間、外庭の区分に従って、座敷箒、土間箒、庭箒など、いくつかの種類に分けてとらえられる。そのような用途の相異に応じて、座敷箒にはキビガラシュロなどの箒、土間には藁やホウキグサなどの箒、庭箒にはソダや竹などの箒というように、さまざまな材料による箒が使い分けられる。江戸時代後期の『守貞漫稿』に、「江戸には竹箒草箒をも担い売る、京阪には棕櫚<sup>しゅろ</sup>箒の他は担い売ること稀なり」とあるように、それぞれの生産や販売の方式も異なっている。掃除の道具としての箒は、ものを掃き出すのにも用いられるが、儀礼や俗信の上でも、赤子の魂を落ち着かせることができるとともに、長居の客を追い返すこともできると考えられた（福田他編，2000：525）。

ここで示されているように、箒にはいくつかの種類がある。そのうち、土間箒、庭箒は古くからあると思われるが、座敷箒は住居が土間ではなく、板張りになって始めて登場するものと考えられる。金井神の箒は「座敷箒」である。その起源、あるいは商品として流通するようになった起源など、箒の歴史についてまとめた記述はないものかと探索してみたが、発見することができなかった。先の国語辞典には、語の使用例としてもっとも古いと考えられる出典が示されている。「ははき」の場合は、『日本霊異記』の下巻第二十二であるとしている。その部分を示すと、「是に峙ちて前の路を視れば、多に数の人有りて、箒を以て路を掃く言はく」と記されている<sup>209</sup>。内容から判断すると、ここで使われている箒は「庭箒」と判断でき、座敷箒ではない。

古い絵巻物に描かれている「民俗事象」を、「絵引」という形でまとめたものに、『絵巻物による 日本常民生活絵引』（以下、『日本常民生活絵引』と記す）がある<sup>210</sup>。これには、道具や日用品の類も掲載されているので、そこから「箒」を探すと、11の場面が該当した<sup>211</sup>。その中で、座敷箒にあたるものは、5点あって、4巻の図版536、4巻の図版616、5巻の図版728、5巻の図版761、5巻の図版789である。その中でもっとも古い図版は、4巻の図版616で、延慶2（1309）年3月に左大臣西園寺公衡が、春日神社に奉納した『春日権現絵巻』のものである（渋澤他編，1984d：117）。この図の箒は、寺の座敷を掃除している稚児の持っているもので、「座敷箒」というには少し小型すぎるかもしれない。

次に古いものは、4巻の図版536が鎌倉末のものと思われる『絵師草紙』のもの（渋澤他編，1984d：62）、また5巻の図版728は鎌倉末ごろに完成した『法然上人絵伝』である（渋澤他編，1984e：3）。4巻の図版536は、明確に座敷箒とみえるので、1333年以前には座敷箒が存在したといえる。さらに注目したいのは、5巻の図版728である。この図の右端の折り烏帽子をかぶった男は、肩に担いだ棒の両端に桶のようなものをつけ、箒を肩に担いでいる。解説によると、この男は行商人であるという。それから判断すると、鎌倉末期には座敷箒が商品として流通していて、その商品を作る職人もいたといえる。したがって、『日本民俗大辞典』に引かれているように、江戸時代後期の『守貞漫稿』に箒の流通が描かれていることは首肯できることである。

金井神で箒が作られるようになったのは、江戸時代であるといわれている。詳細については、次項で記すが、この地方の住居の変遷とあわせて考えるべきことであろう。

## 第2項 金井神箒のはじまり

金井神箒の材料は「ホウキモロコシ」である。箒といっても様々な種類がある。そしてまた、全国で作られている箒の材料は様々である。「座敷箒」に限っても、その材料はシ

ユロや稲の穂（ミゴ）そしてハウキモロコシなどである。それぞれの地域で、様々ないきさつで、材料は異なっているようである。古くは、竹やミゴを使っており、北アフリカ原産のハウキモロコシが、材料として使われるようになったのは、江戸時代のことといわれる。現在ハウキモロコシを材料にしているところには、それをその土地にもたらした人がいる。金井神にもハウキモロコシをもたらされた由来が伝えられている。

今から二百年程前、米澤の商人が左澤方面に行商の帰途、日暮れの早い秋の夕方、金井神部落に立ち寄り、竹田幸之助さん宅にて一夜の宿を乞い、幸之助さんはこころよく招じ入れて、一泊させて頂きました。其の夜、よも山の話に花が咲いてたまたま箒の話が出ました。その頃の箒は「みご箒」で、「みごこで縄細工」でした。米澤には、箒専用の箒草があるから泊めてもらった御礼に来年の春『その「モロコシ種」を持ってきてあげる』といって帰って行きました。

翌年の春、米澤の商人は約束通り「モロコシ種」を持ってきてくれましたので、早速その種を播いて良い箒草を採って待つて居ると、その年の秋再び訪れた商人は箒作りを指導して下さいました。これが金井神箒の始まりとされて居ります

212。

『長井市史』では、「今から二百年程前」を安永の末ごろ（1780年ごろ）であるとしている。吉田義信は、この時代の住居について、長沼牛翁の『牛の涎』を引用して次のように記している。

成田村（現在長井市成田）の民家について、「家は掘立柱にて石上に柱を建てる家は一軒もなかりしに、五十年の内に家作立派になりて今文政二年に至りては掘立柱の家は一宇もなし」（牛の涎巻三十四）と記しているが、これは養蚕のために土間式から床上住居に変わったもので、藩の床板禁止令も「天井、板敷之儀先條御製禁



ニ候処、養蚕之ため格別の訳を以願出候ニおいては可相免候事」（文政九年五月式目）として実質的効力を持たなかった。養蚕という生活様式への変化が土間より床板へと居住形式を変えた点に注目しなければならない（吉田，1973：194）。

ここでは文政2（1819）年の成田村の様子、また文政9（1826）年の米沢藩の法令（式目）を例にして、養蚕のために住居環境が変化した事を示されている。

また、天保3（1832）年に書かれた『背曝』には「農家の者次第に増長し家作をいはゝ総板敷附書椽違棚天井承塵金鋪欄間韓紙障子まはら障子繁戸玄関櫺の板椽畳ハ六枚八枚裏双目莫塵」と記してあり（山形県編，1961：672）、農家にも畳が入っていることが記されている。

さらに『白鷹町史』には、『鮎貝古物語』を引用して、その記述が住居の変化を正しく捉えたものであるとして、次のように整理している。

たしかに以前の庶民の家屋建築は、柱の下部を土中に埋めたであろう（青木家文書）。次の段階には、胴突によって地固めをし礎石を据え、その上に柱を建てた。礎石の上に木材の台を敷き、その上に柱を建てる方法はさらに新しい技術であった。柱その他の角材は手斧削りであるが、当時すでに台<sup>かん</sup>鉋の使用が始まっていた。建坪は時代と共に広くなるのは当然であるが、養蚕業が普及し、盛んになったことが、さらに助長を加えたものに違いなく、家屋は住居であると共に、生産の場であった。床の多くが土間であったものが、板敷きになるものもその例であり、初め藩では、農家に板敷きを認めなかったものを、養蚕飼育の面から許すようになる（白鷹町史編纂委員会他編，1977a：870-871）。

『長井市史』のように、「今から二百年前程」を安永の末に比定することには疑問が残るが、この地域での養蚕が盛んになってきた文政ごろからは、住居の改善などを受

け、白鷹町を含む長井周辺の農家でも座敷箒の需要が高まってきたと推測できる。さらに、長井の中心地域である小出村や宮村は商人の町であるため、金井神で作る箒の市場は充分にあったと推定できる。

金井神に伝わる伝承はそのまま史実ではないだろうが、これらのこの地方の文献史料や状況から考えると、箒を作る技術と原料のホウキキビの栽培技術<sup>213</sup>は文化年間あたりには金井神に伝わっていたと推測できる。

### 第3項 金井神箒から「長井箒」へ

明治初期から昭和28(1953)年ごろまでの金井神箒については、多くはわかっていない。近世の後期に始められた箒作りは、それまでの箒はイネの穂の脱穀したもの(ミゴ)を材料にした「ミゴほうき」であったのを箒の原料草の「ホウキキビ」をつかうように改良したものである。また、その当初は箒を編むのには、糸を用いずにミゴで細縄を作り、それで編んでいたもので、もっぱら老人だけの仕事で、小出村や宮村に販売するだけのものではあった。編み縄を木綿糸に変え、さらに着色した木綿糸に変えるなどの改良が加えられたが、その時期については不明である(長井市史編纂委員会編, 1982b: 681)。

需要が拡大し始めたのは小学校の清掃用に金井神の箒が使われるようになってからである。次第に集落を上げての冬期間の季節的な生業になっていった。また、大正初期ごろまでは、ホウキグサの袋編みは1回であり、結い糸は黒木綿、大正9(1920)年ごろ土屋忠次郎という人が赤糸を試しに用いて結い上げたところ外見が非常に好評で、その後赤糸を用いるようになったと『長井市史』には記されている(長井市史編纂委員会編, 1982b: 681)。

明治政府が調査したものに、「明治七年府県物産表」がある。これは当時の3府60県のあらゆる生産物の生産高と価額を記した明治期最初の全国物産調査書とされるものであるが、後に『明治前期産業発達史資料』の第1集として刊行されている(藤原編, 1959)。

ここには、長井市の所属する置賜県の物産も記されている。箒は「藤竹葎器類附草藁細工」という項目に入ることになるが、置賜県の該当項目には、箒類の記載はない（藤原編，1959：488）。金井神の箒は統計に入れるほどのものではなかったのか、あるいは何らかの事情で統計に入れられなかったのかはわからない。しかし、山形県の部分をみると、「山形県 羽前国三郡 村山 置賜 最上」と記されていて、その「藤竹葎器類附草藁細工」の項目には、蜀黍箒 250 本と草箒 12,712 本という記載がある。置賜県が山形県に吸収されるのは、明治9（1876）年であるので、この物産表の調査年である明治7（1874）年には、明治4（1871）年から山形県に含まれた屋代郷と現在の南陽市中山以外の置賜地区（置賜郡）の大部分は「置賜県」のままである。山形県のところに記されている「羽前国三郡 村山 置賜 最上」の「置賜郡」は屋代郷と現在の南陽市中山と考えられ、金井神の箒はこの統計の「山形県」及び「置賜県」には含まれていないと考える。

さらに、農商務省農務局が大正14（1925）年に公表した「副業生産品ニ関スル調査」というものがある。この調査は「各地方廳ニ照會シ大正十二年ノ事實ニ付キ行ヒタルモノナリ」と記されていて、大正12（1923）年の副業生産品の調査である。また、この調査の副業生産品は、行政機関や道府県農会などの組織が品目を指定して補助金を交付または経費を計上して生産を奨励しているもの（甲）と、50,000 円以上の年額をあげている牛、場、繭、穀類を除いた生産品（乙）であって、すべてが記されているわけではない（農商務省農務局，1925）。

その山形県の部分の「農産関係品（甲）」の「藁工品」のところに「箒」があるが、主産地は、「南村山、東田川各郡」となっていて、西置賜郡、あるいは小出村などの金井神の箒に関わる地名は記されていない。

以上のように、管見したかぎりの統計資料からは、金井神の箒に関するものは発見できず、『長井市史』に記されている以上のことは不明である。この時期については史料の発掘なども含め課題となる時期である。

さて、長井町は、昭和6（1931）年に、町長の佐藤鶴吉が「冬期副業」として箒作りを

奨励し、講習会が開催された。受講者は長井町一円とし、40名の参加者、金井神地区の4人の作り手を指導者として行った。第2次世界大戦以後、昭和28(1953)年に、「当局の適切な指導助言によって」金井神箒という名称を「長井特産長井箒」と改称し、長井箒組合を設立することになった。組合員は15名である。(長井市史編纂委員会編, 1982b: 681)。

組合の設立については、昭和22(1947)年に工業協同組合法が公布施行され、昭和25(1950)年には、それが中小企業等協同組合法に改正されたことを受けた指導によるのであろう。また、従来の「金井神箒」を「長井特産長井箒」に変更したのは、「適切な指導助言」と記されているが、より広域に生産させようとしたことと、流通の上で「長井」という名称の方が有利であるためであろうと推測される。

ここでは、箒について2つの変更が行われている。1つ目は箒の柄を従来の木製から竹に変更したことである。第2は座敷用の箒を主に目方によって、「松竹梅」の3段階に統一し、松級は110匁(約413g)、竹級は100匁(375g)、梅級は90匁(338g)として、それぞれハウキグサの長短や袋編みの綴じ方などに基準を設けた(長井市史編纂委員会編, 1982b: 682)。ここで金井神の箒の規格が初めて決められる。

以後、組合として、箒の品質の改良、生産の普及、販売の促進のために、先進地視察、講習会、品評会や展示会を行っている。先進地の視察は、昭和30(1955)年に栃木県鹿沼市に2名を派遣し、ハウキグサの品種、栽培方法、加工の仕方などの指導を受けてきた。その後は毎年2名を派遣することとした(長井市史編纂委員会編, 1982b: 682)。

講習会は昭和31(1956)年2月20日から3月3日にかけて、長井市内の周辺地域6地区で行われ、86名が参加している。また、昭和37(1962)年には川西町玉庭地区で3日間開催している。品評会、展示会は昭和28年に第3回山形県農村工業副業品展示会に出品し入賞して以来、昭和30年から昭和39(1964)年まで、7回出品、開催している(長井市史編纂委員会編, 1982b: 682-683)。

昭和38(1963)年8月30日に、箒組合総会で規格の統一と、検査の実施を決定してい

る。決められたことは次のことである。

- (1) 箒の結糸を金線に改めること
- (2) 箒の両側面に金鋸を打ち、結止めに籐蔓を巻き、止金鋸を打つこと
- (3) 箒に松竹梅の級位を決めること
- (4) 箒の種類を座敷用、長柄箒、学校工場用、すす掃用とすること
- (5) 箒草の綴じ資材を統一すること
- (6) 箒の柄は全部竹材とすること
- (7) 製品の検査を実施すること、そのために組合員から二名を選出すること。合格品には「合格証」のレッテルを貼って販売すること

合格証は地色が赤で、「長井特産、長井箒、長井市箒組合、合格」と記されたものである。（長井市史編纂委員会編，1982b：683）。

手元に金井神の松木勝夫さんが平成20（2008）年に作った箒があるが、それには「長井特産、金井神箒、長井箒組合、合格」というシールが貼ってあり、箒の名称が金井神箒に変わっている。『長井市史』には、昭和56年の状況として「組合名称を元の金井神箒に復帰させる案が出ているという」と記されている（長井市史編纂委員会編，1982b：683）。変更時期については確認できないが、昭和56年以降のどこかで「長井箒」からへ変更され、元の名称の「金井神箒」にもどったのであろう。

#### 第4項 金井神箒の今

『長井市史』に書かれた「現状」は、昭和56（1981）年7月の様子で、組合員が15名になっている。年産は約6,000本、材料のホウキモロコシは組合員が栽培しているほか、不足分は鹿沼市から一括購入している。ホウキの販売先は、市内の小中学校、市立病院、

市役所などの他、一般家庭へととなっている（長井市史編纂委員会編，1982b：684）。

それが、平成14（2002）年に、土屋新一さんから話を聞いたときには、6軒になり、平成21（2009）年に土屋照一さん、松木勝夫さん、竹田惣一さんに話を聞いたときには、土屋新一さんはすでに故人になっていた。そして、箒作りをしている家は話を聞いた3軒だけになってしまっていた。

平成26（2014）年になって、松木勝夫さんが亡くなられた。84歳であった。平成28（2016）年に竹田さんと土屋さんの家に伺ったとき、お二人ともお元気であったが、箒作りはすでに辞めておられた<sup>214</sup>。したがって、現在は金井神集落での箒作りは途絶えてしまっている。

置賜地区では、他に箒を作る地区があつて、錦三郎は平成6（1994）年に南陽市砂塚では5、6人が箒作りをしていることを記している（錦，2007：608-609）。また、川西町大塚でもかつて箒作りが行われていたと聞いた。さらに白鷹町浅立や川西町時田、米沢市六郷でホウキキビが栽培されているのも見つけた。また、かつて金井神の人たちが箒作りを教えた地域でホウキを作っている人もいると聞く。そういう形で置賜の箒作りは続いているものもあるが、金井神の箒作りは休止状態であるというのが現状である。

<sup>209</sup> 引用は岩波書店の「日本古典文学体系」（遠藤他校注，1967：377）によったが、一部旧字体の漢字を改めた。

<sup>210</sup> 上福岡市立歴史民俗資料館（現在は「ふじみ野市立上福岡歴史民俗資料館」）の『第9回特別展示図録「箒の文化—序章—」』（1992）には、『絵巻物による 日本常民生活絵引』についての言及があり、4巻の図版518（庭箒 『親鸞上人絵伝』）などに箒の絵があることを指摘している。さらに4巻の図版616、5巻の図版728については、絵の概要を解説している（上福岡市立歴史民俗資料館編，1992：6）。

<sup>211</sup> 『新版 絵巻物による 日本常民生活絵引』の総索引による（渋澤他編，1984f：33）。索引に示された11の場面は、3巻の図版480、4巻の図版518、図版536、図版615、図版616、5巻の図版728、図版761、図版768、図版789、図版803、図版816である。

<sup>212</sup> 金井神箒組合のチラシに記載されていたもの。「長井市最古の特産 金井神箒の由来」と題されている。

<sup>213</sup> ホウキモロコシが日本に伝わったのは江戸末期か明治初期であるという伝承もあり、はっきりしない。このこと明らかにすることは重要なことと考えるが、本論文の主旨からはそれることであるので、後の課題とする。

<sup>214</sup> その後、平成29（2017）年になって、土屋照一さんは体調を崩され、9月1日に永眠なさった。筆者が話を聞いた方のうち、3人が故人となってしまった。

### 第3節 金井神箒の技術誌

#### 第1項 ホウキモロコシの栽培

最初に金井神箒の製造工程を記す。基にしたのは、『手わざの葉』（奥村幸雄 1977）と『山形県の諸職』（山形県教育委員会 1987）に記載されたこと及び土屋照一さん、松木勝夫さんなどに聞いたことである。

さて、金井神での箒作りは、材料であるホウキモロコシの栽培工程と、ホウキを作る工程の2つに分かれる。箒を作る人がホウキモロコシの栽培をする場合と息子がホウキモロコシを栽培し、父親が箒を作るという分業が成り立っている場合もある。それは決まりやしきたりによるものではなくて、それぞれの事情によるものである。この項では、材料であるホウキモロコシの栽培を記す。

#### 1 土作り

- (1) ホウキモロコシは酸性土壌を嫌うので石灰窒素を10aあたり100kg撒いておく。
- (2) 肥料として堆肥や油かすを入れる。
- (3) 試しに種を蒔いてみて緑色の芽が出れば肥料はよい。赤ければもっと肥料をいれる。
- (4) 肥料が多すぎると穂先が曲がるので注意する。

#### 2 種播き

- (1) ホウキモロコシは「ちゃぼ穂長」という品種である。
- (2) 前の年に植えたモロコシの一部を種用として刈らないで成熟させ、翌年の種に利用する。
- (3) 種にするものは9月に刈り取って保存する。
- (4) 現在は1、2升（1.8から3.6ℓ）、の種を取っておく。足りなかったら多く持っている人に分けてもらう。



- (5) 5月15日から20日あたりに種を蒔く。
- (6) 厚く（密度を濃く）播く人と薄く（密度を少なく）播く人がいるので、10aあたりどれぐらいの種が必要とはいえない。
- (7) 播いてから1週間ぐらいで芽が出る。

### 3 間引き

- (1) 芽が成長して10cmぐらいになったら間引く。
- (2) 雑草が生えないように草取りをする。
- (3) 20cmぐらいに成長したとき2回目の間引きをする。
- (4) あとは草取りをするぐらいの管理ですむ。

### 4 刈り取り

- (1) 8月上旬に穂が出始める。
- (2) 花が咲いて実がなったら刈り取りをする。
- (3) 昔は実が黒く熟れてから刈り取ったが、穂先が柔軟でなく、硬くて良い籬ができないので、いまは熟さないうちに刈り取る。
- (4) 刈り取るのは、穂と葉のついた茎で、茎の1枚目の葉と2枚目の葉の間で切り取る。この刈り取った部分を「ホウキグサ（籬草）」と呼んでいる<sup>215</sup>。切るのには鋏を使う。
- (5) 以前は根本から刈り取って、二番ほけ（2度目の芽吹き）を出して10月ごろ刈り取った。
- (6) ある程度のホウキグサを、残した葉で一つに束ねる。

### 5 脱穀と乾燥

- (1) 刈り取ったホウキグサの穂についた実を脱穀して、脱穀の終わったホウキグサを乾燥する。
- (2) 以前は湯通しして乾燥させた（これを「湯ぐれ」といった）。早く乾燥する。また、色が白くなる。

## 第5章 金井神箒（山形県長井市金井神の箒作り）

- (3) 現在は、緑色の残った方が人気が高いので陰干しする。
- (4) 脱穀後すぐに乾燥しないと色が黒くなる。黒になると商品価値が下がる。
- (5) ハカマにする葉柄は、乾燥するとき穂からはずし、穂の部分とは別にしておく。
- (6) 乾燥期間は、現在は3日間ぐらい。
- (7) 乾燥したホウキグサは、小屋の天井裏に挙げて保存しておく。

平成19（2007）年度の栽培記録が資料としてあったので転載する。

6月7日	畑耕耘	
6月8日	化成肥料 20 kg	
6月11日	種まき	1日目
6月15日	発芽	2日目
6月18日	3 cmぐらいになる	8日目
6月25日	間引き1回目、草むしり	15日目
6月28日	草むしり	18日目
7月3日	間引き2回目 草むしり	23日目
7月6日	20 cmぐらいになる 尿素を入れる	26日目
7月31日	大きいもので150 cmぐらいになる 草むしり	51日目
8月6日	5本ぐらい穂が出たものがある	57日目
8月17日	ほとんどのものから穂がでた	68日目
8月21日	収穫100本ぐらい 脱穀し天日干し	72日目
9月4日	皮むき	86日目
9月6日	収穫 100本ぐらい 脱穀し天日干し	88日目
9月25日	収穫 50本ぐらい 脱穀し天日干し	107日目

(平成19年10月5日 社団法人長井・西置賜地域シルバー人材センター互助  
事業仮称「金井神箒愛好会」設立に向けての説明・打合会会議資料から転載)

山形県教育委員会の調査報告書によると、ホウキモロコシ(ホウキグサ)の収量は1反(10a)あたり25貫目(約94kg)から30貫目(約113kg)であり、箒にすると10,000本分ぐらいになるという(山形県教育委員会編, 1987: 121)。実際の収量がどれぐらいであったのかは記録にはないが、上の調査報告には、昭和20年代から昭和40年代の金井神での箒生産が10,000本という記載もあるので、上の「10,000本分」というのは反収ではなく栽培面積が1町5反(約1.5ha)であり、その全収量と考えられる。

## 第2項 ホウキを編む

用意したホウキモロコシで、ホウキを編む工程である。

材料 乾燥したホウキモロコシの穂、柄にする竹または杉の棒、ビニール紐、金線、籐蔓(とうづる)、金鉾(かねびょう)

道具 木槌(きづち)、金槌(かなづち)、鋏(はさみ)、小刀、おさえ木、針

### 1 草分け

- (1) 箒草を長いものと短いものとに分ける。長いものは約60cm、短いものは約50cmである。
- (2) 長いものは心草(しんぐさ)に短いものは化粧草に使う。
- (3) 穂先の細い枝(よろ毛)をとってきれいにする。

### 2 心(しん)作り

- (1) 穂先の長い心草を14、5本束ね、その上に化粧草という穂先の短い良質の草10本をまわりにあて、穂先から約40cmのところを金線でしばる。

- (2) 化粧草は茎の部分を、木槌で軽くたたき、軟らかくして使う。
- (3) 箒の前部分（ハナ）にする束ねた草に、ホウキモロコシの葉柄（ハカマ）をあてて折り返し、金線ではばる。
- (4) ハカマは折り返すので、始めは草の表面を表にし、穂先の方を長くしてはばる。
- (5) ハカマは一晚ぐらい水に浸して軟らかくして使う。
- (6) ハナの部分にあてるハカマは四枚である。

### 3 箒の本体編み

- (1) 心（しん）になる箒草のハナとは反対側に、一握りずつ化粧草を加え、その両側に1本ずつハカマをあてて折り返し、金線で編んでいく。
- (2) 片側で9枚ずつハカマを次々に加え、尻（箒になったときの後ろの部分）にはハカマを3枚あてるのを標準とする。
- (3) 金線で編むのはハナで、6cmぐらいのところまでである。
- (4) 箒草を金線で締める時のしめ具合で、固い箒とグズグズしてしまらない箒との差が出る。
- (5) 木槌で編目を両面からたたいて平たく整形する。

### 4 化粧編み

- (1) 元が細くなるように中心の箒草をそぎとり、1cmおきに4か所を金線で3回まわしてしめる。
- (2) 2本目と3本目の金線の間は、色ビニール紐で模様編みをする。

### 5 柄差し

- (1) 木の柄の先の尖った方を箒草の中心にさしこみ、木槌でたたいて、しっかり挿入する。
- (2) 柄は、持って構えたときに、手前側に傾くように斜めに挿す。
- (3) 挿入した柄の上の、箒草の茎の部分を木槌でたたいて、草を柄に密着させ、

小刀で茎の元の方が薄くなるようにそぎ取る。

(4) 小刀で茎をそぐ時の加減が、形の良し悪しに影響する。

## 6 仕上げ編み

(1) ハカマの1枚おきに金線を通しながら、2寸(約6cm)ぐらい編んでゆく。

(2) 最後は余分のハカマを切り取り、籐蔓を4回まいて切り口をかくす。

(3) 化粧編み部分の真中で、両側から木の柄に達する程度の長さの釘をうち、抜けないようにし、釘の上を鋏でかくす。

(4) 金線で編んだ上を木槌でこすり、金線の凹凸をならす。

## 7 穂先の整形

(1) 箒草の穂先の心の部分を固定し、それ以外の部分を尻の方へひろげながら「おさえ木」でとめ、穂先から24、5cmのところにビニール紐を3回まき、木綿糸(現在はビニール糸)で1cmおきに縫う。

(2) 上の作業を元に向かって1.5cmおきに4回繰り返す、穂先の整形を行う。

## 8 仕上げ

(1) 穂先が平になるように鋏(はさみ)で余分な穂先をきりとり、穂先をそろえる。

(5) 灰ならし(火鉢などの灰を平らにならす金属の道具、先端がノコギリ状にぎざぎざである)のギザギザ部分を箒草にあてて、穂先の方に引き、穂先に残っている花の部分をこすりとり仕上げをする。

以上が「座敷箒」の工程である。学校用や工場用の場合は材料の量が少なくなったり、質が違ったりしているが概ね基本は同じである。

## 第3項 ホウキモロコシ

金井神の箒は、ホウキモロコシを材料とした座敷箒が主である。先に示したように、『日本民俗大辞典』では座敷箒にはキビガラやシュロなどが材料に使われることが示されていた（本章本節第1項）。また、金井神の箒の伝来伝承では、「その頃の箒は「みご箒」で、「みごこで縄細工」でした」と記され、ホウキモロコシがもたらされる前には、稲わらの穂の心である「ミゴ」を用いた箒であったことが記されていた（本章第2節第2項）。

このように、座敷箒は「シュロ」、「ミゴ」、「ホウキモロコシ」などが材料となっている。このように座敷箒にはいくつかの材料が使われている。そのうち、「ホウキグサ」、「ホウキモロコシ」、「赤モロコシ」の3種については、全国で地元名を含め混同して使用されているために、わかりにくくなっている。

第1の「ホウキグサ」はアカザ科の植物で、「ハハキグサ」や「ホウキグサ」、「クサボウキ」とも呼ばれている。これは、土間箒や庭箒に用いられる。第2の「ホウキモロコシ」はイネ科の植物で、座敷箒の材料に用いられる。

これは、全国の生産者や箒職人の間で、「ホウキグサ」あるいは「クサ」と呼ばれることが多い。そのために材料の段階で、第1の「ホウキグサ」と混同されることがある。さらに、「ホウキモロコシ」作られた箒は「キビボウキ（黍箒）」や「クサボウキ（草箒）」とも呼ばれ、製品の段階で第1の「ホウキグサ」の箒や第3の「赤モロコシ」の箒と混同される場合がある。（上福岡市立歴史民俗資料館編，1992：3）。

第3の「赤モロコシ」は、イネ科の植物であるが、江戸時代の「農業全書」に「モロコシキビ」、「アカキビ」として記されている農作物で、種子は食し、穂は束ねて箒に用いた。香川、愛媛、高知の「タカキビホウキ」はこの「赤モロコシ」の箒とみられる。座敷箒の材料の違いについて、管見する限り記した文献は多くない。上福岡市立歴史民俗資料館の『第9回特別展示図録「箒の文化一序章」』（1992）には、絵画や文献の中に描かれている箒から、各時代の箒の変遷を記した部分がある。その座敷箒に関したことで、14世紀前半ではワラ製の箒で居間を掃除している絵があり、17世紀後半の京阪地方では箒師

が、シュロ箒やワラ箒を作っている。また、18世紀前半の江戸箒師の仕事場でもシュロの長柄箒と手箒を作っている絵があると記している（上福岡市立歴史民俗資料館編，1992：6）。さらに、シュロ箒については、次のように記されている。

そもそもシュロ箒は、江戸時代室内用箒として全国各地で実用化され、使用されていた。元禄2年の『江戸総鹿子』や元禄5年の『万買物調方記』に記されているように、「志ゆるははき」「棕櫚箒屋 江戸横山町二丁目倉前いせや里兵衛」のほか、元禄3年『人倫訓蒙図彙』の箒師、文化5年『江戸職人歌合』や嘉永6年『守貞漫稿』の箒売は、全てシュロ箒の職人や販売人である。江戸におけるシュロ箒は、文献以外では埋蔵文化財調査出土品として発見されている。加賀前田藩の武家屋敷跡より、全長60cm余りの竹柄付手箒が出土し、他の江戸時代遺跡からもシュロ製の手箒穂や小箒が10数点発見された。

このことから、江戸時代の後府内はシュロ箒が全盛であったのだろう。江戸時代末期にホウキモロコシ製の座敷箒が流通し始めると、江戸からシュロ箒が減少していったと思われる。現在は、関東の一部と関西以西ではシュロ箒が座敷用として愛用されている（上福岡市立歴史民俗資料館編，1992：27）。

ここには、座敷箒としてはシュロ箒が古く、日本国内に「ホウキモロコシ」がもたらされたのは比較的新しいと記されている。また、職人の間では、明治初期に朝鮮から「箒黍」がもたらされたという伝承があるという（上福岡市立歴史民俗資料館編，1992：15, 24）。そうすると、「ホウキモロコシ」が200年ほど前に金井神に伝えられたということは、疑問になる。その真偽はここでは論じないが、日本国内においてはシュロを材料に使う座敷箒が古く、ホウキモロコシを材料とする方が新しいということを把握しておきたい。

シュロの産地は南方であり、東北地方の金井神周辺では生産されない原料である。したがって、金井神の箒の材料が「ミノ」から「ホウキモロコシ」に変遷しているということ



は、材料の生産地ということからは無理のない変化であるといえる。

#### 第4項 「ハカマ（葉柄）」の使用

さまざまな座敷箒をみると、2つの部分に形状としての特色がみえる。第1は箒の柄と箒の穂の接合部分の形状である。第2は、穂先が水平であるか、また斜めであるかということである。まず、穂先については、同じ産地であっても水平に近いものと、斜めのものと両方作っている場合があり、用途や使用しやすさなど影響が大きいと推測され、産地の特色とは明確にできない。

箒の柄と箒の穂の接合部分の形状については、座敷箒の場合、糸で編み上げられて接合するが、その形状には独特のものがあるようである。江戸箒の座敷箒の場合は、大きく4つの部分に分けられたものが、最終的に1つにまとめられ、柄に接合している。また、栃木県鹿沼市の箒は、「鹿沼箒（かぬまほうき）」として知られているが、その箒の柄と箒の穂の接合部分は、最初から1つにまとめられて編まれ、次第に細くなって柄に接合している。その形状は「ハマグリ」あるいは「蛤型」と呼ばれ、独特の形として知られている。

金井神の箒も、いわゆる江戸箒のようにいくつかの部分に分かれて接合するのではなく、鹿沼箒のように1つにまとまって接合している。また形も鹿沼のものに比較すると小型で華奢であるが、似たような形をしている。これを金井神箒の特徴の1つとして示しておく。もう1つ、金井神の箒の特徴は、この接合部分の化粧に「ハカマ」と呼ばれるホウキモロコシの葉柄を用いることである。

日本国内の箒の製作工程の全てを調査したわけではないが、近隣の箒ではハカマを材料として用いることは少ない。多くの場合は、ホウキモロコシの柄をそのまま編み上げて箒の柄と接合している。このハカマは、穂を刈り取る時に穂に付けたまま刈り取って、乾燥するときに外しておいたものである。また、ハカマは折り返して使用され、製品となった時は裏側が見えるようになる。箒の穂の本体はハカマによって隠されて見え

なくなる。

したがって、箒製作の工程としては、ホウキモロコシの穂の軸を編むよりは、1工程多くなり、材料も1つ多くなる。これも金井神箒の特色の1つとして示しておきたい。

## 第5項 まとめ

金井神の箒作りは、5月のホウキモロコシの種まきに始まり、8月後半から10月初めの穂の刈り取り、乾燥までの材料をそろえる工程と、12月ごろから翌年の3月いっぱいぐらいまでの箒製作の工程の2つに分かれる。それを一貫して行うところに第1の技術誌的な特色がある。

ホウキモロコシの栽培と箒作りが同一人によって行われる場合もあれば、箒黍の栽培は息子、箒作りは父親というような分業で行われる場合もある。それはそれぞれの家庭状況によるものであって、特別な慣習や決まりなどがあるわけではない。

材料の使い方では、ホウキモロコシの穂だけでなく、葉柄である「ハカマ」もホウキの箒の柄と箒の穂の接合部分の化粧に使うところに特色がある。

形状的な特色としては、鹿沼箒の「ハマグリ」と似た形であるが、それよりも華奢で、小ぶりである。金井神では生産地の視察として、昭和30(1955)年から栃木県鹿沼市を生産者が訪問しているが、そのときに形や形状を指導してもらったということは記されていない。鹿沼市を視察地に選択したのは、近隣の有名な産地ということが第一であったと推測されるが、形状や製造技術との関連などが考慮されたのだろうかとは不明である。したがって、鹿沼箒との技術や形状などの関連性についてはまったく不明である。また、それを探るのも現状ではかなり困難である。

現在の箒作りの技術に関することについては、先行する研究なども多くはない。この分野についての研究は今後の課題である。

---

<sup>215</sup> 平成29（2017）年9月に、土屋新一さんの息子さんである土屋彰さんに教えてもらった。

## 第4節 金井神箒の生活史

### 第1項 はじめに

この節では、金井神箒の作り手4人の生活史を提示する。そのことによって、概ね昭和20年代後半から現在までの箒を作る生活を具体的に示すことを目的とする。

この節の生活史は、筆者が平成22(2010)年に私家版として刊行した『箒を作る』に掲載したものを全面的に書き換えたものである。内容としては、本論文の他の生活史と同様で、語り手の記憶にあることを語っていただいたものを文字に起こした。日時や人名などについては、他の記録や別の人に聞くなどして確認に努めたが、あやふやな部分も残されていることはいうまでもない。また、話を聞いた方々の中で、土屋新一さん、松木勝夫さんはすでに故人となっていて、最終的に御本人の確認が取れていない。それも含め、最終的には筆者が判断した内容で記した。したがって、この生活史の最終責任は筆者にあることを初めに記しておく。

### 第2項 金井神箒の作り手1

住所 長井市金井神

話し手 土屋新一(つちやしんいち)さん

昭和元(1926)年12月29日生まれ

聞き書きの月日 2002.8.19

土屋新一さんのところを訪問したのは、平成14(2002)年のことである。長井市の地場産業センターから箒を作っている人を紹介してもらったのが土屋さんだった。当時の金井神集落には16軒の家があって、そのうち6軒が箒作りをしている家であった。その当時は4、5年の間で箒作りをしている家が半減するという状況で、しかも残った家でも後継者がいないということから話が始まった。

土屋新一さんは、昭和元(1926)年に金井神に生まれた。男3人女2人の兄弟の第1子

で、長男である。14歳で学校を出ると、神奈川県鶴見（現在の横浜市鶴見区）の自動車工場に就職した。土屋家にはまだ若い祖父と父親の2人の男手があり、農作業は新一さんの手を借りなくても済むということだった。

新一さんが就職したころは日本全体が戦争にむかって進んでいる時代で、昭和16（1941）年には日本がハワイの真珠湾を攻撃し、日米の間にも戦争が拡大した時期であった。自動車工場での新一さんの仕事は、トラックのエンジン部品を作ることだった。その仕事も当然軍事用のトラック部品を作ることが優先された。

戦争が日本に有利な状況で進んでいる内は国内も安定していたが、次第に戦況が不利になり、やがてアメリカの爆撃機が日本本土を空襲するようになる。昭和20（1945）年3月15日、東京は大規模な空襲を受ける。20歳になっていた新一さんは、4月になって海軍を志願する。工場にいてもいつアメリカ軍の爆撃を受けるかわからない。空襲を受け、爆弾で死ぬよりも戦って死ぬ方がよいと考えてのことだった。

海軍に志願した新一さんは、舞鶴（現在の京都府舞鶴市）で訓練を受けた後、出雲（現在の島根県出雲市）の航空隊に配属された。それはある意味では幸運だった。この当時は日本の兵力はほぼ壊滅的になり、航空機や小型船舶に爆弾を積み、そのまま敵に突っ込むという「特別攻撃（特攻）」が主となっていた。またその主力基地は前線に最も近い九州地方を中心に設けられていた。だから新一さんの配属された出雲のような日本海側の基地は比較的安全だったと新一さんはいう。

新一さんは、そこで終戦を迎える。そしてすぐに金井神にもどってきた。父と祖父、そして新一さんの3人での農作業がしばらく続いた。けれども昭和27（1952）年になって、新一さんが27歳の時に、父親が亡くなった。母親は新一さんが16歳の時にすでになくなっていたから、土屋家は新一さんが背負うことになる。

箒作りをするようになったのは、昭和28（1953）年ごろからだという。それまでは祖父が冬仕事として箒作りをしていたのだが、それを新一さんが受け継いだ形になる。しかし、箒の作り方は祖父からではなく、近所の人から教わった。最初は質素で安価な「学校用箒」

づくりから教わり、だんだんと上等の座敷箒へと進んで行く。

箒作りは、5月末から6月初めのホウキモロコシの種まきから始まる。8月中旬から下旬にかけて1回目の刈り取りの時期となる。刈り取るのは、穂と葉のついた茎で、茎の1枚目の葉と2枚目の葉の間で切り取る。刈り取ったものは「ホウキグサ（箒草）」と呼んでいる。話を伺ったときはちょうどホウキグサの刈り取りの時期だった。

ホウキグサを収穫するには、2通りの方法がある。だけを刈り取る場合は、1回しか収穫しない。根元から刈り取ると、残った根からまた成長し、10月中旬には2度目の収穫が可能である。その当時の金井神のホウキグサの収穫方法には2種類の刈り取り方がされていることが観察できた。

ホウキグサだけを刈り取った場合、畑に残った部分は家畜の餌に利用される。穂についた実は脱穀されて落とされるが、人が食べて食べられないこともないが、まずいという。それも家畜の餌にする。油脂分が多いので家畜は喜んで食べるそうだが、食べ過ぎると下痢をしてしまう。多くは与えられない。ホウキモロコシは「他に利用の方法がない」と記されている文献もあるが利用できないこともないという程度で、箒の材料以外に栽培する利点はほとんどないということであろう。

刈り取られ、脱穀されたホウキグサは、穂先を広げて乾燥させ、小屋に保存される。それを12月ごろから取り出して箒に編む。ホームセンターなどでは、外国で作られた箒が金井神の箒よりもはるかに安価で売られるようになっていた。新一さんはそれでも箒を作り続けていた。「使ってもらえる人がいるから、細々とでも作ってゆきたい。なによりも、昔から金井神でしてきたことだから」という。

### 第3項 金井神箒の作り手2

住所 長井市金井神  
話し手 土屋照一（つちやとしかづ）さん

昭和5（1930）年3月8日生まれ

聞き書きの月日 2009. 8. 18

土屋照一さんのところを訪問したときに、照一さんは、2つの資料を準備してくれていた。1つ目は、「長井最古の特産 金井神箒 金井神箒の由来」という金井神箒組合が作ったチラシと、2つ目は、長井シルバーセンターの「金井神箒愛好会」の設立に向けた説明会の資料であった。この2つの資料の写しをいただいたが、それは本章の第2節「産業史」の資料として活用させていただいている。

土屋照一さんは、昭和5（1930）年3月8日に生まれた。だから、終戦の時には小学校高等科の2年生だった。学校の後半の大部分は、勤労働員で働く毎日だった。学校を終えると、土建業で働くことにした。東京の横田基地の兵舎の内部修理などもした。兵舎は立派なもので、テレビとか冷蔵庫など見たことのないものもあった。本当に驚くことばかりだった。警備も厳重で、修理のために基地の内部に入るには、一人一人バッチをつけさせられて、それがなければ中には入れなかった。

昭和30（1955）年に長井へ帰ってきた。地元にあった東京電器（現ケミコン山形株式会社）に臨時工員として勤めるようになった。東京電器株式会社は、東芝の関連会社で、電解コンデンサーなどを製造する長井市で最も大きな工場だった。しかもこの時期は業績のよい時代で、就職したいという人も長井市周辺には大勢いた。照一さんは、2年間臨時工員として働き、本工員になる。長井市森からお嫁さんを迎えたのもこの頃である。

土屋照一さんの家は、もともと蚕をおいたりしている農家だったが、早くに父親を亡くしてからは、農地は他人に貸して作ってもらっていた。照一さんは会社の夜勤の明けの休みを利用して、近所の農作業の手伝いもした。

昭和56（1981）年、栃木県鹿沼市の東芝の工場への出向の話が持ち上がった。進んで鹿沼に行こうとする人はいなかった。照一さんは、50歳になっていたが、行ってみようと考えた。鹿沼市は、箒の産地として全国的に知られていた。鹿沼の箒の作り方を知りたいと考えたのだった。



鹿沼の工場では残業はしたが、夜勤はしなかった。休みの日には「花木センター」に行つて、ハウキモロコシの栽培法を教わった。鹿沼箒の材料となるハウキモロコシは、金井神のハウキモロコシと同じものだ。材料は同じでも、箒の柄とハウキの穂の取り付け部分には、金井神では葉柄の「ハカマ」をあてて編むのに対し、鹿沼の箒は、「ハカマ」を使わずに、そのまま編む。ホームセンターに行くと鹿沼の箒を売っているから、見てみなという。また、鹿沼では箒作りは分業でしている。それも金井神とは違うところだった。

半年ぐらい鹿沼にいて、帰ってきたが、その後は鹿沼とのつきあいが深くなる。箒の材料となるハウキモロコシが不足すると、鹿沼の間屋から買った。鹿沼には生産者からハウキモロコシを集めて仲買をする間屋があった。照一さんも倉庫をみたことがあるが、生産者から買ったハウキモロコシがいっぱいにあったという。それも、間屋の女主人が亡くなると、買うことができなくなった。そこで、タイに生産を頼んだ。タイには、照一さんが勤めている会社の関連工場があり、農業指導をしている人と関係を結ぶことができた。14、5年間タイで生産してもらっていたが、平成16（2004）年12月26日に起こったスマトラ沖地震で大きな被害を受け、タイでの生産が不可能になってしまった。

そこで、次は中国に頼んで生産してもらった。けれども中国産のものは、気候のせいなのか、栽培の指導が悪いのか、穂が太すぎるし、そろっていない。芽が出てから間引く時期や間引きの間隔が悪いのかもしれないと考えている。中国産の物に見切りをつけ、照一さんは、金井神で作ったハウキモロコシしか使っていない。

照一さんは、箒作りを見て覚えたという。近所の人が見ているのを見て、だいたい作り方がわかったら自分でやってみる。わからない部分は、できあがっている箒をほぐして研究し、理解した。箒作りは3年も作れば一人前になり、2時間もあれば1本作れるようになるという。

照一さんが使っている金線やビニールひもなどの小物類は、鹿沼から手に入れている。そして、他の2人にも分けている。以前、柄には山からスギの木を伐ってきてそれを使っていた。伐ってきたスギは柄の形にして、それを焼いてワラで磨き、柄を作っていた。そ

## 第5章 金井神箒（山形県長井市金井神の箒作り）

の後、鹿沼から柄にする木を買っていた時期もあった。現在は、ホームセンターから化粧竹を見つけて買ってきて、それを柄にしている。材料費も結構かかることになる。

ホウキモロコシは、自分で箒作りをする前から、畑で作っていた。食用にするモロコシは「モチモロコシ」というが、それも同じモロコシだからということで、材料にして箒を作ったことがある。けれども、その販売先がなかったからあまり作らなかった。現在、照一さんのホウキモロコシは5畝（約5a）ほどの畑で作られている。箒にすると、約150本分のホウキモロコシが収穫できる。作った箒は市内と周辺の小中学校に販売する。さらに、飯豊町の道の駅でも販売している。さらに、自分が会員になっている長井シルバーセンターで、ホウキモロコシを育て、それを使って箒作りを指導している。箒作りを教えるといっても、材料がなければ教えることができない。自分が育てたホウキモロコシは、自分が作る箒に使うので指導には使えない。だから、まずホウキモロコシの栽培から教えるのだという。

これだけ農業技術が進んだのだから、ホウキモロコシの矮小化ができるといいと考えている。今のホウキモロコシは、2mを超える。それが1m20cmぐらいにできれば、作業がしやすくなる。照一さんは箒作りのさまざまなことを熱心に考えていた。

以上のお話を伺ったのは平成21（2009）年の夏だった。家の前には、刈り取ったホウキグサがならんで乾燥されていた。その後、平成28（2016）年の秋に訪問した時には、短い時間だったが玄関先でお話を伺ったりしていた。けれども、平成29（2017）年になって、体調を崩され、9月1日に永眠なさった。箒作りの話をもっと伺いたかったのだが、それもかなわぬこととなった。

### 第4項 金井神箒の作り手3

住所 長井市金井神

話し手 松木勝夫（まつきかつお）さん

昭和5（1930）年6月1日生まれ

聞き書きの月日 2009. 8. 18

松木勝夫さんは、昭和5（1930）年に金井神に1軒だけの松木姓の家に生まれた。父の竹雄さんは、明治42（1909）年生まれで、金井神箒組合の組合長も務めたことがある人だった。昭和62（1987）年にまとめられた『山形県の諸職』（山形県教育委員会 1987）の「金井神箒」の調査対象になったのは、竹雄さんだった。

勝夫さんは、父の竹雄さんが丈夫なうちは箒作りに携わったことはなかった。ただ、ホウキモロコシを栽培することが農業に従事していた勝夫さんの仕事だった。

ホウキモロコシの栽培は、土作りから始まる。毎年、種を蒔くのは5月15日ごろだが、5月初めには、畑に石灰窒素を撒く。ホウキモロコシは酸性土を嫌うからだ。それから肥料を入れ、耕耘する。肥料には牛の堆肥を使う。それをトラックで2台分入れる。他には油かすも使う。「EMぼかし」という微生物を使った肥料も使ったことがある。

肥料の量は、微妙な加減がある。肥料が足りないと、発芽した芽が赤くなる。肥料が多すぎると、成長した穂が曲がってしまって、いい材料にならなくなる。どのぐらいの肥料を使うかは、経験によって調整する。

畑を耕すのは、今はトラクターを使う。昔は手で耕していたから大変だった。畝（うね）の幅も変えた。手で耕しているときは、狭くてもよかった。トラクターを使うようにしたときに、トラクターが楽に入れるように70cmの幅にした。

種も、一度には蒔かない。最初に少し試し蒔きをする。1週間ほどで芽を出すのが、その芽で肥料の様子を判断する。芽の色が赤ければ肥料を追加する。赤くならず緑色ならば肥料は充分ということである。その判断をしてから、種を蒔く。蒔く種は前の年に栽培したホウキモロコシから採った種である。松木さんは、毎年2升（約3.6ℓ）の種を準備する。

本蒔きした種から芽が出て、それが10cmぐらいになったら、第1回目の間引きをする。種を蒔くのも人によって個性が出る。厚く蒔く（種の密度を高く）人と薄く蒔く（密度を低く）人がいる。松木さんは薄く蒔く。そうすると、育つホウキモロコシの量は少なくな

るが、種もそんなにいらないうし、間引くのも少なくなって作業は楽になる。

ホウキモロコシの栽培は、それほど手はかからない。2回目の間引きは20cmぐらいになった時に行く。畑の雑草が伸びたら草取りをする。それぐらいしか手はかからない。成長して穂が出て花が咲き、実がつくころになれば刈り取りが始まる。毎年8月8日ごろである。

刈り取りは、ホウキグサと呼ぶホウキモロコシの先端部分である。それを鋏（はさみ）で刈り取る。そのときに葉を1枚付けて刈り取る。葉を付けるのは、それで刈り取った穂を束ねるためである。刈り取る位置は、ちょうど節になったところを目安にする。

刈り取った穂は、脱穀をして陰干しをする。陰干しする期間は、だいたい3日ぐらいだ。刈り取ったら、すぐに脱穀して陰干しをしないと、穂が黒くなってしまう。黒くなった穂で作った箒は商品価値が低くなるので、黒くさせないように気を遣う。以前は天日で干していたのだけれど、それでは白くなってしまふ。最近は緑色が残っているものが好まれるので、陰干しして緑色を残すのだという。

乾燥したホウキグサは、小屋の天井に入れて保存しておく。それが冬の間の箒の材料になる。栽培したホウキモロコシは、すべての穂を刈り取らないで、次の年の種にするものを何本か残しておく。十分に成熟した種が採れるようになる9月中旬にはそれも刈り取ってしまう。これがホウキモロコシ栽培の1年のサイクルである。

勝夫さんが箒作りをするようになったのは、父の竹雄さんが亡くなってからだ。父の竹雄さんの箒は上手な箒だったという。けれども、箒の作り方は、見よう見まねで覚えたもので、父親に教わったものではないという。父の竹雄さんに時代には、みんな松木家の小屋に集まって箒を作っていた。その作り方を見ていたので、それで覚えたのだという。

勝夫さんは11月の半ば過ぎから箒作りを始める。ホウキモロコシ以外の材料は、土屋照一さんが世話をしてくれた。根元を括る「籐蔓（とうづる）」が手に入らなくなって、手元に残っているものだけになってしまった。それがなくなってしまうと困るという。それも自然のものではなくて、細い針金を合成樹脂で包んだものだ。製造されなくなったようだ

という。また、箒を締めながら編んでゆく「金線」もビニール製である。本当は木綿の糸の方が強い。金線の場合は力を入れすぎると切れてしまう。その加減が難しいともいう。

松木家の現在の箒生産量は、学校用が100本、座敷用が70本ぐらい。主に地場産業センターに出している。最近はミニ箒も作り始めた。机の上などを掃くのにいいと好評なのだそう。

金井神で箒を作る人たちは、みんな80歳近くになってしまった。金井神地区では箒を作る若い人はいない。けれども金井神以外でも箒を作る人が何人かいるという。長井市花作地区に住む人が、今年も勝夫さんのところから、ホウキモロコシの種を持っていった。「あの人は、手先も器用な人だから、上手に箒を作るかもしれない」という。

#### 第5項 金井神箒の作り手4

住所 長井市金井神

話し手 竹田惣一（たけだそういち）さん

昭和6（1931）年4月30日生まれ

聞き書きの月日 2009.11.9

竹田惣一さんは、土屋新一さんの家の側のホウキモロコシ畑で出会った。ホウキモロコシの穂を刈り取る作業をしていた。後日に話を伺いたいとお願いして再訪問することとした。

竹田さんの家は、集落の北の端にある。長井市大石へ登って行く道の入り口であり、集落を流れる谷川の谷口にある家である。竹田家の近くには金井神という地名と関係の深い神といわれる、火と竈（かまど）の神、三宝荒神が祀られている。

竹田家は、金井神集落の草分けの家であり、上杉家が米沢に移封されたときに、越後の小出村から移り住み、最上川の東岸の金井神地区と履出地区（現在の長井市日の出町）を開拓したのだという。また、金井神の裏の山々の山守の役目も負っていたとも伝えられて

いる。

竹田惣一さんの父親は、竹田力助さんといって、奥村幸雄の『手わざの葉』（1977 私家版）の金井神箒の項は、竹田力助さん取材したものである。力助さんは、松木竹雄さんと一緒になって講習会の指導者もした。『長井市史』にもその記録が残っている。

惣一さんは、昭和6（1931）年に生まれ、高等科を出ると、荒砥町立農芸学校（現在の山形県立荒砥高等学校）に入学して農業を学んだ。そこを卒業すると、家で農業に従事した。最初は稲作と養蚕をしていた。力助さんが元気なうちは、惣一さんが箒作りをすることはなかった。けれども、ハウキモロコシの栽培は惣一さんの仕事だった。最盛期には1反2、3畝（12、3a）も作っていた。箒で約150本分だという。

昭和33（1958）年に、惣一さんは長井市成田からお嫁さんを迎えた。娘2人に恵まれる。その頃は、惣一さんは冬期の農閑期は出稼ぎに行っていた。6ヶ月間の出稼ぎだった。

行く先は日本鋼管や東芝の工場だった。東芝の工場へ行ったときには、出稼ぎ者の宿舎にまでテレビが備えられているのに驚いた。さすがは大きな電気会社だなと思った。6ヶ月出稼ぎをすると、残りの6ヶ月は失業保険がつく。それが農家にとっては大事な現金収入だった。その出稼ぎは40歳まで続いた。

金井神の農業で成功したのはイチゴの栽培だった。「金井神イチゴ」という名称で、近隣では有名になった。最盛期には、畑まで業者が買いに来た。収穫するのを待ちかねて、すぐ畑の近くまで車を乗り入れ、収穫する側から買っていった。惣一さんはイチゴの栽培で生産者組合から表彰されている。副賞は温泉旅行だった。夫婦そろって行った。けれども今は「金井神イチゴ」は誰も作っていない。名前だけが残っている。

父親の力助さんは、82歳で昭和56（1981）年に亡くなった。亡くなる5、6年前から箒を作らなくなっていた。力助さんに代わって惣一さんが箒作りを始めた。祖父も父親も箒を作っていたから見よう見まねで作り方を覚えたという。父親の力助さんの晩年の箒は、形はよいが柔らかくなったという。歳をとって力が入らなくなるから、柔らかくなる。柔らかい箒は使っているうちに穂が抜けてしまう。それでは長く持たない。箒作りは力のい

る仕事である。

難しいのは柄の取り付け部分のハマグリの形、作る人によって、少しずつ形が違う。見ると誰の箒かということがわかる。上手になるには、手性（手先の器用さ）もあるが、箒を数結わなければ（数多く作らなければ）だめだ。

惣一さんの箒の柄は、自分の持山のスギの木を伐ってきて、それを割って柄の形を作り、ガスバーナーで焼いて作る。以前は鉋（かんな）で柄を削ったときに出たかなくずで焼いていたのだが、ガスバーナーの方がきれいに焼けるからそれを使うようになった。最近ではもっぱらガスバーナーを重宝している。鹿沼から箒の柄が入らなくなったので、昔の柄の作り方にもどったのだ。

そうやって作った箒は、幼稚園が一番の得意先だ。市内の2つの幼稚園に買ってもらっている。後は3年に1度ぐらいの頻度で買いに来る人が、7、8人。時には通りすがりの人が、ここが金井神と聞いて買って行くこともあるという。近所の老人ホームのバザーには安く出す。それでまた来てくださいといわれる。

箒作りの由来の竹田家は、惣一さんの家ではない。ホウキモロコシを伝えた商人の泊まった家は「隠居屋」という屋号の家で、現在は別の人が住んでいるという。その上もそうだが、金井神を出て行く人もいる。農業で食べて行くのは大変だ。金井神の跡継ぎも、みんな会社員で箒作りを継いでくれる人もいない。ただ、この間白鷹町の人が箒を作ってみるから種を分けてくれといって持っていった。長井市五十川で作っている人もいる。そういう形でよそで作る人も出てきた。

「自分もあと何年かは箒を作り続けたい。ただ、芸術家肌だから気が向かないと作らない」。

## 第6項 生活史のまとめ

話を聞いた中では、土屋新一さんがもっとも年上で、第2次世界大戦の時にはちょうど



兵役の年齢であった。したがって、新一さんの話は、昭和10年代から、戦後箒作りが最盛期を迎えた昭和30年代のことが中心となっている。

後の3人は、年齢がほぼ同じであるが、それぞれの環境で箒作りへの関わり方が少し違っている。土屋照一さんは、早く父親を亡くし、一時は金井神を離れ、都会で働いている。しかし、高度経済成長期の始まりの時期に金井神にもどって地元企業に就職する。その合間に農業を手伝い、やがて箒作りを熱心に行うこととなる。ほぼ同じ年齢の3人の中では、金井神箒の渉外役のような役割を果たし、原料や材料の調達などに先頭に立って動いた人である。また、箒作りの技術面の理解が深く、他の箒などもよく研究している人でもある。

松木勝夫さんと竹田惣一さんは、父親の箒作りの姿をみながら農業に従事していた人たちである。松木さんも竹田さんも父親がほうきづくりをしている間は、自分たちはホウキモロコシの栽培ということだけが箒作りに関わる作業であった。松木さんには特にホウキモロコシの栽培方法、そしてその苦心などを丁寧に聞くことができた。

竹田さんには箒作りだけではない金井神での農業の様子を聞くことができた。とりわけ、出稼ぎのことや一時的に金井神の集落の特産となった「金井神イチゴ」の栽培の様子、集落の耕地の有り様など、集落の歴史を含めて話を聞くことができた。

『長井市史』第3巻には「当初のころは（中略）もっぱら老人だけの副業として行われ」と記されている（長井市史編纂委員会編，1982b：681）が、4人の話からはそれは当初だけではなく、金井神の箒作りの歴史を通して「老人の仕事」とされてきたように推測される。また、ホウキモロコシの栽培については、農業の中心的な担い手がそれを栽培しているように推測される。この農業と箒作りの関係については、後で考察の対象とする。

箒作りの技術の伝承については、それぞれの人たちはきちんと習っていないということが特徴的である。「見ていて覚えた」とか「見て、自分でやってみて覚えた」という「見よう見まね」の伝承である。このことについても後で考察する。

さらに生活史で明らかにされたことは、作られた箒の販売は、いわゆる問屋や仲買などの商人がそれほど入っていないと推定できることである。そのことは手仕事として金井神

の簀を継続することに大きな影響を与えたと考える。

4人の生活史は、それぞれに金井神に生きてきた人たちが、昭和20年から現在までたどった人生の象徴的なものと思われる。以上のことをまとめとして記しておく。

## 第5節 章末考察

### 第1項 はじめに

この節では次のことを考察する。

- 1 箒作りは農業とどのような関係にあったのか。
  - (1) 箒作りは、金井神の生業暦にどのように位置づけられていたか。
  - (2) 箒作りは金井神の耕地利用とどのような関係にあったのか。
- 2 箒作りは、長井という地域とどのような関係を持っていたのか。
  - (1) 長井の他の生業との関わりはどうだったのか。
  - (2) 生産品の販売と地域との関わりはどうだったのか。
- 3 箒作りという手仕事が継続されてきたのはなぜか。
  - (1) 担い手の観点からの必然性は何か。
  - (2) 技術の観点からの必然性は何か。

金井神の箒作りは、現在は休止している。そのことを踏まえながら、次項以降では、金井神の農業、金井神という地域の場所性や箒作りの伝承の仕方などを観点として考察する。

### 第2項 金井神の農業と箒作り

金井神地区の耕地は、掃出地区（現在の長井市日の出町）と集落の西側の最上川の東岸に分かれている。5万分の1の地形図で見ると、大正2（1913）年ごろはそれらの多くは桑園であり、水田は住居に近い部分や掃出地区の一部に見られるだけである。長井市周辺は水田の多い地区で、稲作を主とした農業を行っている地域が多いのであるが、金井神地区は、水田率の低い地域であったと推測できる。これは、近世になってから開発されたという集落の歴史からも推定できることである。ホウキモロコシは、地図からは読み取ることができないが、最近の栽培地は住宅に隣接した畑地であることから、同じような場所で栽培されていたのではないかと推測される。

また、箒の柄が自分の山から切り出したスギを利用していたということが生活史の中で語られている。これは、本章の産業史の部分に記したことであるが、昭和28年の長井箒組合設立の際に、箒の柄は竹製に変更されているが、それまでの柄は木製であって、それは自分たちの持山の木を利用したものであった。それも自分たちが手に入れやすい材料を利用していたと推測される。

このように、箒作りは、原材料の多くを農業や持山の手入れなどによって得られるものを用いており、複合的な生業要素として無理なく営む素地を持つものであったといえよう。

さらに、冬期間の農閑期を利用し、農業の第一線からは退きつつある老人たちによって営まれることによって、農業の主な担い手の冬期間の出稼ぎなどの影響を受けることも少ないものとなっていた。昭和50年代半ばごろまで継続できていたことは、以上のような性格の生業要素であったからだろう。

材料のホウキモロコシの栽培がいつから始められたかは、不明であるが、近世末期、あるいは明治の初期であったとしても、それ以前は稲の脱穀後の穂先、いわゆる「ミゴ」を使った箒が作られていたといわれている。ホウキモロコシに比べ、ミゴの箒は柔らかいといわれ、長期間の使用には耐えられないとしても、稲作をしている場合、米を生産するにともなって必ず生まれるものであった。さらに、その利用にしても、縄やむしろなどの生産用具に加工するほか、雪ぐつやわらじなどの日用品、さらには肥料や家畜の飼料などさまざまに使われるが、それでも材料は豊富にあるものである。したがって、金井神でホウキモロコシが栽培される以前にミゴ箒を作っていたことはまちがいないと考えられる。

また、ミゴを材料とする箒を作る技術は、基本的にホウキモロコシを材料とする箒の作り方とそれほど変わらない。材料を置き換えるだけで成り立つものと推定できる。したがって、ミゴ箒を作っている場合にはホウキモロコシを材料とする箒作りの技術の受容性は高いものとなる。

ホウキモロコシを材料とする箒作りは、ホウキモロコシの栽培という工程が、耕地の都合が付き、農業の生産暦の中にうまく組み込むことができれば、多くのミゴ箒を作ってい

た地域では可能であったろう。仮に明治維新に極めて近い時期に移入された作物であるとして、短い間に東日本に普及したことは、ミゴ箒の存在が大きな要素となる。

金井神の場合、耕地の問題は比較的大きな問題だ。しかし、生活史の中で語られているように、ホウキモロコシの作付けは、1反（10a）程度である。場合によってはもっと少ない。したがって、多くを生産する場合には材料が不足するが、穂先だけを収穫するのではなく、根元から刈り取れば1箇所の耕地から2回の収穫をすることが可能であった。さらに、土屋照一さんの話では、昭和の後半からは鹿沼から材料を仕入れているし、タイなどの海外にまで原料供給地を求めてもいる。

また、これも生活史の中で語られていることであるが、ホウキモロコシの栽培には、それほど手間がかからない。2回の間引き、合間の草取りだけの管理で済む。しかも、穂の刈り入れは、養蚕が終了して、稲刈りが始まるまでの期間である。これも生産暦の中に組み入れるのに都合のよいことである。

これらのことがホウキモロコシを材料とする箒作りが、金井神に受容されるのに都合よく働いたと考えられる。

以上の点で、金井神の箒作りは、その地域の農業と極めて密接に関わりを持つ生業要素であるといえよう。

### 第3項 金井神の場所性

金井神の集落は、旧小出村、旧宮村という長井市中心部に隣接した場所にある。しかし、最上川を挟み、直接的に接しているわけではない。また、長井近郊の集落には珍しく、住宅周辺には広い耕地はない。長井市の北の旧西根村、南の旧泉村、旧歌丸村など、西部の旧平野村とは場所としては大きく性格の違う集落である。それは、金井神以外の集落が、稲作を中心とする農業を主な生業要素とすることができたのに対し、金井神はもっと複合した形で農業を行わなければならなかったことに通じている。

このことが第1の金井神の箒作りの場所性である。

一方、長井市の中心部にあたる旧小出村や旧宮村は近世からの商人の町であった。その近郊にあるということは、他の集落と同様の性格であるといえよう。そのことは金井神箒の主な販売市場が近隣に広がっていたともいえる。これは推測でしかないが、座敷箒の使用は農家よりも商家がはるかに早いであろう。つまり板張りの商家が早く作られ、その板張りの部屋の清掃には座敷箒が必要であったと考えられるからだ。小出村や宮村の商家で必要とされた座敷箒の供給地は、近世においては金井神であったと推定できる。この商業地の近郊にあるということが、第2の金井神の箒作りの場所性である。

昭和28(1953)年に長井箒組合が作られ、金井神箒の名称を「長井箒」に改めた。それは、箒を長井市全域の特産としようとする試みであった。そう推測するのは、組合としての2つの具体的な動きからである。そのひとつ目は、箒の柄を木から竹に変えたことである。先に述べたように、金井神箒の柄が木であるのは、自分の持山の資源を利用したからである。これは他の地区ではできないことであった。だから、普通に手に入れることができる竹を用いることに統一したと推測する。

二つ目の動きは、昭和31(1956)年の2月から3月の約2ヶ月間で、金井神地区の生産者を講師として、市内6地区で6回の講習会を開催していることである。これは、箒作りの急速な普及を図った試みと考えられる。そうすることで、金井神の特産品である金井神箒を、長井全域の特産品の「長井箒」にするという飛躍を試みたのであると推測する。

しかし、この試みは成功しなかったように思われる。「長井箒」が講習会を行った地域に生業の要素として定着した形跡がないからである。

なぜ他地区では箒作りが受容されなかったのか。その最も大きな要因は市場にあると考ええる。金井神箒の需要が拡大し始めたのは、小学校の掃除用として使われるようになったことであった(本章第2節第3項)。また、長井市中心部には商家があり、さらには戦後は工場なども増加し、そこでの需要もあったが、それらはすべてすでに金井神の箒の市場だった。他地区の箒が入り込む隙間がなかった。

受容されなかった第2の要因は、安定した米価にともなう、稲作農家の経営状況が落ち着いていたことにある。昭和17（1942）年2月21日制定の食糧管理法（いわゆる食管法）に基づき創設された食糧管理制度により、生産者米価は安定した。さらに、昭和35（1960）年からは、生産費に加えて都市との所得格差を抑えるために所得補償分を加えた生産者米価が設定されるようになる。比較的広い水田を持っている長井市北部、西部、南部の農家は、それに支えられた。したがって、冬期の農閑期の生業要素を深刻に求めることはなかったのではないかと推測する。箒作りにはそのような状況を変えるほどの魅力を見出すことができなかったのであろう。

金井神箒はこのような場所性に支えられて継続されていたと考えられる。

#### 第4項 生業の担い手と伝承の特色

この項では、2つのことを考察する。

まず、箒作りの中心的な担い手は男性の老人であった。具体的な資料があるわけではないが、文献資料や生活史から判断すると、農業の第一線を退いた男性農業者が箒作りを行うというのが一般的であったと推定する。具体的には、本章第4節の生活史で語られているとおりである。

父や祖父が箒作りをしている間は、材料のホウキモロコシ栽培を行う以外は、息子や孫が箒作りに携わることはない。機織りの場合、嫁と姑が機を並べて織ることがあるのと対象的に、一家に2人以上の箒作りがいることがないのは特徴的である。その理由の第1は、生産された箒の商圏が狭いことがある。

前項で述べたように、もっとも安定して大口の供給先は、長井市内の小学校や中学校、そして役所と工場であった。その他は、定期的に何年かおきに買い求めてくれる顧客がいるという状況で、他の生産品のように、仲買人や問屋があるのではなく、せいぜい箒組合が大口をまとめる程度であったと推測される。したがって、無理に生産量を拡大する必然



性はなかった。さらに、置賜地区全体を見ても、南陽市砂塚や川西町大塚などのように箒作りを行っていた集落が点在していた。箒という商品は、それぞれが広域に流通する商品ではなく、箒を作る集落を中心として、狭い範囲で流通していたものだったのではないかと推測される。それが、「長井箒」という名称が定着しなかったことにも繋がっていると考える。

第2は材料のホウキモロコシの生産量が限られていたことがあろう。ホウキモロコシの生産量は、耕地の関係でそれほど大きくなかった。また、他から材料を買ってまで箒を作るのは、利益を減らすこととなる。したがって、分業して生産効率を上げるような工夫も行われなかった。

以上のような形で、金井神の箒は需要と供給の微妙なバランスで生産が継続されてきた。需要が減少すれば、金井神集落内の生産者が減少し、需要が拡大すれば集落内の生産者が拡大する。集落全体が20戸未満であることが、それを可能にしていたといえよう。

このようなことが、箒作りの伝承の仕方を得意なものにしたと考えられる。先に述べたように、一家に2人の箒作りは必要がない。というよりも存在できなかった。したがって、箒作りをしている人間が箒作りを辞めることが次の箒作りを生み出す。現役の箒作りでいる間は、後継者を育成するシステムはそれぞれの家にはなかった。土屋新一さんは近所の人から教わった。土屋照一さんは見て覚えて、自分でやってみる。それでもわからなければできあがっている箒をほぐして確認した。松木勝夫さんは父親が作っているところや小屋に集まって作っているのを見て覚えたという。竹田惣一さんは、祖父や父親が作っているのを見て覚えたという。家の技を受け継ぐというよりは、集落の技を受け継ぐという形である。

このような伝承形態を可能にしたのは、土屋照一さんが3年も作れば1人前になり、2時間もあれば1本作れるようになると技術の性質であったし、また土屋新一さんが箒作りを製品の中では簡単な学校用の箒から作り始めたというようなやり方だった。

一方で、竹田惣一さんは、ハマグリの形を作るのが難しいという。しかもそれは作り人によって少しずつ形が違ふ。箒作りが上手になるには、数多くの箒を作らなければならないともいう。

金井神の箒作りは、取りかかりやすい技術であるといえよう。しかし、できあがった箒には、技術力の高低や手先の器用さの他に、作った人の個性が反映される。箒作りの上手な人と呼ばれる人になるには、長年にわたり数多く作らなければならない。そういう奥の深さも持つものであるといえる。

金井神の箒作りの技術は、集落の中で見ようとすればみることができる環境にあった。また、集まって箒を作るという集団での作業の仕方も松木勝夫さんの話に出てくる。それは、松木勝夫さんの話にしか出てこないけれども、決して特別な作業形態ではないと考えられる。さまざまな場で他の人の作り方を見ることが、技術を他の人に負けない箒を作ろうとする方向に働いて、金井神の箒の質を高めた。さらに、箒組合が結成されて規格が明示され、技術が標準化されていったと考えられる。

一方で、金井神集落全体高品質で均質な箒を生産しているということは、外部から見ると箒作りという手仕事を容易なものに見せていたのではないかとも考える。昭和期に入つて、長井町が中心になり、生産を簡単に広域化しようとしたりする動きが起こること、あるいは「長井特産長井箒」への名称変更などの動きはその象徴的現象なのではないかということ仮説として提示しておきたい。

現代になり、多くの箒作り産地が消えて行く中で、金井神集落で箒作りという手仕事が続されてきた要因の1つとして、集落全体の産業ということだけでなく、金井神の集落規模も関係していたと推定できる。20戸あまりの規模であったから技術がみられる環境づくりや生産者の調整などができたのではないか、それを数値化して明示することはできないが、このことも仮説として提示しておきたい。

## 第5項 まとめ

金井神の箒作りは、最初から「座敷箒」という商品生産として、技術と原料が他の土地から移入された手仕事であった。そして、それが継続されたのは、金井神という集落が持っている場所性に深く結びついた手仕事であったからである。

その場所性とは、第1が近世初期に開発された集落であり、近隣の他の集落とは異なる生業環境を持っていたことである。これは、稲作という点では不利な条件であったが、箒作りという手仕事には必ずしも不利には働かなかった。原料の生産や手仕事を継続する生産形態を支えるものとして働いた。また、商人の町が近隣にあることが、生産品の販売という点で有利に働いた。また、その販売市場を早くから独占できたことが、他の地域の箒の参入を許さなかった。それが場所性の第2である。

家族の生業としての箒作りという点では、もっぱら老人の手仕事として位置づけられていることにより、安定した生業になっていた。また、それは需要に対して過剰な生産を行わないという調整力の一つとして働いていた。一方で、手仕事の後継者を育てる確実なシステムを金井神の箒作りは持たなかった。それは作っているところを見て覚えるという形で受け継がれるものであり、ことばを換えれば、個人の技術の伝承というよりは集団の技術の伝承とでもいえるシステムであるともいえる。

販売の形態も、生産者から消費者への直接販売という素朴な形が主であり、問屋や仲買人の存在が希薄である。したがって、市場は狭いが比較的安定的な需要が継続されていた。専門的な生産者でない場合には、生産を継続するには都合よく働いていたと推測できる。

一方、このような日用品生産の手仕事は、生活環境の変化でそれにとってかわる製品が生まれること、あるいはより安価な海外製品や大量生産される工業製品の出現によって、基盤から揺さぶられることとなる。箒の場合、電気掃除機の普及、住宅の畳の部屋の減少、あるいは安価な海外生産品が、大規模な商業施設で売られることによって、大きな商品市場での競争に勝てなくなる。現在の金井神箒は、このような状況に置かれているのである。

金井神集落での箒作りは、現在は休止中である。「休止中」ということばを用いたのには

2つの理由がある。1つは、この箒作りの技術が集落の中で可視化された技術であり、金井神集落には潜在的に再開可能な人たちがいるからである。第2は、講習会に参加し、趣味として箒作りを行っている人がいるということである。平成22（2010）年に、かつて講習会に参加して、技術を習い覚えた長井市東五十川の牛澤茂（うしざわしげる）さんに話をうかがったことがある。牛澤さんは、自分でホウキモロコシを栽培し、趣味で箒を作っているという。

また、土屋照一さんはシルバーセンターで箒作りを教えていた。そこで教わった人たちも存在する。さらに、長井市花作りの人や白鷹町の人など、直接金井神からホウキモロコシの種を持っていった人たちもいる。そのような人たちが、趣味から始まって生業的な活動をする可能性もある。そのような形で継続の可能性があると考えるのである。

以上のことをまとめとして示して、この節を閉じる。

## まとめ（箒作りからみた長井市金井神）

金井神でホウキモロコシでの箒生産が始められる前には、イネの穂である「ミゴ」を使った箒作りがなされていたと伝承されている。その後に、箒作りの方法とともに、原料であるホウキモロコシも移入された。ホウキモロコシは、家の近くの畑地で栽培された。産業は原料生産地という立地条件を得た。また、箒作りは、老人の冬の仕事であり、農閑期の余剰労働力を利用することができた産業であった。立地条件としては、原料生産と労働力の点で適地であったといえよう。さらに、金井神地区は商業の盛んな街場の隣接地域であり、座敷箒の普及し始めた時期から商家及び店舗では需要があったと推測され、消費地にも隣接する地域であったこともさらに有利な条件であった。

産業史を検討すると、昭和 6（1931）年に、当時の長井町長の奨励により箒作り講習会が開催されるなど、長井町全体の特産品にしようとする動きが生まれる。第 2 次世界大戦後にも長井以外の町村も含め、昭和 31（1956）年 2 月 20 日から 3 月 3 日にかけて、長井市内の周辺地域 6 地区で行われ、86 名が参加している。また、昭和 37（1962）年には川西町玉庭地区で 3 日間開催している（本章第 2 節第 3 項）。金井神の人たちも講師などの形で協力するが、他の地域では金井神とそれほど違わない地理的環境であるにもかかわらず、集落産業のような形では定着せずに限られた人たちが作るだけであった。

このような差を生んだ条件を考えて見ると、第 1 には他の地域と比較すると歴史が長いために、技術的には習熟しており、製品の質が上質でばらつきがなかったなどという技術的、製品的なことが第 1 の要因として推測される。それだけでなく、金井神では安定的な販売先を確保できていたことが大きな要因になっていたと推測される。

学校教育が制度化され、長井町に小学校が設置されると、金井神では学校の清掃用に使う箒を生産して納入していた。さらに、長井に製糸工場やその他の工場が設置されると、その工場の清掃用の箒にも金井神の箒が用いられるようになる。他の地域が箒作りに参入するのは、このような体制ができあがった以降のことである。学校用や工場用の箒は一般に販売する箒よりも安価であるが、一定量の箒が毎年販売できることになる。これはほと

などを直接的な販売に依存している金井神の箒生産者にとっては好ましい状態である。

基本的に、このような日用品は、消費地の内部化あるいは近隣地区で生産され、供給されるものである。織物などのように全国的に流通するものではない。したがって、市場は比較的狭い地域といえよう。先に大口の供給先を確保できていた金井神箒産地の有利さは、他の産地が参入する隙を与えなかったと考えられる。消費地の近くに位置しているという地理的条件と早くから生産できたという産業の歴史が金井神地区の箒生産に有利な環境を与えたということになったと考える。

さらに、金井神では商品作持ちの栽培が盛んに行われた。煙草、ホップ、イチゴ、ブドウなど、その時々により有利な換金作物を手がけ、熱心に栽培法を研究する人が多かった。それがたとえば「金井神イチゴ」のような地域の特産物をも生み出す（本章第1節第3項）。

一方で、この地理条件、あるいは商品市場を考慮した農業に取り組む志向性は箒産業の衰退化にも関係してくる。長井市になってからの工場誘致や産業の近代化は、農業以外の生計の立て方を金井神地域に持ち込む。箒生産者の1人である土屋照一さんのように、市内の工場に勤める人も出てくる。そうすると、金井神集落は長井市のベッドタウン化し、農業を離れる若い人たちが増えてくる。さらに、大規模な商業施設が市内に建設されると、大量生産された箒が安価で売られるようになり、消費者はそれを求めるようになる。原料から生産する金井神の箒作りはうまみの少ない仕事になった。一定の年齢に達した人たちでも箒作りを覚えようとする人は少なくなっていった。さらに、箒の生産の衰退は家庭用電化清掃用具の普及が追い打ちを掛けた。そのような環境にあっても、長井市の小中学校では最近まで金井神箒を清掃に使っていた<sup>216</sup>。児童生徒にとっては自分たちの使っている道具から地域の学習ができる教材であったと考えられるが、現在はそれも不可能なこととなってしまった。筆者が話を伺った土屋照一さん、松木勝夫さん、竹田惣一さんは地域内の箒作りを伝承する最後の世代になった人たちである。

社会文化的な環境変動により、生産地の立地としてあるときに有利に働いた条件が逆に産地を縮小する方向で働くことがある。金井神箒の場合もその1つの例と見ることができ

るだろう。

簞作りという視点から金井神地区を見ると、地域の生活の変容が見えるだけでなく、長井市やその外の世界の生活の変容が具体的に見えてくる。わずか 20 戸足らずの集落であっても、大きな世の中の動きとは無縁ではられないのである。

---

<sup>216</sup> 長井市教育委員会からの聞き取りでは、正確に何年までということは不明であるという。





## 第3部 考察と結論

### 第3部 考察と結論

#### はじめに

本論文の第3部は、「考察と結論」である。「第1章 考察」は、まず第2部本論の事例研究によって得られたことをまとめ、課題を設定して考察して課題についての結論を得ることが目的である。「第2章 結論」は、前章での考察結果を基にし、本論文が到達した知見を総括するとともに、今後の課題を整理することを目的とする。したがって、第3部は本論文の最終部分となる。その前にことばの定義をしておきたい。

本論文では、産業としての手仕事を対象とした。本論文では、これまで「産業」ということばを特に定義しないで用いてきた。対象とした手仕事の現在の姿をみた時に、それを表象するには、一般的には「産業」ということばが適切であろうと考えたからである。しかし、考察にあたっては、まず本論文での「産業」を定義し、「生業」ということばと明確に区別しながら考察を進める必要があると考える。

「産業」は、国語辞典では、「①生活を営むための仕事。さまざまの職業。なりわい。生業」、「②特に、近代における生産を目的とする事業。また、商業、運輸業、金融業など生産に直接たずさわらない広範な事業を含めてもいう。一般的には自然物に人力を加えることにより、創造、増大、使用価値の変更などを行う経済形態をいう」、「③②のうち、特に工業だけをいう」と説明されている（日本大辞典刊行会編，1974：217）。以上の定義では、「生業」と「産業」は区別しないで用いられている。

一方、中岡哲郎は、「産業という言葉は古代の生産までさかのぼらせて使う人もいるが、私たちが現在使う意味での産業という言葉は、近代とともに生まれたものである」として、「産業という言葉は、やはり市民革命を経過した西欧社会で発展した、資本主義的な企業形態による自由な利潤追求活動を基本とした、社会的分業による生産活動をさすとするのがよいだろう」と考えている（中岡，2001：6-8）（中岡他編，2001：6-8）。

本論文では、近現代社会の産業化された手仕事を扱っている。現在商品として流通するものを生産する、あるいは生産していた手仕事を対象である。したがって、自給用品の生

産や芸術目的や趣味の品物の生産とは異なっている。そこで、本論文での「産業」とは、中岡の定義の一部を借りて、「産業」ということばを狭く把握し、「利潤追求活動を基本とした、社会的分業による生産活動」と定義しておきたい。中岡のいう「資本主義的な企業形態」を採用しなかったのは、本論で明らかになったように、事例研究として取り上げた手仕事産業が、近代以前に「利潤追求活動を基本とした、社会的分業による生産活動」を開始していたことと、その発生が農民の季節的な生業要素としてのものであり、必ずしも「企業形態」をとらなかったためである。

このように、「生業」と「産業」は区別される。そして、「生業」とは、「産業」を内包し、そこに自給品生産のように、必ずしも「利潤追求活動」とはいえない生産活動も含んだ、生産活動総体をさすものである。したがって、本論文の「生業」と「産業」は、英語の訳語でいえば、「生業」はSubsistenceであり、「産業」はIndustryということばをあてるのが適当であると考えられる。

生業活動が産業となる以前、それは生存のために自給するという生産活動だったと考えていいだろう。本論文で、「生業」の英訳としてはSubsistenceを用いているのは、そのような意味からである。したがって、生産活動の目的は「自分のために（あるいは自分の家族のために）生産する（あるいは狩猟や採集する）」ということになる。

人間社会で階層化が起こると、生業活動にも変化が生まれる。渡辺仁は、各種の器形と装飾文様に盛られた斬新なデザインの縄文土器工芸の発達を、社会生態学の問題として捉え、その条件の1つとして貧富差の存在を挙げている。そして、富者（上層者）は、そのような高級な土器の所有者と想定されるが、彼等は必ずしも自ら工芸品を作る必要がなく、他人から入手することができる経済的余裕（財力）を持つものであるとした。そこには、生製品の製作者と使用者との分離が存在し、富者である使用者は制作者に高級な土器と必需物資を交換することにより、生産する時間的な余裕を与えたとする（渡辺、2000：94-98）。ここには、「自分以外のあるいは自分の家族以外の他人のために生産する」ということの発生が示されている。

渡辺の指摘している場合以外に、「自給用のものを他人にも供給する」場合や「他人に供給する目的で生産したものを自分や自分の家族で使用する」という生産の形が考えられる。

このような生業活動を産業という視点で整理すると、生業から産業を抽出する場合には、生産者と使用者が社会的に分離するという条件の下で、生産の目的や供給の対象に「家族以外の他人」が入る、つまり、「生産者と使用者の分離」ということが重要な要素となる。また、「利潤」を金銭的なものに限定しないで、「生活をより豊かにするもの」と考えれば、「産業」は、辞書的な意味よりも狭く、経済学的な定義よりも広いものとして把握できる。

このように産業を定義することにより、「産業の発生時点」は、「生業活動によって生み出された生産品が他人に供給されることにより、何らかの見返りのある「商品」となった時」、つまり「生産者と使用者の分離が社会的分業として発生した時」と定義することができる。このように定義することにより、「生業活動の産業化の時点」を分離抽出することが可能になる。さらに、必ずしも「資本主義的な企業形態」にはなっていない在来の手仕事産業を、近世から現在まで連続した生産活動の変遷として分析することを可能にする。

この場合、「社会的分業」は必ずしも「職業」を意味しない。職業とは近代になってから持ち込まれた概念と考えられるからである。

国語辞典によると「職業（しょくぎょう）くらしをたてるために日常従事するしごと。なりわい。生業。職」と説明され、日本国内での使用例では、夏目漱石の『吾輩は猫である』にある「職業は教師だそうだ」という文が引用されている（日本国語大辞典刊行会編、1974： 675）。また、統計では大正9（1920）年に実施された第1回国勢調査の時に、産業分類的職業分類としてなされたが、現在のような職業分類がなされるのは大正12（1923）年に行われた第1回国際労働統計会議以降のことであるとされている（西澤、2012： 2）。さらに、統計上、職業は個人について1つとされ、複数の仕事をしている場合は、もっとも従事する時間が長いもの、またはもっとも収入の多いものなどが職業とされることになっている（西澤、2012： 131）。

このように「職業」ということばが一般的になるのはそう古いことではない、それはま

た、「職業」という概念が近代化とともに入ってきて、国勢調査などのさまざまな統計に用いられる概念であることを示している。

一方、本論文で明らかにしてきた在来の手仕事産業という生業活動の基本的性格は、「季節」という周期の中に位置づけられる複合した生業活動の1つ」ということである。「農業」や「機織り」、「紙漉き」、「箒作り」は一連の生業活動の1つに過ぎない。したがって、「生業」は1つの仕事＝職業に限られるものではない。「職業」は、「生業」とは区別して考えなければならない。

以上のことから、本論文での「生業」とは、「職業」を内包するものと考え。したがって、先行研究で、「職業」という概念を基本においた上で、産業の従事者が専門なのか他の職業を兼ねているのかということがしばしば問題とされ、「専門（化）」ということが産業全体の発展過程の1つの段階を表していると考えことは再検討する必要がある。

また、「生業」を「暮らしを支え、生計を維持する営み」ということから、「職業」が個人の営みに限定されているのに対し、「生業」の場合は、「暮らしを支え、生計を維持する集団」にまで拡大して考える。先に安室知の「複合生業論」の到達点として「生業技術（＝生業要素）の組み合わせ方、複合の仕方の理屈を探るものである」ということを示した（序論第1章第3節第4項）。これを基本に据え、これを基本に据え、この可能性が、同一生計を営む集団にまで拡大できる。その可能性を検討する必要がある。

本章での考察は、上に示したことを踏まえ、事例とした手仕事の近世から現在までの生業活動の変遷を連続したものとして分析することで行う。その際、分析する視点を2つ想定する。

第1は「生業」という概念を用いて、生活の中に産業化された手仕事を位置づけて、生業活動全体の変遷の中での手仕事の姿を分析する視点である。この視点を用いて、対象とする手仕事について、生業活動総体の中の生業要素の組み合わせ方、複合の仕方を考察する。本論文の考察はこの部分が中心になると考える。

第2は、「産業」という現在の姿を現す概念を用いて、過去から現在までを見る視点であ

る。それは、対象とする手仕事産業活動に含まれる生業的要素を考察する微視的な視点である。

以上のことを踏まえ、第3部は、第1章を「考察」として、事例研究である生活誌のまとめをおこなったうえで、そこから課題を抽出する。それに基づき、生業としての在来の手仕事産業についてと産業としての在来の手仕事産業について考察する。その上で第2章「結論」で本論文全体のまとめを行うことが第3部の目的である。



## 第1章 考察

### はじめに

本章には、3つの節を設ける。まず、第1節では、考察を進めるための準備段階として、事例研究の「生活誌」をまとめる。事例研究である第2部本論の5つの生活誌においては、それぞれの手仕事は、それぞれの地域において社会文化的環境に適応している固有の姿を提示した。この節は、5つの生活史で提示された社会文化環境適応の姿に共通することと、それぞれの事例の場合に固有なことを抽出し、そこから考察の課題を見出すことを目的とする。

第2節は、考察の第1段階である。この節では、「生業」という視点から第1節で提起された課題を考察して行く。考察の課題の第1は、生業活動総体の中での在来の手仕事の複合のあり方、その法則性を探ることである。第2の考察課題は、在来の手仕事という生業要素が他の生業要素とどう組み合わせられてきたか、その法則性や性質を探ることである。

第3節は、考察の第2段階である。この節では、「産業」という視点で、考察の第1段階で見出された「生業」の法則や性質が、「産業としての在来の手仕事」にどのような影響を与えていつかを考察する。これは、在来の手仕事産業の現状を分析することであるが、特に、在来の手仕事産業が現在も存続していること、ことばを換えれば社会文化的環境に適応していることに重点を置き、適応できている要因を解明して行くことが目的である。

本章の最後では、考察の結果のまとめとして、産業社会における手仕事の意義を提示する。さらに今後の課題を明示することを目的とする。以上が本章の概要と目的である。

## 第1節 生活誌のまとめ

### 第1項 はじめに

本節では、本論のそれぞれの事例研究「生活誌」のまとめを示す。その目的は、それぞれの事例に共通することと、事例に固有のことを抽出し、その共通性と固有性から考察の対象とする課題を見出すことである。その際、「本論 はじめに」で示したが、本論文は「生業を中心とした地域研究」である。そこで、まとめは、同じ手仕事で「地域」が異なる場合という観点と同地区で「手仕事の種類」が異なる場合の2つの観点に分けておこない、最終的に総合する。また、事例とした手仕事は、「本論 はじめ」に示したように、次のように条件設定されたものである。

- 1 現在は少数の個人の生産となっているものがあるが、かつては集落単位以上の地域規模で生産が行われていたものである。
- 2 近代以前に基本的な技術が確立され、現在も生産が継続しているか、あるいは近年まで生産をしていたものである。
- 3 農業の季節的生業の一部として行われていたものである。

以上の条件設定から、調査地は、中山間地域や平野部の相対的には農業の盛んな地である。そして、その農業は水田での稲作が中心になっている。だから、調査地には、人の居住している空間の周囲には水田が広がるという風景がある。しかし、そのような景観は、実は最近のほぼ50年間に作られた景観である。現在、私たちが見ている風景はその土地が社会文化的環境変動に適応してきた「断面」といえるものである。

また、事例とした手仕事は、少なくとも近世には始められていて、その地域の社会文化的環境変動とともに変化し適応して継続され、現在に至っている。したがって、現在の手仕事の姿もまた社会文化的環境変動に適応してきた「断面」である。

本論文では、そのような考え方に立ち、事例研究を考察する際に、歴史的な文脈の中で

## 第1章 考察

考察することを基本においた。第2項ではそれぞれの「生活誌」から共通することを抽出する。第3項では、それぞれの「生活誌」から、その「生活誌」に固有なことを抽出する。

第4項は、本論文の目的の1つである生業を視点とした地域研究の試みという観点で、対象地区の白鷹町について記述した3つの生活誌（本論第1章、第4章、第5章）のまとめをする。これは、それぞれの章のまとめの総括でもある。第5項では、第2項と第3項で抽出した共通点と固有点をまとめ、次節以降で考察する課題を提示する。

以上がこの節の概要である。

### 第2項 共通すること

この項では、最初に、同じ手仕事で「地域」が異なる場合という観点で、織物産地である山形県白鷹町、栃木県小山市絹地区、新潟県南魚沼市を比較して共通性を抽出する。ついで、同地区で「手仕事の種類」が異なる場合という観点で、白鷹町周辺の手仕事産業である「白鷹紬」、「深山和紙」、「金井神箒」を比較して共通性を抽出する。それらの考察を経ることにより、在来の手仕事の社会文化環境適応の要素の共通した特色を抽出する。

同じ手仕事で「地域」が異なる場合という観点の共通性として、最初に、事例研究で取り上げられた地域は、すべて、稲作だけでは生計を成り立たせて行くことができない土地であったことを取り上げる。生活誌の「土地に関する記述」から共通することを抽出すると、山形県白鷹町、長井市金井神、栃木県小山市絹地区、新潟県南魚沼市は、すべて畑地の比率が他の地域よりも大きな土地であった。その理由は水利にある。

山形県白鷹町は、南から北に流れる最上川の周囲に形成された米沢盆地（置賜盆地）の北端で、南北に細長く伸びた部分にある。川の両岸には山地が迫っていて、盆地の幅は広いところで5kmほどである。白鷹町の平地の多くは最上川が形成した河岸段丘上にあり、この地域には広大な扇状地を形成できるような支流はほとんどない。

新潟県南魚沼市は、南西から北東に流れる魚野川の周囲に形成された魚沼盆地の南端部

にある。盆地の幅はおおむね東西5kmほどであるが、部分的には1kmほどに狭まっているところもある。魚野川には登川や田川などの支流が魚沼盆地で合流している。南魚沼市の平地は、魚野川の形成した河岸段丘上と氾濫原と低湿地、支流の形成した扇状地となっている。

栃木県小山市絹地区は、関東平野の中程に存在するが、関東平野を北から南に流れる鬼怒川と、その西部を流れる田川に挟まれた低湿地が地区のほとんど全域になっている。

最上川、魚野川、鬼怒川は洪水を引き起こしやすい河川で、その氾濫原は水田には向かない土地であった。また、絹地区のような低湿地は排水の点で水田に向かない土地であり、古い集落は低湿地よりも1mから1.5mほど高い土地に形成され、その周囲の小川に沿った低湿地である「ヤト」を中心に水田が開発されたと考えられる（本論第2章第1節第2項、本論第2章第1節第3項）。

また、河岸段丘上や扇状地は水田耕作に必要な水を供給する小川が少ない。白鷹町の場合は、河岸段丘は10m以上高くなっていて、最上川に流れる支流は、段丘に深い沢を築いている。したがって、水田に必要な水を安定して供給できる水利の確保は難しい土地であった（本論第1章第1節第1項）。以上のようなことで、これらの地域は水田稲作だけでは生活が維持できず、畑作物にも依存する農耕が継続されてきたのである。

具体的な畑地と田地比については、古い史料が乏しく、古代や中世については、不明な部分が多い。白鷹町については、ようやく文政10（1827）年の村目録によってわかる程度である。それによると全耕地の55.8%が畑地である。当時の白鷹町域では、畑作が重要な地位を占めていたといえる（本論第1章第1節第3項）。また、絹地区の場合は、明治18（1885）年ごろの統計資料では、水田が約3,100反（310ha）、畑地が4,800反（480ha）であり、全耕地の60.8%が畑地である（第2章第1節第3項）。また、南魚沼では数値的に明らかにできる史料は見つからない。

近世に入ると、ようやく用排水路の土木事業が行われるようになり、これらの地区でも堰や用水を作ることで、新田の開発が行われた。それはいずれの地域でも近世に入ってか

らである。

しかし、現在のような水田が広大に広がる風景ができあがるのは、治水工事や土木工事が高度に発達する昭和30(1955)年以降のことであり、とりわけ昭和40(1965)年以降になって、農業の機械化とともに行われた耕地整理によるものである。

以上のことから、第1の共通点として、水田稲作だけでは生活が維持できず、畑作物にも依存する農耕が行われた地域で継続されたことを上げておく。

第2の共通点は、原料生産から製品にするまで一貫した生産工程であったことである。産業史をふりかえると、現在、結城紬の糸の原料である真綿は主として福島県伊達市から仕入れている。また、越後上布の糸の原料である青苧を福島県昭和村から仕入れている。しかし、そのいずれの場合も他地域からの原料の仕入れは近世からのことである。この、原料産地の分離については、後で固有性のところで考察するが、原料生産地が分離する以前は、結城紬の場合は、地元での生産されていた繭を原料としていたし、越後上布は山野に自生する苧麻(カラムシ)を原料にすることから、やがてカラムシを畑地で栽培し、青苧を生産するようになっていった。しかも、それは平安期から近世初期まで、青苧座の発展に見られるように、越後の国の主要産物の1つともなるほどの生産量を誇ったものであった。

これらの手仕事について原料生産地と完成品生産地が分離するのは、早くとも近世以降のことであり、基本的には原料から製品まで一貫した生産が行われることを共通のものとしてよいと考える。

第3は、在来の手仕事産業には、機械化できない工程が含まれていることである。もともと、事例とした産地以外では、緋をくくることも機械されている場合もある。さらに、結城紬や越後上布、小千谷縮には機械で生産された紬糸や紡績糸(ラミー糸)が使われている場合もある。しかし、現在手仕事によって生産されているものと同じような品質のものを生産することは機械ではできない。また、採算の面で割に合わないのである。このように、機械化できない工程が含まれていることが、手仕事を今日まで継続できた1つの理

由であった。

このことは、それぞれの製品に特色を与え、それが他にない場合、希少性を付け加えることとなる。白鷹紬の場合には、板締め染色という染色工程、結城紬や越後上布の場合には手績みの糸や手紬の糸がその特色を出す大きな要因を担っている。したがって、第4の共通性として、製品の特色が希少性を生みだし、それが高い商品価値を生み出したことを上げておく。

第5の共通点は、これらの手仕事が、農家の副業であっても、主として冬期農閑期に限られる生業要素であったことである。

この農閑期はまた、農耕が1年を単位とする時間の中で作業量の軽重をとまなう生業であることに関わり、冬期間に行える農耕作業が少ないことによって生まれる。さらに、白鷹町や南魚沼市の場合には、積雪が決定的に農作業には不向きな期間を生む。その農閑期の生産活動としてこれらの手仕事が行われた。

さらに、技術誌を概観すると、結城紬や越後上布の糸の扱いには、それぞれの地域の冬の気候の特色が有益に働くものであった。以上のことが冬期間の生業要素として手仕事が行われた要因と考えられる。一方、そこで越後の苧麻布生産が夏にも行われたことが特異なものになる。それは越後における苧麻布生産の最盛期から始まったものと考えられ、需要の拡大に対応する生産体制と推測される（本論第3章第5節3項）。この特異性については、後で再び取り上げて詳述する。

第6は、この仕事は、「専門化」することなく、生業要素の1つとして継続された（されている）ことである。

しかし、結城の間屋や越後上布の初期の「機屋」は、それぞれ絁織物の普及によって生産工程の一部を担うようになり、絁の原画作成あるいはさらに絁設計図と定規の作成という新しい工程が生じ、それによってもともと生産者ではない商人層などが生産に参入したものである（本論第2章第2節第3項、本論第3章第5節第2項）。また、白鷹紬と結城紬の「機屋」については、高度経済成長にともなう産業構造の変化にともなう農業の衰退化

にもなっており、おおむね昭和50(1975)年代に専門化している(本論第1章第4節第9項、本論第2章第4節)。

また、白鷹紬の賃機、結城紬の賃機と糸のつむぎ手、越後上布の賃機、苧績みは専門の仕事とはいいがたい形態を保っている。したがって、「産業」すべてが専門化した「職業人」によって担われているわけではない。以上のことから、「専門化」ということを産業発達の指標として用いるのは、在来の手仕事産業の場合は有効な分析方法とはいいがたい。

第7は、この手仕事の生業活動は、総体として家族を単位として担われるものであるということである。近世末期から緋織物が盛んになると、結城や南魚沼では「緋括り(緋くぶり)」が機屋の仕事として分業している。また、白鷹紬の場合も「板締め染色法」の移入によって「染屋」が分業する。そして、その染屋がやがて「機屋」の機能を持つことになる。しかし、これらのことは早くとも近世末期に始まり、昭和50(1975)年代に顕著化したことである。生産工程が複雑化してゆく中で、その一部が分担され、単独の賃労働として生計を担うことが可能になって発生したものであると考えられる。この「分業」、つまり生産工程を分割して、それが「誰によって担われたか」を問題できるのは在来の手仕事を歴史的な脈絡で眺めた場合、極めて特異な時期の得意な技術の場合であり、本質的なことではないといえよう。だから、ある工程が賃労働として成り立ちにくくなった場合には、越後上布の中島さんのように、一貫生産を試みるようになってゆく。また、結城紬の縞屋(問屋)と機屋、越後上布や小千谷縮の問屋と機屋のように、問屋制家内工業の範疇からはみ出す関係性で産業が継続されることになる。

したがって、本論文では、「生業」を「分業」という概念で分析することを再検討し、新たに「分担」という概念を提起した。生産工程を分割し、それぞれの仕事の独立性である「分業」を問題にすることではない。むしろ、生産工程総体を問題として、生産の有り様を考えようとするものである。具体的には後で詳述するが、そのために「家族を単位として担われる」ということを共通性として示しておく。

第8は、近隣に生糸を用いた絹織物の大きな産地を控えているということがある。白鷹



町の場合、米織の産地である米沢市が近くにある。結城紬の小山市や結城市の近隣には、群馬県足利市、桐生市、伊勢崎市が存在する。南魚沼の場合は、十日町市がすぐ近くにある。米沢、足利、桐生、伊勢崎は元禄時代ごろから、各地で養蚕が盛んになり、近隣に大きな養蚕地帯を抱えることを背景とし、京都の織物技術を移入することで発達した産地である。十日町の場合は、これらの場合に遅れ、明治維新後に苧麻布の織物から転向したものであるが、それも周辺地域の養蚕の普及を背景としていることは共通である。白鷹、結城紬産地、南魚沼がそれらとは違った道筋をたどった理由はそれぞれであるが、共通していえることは、生産の主体がどの場合でも農業者であって、農家の生業要素の一部として継続されていたものであったことである。したがって、この共通性は6番目の共通点の派生事項と扱ってもよいかもしれないと考える。

次に、以上8点について同地区で「手仕事の種類」が異なる場合という観点から共通性を抽出する。

第1点の水田稲作だけでは生活が維持できず、畑作物にも依存する農耕が行われた地域で継続されたことについては、共通するといえる。

深山は安永8(1779)年の記録では水田が49.0%、畑地が51.0%であり、平成22(2010)年の農林業センサスによると水田は48.6%、畑地が51.4%であり、町全体から見ても、極めて畑地の比率の高い地域である(本論第4章第1節第1項)。

金井神については20世帯あまりの小さな集落であるため、記録がない。長井市は周辺に比較して水田の多い地域であるが、それは主に最上川西岸地域の集落に限られたことであり、最上川東岸の金井神地域は耕地そのものが狭く、最上川の氾濫原に限られている。聞き取りによると金井神の農業は、水田の米作りの他、養蚕、煙草栽培、ホップ栽培、イチゴ栽培など、畑作物にも依存するものであったという。以上のことから、第1の共通点は金井神においても同様であるとしてよい。

第2の共通点、原料生産から製品にするまで一貫した生産工程であったことについては、深山、金井神ともに、不足分は他地区から購入しているが、現代に至るまで原料を集落内

## 第1章 考察

で生産している。これも同様と見てよい。

第3は、在来の手仕事産業には、機械化できない工程が含まれていることであるが、これもそれぞれの技術誌で考察したとおり、共通のことである。むしろ、和紙や箒の場合、ほとんどが手仕事の工程であるといえる。

第4の共通性、製品の特色が希少性を生みだし、それが高い商品価値を生み出したことについては、他の産地の製品に比べてめざましいものはない。この産地のものでなくてはならないという特別な用途ももってはいない。それが産業としての現状の厳しさにも繋がっていると考えられる。

第5のこれらの手仕事が、農家の副業であっても、主として冬期農閑期に限られる生業要素であったことについては、同様である。とりわけ、深山和紙の場合は、「これ」という粘材が低温を要求するものであったことが冬期間の仕事として有利に働いていた。

第6の、この仕事は、「専門化」することなく、生業要素の1つとして継続された（されている）ことについては、それぞれの産業史や生活史で述べたように、この2つの産業は現在に至るまで専門化しているとはいいがたい形態である。

第7は、この手仕事の生業活動は、総体として家族を単位として担われるものであるということであるが、これについては深山和紙の場合、楮ふかしなどに「ゆい」による共同作業が含まれている。しかし、ほとんどの工程は家族によって担われる。したがって、少しの留保をつけながら共通性としておく。

8番目の共通性は織物に特有のものであり、以上のことから総合的に、生活誌から判断される在来の手仕事の共通性は、次の6点として総括する。

- 1 稲作だけでは生計を成り立たせることができない土地での生業である。
- 2 原料から製品にいたるまで一貫生産である。
- 3 第3は、手仕事でしかできない工程を含んでいる。
- 4 冬期を中心とする農閑期に営まれる仕事である。

- 5 最近まで専門化することなく、生業要素の1つとして継続されたものである。
- 6 家族を単位とした集団で営まれる。

### 第3項 固有のこと

この項では、最初に、同じ手仕事で「地域」が異なる場合という観点で、織物産地である山形県白鷹町、栃木県小山市絹地区、新潟県南魚沼市を比較してそれぞれの固有性を抽出する。ついで、同地区で「手仕事の種類」が異なる場合という観点で、白鷹町周辺の手仕事産業である「白鷹紬」、「深山和紙」、「金井神箒」を比較してそれぞれの手仕事の固有性を抽出する。

織物産業の3つの地域を比較した時に、それぞれの産地の重要な固有性として3点提示する。

1 点目は、越後上布の産地での「他邦稼ぎ」という近世の生業要素の特異性である。同様の近世における藩域を越えての「稼ぎ」については、たとえば木地師など移動する人々についてなどはよく知られている。また、田口洋美は秋田県阿仁の狩猟者について、広範囲にわたって他領での狩猟を行う「旅マタギ」の存在を明らかにしている（田口，2005：53-64）。しかし、管見する限り、農耕を主とする人々の場合の報告は稀である。したがって、このことは注目されるべきと考える。

このような「出稼ぎ」が発生したことについては、先に述べたことであるが、三国街道を通した流通活動を背景とし、南魚沼の村々に生産のためのものや日用品に加え、年始品などの儀礼的なものにまで、金銭を使う生活が浸透した。その結果、現金を得る手段として他邦稼ぎや女たちの下女奉公など、直接的に金銭を得る生業要素が拡大し、近世において農業の生産品だけに頼らない形での複合した生業を成り立たせることになった（本論第3章第1節第5項）。

このことと、越後の苧麻布の生産における賃稼ぎの発生との関係性は明らかではない。

## 第1章 考察

しかし、先に記したように、関村の九左衛門家では延享3（1746）年に苧績みと機織りに人を雇っている（本論第3章第2節第3項）。また、『小千谷縮布史』によると、安政2（1856）年には績みされた苧麻糸が販売されていたことが記されている（本論第3章第3節第4項）。このようなことから、苧麻布の生産の場合においても糸を購入して織ることが、近世から行われていたのではないかと推測される。

さらに、塩沢の宮田氏の所蔵する天保13（1842）年の文書には、賃機織賃を改訂したときの記録があり、塩沢地域で盛んに緋を織り出すようになっていた寛政（1789年から1801年）ごろには、賃機をさせる「機屋」が成立している可能性がある（本論第3章第5節第2項）。このことは、苧麻布の賃機が、塩沢においては相当浸透していたと推測され、農業という複合的な生業において、農業での生産品だけに頼らない形が進行していたことが推測される。

さらに、『麻紡績と其乃織物』に記されている「機屋」との関連性が推測される。『麻紡績と其乃織物』には、大正末の「機屋」が織りの工程はまったく賃機に依存していて、「機屋」というよりむしろ「問屋」に近い姿として記されている（本論第3章第5節第2項）。

このことは、商業資本が生産に参画する1つの形とも考えられる。その基盤として金銭を使う生活が農村に浸透していたことは重要な固有性と考えられるのである。

2点目は、越後上布が自給品の布という性格と律令体制下の税として納入される布という2つの性格も持っていたということである（本論第3章第2節第2項）。

結城紬の原点を「繩（あしぎぬ）」に求めることが明確にできれば、このことは結城紬にも拡大できることになるが、現状ではそれは難しい。ここでは越後上布に限って固有性として示しておく。

この固有性は、同じ布であっても、白鷹紬のように自給品であったものが商品化された場合とは違った生産の論理を持つことになる。布が税という性格を持っていることは、為政者が使用する布を納税者が生産するということであり、生産者と使用者が分離してすることである。布は使用者の用途によって生産される必要が生まれる。

庸や調という税として献納された苧麻布は、大きく3つの使用目的があったと考えられている。1つは広く禄(ろく)や雇役(こえき)の支払いにあてる目的である。2つ目は貴族層の衣料にするという目的である(永原, 2004: 7-8)。さらに、正倉院の御物の布のように、儀礼に際して用いられるという目的もあったと考えられる。

これらの目的によって、より質の高い布が求められる。税として納入される苧麻布については、規格が示されていたことは先に述べたことである(本論第3章第2節第2項)。しかし、永原慶二は、大麻の布の場合は『延喜式』段階において(900年から950年ごろ)には税の一部として種子を献納させ、内蔵寮や民部省などで栽培し、管下の工房で布の生産が行われていたと推測している(永原, 2004: 31-32)。それに対し、苧麻布の場合は各地から献納される布は地元の苧麻を原料としてまちまちの寸尺で生産され、おそらくは郡衙や国衙などの役所で調整されて納入されていたのではないかと、それが税としての布の規格を示す要因になったと推測している(永原, 2004: 31-34)。

その中で、税以外の布として生産されたもののうち、比較的上質のものが「商布(たに)」と呼ばれて流通するようになる。税としての布もそれを求めて納入させることが行われるようになって、「商布」の交易が盛んになる。その中で苧麻布の産地の中から、「特産地」が生まれてゆく(本論第3章第2節第2項)。

つまり、本論文で取り上げた手仕事のうち、もっとも早くから「商品生産」、つまり産業という性格を持ったのは越後の苧麻布ということなのである。そして、それが一般に商品経済が普及するよりも早く、為政者を主体として発生、発展したということが特徴的である。

次に、同地区で「手仕事の種類」が異なる場合という観点では、白鷹紬に比較して、「深山和紙」や「金井神箒」の場合の商品市場の小ささがある。「深山和紙」の市場は広くとも旧米沢藩領の範囲であったと考えられる(本論第4章第2節)。また、「金井神箒」は現在の長井市周辺地域に止まっていたと考えられる(本論第5章第2節)。

これは生産品の流通の問題として考えることが可能である。また、それにもなう産地

の淘汰のされ方とも考えることができる。産業の性格ということで論ずることが適当な問題と考えるので、ここに固有点としてあげておく。

このようにまとめると、「深山和紙」の場合も同様である（本論第4章第5節第5項）。この固有点は産業としての手仕事に関わることであるので後で詳述する。

#### 第4項 生活誌における白鷹町という地域の特色

本論文の研究対象地域の中心である白鷹町について、在来の手仕事という生業を視点とした地域研究という観点から生活誌を総括しておく。

極めて特徴的に見えることは、白鷹町というそれほど広くない地域でありながら、「白鷹紬」という紬織物と「深山和紙」という手漉き和紙の2つの手仕事が地域的産業として併存していることである。

産業史からは、近世初期にはこの2つの手仕事が白鷹町地域ですでに行われていたと推測できる。これらが、商品として流通し、生計を直接的に支える経済価値を持つ生業要素として確立されていった時期は特定できないが、近世以前から、紬織物については白鷹町一帯で、また、深山和紙については、白鷹町の深山、箕和田、高岡、下山地区で、集落の多くの家で生産するようになっていたことは明らかである。

この2つの手仕事については、仕事は何れも主に冬期間におこなわれる生業であるという性質から推測すると、地域的な「棲み分け」がおこなわれ、はじめから和紙の生産地域では機織りはしないということになっていたものと考えられる。このことは近世以降の状況がそのようになっていることから裏付けられることであると考えられる。

こうした「棲み分け」がおこなわれた要因については2つの理由が考えられる。第1の要因は和紙の生産に働いた為政者の力である。

紙は当初から為政者や寺社などの需要品であり、庶民が生活の中で必要としたものでは

ない。したがって、その生産はそれらの人々の要請に基づくものである。深山の和紙の起源については明確ではないが、産業史で述べたように、近世の資料からは、米沢藩の政策や保護のもとに、米沢藩領の適地に広く生産が奨励されたものであって、深山をはじめとする白鷹町の各地域もその1つの土地であった。

そのようにして近世には、米沢藩の各地で和紙が漉かれるようになり、米沢藩の各役所や社寺が必要とする紙の供給元になった。このような為政者の力が働いた土地とそうでない土地の違いが「棲み分け」がおこなわれた1つの要因と考える。

第2の要因として、本論第4章まとめで考察したことであるが、明治維新という大きな社会変動の際に、他の地域と比較して、自然条件や技術的条件が紙漉きを継続するのに有利に働いたことや集落の社会条件に応じた地域の人々の一体化した生業要素選択があると考える。その結果として紙漉きと機織りの棲み分けが行われたと考えられる。

しかし、このような棲み分けはそれぞれ独立したものではない。深山でも養蚕が行われ、その他の地域では、耕地と里山の狭間の斜面で楮が栽培され、深山の紙の原料になっていた。その楮は深山で紙に漉かれ、原料の楮の約2分の1の割合にあたる紙が楮の代金として原料供給者に渡された。生業の上では相互に関係を持っている。

さらに、白鷹町史には「紙よこ織（かみよこおり）」という織物があったと記載されている。それは、深山紙の大福帳の反古紙を利用したもので、不要になった大福帳を解き、広げて一枚の紙としたものを2mm程度の幅に切り、それに撚りをかけて糸とする。経糸には木綿、絹、青苧挽きの残り滓を打ち綿にし、それから紡いだ「からはぎ」という糸を用い、緯糸に先に作った紙の糸を用いて織ったものである。この布で風合羽（かぜがっぱ）、作業着、服地などを作った。木綿や絹の経糸が切れても紙糸は切れないで残っている。明治30年代（1900年ごろ）に織られたものが残っているという。また、経糸に「からはぎ」を使ったものは「命知らず（寿命の程度がわからない）」といわれるほど丈夫であるという（白鷹町史編纂委員会他編，1977b：1179-1180）。

この「紙よこ織」が近代以前まで遡れるものかは不明であるが、綿花の栽培には適さな



## 第1章 考察

かった米沢藩領では、木綿の織物は京阪方面から移入される古着（古手）に依存することとなる。白鷹町でも高岡の芳賀家文書には、宝永元（1704）年の50両の金額が記載された古手着類の仕切書が存在する（白鷹町史編纂委員会他編，1977a：764）。絹織物の着用が庶民には禁じられていた時代では、裏付ける史料は存在しないが、このような織物も工夫されていたのではないかと推測される。織物と紙漉きという2つの手仕事は、このような形で結びついている。

さらにこの土地の産物は、他の土地と結びつく。先に示したように、カラムシが、越後から直接商人が入り込んで越後縮の原料として買い上げられるなどの流通の関係だけでなく、技術の指導も受けている。深山和紙の場合は、文政13（1830）年に湯殿山参りにきた土佐人に紙漉きの技術指導を受けている（奥村，1969：96）。また、成田村の飯澤半右衛門が天保11年（1840年）と天保13年（1842年）の2回にわたり、自ら結城に行って紬織の研究をしてきている（本論第1章第2節第4項）。

近代に入ると、織物の場合は、新潟の西方吉太郎、奄美大島の押長英と先進地からの技術者を招聘し、技術の精撰をめざす（本論第1章第2節第5項、第6項）。それだけでなく、明治36年（1904年）12月、西根村の孫田吉衛が、栃木県足利から板締染色器を買入れ、翌年にはその染色法を完成させている（本論第1章第2節第5項）。さらに、大正末年から、米沢工業試験場の協力を得て緋織物に「お召（「おめし）」の技法を組み合わせた織物を開発していたが、昭和4年（1929年）にようやく製品化が完成し、十王村小松米蔵、荒砥町大友康松、長井町酒井金兵衛の連名で、「白たかお召」として商標登録されている（本論第1章第2節第6項）。

深山和紙の場合も、明治44（1911）年には、深山を会場にして西置賜郡主催の講習会が開催されている。この時期に深山ではまとまった紙漉きをする人たちがいたと推測される。また、以降についても、静岡に視察に行った結果を基にして、成功はしなかったが工場化を試みることなどが積極的におこなわれている（本論第4章第2節第3項）。

このように、この地区の手仕事は、専門の生産者によって構成される産業でも、大きな

生産地でもないが、技術については、ただひたすら旧来のやり方を保持するのではなくて、その時々、先端の技術を採り入れようとしていることがわかる。さらに、生産者の生活史には、1人1人の細かな工夫が述べられている。それらも含めてできあがっているのが現在の姿であるといえよう。

このようなこの地区の技術革新には3つの形があると考えられる。第1は、紬織物の飯沢半右衛門や西根村の孫田吉衛の板締染色器の導入のように、個人の技術探究心によるものである。第2は、新潟から西方吉太郎を招いた井上新兵衛、竹田清五郎、斎藤新吉などのように、数人で気持ちを共有して行動を起こす形である。組合ができると、この形は組織的なものになる。第3は、公機関が関わる形である。たとえば深山和紙の講習会は西置賜郡役所が主催したものである。また、「白たかお召」の開発には米沢工業試験場が協力している。生産者と公機関の良好な関係性が形成されていたと推測される。

このような3つの形については、取り立てて珍しいものではないと考えられる。しかし、詳細に見て行くと、特に第3の形にはこの地域の特色がでていていると考える。

最初に深山和紙の場合の西置賜郡役所の働きについて考察すると、明治30(1897)年に郡立勸業会からの陳情を受け、11月に7日間の物産品評会を開くなど、産業振興に積極的な姿勢を見せている(川村, 1975: 158)。また、深山和紙についても、明治末年にパルプを混入して評判が落ちてしまったときに、時の郡長武石速見はパルプ混入の中止と原料の楮を精撰して品質の向上を図ることを助言している(奥村, 1969: 102)。

このように、この地区の郡役所は手仕事産業に対して果たす役割が大きかった。この地域の町村が比較的小さな規模であったことが郡役所の果たす役割を大きくしたとも考えられる。これは深山和紙の場合、鮎貝村の深山集落というさらに小さな立場であったために、郡役所の主催や後援、そして助言は力強かったと考えられる。織物については、この当時は、長井、白鷹の産品が明確に分離していず、町村を越えて西置賜郡全体が産地となっていた。したがって、生産に関わる全体的な動きは郡役所でなければ把握できないということもあつたと推測される。さらにその際、郡役所の所在が織物の集産地となっていて、有

力な商人も多くいた長井にあったことも都合のよいことであったと考えられる。

山形県立米沢工業試験場は、大正3（1914）年に県立工業高校に併設された山形県図案調整所を前身とし、大正9（1920）年5月に設置されたものである（川村，1975：290）。前身が物語るように、米沢の織物を基盤にしながらも、置賜の絁織物の技術指導が中心であり、白鷹の織物を含む長井紬の技術には深い関わりを持つ試験場であったといえる。置賜織物同業組合の求めに応じ、大正15（1926）年から試験場技手を指導員に派遣していたが、昭和7（1932）年には米沢工業試験場長井指導所として、正式な分所を開設するに至る（川村，1975：291）。このような関係で先に述べた「白たかお召」の開発にも協力することになるのである。

米沢という明治維新以降に大きな絹織物産地化した街がそれほど離れていず、しかも、米沢では少ない紬織物の産地であるという立地がうまく働いて、工業試験場の研究成果がうまく利用できたと考えられる。

このような形で、地域内で持っている以上の行政力や公的な技術開発力が利用できたところに白鷹地区の特異性があると考ええる。

さらに、第2次世界大戦後の工業立地についても、生業構造を破壊しない方向で進んだと考えられる。白鷹町にもっとも早く中央の大企業が進出したのは、昭和27（1952）年のビール醸造に必要なホップの処理場であり、それは国内自給を目指したホップの栽培と対になって行われ、農業に新たな商品作物の栽培の道を切り開くものであった。また、ついで昭和35（1960）年には果実缶詰の工場が進出するが、これもまた白鷹町及び近隣で生産される果実を原料とする工場であり、さらに従業員も農閑期の過剰労働力を充当するということで、常時250人ほどの従業員のほか、最盛期には300人ほどの臨時工を募集するものであった（白鷹町史編纂委員会他編，1977b：1508-1509）。この工場も大きく生業構造を変化させるものではなかった。

このような条件によって、深山和紙の場合は昭和40（1965）年ごろまで、白鷹紬の場合は昭和50（1975）年ごろまで近世以来の産業形態をほとんど変化させることなく継続され

てきた。それは存在するものを利用し、近隣の地域の力や公の力も借りながら原料から製品生産、そして販売までの一貫生産を行う産業である。その意味では現在いわれている6次産業ということになる。白鷹町で昭和45(1970)年の国勢調査までは50%を越えていた第1次産業従事者家庭の大半は、このような6次産業的生業を中心にして生計を立てていたというのが白鷹町地域であったといえよう。現在の白鷹町の状況を考えたときに、このような過去の姿に学ぶ点があるのではないかと考える。

## 第5項 まとめ

生活誌全体を総括して、共通性を6点、固有性を3点、重要なものとして取り上げた。

共通性の第1点は、稲作だけでは生計を成り立たせることができない土地での生業である、第2は、原料から製品にいたるまで一貫生産であることである。第3は、手仕事でしかできない工程を含んでいることである。第4は、冬期を中心とする農閑期に営まれる仕事ということである。第5は、最近まで専門化することなく、生業要素の1つとして継続されたものということである。第6は、家族を単位とした集団で営まれるということである。

以上のことを総括すると、事例とした手仕事産業の共通の性格は「複合性」、「季節性」を基本となる。そして、その基盤として「稲作や畑作などの農耕」があるということになる。

それぞれの固有性については、第1点は、越後上布産地の近世における「他邦稼ぎ」という農業生産によらない生業要素である。第2点は、越後上布にみられる施政者が主体となった産業化である。第3点は、深山和紙や金井神簀の商品市場の小ささである。

第1については、「複合的な生業」を考える上で、主として第一次産業が研究の中心である現状に、新しい可能性を示している。野本寛一は、「生業民俗の研究は過去だけを向いているわけではない」と述べ、「村落組織と水分(みくまり)の伝統、技術伝承は、現代状況

の中で原質をとどめながら現象的には思いもよらない変貌をとげている。民俗学は、こうした状況をも見つめて行かなければならない、してみると、「兼業」の、伝統的生業部分のみならず、サラリーマンとしての部分も考察の対象にしなければならないということになる」と問題提起している（野本，2008：9）。本論文で取り上げた手仕事については、現在、作業所に通う織り手、出機や糸の生産などについては、他のパートタイム労働と類似の実態がある。生業要素の組み合わせ方について、いわゆる「伝統的生業」だけでなく、さらに拡大して見る視点を提供することだと考える。その意味で、在来の手仕事産業の将来像を考える際に示唆を与えるものとなると思う。

第2と第3は商品市場と手仕事の関係ということになる。手仕事が産業化される過程でどのような変貌をとげていったのか、在来の手仕事を産業として考察する時に焦点となるものとする。

以上が共通性と固有性という観点で生活誌をまとめたことである。そこに盛り込めなかったことが3点あるので記しておく。

第1は、結城紬と越後の苧麻布の原料供給地との関係である。結城紬の糸の原料はのことから、次節以降で考察する課題を設定する。

まず、基本となる性格の「複合性」、「季節性」であるが、それを指摘しただけでは何もいっていないのと同様である。なぜならば、「生業」とはそもそもが「複合的」であり「季節的」なのである。

複合性について説明すると、生業活動が産業となる前は、生存のために自給するという生産活動であったが、自給生活は単一の生業ですべてをまかなっていたわけではない。それは、考古学的な調査によって農耕が始まる以前にでも狩猟だけで生活に必要な物資をまかなっていたわけではないことが明らかにされている。狩猟をしながら、植物の採取や栽培をも行って生活に必要なものを手に入れていた。また、道具や衣料を作るということも大切な生業要素であった。したがって、「生業」総体が「複合的」なのである。だから問題にすべきはその複合のあり方なのである。

したがって、本論文の考察の課題の第1は、生業活動総体の中での在来の手仕事の複合のあり方、その法則性を探ることである。

次に「季節性」であるが、これも、本論文で取り上げた在来の手仕事が基盤とする農耕はそもそも季節的な生産活動である。農作物には生育に適正な条件があり、一定の生育期間を経て収穫期となる。それは気温や湿度、降水量などの自然条件に従うものである。だから、農耕という生業は1年という周期で繰り返される生産活動が基本である。ここでは詳細に検討することはしないが、狩猟や漁労など、自然を相手にし、そこから収穫する生業は同様に自然条件の周期に支配されていると考えられる。したがって、生業は根源的には季節的であるといっても過言ではないと考える。

だから問題とすべきは、それぞれの生業要素の組み合わせられ方である。したがって、第2の考察課題は、在来の手仕事という生業要素が他の生業要素とどう組み合わせられてきたか、その法則性や性質を探ることである。

この2つ課題を考察する上で、稲作だけでなく畑作にも依存しなければならなかった農耕の有り様を考えておかなければならない。このような農耕のあり方が特別なものと考えられるのは、この国の農業が稲作を重視してきたことにあると考える。

本節第2項で整理したように、事例研究の対象とした地域で水田開発が盛んに行われるようになったのは近世以降のことである。そこには米が直接的に財や富となっていたという社会事情がある。具体的には大名の領地や家臣の扶持は米の生産高である「石（こく）」で表されていたことによって明白である。このことが新田開発の原動力になった。

また、これは今後の検討課題となるが、近代以降の農業政策が稲作を中心に行われてきたことも重要であると考ええる。食糧管理法によって政府が一定の値段で買い上げたり、あるいは、農作物が貿易の対象となったときにも、米は国内生産を主とする作物として保護されたことなどが稲作を重視することとなる大きな要因とも考える。

不十分な論証ではあるが、以上のことから事例とした地域での近世以前の農耕は稲作と畑作の組み合わせが主であったということを仮説として提示しておきたい。その上で、「生

## 第1章 考察

業としての在来の手仕事」という視点から、在来の手仕事という生業要素から導き出される「生業の法則性や性質」を一般化して行きたいと考える。これが考察の第1段階である。

次いで、考察の第1段階で見出すことができた法則性や性質が、「産業としての在来の手仕事」にどのような影響を与えているかを考察する。その際には固有性としてまとめた第2、第3点がそれぞれ焦点として留意される。また、これは在来の手仕事産業の現状分析となる。そこでは在来の手仕事産業が現在も存続していること、ことばを換えれば社会文化的環境に適応していることに重点を置き、適応できている要因を解明して行く。

以上が本節のまとめとであるが、次節以降ではここで設定した課題に沿って考察をすすめてゆく。



## 第2節 生業としての在来の手仕事産業

### 第1項 はじめに

本節は、考察の第1段階である。この節では、「生業」という視点から第1節で提起された課題を考察する。考察の課題の第1は、生業活動総体の中での在来の手仕事の複合のあり方、その法則性を探ることである。第2の考察課題は、在来の手仕事という生業要素が他の生業要素とどう組み合わせられてきたか、その法則性や性質を探ることである。この2つの課題に取り組み、一般化できる法則と性質を明示することがこの節の目的である。

最初に、事例とした在来の手仕事の基本的な性格を明確にしておく。本論文の最初に示したように、研究対象とした在来の手仕事産業は、農耕などと複合して季節的生業の一部として行われていたものである。ここで、その季節的な生業であるために生ずる性質や法則性の総体を「合間の仕事性」と規定し、「複合的生業」のありようを「合間の仕事」ということばで提示する。したがって、在来の手仕事産業の本質的な性格は、他の生業要素と同様に「合間の仕事」と規定される。なお、ここでの「合間」とは、国語辞典で「①物事と物事の間。いとま。すきま。多く時間的な意に用いる。②（多く「に」を伴って副詞的に用いる）ときたま。たま。まま」と説明されている（日本大辞典刊行会編，1972：47）ことばであり、英語の niche の訳語として使用している。

和英辞典によると niche とは、①建築用語として「ニッチ、壁がん（像・花びんなどをおくための壁面のくぼみ）」、また、②経済学用語として「(市場の) すき間、ニッチ（従来マーケティングでは対応しきれなかった新たな需要）」、③環境学用語として「ニッチ、生態的地位」、④一般的には「(人に) もっともふさわしい職業 [居場所]、適所、分野」、であると説明されている（浅野編，2002：1257）。

生態学事典で、「生態的地位」とは、次のように説明されている。

生態的地位 [ecological niche] 単にニッチともいう。Eiton は、食物連鎖上の位置、つまり食物的地位 food niche ないし栄養的地位 trophic niche をさしたが、今

日それは拡大されて、森林の階層のようなものを意味する生息場所的地位 *habitat niche* ないし、空間的地位 *spatial niche*、さらには、環境勾配<sup>217</sup>上の地位を示す多次元的地位 *multidimensional or hypervolume niche* も含めることとなった（沼田編, 1974: 491）。

これらの説明からは、「居場所」、「適所」、「分野」あるいは「すき間」などの訳語を用いるのが適当のように考えられるが、それぞれに意味が狭く限定されてくる。また、ある程度の先入観を持たせるものとなっている。たとえば経済用語に分類されている「すき間」は「すき間産業」ということばとなって一般に広く流布している。そういうことを避け、以降の説明に使用しやすいことばを用いたいと考える。また、民俗学者の神崎宣武は「合間の稼ぎ<sup>218</sup>」ということばで、稲作農業を補完する「稼ぎ＝仕事」を示している。これらを踏まえ、本論文では、和英辞典の説明 *niche* をほとんど含意するものとして「合間」ということばを用いるのである。

次項以降では、第1節で設定した2つの課題、「生業活動総体の中での生業要素の複合のあり方、その法則性を探ること」、「生業要素が他の生業要素とどう組み合わせられてきたか、その法則性や性質を探ること」について考察する。それにより、在来の手仕事産業の基本的性格が「合間の仕事」であることを説明することが本節の目的である。

### 第2項 生業活動の周期性

本論文の対象とした在来の手仕事は、ほとんどすべてが農業の冬期間の生業要素の1つであった。農耕は、農作物である植物が成長し成熟する春から秋が、生育と収穫のための作業が最盛期となる。たとえば、もっとも一般的な農耕作業である水田稲作の場合には、生業活動がもっとも繁忙期となるのは、初夏の田植期と秋の稲刈りの時期である。その他の時期は、稲作のための生業活動は、まばらであったりまったく行われなかったりする。

1年という周期に稲作の生業活動を位置づけると、生業活動の密な部分と疎である部分がまばらに配置される。つまり、水田稲作の生業活動を1年という周期に配置するとすき間のある生業暦になる。先に述べたように、この「すき間」を、本論文では「合間」ということばで表現している。以降は「合間」ということばで論を進める。

生計を営む上で、稲作の生業活動の合間の部分には、稲作以外の生業活動を行うのが合理的である。だから、それぞれの合間には、さまざまな生業活動が展開される。それは、畑作や養蚕などのようなまとまった生業活動であったり、米俵を編んだり縄をなうという補助的な生業活動だったりする。また、それぞれの生業活動は、畑作や養蚕のように限られた作業時期を持つものであったり、道具を作ったり修繕したりするような時期に関わらないものだったりしている。そういうさまざまな仕事が組み合わせられて、稲作の生業活動のすき間が埋められ、農業の1年の生業活動を表す生業暦はできあがる。

その生業暦は、毎年繰り返される。農業という生業は、生業活動がそれぞれ季節性を持っていて、立体的に進行するらせん状の連続した生業暦に見える。しかし、その部分要素である生業活動は、自然条件に限定されて季節性を持った生業活動と、その合間を埋める生業活動によって構成される。農業のように自然を相手にする生業は、それぞれの生業要素がこういう形で複合している。在来の手仕事が「冬期間の生業要素の1つ」であるということは、このような複合した生業活動の1つとして、生業暦に組み込まれているということである。

以上は、水田稲作を中心にして考えたので、稲作の生業活動以外を「合間で展開される生業活動」として扱った。しかし、さまざまな条件の下で稲作は、絶対的に中心となる生業活動ではなく、相対的なものである。水田が極めて乏しいところでは、畑作や漁撈など、それ以外の生業活動が主となる。したがって、生業暦に示された個々の生業活動は、見方によって中心になるものが変わる。だから、稲作を含めたそれぞれを、すべて「合間を埋める生業活動」として支障はないと考える。なお、本論文で扱った地域は、水田稲作が中心となっている地域と考えられるため、この項では水田稲作を中心にして論を進める。

この複合の仕方を考える上で、時間、空間、労働力という視点で考える。時間の面から考えると、畑作は水田稲作の合間の生業活動として行われる。畑作での換金作物である紅花、薄荷、藍、綿花の栽培はそれぞれの代表的なものであった。また、苧麻、ホウキモロコシ、楮の栽培や養蚕など手仕事の原料の生産もこの合間に入れられた。さらに畑作は耕地という空間の合間に入れ込まれた生業活動ともいえる。さらに、白鷹や結城の養蚕が、耕地として利用しにくい河川の氾濫原や河岸段丘上の荒れ地などでの桑栽培を基盤にしてきた（本論第1章第1節第4項、本論第2章第1節第4項）ことは、この空間の合間に入れ込まれた手仕事の原料生産の生業活動といえる。

時間の合間として、もっとも長期の合間となるのが、植物が生育しにくい冬の期間である。手仕事の製品生産工程は、この長い合間に入れられた。

この生業活動の時間的な合間は、同時に労働力の合間でもある。したがって、山仕事などの冬仕事があるものは合間にならないために、製品生産過程には参加しないことになる。深山の紙漉きの工程には男が入っていなかったのはこの労働力の合間の問題と推測される。また、金井神箒の箒作りが老人の仕事であったことも同様であろう。

さらに、越後の苧麻織物の夏のゆいによる苧績み（本論第3章第3節第4項）は、細かな合間に入れ込まれたものと考えられる。その他にも、たとえば真綿からの糸つむぎなど、それほど準備が必要でない手仕事の生業活動もこのような合間に入れ込まれていたことであると推測される。

稲作とその他の生業活動は、稲作の生業活動を阻害しないことが原則であるが、入れ込まれる生業活動が生計を支えるうえでの重みが増してくると、場合によっては、稲作を圧迫することとなる。先に『白鷹町史』の引用として田圃を桑畑にしたという記述を示した（本論第1章第1節第3項）。それも、養蚕が米を作るよりも有利になったということによって行われたものである。また、越後の苧麻布生産の最盛期には夏期にも苧麻布を織ることが行われ、それを「冬縮」と呼んで、相当の量が流通していたこと（本論第3章第5節第3項）も同様の例と考えられる。

さらに、相対的に経済性の低い生業活動は、より経済性の高い別の生業活動に置き換えられる<sup>219</sup>。その際、新しく採り入れられるものは、従来合間の時間、空間、労働力の合間と重なるものが無理なく入れられる。そうでない場合、他の生業要素にまで影響を及ぼすこととなる。

白鷹町の昭和30年代に始まる冬の出稼ぎは、白鷹紬の生産には影響は少なかったが、深山和紙には決定的な打撃を与えている。出稼ぎには主に男が行った。だから、紬を織ることは出稼ぎにゆかない女性が担っていたのに対し、紙漉きの工程には、たとえば楮ふかしのような男手の必要な工程があったために、継続することが困難になったのである（本論第4章第2節第3項）。これは、越後の「他邦稼ぎ」と同様の農業の生産品だけに頼らない複合した生業の1つの形でもある<sup>220</sup>。その結果、消滅していった在来の手仕事も少なくはないと推測される。

在来の手仕事を、周期の中の「合間」という視点で見ると、原則として、第1に稲作の生業活動の合間に、稲作の生業活動を圧迫することなく入れ込むことができたものであること、第2に生計にとって有効な利益をもたらす生業要素であることが条件となったと考えられる。

### 第3項 分業と分担

在来の手仕事の生産工程は、生業暦の中で複数の人によって担われている場合がある。生産工程が複数の人に分担されていることを一般的に「分業」ということばで表現する。

経済学辞典では、「分業」とは「一般的には労働あるいは仕事の分担分割のことであって、家庭内での男女の仕事や役割の分担を性的分業ということもあるが、経済学で取り上げられる分業は個別分業（企業あるいは工場内での分業）と社会的分業の二つである。社会的分業とは、社会が必要とする各種の生産物をそれぞれ独立した経済主体が生産していることを指す。この経済主体が私的所有に基づく資本である場合には資本の生産物は必然的

に商品となる」と定義されている（都留編，1994：272）。また、機械制工業では、一般的に分業は、「複雑労働を数個の単純労働に分解することで、その作業についての習熟、作業転換の円滑さ、原料の節約、用具の改善などを結果し、生産性はさらに増進する」という生産性向上のために行われるものである（日高，1983：91-92）。

事例として取り上げたものの中でも、白鷹紬や結城紬、越後上布は「機屋」、「織り手」など異なった人によって担われている。これは、上記の経済学的に定義された「分業」である。しかし、それらの「分業」は、それぞれの生活誌で明らかにしたように、「産業の発展過程」で「分業化」したものである。

一方、深山和紙の場合、「楮まるき」や「楮ふかし」の工程のように明らかに男手が必要な工程があり、漉き手である女性と「分業」して行われる作業がある。また、金井神箒の場合、一般化はできないのであるが、松木勝夫さんの生活史の中では、勝夫さんのお父さんの竹雄さんが箒作りをしている間は、勝夫さんはホウキモロコシ栽培しかしなかったということである。これは、世代による分業として、一つの分業の形とすることもできる。しかし、他の3人の話では出てこないのので、ここでは一般化しないで例示しておく。

さらに、白鷹紬の機織りの工程の場合、ほとんどの家族では織機は1台であり、織り手の女性が嫁さんと姑さんの2人いる場合には、嫁が機を織り、姑は糸の準備や下拵えをするという「分業」をしていた。

このような分業は「家庭内分業」といわれ、社会学などの家族関係を扱う学問領域では分析も行われている。本論文でしばしば引用参照した湯澤規子の『在来産業と家族の地域史 ライフヒストリーからみた小規模家族経営と結城紬生産』では、緋くくり、下拵え、機織りの工程における「家庭内分業」に注目して、在来産業における家族の役割を論じている（湯澤，2009）。

以上の「分業」のうち、前者の「分業」については、産業の視点から考察することとし、本項では「家庭内分業」を考察の対象とする。

深山和紙の「楮まるき」や「楮ふかし」の作業については、男だけで作業するものであ

が、これは、この作業が力を使う仕事であるから男の作業になっていると考えられる（本論題4章第3節第3項）。つまり、力仕事かそうでないかという体力的条件を基本にした「分業」ということができる。同様のことは白鷹紬の板締めによる緋糸製造工程の場合にもいえる。この工程は何枚もの板を重ねて締め上げたものに、染料を注ぐという方法で、非常に力を用いるものである（本論第1章代々3節第2項）。

湯沢は、結城緋の「緋くくり」を「家庭内分業」の1つであるとして考察し、それを男性が担うことが「機屋」の成立に大きな影響を与えたとして問題にしている。この「緋くくり」の作業は、「正確にしばること」と、「しばったところに染料がしみこまないように強くしばる」という2つのことが要求される仕事である（本論第2章第3節第1項）。『結城市史』には、強くしばるのに力があるので男の専業となっていると記されている（結城市史編さん委員会編、1982：982）。これも体力的条件を基本にした「分業」ということができる。

一方、越後の苧麻布生産工程に緋が移入され、緋くくり（手くぶり）の工程が入った時、それを担っていたのは女性の可能性がある。大正末頃の生産の様子を記した『麻紡績と其乃織物』には、「織女は緋の図案と緋の定規に従ひ、糊付整径及手括りをなし、染色業者に委託して染色をなす」と記されている（本論第3章第5節第2項）。結城紬の緋くくりも越後の苧麻布の緋くくりも「手括り」という共通の技術である。緋くくりについては、「体力的条件を基本にした「分業」ということ」は一般化できないことになる。

ここで、経済学的な用語である「分業」にこだわらなければ、「分業」は、先に示した経済学事典に「一般的には労働あるいは仕事の分担分割のことであって」と記されていることが注目される。「仕事の分担分割」と考えると、「個別的分業と社会的分業」ということから解放され、役割が固定化せず、条件によって、担う人は置き換え可能なものとなる。それぞれの条件に見合った人が、その工程に入れ込まれることとなる。

そのように考えると、金井神箒のホウキモロコシ栽培は、それぞれの家庭での作業分担であるし、結城紬と越後の苧麻布の緋くくりの相異は、肉体的条件以外の条件による相異



としてみなされ、分担の違いとして説明可能になる。そこで、ここでは「分担」ということばを用いて論を進めることとする。

さらに、深山和紙の「楮ふかし」や「楮ひき」の工程は、「ゆい」という協業で行われた。現在でも和紙センターの役員やいきいき深山郷の生産部を中心にして、共同作業で行われている。経済学的な分業は、機械制工業では、「複雑労働を数個の単純労働に分解することで、その作業についての習熟、作業転換の円滑さ、原料の節約、用具の改善などを結果し、生産性はさらに増進する」という目的で行われる（日高，1983：91-92）。

一方、協業は「同じ生産過程のなかで、または相互に関連のある別個の諸生産過程の全体において、多数の者が計画的に相ならんで共同で労働することをいう」というものであり、「人間が社会的存在である以上、協業は人類史を貫通する基礎的な労働様式であり、それぞれの歴史的な社会形態はそれに固有の協業形態を持つ」とされている（大阪市立大学経済学研究所編，1992：230）。この部分は「工程の分割分担」という意味では「分業」の範疇であるが、実態としては分業というよりは協業と呼ぶのにふさわしいものである（本論第4章第5節第3項）。

これを「分担」ということで考えると、本来は家族によって担われている生業活動の中に、家族を越えた共同体によって分担される協業が入れ込まれているということになる。

さらに部分的なものを考えると、深山和紙の紙うちは子どもも手伝ったと今利一郎さんは語った（本論第4章第4節第3項）。また、参与観察で深山和紙の作業に参加すると、「楮ひき」の工程などは見学に来た人も巻き込んで行われる現場にであらう。手の空いているものに分担させる作業工程もあるということがわかる。

つまり、在来の手仕事において「分業」とされていることを再検討すると、「分担」といった方が適切であると考えられる。さらに一般化すると、稲作や養蚕の生産工程にはここで示した協業も含んだ「分担」が多くみられる。それは基本的に作業内容にふさわしい条件の人によって担われることが多いが、それは産業における「分業」のように絶対的なものではない。さまざまな事情によって、空白が生まれた時には（作業工程に合間が空いた

時には) 労働力の手空きのもの(労働力の「合間」を持っている)で、作業内容をこなすことが可能な人間によって、すき間(=合間)は埋められる性質のものである。

#### 第4項 合間の仕事の技術誌

在来の手仕事産業は、農業の季節的な生業要素として、農耕に従事する人によって担われ、継続されてきた「合間の仕事」である。

この「合間の仕事」が技術に及ぼす制約について、白鷹紬の場合は次のように考えた(本論第1章第5節第3項)。

白鷹紬の生産技術が確立された時期には、紬織物は農業者の季節的生業要素の1つとして生産されていた。したがって、仕事に従事する人が、専門の職人ではないし、また専門的な技術教育をおこなうことは困難であった。そこで、白鷹紬の生産技術には、技術の習得が容易で、道具もある程度の経験で使いこなすことができること、また特別な才能を必要としない技術で、習熟された技術が人から人へ伝承可能であることなどの制約が生まれた。

以上から、2つの制約を取り出すことが可能である。第1は、「従事者は専門の職人でもなく、専門的な技術教育を受けるわけではない」ことであり、第2は「技術は人から人へ伝承可能であること」である。これらは、手仕事が一過性のものではなく、一年という周期で、世代を超えて繰り返されるということから生まれた制約であると考えられる。

このような制約が、在来の手仕事の技術にどのような影響を与えているのかをこの項では考察する。

原料という面から考察すると、事例とした織物産業では、白鷹紬や結城紬の原初的な形は、蚕を飼い、その産物の繭を真綿にして、紡いだ糸を用いた織物に始まる。越後上布の

場合は、山野の苧麻を採集し、それを績んで糸を作り織った布に始まる。何れも自給用の布から始まるものである。そして、それが商品化された当初は、それぞれの産地で原料の生産も行っていった。初めから産業として移入されたと考えられる深山和紙や金井神箒にしても、原料の生産をそれぞれの土地で行っている。このように、原料は身の回りの、手に入れやすいものを使って生産するのが原則と考えられる。

次いで、生産物の特色という面から考察する。和紙の場合、織物のような多様な製織技術があるわけではない。わずかな差はありものの、深山和紙の製紙技術が特別で特徴的でもない。また、金井神箒は、ホウキモロコシを用いた座敷箒であり、特別な形態を持つものでもない。そこで、多様な種類がある織物産業の白鷹紬と結城紬、越後上布の共通点を抽出すると、織物の組織である「平織」、模様意匠である「縞」や「緋」が共通するものである。

まず、「平織」という織物組織は、経糸と緯糸が交互に交差するという、もっとも基本的な織物組織である。次に、「縞」や「緋」という模様意匠は、経糸と緯糸を組み合わせることによって、文様を作るもので、事例の3つの織物の「緋」の場合、基本となっているのは「十字緋」や「亀甲緋」という幾何学的な模様である。したがって、友禅のように新しい発想で意匠が作られることが求められるのではない。豊かな創造性というよりも、ある程度は手順の決まったやり方で意匠を作ることができる。これらは、製品を作る基本的な技術であるといえよう。

このような製品を作るための道具である織機は、白鷹紬は高機であり、結城紬と越後上布は地機であって異なっているが、どちらも近代以前に完成された織機である。商品生産を行わない場合は自給用の布を織っていたものであり、商品生産専用の特別なものではない。これも身近なものを用いているといえよう。

さらに、このように、身近な原料と道具を用いて生産するという技術は、習熟によって完成に近づくもので、身体性の高いものである。地機を使って織る越後上布の織り手、高波明美さんに話を伺ったときに、麻の糸を織る難しさは、麻に糸は絹と違って伸び縮みが

少ないので切れやすい。腰につけた腰帯（こしおび）に固定された経糸（たていと）の張り具合を見ながら織るのだと伺った。それを高波さんは、「糸に寄り添わなければ」と表現していた（本論第3章第4節第4項）。また、深山和紙の漉き手の長岡雄一さんは、紙を漉くときの「簀」の動かし方も微妙な加減が必要で、自分がどのように水を動かせるかで、紙の良し悪しが決まるといっていた（本論第3章第4節第2項）。結城紬の手つむぎ糸を紡いでいる塚原アイさんは、糸つむぎの講習会の講師でもあるが、仕事にするには、習って帰るときに綿を買って行って、自分で練習して、糸の太さを平らに（均一に）できるように練習しなければならないという。そうしてつむいだ糸を次の講習会の時に持ってきて、見てもらうことが必要だ。講習会に来ただけでは忘れてしまうから、そうしなければものにならないと語ってくれた（本論第2章第4節第2項）。金井神箒を作っている竹田惣一さんは、箒作りで難しいのは柄の取り付け部分のハマグリの形で、作る人によって、少しずつ形が違うという。見ると誰の箒かということがわかる。上手になるには、手性（手先の器用さ）もあるが、箒を数結わなければ（数多く作らなければ）だめだと語っている（本論第5章第4節第5項）。

このような話は、手仕事についての話の中では数多く語られる。頭で理解することではない、身体を動かし、その積み重ねで習得し、習熟するものであるという。手仕事は、手だけの仕事ではなく、身体全体を使う仕事であるといえよう。

以上のことを一般化すると、在来の手仕事の技術的特色は、「①身の回りの、手に入れやすい原料を用いる」、「②身近にあつて、生活の中で使用されている道具をつかう」、「③基本的な技術で、特別な能力や創造性などの才能が求められない」、「④身体で習得し、習熟するもの」ということになる。

総括すると、「技術の習得や習熟が経験的で容易であること」、「技術が人から人へ伝承可能であること」が在来の手仕事の技術的原則といえよう。この原則から生まれる生産形態の特色により、仕事に従事する人が、専門の職人ではないし、また専門的な技術教育をおこなうことは困難であっても、技術を習得し、習熟された技術が人から人へ伝承されて生

産が継続できたのであると考える。

この原則は、在来の手仕事の技術革新（イノベーション）にも適応される。現代機械工業社会では、新技術の導入は、一般的に大量生産と労働力の省力化という生産性の向上と商品市場の拡大を目途として行われるが通常である。しかし、生業活動の「技術革新（イノベーション）」においては、この論理だけが適応されるのではなく、生産性と在来の手仕事の原則の均衡するところで道具と技術が選択される。手織機の使用、縞や緋という模様、板締染色法は、そのような技術革新の結果と考えることができる。したがって、単に古い道具や技法の残存をもって「古い産業形態」とすることは誤りであるといえよう。

以上を踏まえ、本論文では、「季節的生業要素（生業活動）」を「合間の仕事」と名付けていることを考え合わせ、この「技術の習得や習熟が経験的で容易であること」、「技術が人から人へ伝承可能であること」を「合間の仕事の技術的原則」として提示する。

### 第5項 合間の仕事の労働利益分配

合間の仕事は、原料生産から製品生産までの一貫生産が原則であった。本論文事例のそれぞれの産業史からは、自給品からとして出発したものであっても、最初から商品生産として持ち込まれたものであっても共通のものであるといえる（本章第1節第2項）。

その生業活動は、原則として家族単位で担われた。生業活動における労働の成果は、最終的に獲得できた生産品となって現れる。そして、生産されたものは、自給品として用いられるもの以外は、交易などの交換活動によって、代価物あるいは金銭に換えられた。代価物や金銭に換えられたものは、経済学的事実としていえば「利益」ということになるが、自給に使われるものだけでなく、交易などの交換活動による利益も家族に属し、家族を構成する個々人に分配されるものではなかった。このようなことは、何も手仕事だけに限ることではなく、生業活動全般にいえることである。したがって、生業活動で得られた成果物は、すべて家族に属するというのが、合間の仕事における「労働結果の利益分配

原則」といえる。

ところが、この生業活動に他人が介在するようになってくると、話が違ってくる。

六本木健志は、近世の機織りと苧績みの賃労働の差について、興味深い報告をしている。

それは、南魚沼関村佐藤九左衛門家の延享3（1746）年の記録である。本論文本論第3章第2節第3項に詳細を記しているが、ここに再掲する。

九左衛門家では延享3（1746）年に縮の生産のために、苧績みには述べ23人分、織に28人分の日傭取りを雇っている。この場合の女日傭取りには、農作業に関連した日傭取りとは違って賃金が支払われず、1日5合の夫食米を出すだけである。この日傭取りは、苧績みや機織りの作業を日傭取りの自家で行う。そして、できあがった糸や布を九左衛門家に戻すという形態である。このような形態を南魚沼では「クイツバシ」という雇用形態で、比較的軽作業に従事する場合に適用されたものであった。

ここで、「この場合の女日傭取りには、農作業に関連した日傭取りとは違って賃金が支払われず、1日5合の夫食米を出すだけである」というのは、縮織りの労働が比較的軽労働の「クイツバシ」に属するものを示すものという根拠になっている。さらに、この労働を提供した価値が、個々の労働内容によって評価されているのではなく、一律に「1日5合の夫食米」とされるのは、生業によって得られた利益は、家族に属するという「労働結果の利益分配原則」が強く働いていると考えられる。

そのような原理を基本に据えると、越後上布において夏の苧績みの「ゆい（イーッコ）」で績んだ糸はすべて宿においてくること（本論第3章第4節第4項）、や深山和紙の楮ふかしの「ゆい」作業（本論第4章第5節第4項）などは、労働交換ということでも考えられるが、それは決して等価計算ではないという意味で、このような原理に基づくものと考えられる。

また、別の面で労働成果の分配原則を考えるものとして、田口洋美の報告にある新潟県

朝日村三面のさかなとりや集団狩猟の分配の仕方が興味深い。

朝日村三面のクマ猟では、クマが捕れた時には猟に参加した人全員の平等分配になる。土地のことばでは、「平にする」ということであるが、具体的には分配にあたり、猟での役割の軽重やクマを打った人ということで優遇はされない。計量器で計られた肉の山に番号札をつけ、くじを引いてそれぞれの取り分を決める（田口，1992：171-175）。

また、川でのマス突きの分配の方法についてもこの平等の法則、「平にする」ということが適用される。マスを突きに一緒に出かけた人が複数いる場合には、誰が突いたマスであろうが全量を平等に分配する。1尾も突けなくても同じ量のマスを手にすることができる。途中からこのマス突きに参加した人が現れれば、それまでどれだけマスを突いたかなどはご破算にして、その人も加えた人数で分配される。ただし、それは1人が3尾突くまでである。1人で4尾以上突いた人が現れると別の分配の仕方となって、4尾ついた人が1尾いちばんいいものを貰えた。具体的に6人でマス突きにいった時、2人が4尾突いて合計8尾突いたとすると、4尾突いた2人が最初にそれぞれ1尾ずつ取る。これを「鉤のイオ」という。残りは6尾となるが、それを4人で分ける。したがって4尾突いた人は2尾、突けなかった人は1尾となるのである（田口，1992：171-175）。田口は、このような分配を「季節的生業活動と自然生態系との同調性」ということで総括している（田口，2002b：結語）。自然を相手にする生業には、このような面は共通にあると考える<sup>221</sup>。

田口の2つの報告の場合を一般化すると、家族が異なる人々の集団で行った生業活動における成果は、生産活動（資源獲得活動）に参加した人が、個人の役割や獲得高、獲得への貢献度などには関わりなく分配されることが原則である。つまり、そこでの労働は、結果として生産された量（あるいは獲得した量）の総体として現れるものであって、それはその生産活動に参加した人全員に帰属する。だから、家族が異なる人々の集団では、それは平等にする（平にする）ことが当然なのである。そのように考えると、先に述べた「生業活動によって得られた利益は、家族に属する」という「労働結果の利益分配原則」の変形と考えられる。



そこには、自然物を相手にする生業、また人力が主である生業の論理が働いていると考える。それは「生産には限界がある」という考えである。限界は、土地条件などの自然や人の能力ということによる限界であるし、同時に周期の中での生産活動であるという時間的な制約でもある。そのような限界性との同調性から生まれたのがこのような「労働結果の利益分配原則」である。

現在は、1日を一様に等分した「定時法」に基づき、それがさまざまな活動の単位となっている。労働は1時間、1日、1月、1年という時間を単位として、その中での労働時間で報酬が決められるのが通例である。また、学習の深さも、学習場所でそのために費やした時間、「学校歴」でみなされたりする。時間こそがさまざまなものの単位であり、したがって、「時間を守ること」が重視される。

橋本毅彦と栗山茂久の編集した『遅刻の誕生 近代日本における時間意識の形成』（2001 三元社）によると、このような「時間」の見方は近代以降に持ち込まれたものであるという。

合間の仕事の労働成果の配分は、この近代の時間意識には基づいていない。原則は、労働成果はそれによって生み出された成果物で表される<sup>222</sup>。その成果は、半完成品として生み出されたものも含め、家族に属することが原則である。しかし、そこに他人が介在する、あるいは自分以外は他人ばかりの集団で生み出されたものは、平等に分配されるという形か、あるいは平等を原則とするが、中でも成果を多く上げたものに有利な形で分配される。

現在、労働の現場で時間主義に対し、成果主義が問題となっている。明確に個人の成果が見える場合には成果主義が合理的に見える。しかし、現在の労働は、明確に個人だけの成果としにくいものがある。合間の仕事の分配の仕方は、「時間意識」が主となっている現在の労働のあり方を見直す視点の1つとなる。また、それを手がかりとして、現在の労働のあり方の基準となっている「時間意識」を再考するきっかけとできると考える。

## 第6項 まとめ

本節では、生業としての在来の手仕事産業を「合間の仕事」と規定して考察を進めた。その結果、次のような知見を得た。

第1に、人の生活は、1年を周期とする生業暦で展開されるが、在来の手仕事産業は、生業暦に位置づけられた1つの生業要素、「合間の仕事」である。それぞれの合間の仕事は、社会文化的な環境変動により、生業暦の範囲の中で拡大、縮小、発生、消滅するなど、相互に影響し合って変動するものである。

第2は、合間の仕事は、原料生産から製品生産、販売まで、一貫した生産工程を家族単位で行うのが原則である。それは現在「6次産業」ということばで呼ばれる姿に近いものである。その作業工程の中で、場合によっては「分業」が発生するが、それは経済学用語で説明される近代産業の「分業」とは性格が異なっており、むしろ「分担」ということばで説明することが適当なものである。

第3は、合間の仕事の技術的原則は、「技術の習得や習熟が経験的で容易であること」、「技術が人から人へ伝承可能であること」である。在来の手仕事の技術革新は、生産性の高い技術への革新が行われるという原則だけが優先されるわけではない。生産性と在来の手仕事の原則の均衡するところで道具と技術が選択されるものである。

第4は、この手仕事の生業活動は、総体として家族を単位として担われるものであるということと関連し、生業活動によって得られた利益の分配に関することである。これは経済学的事実としていえば、「労働利益の分配」ということができる。まず、家族単位で行われる合間の仕事においては、その利益はすべて家族に属するものであり、構成員個々に分配されるものではない。そこに家族以外の他人が介在することになると、利益の分配の仕方が問題となる。しかし、その際にも利益は家族に属するという原則が働いた分配が行われる。

家族が異なる人々で生業活動が展開された場合、その生業活動に参加した人たちで、原則的には平等に利益が分配される。それは、生業活動において得られた利益は、家族に属

するという原則の変形と考えられる。

以上のように、多方面にわたり合間の仕事は特徴的な法則や性格、原理を持っている。

また、産業史や生活誌からは、このような合間の仕事の大半が農耕作業の合間に継続されていたといえるのは概ね1980年代までであり、それ以降は次第に専門化し、「産業としての手仕事」の形態を整えて現代に至っていると考えられる。次節では、このような論理が、現代の「産業としての在来の手仕事」にどのように残存しているのかを考察する。

---

<sup>217</sup> 環境勾配の「勾配」とは、生態学では「傾度 gradient」と同意義で「漸移的に変化している要因の分布をいう。山地における温度・乾湿度などは傾度の例であるが、個々の要因に分解せず高度とみたとき複合傾度 complex gradient と呼ばれる。連続的に変化している群落の分布は群落傾度 community g., ecocline のように呼ばれる（沼田編, 1974: 95）。

<sup>218</sup> 民俗学者の神崎宣武は『百姓（ひやくせい）の国』のなかで次のように述べている。

あえて極端ないい方をするならば、農村とは、「農業も行うムラ」なのである。農家とは、「農業も行なうイエ」なのである。

むろん、農業は大事な生産基盤であり、とくに稲作は、これまでのところ農政の大儀となっていた。しかし、現実には、稲作農業だけに頼りきれずに、畑作や自然採集を加えて食べつないできたのである。あるいは、ここにとりあげた「合間の稼ぎ」を一方の支えとしてきた（神崎, 1995: 225）。

<sup>219</sup> 生業要素の選択が、市場からの要求によって変移することを田口洋美は「市場指向型の生業選択」と呼んでいる（田口, 2002b: 2. (3) 交換を前提とした生活と市場指向型の生業選択）。

<sup>220</sup> 越後の他邦稼ぎの場合、越後での稲作の生業活動とどのような関係があったのか六本木は示していないので、明確ではないが、5月から7月中旬という期間を考えると影響は少なくないと推測される。

<sup>221</sup> 現在、駿河湾のサクラエビ漁では資源保護のために、漁獲量を制限し、その水揚げを出漁船で平等に分配しているという。2017年のテレビニュースでみたことである（日付番組は不明）。

<sup>222</sup> 福田アジオは、「日本の民俗としては、仕事は時間で評価するのではなく、達成された量で評価された。その達成量を表現する民俗語がハカであると考えられる」と述べている

### 第3節 「産業としての在来の手仕事産業」

#### 第1項 はじめに

本節は、考察の第2段階である。この節では、現状を分析しつつ、前節で明らかにした法則や性格及び原理が、現在の産業にどのように残存しているか、また、産業の中でどのような働きをしているかを考察する。

先に述べたように、経済用語としての「産業」とは、近代以降の事業についていうことが一般的である。本論文での「産業」の定義は、「利潤追求活動を基本とした、社会的分業による生産活動」として、生産者と使用者が分離した時、つまり生産品が商品化された時が産業化された時としている。そのようにすることにより、発生時点において必ずしも「企業形態」を取らなかった在来の手仕事産業を、近世から現在にいたるまで連続して分析できるものとしたのである（第3部考察 はじめに）。

しかし、現在の状況を分析する際には、現在の産業の概念を適用して考える必要がある。したがって、経済学的な定義にしたがってそれぞれの手仕事の中に「近代的な産業」と言い切れる部分がなければならない。その意味で、深山和紙と金井神箒については、極めて最近まで農業者の季節的生業要素として営まれていた。だから、それは、専門化した近代的な産業とはいきれないので、この節の分析対象としては適当ではないと考える。

以上を踏まえ、本節では、事例の中の3つの織物産業を主として考察対象とする。その上で、まず、白鷹紬、結城紬、越後上布の産業化されて行く過程を概観する。次いで、生産工程の中心となっている「機屋」について考察する。次に、織り手、苧績みの人、糸のつむぎ手について考察する。さらに、生産された商品について考察する。最後に、「生活史（ライフ・ヒストリー）」で語られている、手仕事に携わっている人々の感情にかかわる面から、産業社会の中で在来の手仕事の意義を考察する。以上が本節の概要である。

#### 第2項 織物産業の産業化

この項では、白鷹紬、結城紬、越後上布の産業化の過程を考察する。

これらの織物は、すべて自給品を基にしていると推測される。たとえば、3世紀に記された『魏志』倭人伝には、「紵麻（ちょま）」を植えて、「細紵（さいちょ）」を生産していたことが記されている。このように、苧麻布は古い時代から自給衣料として使用されていたと考えられる（本論第3章第2節第2項）。

それらの布を、文献や史料から確認できるのは税としての布である。古代律令制度においては、大宝律令によって租庸調の税制が決められ、庸や調は「布」で納めることができたと考えられている。

それらの布のうち、紬織物については、『続日本紀』の和銅6（713）年5月の記事に、常陸国が新たに調とすることを許された「紬（あしぎぬ）」であり、これが確認できる茨城県の紬織物としてもっとも古いものである。この「紬（あしぎぬ）」を直接的に結城紬に結びつけることはできないが、この時期に絹糸もしくは紬糸を織る技術や道具がこの地にもたらされていたということができよう（本論第2章第2節第2項）。

また、越後の苧麻布については、正倉院の御物に庸布があつて、藍摺が施された屏風袋に仕立てられた断片である。それには「越後国久疋郡夷守郷 戸主 肥砦人麻呂 庸布老段天平勝（宝）（以下切断）」と記されている。このことから、天平勝宝年間（749年から757年）には越後地方では「麻布」が織られ、しかもその品質は、「庸布」あるいは「調布」としての基準を満たすものであったと考えられる。この時期にはすでに越後の苧麻布は、税の対象となる「庸調布」の性格を持つようになっている（本論第3章第2節第2項）。

以上のことから、少なくとも越後の苧麻布には、自給品の布と税の対象となる布が存在し、一部では生産者と使用者の分離が発生していることとなる。

商品という性格を持つ布が確認できるのは、苧麻布がもっとも早い。苧麻布については、8世紀初頭になると、「商布（和訓では「たに」という）」とよばれ、「地子交易（じしこうえき）」で国衙が取引する苧麻布が現れる。それが「交易雑物」として次第に存在を大きくし、9世紀には、東国をはじめとする多くの国々から中央に貢進されるようになった（本

論第3章第2節第2項)。

『延喜式』の「民部下」には「越後国商布一千段」とある。同じ『延喜式』民部の交易雑物では常陸国の商布13,000反、布4,000反、庸布700反をはじめとして、武蔵、上総、下総が10,000反を超える国となっている。さらに、中部や東国で1,000反を超える国が越後をはじめとする8カ国になっている(本論第3章第2節第2項)。

ここでは、商品としての生産が始まっていることとなる。そして、苧麻布は、自給衣料品である布と税や交易商品となる布とに大きく分離する。前者は庶民の普段着や労働着として生産が継続される。後者は、富の蓄積や権力の象徴として配下の者に禄物や雇役に対する支払物となる布である。この布は、次第に高級化が進み、やがて越後上布や小千谷縮へと発展して行く。本論文及びこの項で問題にしているのは後者の苧麻布である。

このように生産が活性化したことについて、永原慶二は個々の一般百姓の家においてひろく行われたのか、地方豪族クラスで集中して生産されたのかは不明であるとしながら、このような「交易」が布の生産に刺激を与え、生産が活性化し、条件のかなったところではやがて特産地としての発展の道を歩む出す基礎となったことを指摘している。さらに糸の原料となる「青苧」(この場合はカラムシから繊維をとりだした中間製品をいう)も国側が徴収することや、都市部の市で販売することなども行われるようになったことを指摘している(本論第3章第2節第2項)。

さらに、南北朝から室町時代後期(1300年代の終わりから1400年代の初め)になると、『庭訓往来』に諸国名産として「常陸紬」の名前があり、常陸国の紬織物がすでに市場で流通する商品となっていたことがわかる(本論第2章第2節第2項)。

三瓶孝子は、『庭訓往来』に記述されている当時の市において売買されている織物を紹介している。それは次のような部分である。市の様子は「市町通小路、令構見世棚、絹布之類贄菓子有売買之便様可被相計也」と記してあって、交易物としての織物類は、大舎人綾、大津練貫、大宮絹、加賀絹、丹後精好、美濃上品、尾張八丈、唐織浮文綾、素羅、青香羅、三法紗、花番羅の絹類、宇治布、信濃布、常陸紬、黄草布、隔子織物、烏帽子、直衣、狩

衣、狂文唐衣、袴、小袖、帝帯などを示している（三瓶，1961：139）。

『庭訓往来』は習字の書であって、史実を記したものではないが、それにしても当時の市の様子は推測できる。地名が付いているものだけでも、加賀、丹後、美濃、尾張、信濃、常陸の国々を拾いあげることができる。織物は、この時代にすでにさまざまな土地で生産され、商品として流通していたといえよう。

苧麻布やその原料となるカラムシの繊維「青苧」は、中世には「座」によって交易がなされる。越後の青苧や苧麻布は、府内（現在の上越市）の越後青苧座で集荷され、京都の苧座、大阪天王寺の苧座（「天王寺座」あるいは「天王寺苧座」といわれる）で引き取られ販売されていた。越後の青苧座の支配権を持っていたのは先には荘園地主貴族の三条西家で、後には戦国大名の上杉家が三条西家にとって代わることとなる（本論第2章第2節第2項）。

中世にこのような地方の織物が生じてきたことについて、三瓶は、貴族政治の崩壊、そして武士政権としての鎌倉幕府の成立という政治の変化にともない、それまでの荘園を中心にした管理機能が崩壊したため、隷属工人が解放されたことを1つの要因として挙げている。また、貴族政治の崩壊とともに、織物の着用によって位階制を表す必要もなくなり、朝廷織部司の存在も意義が失われ、織部司の工人や品部（ともべ）として朝廷に年料として献納するために雇用されていた織手も解放され、独立の職人となっていった。しかし、調庸に代わる貢租が課せられたが、それは米に代わって織物が色代納として納められた。この時代の記録はないが、前代同様の織物生産を継続させることとなったと三瓶は考えている（三瓶，1961：137-138）。

また、三瓶は、中世の製織の特徴について、次の4点に整理している（三瓶，1961：138）。

- (1) 特に絹業が地方産業として起こされたこと。
- (2) 独立工人たる職人による製織となったこと。
- (3) 布帛類（織物）が商品として市場に現れたこと。



(4) 新しい繊維材料として綿栽培がはじめられ、綿織物が現れたこと。

常陸国は先に述べたように、繩（あしぎぬ）を調として納めていた国であった。三瓶の考えに従えば、それを織っていた国衙の工人たちが、解放されて織り始めたものが、『庭訓往来』の「常陸紬」であるとも推測できよう。

近世に入ると、座が崩壊した越後の苧麻布は、「越後縮」という名称で魚沼地方の縮市場を中心とする取引となる。また、紬織物に関しても、「結城紬」という名称で流通するようになってくる。

「結城紬」という名称で確認できるのは、寛永15（1638）年の『毛吹草』の諸国土産下総の条であり、このころには「結城紬」は商品として流通するものとなっていたと推定できる（本論第2章第2節第2項）。

また、白鷹紬の場合は、近世の早い時期から藩内の流通物となっていた可能性もあるが、文献史料上では、宝暦8（1758）年には、他領出しの役銭徴収に関わる文書のなかに、「紬物」が記されていて、近世中期ごろには商品が流通するようになっていたと推定される（本論第1章第2節第2項）。

明らかに白鷹紬の基となる織物については、文政10（1827）年に米沢城下渡部伊右衛門、荒砥大貫吉左衛門、小出村横山孝太郎の三人が紬問屋に命じられたことにより、販売を目的とする生産が行われていることが推定できる。紬問屋を命じたのは、粗悪品が現れ、販路が退縮の様子であるので、それを取り締まるために領内の流通を整備したということなのである（本論第1章第2節第4項）。

中世と近世の産業の相異については、児玉幸多が整理している。それによると、近世産業を規定する要件を次のようにまとめている（児玉，1965：1-8）。

(1) 幕府権力が、将軍が全国統一者として存在し、一方で将軍から領土を分け与えられた大名、旗本、公家、社寺などがそれぞれの領地を支配するという二重の政治構

造を持つ社会、幕藩体制であること

- (2) 幕府の鎖国政策が、経済政策としては貿易を統制し、貿易圏を幕府の管理下に置こうというものであったこと。
- (3) 貨幣の鑄造権を独占し、全国共通の統一貨幣を流通させたこと。
- (4) 農民の移動を禁止し、農民支配の権力は領主にあったこと。
- (5) 同様に、商工業などの諸産業の統制の権力も領主にあり、藩によっては領内産業保護のために産物の移入禁止や専売政策などが採用できたこと。これは結果的に特産物を生むことにもなった。
- (6) 一方で、街道の往来や海上輸送などは直接あるいは間接的に幕府の管理下にあったこと。
- (7) 新田開発や灌漑工事など耕地拡大策が採られ、さらに外国から新作物の輸入や農具の改良など農業が発達したこと。
- (8) 幕府直轄林や藩有林の設定により、播種、植栽、間伐などの技術が導入され、林業が成り立つようになったこと。
- (9) 以上のようにして発達した近世産業の生産者を、領主が統制下に置くようになり、たとえば藩営専売仕法のような保護と干渉が行われたこと。また、株仲間のように営業独占を許すものもあったが、株仲間の禁止により流通過程の混乱なども生じ、これは、この体制が幕藩体制に照応するものであったことを示す。

次いで、この近世の産業発達が前期と後期に分けられ、かなりの相異がみられることを指摘している。そして、その発展の要因は次のようなものであると述べている(児玉, 1965: 8-16)。

- (1) 広大な消費地、市場が開かれたこと。戦国末期から近世にかけ、農村に居住していた半士半農というべきものが都市に移って消費者となったこと、商工業者も自給

生活が不可能になったことにより、多くの消費者が急激に増加した。

- (2) 消費者の巨大な消費量。最大は将軍及び大名であるが、それによって近世初期には潤沢であった幕府や諸藩の財政は窮乏したが、巨額の金が全国市場に散布された。
- (3) 都市に住む商工業者のなかには巨万の富を蓄積し、投資や浪費も行われた。農民に対しての税制が整い、安定してきたことにより、農業生産への意欲が高まり、生活が向上した。

以上に述べられていることを整理すると、江戸幕府が成立することにより、士分のは農と切り離された。また、商工業者も同様に農と切り離された。これらのものは都市に移り住み、消費者となった。このかつてない多量になる消費者の拡大は、短い期間におこなわれた。それが広大な消費地が生まれ、新たな市場が開かれたことになる。

さらに、この時代に諸藩の政策の下で、地方の特産物が生まれ、それらは江戸や大阪という巨大な消費地、市場を中心に運ばれることになる。

また、前期にはもっとも大きな消費者は将軍や大名であったが、彼等の支出した金は全国市場に散布され、商工業者に富を蓄積させ、その生活を向上させた。さらに、農民に対する税制の安定は、農業生産への意欲が高め、農民の生活が向上した。このような形で、近世後期には消費の拡大は商工業者や農民にまで拡大していったということになる。

このようなことを背景として、近世にはそれぞれの織物産業の産業化が進行していったということになる。

以上のように産業の始まりはそれぞれに違っている。3つの織物においては、越後上布がもっとも早く中世以前にその萌芽がみられる。ついで結城紬は中世あるいは近世初期であり、白鷹紬は近世後期には明確に産業化されたということになる。そして、それぞれが近世の商業と流通の全国的な発達によって今日の産業の基礎が作られたといえよう。

## 第3項 産業構造の中の合間の仕事

ここでは、在来の手仕事による織物産業の産業構造をみるために、製織工程を問題にする。その中心となっているのは「機屋」である。現在、白鷹紬、結城紬、越後上布のそれぞれの産地に「機屋」とよばれるものが存在する。なお、白鷹紬の場合には、これまで、「機屋」ということばを用いずに「工房」としていたが、それは白鷹紬の場合には、「機屋」と呼ぶことが少ないためそのように記していたのである。けれども、役割としては、他の産地でいう「機屋」と重なるものであるので、3つの産地に共通するものとして「機屋」という名称を用いることとする。

織物産業における「機屋」とは、一般的には「織屋（おりや）」ともいわれ、「織物製造を業とする家」である（板倉他監修，1977：193）。また、ほぼ同意のものとして「織元（おりもと）」があり、「染元・販売元に対応した業名。職工による織を専門とする。織元には、工場自営、下請制、または両者の混合など各種の企業形態がある」と説明されている（板倉他監修，1977：193）。したがって、「機屋」は織物製造を主とし、流通販売は「問屋」が扱うという役割分担がなされていることになる。しかし、先行研究で用いられている「機屋」という名称や実際に産地を調査して語られる「機屋」の姿は、このような一般的な形をきちんとあてはめることはできない。「機屋」という名称は、また、それぞれの「機屋」は、産業化の進行とともに生まれてきたのであるが、その歴史的経過も異なっている。

本項では、生産者としての「機屋」を中心に置き、それ以外の生産工程従事者についても言及しながら考察する。

この3つの産地については、それぞれの産業史で記したように、近世においては「機屋」は存在しなかったようである。越後の苧麻布産地では縮問屋といわれる商人と仲買人、結城紬の産地では「縞屋（しまや）」といわれる問屋と買継商、白鷹紬の場合は紬問屋と買継商が、市や織り手の家をまわって織物を買って求めて販売していた。したがって、織物の生産は農業の季節的生業要素の1つ、本論文のことばでいえば合間の仕事としてなされていたのである。

もつとも、南魚沼の場合には、関村の佐藤九左衛門家の場合のように、自家で縮を生産し、さらに苧績みや機織りの作業を日傭取りの形で他家の子女に依頼している例もある。また、塩沢には機織りや苧績みで生計を立てているものも少数いたが、それは一般的なものとはいえず、「機屋」や「賃機」とはしがたいものであった（本論第3章第2節第3項）。

近代に入ると、「機屋」が、越後の苧麻布産地に発生する。絹織物については、十日町が中心になるが、苧麻布のばあい、「機屋」は「ラミー糸」といわれる紡績の苧麻糸の導入によって、小千谷や塩沢に工場設備を備えた「機屋」が設立されたのであった（本論第3章第2節第4項）。しかし、これは伝統的な手績みの苧麻糸を用いた織物までは発展せず、合間の仕事として継続される。

結城の場合は、大正7（1918）年ごろから「機屋」が生まれ、家族従事者を中心にし、そこに数人の見習い人を雇い入れ、それに何人かの賃機を繰り入れて生産を行う形になっている。このころには、緋織物が広く普及する。また、縮織も普及する。このころに、緋紬を取り入れた家のなかには、家族内での生産にとどまらず、見習い人と呼ばれる織子を住み込ませて技術教育を行い、やがて独立させて自家の賃機とするという形で生産を始めるものが生まれる。専門の機屋の発生である。『結城市史』では、専門の機屋が姿を見せるのは第1次世界大戦後（1918年）からであり、昭和14年には46戸と記している（本論第2章第2節第3項）。しかし、まだ農業との兼業で機屋をしているものも少なくはない。生産の主力は、合間の仕事としてなされていた賃機である。（本論第2章第2節第3項）。

塩沢においては、絹織物への転換が図られた。明治後期、南魚沼郡長は産業振興策として絹織物業者を奨励し、明治34（1901）年には企業者補助規則を發布して機台（織機）に補助金を交付した。そのため、絹織物の「機屋」が生まれ、明治22（1889）年には「越後紬緋」が、大正14（1925）年には「越後結城緋」が織り始められた（本論第3章第1節第6項）。

苧麻布についても、大正年間になると手績み糸を使った苧麻布の生産に関わる「機屋」の存在が記録に表れる。新潟県麻織物試験場の松井隆が中心になって編集した『麻紡績と

其乃織物』には、緋の設計図や緋定規の作成、あるいは必要な糸や箆をそろえ、織女に移行の作業を依頼する機屋の仕事が記されている。また、織女の仕事は緋の図案と緋の定規に従って、糊付や整径、緋の手括りをして、染色業者に染色を委託する。染上げたものは再び農家の織女の手へ渡って経巻、整径、をして織り上げ、製品を機屋に納めるというものである（本論第3章第5節第2項）。この「機屋」は、絹織物の「機屋」が苧麻布も扱うようになったものである。

『麻紡績と其乃織物』に記されたものを、現在の結城の縞屋及び機屋の仕事と比較すると、現在の結城では、「緋の設計図の作成」は縞屋が行い、「緋定規の作成、糸をそろえること、緋の図案と緋の定規に従って、糊付や整径、緋の手括りをすること、経巻、整径、などの下拵えをすること」は機屋の仕事である（本論第2章第3節第1項）。現在の塩沢においても、問屋と機屋の仕事分担は、ほぼ結城と同様であり、この時代の「機屋」と「織女」ありようでは「織女」に生産工程の大部分が依頼されるという形になって、かなり特異な形態と推測される。したがって、この場合も、生産の主力は合間の仕事におかれていた。

ここまでの段階では、各産地とも、生産の主体は近世以来の合間の仕事での生産になっている。

第2次世界大戦は、織物産地全体に大きな変革を強いた。戦時体制のために各地の織物の製造は中断あるいは縮小を迫られる。塩沢の機屋の中田屋も、軍用機の部品である鉾（びょう）の製造でしのいだ（本論第3章第4節5項）。

塩沢の「機屋」は、戦争が終わると、絹織物の生産量も増加し、産業も拡大した。昭和55（1980）年ぐらいまでは、絹織物は好調であった。しかし、生産体制は変化せず、「越後上布」は、絹織物の機屋で苧麻布の機屋を兼ねるものがあるものの、昭和40年ごろは100%が出機であり、すべてを合間の仕事で生産される物に依存していた（本論第3章第1節第6項）。

結城の場合には、昭和45（1970）年ごろから変化が現れ始める。『結城市史』には、結城

## 第1章 考察

市宮崎地区で昭和45（1970）年に裏作の麦の栽培が協業組合化され、農業へ割く時間が減少したことで紬生産が拡大したこと、それに伴って、さらに紬生産に重点を置く農業経営になっていったことが記されている（本論第2章第4節第6項）。結城の機屋の専門化はこのような形で進んだ。

このように、多くの機屋が専門化するのには、昭和40年代の後半からである。小山市の石川好太郎さんは、昭和50年7月に小山市に戻ってきて、専門の機屋になる。ちょうど前年にNHKの朝のドラマで結城紬が取り上げられ、売り上げが伸びていた時期だったという（本論第2章第4節第2項）。

しかし、昭和55（1980）年を生産のピークとして、紬生産は減少し始め、あわせて生産者も減少して行く（本論第3章第2節第4項）。さらに、結城市内や小山市内に工場や企業が増え始め、若い人たちの職場が増えて行くにつれ、機屋の子女たちまで、それらに職を求めるようになっていった<sup>2 2 3</sup>。

現在の結城紬の機屋には、見習い人はなく、家族従事者と機屋の作業所に通う出来高払いの織手、それに何人かの賃機がいるという形態になっている。昭和45年以降には住み込みの見習い人の織り手はほとんど居なくなっていた。サラリーマン家庭などの奥さんが1日数時間ずつ通うようになった（本論第2章第4節第6項）。

塩沢地区の織物業界は、昭和50年代に入ると、周囲のスキー場などの冬期の観光産業が盛んになって、冬の仕事であった織物業に陰りが見られてきた。また、産業別の就業人口の推移を見ると、昭和50（1975）年の国勢調査時には農業人口が激減している。この地区の観光開発や企業誘致が進んだことは、農業から他の仕事への転換が促進されただけでなく、この地域の冬の仕事として苧績みや賃機（出機）に変わる新たな仕事の選択肢も提供し、出機に依存していた織物業の従事者の不足を招くことになったのである（本論第3章第2節第4項）。

そのような状況から、越後上布・小千谷縮布技術保存協会では、昭和42（1967）年から苧績みの講習会を皮切りに、伝承者養成事業を行っている。昭和48（1973）年からは織部



門も始まった。現在は、そのような形で講習を受けた人たちやそれ以前から継続している人たちによって、多くは出機の形で越後上布や小千谷縮は織られている（本論第3章第2節第4項）。

白鷹紬の場合、昭和50（1975）年ごろまでは、農家の婦人が冬季農閑期に合間の仕事として紬を織っていた。また、農業のかたわらに板締め染色を行い、あるいは織り手から依頼されて染色し、また自家で染色した糸を賃機に依頼して織ってもらっていた「染屋」と呼ばれる家があったと推測される（本論第1章第4節6項）。

このような形がいつから始まっているかは確定できない。おそらくは板締め染色が白鷹に定着した時に、染色の用具をそろえることのできる農家で、男が染色の作業を行うようになってからであると推測される。そうすると、それは明治末期までしか遡れない。この「染屋」といわれる家も、また合間の仕事の家である。

昭和50（1975）年には、白鷹町中山の佐藤嵩が農業との兼業をやめ、白鷹町荒砥に手織機約10台を備えた作業場（現在の白たか織荒砥工房）を設けて専門の織物工房の経営を始めた。白鷹町最初の専門の「機屋」である。また、程なく小松織物工房の作業場にも織手が通って織るようになり、小松織物工房もやがて専門化する（本論第1章第2節第7項）。

この2つの工房が現在まで残っている白鷹町の「機屋」であるが、工房の正式な従業員は家族のみであり、作業所には出来高払いで織っている織り手が数人通う。また、自宅で織っている出機という賃機を何人か抱えているという形になっている。

以上のように、生産者としての「機屋」を中心として、事例とした3つの織物産業の産業構造の変遷を概観したが、塩沢の「機屋」以外の2つの産地の「機屋」は、農業の季節的生業要素という合間の仕事という構造は、昭和40年代の半ばまで継続している。また、塩沢の「機屋」にしても、合間の仕事に大きく依存して生産活動を継続しているといえる。そして、3つの産地の「機屋」がともに農業と切り離されるのは、ほぼ昭和55（1980）年以降のことである。それは、農業が衰退したことが最も大きな要因となっていると考えられる。

しかし、織り手については、「賃機」という形が3つの産地で現在も継続されている。その働き方は、おおむね1日の中で時間を決めて「機屋」に設けられた作業所に通うか、自宅で家事の合間に機を織るという形である。これは、それまでの季節的な生業の営み方の変形と考えられ、やはり合間の仕事と考えられる。

総括すると、生産者としての「機屋」を中心に見て行くと、昭和55年あたりまで、「機屋」は合間の仕事として、あるいはそれに依存して継続されている。それぞれの土地の農業の衰退により、「機屋」は専門化して、農業と切り離されて行くが、白鷹紬、結城紬、越後上布という在来の手仕事織物産業は、それまでの合間の仕事の構造を残したまま産業化しているといえる。

### 第4項 生活史に表れた合間の仕事

前項では、産業構造から検討すると、織物産業には合間の仕事の構造が多く残存していることを示した。この項では、さらに具体的に生活史に表れた合間の仕事について考察する。

合間の仕事は、生業暦の中に組み入れられた仕事である。事例とした手仕事産業は、冬期に組み入れられていたものである。しかし、原料生産から考えると、冬期間だけで完結するものではない。1年間かかる仕事である。

深山の和紙を漉いていた長岡雄一さん、今利一郎さんは、紙の原料の楮を自分で生産していた。楮を作るだけでなく、水田耕作や養蚕の仕事もしなければならなかった。「紙漉き」と他の仕事は一体のものである。

長岡さんが深山で紙漉きを再開する時、楮の栽培に力を入れた。楮をよそから購入していたのでは、利益が上がらなかったからである。

出稼ぎのために、深山での紙漉きが急激に減少する昭和40年代（1965年から1974年ごろ）まで、深山での原料楮の生産量は20%以下で、不足する原料の半分の40%を地元周辺

で生産される楮に頼っていた。これは、生産された紙で支払われる。そのために販売できる紙は漉いた紙の80%となる。さらに、売った紙の代金から、不足した残りの原料楮40%分を購入した代金が差し引かれる（本論第4章第5節第2項）。長岡さんがいっている「利益が上がらない」というのはこういうことである。自家で楮を栽培すると、100%の紙が販売できるようになるし、原料楮と紙の交換や楮代金の支払いもなくなるということである。

深山で、総原料量の20%に満たない楮の生産となっているのは、紙漉きを春先までするために農作業が遅れ、田植えの準備が終われば養蚕のために忙しくなる。そこで楮の栽培まで手が回らなかったからだと言っている（本論第4章第4節第2項）。

生業暦から4月の作業をみると、水田では上旬に苗代を作り、下旬に種を蒔く。その後は5月上旬までに、田の畦を塗りなおす作業が続く。桑畑では、雪のための倒伏枝などの刈り取り、耕耘と追肥、土寄せが4月の作業である。楮の栽培のためには、ここに追肥の作業を加えなければならない。忙しい時期にさらに仕事が増えることとなる。

それでも長岡さんは自家楮の栽培に取り組む。空いた耕地に楮を栽培しても、2、3年はいい楮はできなかった。原料が少ないために思うように紙も漉けなかった。その間は和紙の値段が全国的に高くなっていたので、何とかしのげたのだった（本論第4章第4節第2項）。

白鷹紬の織手の1人である小関美慧子（こせきみえこ）さんの生活史では、織る糸は、義母が自家生産の繭から採っていた。その糸を、緋に染めてもらって織り上げると高く売れた。でも、自家製糸では、そんなにたくさん糸をとることはできない。糸がなくなってしまうと織賃しか稼げなくなってしまう、ということが語られていた（本論第1章第4節第4項）。これは昭和30（1955）年ごろのことと推測されるが、白鷹紬においても、原料から一貫して生産した方が利益は上がる、ということがいえる事例である。

一方、結城紬、越後上布については、近世から、糸の原料となる繭や青苧を、他国産のものに頼っている。また、白鷹紬については、地域での養蚕の衰退にともない。現在は、他の土地の糸や輸入された外国産の糸を購入しなければならなくなっている。

これは、作り上げられた商品の価格と原料の価格との関係で、原料を購入しても採算が合うという流通の問題が1つの要因である。しかし、それだけでなく、原料生産だけをす他の土地の都合も関係してくる。たとえば、深山和紙の楮の場合、養蚕のためのクワと楮は同じクワ科であるから、生育に適正な土地は重なる。しかし、白鷹町ではほぼ全域の地区で、クワは耕地に植え、楮は畑の畦の傾斜地や、耕地と里山の境の斜面に植えていた。生産のための土地利用が、原料生産の土地利用にうまく組みこまれたものでなければならぬ。

また、生活史の中には、原料生産だけをする生産者への配慮も語られる。長岡さんの生活史では、原料提供者にはよくできた紙を選択して支払っていた、という話が出てくる(本論第4章第4節第2項)。深山ではこういうことは珍しいことではない。今さんの家でもそういう話を聞いた記憶がある。原料の生産意欲を低下させないようにすることにより、継続して原料を供給してもらうこと、そして、よりよい原料を提供してもらうための配慮と考えられる。

同様のことは結城紬の場合の真綿確保についてもいえる。結城紬産地の養蚕は、鬼怒川の洪水のため、享保年間(1716年から1735年)から衰退を始める。以降、結城紬産地では、福島伊達を中心として、真綿を購入することとなる。伊達の真綿は、地物の真綿よりも1.2倍から1.4倍ほど高価であった(本論第2章第2節第2項)。また、そのとき、結城地方の蚕種商人が奥州伊達地方に出向いて蚕種生産の技術を現地の農民に伝授したこと、また蚕種を共同生産したという(本論第2章第1節第4項)。これは確実に史実として確認できないが、結城周辺でいわれることだけでなく、伊達地方でも同様のことを聞いた<sup>224</sup>。これもまた、原料産地に対する製品産地の配慮と考えられる。

この2つのことは、産業として、より有利に原料を手に入れるための戦略ともいえる。それだけでなく、製品生産と同様に原料生産活動を合間の仕事として組み込みやすくする配慮とも考えられる。生産地の生業暦の中に原料生産が組み込まれない限り、安定した原料供給が望めないためである。

そこには、原料生産と製品生産とが、地域を異にしても一体のものである、という考えが基本にあると考える。したがって、一度そのような関係が生ずると、その関係は容易には崩れない。結城の真綿の供給地が福島県伊達郡を主とすること、越後の苧麻布の青苧の供給地が福島県の会津、山形県の置賜地域、西村山地域になって、会津苧、米沢苧、最上苧となる時代が長く続くことは、単に交通の便を主とする流通の問題だけでなく、地域と地域の合間の仕事の結びつきという観点を考慮する必要があると考える。

次に、織物産業の「賃機」という働き方について考察する。実際の産業では、白鷹紬や結城紬、越後上布は、織り手は「出来高払い」という働き方である。自宅で織っている「賃機」の人はもちろん、機屋の作業場に通って織る人であっても、そこで働く原理は、「生業活動における労働の成果は、最終的に獲得できた生産品となって現れる（考察と結論第1章第2節第5項）」ということである。製品を生産するのにどのぐらい時間をかけたか、ということではない。

だから、自家で機を織る「賃機（出機）」の人だけでなく、作業場で織っている人であっても、1日の中での織り始めの時間や織り終わりの時間は自分で決める。

白鷹紬の佐藤嵩さんの生活史の中で、作業場に通ってくる織り手は、出来高払いのために時間的に自由であり、作業場に出てくる時間も8時だったり10時だったりする。自分自身で労働量を決めているようだと語られている（本論第1章第4節第2項）。

結城紬の糸とり人の働き方は、塚原アイさんの生活史に描かれている。塚原さんの1日は、あまり暗いとやりにくいから、朝は6時20分ぐらいから糸とりを始める。嫁さんが7時40分ぐらいに会社に行くので、そうしたら洗濯をしたりご飯を食べたりして、その後は用事が特になければまた糸とりをする。午後は、あまりやらないことが多い。洗濯物を取り込んだり、用事を済ませたりで、1日真綿5枚ぐらいかな。午前中に3枚、午後から2枚ぐらいが自分のペースだと語っている（本論第2章第4節第4項）。

このように、「賃機」の織り手、作業場に通う織り手、糸とり人の塚原さんは、1日の中で、できる時間帯で手仕事をしている。時間制の賃金ではなくて「出来高払い」で工賃が

支払われるからである。この人たちの1日を24時間の周期の「生業暦」に落とし込むと、機を織る仕事は、家事などの生業活動の合間に組み入れられている。現代の「1日の中の合間の仕事」であるといえよう。

越後上布の苧績みをしている青木春枝さん、山崎紀代さんは織物工房での仕事を辞めてから苧績みを始めた（本論第3章第4節第2項、第3項）。同様に、金井神箒の生活史では、土屋照一さんは、平成2（1990）年に、会社を退職して箒作りを始めている（本論第4章第4節第3項）。

この人たちの人生の生業暦を作ると、本格的な仕事から離れた時期に入れ込まれた「合間の仕事」ということができよう。

類似の事例として、結城紬の塚原アイさんの事例がある。塚原アイさんが糸つむぎを覚えたのは、妊娠がきっかけだった。一般的に、結城の糸つむぎの仕事をするのは、中年以上の婦人が多く、従来は小遣い稼ぎとして広く行われていたという（本論第2章第4節第7項）。同様に、越後上布の織り手の高波さんは、お母さんは有名な織り手であり、その仕事を見て育ったが、ずうっと織物には興味がなくて、学校を出ると金融機関や観光協会に勤務していた。自分の仕事にしようという気持ちはなかった。観光協会に勤務している間に結婚して、やがて、姑さんの介護のために仕事を辞めた。そうしている内に、お母さんの仕事を思い出して、越後上布を織ることは介護をしながらでもやれるのではないかと思っ、平成15（2003）年から越後上布の機織りを勉強し始めたという（本論第3章第4節第4項）。さらに、深山の紙漉きの高橋恵さんの場合は、娘さんが小学校を卒業するときに、和紙の卒業証書がなくなるかも知れないと聞き、娘たちには和紙の卒業証書を与えてやり続けたいという気持ちから始めている。子育てから手を離せる時期であった（本論第4章第4節第4項）。

この3人の場合も、それぞれの仕事は人生の生業暦に組み込まれた「合間の仕事」ということができよう。

「合間の仕事」の時間概念は1年という周期が基本となっている。それを、1日間にあ



てはめると、その間の手仕事は、1日の中の「合間の仕事」になる。また、同様に人の一生にあてはめれば、人生の中の「合間の仕事」になる。このような「合間の仕事」で、現代の手仕事は継続されている。

さらに、「機屋」の例を考えて見よう。機屋は製品生産企業者であるから、当然その企業者利益は生産物の販売価格の総体が基準となる。実際には、原料代や賃機の工賃など、さまざまな経費を差し引いたものが純利益となる（都留編，1994：50）。

具体的には、生産した製品を問屋あるいは直接の注文主に販売し、受け取った金銭が利益の基準になる。それは、いい方を変えると、「生業活動における労働の成果は、最終的に獲得できた生産品となって現れる」と同じことである。そう考えると「合間の仕事」をしている人も、すべての人が個人企業者となるであろう。実際、在来の手仕事を営んでいる人の中には、税申告の場合に「個人事業者」としている人もいると聞く。しかし、そのような「産業的な見方」では割り切れないものを感じる。

産業的なものの見方では、企業とは「できるだけ多くの利潤をかせぐことを目的として組織され、原則としては、他の経済主体からは何らの支配を受けることなく、みずからの責任において市場の価格を基準としながら生産や販売のことにあたる」とされる（都留編，1994：50）。しかし、事例とした合間の仕事の従事者は、そのような企業者意識だけで仕事をしているわけではない。

本論文の事例では、「芋績みをするのは「てもずらなし（何もすることがなくて、てもちぶさたでいること）」ではいられないからだよ」と青木春江さんは語っている。

生計のためには、すべての人は「できるだけ多くの利潤をかせぐことを目的」とするのは当然である。在来の手仕事に従事している人たちも、合間の時間を使って生計を支える営みの1つにしているということであろう。ただ、それだけでなく、青木さんのように、「何もしないではいられない」、「あるいは手持ち無沙汰を埋める」ということも、この合間の仕事を選択した理由の中にはあるのではないかと推測する。

以上のように、生活史を産業としての在来の手仕事という視点で考察すると、産業生活



の中に、さまざまな「合間の仕事」が入れ込まれている、あるいは残存しているといえる。

このような姿は、統計からは見えにくいものである。現在の統計処理では「職業」を「1人1職業」とするのが通例である。国勢調査などのさまざまな統計処理では複数の生業要素を持っている人の場合、便宜的にもっとも収入の高いもの、従事する時間の最も長いものをその人の「職業」とし、「1人1職業」とする（第3部考察と結論はじめに）。その統計上の処理規則が人々の思考を規制する。「専業と兼業」、「主業と副業」、「正規と非正規」などのことばは、「1人1職業」という概念と結びついたことばである。

「合間の仕事」という概念は、この「1人1職業」ということの対極に立つことばである。歴史的な文脈で考えると、児玉幸多は、近世の産業発達の要因の1つとして、戦国末期から近世にかけ、農村に居住していた半士半農というべきものが都市に移って消費者となったこと、商工業者も自給生活が不可能になったことをあげている（考察と結論第1章第3節第2項）。このように近世の例を挙げるまでもなく、本論文の対象となった白鷹紬や結城紬の機屋さんでさえ、昭和50年ごろまでは農業との兼業の人たちだった。神崎宣武は「農家とは「農業もおこなう家」なのである」と述べ、農家の一部は行商などの「合間の稼ぎ」をも含んで生活を支えていたことを指摘している（神崎，1995：225）。統計でいえば、国勢調査が始まった大正9（1920）年には、全国では第1次産業従事者は53.8%であり、昭和30（1955）年では41.1%である。筆者の住む白鷹町では、昭和30年には77.5%であり、昭和45（1970）年でも58.4%である。これは統計であるので、先に述べた「1人1職業」の原則が適用されている。したがって、実際に他の産業に従事している人でも第1次産業に従事している場合もあるし、またその逆もありうるということである。白鷹町の統計によると、平成22（2010）年の場合、第1次産業従事者は10.5%であるのに、農業をおこなっている家の比率（農家率）は全世帯数の32.5%となっている。

生業は、ある時間軸に沿い、いくつかの生業要素を組み合わせている複合的な形態が本来であった。現在の「職業」という概念は、「いくつかの生業要素を複合させる」ことを排除したところに成り立っている。「職業」という考え方だけで、「生計を立てる道」を考え

ることは、私たちの人生を貧しくしていないかと考えるのである。

当然、「いくつかの生業要素を複合させる」ということが主流となるとは考えない。しかし、ある場合には意志的に「いくつかの生業要素を複合させる」ということを志向してもよいのではないかと考える。この項で概観した生活史の中の合間の仕事の姿の先に、在来の手仕事産業の後継者問題に対する解答の1つが見えると考える。

#### 第5項 合間の仕事の生産品

この項では、産業としての在来の手仕事で生みだされた商品について考察する。

在来の手仕事産業で生み出された製品は、産業面でも文化面でも一定の社会的評価を与えられている。具体的には、事例として取り上げた手仕事で作られた製品は、昭和49(1974)年に制定された「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」(以下「伝産法」と略す)による「伝統的工芸品」に指定されているものがいくつかある。また、「文化財保護法」に基づき、国や地方自治体の文化財の指定を受けているものもある。これらの指定にあたっては、一定の基準が設けられ、それを満たすことが求められている。

「伝統的工芸品」の場合は、①工芸品であること、②主として日常生活の用に供されるものであること、③製造過程の主要部分が手工業的であること、④伝統的技術または技法によって製造されるものであること。「伝統的」とは100年以上の歴史を有し、今日まで継続していることを意味している、⑤伝統的に使用されてきた原材料であること、⑥一定の地域で産地を形成していること、という6つの要件を満たしたものであるとされている(伝統的工芸品産業振興協会編, 2003: 7-8)。

つまり、「伝統的工芸品」に指定されているものは、「製造過程の主要部分が手工業的である」、「100年以上の歴史を有し、今日まで継続している伝統的技術または技法によって製造されたものである」、「伝統的に使用されてきた原材料である」ということがこの法律によって保証されているのである。

また、文化財の場合は、「文化財保護法」では、手仕事に関係したものとして、国の場合、「無形文化財」、「民俗技術」、「選定保存技術」などがあり、地方自治体でも、国の例に倣って同様の名称で指定されていることが多い。

「無形文化財」とは、「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（第2条第2項）」で、さらに「文部科学大臣は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定することができる（第71条）」という規定によって無形文化財よりもより重要と考えられるものを重要無形文化財としている。

また、「民俗文化財」とは、「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（第2条第3項）」という規定があり、さらに重要なものを「重要民俗技術」としている。

さらに、「選定保存技術」とは、「文部科学大臣は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定することができる（第147条）」というものであり、文化財を保存するための手仕事を指定することができるようになっている。

この文化財保護法で指定されたものは、「歴史上又は芸術上価値の高いもの」、「我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」、「文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能」であると「保証」されたことになる。

産業、文化面でのこのような保証と評価は、直接的に経済的な価値を生み出すものではないが、間接的には商品価値に反映し、各産地では「伝統的工芸品」や「文化財」を表す「証票」を生産物に付けて販売し、あるいはパンフレットなどに記して宣伝するという形で、「ブランド化」が図られることとなる。

さらに、品質の保証などのために、文化財に限ったことではなく、それぞれの産地では、産地名を名乗るための製品規定を作成し、製品の検査を厳格に行っている。したがって、産地名を名乗って商品を生産するには、それに見合った原料と生産技術を用いなければな

らない。たとえば、結城紬の場合は、茨城県本場結城紬織物協同組合と栃木県本場結城紬織物協同組合の両組合の加入する機屋で生産されたものは、本場結城紬検査協同組合に持ち込み検査料を払い製品検査されることになっている。越後上布の場合は、重要無形文化財の技術で作られた製品は検査を行い、合格したものには越後上布・小千谷縮布技術保存協会の確認証票が貼付される。また文化財に指定されていない長井の金井神箒についても、組合で規定を作り検査していたことは先に記した（本論第5章第2節第3項）。このようにして、各々の産地では保証されたことを守る努力がなされている。

このような努力は、一方で生産性を低くすることとなる。それぞれの生活誌の「技術誌」で述べたように、機械化することが難しい技術を用いていることが在来の手仕事の特色であった。さらに、たとえば結城紬の「風合い」と呼ばれる布地の品質は、地機を用いることにより生み出されるものであったように、生産性の低い道具（織機）を用いることは、科学的にも合理的なことであった（本論第2章第3節第3項）

実際、生産性の低さを示すものとして、同じ地機を用いる越後上布の場合、平成27(2015)年の無形文化財の小千谷縮と越後上布の生産は、それぞれ、3反と30反であるという<sup>225</sup>。また、手仕事産業はどれを採っても、代替物を作る機械産業より、はるかに生産性が低い。白鷹紬の年間生産量は200反あまりである。また結城紬にしても、年間5,000反ほどにとどまっている。

合間の仕事としての在来の手仕事産業は、このように共通して製品生産性の低さを持っている。それは、一定の品質の製品を生産するには、これまで述べたように原料や技術が限定されることによる。生産拡大をするにしても、原料生産に必要な土地や設備の確保という機械工業と同様なことだけでなく、自然の周期の中で生育にかかる時間の制約も受ける。多くの場合、1年以上かかることになる。また、生産工程では、わずかな道具を使用するだけで生産者の身体活動に依存して生産されるため、人の能力を超える量は生産できない。

生産性の低さは、商品としての希少性を生みだしている。その希少性が手仕事産業の産

物を高価にしている。そして、在来の手仕事産業が、現在まで継続できているのは、希少性が生み出す製品の商品価値の高さのためである。

この産業で生産されるものは、実用品としては機械文明の産物である大量生産品と同じ使用目的を持つもので、仮に手仕事産業の産物が存在しなくなっても、使用目的だけを考えれば大量生産品で代替可能な製品である。白鷹紬や結城紬、越後上布がなくなっても、同じような柄の着物は、機械を用いた紡績糸やラミー糸を用いた機械織り布にプリント染色すれば、外見的にはそっくり同じようなものが生産できるであろう。また、深山和紙と同様の「和紙」と見えるものは機械漉きでも可能である。さらに、座敷箒も機械で作ることが可能である。そしていうまでもなく、それらは白鷹紬や結城紬、越後上布、深山和紙、金井神箒よりもはるかに安価である。

『伝統的工芸品ハンドブック』には、伝産法が制定された背景についての説明が記載されている。そこには、「消費、使い捨ての機械文明に埋没した生活に対する反省の結果として、伝統的なものへの回帰、手仕事への興味、本物指向がみられる」と記されていた（伝統的工芸品産業振興協会編，2003：6）。私たちの日常生活は、多くが「機械文明」の中の生活で占められている。したがって、実際に生活で使用する多くのものは、機械文明の大量生産の産物である。しかし、そのような生活だけでは私たちは満足できない。そのような生活の反省の結果、私たちは、「伝統的なものへの回帰、手仕事への興味、本物指向がみられる」という消費傾向を示す。

そのような消費者の傾向の市場は、実用品として耐久性があり、しかも安価であるということなどが重視される大量生産品の市場とは別の価値観で動く。それは、消費者の「趣味（好み）」をもっとも優先させる価値観である。もちろん大量生産品にもこのような価値観は存在する。しかし、それが1番に優先されることは少ない。もしも、価格や機能性、耐久性などよりも、はるかに「趣味（好み）」が優先されるならば、それは大量生産品の市場原理とはべつの価値観で動いている市場である。現実にはそのような市場が成立しているので、「消費、使い捨てでないもの」が実際に私たちの身の回りに存在することになる。

この市場では、同じものが大量にあることとは対極にある「希少性」が、価値の基準として重視されることとなる。在来の手仕事産業の属する市場は、このような「趣味が優先される」市場である<sup>226</sup>。したがって、手仕事産業の生産性の低さは、商品の価値付けには有利な方向で働く。さらに、そこに「伝統的工芸品」や「文化財」のように産業界の保証や国の文化的価値判断が付け加われば、さらに希少性は保証され、価値は増すことになる。

もう1つ別の視点がある。結城紬産地では、製品の検査の申請書には、申請者氏名や布に関わるさまざまな規格区分の他に、「製織者（機を織った人）」、「染色業者」、「緋製作者（緋をくくった人）」、「意匠発注者（図案を作って発注した人）」、「糸取者（手つむぎをした人）」を登録番号で記すようになっている。さらに「真綿証明書（真綿の販売者の証明シール）」を貼付して申請するようになっている。これは平成25（2013）年2月から実施されたものであるが、このようにして生産履歴が全面的にわかるようにするためであるという。

個人の手仕事による生産の場合、製造者の氏名を明確にして販売されることは少なくない。古典的な陶器や刀剣などはそのもっとも明確な例である。現代では、それは拡大されてきて、編み籠や人形、ガラス器など多くのものに拡大している。織物でも、個人がほとんどの工程を手がけている場合は、個人の制作物として名前を付けることがある。そして、このように名前が制作物とともに示される場合、製造者は、「工芸作家」としても扱われるようになっている。

製造工程に複数の人が関わる結城紬などの場合、「機屋」の名前を付けて提示されることも多くなった。「白たか織の板締め小緋」とか「小松織物工房の白たかお召」という具合である。そして、佐藤嵩さんや小松紀夫さんは「職人」と呼ばれたり、「織物作家」といわれたりする。

結城紬の検査証明書が、生産履歴が全面的にわかるようにしたことは、このような「作家性」を打ち出すこととは違うようである。検査証明書の変更について、栃木県本場結城



織物協同組合理事長の石川好太郎さんは、平成27（2015）年9月に訪問した時、直売所の農産物に生産者の名前や写真があることと同じだと話してくれた。

ある研究によると、平成12（2000）年以降、農協からの直売生産品を扱うスーパーなどで、野菜のラベルに生産者名、住所、ID番号が添付されて販売されることが多くなった。これを「顔の見える」野菜という。平成15（2003）年の調査では、研究対象とした6つのスーパー780店舗のうち、307店舗で導入しているので、39.4%の導入率である。その販売比率は1%から6.6%となっているが、目標としては5%から15%まで引き上げたいと考えている（池田，2005：18）。

スーパーが「顔の見える」や際に取り組んだのは、2つの理由がある。1つはJAS法の改正により、生鮮食品への産地表示の義務化されたことである。もう1つは、平成12（2000）年に起こった大手食品メーカーの異物混入事件、さらに翌年には国内での牛海綿状脳症の発生、さらにその翌年の平成14（2002）年には大手食品メーカーによる産地偽装事件が起こるなど、食品の安全を揺るがすことが相次ぎ、販売者としては企業への「信頼」を回復する必要があったことである（池田，2005：18-19）。

織物を見分けることは、消費者にとっては難しいことである。結城紬は名の知られたブランドであるので、おそらくはさまざまなものが「結城紬」として流通したのであろう。その信頼を保証するものとして、生産履歴が全面的にわかるようにしたというのが検査証明書の変更の目的であった。

生活史の中で、仕事についてさまざまなことが語られた。白鷹紬の織手の小関美慧子さんは、朝、明るくなると起きてかまどに火を焚いて、釜を据えて御飯を炊く。それが炊きあがると機に上がって機織りをする。朝御飯まで1尺（約30cm）織ることができれば楽しみだったという（第1章第4節第4項）。

結城紬の手つむぎ糸を紡いでいる塚原アイさんは、糸つむぎの講習会の講師でもあるが、糸つむぎを仕事にするには、講習会で習っただけではだめで、習って帰るときに綿を買って行って、自分で練習して、糸の太さを平らに（均一に）できるように練習しなければな



らないという。そうしてつむいだ糸を次の講習会の時に持ってきて、見てもらうことが必要だ。講習会に来ただけでは忘れてしまうから、そうしなければものにならないと語ってくれた（本論第2章第4節第4項）。

越後上布の苧績みをしている山崎紀代さんは、膝の上に濃い色の布を置いて、裂いた苧をのせて行く。苧を裂く時には糸のできあがりと同じ太さになるように、先の方を処理しながら行う。裂いた苧を布の上に置く時には、もとの方と先の方をまちがいないように区別しておいて行く。時々、前に裂いた苧と照らし合わせて比べ、苧の幅をそろえるようにしているという（本論第3章第4節第3項）。

深山和紙の漉き手の今利一郎さんは、紙漉きをお母さんから習った。お母さんは自分が紙を漉けなくなっても部屋で漉く音を聞いて指示をしていた。紙を漉いてもできが悪いと破られた。「だめなものを出すと、買ってもらえなくなる」というのである。漉いた紙が破られなくなるまで3年かかったという（本論第4章第4項第3項）。

金井神箒を作っている竹田惣一さんは、箒作りで難しいのは柄の取り付け部分のハマグリの形で、作る人によって、少しずつ形が違うという。見ると誰の箒かということがわかる。上手になるには、手性（手先の器用さ）もあるが、箒を数結わなければ（数多く作らなければ）だめだと語っている（本論第5章第4節第5項）。

合間の仕事の商品は、しなければならない家事をすべてこなした時間で生み出され、厳しい技術指導と習熟の努力、細やかな神経の使い方、そしてよりよいものを作ろうとする意欲など、生産者のさまざまな思いが詰まったものであるといえよう。

「手仕事の製品」というだけで、私たちは大量生産品よりも高価であることを受け入れてしまう場合がある。それはこのような「思いのある商品」に対する信頼とも考えられる。結城紬の生産履歴が全面的にわかるようにした検査申請書の変更は、このような信頼に対して、生産者の明示した証明とも考えられる。

このように考えると、さまざまな手仕事による商品が「作家性」を問題にしていること、あるいは、事例のような在来の手仕事の将来を「作家性の付加」という観点で語られるこ

とについては疑問がある。これは柳宗悦の提唱とした「民芸」との関わりで論じられる課題と考えるが、そうするにはまだ準備不足である。ここでは疑問を提示するにとどめ、今後の課題としておく。

以上、在来の手仕事産業、つまり合間の仕事の商品は、生産性の低さから来る希少性を逆手にとって、実用品の市場とは異なる市場で「居場所」を確保している。その市場はかつて合間の仕事の商品が実用品であった時代に比較して、極めて小さな市場である。生業として合間の仕事を確立するためには、そういう現実をきちんと見据えた上で、成り立たせる方法を検討すべきであろう。

また、その武器は、合間の仕事が持っている製品として誠実に作られているという「信頼性」も重視できるだろう。「顔の見える商品化」ということもその一つと考える。

## 第6項 技術の身体性

前項までの考察は、在来の手仕事を「経済的価値を生み出す生産活動」として考察してきた。それは、本論文で「産業」を「利潤追求活動を基本とした、社会的分業による生産活動」と定義したことを踏まえたものである。その結果、在来の手仕事産業が経済的価値を生み出す活動として、「暮らしを支え、生計を維持する」ことができる仕組みを持っていることを示した。その仕組みによって大きな社会文化的な環境変動に適応し、今日まで継続されてきたと考えられる。

しかし、従事者個人の場合、単に生計を成り立たせる「仕事」として「経済的価値」だけを基に選択し、仕事を継続してきたわけではないと考える。

本論文の事例研究で示した「生活史（ライフ・ヒストリー）」には、産業として手仕事に携わっている人々が自分の仕事についての楽しさなどを語っている部分が数多くある。たとえば、次のようなものである。

- 1 気が向いたときに苧績みをしているのだけれど、2 時間したら、休憩を取ってまたはじめるというようにしている。孫の相手もしなければならないから、ずうっとしているわけには行かない。子どもにはそんな暇なことをしなくても（そんな手がかかることをしなくてもいいのに）といわれるけれど、楽しい（本論第3章第4節第3項 山崎紀代さん）。
- 2 いい織物を織り上げるのは、先ずきれいな糸に揃えることが大切だ。中途半端に妥協すると後で苦勞することになる。そういう風に気を遣って仕事をして、今までに自分で満足できるものは1反もないという。越後上布は50反織ったら1人前というが、自分はまだ30反しか織っていない。自分の織りたい柄を作って織るなんていうことはあまり考えない。注文された物を織っているのだが、織るのは奥深くて、織っていると楽しい（本論第3章第4節第4項 高波明美さん）。
- 3 生活のために紙を漉いてきた。ただの手間賃稼ぎよりは、紙漉きは色々な作品ができるからいいと思う。気に入った、思い通りの紙ができたときは嬉しい。職人みたいな気持ちがある。「経済と両方だな」と長岡さんはいう。「きれいな紙ができるのは嬉しいことだ。他の人にそんなことをいっても、その紙は他の紙とどこが違うのといわれて、わかってもらえないけれどもね」（本論第4章第4節第2項 長岡雄一さん）。
- 4 紙漉き体験のような観光客の相手するのと本格的に紙を漉くのはなかなか両立しない。さまざまなことで取材されるのも苦手だ。紙漉きが広まるいい方法と思い、断りはしないが、紙を漉いている方が楽しい。毎日の仕事が、具体的にみえるのがいい。和紙はあたたかくて、色がそのまま自然の色で。それが和紙の魅力だと思う（本論第4章第4節第4項 高橋恵さん）。

この「楽しさ」や「喜び」は、仕事をすることや仕事を継続しようとする意志の根源となっていると考える。本項ではそれが何に起因するものかということ考察するのが目的

である。それは、産業としての在来の手仕事が、「経済的価値を生み出す生産活動」という条件を一義的に持ちながら、同時に産業の基本原則である「経済的価値」には還元できないものをも内包する産業であることを示すこととなる。

さて、本論文冒頭の「はじめに」において、「手仕事」を「製品を作り出す主要な工程が、手先の仕事で行われるもの」と定義している。また、研究対象は「動力を用いない手織機で織られる織物製造を中心に、手漉きの和紙、手作りの座敷簾製造」としていることを示している。したがって、事例として取り上げた手仕事の技術は、すべて「手先」などの身体を使った技術<sup>227</sup>であるといえる。そこで引用したものに語られている「楽しさ」や「喜び」は、手仕事という身体を使う技術で成し遂げることの「楽しさ」や「喜び」といえる。

このような「楽しさ」や「喜び」などの感性的なものは、数値化することや学問のことに置き換えることが困難であり、学問的な議論の対象とすることがきわめて難しい。たとえば、アンケート調査などによって「満足度」や「充実感」などを調査し、統計処理して数値化したとしても、それはそのときの気分 (mood) など含むものを表すものであり、仕事そのものの全体像に迫るものとはいいいにくい。しかし、先に述べたように、在来の手仕事産業の一面には、数値化しにくいものをも内包している産業であるので、数値化や学問のことに置き換えることが困難だからといって、その部分を抜きにしては産業としての在来の手仕事の全体像は解明できないと考える。本項では、事例研究の生活史 (ライフ・ヒストリー) を分析材料として、「楽しさ」や「喜び」などの感性的なものと産業との関係を考察する。具体的には、このような感情が生起される要因を手仕事の産業技術の分析によって説明することを試みる。

技術という面から考えると、この感情は在来の手仕事に限ったものではなく、手仕事以外であっても、身体性の技術を用いる仕事には存在するものと同様のものとする。たとえば、産業社会の中の機械を用いて生産する仕事であっても、そこに伝統的な身体性を伴う技術が残されているものや、車の運転のように、無形の身体技術の仕事にも共通に存在する。さらに拡大して、およそ身体を使う技術の介在する仕事には、その技術で成し遂げ

ることの楽しさや喜びが存在すると考えることができるし、純粋な経済活動とはいえない芸術の分野にも、あるいは私的な趣味の手仕事にも、自己の身体を使って作品を制作するものには、同質の楽しさや喜びが存在すると考えられる。その意味で、英語の art に含意される<sup>228</sup>「芸術」と「技術」は、経済的な価値だけではなく、それに還元できず、「楽しさ」や「喜び」などの感情を表すことばでしか表現できない価値をも同時に生み出すということで結びつく。この感情をもたらす本質的要因は、生産活動の大部分が身体性の技術でなされることであると仮定する。

生業活動の技術の中での身体性を論じたものに、松井健が「マイナー・サブシステム」について記した論考<sup>229</sup>がある。その中で松井は、上記の「マイナー・サブシステム」の成果は、「経済的な価値に還元できず、感情を表すことばでしか表現できない価値」を「情緒的な価値」と説明している<sup>230</sup>。この松井のマイナー・サブシステム論も参考にして考察を進める。

例示した4つの場合を身体性に主眼をおいて考察すると、1の山崎紀代さんの場合は、青苧と呼ばれるカラムシの皮を裂いて細くし、それを指先で撚り合わせてつなぎ、織物に使う長い糸にする仕事している。その技術は、皮を細く裂く、そしてそれを指先で撚りつなぐという技術である。

2の高波明美さんの場合は、地機を使って、越後上布を織る仕事である。それは、経糸の一端は腰に巻いた「腰板」に固定され、経糸を腰でつり、必要な時にだけ経糸に張力をかけて織るのである。織る人の身体の一部が、織機の一部ともなっている。

3の長岡雄一さんと4の高橋恵さんの場合は、紙漉きである。その紙を漉く工程だけ示すと、楮の繊維の溶け込んだ水の中で、紙の大きさの「簀(す)」を敷いた「簀桁(すげた)」を揺り動かして、繊維をすくいとり、紙にする技術である。

以上の場合の楽しさや喜びは、まず、自己の身体を使った技術で、生産する喜びや楽しみといえる。

3の長岡雄一さんの場合は、さらに、「思い通りの紙」、「きれいな紙」ができた時のこと

## 第1章 考察

をも語っている。ここでの楽しさや喜びは、自己の身体を使った技術で、自己の思い通りのものが生産できた喜びや楽しみと考えられる。

幅広の御召を織らせて貰ったことがある。お相撲さんの御召だったのかな。通常のものより2寸（約6センチメートル）ほど幅が広がったのかもしれない。それを織るのは楽しかった。織り賃も高かったのだけれど、織り上がりの日が決められていたのはつらかった。幅広はあまり織る人がいなかったのかもしれない。（小関美慧子さん 本論第1章第4節第4項）

拵括りの仕事も手の仕事だから時間がかかる。それでも「100の飛び（100亀甲のまともりが、一定の間隔を置いて配置された模様）」なら10日ぐらいで括れる。一番細かいのだと、160の亀甲ぐらいまでは括ったことがある。（須藤輝さん 本論第3章第4節第3項）

ここに拾い出したことは、それぞれの手仕事従事者が、自分が身につけた技術の水準を提示していることばと考えることができよう。それは数字として定量化できないが質として示すことが可能であるとする。

紙漉きや織り、拵括りの工程は個人によって最初から最後までおこなわれるものである。他の人にはわかってもらえない場合もあるが、できあがった紙や布は、その人の身についた技術を反映したもの、技術が具現化されたものといえる。

したがって、この喜びや楽しさは、自己の技術をさらに向上させようとする意志に繋がる。例をあげると、白鷹紬の工房主の佐藤嵩さんが、板締め染色の際、それまでの倍の2疋分を一度に染色しようとしたことや柄物といわれる拵織物に取り組んだこと、また、越後上布の織屋である中島清志さんが、越後上布のさまざまな技術に深い興味と知識を持っていることなどは、自己の身体を使った技術で、自己の思い通りのものが生産できた喜びや楽しみを得たいという気持ちから生まれると推測される。

在来の手仕事の技術移入は、生産性の向上という経済的な目的だけでなく、新しい技術を身につけようとする気持ちも関係していると考えられる。事例とした生活史から拾うと、白鷹紬の工房主の佐藤嵩さんは、新潟の塩沢の織機を導入し、緋の共巻きに挑戦した。それまでの緋巻器を使った織り方よりも、下準備で時間短縮ができるし、織っている最中に経緋糸のズレが少ないと考えたからである。しかし、新しい技術を入れることは難しい。失敗もするし、織り手からも反対された。けれども佐藤さんは共巻きに挑戦し続けて成功する。歴史的な文脈で考えると、佐藤嵩さんのような挑戦が、他の地域からの新しい技術の導入を生み、在来の手仕事の技術革新を推進してきたと推測される。そのような新しい技術を身につけようとする努力や工夫を経験的に積み重ねることによって、その人の身についた固有の技術が習熟される。そしてそれは、製品という具体的なものとして、見る人が見ればわかるものになる<sup>231</sup>。

越後上布の糸の績み手である山崎紀代さんは、塩沢の絹織物の織り手でもあったが、「織物には織っているときの気分やその人の性格が出てくる」と語っている。できあがったものを見ると、人がわかるだけでなく、そのときの気分などまでわかるのだという。深山の紙漉きの高橋さんも、「毎日の仕事が、具体的にみえるのがいい」と語っている。手仕事の従事者にとっては、できたものが技術の具現化されたものであるだけでなく、そのときの自分そのものの現れなのである。

さらに手仕事の生産品には、前項で示した「伝統的工芸品」や文化財としての評価のよりに、直接的には経済的な価値に還元できない社会的、文化的な価値も付加される。それは公の評価だけでなく、手に取った人や見た人からの賞賛というような私的な評価も付加されることがある。柳宗悦が手仕事の品物の中に「美しさ」を見出したのもその一つの例であろう<sup>232</sup>。以上のような他者からの評価は、生産者だけでなく家族の誇りともなる。白鷹紬の工房主である小松紀夫さんが、自己の曾祖父が「お召し織物」に取り組んだことについて、「すばらしいことだと思う」と語ることはその一つの例である。

在来の手仕事産業の仕事は、生産品の商品価格として経済的な価値判断が示される。そ



だけでなく、それには還元できない社会的、文化的な価値判断が付加される。その両者が生産者やその家族の「誇り」という感情をもたらす要因となっている。

このような手仕事の技術は、それぞれの地域や家族に、幾世代にもわたって受け継がれてきた社会的なものである。事例の生活史では、母（姑）から娘（嫁）、あるいは父から息子へ、さらに集落の老人から次の世代へという形で伝承されていた。家族内伝承、あるいは地域内伝承の技術といえるものである。それと関連することが、次のような語りの中にある。

使ってもらえる人がいるから、細々とでも作ってゆきたい。なによりも、昔から金井神でしてきたことだから（土屋新一さん 本論第5章第4節第2項）。

自分のしている仕事は、かつて父や祖父、そしてこの地域に住んでいた人々がしてきたことだ、だから自分もしてゆきたいと土屋さんは語っている。自分の仕事は家族や地域の歴史と結びついたものである。

紬の糸も、かつては地元のものを使っていた。しかし、現在ではなくなってしまったので、福島の保原のものを使っている。生糸も地元のものとかかわっていたが、それもなくなってしまった。せめて山形県のものをと考えているが、それも次第に難しくなっている。ここでは、蚕を飼うこと、糸を紡ぐこと、布を織ることが全部できた。そのことを誇りに思うと紀夫さんはいふ（小松紀夫さん 本論第1章第4節第2項）。

昭和48（1973）年には、絵本作家の瀬川康男さんが、深山の紙で版画の絵本を作りたいと行ってきた。1軒だけの紙では足りなくて、4軒から集めて送った。『さいのかわらの地蔵和讃』（瀬川康男 1973 文化出版局）だけれど、家の宝物だ（今利一郎さん 本論第4章第4節第3項）。

小松さんは、出来るだけ地元の材料をつかいたい、それができなければ山形県内のものを使いたいと考えている。それは、かつてはすべて地元のものを使っていたからであるという。今さんは、自分の紙だけで足りなければ、地域全域から紙を集めて提供する。そして、できあがった絵本は「家の宝物だ」という。

土屋新一さんのことや小松さん、今さんの話をまとめると、従事者は自らの身体を使い、受け継がれた技術を用いて仕事をすることによって、家族や地域と結びついている。そして、仕事をすることによって、家族と地域の歴史の中に生きていることを身体で自覚する。

以上のことから、事例とした手仕事は、生産活動が身体の技術でなされるものであることを本質とし、その技術的な特色を次のようにまとめることができる。

- 1 生産者が身体を用いて生産した手仕事の生産品は、習熟した固有の技術や生産時の気分が具体的に現れたものであり、自己そのものの表象であるといえる。
- 2 在来の手仕事産業の生産品には、外部から生産品の商品価格として経済的な価値判断が示される。それだけでなく、それには還元できない社会的、文化的な価値判断も付加される。その両者が生産者やその家族の「誇り」という感情をもたらす要因となっている。
- 3 手仕事の技術は、それぞれの地域や家族に、幾世代にもわたって受け継がれてきた、家族内伝承、あるいは地域内伝承の技術といえる社会的なものである。
- 4 従事者は自らの身体を使い、受け継がれた技術を用いて仕事をすることによって、家族や地域と結びついている。そして、仕事をすることによって、家族と地域の歴史の中に生きていることを身体で自覚する。

つまり、在来の手仕事は、産業であるが、従事者にとっては自己の表現物として自己実現の手段でもある。また、経済的な価値に加え、社会的、文化的な価値評価も付加される

## 第1章 考察

ことにより、社会的な承認を生産者が確認する手段ともなっている。さらに、自己の身体  
の技術が家族や地域で受け継がれた技術であるために、その技術を用いて仕事をするこ  
とは、家族や地域の歴史と結びつきを確認すること、帰属意識（identity）を自身の身体で  
体験するものとなる。これらは経済的な価値や社会的、文化的評価のように生産者の外か  
ら与えられる価値ではなく、生産者の内部に生起される価値であり、生産者だけが得るこ  
とができる価値である。生産者が在来の手仕事を継続しようとする意志の基盤には以上の  
ような性質があるといえる。

現代は産業社会であり、機械文明が支配する社会である。そして、さまざまなものが経  
済価値に換算され、その経済的な価値だけを重視する風潮が力を得ている。産業において  
は、経済価値追求のために、生産活動を機械化し、自動化し、生産の過程から身体性を排  
除して、より生産性を高める方向に動いている。したがって、身体性の技術は、次第に縮  
小している。そのような社会の中で、産業としての在来の手仕事は、すべての産業が持つ  
ている経済価値のような外部から与えられる価値に加え、ここで述べたような生産者の内  
部に価値を生起する働きを内包する産業として存在していると考えられる。また、在来の手  
仕事がそのような存在であることは、現代の産業社会や機械文明の価値観とは異なる価値観  
に立つものであるといえる。

### 第7項 まとめ

この項では、この節で考察し、明らかにできたことをまとめる。

第1に産業化の過程については、事例とした手仕事産業は、それぞれに産業化された  
時期が異なっている。しかし、共通して近世の商業と流通の全国的な発達によって、現在  
の産業の基礎が作られているといえる。

第2に織物産業の産業構造については、生産者としての「機屋」を中心に見て行くと、  
昭和55年あたりまで、「機屋」は合間の仕事として、あるいはそれに依存して継続されて

いる。それぞれの土地の農業の衰退により、「機屋」は専門化して、農業と切り離されて行くが、産業全体としては、賃機などの合間の仕事をその内部に残存したまま、産業化されているといえる。

第3に、生活史には多くの産業の中の合間の仕事の姿が示されている。合間の仕事では、原料生産と製品生産が一体のものである。結城紬や越後上布にしても、半完成品の原料生産地が分離されているだけで、最終段階の糸は産地で作られる。そのような場合でも、地域を異にしても原料生産と製品生産とが一体のものである考えを基本とした関係が結ばれる。また、生産者の働き方には、1日の合間、人生の合間を利用した「出来高払い」の合間の仕事の働き方が継続されている。そこで働く原理は、「生業活動における労働の成果は、最終的に獲得できた生産品となって現れる」という合間の仕事の原理であることを明らかにした。

第4に、在来の手仕事産業によって生み出された商品は、現代の機械文明の大量生産の物が圧倒する商品市場において、大量生産の実用品の市場とは異なる価値観の市場を形成し、生産性の低さから来る希少性を逆手にとって、「居場所」を確保している。また、合間の仕事の商品が、人の手によって製品として誠実に作られているという「信頼性」も「居場所」を確保する大きな利点であることを明らかにした。

ここまでを総括すると、在来の手仕事は「合間の仕事」の要素を色濃く含みながら産業化してきたといえる。そのような姿が近現代社会の社会文化的環境変動に対応し、在来の手仕事が産業として適応している形態といえる。それは、近代産業の発展形態とは違うものとして存在するものである

さらに在来の手仕事産業の本質的な性質は、生産活動の主要工程が身体性の技術でなされることである。そのために、在来の手仕事は、従事者の自己表現の手段、社会的な承認の確認手段、家族や地域の中での自己の存在確認の手段となるのである。結果的に、産業としての在来の手仕事は、生産者内部に感情として生起される価値を自身の身体で体験する産業となっている。

産業としての在来の手仕事は、すべての産業が持っている経済価値のような外部から与えられる価値に加え、生産者の内部に生起される価値を内包する産業であると考え。そのような存在は、現代の産業社会や機械文明の価値観とは異なる価値観に立つものであるといえる。

以上のように、在来の手仕事の産業としての社会文化的な環境適応形態と性質は、現代の産業社会の価値観とは異なる価値観に立つものであり、そのような存在は現代機械文明を相対化するものであることを本節において明らかにした。そのような在来の手仕事産業の存在は、現代社会の現状を再検討する視座を提供するものであると考える。

---

<sup>223</sup> 栃木県本場結城紬織物協同組合、茨城県本場結城紬織物協同組合で聞いた話である。

<sup>224</sup> 2017年9月30日に、福島県伊達市保原で真綿を扱う、関根商店の関根實さんからうかがった。

<sup>225</sup> 平成27(2015)年にそれぞれの織物組合を調査のため訪問したときに聞いた数字である。

<sup>226</sup> 在来の手仕事産業で生産されるすべてのものが、このような市場に属するわけではない。たとえば、山形市の尾島箒店で生産される箒は、建築現場で働く職人さんがよく買ってゆく。それで、職人さんの要望によって柄をすこし長くしたものを生産しているという。1日の仕事終いに行う清掃に使うのだそうだ。それは実用品として流通していることになる。平成27(2015)年に山形県村山民俗学会の一員としておこなった調査の際に聞いた話である。また、各地の和紙産地では、美術用や書道用の和紙が漉かれている場合がある。それもまた実用品としての流通という面もある。

<sup>227</sup> マルセル・モースは「伝統的な様態でその身体を用いる仕方」を「身体技法」と呼んでいる(マルセル・モース, 1976: 121)。

<sup>228</sup> (浅野編, 2002: 100)

<sup>229</sup> (松井, 1998a; 松井, 1998b)。

<sup>230</sup> 「技術的には未発達であるために、技法の習得が必須であり、このことから成果に個人差が出ることとなる。これは、マイナー・サブシステムの成果は、単に経済的意味には還元されえないことを示している。それは、マイナー・サブシステムをおこなっている人たちの誇りの源泉となる。とくに、その地方の名手や上手といわれることは、経済的効果以上に、その個人に喜びと誇りをもたらす。彼の家族や一族も、やはり彼の声望を誇らしく思う」(松井, 1998a: 253; 松井, 1998b: 145)

「以上のような技術=技法上の特質があったために、マイナー・サブシステムをおこなう人々に大きな楽しみや喜びといった情緒的な価値がもたらされることになったのだといえる」(松井, 1998a: 253; 松井, 1998b: 145)

<sup>231</sup> 生活史には記していないが、深山の紙漉きの長岡さんや今さんは、紙を見ればだれが漉いた紙かわかると語っていた。また、金井神の箒を作っていた松木さんや竹田さん、土屋照一さんも見ればだれが作った箒かわかると語っていた。

<sup>232</sup> 昭和23(1948)年に靖文社から発行された『手仕事の日本』には、本論文で事例とした手仕事の結城紬、米琉、金井神箒、小千谷縮(越後上布)が取り上げられている。それぞれの部分を岩波文庫版『手仕事の日本』(1985)により引用する。「結城は茨城県にある土地の名であります、そこはむしろ取引する町で、織るのは多く川向こうの栃木県に

属する絹村でなされます。評判が高くなったため、まがいものも作られはしますが、少なくとも一部は本当に手堅い仕事を続けます。糸も手紡ぎで、染めるのも正藍を用い、昔風な地機で織ります。土地の人たちはこのやり方だけが生む織物の佳さをよく識り、道を守って仕事を崩しません。従って機械にかけて多量に安く作るやり方とまったく反対に、よい品を少量に作ります。値が嵩むのは止むを得ません。しかしこのやり方が世人の信用を博し、「結城紬」といえば、本ものだという定評を作りました。そのためこの紬織への需要は絶えません。味の極めて深い品でありまして、今日の日本の織物の中でもっとも正しいまた立派な仕事のひとつといえます。関東には右に述べたように沢山の機場がありますが、結城のみがただ独り名誉を重んじて頑固にその格を守り続けているのであります。少しより出来ないことや、値の高いことは欠点ともいえませんが、余りにも周囲に安くて悪い品が多いので、結城紬のように正しい筋の通った品物が在ることは有難いと思ひます（柳, 1985: 50-51）。「米沢の名を被るものに「米琉」があります。しかし主に織ったのは長井であります。それ故「長井紬」の名でも呼ばれました。「米琉」というのは「米沢琉球紬」のことで、琉球の織物に似せて作った緋を意味します。ままた色が入ったりして一種の美しさを出しました。一時は流行さえしましたが、いつか廃れてわずかな仕事になってしまったのは惜しいことであります。紬のほかに長井は、その箒でも名を成してよいであります。手箒も長柄のも共に作りますが、形に特色がある上に、紺糸で綺麗に草を編むので、品（ひん）のある品（しな）であります。それに柄は多く焼杉を用いますので、どんな座敷で用いても悦ばれるであります（柳, 1985: 72）。「越後が第一に誇りとしてよいのは「小千谷縮」であります。縮では十日町の「明石縮」もありますが、小千谷の上布に如くはありません江戸時代この方実に見事な仕事を見せました。塩沢が今はかえって中心であります。雪に埋もれたそれらの地方は、雪水を活かして天然の晒しを施します。これがこの麻布を美しくまた丈夫なものになります。仕事を見ると一朝一夕で生まれたものではないのを感じます。多くの祖先たちの多くの経験が積み重なって、驚くべき今日の技を成しているのであります。麻を裂き、緒（お）を績み、色に染め、経（たて）を綜（へ）、機に掛け、これを晒し、これを仕上げそうしてこれを売るまでに、どんなに苦勞や技が要るであります。縞も緋も作りました。特に緋には念を入れた仕事を見ます。ここにも社会の事情に押されて、漸次仕事がしにくくなり、心を込めた品が少なくなってきたことは、誠に残念なことであります。しかし、本当の品を手に入れば、どんな時代でもどんな人でも、小千谷の仕事に帽子を脱ぐであります（柳, 1985: 148-149）。

## まとめ

本章では、3つの節を設けて考察してきた。ここではそのまとめをおこなう。

まず第1節では、考察を進めるための準備段階として、事例研究の「生活誌」をまとめた。その結果、2つの課題を設定した。考察の課題の第1は、生業活動総体の中での在来の手仕事の複合のあり方、その法則性を探ることである。第2の考察課題は、在来の手仕事という生業要素が他の生業要素とどう組み合わせられてきたか、その法則性や性質を探ることである。以上を設定した上で、「生業としての在来の手仕事」と「産業としての在来の手仕事」という2つの視点を設定し考察を進めた。

第2節では、考察の第1段階として、「生業」という視点から第1節で提起された課題を考察した。まず、在来の手仕事産は農耕などと複合して季節的生業の一部として行われていたものである。そこで、本質的な性格を、他の生業要素と同様に「合間の仕事」であると規定し、そのために生ずる法則や原理を考察した。その結果、生産原理、適応される技術の原則、利益の分配の原理について、「合間の仕事」は特徴的な法則や性格、原理を持っていることが明らかにできた。

第3節では、考察の第2段階として、「産業」という視点で、「生業」の法則や性質が、「産業としての在来の手仕事」にどのような影響を与えているかを考察した。その結果、産業全体としては、現在もなお合間の仕事を残存したまま産業化されていること、製品は現代の商品市場において、希少性や信頼性によって「居場所」を確保していることを示した。在来の手仕事は「合間の仕事」の要素を色濃く含みながら産業化した。そのような姿が、近現代社会の社会文化的環境変動に対応し、産業として適応している形態といえる。そしてそれは、近代産業の発展形態とは違うものとして存在するものである

さらに、在来の手仕事産業は、身体性の技術を本質とするものである。そのために、在来の手仕事は、従事者の自己実現の手段、社会的な承認の確認手段、家族や地域の中での自己の存在確認（identity）を生産者内部に生起する。仕事をすることは、外部から与えられる経済的な価値などを生み出すだけでなく、生産者内部に生起される価値を身体で体



験することでもある。そのようなあり方は、現代の産業とは異質なものである。

産業としての在来の手仕事産業は、「合間の仕事」を色濃く残す産業社会への適応形態を持ち、産業社会では失われようとしている身体性を本質とするものである。その2つのことにより、産業社会の中に存在しながら、産業社会とそれを支配する機械文明の価値観、方向性とは違う価値観を含んだ産業となっている。そのような産業の存在は、現代社会の現状を再検討する視座を提供するものであるということを考察によって明らかにした。

しかし、これらの手仕事産業は、地域産業としての力も衰退化している。産業として、存在する地方の衰退化を食い止める力は、現状ではほとんど持っていないことは否めない。だが、これを1つのモデルと考えると、たとえばいくつかの仕事を組み合わせる「合間の仕事」の発想など、部分的には現代社会に適応できるものがあると考え。とりもなおさず、都会へ人々が移動することが、必ずしも明るい展望を開くものではなくっており、一方では地方回帰の志向性も生まれていることを考えると、地方で生きること新たな可能性を見出すことができるのではないかと考える。

以上のことを、考察のまとめとして提出する。

## 第2章 結論

### 本論文の成果

この章では、本論文の成果と課題を述べ、全体の終章とする。

まず、本論文の成果についてであるが、成果の第1点として、本論文において「生活誌」という方法論を示したことを提示する。

本論文の方法論は、「生活誌」と名付け、「1 土地に関する記述」、「2 生業の歴史に関する記述」、「3 生業の技術に関する記述」、「4 生業に携わった、あるいは現に携わっている人々の生活史」、「5 考察とまとめ」という構造を持ったものとして事例研究を展開した。その目的は、近現代社会の在来の手仕事産業という生業活動を「環境への適応活動」という視点で分析、考察するために、社会文化的な環境の変移とそれに対応する生業活動の変移を記述し、それによって生業が営まれている生活の復元を試み、生活の中の生業の意味を具体的に示すことであった。これらのことは、先行研究においては個別の研究主題とされることが多く、本論文のように有機的な構造として提示されてはいなかった。したがって、新たな方法論が提示できたと考える。さらに、このような構造の生活誌は、生業を中心とした地域研究には極めて有効な方法論であると考え。とりわけ、技術については「技術誌」としてまとめた上で他の部分と有機的に関連づけて考察することができた。それは「生業研究」のうえでも他にはない試みであったといえる。

成果の第2点は、本研究の事例として、手仕事という農耕以外の生業要素を対象としたことである。従来の生業論は、過去の「生業」である狩猟・採集、農耕、漁撈の範疇に止まっている。この傾向はとりわけ民俗学的な研究では主流を占めていて、在来の手仕事はそれまで「生業論」ではほとんど取り上げられていない。したがって、本論文は学史的には稀少分野の研究となっていると考える。

さらに、在来の手仕事は、直接的に現在の工業生産につながるものであり、現代の「生業研究」という視点では重要なものである。その意味で、第3章で紹介した六本木健志の『江戸時代 百姓生業の研究—越後魚沼の村の経済生活—』に示された「他邦稼ぎ」を

む「農業の生産品だけに頼らない形での複合した生業を成り立たせていること」は注目しておきたいことである。

成果の第3点は、在来の手仕事を含む生業の複合の基本的性格を「合間の仕事」と明示したことである。「合間」とは、「居場所」、「適所」、「分野」あるいは「すき間」などを意味する英語の niche の訳語である。本論文では、「生業要素の複合のあり方」や「ある生業要素と他の生業要素との組み合わせられ方」の法則性、性質が niche であることを示すことができた。

さらに、複合のあり方を「合間の仕事」とすることにより、「生業暦」の単位を1年だけでなく、1日という単位、あるいは人の生涯という単位の「生業暦」という視点に拡張する方向性を見出すことができた。

「生業暦」そのものは新しいものではない。管見にして初出を明確に示すことができないが、生業を研究対象とする論文で多く使われているものである。とりわけ、本論文で引用、参考文献として用いた田口洋美の諸論文では、基本的な資料に多く使われている。

また、「生業暦」は個人あるいは集団の生業について、単位とする時間軸に個別の生業要素を配置することが基本である。それによって、それぞれの生業要素が単位時間のなかで占有する分量、位置を明確に知り、その意味を考える資料とすることができる。

以上のように、「生業暦」は生業を考えて行く上では有効な手法である。一般的には、1日、1年という時間軸が用いられるが、それを生涯（ライフコース）にまで拡大したものは多くないと考える<sup>233</sup>。本論文では生涯の生業暦について、考察と結論第1章第3節4項で考察したが、具体的には、従事者の人生を生業暦として表すことにより、働き方を「合間の仕事」として把握し、他の仕事から在来の手仕事に移った場合でも、従来の「季節的生業活動」と連続したものとして考えることができた。このように「生業暦」の利用範囲を拡大すると、生業研究のみならず、「ライフデザイン」や「キャリアデザイン」などを考える時にも利用価値があるものになると考える。

成果の第3点は、在来の手仕事は「合間の仕事」の要素を色濃く含みながら産業化し、

その姿が近現代社会の社会文化的環境に産業として適応している形態であると明らかにしたことである。また、それは、近代産業の発展形態とは違うものとして存在するものである。

成果の第4点は、在来の手仕事産業は、身体性の技術を本質とするものであることを明らかにしたことである。そのことによって、在来の手仕事は、従事者の自己実現、社会的な承認、家族や地域の中での自己の存在確認 (identity) という生産者の内部に付与される価値を、自身の身体で体験する産業となっている。そのようなあり方は、現代の産業とは異質なものである。

上記の2点は、在来の手仕事産業が産業社会の中に存在しながら、それを支配する機械文明の方向性とは違う価値観を含んだ産業となっていることを示している。そしてそのようなあり方は、現代に生きる私たちにとっても、現代を見直す視座となるものである。

### 今後の課題

本論文では、5つの地域の手仕事を研究対象として取り上げた。そのことに関わる課題として、第1はさらに対象を拡大し、多くの事例研究をすることである。それは、本論文であきらかにできたことを検証するとともに、さらに新知見を付け加えるための作業であると考えられる。

第2は、研究対象とした地域と在来の手仕事産業の未来に関することである。研究をすすめる過程で、それぞれの地域の特色、手仕事産業の特色を明らかにすることができた。また、それはそれぞれの土地の社会文化的な環境変動の中で、そこに住む人々が変容し獲得してきたものである。つまり、本論文で記述した特色は、変容の1つの断面に過ぎない変わりゆく過程の姿である。しかし、それぞれの特色のなかで、決定的に他のものと差別化され、一定の価値が付加された「特色」があることに気がついた。それを失うことは、他の類似の多くの物に埋没し、消滅にむかう道を歩むこととなると考える。たとえば、白鷹紬の「板締め染色法」や結城紬の「経緯に手つむぎ無撚糸を用いて地機で織ること」や

越後上布の「手績みの苧麻糸を用いて地機で織ること」がその例である。これらの手仕事の継続性は、この技法を継続することを中心に議論されるべきであると考え。つまり、変動する社会文化環境に適応するために、「変えてよいもの」と「変えてはいけないもの」がそれぞれにあるということである。それを考える上で、本論文の方法論である「生活誌」は有効なものと考えるので、さらにその方法論を深める作業は今後の課題である。

一方で、「作家性」を産業継続の手法として論じられている現実がある。このことについては、本論文でも十分に検討することができなかった。本論文では「作家性」に対置して、生産者の「顔が見える」ということを提示した。これは「商品」に生産者の名前や情報が付加されて消費者に提供されるという意味で、現象的には同じであるが、その内実は明確に違うものである。このことに関しては、柳宗悦が提唱した「民芸」についても議論すべきであったが、その段階まで研究を進めることができなかった。それは今後の大きな課題と考える。

## 結語

本論文の成果の1つとして、在来の手仕事産業の本質は、身体的な技術であるということとを明示した。その根拠として生産者の「生活史（ライフ・ヒストリー）」には、この根源的な喜びが「楽しさ」、「喜び」、「誇り」ということばで数多く語られていることを示した。これらのことばは、身体を用いて何事かを成し遂げることの「快樂」の表現といえるものである。身体技術は在来手仕事だけに存在するのではなく、近代産業においても、数少ないながら、人の手によらなければ成し得ない仕事が存在している。心強く感じることである。

大正から昭和にかけての詩人である中原中也の詩に次のような一節がある。

天井に <sup>あか</sup>朱きいろいで

戸の隙を 洩れ入る光、

鄙びたる 軍樂の憶ひ

手にてなす なにごともなし。 「朝の歌」 (中原編, 1976 22)

引用した部分の「手にてなす なにごともなし」について、荒木亨は「手にてなす、なにごともなし。この倦怠、この無為の調べには、かすかに中也特有の老壮的虚無感が響いているとはいえ、本質はあくまで、近代のアンニュイである」と述べている(荒木, 1979: 181)

荒木の言を借りれば、近代人のアンニュイは、自分自身が自らの手であるべきこと、何かを作ることを失っていることである。いいかえると、自分の手をつかって何かを作ることは、人間にとって根源的な喜びであるといえる。

在来の手仕事を始め、近代産業にも存在するいわゆる「職人仕事」は、根源的な喜びを失わずにいる仕事であるといえよう。

とりわけ、先に述べたように、現在の産業社会を支配する機械文明は、生産活動から身体性を排除する方向で動いている。それだけでなく、生活維持のための諸活動から身体性を排除することが進歩や発展と考えられている。それが徹底した社会ははたして幸福な社会といえるのかということは疑問である。

少子化高齢化の進行と人口流出という2つの大きな社会現象によって衰退化している地方に多くの手仕事が残されている。先に白鷹町の平成22(2010)年の統計データでは、第1次産業従事者は10.5%であるのに、農業をおこなっている家の比率(農家率)は全世帯数の32.5%となっていることを示した(第3部考察と結論第1章第3節第4項)。このように統計資料の数字に表れなくても、白鷹町には、家庭菜園を持ち、家庭で消費する野菜の一部をまかなっている家庭が多くある。さらには、水田を耕作し、自家消費の米までまかなう人たちもいる。農作業という身体を用いる仕事は、極めて一般的なものであるといえよう。同時に、日々の食材をスーパーマーケットから購入し、あるいは24時間営業のコンビニエンスストアで弁当などの食品や飲料などを購入することも現実的には生活の中

に浸透している。かつての農村的な生活と都会地での生活のありようが混在し、次第に後者の比率が高まっているのである。

そのような生活のありさまを全否定するわけにはゆかないのが私たちの生活である。したがって、それらに上手に折り合いをつけながら、未来の生活を構築してゆく必要があると考える。とりわけ、人口が都会地に集中し、政治的にも行政的にもその都会地での生活の論理の力が強く働いて動いている現状において、生産過程に身体の技術を残存させている農山漁村的な生活のありようを、批判的に検討することが未来の生活に資する知見を生み出すのではないかと考える。本論文で提起したことがその一助になることを願い、結語とする。

---

<sup>233</sup> (渡部, 2008) では、臨時雇いが行われた時期の農業状況を明らかにするために、従事した女性の臨時雇いを位置づけたライフコースを用いている。しかし、それは西暦だけが示されていて、人生の中での位置ではない。また、渡部は「農業を効率化することにより、農作業を行わなくてもよい時間を「ヒマ」と名付けているが、それは本論文の「合間の仕事」の概念では「合間」にあたるものである。さらに、渡部は「ヒマ」ということばを農閑期とは区別して用いている。それは筆者の「合間」とは大きな違いである。



## 謝辞

本研究の研究指導教官である田口洋美先生には大学院生活5年間にわたり、丁寧に御指導いただいた。とりわけ、御専門の環境学や人類学の分野だけでなく、考古学や経済学などのさまざまな分野にわたり、文献の紹介、研究の視点など広範囲にわたった御助言をいただいた。本論文の引用文献や参照文献の多くは田口先生から御紹介いただいたものである。記して感謝申し上げたい。

また、博士後期課程に進学後、論文指導をいただいた白杉悦雄先生には、ほとんど毎週のように草稿を持ち込んでいたが、全部の草稿を読んでいただき、論理構成の危うさや着眼点まで討論しながら御指導をいただいた。本当に有難いことであった。

さらに、学位審査主査をお勤めいただいた東北芸術工科大学教授三瀬夏之介先生、副査の東北大学教授高倉浩樹先生には、細かな部分まで御助言と御指導をいただいた。感謝申し上げます。

さらに、大学院の最初の3年間は東北芸術工科大学大学東北文化研究センターに机を置いていただき、センター事務局の皆様、研究員の方々に大学院生活の細々したことまでお世話になった。さらに研究員の安斉正人先生、蛭原一平先生、中村只吾先生には研究に関しての御助言までいただいた。これらの方々は今では他所に拠点をもたれていらっしゃる。ここに記して感謝申し上げたい。

本論文研究の調査に関しては、生活史に記した方々をはじめとして、白鷹紬、長井紬、米沢織物、結城紬、越後上布、塩沢織物、小千谷縮、十日町織物の組合関係者の方々、白鷹町深山地区の方々をはじめとして、関係する地域の皆様に多くのことを教えていただいた。1人1人名前をあげることはしないが、感謝申し上げます。

このような研究に取り組むきっかけは、平成6(1994)年に当時東北芸術工科大学の助教授であった赤坂憲雄先生との出会いである。赤坂先生には聞き書きのおもしろさと地域を学ぶことの大切さを教えていただいた。感謝申し上げます。

最後に、私事で恐縮であるが、5年間の大学院生活を支えてくれたのは妻伸子である。

記して感謝の意を捧げる。



# 引用・参考文献

## 引用・参考文献目録

### (ア)

- 会田信一. (1972). 『最上紅花史の研究』. 飛鳥書房.
- 赤坂憲雄. (1999). 『山野河海まんだら 東北から民俗誌を織る』. 筑摩書房.
- 赤坂憲雄・中村生雄・原田信男・三浦佑之 編. (2002). 『さまざまな生業』(いくつもの日本IV). 岩波書店.
- 赤澤計眞. (1998). 『越後織物史の研究』. 高志書院.
- 赤田光男・香月洋一郎・小松和彦・野本寛一・福田アジオ 編. (1996). 『環境の民俗』(講座 日本の民俗学 第4巻). 雄山閣.
- 赤田光男・香月洋一郎・小松和彦・野本寛一・福田アジオ 編. (1997). 『生業の民俗』(講座 日本の民俗学 第5巻). 雄山閣.
- 赤羽正春. (1998). 「新しいパラダイム確立の予兆」. 『日本民俗学』(第213号), 35-47.
- 秋本吉郎 校注. (1958). 「常陸国風土記」. 著. 秋本吉郎 校注, 『風土記』 日本古典文學体系2 . 33-92. 岩波書店.
- 浅香年木. (1971). 『日本古代手工業史の研究』. 法政大学出版局.
- 朝倉奈保子. (2006). 「苧の道」. 『会津学』 vol 2, 207-275.
- 浅野博 編. (2002). 『アドバンスト フェイバリット英和辞典』. 東京書籍.
- 荒木亨. (1979). 「中原中也『朝の歌』について」. 『中原中也必携』 別冊國文学 No.4, 176-186.
- 有末賢. (2012). 『生活史宣言 ライフヒストリーの社会学』. 慶應義塾大学出版会.
- 飯豊町史編纂委員会 編. (1986). 『飯豊町史』 上巻
- 池田哲夫. (2004). 「経済 ―生業・衣食住・環境・民具―」. 『日本民俗学』 第239号, 24-43.
- 井腰圭介. (1995). 「記述のレトリック 感動を伴う知識はいかにして生まれるか」. 著.

- 中野卓・桜井厚 編, (1995). 『ライフヒストリーの社会学』. 弘文堂.
- 石垣悟. (2010). 「暮らし (あるいは生き方) を捉える糸口」. 『日本民俗学』(第 262 号), 16-38.
- 石川栄吉・梅棹忠夫・大林太良・蒲生正男・佐々木高明・祖父江孝男 編. (1987). 『文化人類学事典』. 弘文堂.
- 伊勢崎織物協同組合. (1966). 『伊勢崎織物史』. 群馬県伊勢崎市. 財団法人 伊勢崎銘仙会館.
- 伊勢崎織物同業組合. (1931). 『伊勢崎織物同業組合史』. 群馬県伊勢崎市. 伊勢崎織物同業組合.
- 板倉寿郎・野村喜八・元井 能・吉川清兵衛・吉田光邦 監修. (1977). 『原色 染織大辞典』. 淡交社.
- 今井清見 編. (1940). 『米澤織物同業組合史』. 米澤織物同業組合.
- 今里悟之. (2007). 「民俗学に「数字」は有害か?」. 『日本民俗学』(第 252 号), 229-234.
- 井原今朝男. (2008a). 「はじめに」. . 国立歴史民俗博物館, 『生業から見る日本史 新しい歴史学の射程』 iii-vii. . 吉川弘文館.
- 井原今朝男. (2008b). 「フォーラムを終えて」. 国立歴史民俗博物館 編, 『生業から見る日本史 新しい歴史学の射程』. 280-283. 吉川弘文館.
- 岩崎昌幸・鈴木通大・松田精一郎・山本質素. (1977). 「〈民俗誌〉の系譜」. 『日本民俗学』第 113 号, 1-21.
- I・イリッチ. (1990). 『シャドウ・ワーク』 玉野井芳郎、栗原彬 訳. 岩波書店.
- 上野和男・高桑守史・福田アジオ・宮田登 編. (1974). 『民俗調査ハンドブック』. 吉川弘文館.
- 上野和男・高桑守史・福田アジオ・宮田登 編. (1987). 『新版 民俗調査ハンドブック』. 吉川弘文館.

- 内田慶三. (1903). 『北越機業史』. 目黒書房.
- 江崎悌三・一色周知・六浦晃・井上寛・間垣弘・緒方正美・黒子浩. (1958). 『原色日本蛾類図鑑』下. 保育社.
- 遠藤靖夫. (1976). 「御召と縮緬」. 著. 中江克己 編, 『御召〈多様な美を織る〉』. 180-187. 泰流社.
- 遠藤嘉基・春日和夫 校注. (1967). 『日本霊異記』 日本古典文学大系 七〇. 岩波書店.
- 置賜織物同業組合 編. (1910). 『置賜之紬織物』. 置賜織物同業組合.
- 大阪市立大学経済学研究所 編. (1992). 『経済学辞典』第3版. 岩波書店.
- 大島暁雄. (1986). 『上総掘りの民俗 民俗技術論の課題』. 未来社.
- 大島暁雄. (2007). 「民俗技術」創設の背景と課題」. 『第1回無形文化財協議会報告書—民俗技術の保護をめぐる』, 5-12.
- 大出春江. (1995). 『口述の生活史』作品化のプロセス」. 著. 中野卓・桜井厚 編, 『ライフヒストリーの社会学』. 71-108. 弘文堂.
- 大間知篤三・岡正雄・桜田勝徳・関敬吾・最上孝敏 編. (1959). 『日本民俗学大系』第5巻 生業と民俗. 平凡社.
- 岡恵介. (1996). 「季節と動植物」. 『講座日本の民俗学 第四巻 環境の民俗』. 181-194. 雄山閣.
- 岡恵介. (2005). 「山村における森林資源の利用史—森は人に鉄や塩、牛と豊かな食糧を与え、飢餓や恐慌、欠配から救った—」 大住克博・杉田久志・池田重人 編, 『森の生態史北上山地の景観とその成り立ち』 121-137. 古今書院.
- 岡恵介. (2008). 『見えざる森のくらし 北上山地・村の民俗生態史』. 大河書房.
- 小笠原小枝. (1992). 『緋』 日本の美術 第309号. 至文堂.
- 岡田謙 編. (1978). 『越後上布・小千谷縮』人間国宝シリーズ42. 講談社.
- 岡ノ谷一夫. (2010). 「言語起源の生物学的シナリオ」. 『認知神経科学』Vo112 No.1,



1-7.

小川直之. (1981). 「生業」. 『日本民俗学』(第136号), 30-41.

奥井亜紗子. (2011). 「書評 湯澤規子著『在来産業と家族の地域史—ライフストーリーからみた小規模家族経営と結城紬生産』」. 『村落社会研究ジャーナル』第18号, 41-42.

小熊英二. (2015). 『生きて帰ってきた男—ある日本兵の戦争と戦後』. 岩波書店.

奥村幸雄. (1969). 『深山紙』. 私家版.

奥村幸雄. (1977). 『手わざの葉—手仕事をたずねて—』. 私家版.

小倉康嗣. (2013). 「ライフストーリー」. 著. 藤田結子・北村文 編, 『現代エスノグラフィ—新しいフィールドワークの理論と実践』. 96-103. 新曜社.

小栗逞治. (1926). 『織物用絣と絲染法』. 東京都千代田区. 博文館.

小沢静夫. (1980). 「後編 —米沢絹織物業組合設立後のあしあと—」. 渡部恵吉・小沢静夫 編, 『米沢織物史』. 1-1009. 米沢織物協同組合連合会.

小島孝夫. (2001). 「複合生業論を超えて」. 『日本民俗学』(第227号), 30-37.

織田秀雄. (1976a). 「絣の染色技法」. 遠藤靖夫、織田秀雄、久保田豊、竹内淳子、中江克己、安田武, 『絣』. 209. 泰流社.

織田秀雄. (1976b). 「絣の美 絣の心」 中江克己 編, 『絣 日本の郷愁さそう織物』. 18-25. 泰流社.

織田秀雄. (1977). 『絵絣 —民俗文様の心—』. 岩崎美術社.

織田秀雄. (1981). 『幾何絣 —民俗文様の心—』. 岩崎美術社.

小西正泰 校注. (1984). 『明治農書全集』第12巻. 農山漁村文化協会.

小山市史編さん委員会 編. (1981). 『小山市史』 史料編・近現代Ⅱ. 小山市.

小山市史編さん委員会 編. (1982a). 『小山市史』 史料編・近世Ⅰ. 小山市.

小山市史編さん委員会 編. (1982b). 『小山市史』 史料編・近世Ⅰ付録 統計編. 小山市.

- 小山市史編さん委員会 編. (1984). 『小山市史』 史料編・近現代Ⅰ. 小山市.
- 小山市史編さん委員会 編. (1984). 『小山市史』 通史編Ⅰ 自然 原始・古代 中世.  
小山市.
- 小山市史編さん委員会 編. (1986). 『小山市史』 通史編Ⅱ 近世. 小山市.
- 小山市史編さん委員会 編. (1987). 『小山市史』 通史編Ⅲ 近現代. 小山市.

## (カ)

- 加固義也. (1989). 「伝統を守る結城紬〈その歴史と風土〉」 中江克己 編, 『紬 素朴な美と日本的な味わい』. 73-85. 泰流社.
- 嘉田由紀子. (1997). 「都市化にともなう環境認識の変遷」. 青木保他編, 『環境の人類誌』 岩波講座文化人類学 (第2巻). 41-75. 岩波書店.
- 香月洋一郎. (2000). 「総説 民俗研究の課題」. 赤田光男・香月洋一郎・小松和彦・野本寛一・福田アジオ 編, 『講座 日本の民俗学』. 3-14. 雄山閣.
- 加藤忠一. (2007). 『金箆および箆屋』. ブイツーソリューション.
- 金子優・佐々木和也・清水裕子. (2014). 「結城紬の感性記述に関する基礎的研究 (第1報)」. 『感性工学会論文集』 Vol13 No.1, 173-179.
- 香原志勢. (1988). 「人類適応論」. 人類学講座編集委員会 編, 『人類学講座 9 適応』. 3-30. 雄山閣出版.
- 神島二郎. (1973). 「柳田國男—日本民俗学の創始者—」. 神島二郎 編, 『柳田國男研究』. 107-119. 筑摩書房.
- 上福岡市立歴史民俗資料館 編. (1992). 『第9回特別展示図録「ほうきの文化—序章—」』.  
上福岡市立歴史民俗資料館.
- 河岡武春 編. (1980). 『生業』 (講座 日本の民俗 第5巻). 有精堂.
- 川崎敏. (1960). 「結城機業の農村工業地帯」. 『人文地理』 Vol12 No.5, 393-412.
- 川崎敏. (1961). 「結城機業の地域的集積」. 『地学雑誌』 720号, 38-43.

- 川村吉弥. (1975). 『長井紬（本場米琉）の歴史』. 長井紬織物興業協同組合・本場米琉織物協同組合.
- 川村吉弥. (1985). 『長井紬織物工業協同組合 三十年の歩み』. 長井紬織物工業協同組合.
- 神崎宣武. (1995). 『百姓（ひやくせい）の国』. 河出書房新社.
- 神野善治. (1983). 「生業」. 『日本民俗学』(第 148 号), 33-42.
- 菊地和博. (1990). 「山形県手漉き和紙の歴史的変遷の考察」. 『山形県立博物館研究報告』第 11 号, 61-100.
- 菊地和博. (2008). 『手漉き和紙の里やまがた』. 東北出版企画.
- 菊池健策. (2008). 「民俗技術の保護をめぐる現状と課題」. 『月刊 文化財』第 535 号, 4-9.
- 岸政彦・石岡丈昇・丸山里美. (2016). 『質的社会調査の方法 他者の合理性の理解社会学』. 有斐閣.
- 北野裕子. (2013). 『生き続ける 300 年の織りモノづくり 京都府北部・丹後ちりめん業の歩みから』. 新評論社.
- 久世濃子. (2014). 「オランウータンの樹上生活とロコモーション」. 『バイオメカニズム学会誌』Vol. 38, No.3, 187-192.
- 久米康生. (1994). 『彩飾和紙譜 生活を彩る和紙』. 平凡社.
- 久米康生. (2008). 『和紙づくりの歴史と技法』. 岩田書院.
- 国立歴史民俗博物館 編. (2008). 『生業から見る日本史 新しい歴史学の射程』. 吉川弘文館.
- 児玉彰三郎. (1971). 『越後縮史の研究』. 東京大学出版会.
- 児玉幸多. (1965). 「第一章 総説」. 著. 児玉幸多 編, 『産業史Ⅱ』(体系日本史叢書 11) . 1-16. 山川出版社.

(サ)

- 三枝博音. (1951). 『技術の哲学』. 岩波書店.
- 寒河江市. (1999). 『寒河江市史 中巻』. 山形県寒河江市. 寒河江市.
- 桜井厚. (1995). 「生が語られるとき ライフヒストリーを読み解くために」. 中野卓・桜井厚 編, 『ライフヒストリーの社会学』. 219-248. 弘文堂.
- 桜井厚. (2002). 『インタビューの社会学 ライフストーリーの聞き方』. せりか書房.
- 桜井厚. (2005a). 「はじめに」. 桜井厚・小林多寿子 編著, 『ライフストーリー・インタビュー 質的研究入門』. 7-10. せりか書房.
- 桜井厚. (2005b). 「第1章 ライフストーリー・インタビューをはじめる」. 桜井厚・小林多寿子 編著, 『ライフストーリー・インタビュー 質的研究入門』. 11-70. せりか書房.
- 桜田勝徳. (1961). 「民俗学と技術史の関係」. 『日本民俗学』 第22号, 1-12.
- 佐々木和也・石川智治・森博志・岡山みよし・吉葉光雄・金子優. (2017). 「心理評価と物理計測による結城紬の風合い特徴の分析」. 『日本感性工学会論文誌』 Vol16 No2, 237-244.
- 佐々木史郎. (2002a). 「東アジア・北太平洋地域の狩猟採集文化研究の新しい視野を求めて」. 佐々木史郎 編, 『先史狩猟採集文化研究の新しい視野』 国立民族学博物館 調査報告 33 . 5-20. 国立民族学博物館.
- 佐々木史郎. (2002b). 「開かれた系としての狩猟採集社会の研究」. 佐々木史郎 編, 『開かれた系としての狩猟採集社会』 国立民族学博物館 調査報告 34 . 5-14. 国立民族学博物館.
- 佐藤健二. (1995). 「ライフヒストリー研究の位相」. 中野卓・桜井厚 編, 『ライフストーリーの社会学』. 13-41. 弘文堂.
- 佐藤健二・山田一成 編著. (2009). 『社会調査論』. 八千代出版.
- 佐貫尹・佐貫美奈子. (2002). 『高機物語』. 芸艸堂.

- 佐野賢治・谷口貢・中込睦子・古屋信平 編. (1996). 『現代民俗学入門』. 吉川弘文館
- ジェイムズ・クリフォード、ジョージ・マーカス編. (1996). 『文化を書く』. 紀伊國屋書店.
- 塩沢織物史編集委員会. (1968). 『塩沢織物史』史料編. 塩沢町教育委員会.
- 塩沢町 編. (1997). 『塩澤町史』 資料編上巻. 塩沢町.
- 塩沢町 編. (2002). 『塩澤町史』 通史編上巻. 塩沢町.
- 塩沢町 編. (2003). 『塩澤町史』 通史編下巻. 塩沢町.
- 篠原徹. (1987). 「書評『生態民俗学序説』」. 『日本民俗学』(第170号), 128-136.
- 篠原徹. (1990). 『自然と民俗 心意のなかの動植物』. 日本エディタースクール出版部.
- 篠原徹. (1994). 「環境民俗学の可能性」. 『日本民俗学』 第200号, 111-145.
- 篠原徹. (1995). 『海と山の民俗自然誌』. 東京都文京区. 吉川弘文館.
- 篠原徹. (1998). 「序論 民俗の技術とはなにか」. 篠原徹 編, 『民俗の技術』 現代民俗学の視点 第1巻, 1-14. 朝倉書店.
- 篠原徹. (2001). 「共同研究の経過と概要」. 『国立歴史民俗博物館研究報告』(第87号), 1-4.
- 篠原徹. (2005). 『自然を生きる技術 暮らしの民俗自然誌』. 吉川弘文館.
- 篠原徹 編. (1998). 『民俗の技術』 現代民俗学の視点第1巻. 朝倉書店.
- 洪澤敬三・神奈川県日本常民文化研究所 編. (1984d). 『新版 絵巻物による日本常民生活絵引』 第四巻. 平凡社.
- 洪澤敬三・神奈川県日本常民文化研究所 編. (1984e). 『新版 絵巻物による日本常民生活絵引』 第五巻. 平凡社.
- 洪澤敬三・神奈川県日本常民文化研究所 編. (1984f). 『新版 絵巻物による日本常民生活絵引』 総索引. 平凡社.
- 十王郷土史編纂委員会 編. (1961). 『十王郷土史』. 十王郷土史刊行委員会.
- E・F・シューマッハー. (1986). 『スモール イズ ビューティフル 人間中心の経済

- 学』．(小島慶三・酒井懋, 訳)．講談社．
- 寿岳文章．(1996)．『日本の紙』．吉川弘文館．
- 白鷹町史編纂委員会・白鷹町史編集委員会編．(1977a)．『白鷹町史』 上巻．白鷹町．
- 白鷹町史編纂委員会・白鷹町史編集委員会編．(1977b)．『白鷹町史』 下巻．白鷹町．
- 白鷹町史編さん委員会・白鷹町史編集委員会編．(2014)．『白鷹町史』 現代編．白鷹町．
- 白鷹町教育委員会・白鷹町文化財調査委員会編．(1993)．『小島家文書(天保八年～十一年) 俊親日記二』．白鷹町教育委員会・白鷹町文化財調査委員会．
- 白鷹町教育委員会・白鷹町文化財調査委員会 編．(1998)．『青木家文書 萬銀請取拂帳』．  
白鷹町教育委員会・白鷹町文化財調査委員会．
- 菅豊．(1990)．「「水辺」の生活誌 一生計活動の複合的展開とその社会的意味一」．『日本民俗学』181, 41-81．
- 菅豊．(1992)．「本当に民俗誌に可能性はあるか？」．『『民俗誌』論・試行と展望—高桑ゼミ民俗論集Ⅰ—』, 5-11．
- 菅豊．(2000)．「書評 赤坂憲雄著 『山野河海まんだら 東北から民俗誌を織る』」．『日本民俗学』第222号, 164-171．
- 菅豊．(2001a)．「自然をめぐる労働論からの民俗学批評」．著．篠原徹 編, 『日本歴史における労働と自然』 国立歴史民俗博物館研究報告 第87集, 53-74．国立歴史民俗博物館．
- 菅豊．(2001b)．「自然をめぐる民俗研究の三つの潮流」．『日本民俗学』(第227号), 14-29．
- 鈴木牧之．(1936)．『北越雪譜』岩波文庫版．岩波書店．
- スティーヴン・ジェイ・グールド．(1984)．『ダーウィン以来—進化論への招待—』上 浦本昌紀・寺田鴻 訳．早川書房．
- 須山聡．(2010)．「書評 湯澤規子著『在来産業と家族の地域史—ライフヒストリーからみた小規模家族経営と結城紬生産—』」．『歴史地理学』第52号, 53-56．

須山聡・鹿島洋・川瀬正樹・河野敏弘・平井誠・高橋伸夫. (1996). 「結城紬産地の地域  
的性格」. 『地域調査報告』 18, 1-22.

総務省統計局. (2016). 「平成 27 年国勢調査結果」. 総務省統計局.

染川弘光. (2005). 『大島紬』(日本の手業 第二巻). 源流社.

## (タ)

大日本副業奨励会編. (1913). 『日本の副業』. 大日本副業奨励会.

滝沢洋之. (2013). 『会津に生きる幻の糸 カラムシ —伝播のルートを探る』 歴春ふく  
しま文庫 43. 歴史春秋社.

瀧本誠一. (1916). 「家中工業ニ就テ」. 経済論叢, 412-423.

田口勝一郎・高橋秀夫. (1989). 「文政～天保期秋田藩桑植立における技術伝播に関する  
資料(4)」. 『秋田工業高等専門学校研究紀要』 24, 1-5.

田口洋美. (1992). 『越後三面山人記 マタギの自然観に習う』. 農山漁村文化協会.

田口洋美. (2016). 『新編 越後三面山人記 マタギの自然観に習う』(ヤマケイ文庫).  
山と溪谷社.

田口洋美. (1994). 『マタギ—森と狩人の記録』. 慶友社.

田口洋美. (1998). 「見えるものから見えない諸関係へのアプローチ」. 『日本民俗学』  
第 213 号, 25-34.

田口洋美. (2000). 「列島開拓と狩猟のあゆみ」. 『東北学』 Vol13, 67-102.

田口洋美. (2002a). 「生業伝承における近代一軍部の毛皮収集と狩猟の変容をとおして  
一」. 著. 赤田光男・香月洋一郎・小松和彦・野本寛一・福田アジオ 編, 『民俗研究の  
課題』(講座 日本の民俗 第 10 巻). 32-52. 雄山閣出版.

田口洋美. (2002b). 「新潟県朝日村三面の近代環境史—近代における市場経済化と山村  
生活の構造を中心に」. (未公刊) 東京大学新領域創成科学研究科環境学専攻社会文  
化環境コース修士論文.



- 田口洋美. (2002c). 「狩猟、その具体への視点—東日本の山間部に見られる罾猟を中心に—」. 著. 赤田光男・香月洋一郎・小松和彦・野本寛一・福田アジオ 編, 『民具と民俗』(講座 日本の民俗学 第9巻) . 96-108. 雄山閣出版.
- 田口洋美. (2005). 「極東アジアにおける狩猟文化の構造と適応」. (未公刊) 東京大学大学院博士学位論文(環境学).
- 田口洋美. (2014). 「災害の民俗知とは何か —伝承の行方」. 『東北学03』, 73-85.
- 武谷三男. (1961). 『弁証法の諸問題』 武谷三男著作集1. 勁草書房.
- 田中喜多美. (1933). 『山村民俗誌—山の生活篇』. 一誠社.
- 田中喜多美. (1974). 「山村民俗誌—山の生活篇」. 著. 『日本民俗誌大系』第9巻 東北 . 245-338. 角川書店.
- 田中俊雄. (1938a). 「米琉の話」. 『工芸』91号, 19-28.
- 田中俊雄. (1938b). 「『づんぐり』の手撚り」. 『工芸』91号(91), 29-55.
- 田辺悟. (1985). 「生業」. 『日本民俗学』(第160号), 33-42.
- ダニエル・ベルトー. (2003). 『ライフストーリー エスノ社会学的パースペクティブ』. ミネルヴァ書房.
- 谷富夫. (1996). 「序論 ライフ・ヒストリーとは何か」. 著. 谷富夫編, 『ライフ・ヒストリーを学ぶ人のために』. 3-28. 世界思想社.
- 谷本雅之. (1998). 『日本における在来経済発展と織物業 市場経済と家族経済』. 名古屋大学出版会.
- 千葉徳爾. (1966). 「生業の民俗について」. 『日本民俗学』(第47号), 15-26.
- 辻本芳郎. (1978). 『日本の在来工業』. 大明堂.
- 角山幸洋. (1968). 『日本染織発達史』. 東京都港区. 田畑書店.
- 角山幸洋. (1989). 「手織機(地機)の東西差 産業史の立場から」. 岩井宏實・神崎則武・佐々木高明・角山幸洋・三輪茂雄・渡辺誠, 『民具が語る日本文化』. 77-123. 河出書房新社.

- 坪井洋文. (1974). 「自己発見のための民俗誌」. 『日本民俗誌大系』第5巻 月報第4号, 6-8.
- 坪井洋文. (1986). 『民俗再考 多元的世界への視点』. 日本エディターズスクール出版部.
- 都留重人 編. (1994). 『岩波 経済学小辞典 第3版』. 岩波書店.
- 出口晶子. (1996). 『川辺の環境民俗学—鮭遡上河川・越後荒川の人と自然—』. 名古屋大学出版会.
- 伝統的工芸品産業振興協会 編. (2003). 『伝統工芸品ハンドブック』. 伝統工芸品産業振興協会.
- 伝統的工芸品産業振興協会. (2006). 『平成17年度 伝統的工芸品産地調査診断事業 報告書』(産地特別審査診断 一織物・染色品一). 伝統的工芸品産業振興会.
- 土井全次郎. (1992). 『最新捕鯨白書』. 丸善(丸善ライブラリー).
- 東北芸術工科大学東北文化研究センター 編. (2017). 『養蚕と紙漉きの記憶 一白鷹町深山・萩野一』 東北一万年のフィールドワーク 14. 東北芸術工科大学東北文化研究センター.
- 十日町織物同業組合 編. (1988). 『十日町織物同業組合史』. 東京都豊島区. 国書刊行会.
- 十日町市史編さん委員会 編. (1997). 『十日町市史』通史編6 織物. 十日町市役所.
- 十日町市史編さん委員会 編. (1998). 『越後縮の生産をめぐる生活誌』十日町市郷土資料館双書8. 十日町市博物館.
- 栃木県内務部. (1891). 『明治二十三年栃木縣養蠶表』. 栃木県.
- 豊田武 編. (1964). 『産業史 I』 体系日本史叢書10. 山川出版社.
- 岡田豊. (2014). 「二極化する地域別人口と人口減少都市のあり方～人口集積効果を期待して、大都市への移住促進政策も必要～」. 『みずほ総研論集』(2014年II号), 31-47.
- 鳥越皓之. (1978). 「農業」. 著. 上野和夫他編, 『民俗研究ハンドブック』. 吉川弘文

館.

鳥越皓之. (1984). 「補論 方法としての環境史」. 鳥越皓之・嘉田由紀子 編, 『水と人との環境史 琵琶湖報告書』. 321-341. 御茶の水書房.

鳥越皓之. (1994). 「はしがき」. 鳥越皓之編, 『試みとしての環境民俗学 琵琶湖のフィールドから』 . i-vi. 雄山閣.

鳥越皓之・嘉田由紀子 編. (1984). 『水と人との環境史』. 東京都千代田区. 御茶の水書房.

## (ナ)

長井市史編纂委員会 編. (1982a). 『長井市史』 第二卷 (近世編) . 長井市.

長井市史編纂委員会 編. (1982b). 『長井市史』 第三卷 (近現代編) . 長井市.

長井市史編纂委員会 編. (1984). 『長井市史』 第一卷 (原始・古代・中世編) . 長井市.

長井市史編纂委員会 編. (1985). 『長井市史』 第四卷 (風土・文化・民俗編) . 長井市.

中江克己. (1976). 「渋さの中の優雅な美 (御召の魅力)」. 中江克己 編, 『御召 多様な美を織る』 (日本の染織 13) . 37-45. 泰流社.

中江克己 編. (1976). 『縮と上布 心で織る素朴な布』 日本の染織 7. 泰流社.

中江克己 編. (1982). 『結城紬』 (シリーズ染織風土記) . 泰流社.

中江克己. (1989). 「素朴な紬の美」. 中江克己 編, 『紬 素朴な美と日本的な味わい』 . 泰流社.

中岡哲郎. (2001). 「総論 産業技術との歴史」. 中岡哲郎・鈴木純・堤一郎・宮地正人 編, 『産業技術史』 新体系日本史 11 . 3-33. 山川出版社.

長岡規矩雄. (1954). 『荒砥町史』 . 西置賜郡荒砥町. 荒砥町史編纂委員会.

中川喜市. (2005). 「置賜紬」. 『SEN' I GAKKAISHI (繊維と工業)』 Vol161.No4, 106-

- 中村静治. (1975). 『技術論論争史』 上・下. 青木書店.
- 長崎巖. (1993). 『緋』. 東京都千代田区. 小学館.
- 中野卓. (1981a). 「ライフヒストリーによる人間研究」. 日本経済新聞社 編, 『私の履歴書—経済人』 別巻 . 50-56. 日本経済新聞社.
- 中野卓. (1981b). 「個人の社会的調査研究について (1)」. 『社会学評論』, 2-12.
- 中野卓. (1995). 「歴史的現実の再構成 個人史と社会史」 中野卓・桜井厚 編, 『ライフヒストリーの社会学』. 191-218. 弘文堂.
- 中野卓 編著. (1977). 『口述の生活史—或る女の愛と呪いの日本近代—』. 御茶の水書房.
- 中野卓・桜井厚 編. (1995). 『ライフヒストリーの社会学』. 弘文堂.
- 永原慶二. (2004). 『苧麻・絹・木綿の社会史』. 吉川弘文館.
- 中原思郎 編. (1976). 『原文 中原中也詩集』. 審美社.
- 中村静治. (1977). 『技術論入門』. 有斐閣.
- 中村たかを. (1977). 「生業」. 『日本民俗学』(第112号), 43-53.
- 中村隆英. (1985). 『明治大正期の経済』. 東京大学出版会.
- 行方寅次郎. (1986). 「米沢織の歩み」. 行方寅次郎・馬場肇, 『米沢織の歩み』. 7-28. 米沢織物歴史資料館.
- 南陽市史編さん委員会. (1979). 『南陽市史編集資料』 第1号. 南陽市.
- 南陽市史編さん委員会. (1991). 『南陽市史』 中巻. 南陽市.
- 南陽市史編さん委員会編. (1987). 『南陽市史民俗編—南陽のくらしと文化—』. 南陽市.
- 新潟県麻織物試験場. (1926). 『麻紡績と其乃織物』. 新潟県麻織物試験場.
- 新野孝一 編. (2013). 『山形県養蚕業の推移』. 山形県山形市. 山形県蚕糸業会.
- 新村出 編. (1955). 『広辞苑』. 岩波書店.
- 錦三郎. (2007). 『ふるさとの自然 山色清浄』. みちのく書房.

- 西澤弘. (2012). 『職業分類の改訂記録—厚生労働省編職業分類の2011年改訂—』. 独立行政法人 労働政策研究・研修機構.
- 西脇新次郎. (1932). 『小千谷縮布考』. 私家版.
- 西脇新次郎. (1935). 『小千谷縮布史』. 小千谷縮布史刊行会.
- 日本科学技術情報センター 編. (1981). 『J I C S T 科学技術分類表』. 日本科学技術情報センター.
- 日本工芸会近畿支部 編. (2001). 『工芸の博物誌—手わざを支える人とももの』. 淡交社.
- 日本大辞典刊行会 編. (1972). 『日本国語大辞典』 第一巻. 小学館.
- 日本大辞典刊行会 編. (1973a). 『日本国語大辞典』 第二巻. 小学館.
- 日本大辞典刊行会 編. (1973b). 『日本国語大辞典』 第六巻. 小学館.
- 日本大辞典刊行会 編. (1974a). 『日本国語大辞典』 第九巻. 小学館.
- 日本大辞典刊行会 編. (1974b). 『日本国語大辞典』 第十巻. 小学館.
- 日本大辞典刊行会 編. (1975). 『日本国語大辞典』 第十六巻. 小学館.
- 日本大辞典刊行会 編. (1976). 『日本国語大辞典』 第二十巻. 小学館.
- 日本産業技術史学会 編. (2007). 『日本産業技術史事典』. 思文閣.
- 『日本民俗学』編集委員会. (2001). 「研究動向の編集にあたって」. 『日本民俗学』(第227号), 1-2.
- 日本民俗学会. (1977). 『日本民俗学』第113号.
- 沼田真 編. (1974). 『生態学事典』. 築地書館.
- 農商務省農務局. (1925). 「副業生産品ニ関スル調査」. 農商務省農務局.
- 野地有恒. (1998). 「「環境民俗学」の動向と移住誌のかかわり」. 『日本民俗学』(第213号), 14-24.
- 野地有恒. (2014). 「生業」. 『日本民俗学』(第277号), 15-25.
- 野本寛一. (1987). 『生態民俗学序説』. 白水社.
- 野本寛一. (1987). 『生態民俗学序説』. 東京都千代田区. 白水社.

- 野本寛一. (1996). 「総説 環境の民俗」. 赤田光男・香月洋一郎・小松和彦・野本寛一・福田アジオ 編, 『環境の民俗』(講座日本の民俗学 4) . 3-14. 雄山閣.
- 野本寛一. (1997). 「総説 生業の民俗」. 著. 野本寛一・香月洋一郎, 『生業の民俗』(講座日本の民俗学 5) . 3-18. 雄山閣.
- 野本寛一. (2008). 「生業民俗研究のゆくえ」. 著. 国立歴史民俗博物館 編, 『生業から見る日本史 新しい歴史学の射程』. 66-97. 吉川弘文館.

(ハ)

- 芳賀幸四郎. (1955). 「中世末期における三条西家の経済基盤とその崩壊」. 『日本学士院紀要』第13巻第1号, 23-63.
- 橋本暁子. (2009). 「湯澤規子著『在来産業と家族の地域史—ライフヒストリーからみた小規模家族経営と結城紬生産—』」. 『地理空間』第2号, 64-68.
- 橋本毅彦・栗山茂久 編. (2001). 『遅刻の誕生 近代日本における時間意識の形成』. 三元社.
- 濱島朗・竹内郁郎・石川晃弘 編. (1977). 『社会学小辞典 増補版』. 有斐閣.
- 原子朗 編著. (1989). 『宮澤賢治語彙辞典』. 東京書籍.
- 潘 吉星 (Pan Jixiang). (1992). 「製紙術の起源について」 日本・紙アカデミー 編, 『紙 七人の提言』. 153-173. 思文閣出版.
- 藩政史研究会. (1963). 『藩政成立史の総合的研究 米沢藩』. 吉川弘文館.
- 日高普. (1983). 『経済原論』 有斐閣選書. 有斐閣.
- 藤井隆至. (1990). 「柳田民俗学の政治経済学」. 『国立歴史民俗博物館研究報告』第27集, 25-45.
- 橋井勝義. (1997). 「序 新たな人間・環境学への視点」. 青木保他編, 『環境の人類誌』(岩波講座文化人類学 第2巻) . 1-10). 岩波書店.
- 橋井貞子. (1981). 『改訂日本の緋文化史』. 京都市中京区. 京都書院.

- 福井貞子. (2002). 『緋』. 東京都千代田区. 法政大学出版局.
- 福田アジオ. (1992). 「民俗学の動向とその問題点」. 『日本民俗学』第190号, 1-13.
- 福田アジオ. (1998). 「労働と余暇」. 著: 赤田光男・香月洋一郎・小松和彦・野本寛一・  
福田アジオ 編, 『時間の民俗』講座日本の民俗学6 (ページ: 26-40). 雄山閣.
- 福田アジオ. (2014). 『現代日本の民俗学 ポスト柳田の五〇年』. 吉川弘文館.
- 福田アジオ・新谷尚紀・湯川洋司・神田より子・中込睦子・渡邊欣雄 編. (1999). 『日  
本民俗大辞典』 上. 吉川弘文館.
- 福田アジオ・新谷尚紀・湯川洋司・神田より子・中込睦子・渡邊欣雄 編. (2000). 『日  
本民俗大辞典』 下. 東京都文京区. 吉川弘文館.
- 藤田貞一郎. (1981). 「近代日本同業組合史序説」. 国連大学.
- 藤田結子. (2013). 「『文化を書く』 エスノグラフィー批判の衝撃」. 藤田結子・北村文  
編, 『現代エスノグラフィー 新しいフィールドワークの理論と実践』 . 24-29. 新  
曜社.
- 藤田結子・北村文編. (2013). 『現代エスノグラフィー 新しいフィールドワークの理論  
と実践』 . 新曜社.
- 藤原正人 編. (1959). 『明治前期産業発達史資料』 第1集. 明治文献資料刊行会.
- 古島敏雄. (1966). 『産業史Ⅲ』(体系日本史叢書12). 東京都千代田区. 山川出版社.
- 古島敏雄. (1975). 『日本農業技術史』 古島敏雄著作集 第六巻. 東京大学出版会.
- 文化財保護委員会 編. (1965). 『民俗資料調査収集の手びき』 . 第一法規.
- 文化庁監修. (1976). 『無形文化財・民俗文化財要覧』 . 芸艸社.
- 文化庁内民俗文化財研究会 編. (1979). 『民俗文化財の手びき—調査・収集・保存・活  
用のために—』 . 第一法規.
- 細矢菊治・林明男・酒井直治監修. (1981). 『塩沢町誌』(復刻) 第2巻. 塩沢町教育委員  
会.
- 細矢菊治・林明男・酒井直治監修. (1983). 『塩沢町誌』(復刻) 第1巻. 塩沢町教育委員



会.

本庄恵美・中野睦子・篠塚雅子. (2015). 「結城紬特性の定量化に関する調査研究」. 『茨城県工業技術センター研究報告』 第43号, 47-48.

本庄恵美・中野睦子・篠塚雅子. (2016). 「結城紬特性の定量化に関する調査研究(第2報)」. 『茨城県工業技術センター研究報告』 第44号, 57-58.

本場結城紬検査協同組合・茨城県工業技術センター・栃木県紬織物指導所. (1994). 『本場結城紬実態調査報告書』平成5年. 本場結城紬検査協同組合・茨城県工業技術センター・栃木県紬織物指導所.

本場結城紬検査協同組合. (1999). 『本場結城紬実態調査報告書』平成10年. 本場結城紬検査協同組合.

本場結城紬検査協同組合. (2004). 『本場結城紬実態調査報告書』平成15年. 本場結城紬検査協同組合.

本場結城紬検査協同組合. (2009). 『本場結城紬実態調査報告書』平成20年. 本場結城紬検査協同組合.

本場結城紬検査協同組合. (2014). 『本場結城紬実態調査報告書』平成25年. 本場結城紬検査協同組合.

本場結城紬・渡良瀬遊水池教材化研究員 編. (2014). 『未来へつなぐ本場結城紬』 小山市中学生用 本場結城紬学習ブック. 小山市教育委員会教育研究所.

## (マ)

前田俊一郎. (2008). 「民俗技術の伝承状況調査と技術伝承の課題」. 『月刊 文化財』 第535号, 10-14.

前田亮. (1996). 『続・図説手織機の研究 日本篇』. 京都市中京区. 京都書院.

真島俊一. (2007). 「現存する民俗技術の全国的な動向と問題点」. 『第1回無形文化財研究協議会報告書—民俗技術の保護をめぐる—』, 22-29.

- マルセル・モース. (1976). 「身体技法」: 『社会学と人類学』II 有地亨 山口俊夫 共  
訳: 121-166. 弘文堂
- 三瓶孝子. (1961). 『日本機業史』. 東京都千代田区. 雄山閣.
- 水原節夫. (1986). 「生活史研究とその多様な展開」. 青井和夫 監修/宮島喬 編集,  
『社会学の歴史的展開』 (ライブラリ社会学 10). 147-208. サイエンス社.
- 三田村佳子. (2001). 「生業を分類するという事 ―商工業という枠組みに有効性はあ  
るか―. 『日本民俗学』 (第 227 号), 38-49.
- 南魚沼郡誌編集委員会 編. (1971). 『南魚沼郡誌』続編上巻. 南魚沼郡町村会.
- 南魚沼市役所企画情報課 編. (2006). 『南魚沼市勢要覧』2006. 南魚沼市.
- 南魚沼市企画政策課 編. (2017). 『南魚沼市 2016 市勢要覧データ編』. 南魚沼市.
- 宮崎勇. (1989). 『日本経済図説』 岩波新書 77. 岩波書店.
- 宮本馨太郎. (1990). 『民具入門』. 慶友社.
- 宮本常一. (1975). 「生業の構成」. 『日本民俗学会』 (第 100 号), 35-47.
- 宮本常一. (1978). 「雑文稼業」. 著. 宮本常一, 『民俗学の旅』. 193-199. 文藝春秋.
- 宮本常一. (1983). 『宮本常一著作集』 28. 未来社.
- 宮本常一. (1994). 『周防大島を中心としたる 海的生活誌』宮本常一著作集 38. 未来社.
- 明治大学政経学部百瀬ゼミナール. (1980). 『伝統産業と地域社会』. 東京都千代田区.  
明治大学政経学部百瀬ゼミナール.
- 最上孝敬. (1959). 「はじめに ―生業と民俗」. 著. 大間知篤三他編, 『日本民俗学大  
系』 第 5 巻 . 1-12. 平凡社.
- 守谷英一. (1996). 「深山和紙と生きて」. 著. 守谷英一 編, 『聞き書き集 『置賜に  
生きる』』. 527-549. 山形県立南陽高等学校 (非売品) .
- 守谷英一. (1997). 「山守と水守の里―山形県南陽市水林― (その三) . 季刊『野を刈る』  
第 3 号, 63-95.
- 守谷英一. (2016). 日本民俗学における「生業研究」学史― その 1 『日本民俗学』の

- 「特集 日本民俗学の研究動向」を中心に一. 『東北芸術工科大学 紀要』No. 23, 193-211.
- 守谷英一. (2016a). 「近現代社会における伝統的手仕事の社会・文化的環境適応 —山形県西置賜郡白鷹町の伝統的織物産業を事例として—」. 東北芸術工科大学東北文化研究センター『研究紀要』15, 79-97.
- 守谷英一. (2017). 「方法論としての「生活誌」 —生業研究の視点から—」. 東北芸術工科大学紀要No.24.
- 守谷英一. (2003). 「山守と水守の里」. (赤坂憲雄・森繁哉, 編) 『別冊東北学』Vol 6, 119-140.
- 守谷英一. (2010). 『箒を作る』. 私家版.
- 守谷英一. (2014a). 「「生業」の視点から見た米沢地方の近世織物史」. 『置賜の民俗』第21号, 125-150.
- 守谷英一. (2014b). 「現代社会の手仕事産業に生きる民俗知 —山形県西置賜郡白鷹町の伝統的織物産業を事例として—」. 東北芸術工科大学大学院芸術工学研究科修士論文.
- 守谷英一. (2015). 「深山和紙を漉く 今利一郎さんの聞き書き」. 『史談』第27号, 6-11.
- 守谷英一. (2016). 「民俗技術について」. 『置賜の民俗』, 53-63.

## (ヤ)

- 安室知. (1992). 「存在感なき生業研究のこれから —方法としての複合生業論—」. 『日本民俗学』(第190号), 38-55.
- 安室知. (1996). 「生態系と民俗技術」. 佐野賢治・谷口貢・中込睦子・古屋信平 編, 『現代民俗学入門』. 41-50. 吉川弘文館.
- 安室知. (1998). 『水田をめぐる民俗学的研究 —日本稲作の展開と構造—』. 慶友社.

- 安室知. (2005). 『水田漁撈の研究 一稲作と漁撈の複合生業論一』. 慶友社.
- 安室知. (2008). 「生業の民俗学—複合生業論の試み—」. 国立歴史民俗博物館 編, 『生業から見る日本史 新しい歴史学の射程』. 222-241. 吉川弘文館.
- 安室知. (2012). 『日本民俗生業論』. 慶友社.
- 安室知. (2014). 「共同研究「自然と技の生活誌」の目的と経過」. 『国立歴史民俗博物館報告』 第181集 [共同研究] 自然と技の生活誌 , 1-7.
- 柳宗悦. (1985). 『手仕事の日本』. 岩波書店.
- 柳田國男. (1934). 『民間伝承論』. 共立社.
- 柳田國男. (1935). 『郷土生活の研究法』. 刀江書院.
- 柳田國男. (1998). 「地名の研究」. 著. 柳田國男, 『柳田國男全集』 第八巻 . 369-554. 筑摩書房.
- 柳橋眞. (1992). 「和紙の抱える問題点」. 著. 日本・紙アカデミー 編, 『紙 七人の提言』 . 107-151. 思文閣出版.
- 山形県編. (1961). 『山形県史』資料編4 新編鶴城叢書下. 高橋書店.
- 山形県編. (1969). 『山形県史』本篇2 農業編中. 山形県.
- 山形県教育委員会. (1965). 『山形県の民俗資料 [緊急調査報告]』. 山形県教育委員会.
- 山形県教育委員会編. (1987). 『山形県の諸職 (伝統的手職)』. 山形県文化財保護協会.
- 山下裕作. (2006). 「野にある経済」. 『日本民俗学』(第247号), 15-37.
- 山下祐介. (2012). 『限界集落の真実—過疎の村は消えるか?』ちくま新書. 筑摩書房.
- 山泰幸. (2008). 「序章 いま、なぜ環境民俗学なのか?」. 山泰幸・川田牧人・古川彰編, 『新しいフィールド学へ 環境民俗学』. 1-10. 昭和堂.
- 山泰幸・川田牧人・古川彰編. (2008). 『環境民俗学 —新しいフィールド学へ—』. 昭和堂.
- 矢部洋三. (1986). 「戦前期結城織物業の生産構造—伝統産業の視角から—」. 『経済科学研究所紀要』第10号, 21-39.

- 結城市産業経済部産業振興課編. (2015). 『結城紬 結城紬ガイドブック [6カ国語版]』.
- 結城市産業経済部産業振興課.
- 結城市史編さん委員会 編. (1978). 『結城市史』 第三巻 近現代史料編. 結城市.
- 結城市史編さん委員会 編. (1979). 『結城市史』 第二巻 近世史料編. 結城市.
- 結城市史編さん委員会 編. (1980). 『結城市史』 第四巻 古代中世通史編. 結城市.
- 結城市史編さん委員会 編. (1982). 『結城市史』 第六巻 近現代通史編. 結城市.
- 結城市史編さん委員会 編. (1983). 『結城市史』 第五巻 近世通史編. 結城市.
- 湯川洋司. (1979). 「生業」. 『日本民俗学』(第124号), 38-47.
- 湯川洋司. (1997). 「生業の相互関連」. 野本寛一・香月洋一郎 編, 『生業の民俗』(講座日本の民俗学 5). 271-292. 雄山閣出版.
- 湯澤規子. (2009). 『在来産業と家族の地域史 ライフヒストリーからみた小規模家族経営と結城紬生産』. 東京都千代田区. 古今書院.
- 横沢三夫・新井キヨ子. (1977). 「絹織物の曲げ変形特性に関する研究Ⅱ. 絹織物の曲げ挙動に係る伸長ひずみと洗たくの効果」. 『日本蚕糸学雑誌』 第46巻 第6号, 501-508.
- 横山浩子. (1990). 「当館所蔵の傾斜高機 一いわゆる大和機について一」. 『奈良県立民俗博物館研究紀要』 第12号, 1-14.
- 横山浩子. (1993). 「大和の傾斜型高機 一当館収蔵資料から一」. 『奈良県立民俗博物館研究紀要』 第13号, 37-44.
- 吉田義信. (1973). 『置賜民衆生活史』. 東京都板橋区. 国書刊行会.
- 吉田義信. (1975). 「山形県蚕糸業史」. 著. 山形県, 『山形県史 本篇6』「漁業編・畜産業編・蚕糸業編・林業編」. 577-754. 山形県.
- 吉見俊哉. (2009). 『ポスト戦後社会』 シリーズ日本近現代史⑨ 岩波新書1050. 岩波書店.
- 米沢市史編さん委員会 編. (1981). 『慶応元年 分限帳』 米沢市史編集史料 第六号.

米沢市史編さん委員会.

米沢市史編さん委員会 編. (1990). 『米沢市史』 民俗編. 米沢市.

米沢市史編さん委員会 編. (1991). 『米沢市史』 近世編 1. 米沢市.

米沢市史編さん委員会 編. (1993). 『米沢市史』 近世編 2. 米沢市.

米沢市史編さん委員会編. (1980). 『邑鏡 寛永八年分限帳』 米沢市史編集資料 第二号. 米沢市史編さん委員会.

読売新聞社. (2014年3月27日). 「埴輪破片「機織形だ」. 読売新聞栃木版, ページ. 33.

## (ラ)

L. L. ラングネス G. フランク. (1993). 『ライフヒストリー研究入門 伝記への人類学的アプローチ』. (米山俊直、小林多寿子, 訳) ミネルヴァ書房.

歴史学研究会 編. (1993). 『日本史年表』 増補版. 岩波書店.

レナート・ロサルト. (1996). 「テントの入り口から —フィールドワーカーと異端審問官—」. ジェイムズ・クリフォード、ジョージ・マーカス編, 『文化を書く』. 141-181. 紀伊國屋書店.

労働政策・研修機構 編. (2011). 『第4回改訂 厚生労働省編職業分類 職業分類表 —改訂の経緯とその内容—』. 労働政策・研修機構.

六本木健志. (2002). 『江戸時代 百姓生業の研究—越後魚沼の村の経済生活—』. 刀水書房.

## (ワ)

和歌森太郎. (1975). 「総説 —方法論上の問題—」. 『日本民俗学』(第100号), 2-8.

和歌森太郎 編. (1976). 『経済伝承』(日本民俗学講座 第5巻). 朝倉書店.

鷺崎俊太郎. (2012). 「歴史地理学—日本経済史間の学際的研究史 —趨勢と課題—」.

『歴史地理学』第54巻1号, 58-67.

和紙の手帖刊行委員会 編. (2002). 『和紙の手帖』. 全国てすき和紙連合会.

早稲田大学経済史学会. (1960). 『足利織物史 下巻』. 足利繊維同業会.

早稲田大学経済史学会. (1960). 『足利織物史 上巻』. 足利繊維同業会.

渡部鮎美. (2008). 「農村女性によるヒマの発見—秋田県大潟村の農業臨時雇いを事例に  
—」. 『総研大文化科学研究』, 125-137.

渡部恵吉・小沢静夫. (1980). 『米沢織物史』. 米沢織物協同組合連合会.

渡部史夫. (1976). 『米沢藩の特産業と専売制 —青苧・漆蠟・養蚕業—』. 米沢市. 遠  
藤書店.

渡辺仁. (1966). 「縄文時代人の生態 住居の安定性とその生物学的民族史的意義」. 『人  
類学雑誌』 Vol174 No2, 73-84.

渡辺仁. (1977). 「生態人類学序論」. 著. 人類学講座編纂委員会編, 『人類学講座』第  
12巻・生態. 3-29. 雄山閣出版.

渡辺仁. (2000). 『縄文式階層化社会』. 六一書房.

渡辺三省. (1971). 『越後縮布の歴史と技術』. 小宮山出版.

### (洋書)

Bertaus, D. (1997). *Les Recits de Vie; Perspective Ethnosociologique*. Edition  
Nathan.

E・F・Schumacher. (1973). *Small is Beautiful A Study of Economics as if People  
Mattered*. Blond & Briggs.

James Clifford and George E. Marcus, E. (1986). *Writing Culture .the Poetics  
of Ethnography*. University of California Press, Ltd.

### (参照Webページ)



総務省. (2009). 日本標準職業分類 (平成 21 年 12 月統計基準設定) - 日本標準職業分類

一般原則. 総務省.

参照先. 総務省の Web サイト.

[http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/shokgyou/gen\\_h21.htm](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shokgyou/gen_h21.htm)

白鷹町. (2009). 人口動態の推移. 参照先. 白鷹町の Web サイト.

<http://www.town.shirataka.lg.jp/1835.html>

帝国データバンク. (2005 年 10 月 26 日). TDB Watching. 帝国データバンク. 参照日. 2015

年 11 月 10 日, 参照先. 帝国データバンクの Web サイト.

<http://www.tdb.co.jp/report/watching/press/k051001.html>

特許庁. (2006 年 5 月 12 日). 「標準技術集 伝統的繊維製品」. 参照先. 特許庁.

[https://www.jpo.go.jp/shiryous\\_sonota/hyoujun\\_gijutsu/traditional/mokuji.htm](https://www.jpo.go.jp/shiryous_sonota/hyoujun_gijutsu/traditional/mokuji.htm)

特許庁. (日付不明). 標準技術集. 参照日. 2016 年 6 月 1 日, 参照先. 刊行物・報告書.

[https://www.jpo.go.jp/shiryous\\_sonota/hyoujun\\_gijutsu.htm](https://www.jpo.go.jp/shiryous_sonota/hyoujun_gijutsu.htm)

特許庁. (日付不明). 標準技術集「伝統的繊維製品」の技術概要. 参照先. 平成 17 年度

標準技術集「伝統的繊維製品」.

[https://www.jpo.go.jp/shiryous\\_sonota/hyoujun\\_gijutsu/traditional/gaiyou.pdf](https://www.jpo.go.jp/shiryous_sonota/hyoujun_gijutsu/traditional/gaiyou.pdf)

文化庁. (日付不明). 重要無形民俗文化財. 参照日. 2016 年 5 月 16 日, 参照先. 国指定

文化財等データベース. <http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/searchlist.asp>



博士論文

近現代社会における在来の手仕事の  
社会文化的環境適応

(図表編)

守 谷 英 一

平成29年度提出

東北芸術工科大学

## 図表目次

図表 1	『日本民俗学』の「研究動向」内容	755
図表 2	生業分野の「分野名」と「項目細分」	757
図表 3	「複合生業論」の研究目的	758
図表 4	『水田をめぐる民俗学的研究 —日本稲作の展開と構造—』の事例調査地	760
図表 5	『邑鏡』の重要作物記載村数	761
図表 6	『青木家文書 萬金銀請取拂帳』の御買上紅花	762
図表 7	荒砥御役屋の正保3(1646)年の花手(紅花前渡し金)と青苧手(青苧前渡し金)	763
図表 8	荒砥青苧蔵収納量	764
図表 9	上杉治憲の養蚕奨励	765
図表 10	竹田家明治19年緋見本帳表紙(長井市 竹田義一郎氏蔵)	767
図表 11	西方吉太郎の緋見本(長井市 竹田義一郎氏蔵)	767
図表 12	置賜織物同業組合の活動	768
図表 13	置賜紬織物組合の活動(博覧会等)	769
図表 14	緋原画(長井 竹田清五郎家蔵)	770
図表 15	白鷹町小松織物工場のチラシ帳	771
図表 16	小松織物工場のチラシ帳に貼られた染色所チラシ	771
図表 17	重ねられた緋板(株式会社白たか織所蔵)	772
図表 18	注ぎ染め(株式会社白たか織)	772
図表 19	緋板(緯糸用)(株式会社白たか織所蔵)	773
図表 20	板大工が使用した溝切り鉋(株式会社白たか織所蔵)	773
図表 21	白鷹町の板大工の系譜	774
図表 22	白鷹町の高機(小松織物工房)	775

図表 23	白鷹町の高機（川合ひさ子氏蔵）	775
図表 24	経糸のずらし方（白たか織荒砥工房）	776
図表 25	緋巻き機での経糸のずらし方（小松織物工房）	776
図表 26	長井、白鷹地区月別生産高（単位：反） 昭和 7（1932）年～昭和 9（1934）年の平均	777
図表 27	昭和 55（1980）年白鷹紬従事者の月別就業者数	777
図表 28	白鷹町の産業別就業人口の推移	778
図表 29	白鷹町の産業別人口の推移グラフ	778
図表 30	絹地区の地形	779
図表 31	結城郡の郷	780
図表 32	絹地区の村高変遷と耕地割合	781
図表 33	明治 19（1886）年ごろの絹地区の土地利用	782
図表 34	現在の小山市中河原集落（2016 年 7 月 撮影）	783
図表 35	明治 22（1889）年の下都賀郡の養蚕	784
図表 36	結城紬の種類別生産量	785
図表 37	結城縮の比率	786
図表 38	絹村の織物産業（明治中期から大正初め）	787
図表 39	結城紬の生産費（1 反あたり）	788
図表 40	国無形文化財指定後の結城紬生産量（単位：反）	789
図表 41	本場結城紬検査協同組合総組合員数推移	790
図表 42	結城紬の工程	791
図表 43	結城紬の生産高や価格の推移（明治 36 年から昭和 17 年）	792
図表 44	結城の地機（結城市伝統工芸館）	793
図表 45	結城の地機（図）	794
図表 46	織物表面の形状	795

図表 47	塩沢周辺地図（明治 44 年測量 大正 3 年発行）	796
図表 48	南魚沼市の産業別就業人口推移	797
図表 49	近世南魚沼の洪水被害	798
図表 50	南魚沼の養蚕	799
図表 51	関村佐藤九左衛門家の縮生産	800
図表 52	近世から明治時代の苧麻布の生産	801
図表 53	大正から昭和初期の苧麻布の生産	802
図表 54	現代の小千谷の織物出荷数量（単位：反）	803
図表 55	昭和初期の塩沢の苧麻布の生産	804
図表 56	塩沢の苧麻布生産量（昭和 41 年から平成 5 年まで）	805
図表 57	苧の績み方いろいろ	806
図表 58	苧麻糸の値段	807
図表 59	魚沼地方の地機（津南町歴史民俗資料館所蔵品）	808
図表 60	地機の各部名称	809
図表 61	南魚沼郡の麻織物と賃金	809
図表 62	和紙の原料、粘材、漉き方	810
図表 63	深山和紙の生業暦	811
図表 64	文政頃の長井地区の田畑など	812
図表 65	長井市の産業別人口の推移（人）	813
図表 66	長井市の産業別人口の推移（%）	813
図表 67	長井市の産業別人口の推移グラフ（%）	813
図表 68	『絵巻物による日本常民生活絵引』の箒図	814
図表 69	『春日権現絵巻』の座敷箒（図版 616）	814
図表 70	『法然上人絵伝』の座敷箒（図版 728）	815
図表 71	『絵師草紙』の座敷箒（図版 536）	815

図表 72	大正 2 年ごろの金井神周辺 .....	816
図表 73	昭和 40 (1965) 年代ごろの山形県置賜地区の生業暦モデル .....	817
図表 74	1 日の時間の使い方 (結城紬の糸のつむぎ手 塚原アイさんをモデルに) ..	818
図表 75	生涯の中の在来の手仕事 .....	819



第1部序論  
第1章

図表1 『日本民俗学』の「研究動向」内容

号	発行年	対象期間	分野構成	分野名	執筆者	項目分類
100	1975		「村制・族制」、「人生儀礼」、「衣・食・住」、「生業の構成」、「年中行事」、「民間信仰」、「民俗芸能」、「口承文芸」	生業の構成	宮本常一	項目分類はなされていない。
112	1977	1975-1976	「村制・族制」、「人生儀礼」、「衣・食・住生活」、「生業」、「年中行事」、「民間信仰」、「民俗芸能」、「口承文芸研究の課題」、「比較民俗学」・沖縄研究の動向」	生業	中村たかを	農耕、漁撈、狩猟、染織、手工・諸職・その他
124	1979	1977-1978	「村制・族制」、「人生儀礼」、「年中行事」、「生業」、「民具研究」、「口承文芸」、「民間信仰」、「都市民俗学」	生業	湯川洋司	農耕、漁業、狩猟、山の生業、諸職・その他
136	1981	1979-1980	「村制・族制」「通過儀礼」「生業」「衣・食・住」「年中行事」「芸能」「口承文芸」	生業	小川直之	全体を5節に分けている。項目分類による動向は「五」でなされているが、(1)農耕、(2)漁撈、(3)狩猟、(4)採集・林業・織物などの4分類で述べられている。
148	1983	1981-1982	「村制・族制」、「通過儀礼」、「生業」、「衣食住」、「年中行事」、「民間信仰」、「口承文芸」、「地方史と民俗学」	生業	神野善治	稲作、畑作、漁撈、養蚕、狩猟、諸職、染織・手工
160	1985	1983-1984	「村制・族制」、「人生儀礼」、「生業」、「衣食住」、「年中行事」、「民間信仰」、「口承文芸」、「民俗芸能」、「民具研究」、「北海道の民俗文化研究」	生業	田辺悟	(1)農耕、(2)漁撈、(3)狩猟、(4)諸職、(5)その他(山樵・製塩・養蚕・畜産・染織・手細工)
171	1987	1985-1986	「日本民俗学の現状」、「歴史的世界と民俗学」、「生活空間論」、「女性と民俗学」、「民俗学の可能性」			この号の研究動向は大島建彦「日本民俗学の現状」、真野俊和「歴史的世界と民俗学」、伊藤良吉「生活空間論」、倉石あつ子「女性と民俗学」、新谷尚紀「民俗学の可能性」という項目立てで論評されており、「生業」についてはどこに分類されているかははっきりしない。
190	1992	1987-1991	この号は、「研究動向特集号」とはなっていないが、実態としては研究動向を概観したものになっている。論文として、「民俗学の動向とその問題点」「民俗の変遷と地域研究」「聞き書きのなかの自然」「存在感なき生業研究のこれから ―方法としての複合生業論―」「イエ・家族・通過儀礼 ―民俗学における族制研究の現在―」「死を迎える文化の変容 ―島嶼社会の調査分析から―」「年中行事研究の方向」「信じること、そして知ること ―民俗学における宗教・信仰研究 1987-91―」「伝説研究の動向」「民俗芸能研究の動向」「台湾民俗研究の最新動向 ―台湾漢人社会の民俗宗教研究を中心として―」	なし	安室 知	これまでのような項目分類はなされていないが、「4 複合生業論的アプローチの展開」において、(1)「取るに足らない」生業の評価、(2)生業の複合と未分化の問題を取り上げている。さらに、「5 里・山・海・都市の生計活動」において、(1)里の生計活動、(2)山の生計活動、(3)海の生計活動、(4)都市の生計活動にわけて動向が述べられている。
213	1998	1992-1996	「総論」、「自然(生態・環境)」、「物質文化(民具・衣食住)」、「生業」、「社会Ⅰ(家族・親族)」、「社会Ⅱ(村落)」、「民俗芸能」、「口承伝承」	生業	赤羽正春	狩猟・採集、諸職・鉄、始原生業への展開と北のフォークロア、漁撈、漁船、地域民俗論、稲作研究の深化、映像の語るもの

号	発行年	対象期間	分野構成	分野名	執筆者	項目分類
227	2001	1997-1999	〈総論〉、〈自然〉、〈経済〉 「生業Ⅰ（農業・漁業・林業・狩猟・その他）」 「生業Ⅱ（商工業・その他）」 「衣食住Ⅰ（衣・食）」 「衣食住Ⅱ（住）」 「民具・物質文化」、〈社会〉 「家族・親族」 「村落」 「都市」、〈宗教〉 「神社祭祀」 「仏教民俗」 「民間信仰」、〈儀礼〉 「人生儀礼」 「年中行事」、〈口承〉 「昔話・伝説」 「世間話・語り手論」、〈特論〉 「異文化研究と民俗学」 「医療・福祉と民俗学」 「博物館と民俗学」 「文化財行政と民俗学」 「情報化社会と民俗学」	経済 生業Ⅰ（農業・漁業・林業・狩猟・その他）	小島孝夫	「複合生業論を超えて」と題されていて、項目分類はなされていない。「一 はじめに」、「二 生業研究再考 —生業研究の課題—」、「三 生産技術誌としての生業研究」、「四 「民俗の技術」と「生業の民俗」をめぐって」、「五 生業複合論を超えて」と小題が付けられている。
				経済 生業Ⅱ（商工業・その他）	三田村佳子	「生業を分類するということ —商工業という枠組みに有効性はあるか—」と題されている。「一 生業研究の視点」、「二 諸職・工業」、「三 商い・商業」、「四 その他」、「五 生業を分類すること」と小題が付けられ、二、三、四で項目分類がなされている。
239	2004	2000-2001	「総説」、「経済」、「社会」、「人生」、「信仰」、「口承」、「芸能」	経済	池田哲夫	「生業・衣食住・環境・民具」というサブタイトルが付けられ、「一 はじめに」、「二 生業と自然・人と自然の関わりの探求」、「三 漁撈民俗研究—伝統的漁法と先端テクノロジー—」、「民具研究—民具の転用と現代性—」、「五 聞き書きとライフストーリー研究」、「六 モノと精霊」、「七 衣食住」、「八 おわりに」と小題が付けられ、それに関する動向が記載されていて項目分類はなされていない。ただ、「七 衣食住」だけは項目分類されていた時期の記述のしかたに近くなっている
247	2006	2003-2005	「総説」、「経済」、「社会」、「人生」、「信仰」、「口承」、「芸能」、「トピックス（世界遺産と文化財）」 「トピックス（戦争と民俗）」 「トピックス（イベントの民俗）」	経済	山下裕作	「野にある経済」と題されている。項目分類はなされていない。「一 はじめに」、「二 交錯する経済という領域」、「三 経済研究に見る民俗学の領域」、「四 民俗学の「経世済民」、「五 経済として環境を見る目」、「六 おわりに 深い理解への渴望」と小題が付けられている。
262	2010	2006-2008	「総説」、「生業」、「衣食住」、「社会」、「人生」、「信仰」、「口承」、「芸能」、「視角」（「民俗学におけるジェンダー研究の現状と今後の展望 —「女性化」したジェンダー概念からの脱却に向けて—」、「ガバナンス」の現在と民俗学研究の方向」、「消費／消費社会から捉えなおす日常への視角—人・物・商品の社会的プロセス—」	生業	石垣 悟	「暮らし（あるいは生き方）を捉える糸口」と題されている。先に、「民俗学における生業研究」が（80年代以前／その登場と展開）（90年代以降Ⅰ／複合生業論の登場と稲作文化論の再考）（90年代以降Ⅱ／環境・自然へのアプローチ）（90年代以降Ⅲ／生態民俗学の展開）（90年代以降Ⅳ／マイナー・サブシステム論の登場）に分けて論じられ、最後に「近年の研究動向」が付けられているが、項目分類はなされていない。
277	2014	2009-2011	「総論」、〈各論〉 「生業」 「出産・育児」 「葬送・墓制」 「村落」 「家族・親族」 「年中行事」 「民間信仰」 「口頭伝承」 「民俗芸能」、〈特論〉 「災害」 「文化財」 「自然」、〈隣接学問との交流〉 「地理学と民俗学」 「社会学と民俗学」 「考古学と民俗学」 「教育学と民俗学」	生業	野地恒有	項目分類はなされていないが、生業研究には「民俗学の中に位置づけた生業研究という立場」と「いわゆる生業的な世界をとおして、従来の民俗学とは別の体系、社会像、文化観を提起して、新たな民俗学を生み出そうとする研究の立場である」として、それぞれの研究動向を概観している。

図表 2 生業分野の「分野名」と「項目細分」

号	発行年	対象期間	執筆者	分野名	項目細分
100	1975		宮本常一	生業の構成	なし
112	1977	1975- 1976	中村たかを	生業	あり
124	1979	1977- 1978	湯川洋司		
136	1981	1979- 1980	小川直之		
148	1983	1981- 1982	神野善治		
160	1985	1983- 1984	田辺 悟		
171	1987	1985- 1986	該当分野なし	なし	なし
190	1992	1987- 1991	安室 知	なし	なし
213	1998	1992- 1996	赤羽正春	生業	あり
227	2001	1997- 1999	小島孝夫	経済	なし
			三田村佳子		あり
239	2004	2000- 2001	池田哲夫	経済	ほぼなし
247	2006	2003- 2005	山下裕作	経済	なし
262	2010	2006- 2008	石垣 悟	生業	なし
277	2014	2009- 2011	野地恒有	生業	なし

図表 3 「複合生業論」の研究目的

論考名	「存在感なき生業研究のこれから ー方法としての複合生業論ー」(1992年)	『水田をめぐる民俗学的研究ー日本稲作の展開と構造ー』(1998年)	『日本民俗生業論』(2012年)
目的 1	技術の集合体はその集合になにかしらの法則性がない限り、それは単なる技術の寄せ集めに過ぎない。そうした法則性のひとつを複合生業論により明らかにするものである (p42)。	生業技術はあくまで要素に過ぎない。それ自体に意味はなく、いかに個々の技術が組み合わされるかに意味がある。生業技術の集合体はその集合に何らかの意味がない限り、それは多くの民俗誌の記述にみられるような単なる技術の羅列に過ぎない。複合生業論はそうした「生」の法則を明らかにすることを目的とする (p39)。	生業技術はあくまで要素に過ぎない。それ自体にさほどの意味はなく、いかに個々の技術が組み合わされるかに本来の意味がある。生業技術の集合体はその集合に何らかの意味がない限り、それは多くの民俗誌の記述にみられるような単なる技術の羅列に過ぎない。複合生業論はそうした「生」の法則を明らかにすることを目的とする (p23-p24)。
目的 2	複合生業論では、個人(または家)を中心にその生計維持方法を明らかにする。そのため、従来は別々に論じられてきた生業技術を人が生きていく上でいかに複合させているかに重点を置く (p42)。	複合生業論では、個人(または家)を中心にその生計維持方法を明らかにする。従来は別個に論じられてきた生業技術を人が生きていく上でいかに複合させているかに重点を置く (p39)。	複合生業論では、個人(または家)を中心にその生計維持方法を明らかにする。従来は別個に論じられてきた生業技術を人が生きていく上でいかに複合させているかに重点を置く (p24)。
目的 3	複合生業論でいう複合とは、単に「漁撈+稲作」というときのプラスの関係だけを指すものではない。(中略)実際には、プラスの関係以外にも、並立関係、主従関係、季節などによる主従関係の逆転、各生業間の役割分担の関係などさまざまな関係性が成り立つ。そうした関係性までも明らかにしてはじめて複合生業論の意味がある (p42)。	複合生業論でいう複合とは、単に「漁撈+稲作」というときのプラスの関係だけを指すものではない。地域により複合の要素は異なる。また、それは時代によっても変遷する性質を持つ。そうした複合要素のレパートリーを問うことのほかに、複合要素間の関係性を問うことも重要な要件となる。実際には、プラスの関係以外にも、詳しくは本書の結論Ⅳで論じるが、「並立」や「内部化」などさまざまな関係性が成り立つ。そうした関係性までも明らかにしてはじめて複合生業論の意味がある (p39-p40)。	複合生業論でいう複合とは、単に「漁撈+稲作」というときのプラスの関係だけを指すものではない。地域により複合の要素は異なる。また、それは時代によっても変遷する性質を持つ。そうした複合要素のレパートリーを問うことのほかに、複合要素間の関係性を問うことも重要な要件となる。実際には、プラスの関係以外にも、「並立」や「内部化」などさまざまな関係性が成り立つ。そうした関係性までも明らかにしてはじめて複合生業論の意味がある (p24)。

論考名	「存在感なき生業研究のこれから ―方法としての複合生業論―」(1992年)	『水田をめぐる民俗学的研究―日本稲作の展開と構造―』(1998年)	『日本民俗生業論』(2012年)
目的4	複合生業論の立場に立って、従来の文化類型に代わる比較の軸を提示してみたい。(中略)時間と空間の変遷を正しく複合パターンの中に反映させることにより、日本の民俗文化を複合パターンの様相から、生計活動の実態を損なうことなく文化類型化することができるものである(p42)。	複合生業論の立場に立って、従来の文化類型に代わる比較の軸を提示してみたい。筆者は(中略)「単一生業」志向と「複合生業」志向という捉え方で類型化史比較する必要があると感じている。この場合、単一生業とは、繰り返し述べてきたように、商品経済・貨幣経済が十分に成熟する以前においては唯一稲作だけが該当するものである。このように考えれば、日本の民俗文化を生業複合の様相とその変遷という観点で捉えることができる。生業複合はその土地土地の自然環境と歴史的位置(人文環境)により複合のパターンが変化する。また、時間の変遷もそのパターンに影響を与える。つまり、時間と空間の変遷を正しく複合パターンの中に反映させることにより、日本の民俗文化を複合パターンの様相から、生計活動の実態を損なうことなく文化類型化することができるものである(p41)。	本章の目的は、複合生業論の立場から生計維持システムを基に新たな民俗文化の類型化を試みることにある(p22)。
目的5			一度は個別化・細分化することによって詳細な検討を加えたものを、次の段階においては総合化するという動きというものが必要になってくる。そうして総合化してこそ、本当の意味で生を明らかにすることができる。その意味で、複合生業論は広く深く民俗研究の総合化を目指すものでなくてはならない(p18)。
目的6			それ(記録や統計データ 筆者註)だけでは到達できない生業のあり方をトータルとして追求するのが複合生業論である。その意味では、生業を中心に生活そのものの解明が研究の目的であるということが出来る(p16)。

図表 4 『水田をめぐる民俗学的研究 ―日本稲作の展開と構造―』の事例調査地

	調査地	ページ	標題	条件内容	研究対象細目
II 水田稲作地における 生業複合の諸相 ―水田 を利用した畑作・漁労・採 集のあり方―	香川県観音寺市池之尻	61-98	溜池（皿池）に囲まれた村	溜池感慨により高度に稲作に特化した 地域	二毛作としての麦栽培、畦畔栽培としての豆 と稲、水田漁撈、溜池漁撈、（水田―溜池）養 魚
	滋賀県守山市木浜	100-127	ホリ（堀）とギロン（内湖）の村	クリークの発達する琵琶湖岸の稲作村	水界での漁撈
	長野県大町市海ノ口	128-151	アワラ（芦原）の村	河川が湖に流れ込んだところに作った 三角州に広がる低湿な稲作地	湖での漁撈、河川での漁撈、水田での漁撈
	神奈川県横浜市鶴見区獅子ヶ 谷	152-165	ヤト（谷戸）の村	低平な丘陵部を切り込んだ小規模な浅 い谷の地形の稲作地	溜池での漁撈、溜池養魚
	長野県飯山市富倉	167-199	アゼ豆の村	山間の棚田稲作地	畦畔栽培（アゼマメ）
	長野県長野市犬石	200-217	イケ（山間溜池）の村	平坦地に近い山の村で多くの溜池が作 られた棚田地域	畦畔栽培（アゼマメ）、水田漁撈、溜池漁撈
	長野県長野市広瀬（小字単位 広瀬地区）	218-247	ノケ（地滑り）とソートメ（早乙女）の 村	平坦地に近い山の村	畦畔栽培（アゼマメ）、出仕事（平地での農作 業）
	沖縄県竹富町祖納	248-293	亜熱帯の村	南島の水田稲作地	水田漁業
	長野県長野市佐久市桜井	311-407	（水田養鯉の先進地）	『佐久鯉』の先進地	水田養魚
	長野県長野市広瀬・犬石	409-417	水田養鯉の後発地	『佐久鯉』の後発地	水田養魚
III 水田稲作地における 生業複合の展開 ―水田 養魚に注目して―	長野県 長野市	418-424	水田養鯉の拡大展開	『佐久鯉』	水田養魚
	香川県観音寺市池之尻	425-445	溜池養魚との関係	溜池感慨により高度に稲作に特化した 地域	溜池養魚
	栃木県思川流域23 集落	457-491		「ウケ」を用いた漁撈の行われている 河川	「ウケ」を用いた漁撈
	長野県長野市檀田	494-552		河川扇状地の扇頂部の水田率の高い地 域	稲作と諸生業要素（水田二毛作、畦畔栽培、 水田漁撈、水田養魚、動物採集、植物採集） との関係
IV 水田の潜在力とその 民俗的意味	栃木県小山市白鳥	553-595		渡良瀬川遊水地に隣接した水害常習 地、天水灌漑	土地の生産性、水田稲作の労力、水田の水管 理、水に関する制度、稲作地での漁撈の様相 （漁撈の場、漁撈の時期、漁撈の方法、漁撈 の地位）
	栃木県小山市綱戸			用水灌漑を完備した乾田地域	

第2部本論  
第1章

図表5 『邑鏡』の重要作物記載村数

		有		少有		無		計
桑	白鷹	6	27.3%	12	54.5%	4	18.2%	22
	置賜全体	42	19.3%	59	27.1%	107	49.1%	218
紅花	白鷹	5	22.7%	6	27.3%	11	50.0%	22
	置賜全体	20	9.2%	15	6.9%	185	84.9%	218
青苧	白鷹	22	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	22
	置賜全体	30	13.8%	9	4.1%	179	82.1%	218

吉田義信『置賜民衆生活史』（吉田，1973：38）および「邑鏡」（山形県，1961：23-28）を基に作成した。



図表 6 『青木家文書 萬金銀請取拂帳』の御買上紅花

年	御当買紅花		御双場紅花		合計	
	分量 (匁)	支払金 (匁)	分量 (匁)	支払金 (匁)	分量 (匁)	支払金 (匁)
寛永 19 1641	232,460.00	2,324.60	164,600.00	2,139.80	397,060.00	4,464.40
寛永 20 1642	220,906.00	2,209.06	104,468.00	1,358.08	325,374.00	3,567.14
正保 2 1645	238,370.00	2,383.70	123,590.00	1,606.67	361,960.00	3,990.37
正保 3 1646	150,716.00	1,507.16	2,659.00	39.89	153,375.00	1,547.05

寛永 19 年「寛拾九分萬金銀請取拂帳」、寛永 20 年「寛貳拾分萬金銀請取拂之算用帳」、正保 2 年「正保式年分萬金銀請取拂帳」、正保 3 年「正保三年萬金銀請取拂帳算用帳」の記載事項を基にした。

なお、御双場紅花（御相場紅花）は寛永 19 年から正保 2 年までは干し花 100 匁につき銀 1 匁 3 分、正保 3 年は干し花 100 匁につき銀 1 匁 5 分。以上の出典は『青木家文書 萬金銀請取拂帳』（白鷹町教育委員会他編，1998）。

図表 7 荒砥御役屋の正保3（1646）年の花手（紅花前渡し金）と青苧手（青苧前渡し金）

地域	現在	村名	花手（匁）	青苧手（匁）	合計
下長井西通	長井市	白兎村	53.33	13.33	66.66
	長井市	寺泉村	6.67	3.33	10.00
	長井市	成田村	66.67	13.33	80.00
	長井市	小出村	50.00		50.00
	長井市	宮村	66.67		66.67
	長井市	勸進代	10.00	6.67	16.67
	長井市	草岡		3.33	3.33
	白鷹町	田尻	100.00	20.00	120.00
	白鷹町	横越	106.67	10.00	116.67
	白鷹町	山口	80.00	36.67	116.67
	白鷹町	高玉	100.00	26.67	126.67
	白鷹町	鮎貝	100.00	40.00	140.00
	白鷹町	箕和田	30.00	20.00	50.00
	白鷹町	高岡	10.00	26.67	36.67
	白鷹町	深山	6.00	33.32	39.32
	白鷹町	黒鴨		53.33	53.33
	白鷹町	栃窪		20.00	20.00
下長井東通	長井市	五十川	100.00	6.70	106.70
	白鷹町	畔藤	220.00	166.67	386.67
	白鷹町	浅立	70.00	23.33	93.33
	白鷹町	広野	14.33		14.33
	白鷹町	石那田	30.00	30.00	60.00
	白鷹町	馬場	100.00	100.00	200.00
	白鷹町	正部（菖蒲）	6.00	13.33	19.33
	白鷹町	下山		23.33	23.33
	白鷹町	佐野原		20.00	20.00
	白鷹町	大瀬		50.00	50.00
	白鷹町	十王	120.00	160.00	280.00
	白鷹町	滝野	13.33	83.33	96.66
	白鷹町	萩野		80.00	80.00
	白鷹町	中山		220.00	220.00
下長井西通（白鷹町近隣）		合計	786.01	296.66	1,082.67
下長井東通（白鷹町近隣）		合計	673.66	969.99	1,643.65
白鷹町計		合計	1,106.33	1,219.96	2,326.29

出典は「正保三年分諸所江青苧御買銀并御買米粃真綿足輕御扶持米銀萬算用」『青木家文書 萬金銀請取拂帳』（白鷹町教育委員会他編，1998）。なお、下長井は野川以北の村々および現長井市中心部の宮村と小出村に限定した。

図表 8 荒砥青苧蔵収納量

年次	西暦	収納量(1 駄=40 貫=4 固、1 貫=3.75 kg)					備 考
		駄	固	把	合計(貫目)	kg換算	
寛永 19	1642	442	1	88	17,690	66,337.5	1 把がどれだけの量なのか不明であったので、除外してkgに換算した。
寛永 20	1643	435			17,400	65,250.0	
正保 2	1645	452			18,080	67,800.0	
正保 3	1646	430			17,200	64,500.0	
慶安元	1648	314	1		12,570	47,137.5	
慶安 2	1649	356	1		14,250	53,437.5	
慶安 4	1651	547	1		21,890	82,087.5	
承応元	1652	531			21,240	79,650.0	
承応 2	1653	457	5		18,330	68,737.5	固の欄の「5」はあるいは「半」である可能性もある(原表註「半カ」)。
明暦元	1655	523			20,920	78,450.0	
明暦 2	1656	606			24,240	90,900.0	

(出所)『白鷹町史』上巻 p567 第 47 表を基に作成。(原典史料「青木家文書」年毎の「算用帳」)

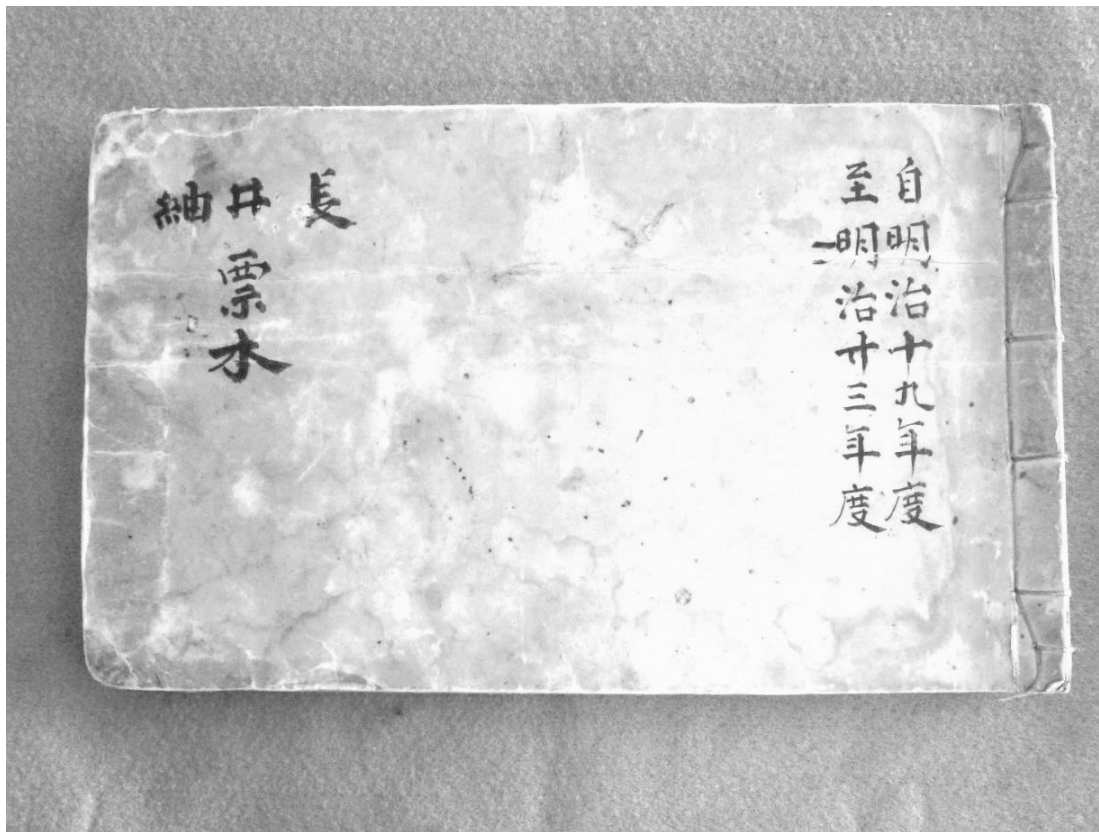
図表 9 上杉治憲の養蚕奨励

年・西暦年		歴史的事項	米沢藩の養蚕奨励
明和 4	1767	4月24日、上杉重定隠居となり、上杉治憲(鷹山)第9代米沢藩主となる。	
明和 8	1771		12月、藩に郡奉行所ひらかれ、青苧、桑、紅花、綿などの植え立ての心得書がだされる。
安永 3	1774		5月、生糸輸出取締令を出す(糸の品質の向上を図った。2本繰りを1本繰りになど)。
安永 4	1775	6月、竹俣当綱が「樹養編」を編み、漆・桑・楮の各100万本の植え立ての計画を発表した。	9月12日、物産掛を置き、桑、漆、楮の木三役場(「樹芸役場」)を開設する。
安永 5	1776		3月、福島より、桑(漆、楮も)を1万本買い入れる。
天明 5	1785	2月7日、上杉治憲(鷹山)が隠居し、治広家督を継ぐ。	
天明 7	1787	松平定信、老中起用、寛政の改革。	6月の大検約で蚕桑役局を廃止。また、樹芸役場の廃止。
寛政 3	1791	1月29日、隠居中の荏戸善政が奉行格の中老職に任ぜられた。	
寛政 4	1792		11月10日、諸役場から器物、衣類などの国産品の利用を厳命される。 11月、蚕糸役場を再興。 11月24日、御国産所を再設置した。 天明7年(1787年)に廃止した蚕桑役局を11月27日に再興。 新たに産業局を設け、係役3人において桑の栽培を勧めた。 下長井畔藤村の衣袋清次郎に対し経費を渡して桑苗を栽培させる。
寛政 9	1797		3月9日、養蚕、薬草の黄連栽培を勧める。  5月、本丸、三の丸御奥で蚕を養うこととなる。
享和元	1801		12月、夏蚕(丹波蚕)の禁止令が出される。夏蚕は糸質が劣る。また夏に桑の葉を採ると翌春の葉の出が悪くなるため。 この年、五十川村(現在の長井市五十川)の大道寺市兵衛が蚕種の製造をはじめ。
享和 2	1802		2月、桑の葉が無駄にならないように、真綿専用として夏蚕禁止令をとく。
文化元 ～ 文化 4	1804 - 1807		丹波(京都府)の宮崎球六が来て、唐糸織、博多帯などの織り方を伝えた。また、高機の模型を持ってきて、高機を作らせた。

年・西暦年		歴史的事項	米沢藩の養蚕奨励
文化3	1806		2月、諸組に蚕業を奨励、『養蚕手引』を作り、配布する。また両御殿の奥に蚕飼場をつくる。 2月、桑苗木の植立料、1反につき3貫文を貸し付ける。 7月、家中、町在とも屋敷内藪払いのうえ、桑木の植え立てを示達される。
文化4	1807		5月、再度夏蚕禁止令を出す。7月、再度夏蚕禁止令をとく。春蚕糸には結び目に黄色の目印を付けて区別し、絹糸にすることを許可した。丹波糸問屋として、伊藤勘右衛門（米沢大町）、川崎平右衛門（小出）、菅味助（鮎貝）の三名を指名し、これら問屋のみに取引を許可し丹波蚕糸流通を規制することによって、春蚕糸との混乱を防止する策を講じた。
文化12	1815		また夏蚕禁止令を出す。
文政5	1822	3月11日、上杉治憲死去。	

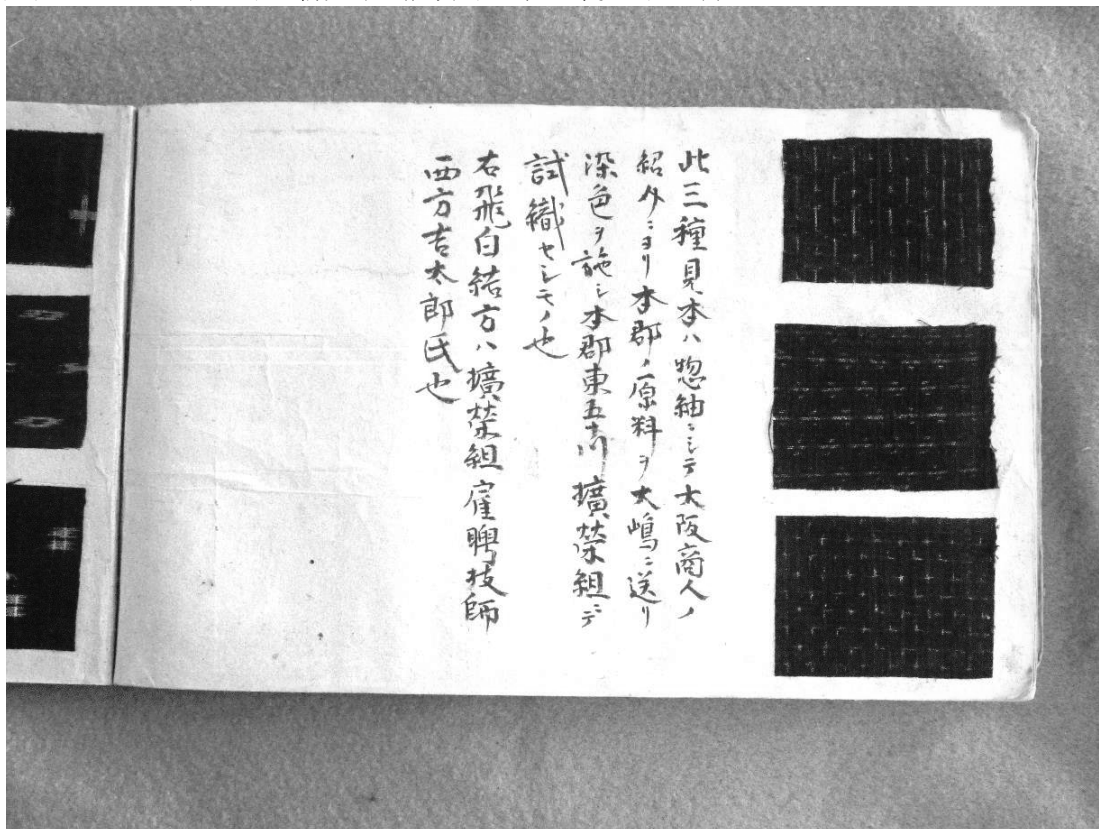
『米沢織物同業組合史』1940版、『長井紬（本場米琉）の歴史』、『米沢市史 大年表・索引』、『日本染色発達史』、『米沢藩の特産業と専売制』、『米沢市史 近世編1、2』、『産業史Ⅱ』などを基に作成した。

図表 10 竹田家明治 19 年絣見本帳表紙（長井市 竹田義一郎氏蔵）



撮影 守谷英一 2014. 10. 10

図表 11 西方吉太郎の絣見本（長井市 竹田義一郎氏蔵）



撮影 守谷英一 2014. 10. 10

図表 12 置賜織物同業組合の活動

年	種 類	事 項	
明治 39	1906	技術指導等	12 月、県立工業学校の教諭川辺申松を組合の名誉顧問に嘱託した。
明治 39	1906	講習会	第一回の染色講習会を開いた。
明治 41	1908	技術指導等	6 月 18 日、山形県立工業学校長山根修を名誉顧問に嘱託した。
		視察	6 月 5 日、副組長長岡不二雄、組合員片倉太助、深瀬久助、大友治三郎の四名を東京、栃木、群馬、山梨、長野の五府県に機業と関連事項視察に派遣した。
		視察	7 月 20 日、組合顧問川辺申松、成田の組合員佐々木覚次郎を鹿児島県大島郡に派遣した。途中で久留米、薩摩の機業地も視察。
大正 2	1913	講習会	4 月 15 日から 8 日間、第 5 回染色講習所を山形県技師鈴木廉之助を講師にして鮎貝村柝窪に開設した。地区別に 12 回開催。
		講習会	8 月 26 日から 10 日間、山形県工業講習会第二回長井意匠図案部を開設して講習を行い、14 人が修得証書を受けた。
大正 3	1914	講習会	第二回長井意匠部講習会開設。講師山形県工業学校教諭横田武太郎。
大正 5	1916	視察	染色業者の先進地視察研究を目的とする団体として「曙講（あけぼのこう）」が発足。
大正 11	1922	技術指導等	組合内に図案部を設け、県から技術者加藤静雄を駐在指導員として派遣してもらった。
大正 15	1926	技術指導等	米沢工業試験場の後援と長井村成田の小松健一の奔走によって、鹿児島県大島郡龍郷町から熟練の技術員押長英（おさえながひで）を招き、本場泥染めによる小緋の指導を受けた。
昭和 4	1929	技術指導等	米沢工業試験場勤務の山形県商工技手鏡新七が置賜織物同業組合駐在指導員として赴任した。
昭和 7	1932	技術指導等	米沢工業試験場長井工業指導所の設置が認められ、塚田清次郎外 2 名の工手が派遣された。
昭和 11	1936	技術指導等	9 月、長井指導所委員会規定を定め、米琉長井紬の向上発展について、同業組合と協力して審議実行する機関とした。

『長井紬（本場米琉）の歴史』の記載事項を基に作成した。

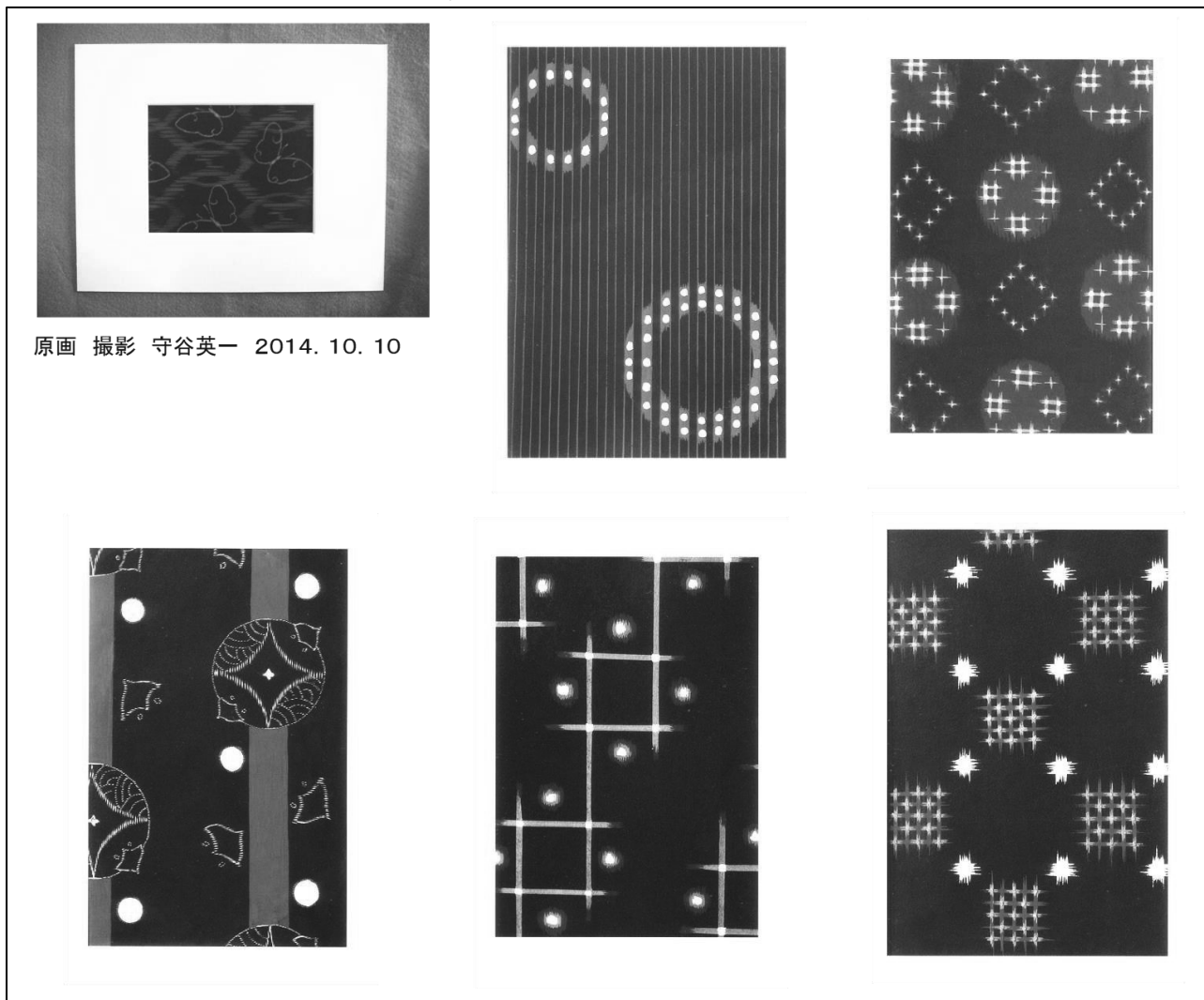
図表 13 置賜紬織物組合の活動（博覧会等）

年	事 項
明治 41 1908	4月10日から5月20日まで、福島市を会場にして第六回奥羽六県連合共進会開かれ、組合として「業務の方法及び成績」を出品、組合員からは紬織物 221 点を出品した。「業務の方法及び成績」は「一等賞金牌」となり、織物は多数入賞した。
明治 43 1910	9月、群馬県主催一府十四県連合共進会が前橋市で開催された。当組合員からも多数の出品があった。組合は再び「業務の方法及び成績」を出品し、一等賞金牌受賞。
大正元 1912	11月11日から1週間、長井町を会場として山形県織物同業組合連合会品評会ならびに第3回置賜連合品評会および山形県園芸品評会が開催された。
大正 3 1914	3月20日から7月31日まで東京大正博覧会開催。優秀品の紬織 197 点、染布 3 点、図案 32 点、計 232 点を出品。
大正 4 1915	サンフランシスコ万国博覧会（2月20日から12月4日）に長井紬 5 点を出品。銅盃 1、褒状 1 を受賞。
	3月15日から5日間、緋織物の染織と色目統一の目的で第1回染織品競技会を開催。参加出品者 22 名。
	大典記念京都博覧会（10月1日から12月9日）に長井紬 40 点出品。銀賞 3、銅賞 3、褒賞 4 を受けた。出品制限のため、山形県織物同業組合の名で出品。
	10月、北白川宮成久王殿下に御覧に入れるために開催された山形県物産陳列会に長井紬 10 点陳列。
	10月21日から5日間、第2回染織品競技会を開催。参加出品者 40 名。
	10月27日、宮内大臣官房から大典奉祝の献上採納の通知があり、置賜織物同業組合から緋紬白紬各 1 疋、竹田清五郎から緋紬 1 疋を献上した。なお、山形県献納品にも当組合員製造白紬 1 疋が含まれている。
	大典記念西置賜郡物産陳列館が11月11日開館し、組合事務所内の陳列場を移転した。
大正 5 1916	11月、大典記念佐賀物産共進会に長井紬 10 点陳列。内売約 7 点。
	9月、奥羽 6 県連合共進会が山形市で開催。染め織物 416 点、染物 11 点、図案 32 点、器具 1 点その他で出品人数 170 人。
大正 13 1924	12月、組合主催の織物競技会を開催。15日から3日間。
昭和 2 1927	4月、長井の紬商白井商店相互織進会が主催して、第一回今秋向けの大緋新柄批判陳列会を同業組合で開催した。
昭和 5 1930	11月1日から5日間、宮内小学校校庭を会場にして長井紬即売会の売店を開いた。

『長井紬（本場米琉）の歴史』の記載事項を基に作成した。



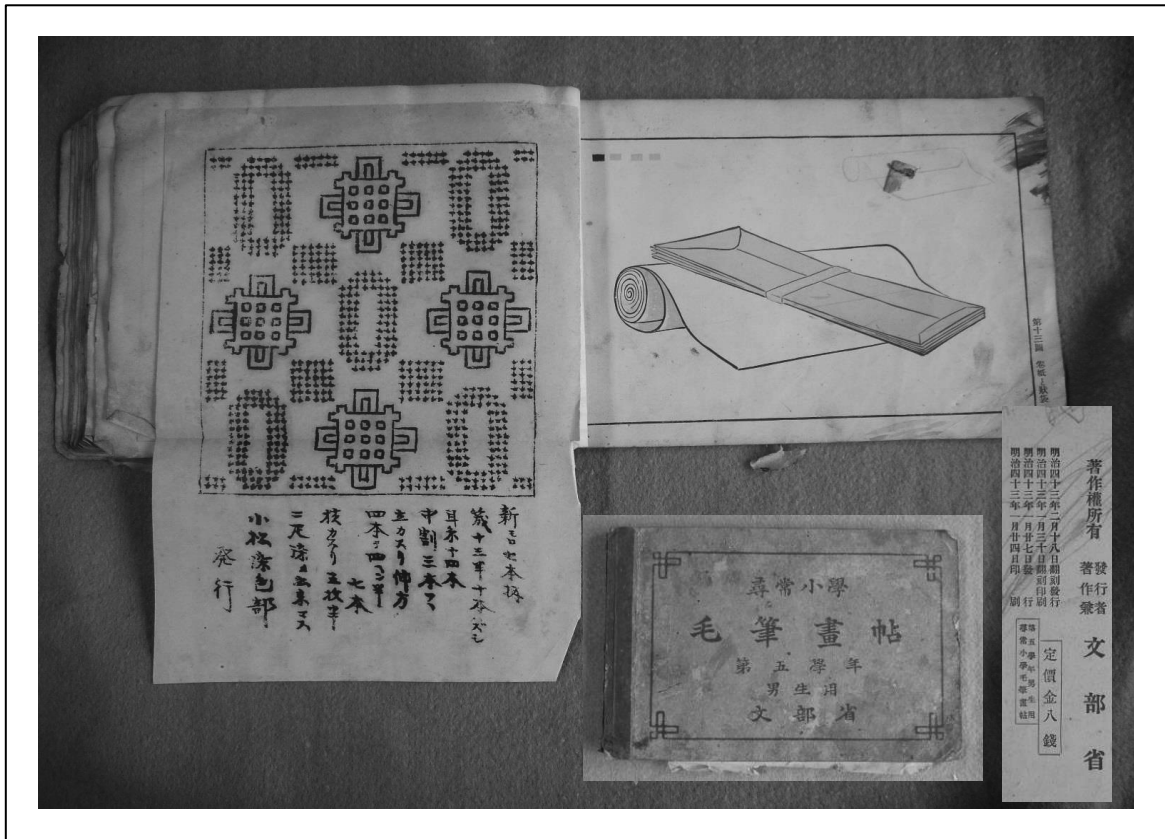
図表 14 絣原画 (長井 竹田清五郎家蔵)



原画 撮影 守谷英一 2014. 10. 10

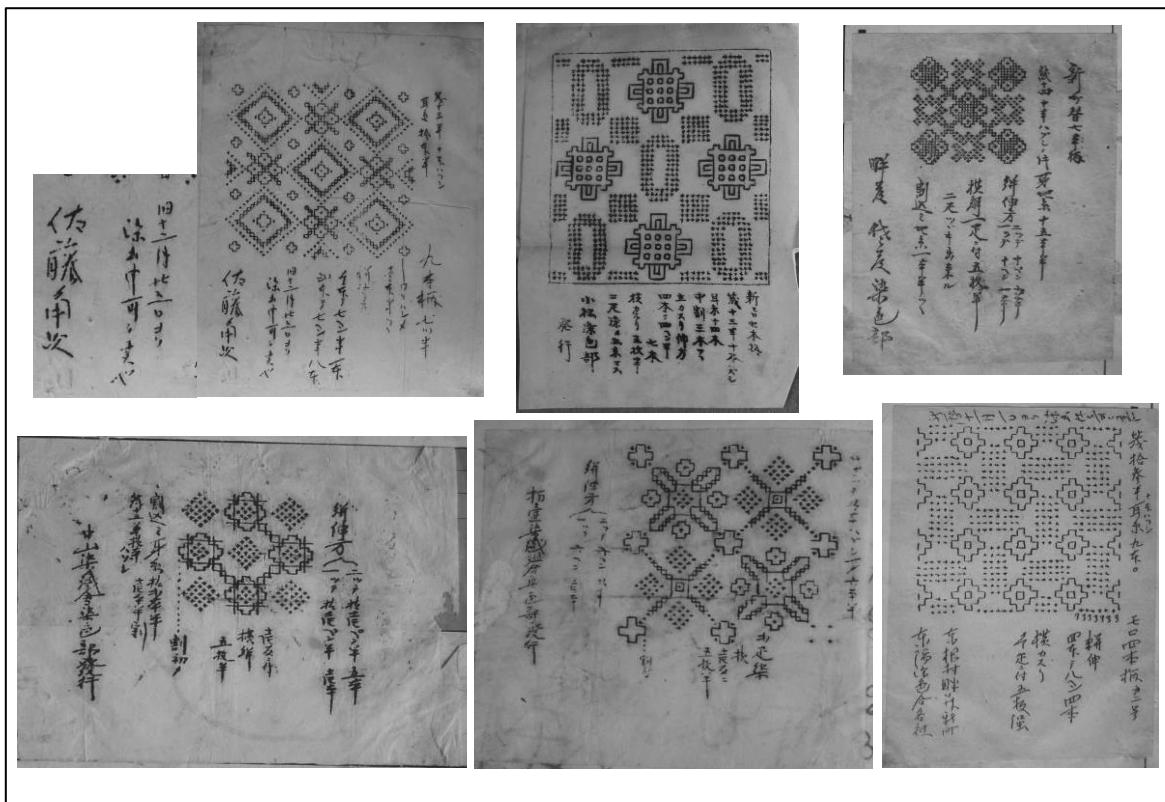
「原画」 以外は写真絵はがき

図表 15 白鷹町小松織物工房のチラシ帳



撮影 守谷英一 2014. 8. 12

図表 16 小松織物工房のチラシ帳に貼られた染色所チラシ



撮影 守谷英一 2014. 8. 12

図表 17 重ねられた絣板（株式会社白たか織所蔵）



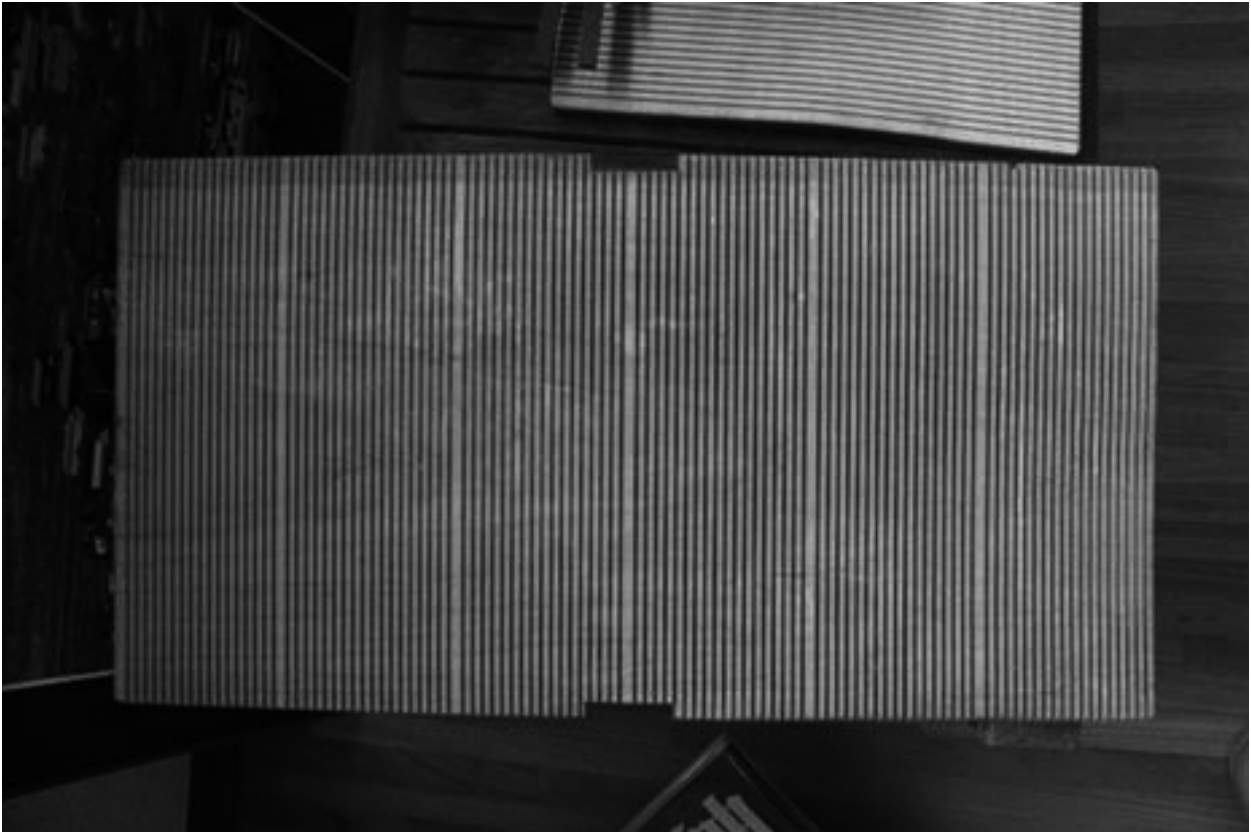
撮影 守谷英一 2014. 5. 16

図表 18 注ぎ染め（株式会社白たか織）



撮影 守谷英一 2013. 8. 5

図表 19 緋板（緯糸用）（株式会社白たか織所蔵）



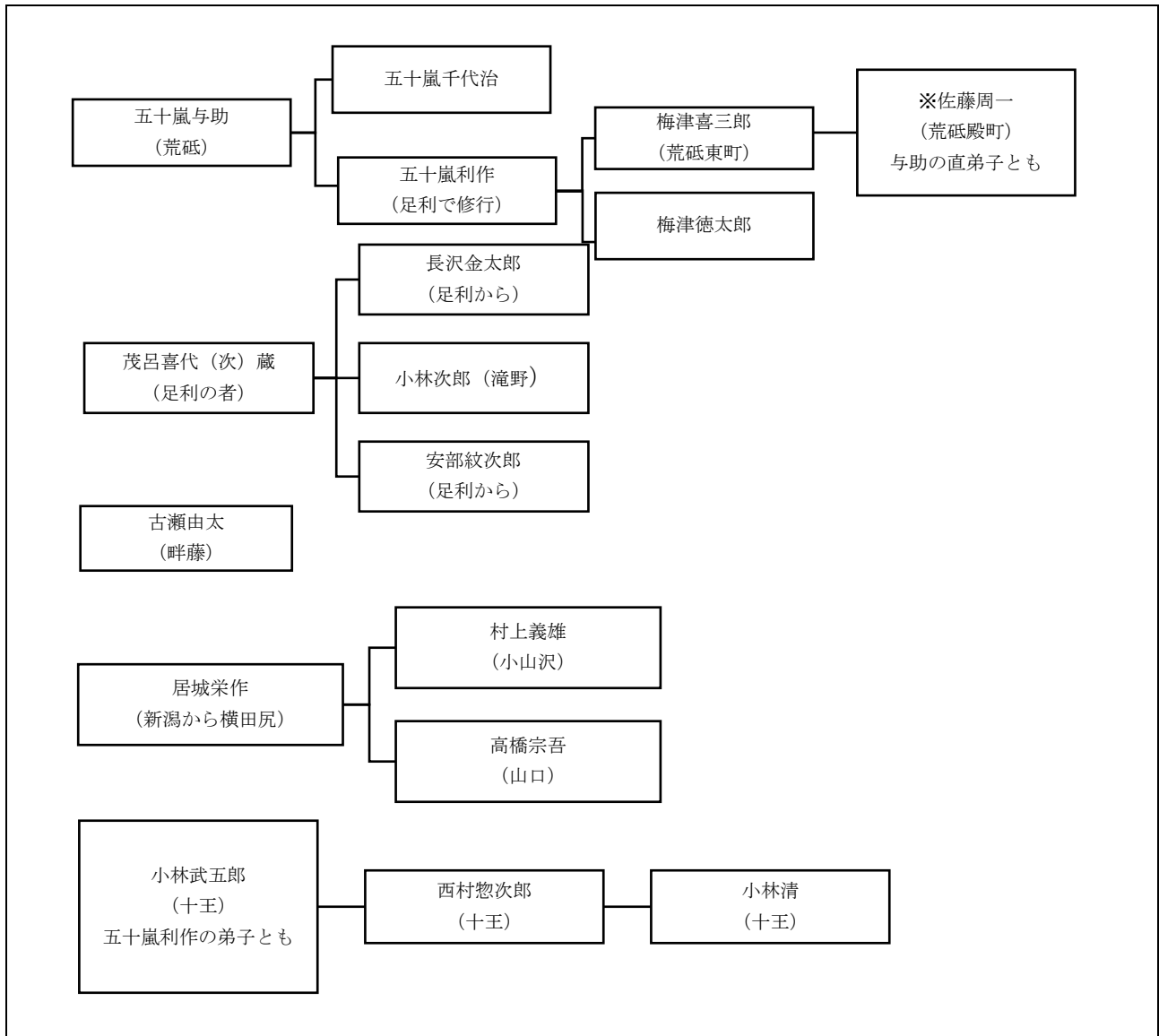
撮影 守谷英一 2014. 5. 16

図表 20 板大工が使用した溝切り鉋（株式会社白たか織所蔵）



撮影 守谷英一 2014. 5. 16

図表 21 白鷹町の板大工の系譜



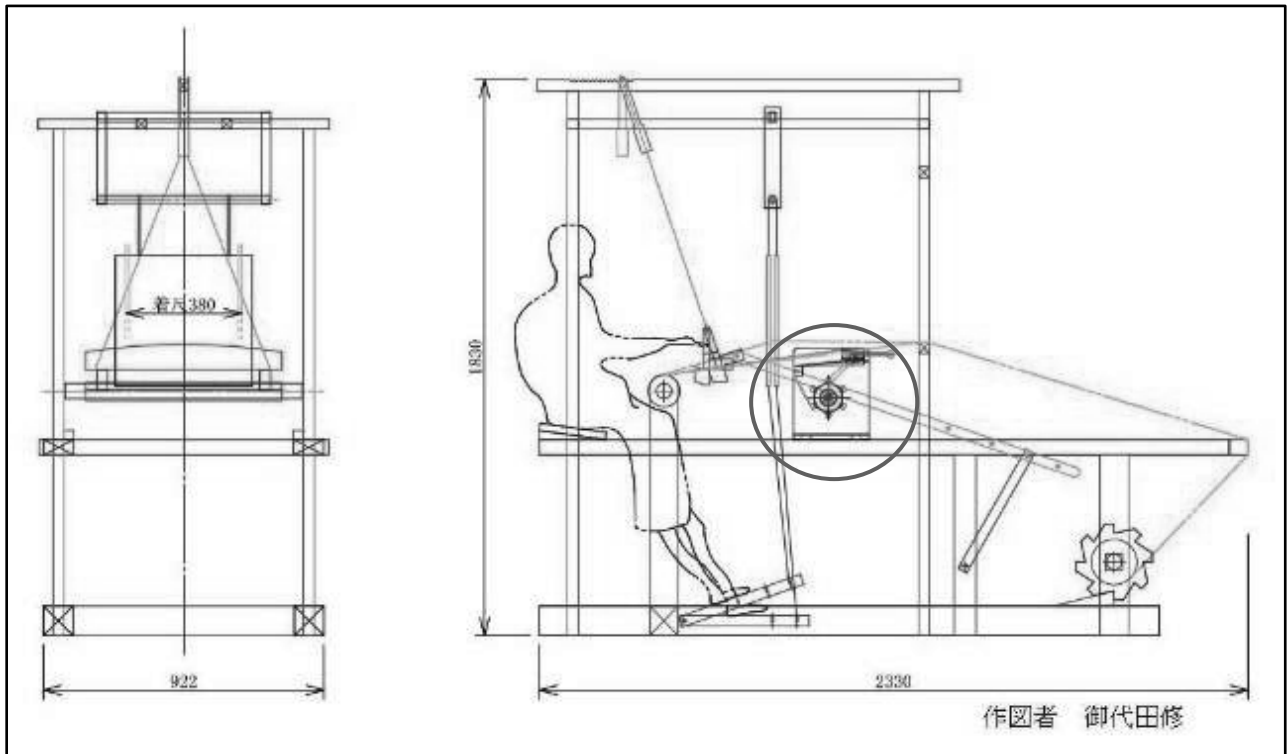
『長井紬（本場米琉）の歴史』179 ページの中川喜市氏作成板大工の系統を基にし、『白鷹町史』下巻 1157-1158 ページで補足した。

図表 22 白鷹町の高機 (小松織物工房)

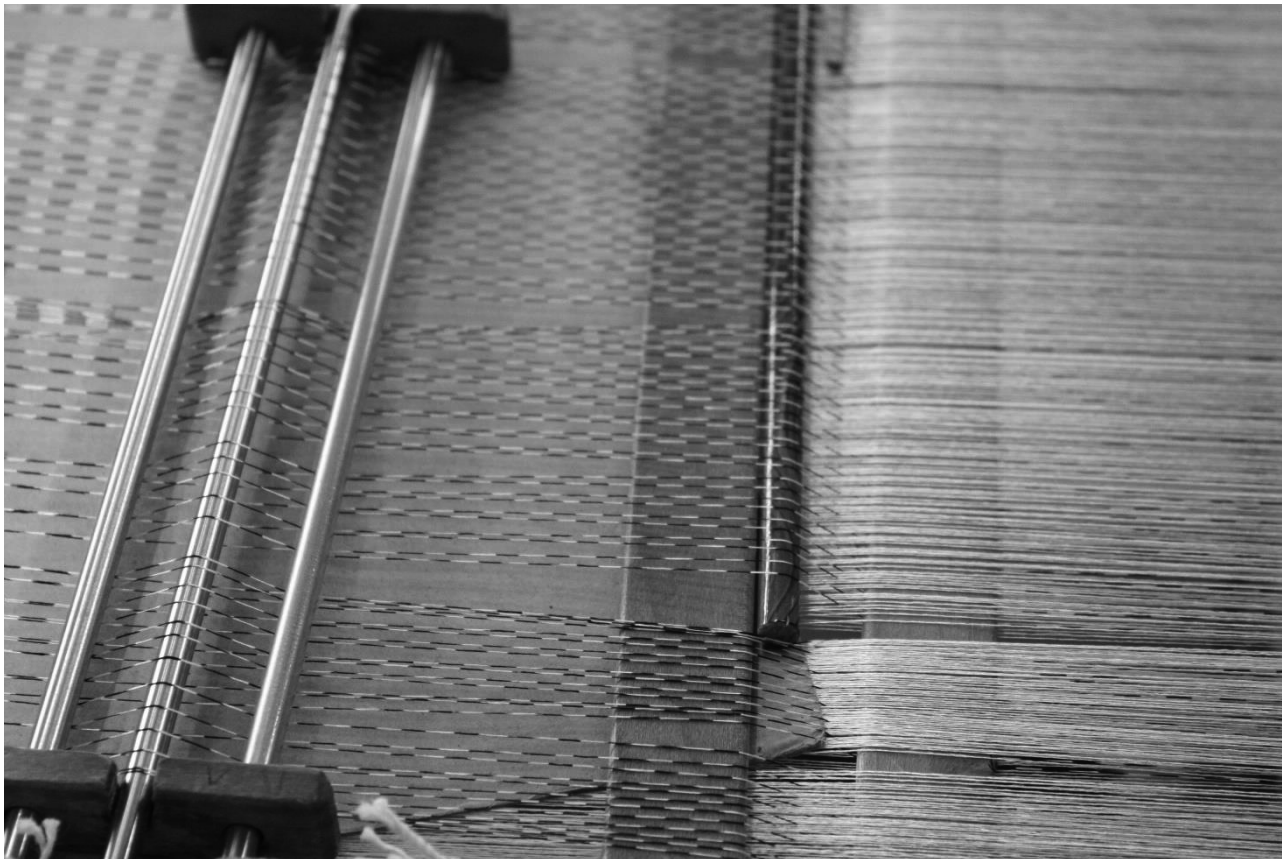


撮影 守谷英一 2014. 5. 16

図表 23 白鷹町の高機 (川合ひさ子氏蔵)

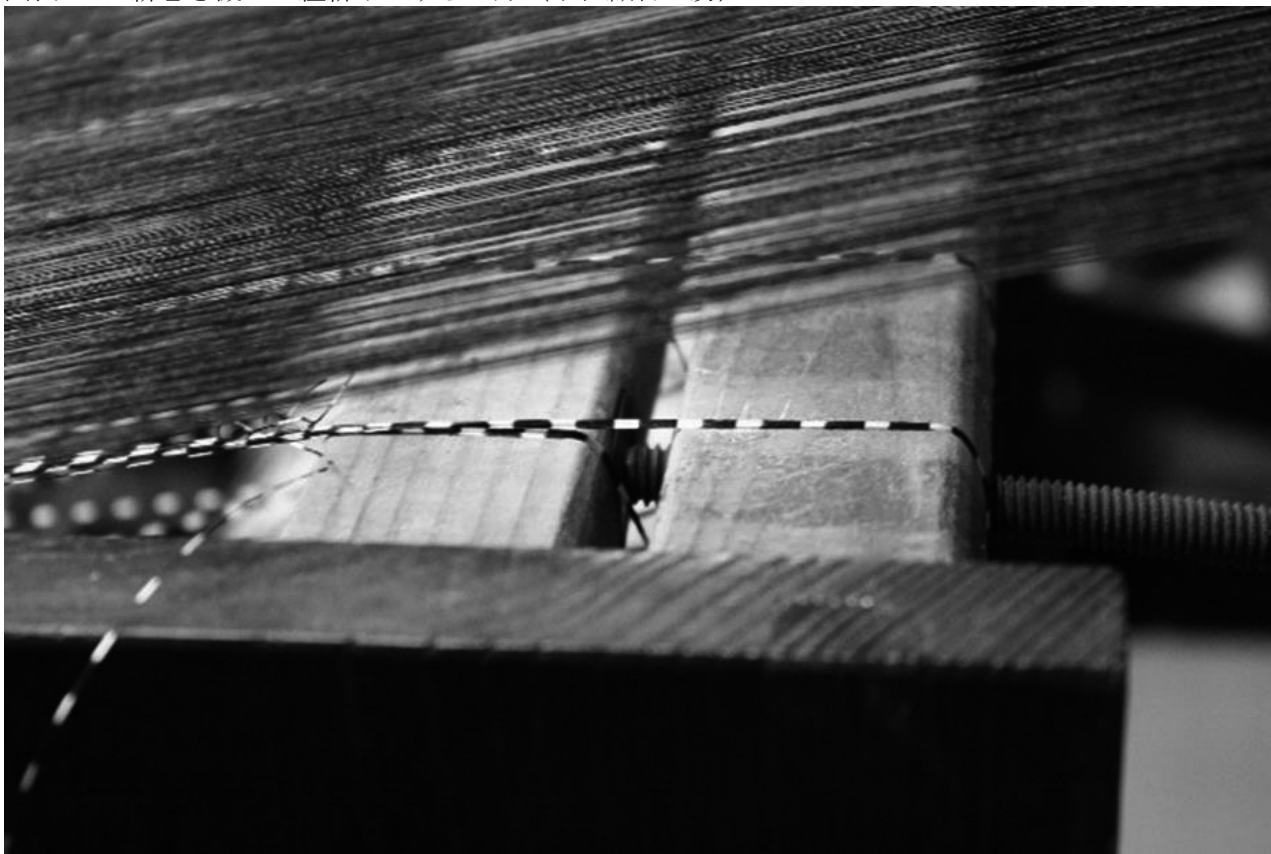


図表 24 経緋糸のずらし方（白たか織荒砥工房）



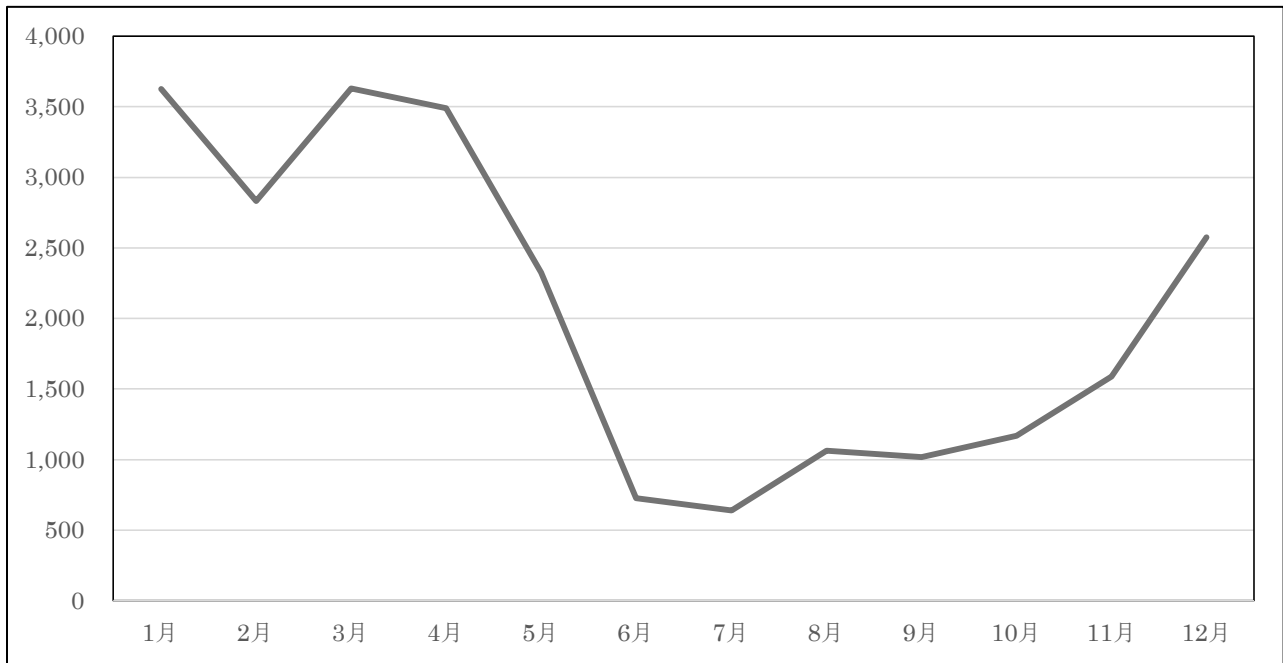
撮影 守谷英一 2014. 5. 16

図表 25 緋巻き機での経緋糸のずらし方（小松織物工房）



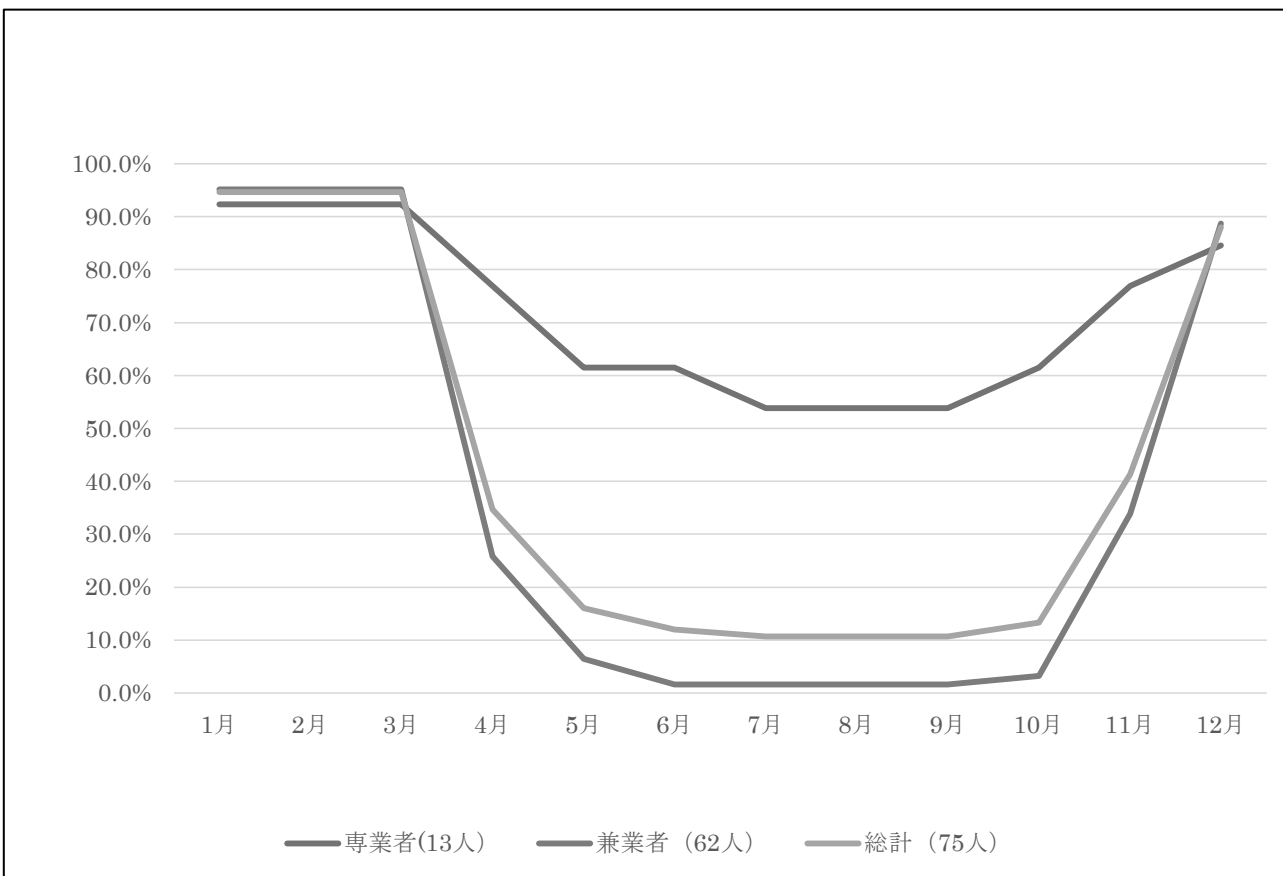
撮影 守谷英一 2014. 5. 16

図表 26 長井、白鷹地区月別生産高（単位：反） 昭和7（1932）年～昭和9（1934）年の平均



数値データは『長井紬（本場米琉）の歴史』 p 281 による

図表 27 昭和55（1980）年白鷹紬従事者の月別就業者数



数値データは、明治大学政治経済学部百瀬中小企業論ゼミナールの調査によるものを使用した（明治大学政経学部百瀬ゼミナール，1980：19）

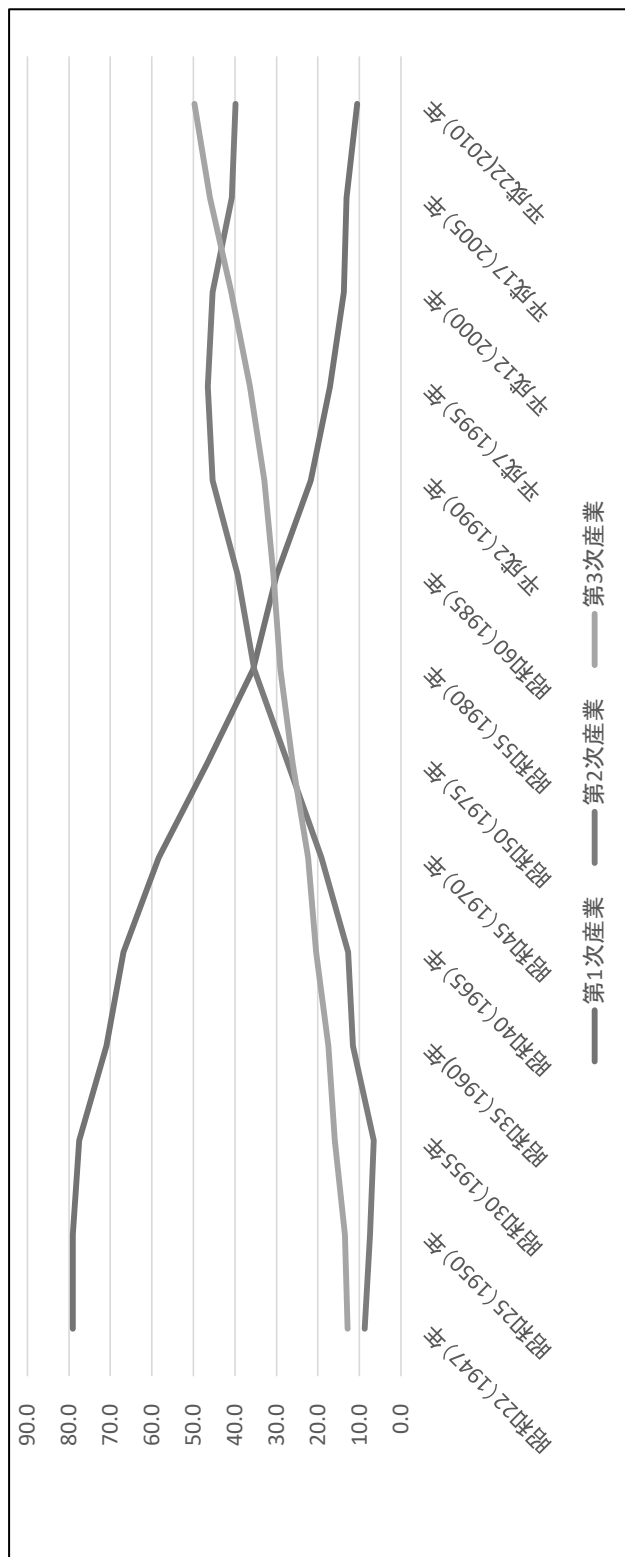


図表 28 白鷹町の産業別就業人口の推移

区分	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
	1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年
産業人口総数	人 13,124	12,701	11,197	11,216	10,146	10,118	10,002	9,731	9,228	8,790	8,238	7,420
第1次産業	人 10,171	9,001	7,488	6,552	4,734	3,697	2,984	2,108	1,590	1,203	1,082	767
	% 77.5	70.9	66.9	58.4	46.6	35.6	29.9	21.7	17.1	13.7	13.1	10.5
第2次産業	人 869	1,474	1,425	2,149	2,765	3,571	3,941	4,422	4,317	3,988	3,364	2,908
	% 6.6	11.6	12.7	19.2	27.3	35.3	39.4	45.4	46.5	45.4	40.8	39.8
第3次産業	人 2,084	2,226	2,284	2,515	2,647	2,950	3,007	3,201	3,379	3,598	3,789	3,633
	% 15.9	17.5	20.4	22.4	26.1	29.1	30.7	32.9	36.4	40.9	46.0	49.7

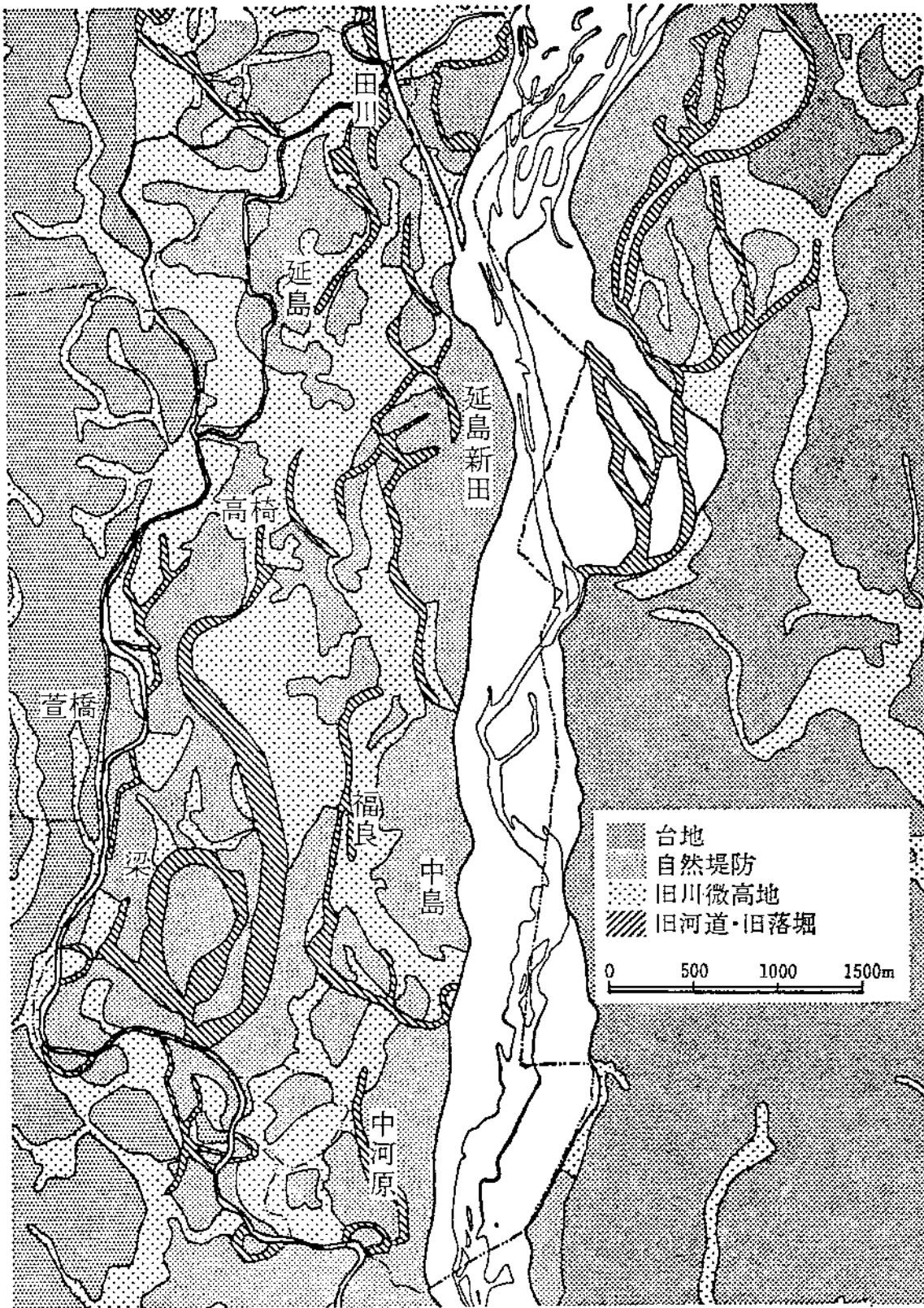
各年度の国勢調査による。

図表 29 白鷹町の産業別人口の推移グラフ



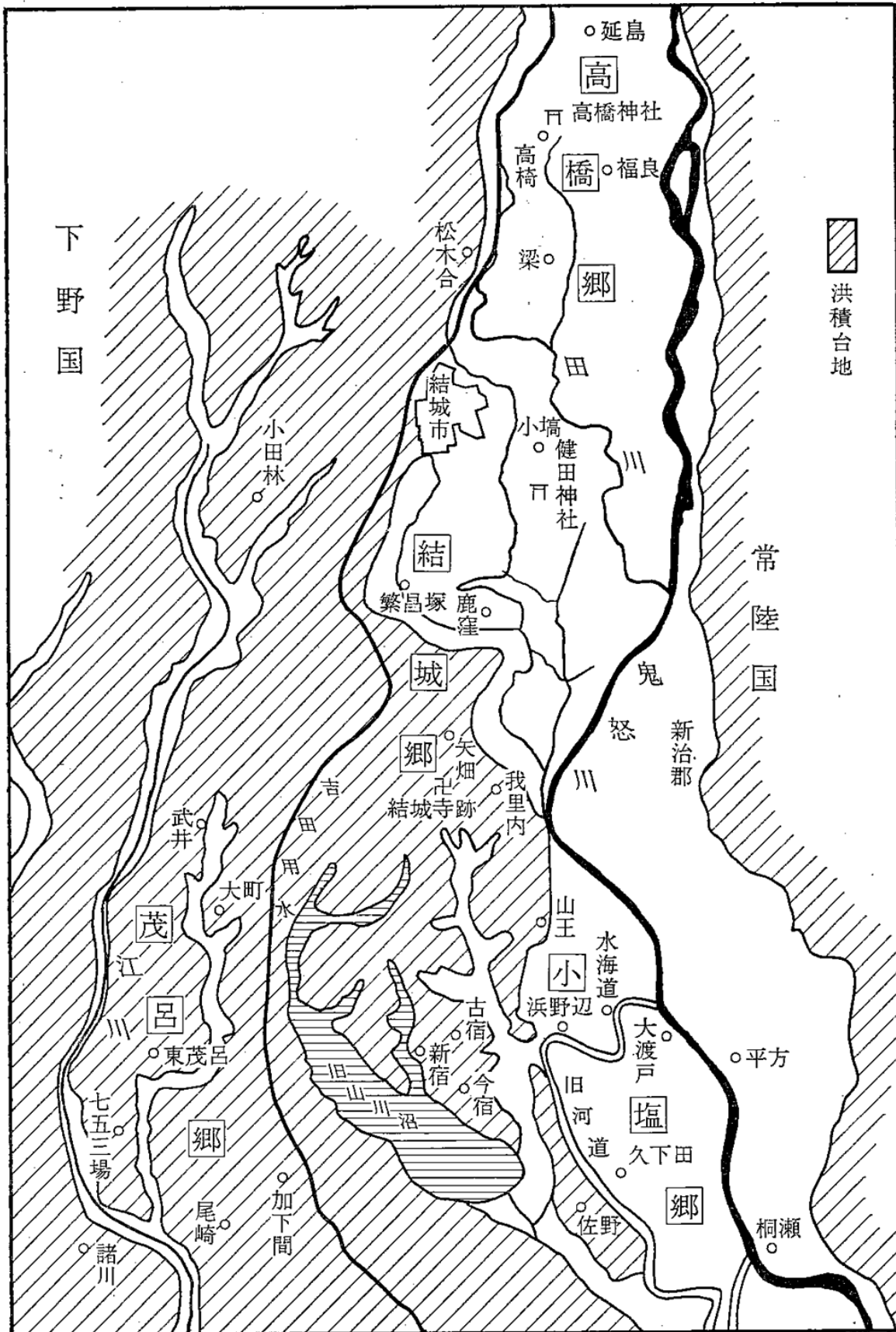
各年度の国勢調査による。

図表 30 絹地区の地形



原図は、小山市史編さん委員会『小山市史』通史編Ⅰ自然 原始・古代 中世 p11 の「第5図 鬼怒川低地の地形区分図」である。

図表 31 結城郡の郷



原図は、結城編さん委員会『結城市史』 第四巻 古代中世通史編 p135 の「第 65 図 結城郡の郷」である。

図表 32 絹地区の村高変遷と耕地割合

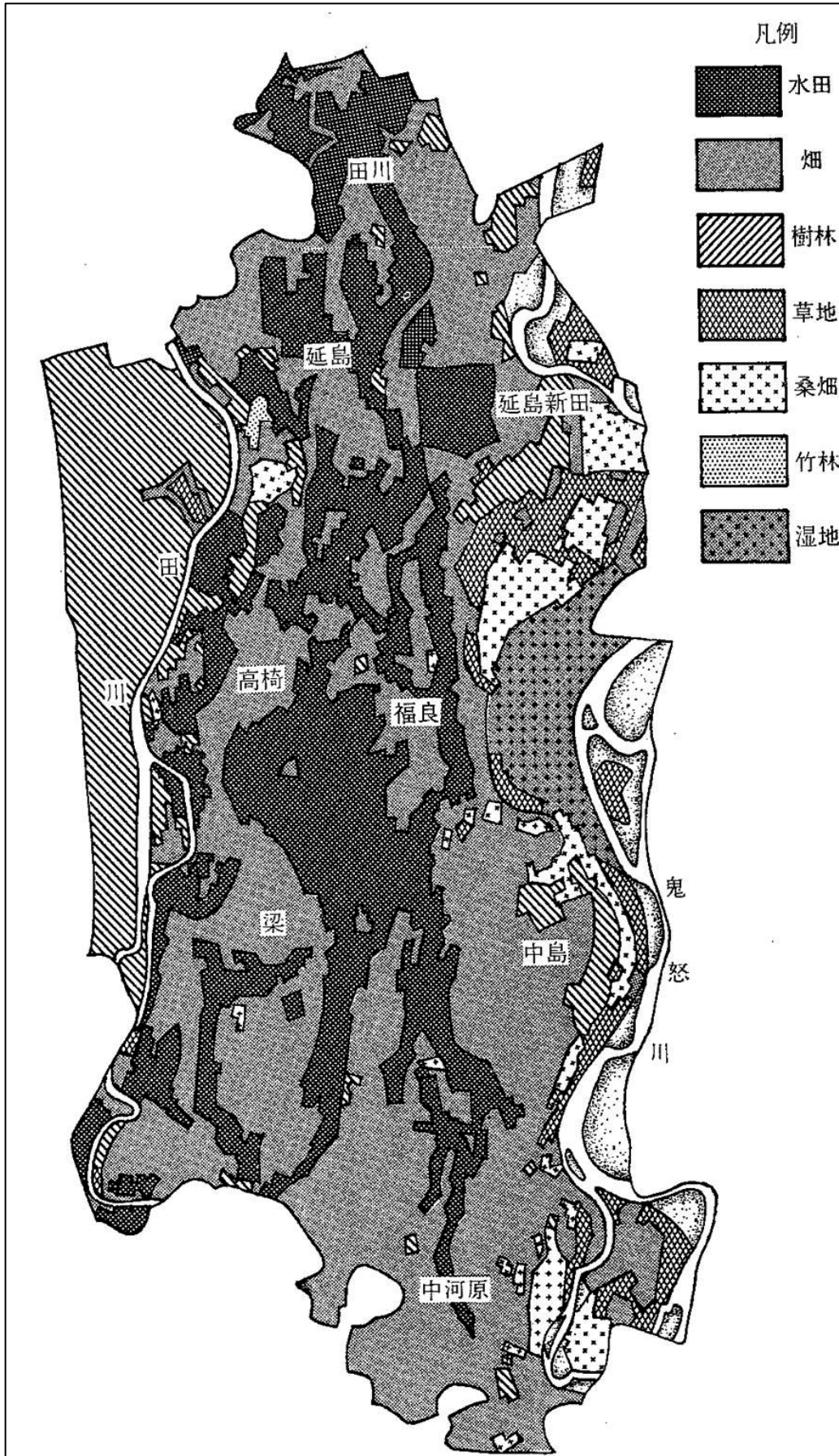
明治 22 年合併時	明治初期	慶安期		元禄期	天保期	幕末期	明治初期耕地		明治 18 (1885) 年
		1650 年頃	1700 年頃				水田	畑地	
高椅村	上高椅村	897.6	949.7	947.5	1870 年頃	221.6	590.1	448.1	56.8%
	中高椅村	高椅村				394.7			
	下高椅村					326.9			
福良村	福良村	1,501.0	1,519.6	1,764.7	1,671.1	1,001.5	1,235.6		44.8%
	下福良村	福良村				93.6			
中島村	中島村	239.2	269.8	293.7	305.8	111.0	626.0		15.1%
中河原村	中河原村	455.8	475.7	475.7	475.7	37.7	566.5		6.2%
	上梁村	1,279.1	1,609.8	1,649.3	767.5	693.1	994.9		41.1%
	下梁村	梁村				842.3			
延島村	延島村	1,142.9	1,134.2	1,125.3	1,120.3				
田川村	船戸村	篠原村	232.1	226.5	230.6	674.9	812.7		45.4%
	篠原村	400.0	196.3	185.6	185.6				
延島新田	延島新田	72.0	112.1	114.7	114.7	2.0	105.6		1.9%
合計		5,987.6	6,499.3	6,783.0	6,750.3	3,110.4	4,789.5		39.4%

※単位は「石」

※単位は「反」

元史料は慶安、元禄、天保各期の郷帳及び、『旧高旧領取り調帳』（出典『小山市史』史料編・近世 I 付録 統計編 p2）及び『明治 18 年地誌編輯材料』（出典『小山市史』通史編 III 近現代 p210）。

図表 33 明治 19 (1886) 年ごろの絹地区の土地利用



元史料は、明治 19 年『第一軍管地方迅速図』（出典『小山市史』通史編Ⅲ 近現代 p211）。

図表 34 現在の小山市中河原集落 (2016年7月 撮影)



2016.7.7 撮影守谷英一

図表 35 明治 22 (1889) 年の下都賀郡の養蚕

項	目	栃木県	下都賀郡	割合
養蚕戸数 (単位: 戸)	春蚕	13,029	4,292	32.9%
	夏蚕	6,392	2,117	33.1%
	秋蚕	1,331	766	57.6%
	総計	20,752	7,175	34.6%
繭の産高 (石)	春蚕	8,660	2,904	33.5%
	夏蚕	1,680	535	31.8%
	総計	10,340	3,439	33.3%
生糸の生産高 (貫)	器械製糸	1,665	252	15.1%
	座繰製糸	3,800	1,380	36.3%
	その他	3,470	1,875	54.0%
	総計	8,935	3,507	39.3%
屑糸・真綿・蚕卵紙	屑糸 (貫)	6,974	5,164	74.0%
	真綿 (貫)	1,120	962	85.9%
	蚕卵紙 (枚)	54,855	51,273	93.5%

明治 23 年「栃木県養蚕表」(栃木県内務部 1891) による。

図表 36 結城紬の種類別生産量

平織 (単位：反)					
	縞	杳縞	緋	無地	合計
大正4 (1915年)	16,887	2,812	457	318	20,474
	82.5%	13.7%	2.2%	1.6%	100.0%
大正5 (1916年)	18,544	5,069	795	289	24,697
	75.1%	20.5%	3.2%	1.2%	100.0%
大正6 (1917年)	19,832	7,214	2,631	394	30,071
	66.0%	24.0%	8.7%	1.3%	100.0%
大正7 (1918年)	19,364	10,062	3,191	152	32,769
	59.1%	30.7%	9.7%	0.5%	100.0%
大正8 (1919年)	23,878	12,460	2,144	199	38,681
	61.7%	32.2%	5.5%	0.5%	100.0%
縮 (単位：反)					
	縞	杳縞	緋	無地	合計
大正4 (1915年)	230	109	54		393
	58.5%	27.7%	13.7%		100.0%
大正5 (1916年)	549	200	109		858
	64.0%	23.3%	12.7%		100.0%
大正6 (1917年)	1,106	238	284		1,628
	67.9%	14.6%	17.4%		100.0%
大正7 (1918年)	2,715	505	1,231		4,451
	61.0%	11.3%	27.7%		100.0%
大正8 (1919年)	4,344	786	2,186		7,316
	59.4%	10.7%	29.9%		100.0%
結城紬全体 (単位：反)					
	縞	杳縞	緋	無地	合計
大正4 (1915年)	17,117	2,921	511	318	20,867
	82.0%	14.0%	2.4%	1.5%	100.0%
大正5 (1916年)	19,093	5,269	904	289	25,555
	74.7%	20.6%	3.5%	1.1%	100.0%
大正6 (1917年)	20,938	7,452	2,915	394	31,699
	66.1%	23.5%	9.2%	1.2%	100.0%
大正7 (1918年)	22,079	10,567	4,422	152	37,220
	59.3%	28.4%	11.9%	0.4%	100.0%
大正8 (1919年)	28,222	13,246	4,330	199	45,997
	61.4%	28.8%	9.4%	0.4%	100.0%

出典 茨城県「産業調査書」(1921) (結城市史編さん委員会編, 1982: 473)



図表 37 結城縮の比率

	平織 (反)	縮 (反)	合計
大正 4 (1915 年)	20,474	393	20,867
	98.1%	1.9%	100.0%
大正 5 (1916 年)	24,697	858	25,555
	96.6%	3.4%	100.0%
大正 6 (1917 年)	30,071	1,628	31,699
	94.9%	5.1%	100.0%
大正 7 (1918 年)	32,769	4,451	37,220
	88.0%	12.0%	100.0%
大正 8 (1919 年)	38,681	7,316	45,997
	84.1%	15.9%	100.0%

出典 茨城県「産業調査書」(1921) (結城市史編さん委員会編, 1982: 473)

図表 38 絹村の織物産業（明治中期から大正初め）

	結城織物全体				絹				村				
	紬 (反)	金額 (円)	木綿 (反)		金額 (円)	紬 (反)	比率	金額 (円)	比率	木綿 (反)	金額 (円)	織戸数	村内の割合
明治21 (1888) 年	13,594	55,718	12,597		21,163								
明治22 (1889) 年	15,358	76,790	14,391		23,161								
明治23 (1890) 年	14,015	70,495	12,623		20,197								
明治24 (1891) 年	13,284	74,922	11,869		17,499								
明治25 (1892) 年	14,515	88,171	12,732		20,499								
明治26 (1893) 年	14,391	86,346	12,272		20,494	6,100	42.4%	42,700	49.5%	400	280	650	79%
明治27 (1894) 年	14,891	89,495	11,714		21,067	6,000	40.3%	42,000	46.9%	10,000	10,000	650	80%
明治28 (1895) 年	17,877	151,955	14,053		26,279	8,000	44.8%	52,800	34.7%	5,000	6,250	700	87%
明治29 (1896) 年	19,980	184,834	22,457		42,668								
明治30 (1897) 年	21,733	208,637	27,687		55,374								
明治31 (1898) 年	23,373	218,238	30,365		60,578	12,400	53.1%	120,100	55.0%	2,300	2,530	65	8%
明治32 (1899) 年	24,262	231,702	36,824		72,550	16,000	65.9%	140,000	60.4%	500	500	100	12%
明治33 (1900) 年	24,936	275,044	44,239		92,902	4,800	19.2%	122,000	44.4%			110	13%
明治34 (1901) 年	22,550	214,203	44,050		86,779	11,430	50.7%	121,660	56.8%			120	14%
明治35 (1902) 年	25,267	232,456	44,255		86,297								
明治36 (1903) 年	25,581	233,043	37,817		72,657								
明治37 (1904) 年	19,584	145,771	27,631		55,915								
明治38 (1905) 年	26,366	252,586	33,932		71,597								
明治39 (1906) 年	32,754	330,815	32,164		72,369								
明治40 (1907) 年	29,795	332,214	26,771		55,951								
明治41 (1908) 年	27,147	279,343	22,457		45,388	22,050	81.2%	164,100	58.7%			640	56%
明治42 (1909) 年	29,279	287,950	14,277		25,659	21,200	72.4%	201,969	70.1%			625	54%
明治43 (1910) 年	34,647	346,470	8,775		15,795	21,641	62.5%	205,389	59.3%			630	54%
明治44 (1911) 年	34,612	330,545	6,519		11,930	22,050	63.7%	209,315	63.3%			625	56%
大正元 (1912) 年	30,484	280,757	5,894		10,078	18,500	60.7%	169,500	60.4%			625	62%
大正2 (1913) 年	24,064	226,201	4,035		9,177	16,071	66.8%	120,372	53.2%			625	62%
大正3 (1914) 年	20,575		1,191										
大正4 (1915) 年	20,811		953			12,550	60.3%					700	72%

出典 『本場結城紬織物同業組合業務報告 (各年)』、『茨城県染織業一班』、『下都賀郡統計書 (各年)』 (結城市史編さん委員会編, 1978: 617; 1982: 237; 小山市史編さん委員会編, 1981: 統計 118-119; 1987: 610)

図表 39 結城紬の生産費（1反あたり）

(単位：円)	真綿	糸つむぎ賃		染賃	織り、仕上	税	合計
		経糸	緯糸				
明治 42 (1909) 年	3.375	2.500		1.500	2.000	(10%)	9.375
大正 4 (1915) 年	3.025	1.400	1.000	2.330	1.500	0.590	9.845
大正 5 (1916) 年	3.575	1.575	1.200	2.830	1.700	0.630	11.510
大正 6 (1917) 年	4.125	1.925	1.500	3.500	2.000	0.630	13.680
大正 7 (1918) 年	7.500	4.200	2.700	4.160	4.000	0.630	23.190
大正 8 (1919) 年	12.000	6.800	4.600	5.200	5.000	0.940	34.540

出典 1909年茨城県『産業調査書』(1911)、『茨城県農業史』第2巻 p 421、1915年～1919年茨城県『産業調査書』(1921) p 374 (結城市史編さん委員会 編, 1982, ページ: 474)

図表 40 国無形文化財指定後の結城紬生産量（単位：反）

単位：反	種類		合計
	平織	縮織	
昭和 27 (1952) 年			20,248
昭和 28 (1953) 年			22,534
昭和 29 (1954) 年			21,007
昭和 30 (1955) 年			14,604
昭和 31 (1956) 年			19,987
昭和 32 (1957) 年			32,130
昭和 33 (1958) 年			26,720
昭和 34 (1959) 年			27,880
昭和 35 (1960) 年			34,305
昭和 36 (1961) 年			
昭和 37 (1962) 年	4,763	29,446	34,209
昭和 38 (1963) 年	6,797	17,815	24,612
昭和 39 (1964) 年	7,377	15,880	23,257
昭和 40 (1965) 年	11,618	13,226	24,844
昭和 41 (1966) 年	19,176	8,381	27,557
昭和 42 (1967) 年	20,659	5,569	26,228
昭和 43 (1968) 年	21,972	4,311	26,283
昭和 44 (1969) 年	24,272	3,025	27,297
昭和 45 (1970) 年	27,609	1,611	29,220
昭和 46 (1971) 年	30,228	1,760	31,988
昭和 47 (1972) 年	29,159	1,164	30,323
昭和 48 (1973) 年	28,461	843	29,304
昭和 49 (1974) 年	27,390	301	27,691
昭和 50 (1975) 年	30,284	243	30,527
昭和 51 (1976) 年	29,638	236	29,874
昭和 52 (1977) 年	27,879	203	28,082
昭和 53 (1978) 年	28,136	161	28,297
昭和 54 (1979) 年	29,449	118	29,567

出典 『本場結城紬生産構造調査書』、1961年度「結城市『市勢要覧』、『検査協会報告書』（結城市史編さん委員会編，1982：977；988-989）

※ 昭和 27 (1952) 年から昭和 30 (1955) 年は卸商組合の検査反数、昭和 32 (1957) 年から昭和 35 (1960) 年は卸商組合の取扱反数、昭和 37 (1962) 年以降は本場結城紬検査協会の検査反数である、

図表 41 本場結城紬検査協同組合総組合員数推移

	栃木県		茨城県		合計	昭和 38 年 対比
	戸数	比率	戸数	比率		
昭和 38 (1963) 年	1,029	52.6%	929	47.4%	1,958	100.0%
昭和 48 (1973) 年	822	52.9%	731	47.1%	1,553	79.3%
昭和 58 (1983) 年	699	48.1%	755	51.9%	1,454	74.3%
平成 5 (1993) 年	474	48.9%	496	51.1%	970	49.5%
平成 10 (1998) 年	262	46.8%	298	53.2%	560	28.6%
平成 15 (2003) 年	164	45.7%	195	54.3%	359	18.3%
平成 20 (2008) 年	114	43.8%	146	56.2%	260	13.3%
平成 25 (2013) 年	47	35.1%	87	64.9%	134	6.8%

出典 平成 5 (1993) 年から平成 25 (2013) 年『本場結城紬実態調査報告書』



図表 43 結城紬の生産高や価格の推移（明治 36 年から昭和 17 年）

	結城紬			長井紬（白鷹紬を含む）			結城紬と 長井紬 価格比
	生産反数	金額	反価格	生産反数	金額	反価格	
明治 36（1903）年	25,581	233,043	9.11	32,529	211,436	6.50	1.40
明治 40（1907）年	29,795	332,214	11.15	52,771	369,397	7.00	1.59
大正元（1912）年	30,484	280,757	9.21	67,113	421,637	6.28	1.47
大正 2（1913）年	24,064	226,201	9.40	67,958	407,483	6.00	1.57
大正 8（1919）年	47,206	2,091,230	44.30	61,797	1,359,141	21.99	2.01
大正 9（1920）年	36,900	1,291,500	35.00	76,276	1,214,872	15.93	2.20
大正 10（1921）年	53,437	1,923,732	36.00	118,332	1,814,866	15.34	2.35
大正 11（1922）年	48,948	1,664,232	34.00	93,206	1,222,087	13.11	2.59
大正 12（1923）年	48,550	1,752,655	36.10	93,878	1,266,047	13.49	2.68
大正 13（1924）年	47,067	1,562,643	33.20	89,859	1,231,545	13.71	2.42
大正 14（1925）年	42,932	1,516,499	35.32	92,080	1,239,584	13.46	2.62
大正 15（1926）年	39,333	1,329,455	33.80	90,638	1,139,835	12.58	2.69
昭和 2（1927）年	36,912	1,051,942	28.50	79,289	933,327	11.77	2.42
昭和 3（1928）年	32,191	901,348	28.00	53,452	553,432	10.35	2.70
昭和 4（1929）年	25,443	636,075	25.00	37,255	336,688	9.04	2.77
昭和 5（1930）年	25,448	496,236	19.50	23,509	162,376	6.91	2.82
昭和 6（1931）年	23,177	428,774	18.50	21,930	148,155	6.76	2.74
昭和 7（1932）年	22,536	406,008	18.02	25,392	187,455	7.38	2.44
昭和 8（1933）年	25,848	413,584	16.00	23,589	175,276	7.43	2.15
昭和 9（1934）年	34,530	552,480	16.00	25,042	193,475	7.73	2.07
昭和 10（1935）年	33,014	528,224	16.00	33,390	245,974	7.37	2.17
昭和 11（1936）年	29,499	530,982	18.00	23,788	188,590	7.93	2.27
昭和 12（1937）年	24,547	515,487	21.00	23,608	184,402	7.81	2.69
昭和 13（1938）年	27,616	773,248	28.00	27,836	253,698	9.11	3.07
昭和 14（1939）年	28,372	1,418,600	50.00	29,049	380,041	13.08	3.82
昭和 15（1940）年	27,412	1,452,836	53.00	27,816	647,106	23.26	2.28
昭和 16（1941）年	28,525	1,977,118	69.31	26,712	615,914	23.06	3.01

出典 結城紬に関しては、『結城市史』第三巻 近現代史料編（結城市史編さん委員会編，1978：617）、『結城市史』第六巻 近現代通史編（結城市史編さん委員会編，1982：237）、『小山市史』史料編Ⅱ（小山市史編さん委員会編，1981：統計 118-119）、『小山市史』通史編Ⅲ（小山市史編さん委員会編，1987：610）の数値を用いた。元資料は『本場結城紬織物同業組合業務報告（各年）』、『茨城県染織業一斑』、『下都賀郡統計書（各年）』である。長井紬に関しては『長井紬（本場米琉）の歴史』（川村，1975：278-279）の数値を用いた。なお、表にする際に、長井紬の金額は銭の部分を四捨五入して円単位にした。元資料は不明。

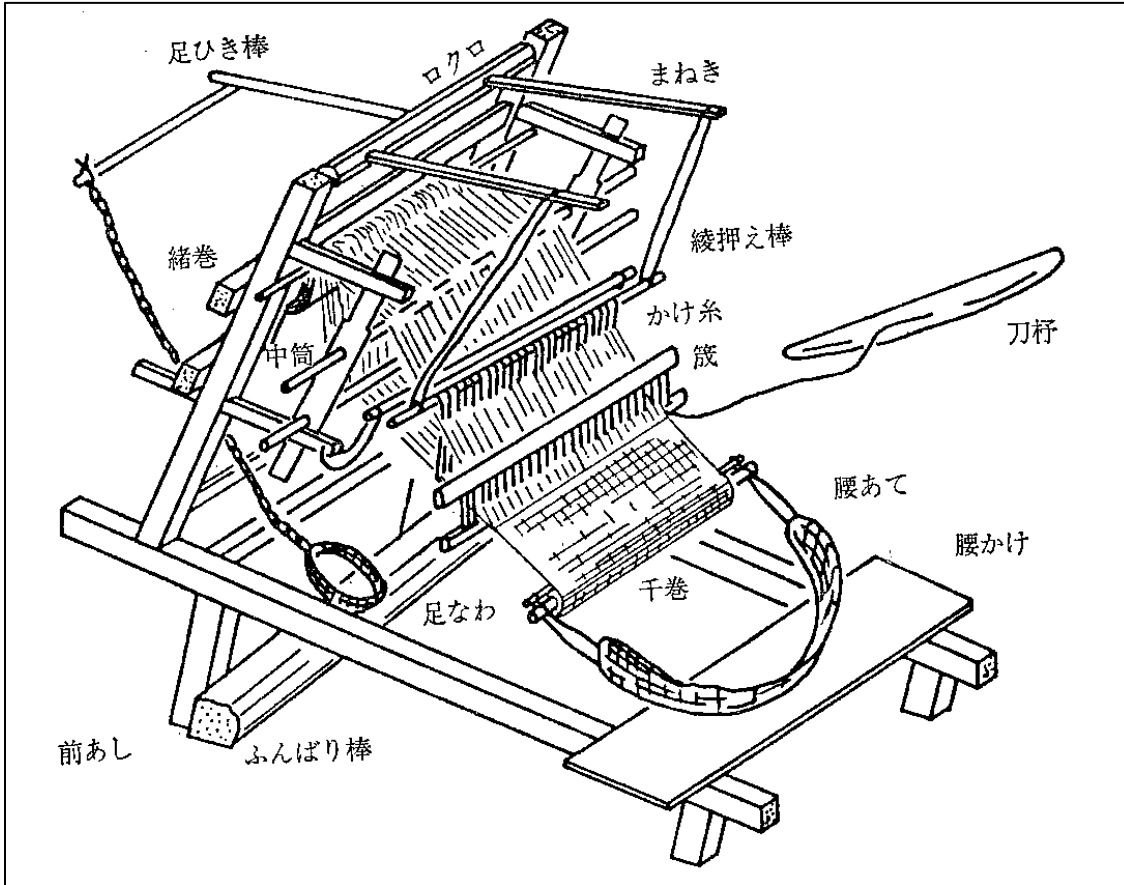
図表 44 結城の地機（結城市伝統工芸館）



撮影 守谷英一 2015. 9. 15



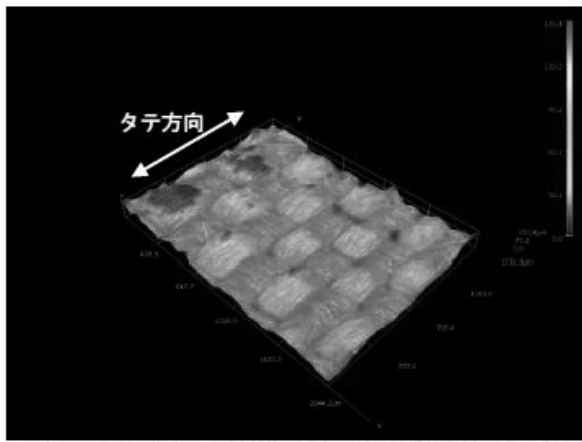
図表 45 結城の地機 (図)



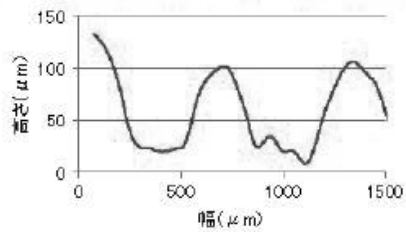
出典 原図『手織のすべて』 『結城市史』第六巻 (結城市史編さん委員会編, 1982:234)

図表 46 織物表面の形状

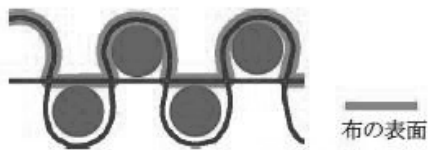
(1) 結城紬 (地機 片口開口)



(A) 3D 合成画像 (織物表面の高低を色別に表示)

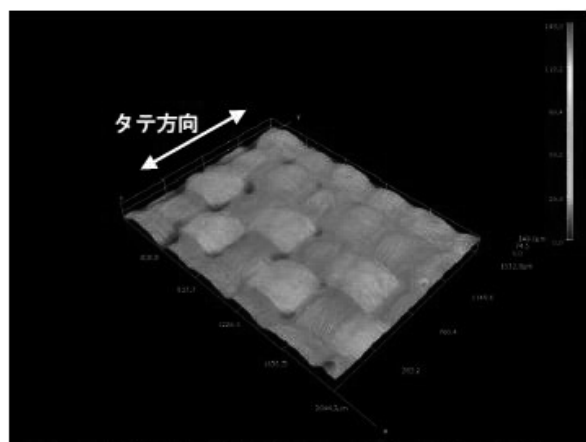


(B) タテ方向に平行にカットした断面形状 (実物織物)

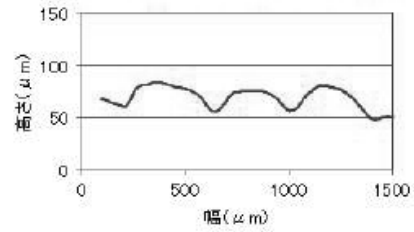


(C) タテ方向に平行にカットした断面形状 (模式図)

(2) 大島紬 (高機 両口開口)



(A) 3D 合成画像 (織物表面の高低を色別に表示)



(B) タテ方向に平行にカットした断面形状 (実物織物)

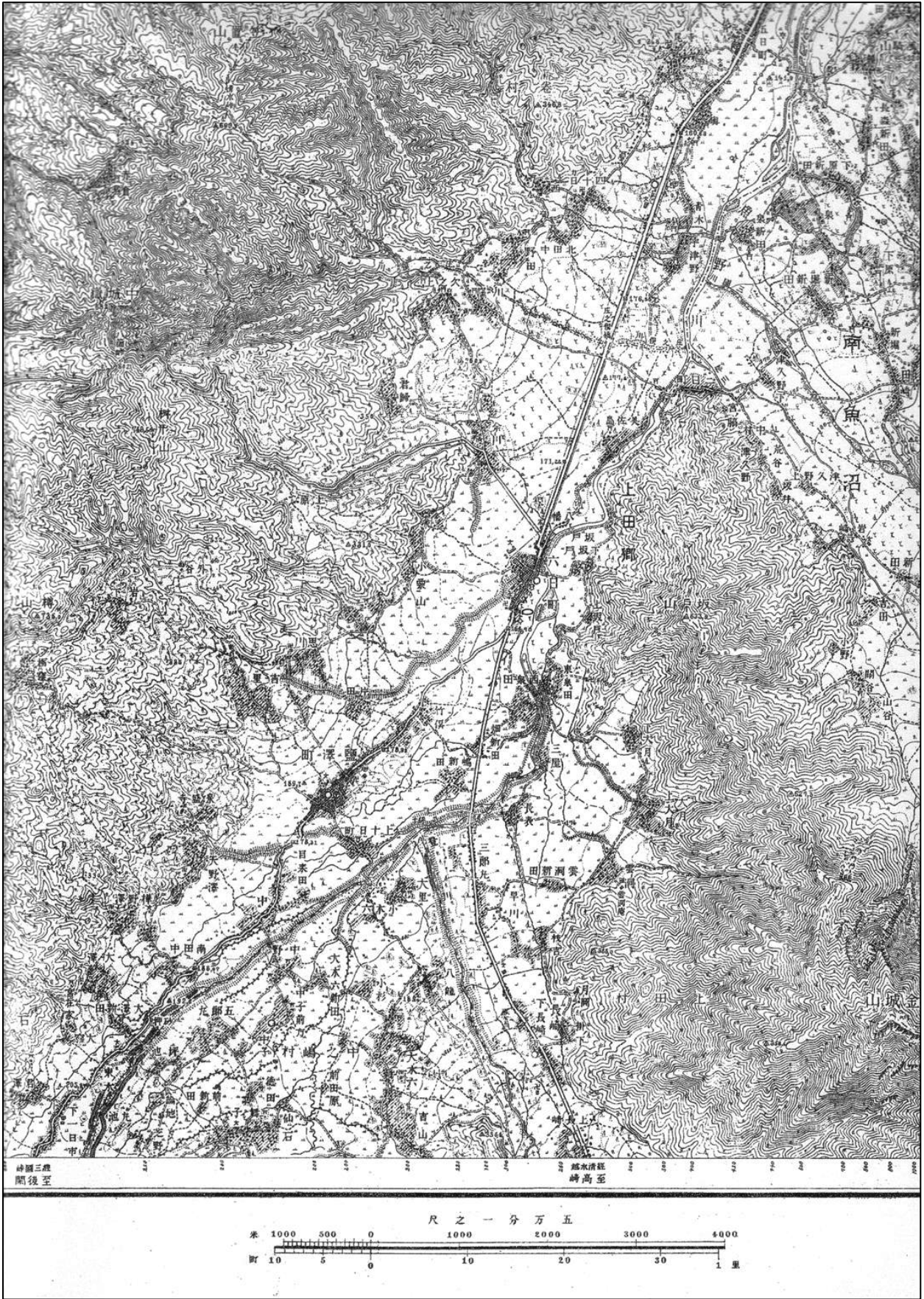


(C) タテ方向に平行にカットした断面形状 (模式図)

出典 「結城紬特性の定量化に関する調査研究 (第2報)」 図6、図7 (本庄他, 2016: 58)

第3章

図表 47 塩沢周辺地図 (明治44年測量 大正3年発行)



この地図は国土地理院発行の5万分の1の地形図(十日町)を使用した。

図表 48 南魚沼市の産業別就業人口推移

区分	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
	1970 年	1975 年	1980 年	1985 年	1990 年	1995 年	2000 年	2005 年	2010 年
産業人口総数 (人)	33,968	33,760	32,941	32,524	33,777	34,088	32,779	32,344	30,686
第一次産業就業人口 上段 (人) 下段 (%)	16,616 48.9%	10,731 31.8%	7,447 22.6%	5,629 17.3%	4,142 12.3%	3,824 11.2%	3,289 10.0%	4,060 12.6%	3,668 12.0%
第二次産業就業人口 上段 (人) 下段 (%)	8,316 24.5%	12,093 35.8%	12,978 39.4%	13,329 41.0%	14,138 41.9%	13,156 38.6%	11,853 36.2%	10,221 31.6%	9,081 29.6%
第三次産業就業人口 上段 (人) 下段 (%)	9,036 26.6%	10,860 32.2%	12,507 38.0%	13,539 41.6%	15,481 45.8%	17,089 50.1%	17,610 53.7%	18,045 55.8%	17,886 58.3%
分類不能 上段 (人) 下段 (%)	0 0.0%	76 0.2%	9 0.0%	27 0.1%	16 0.0%	19 0.1%	27 0.1%	18 0.1%	51 0.2%

出典 南魚沼市「2016 市勢要覧データベース編」(2017 南魚沼市) p8 元資料は国勢調査結果による。

図表 49 近世南魚沼の洪水被害

年	西暦	水害状況など
宝永元	1704	2月19日、魚野川が舞子村方面へ切れ込み、山の麓まで流れ、櫛川に合流。代官は郡中から徴収した人足47,000人で修復（塩沢町編, 2003: 29-30）。
正徳2	1712	洪水で姥島新田の村が流され、万條新田も大きな被害を受けた。姥島新田は水害を受けない切石原に移転した（塩沢町編, 2003: 30）。
正徳4	1714	関谷、孫島新田で堤防が決壊し、現在の中之島区域全域の田畑が被害を受けた。9か村の願書を受け、代官能勢権兵衛が検分し、老中水野因幡守まで報告し、金280両と米440俵が幕府から下された。普請に必要なソダ山がないため、9か村は関村の余市から金15両で一年間、ソダの採取権を買っている（塩沢町編, 2003: 30）。
享保8	1723	8月、大雨のため洪水となり、関谷、孫島新田の堤防と用水堰が大破した。被害は万条新田、仙石村、徳田新田、姥島新田、木六新田、舞子村、五郎丸坪池、丸池新田、中子新田、重右衛門新田に及び、合わせて石高で460石3斗5升9合、面積で42町3畝である。以前からの水害での荒地化による石高減少分（水損）の778石1斗5升9合を加えると、約1238石となり、高田藩領時代の新田開発が3,000石とされているので、その4割以上が水損したことになる。中でも万条新田は村高の約80%、姥島新田では95%、大木六新田では85%、重右衛門新田では99%が水損地となっている（塩沢町編, 2003: 30-32）。
享保9	1724	舞子村の庄屋太郎右衛門、徳田新田の祐右衛門が9か村の代表として代官所へ復旧を願い出た。幕府は金430両を出し、関と堤を修復することとした。この修復は翌年享保10年に完成している（塩沢町編, 2003: 32）。
元禄10	1697	暮、小出島村に魚沼郡内の各組合村の大割元が集まり、今後は川普請の人足は100石に50人までの人足は組内でまかなうという提案がなされた。下流の組は現場までの道のりが遠く負担が多いということが理由である。塩沢組、六日町組は反対したが入れられず、以降は各組ごとに普請の人足でまかなうようになった（塩沢町編, 2003: 34-35）。
享保13	1728	8月、台風のため魚野川が洪水となり、関谷新田の用水堰が大破した。水下9ヶ村の村役人連名で領主負担での普請を願い出ようとしたが、五郎丸村、坪池村、丸池新田の3ヶ村は自己の村の用水も被害を受け、その普請を願い出ているので印を押せば二重に人足を出さなければならなくなるとして押印を拒否した（塩沢町編, 2003: 35）。
寛延4	1749 ? (1751)	台風の時節を前にして、大割元井口平左衛門から関谷新田の川除け普請を行うために水下9ヶ村に工事人足が割り当てられた。五郎丸村、丸池新田は自分たちの用水堰の修復もしなければならぬとして人足を出さなかった。このため他の村々は代官所に訴え、五郎丸村、丸池新田は他の半分以下の人足を出すことで決着した（塩沢町編, 2003: 35-36）。



図表 51 関村佐藤九左衛門家の縮生産

年号	西曆年	生産反数	売却代金	
			文書記載	銭換算：1両=4貫文=4000文
延享元	1744	不明	金2両銭700文	銭8貫700文=8,700文
延享2	1745	3反	金1両1分銭700文	銭5貫700文=5,700文
延享3	1746	6反	金1両2分銭1貫900文	銭7貫900文=7,900文
延享4	1747	4反	金2両銭700文	銭8貫700文=8,700文
寛延元	1748	6反	金2両1分銭1貫120文	銭10貫120文=10,120文
寛延2	1749	8反	金3両3分銭720文	銭15貫720文=15,720文
寛延3	1750	6反	金2両3分	銭11貫文=11,000文
宝暦元	1751	5反	金2両2分銭570文	銭10貫570文=10,570文
宝暦2	1752	7反	金3両3分銭690文	銭15貫690文=15,690文
宝暦3	1753	4反	金2両銭2貫286文	銭10貫286文=10,286文
宝暦4	1754	7反	金2両3分銭200文	銭11貫200文=11,200文
宝暦5	1755	6反	金2両2分銭700文	銭10貫700文=10,700文
宝暦6	1756	6反	金2両1分銭400文	銭9貫400文=9,400文

図表 52 近世から明治時代の苧麻布の生産

年号	西暦	生産量 (反)	元資料
享保 6	1721	30,000	北越機業史
明和元	1764	40,000	
寛政 6	1794	61,000	
享和元	1801	65,000	
安政 2	1856	67,550	
安政 3	1857	67,688	
安政 4	1858	64,746	
明治元	1868	135,000	
明治 5	1872	120,000	
明治 10	1877	110,000	
明治 14	1881	110,000	
明治 17	1884	93,000	
明治 20	1887	54,029	
明治 22	1889	72,963	
明治 25	1892	48,922	
明治 30	1897	36,037	
明治 36	1903	31,197	



図表 53 大正から昭和初期の苧麻布の生産

年号	西暦	生産量 (反)									
		小千谷			塩沢			十日町			計
		本製縮布	麻交織	計	本製縮布	麻交織	計	本製縮布	本製縮布	計	
大正 10	1921	15,694	11,037	26,731				1,748		28,479	
大正 11	1922	19,832	18,852	38,684				1,577		40,261	
大正 12	1923	25,404	30,164	55,568	4,884	1,884	6,768	1,323		63,659	
大正 13	1924	21,893	35,784	57,677	5,695	2,631	8,326	2,957		68,960	
大正 14	1925	11,693	16,854	28,547	3,773	2,105	5,878	1,032		35,457	
大正 15	1926	8,373	17,344	25,717	3,804	2,310	6,114	771		32,602	
昭和 2	1927	8,403	28,271	36,674	3,286	6,158	9,444	407		46,525	
昭和 3	1928	18,422	29,937	48,359	2,935	6,746	9,681	318		58,358	
昭和 4	1929	22,474	16,738	39,212	2,797	5,245	8,042	238		47,492	
昭和 5	1930	15,243	8,873	24,116	3,111	4,193	7,304	248		31,668	
昭和 6	1931	16,359	10,863	27,222	2,992	6,584	9,576	113		36,911	

出典 西脇新次郎『小千谷縮布考』(1932 私家版) p60

図表 54 現代の小千谷の織物出荷数量（単位：反）

年号	西暦	絹織物	麻織物	計	麻織物比率
昭和 51	1976	185,857	64,022	249,879	25.6%
昭和 54	1979	151,776	46,701	198,477	23.5%
昭和 57	1982	114,164	30,332	144,496	21.0%
昭和 60	1985	78,416	33,436	111,852	29.9%
昭和 63	1988	47,106	32,529	79,635	40.8%
平成 3	1991	33,958	26,677	60,635	44.0%
平成 6	1994	24,268	18,127	42,395	42.8%
平成 9	1997	25,537	18,253	43,790	41.7%
平成 12	2000	18,557	12,681	31,238	40.6%
平成 15	2003	17,341	14,114	31,455	44.9%

出典 伝統的工芸品産業振興協会『平成 17 年度 伝統的工芸品産地調査診断事業報告書』  
 (2006 伝統的工芸品産業振興協会) p192

図表 55 昭和初期の塩沢の苧麻布の生産

年号	西暦	生産量	生産額
昭和5	1930	17,325	197,857
昭和6	1931	17,942	170,209
昭和7	1932	26,217	206,760
昭和8	1933	25,473	211,071
昭和9	1934	26,122	249,162

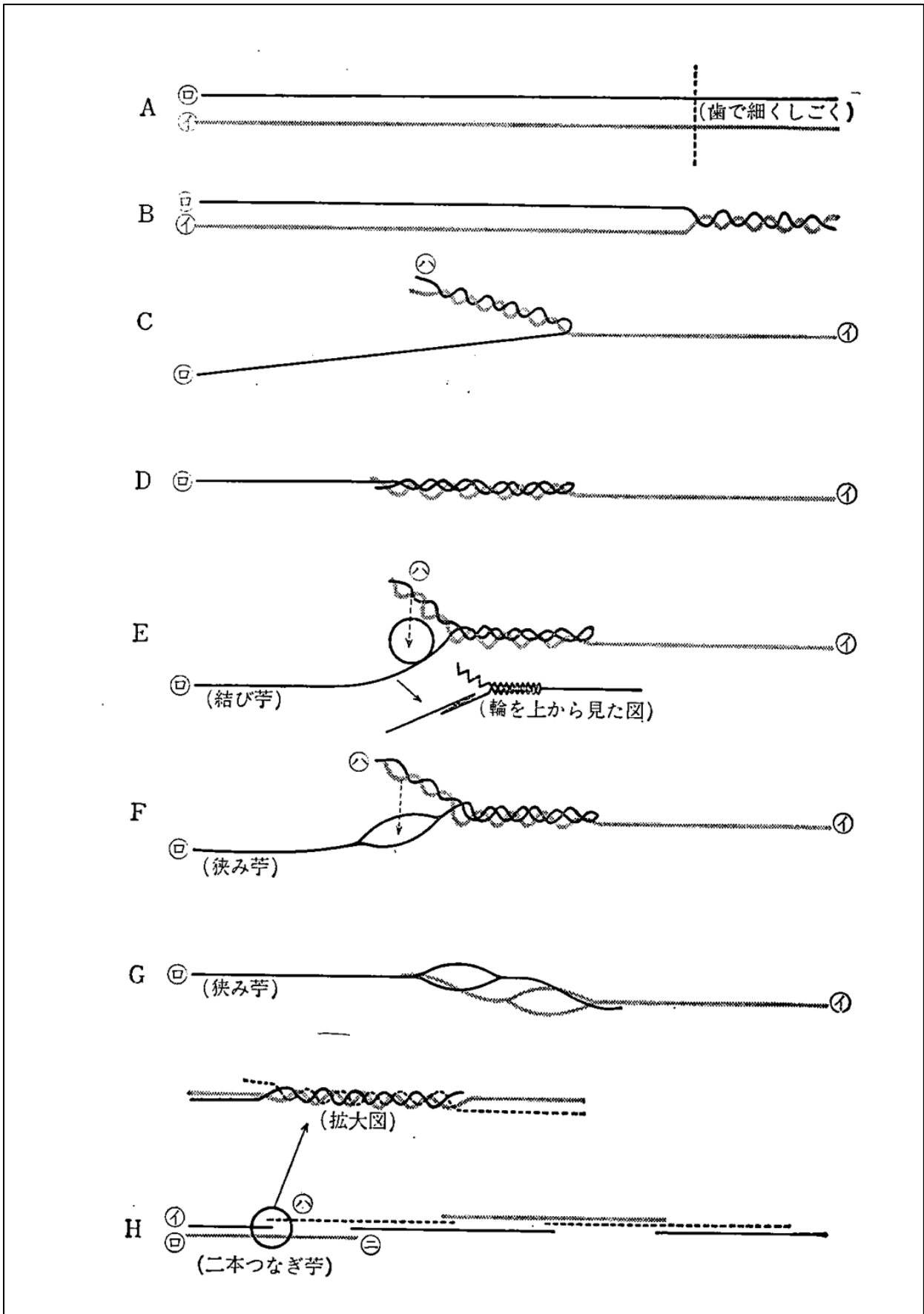
出典 細矢菊治他監修『塩沢町誌』（復刻）第2巻（1981 塩沢町教育委員会）p274-275

図表 56 塩沢の苧麻布生産量（昭和 41 年から平成 5 年まで）

年号	西暦	生産量（反）			
		絹織物計	越後上布	木綿織物	計
昭和 41	1966	33,615	2,268	460	36,343
昭和 52	1977	42,866	977	78	43,921
昭和 56	1981	34,774	896	73	35,743
昭和 60	1985	25,698	723	64	26,485
平成元	1989	19,526	743	3	20,272
平成 5	1993	11,592	471	0	12,063

出典 南魚沼郡誌編集委員会編『南魚沼郡誌』続編上巻（1971 新潟県南魚沼郡町村会）p643  
 塩沢町編『塩澤町史』通史編下巻（2003 塩沢町）p565

図表 57 苧の績み方いろいろ



出典 中江克己編『縮と上布 心で織る素朴な布』(1976 泰流社) p151

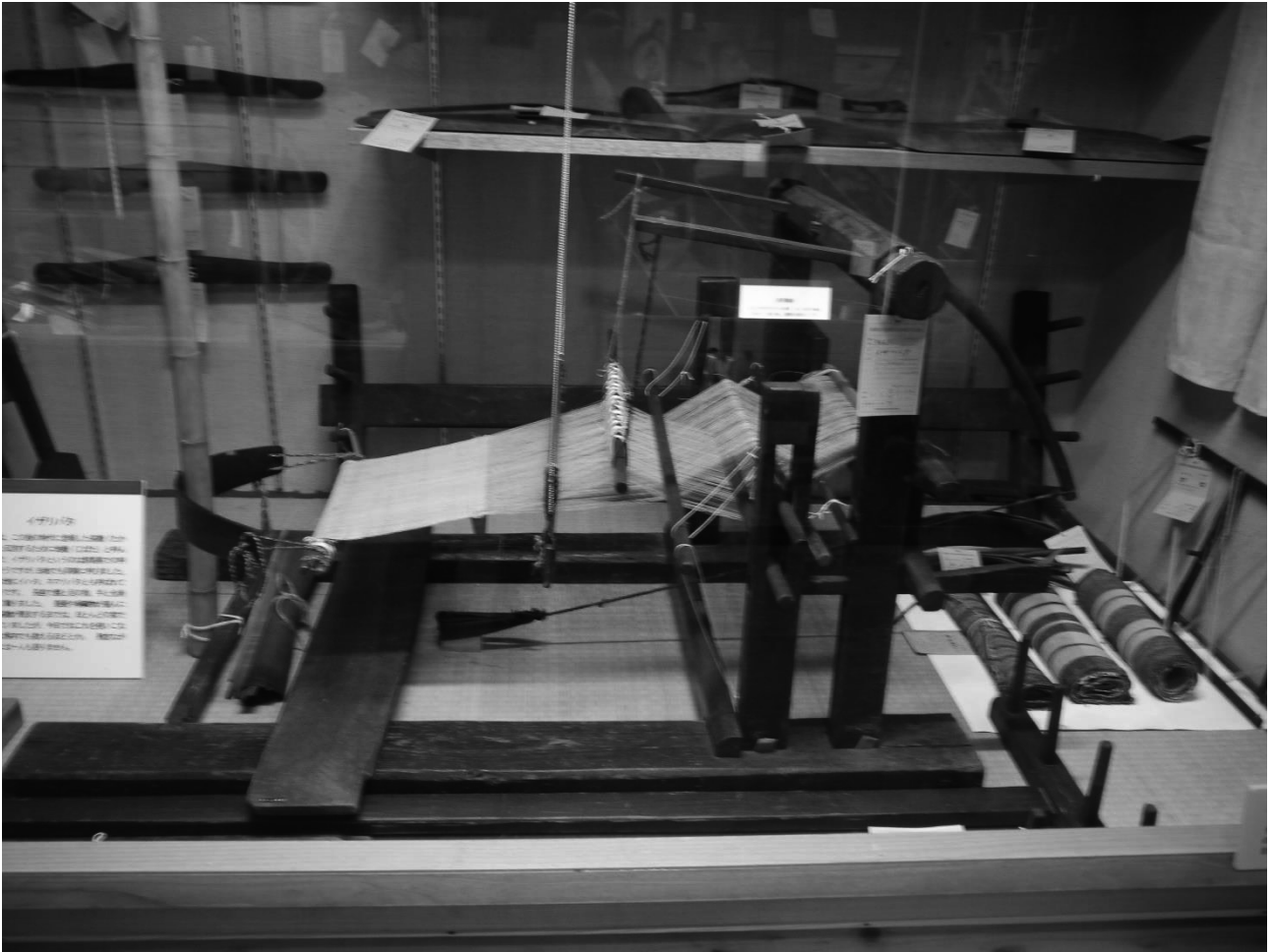
※AからDまでが本文で示した緯糸の績み方である。

図表 58 苧麻糸の値段

年号	西暦年	経糸		緯糸	備考
		1 縄	100 匁	100 匁	
安政 2	1856	145	2,900	1,100	単位：文、1分=1000文
明治 19	1886	3	60	35	単位：銭、1円=100銭
明治 24	1891	5	100	80	
明治 30	1897	13	260	115	
明治 40	1907	20	400	250	
大正 5	1916	40	800	500	
大正 9	1920	80	1,600	1,000	
大正 13	1924	45	900	500	
昭和 7	1932	37	740	400	

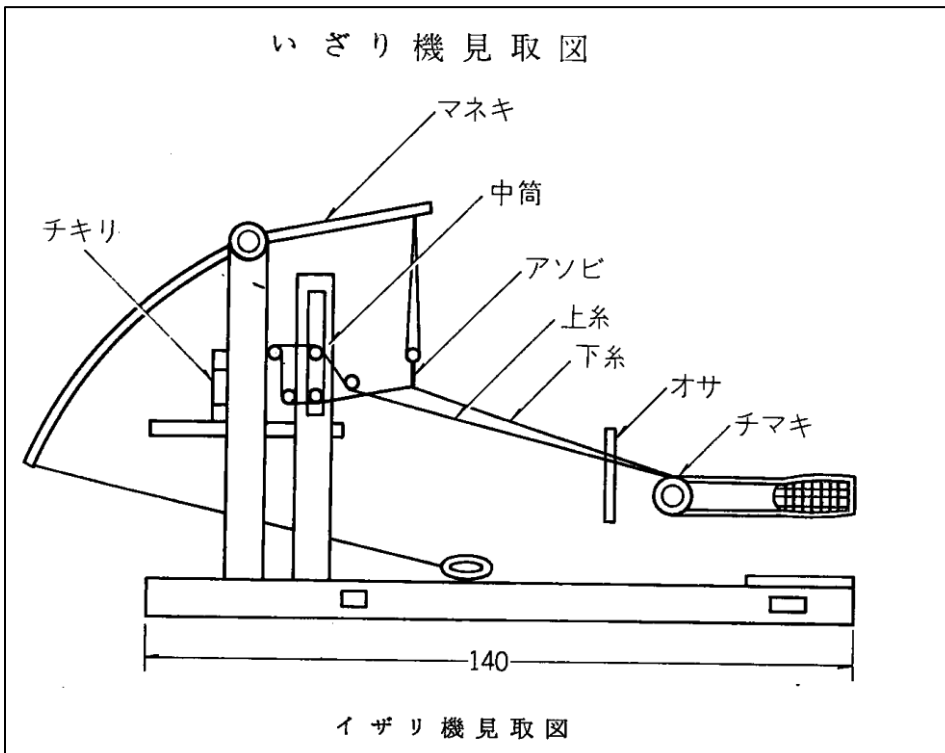
元資料 『小千谷縮布史』（1935 小千谷縮布史刊行会） p 324

図表 59 魚沼地方の地機（津南町歴史民俗資料館所蔵品）



2017. 8. 26 撮影守谷英一

図表 60 地機の各部名称



出典 渡辺三省『越後縮の歴史と技術』（1971 小宮山出版）p172

図表 61 南魚沼郡の麻織物と賃金

番号	布の種類	価格 (円)	経糸		緯糸 (匁)	賃機		仕上料 (銭)
			品質	数量(縄)		日数	織賃(銭)	
1	越後白縮	26	4.0	21	65	8	250	156
2	越後白縮	23	5.0	18	70	6	220	156
3	越後白縮	18	6.0	16	75	5	200	156
4	地白緋上布	80	2.5	34	65	50	3,000	100
5	地白緋上布	55	3.5	21	60	40	2,000	100
6	地白緋上布中幅	66	2.5	34	60	45	2,500	100
7	地白緋上布中幅	50	3.5	21	58	35	1,500	100
8	地白緋上布並幅	45	3.5	21	58	30	1,200	100
9	地白緋上布並幅	35	4.5	18	65	25	1,000	100
10	地白緋上布	55	3.5	21	63	40	2,000	80
11	地白緋上布	50	4.0	20	66	35	1,800	80
12	本製紺緋上布中幅	45	4.5	18	60	32	1,500	80
13	本製紺緋上布中幅	42	5.0	17	63	30	1,300	80
14	本製紺緋上布並幅	40	5.5	16	64	28	1,200	80
15	本製紺緋上布並幅	35	6.0	15	66	25	1,000	80

元資料 『麻紡績と其乃織物』(1926 新潟県麻織物試験場) p 225-226



第4章

図表 62 和紙の原料、粘材、漉き方

名 称	所在地	原 料	ねり（粘材）	漉き方
深山和紙	山形県	コウゾ	ノリウツギ	流し漉き
内山紙	長野県	コウゾ	トロロアオイ	流し漉き
越中和紙	富山県	コウゾ・ミツマタ・ガンピ	トロロアオイ	流し漉き・溜め漉き
美濃和紙	岐阜県	コウゾ・ミツマタ・ガンピ	トロオアオイ・ノリウツギ	流し漉き
越前和紙 （局紙）	福井県	ミツマタ	使用しない	溜め漉き
越前和紙 （局紙以 外）	福井県	コウゾ・ミツマタ・ガンピ・ アサ	トロオアオイ	流し漉き
因州和紙	鳥取県	コウゾ・ミツマタ・ガンピ	トロロアオイ	流し漉き
石州和紙	島根県	コウゾ・ミツマタ・ガンピ	トロロアオイ	流し漉き・溜め漉き
阿波和紙	徳島県	コウゾ・ミツマタ・ガンピ	トロロアオイ・ノリウツギ	流し漉き
大洲和紙	愛媛県	コウゾ・ミツマタ・ガンピ・ アサ・わら	トロロアオイ・ノリウツギ	流し漉き
土佐和紙	高知県	コウゾ・ミツマタ・ガンピ・ アサ・竹・わら	トロロアオイ・ノリウツギ	流し漉き・溜め漉き
白石和紙	宮城県	コウゾ	トロロアオイ	流し漉き・溜め漉き
東山和紙	岩手県	コウゾ	トロロアオイ	流し漉き

『伝統的工芸品ハンドブック』（伝統的工芸品産業振興協会編，2003）を元に作成。

図表 63 深山和紙の生業暦

種類 月	稲作	養蚕	深山和紙
1月			紙すき
2月	↑ ↕ 肥ひき		
3月			↓
4月	↕ 苗代づくり ↑ 種まき ↓ 畔ぬり	↑ 実生刈り 桑畑 耕運追肥 ↓ 土寄せ	↑
5月		↑ 春蚕掃立	追肥
6月	↑ 代かき ↓ 田植え	↑ 桑こき 上簇	楮畠草刈り
7月	↑ 一番除草 ↓ 二番除草	↑ 初秋蚕掃立	
8月	↕ 三番除草	↓ 桑こき 上簇	楮枝打ち
9月	↑ 刈り取り	↑ 晩秋蚕掃立 ↓ 桑こき 上簇	
10月	↓ 稲こき		「にれ(ノリウツギ)」の採取
11月	↓ 調整		↑ 楮刈り
12月			楮ふかし 楮ひき 紙すき

昭和 39 (1964) 年度に山形県が実施した民俗資料緊急調査報告書 (山形県教育委員会, 1965) の生業暦を基に作成。

第5章

図表 64 文政頃の長井地区の田畑など

番号	村名	戸数 (戸)	人口 (人)	村高 (石)	田 (町)	畑 (町)	田畑計	水田比
1	小出	416	2,244	2,157.247	132.0800	50.7200	182.80	72.3%
2	宮	241	1,224	1,918.370	120.9300	34.7600	155.69	77.7%
3	成田	143	783	2,636.987	160.0200	39.7400	199.76	80.1%
4	五十川	186	1,016	1,834.050	152.1400	77.1200	229.26	66.4%
5	白兔	58	307	1,594.944	92.7600	35.9800	128.74	72.1%
6	川原沢	54	300	1,585.300	94.5900	20.9000	115.49	81.9%
7	草岡	108	633	2,855.745	171.1000	55.0800	226.18	75.6%
8	寺泉	172	925	5,257.267	318.7400	75.7700	394.51	80.8%
9	勸進代	92	438	2,685.515	170.7400	33.2400	203.98	83.7%
10	森	60	320	499.765	24.9600	20.7200	45.68	54.6%
11	九野本	89	465	5,315.218	360.9100	51.2300	412.14	87.6%
12	平山	118	752	2,727.130	190.1214	32.1300	222.25	85.5%
13	時庭	93	507	2,563.000	179.8000	13.7219	193.52	92.9%
14	今泉	70	390	1,902.660	117.2722	26.5818	143.85	81.5%
15	泉	57	360	1,254.881	87.6400	9.5630	97.20	90.2%
16	河井	30	146	703.470	40.5120	16.2150	56.73	71.4%
17	歌丸	108	554	2,736.495	174.4160	22.4719	196.89	88.6%
18	伊佐沢	287	1,296	2,624.013	114.3600	110.1929	224.55	50.9%
合計		2,382	12,660	42852.0570	2703.0916	726.1365	3429.2281	
平均		140.1	744.7	2520.7092	159.0054	42.7139	201.7193	78.8%

『元置賜村反別』(山形県編, 1961)の数値を基に作成。

図表 65 長井市の産業別人口の推移（人）

	昭和 45 (1970) 年	昭和 50 (1975) 年	昭和 55 (1980) 年	昭和 60 (1985) 年	平成 2 (1990) 年	平成 7 (1995) 年	平成 12 (2000) 年	平成 17 (2005) 年	平成 22 (2010) 年
第一次産業	6,768	4,890	3,820	3,173	2,586	1,864	1,593	1,451	1,157
第二次産業	5,042	5,520	6,678	7,478	8,003	7,718	7,536	6,425	5,780
第三次産業	6,365	6,523	7,115	7,142	7,542	7,883	7,759	7,983	7,648

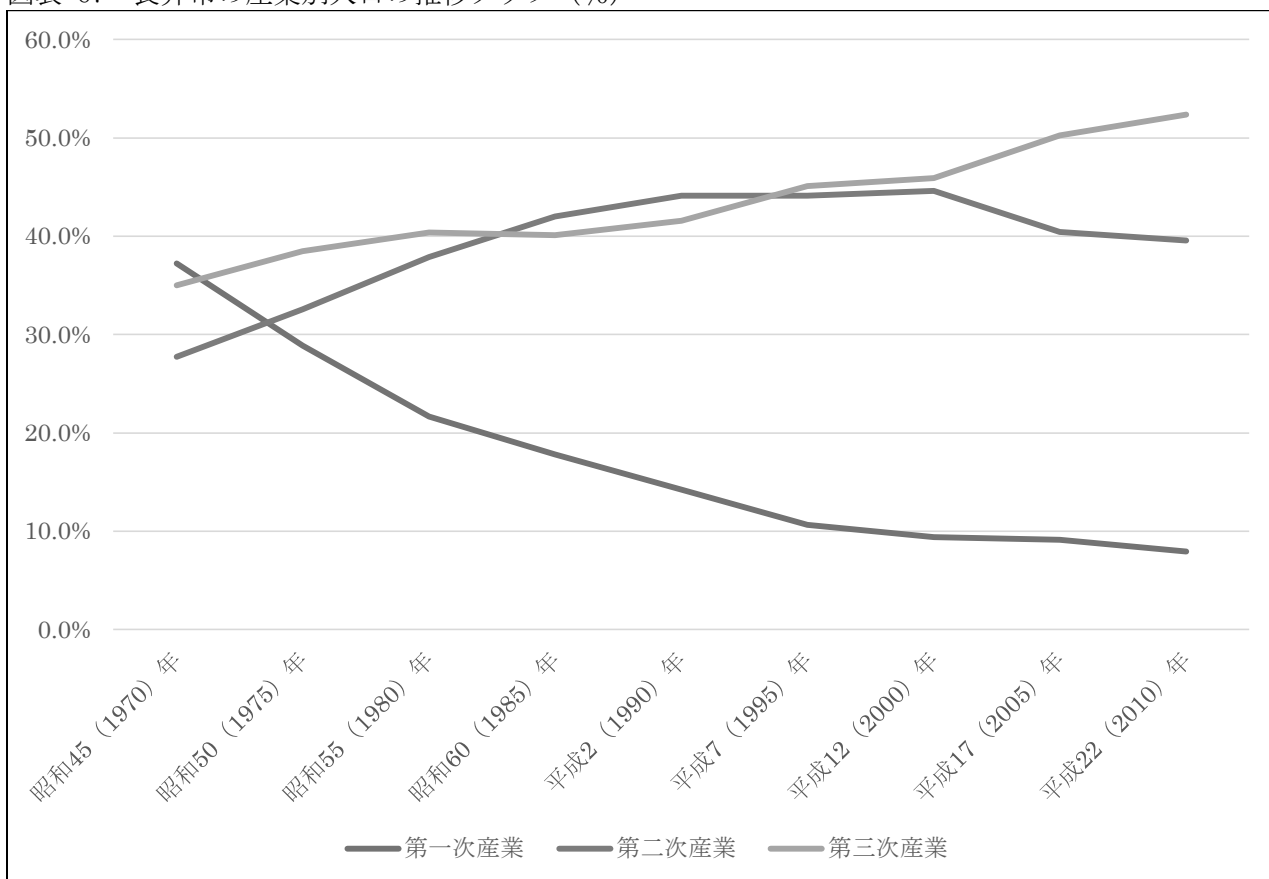
各年度の国勢調査による。

図表 66 長井市の産業別人口の推移（%）

	昭和 45 (1970) 年	昭和 50 (1975) 年	昭和 55 (1980) 年	昭和 60 (1985) 年	平成 2 (1990) 年	平成 7 (1995) 年	平成 12 (2000) 年	平成 17 (2005) 年	平成 22 (2010) 年
第一次産業	37.2%	28.9%	21.7%	17.8%	14.3%	10.7%	9.4%	9.1%	7.9%
第二次産業	27.7%	32.6%	37.9%	42.0%	44.1%	44.2%	44.6%	40.4%	39.6%
第三次産業	35.0%	38.5%	40.4%	40.1%	41.6%	45.1%	45.9%	50.2%	52.4%

各年度の国勢調査による。

図表 67 長井市の産業別人口の推移グラフ（%）



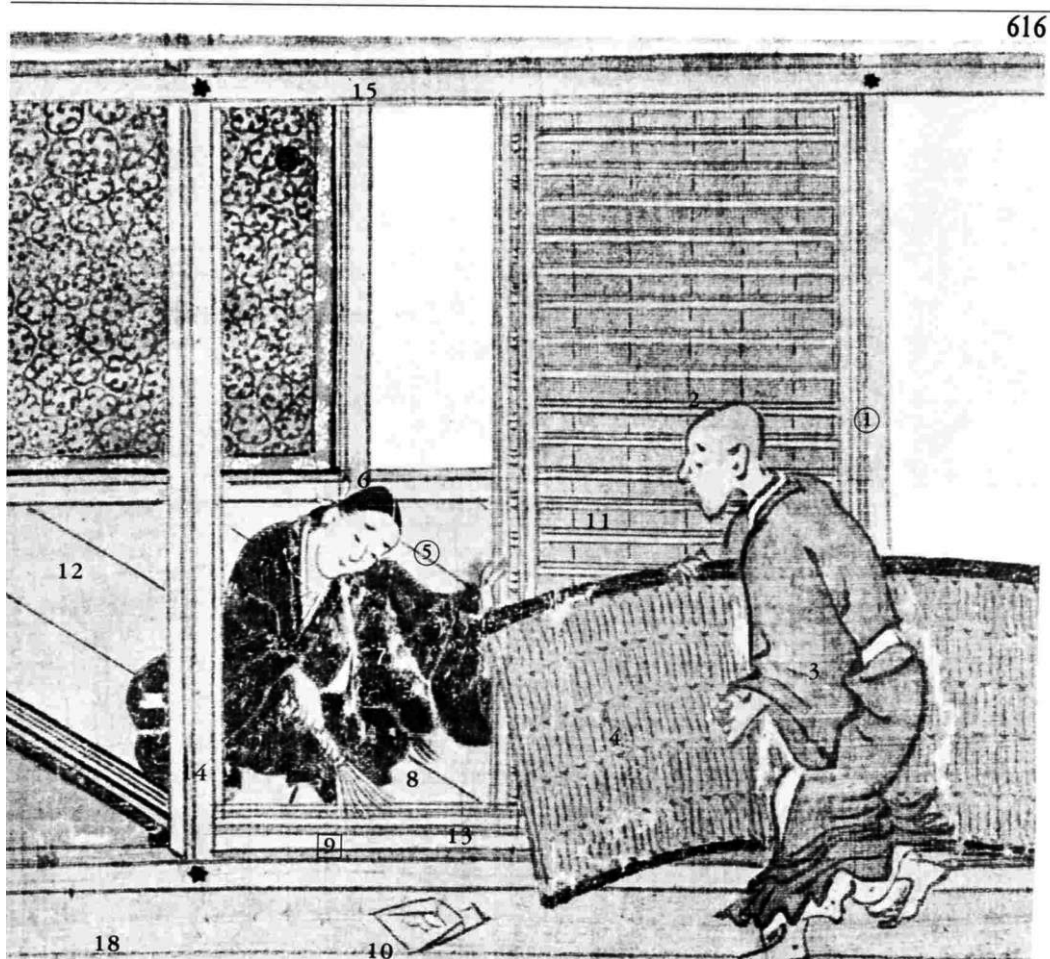
各年度の国勢調査による。

図表 68 『絵巻物による日本常民生活絵引』の箒図

図版番号	種類	絵巻名称	成立時代	西暦年
480	庭箒	石山寺縁起	室町時代	1336-1573
518	庭箒	親鸞上人絵伝	鎌倉時代末まで	?-1333
536	座敷箒	絵師草紙	鎌倉時代末まで	?-1333
615	庭箒	春日権現記	鎌倉時代	?-1309
616	座敷箒 (小)			
728	座敷箒	法然上人絵伝	鎌倉時代末まで	?-1333
761	座敷箒	慕帰絵詞	室町時代 (観応2年)	1351
768	庭箒			
789	座敷箒 (長柄)			
803	庭箒			
816	庭箒	融通念仏縁起	室町時代 (応永30年)	1423

『新版 絵巻物による 日本常民生活絵引』の総索引による (渋澤他編, 1984f: 33)

図表 69 『春日権現絵巻』の座敷箒 (図版 616)



『絵巻物による日本常民生活絵引』第4巻p190より引用

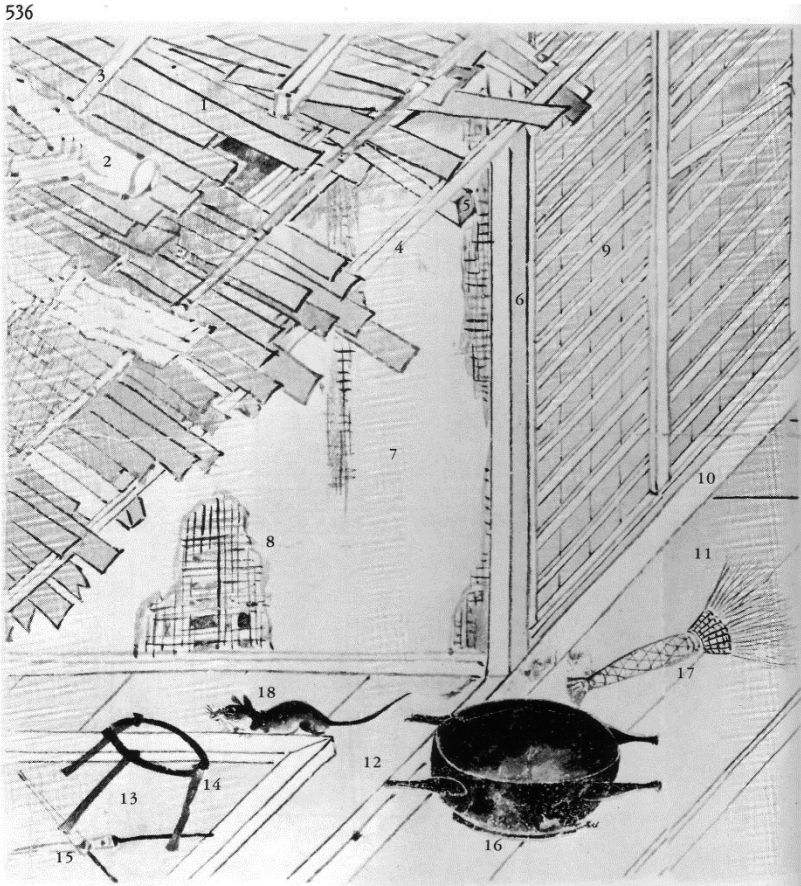
図表 70 『法然上人絵伝』の座敷箒 (図版 728)  
728



『絵巻物による日本常民生活絵引』第5巻p63より引用

図表 71 『絵師草紙』の座敷箒 (図版 536)

536



『絵巻物による日本常民生活絵引』第4巻p536より引用

図表 72 大正2年ごろの金井神周辺



この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図（赤湯）明治43年測量大正2年製版を使用して作成した。

第3部 考察と結論  
第1章

図表 73 昭和40（1965）年代ごろの山形県置賜地区の生業暦モデル

種類 月	稲作	養蚕	冬期間の生業要素関係		
			機織り・染色	金井神箒	深山和紙
1月			機織り・染色	箒作り	紙すき
2月	↑ ↕ 肥ひき				
3月					
4月	↕ 苗代つくり ↑ 種まき	↕ 実生刈り 桑畑 耕運追肥 土寄せ			
5月	↓ 畔ぬり	↑ 春蚕掃立		↑ 石灰まき 種まき	↑
6月	↑ 代かき ↓ 田植え	↓ 桑こき 上簇	↑	↑ 間引き ホウキ草取り	
7月	↑ 一番除草 ↓ 二番除草	↑ 初秋蚕掃立			楮の世話
8月	↕ 三番除草	↓ 桑こき 上簇	↑ 自家用糸準備	↓ 刈り取り 陰干し	
9月	↑ 刈り取り	↕ 晩秋蚕掃立 桑こき 上簇			
10月	↓ 稲こき		↓		↓
11月	↓ 調整		↑ 機織り・染色	↑ 箒作り	↑ 楮刈り
12月					楮ふかし 楮ひき 紙すき

昭和39（1964）年度に山形県が実施した民俗資料緊急調査報告書（山形県教育委員会，1965）の生業暦を基に、聞き取りの結果を入れて作成した。



図表 74 1 日の時間の使い方 (結城紬の糸のつむぎ手 塚原アイさんをモデルに)

	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
家事など	■		■	■			■	■			■	■	■	
糸取り		■		■	■	■			■	■	■			
	真綿 3 枚分						真綿 2 枚分							

白鷹紬の織手

作業所

図表 75 生涯の中の在来の手仕事

	20 歳	30 歳	40 歳	50 歳	60 歳	70 歳	80 歳
石川さん	会社員→28 歳 機屋 →						
高波さん	金融機関・観光協会→43 歳		織り手→				
青木さん	機屋の絹織物織り手→55 歳、自宅での絹織物織り手→61 歳				糸績み→		
山崎さん	機屋での絹織物織り手→40 歳、義母介護、出機、家事など→60 歳				糸績み→		
高橋さん	勤め・家事→42 歳		紙漉き→				